

特許庁委託事業

中国模倣対策マニュアル

2021年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構
北京事務所 知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地法律事務所に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロ及び調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、或いは懲罰的な損害及び利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、或いはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ又は調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

はじめに

経済のグローバル化に伴い、現在、多くの日本企業が、国内で生産した自社製品を海外に輸出したり、現地の生産拠点で生産した製品を、直接海外市場に供給している。とりわけ、中国については、市場規模が大きいうえに、持続的な人口増加と高い経済成長率を記録していることもあり、日本との距離的な近さも相俟って日本企業に魅力的な市場となっている。

以前より、中国においては、比較的高価で高品質な日本企業の正規品に対して、価格の安い模倣品が数多く流通していることが問題となっていたが、ここ数年、インターネットの発達など技術の革新により、模倣業者の手口もさらに巧妙化・複雑化し、さらに模倣品の対象となる商品の種類も拡大する傾向にある。模倣品は、著名なブランドを保有する一部の企業にとっての問題ではなく、中国に進出する多くの企業に関わらざるを得ない一般的な問題になりつつある。さらに、悪意のある一部の企業から日本企業のブランド、社名などについて先に権利を取得されて、日本企業が権利侵害を指摘され、「警告」を受けたり、「訴訟」を起こされたりするなど、日本企業の中国進出によりトラブルに巻き込まれるケースも出てきており、単純な模倣品のカテゴリに収まらない問題も生じている。

そのような状況の変化に対応するため、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）では、経済産業省特許庁の模倣品対策事業の一環として、8年ぶりに「模倣品対策マニュアル」の大改訂を行うこととした。本マニュアルについては、できる限り最新の状況に合わせたものとするため、2021年6月に施行となる「専利法」や「著作権法」の改正法にも対応する形で作成をしている。

模倣品対策は「いたちごっこ」でキリがないとも言われ、費用対効果の面から疑問視されることも多いが、放置しておけば被害は拡大するばかりで、取り返しのつかないことになる場合もある。また、ブランド保護・企業イメージ保護の観点からも、早期かつ積極的な模倣品対策への取り組みが必要である。本書が、そのような取り組みを進めていく日本企業の役に立てれば幸いである。

2021年3月
日本貿易振興機構 北京事務所
知的財産権部

模倣対策マニュアル

目次

第1章 模倣品の現状と対策概要	12
第1節 模倣品対策の基礎知識	12
第2節 中国における模倣品の現状	15
1. 専利権侵害の模倣品の現状	16
2. 商標権侵害の模倣品の現状	19
3. 著作権侵害の現状	20
4. その他の知的財産権侵害の現状	22
第3節 模倣対策の総体概要と基本ステップ	23
1. 模倣品防止の対応策	23
2. 模倣品の発見	34
第2章 中国での権利取得	52
第1節 専利権の取得	52
1. 保護対象	52
2. 登録要件	53
3. 登録までの詳細な手続き	54
4. 存続期間と権利の維持	59
5. 拒絶対応	60
6. 無効審判請求制度	61
7. 関連行政訴訟手続	63
8. 専利権評価報告（実用新案と意匠）	67
9. 権利出願戦略	69
第2節 商標権の取得	70
1. 保護対象	70
2. 登録要件	70
3. 商標出願から登録までのフローチャート	72
4. 存続期間と権利の維持	73
5. 補正通知書への対応	73

6. 拒絶への対応	73
7. 異議申立	76
8. 無効審判、不使用取消請求及び不服審判請求	81
9. 関連行政訴訟手続き	84
10. 商標出願戦略	84
11. 冒認商標出願への対応	86
12. 馳名商標と地方著名商標の認定	88
第3節 著作権の取得	90
1. 保護対象	90
2. 成立要件	91
3. 作者の権利	91
4. 著作権の保護期間	96
5. 著作物自由登録制度	97
6. コンピュータソフトウェア著作権登録制度	98
第4節 その他権利の取得	100
1. 専利権以外の技術類権利の取得	100
2. 商標権以外の商業標章の権利取得	103
3. 命名の適否など	103
第3章 模倣品対策の行政救済	107
第1節 行政救済概要	107
1. 行政救済の方法	107
2. 模倣品の類型と対応する行政機関	107
第2節 模倣品対策の一般行政取締	110
1. 市場監督管理局による取締り	110
2. 著作権局による取締	115
3. 税関による水際措置	117
4. 展示会での取締	125
第3節 行政取締実務における諸問題と対応手段	127
1. 取締り書類に対する要求のばらつきへの対応	127

2. 現場実証と口頭審理	128
3. 各地方における法解釈の違いと侵害認定基準の不一致	129
4. 地方保護主義への対応	130
5. 廃棄処分における不透明性	131
6. 公安機関との連携	131
7. 行政決定の内容と執行	133
8. 行政摘発決定に対する救済手段	138
9. 再犯の問題と対応	141
10. 損害賠償の請求について	142
11. 民事訴訟との関係	142
第4章 模倣品対策の司法救済—民事訴訟	144
第1節 概要	144
1. 関連法律	144
3. 訴訟時効	147
4. 管轄	149
5. 訴訟手続き	150
6. 当事者適格	161
7. 証拠の収集、保全と立証	162
8. 訴訟に係る費用	167
9. 損害賠償の計算	169
10. 財産保全と行為保全	172
11. 和解	174
12. 判決の執行	175
第2節 侵害判定	176
1. 専利権侵害訴訟	176
2. 商標侵害訴訟	180
3. 著作権侵害訴訟	183
4. 不正競争訴訟	185
第3節 留意点と実例	187

1. 日本企業の留意点	187
2. 関連民事訴訟実例	188
第5章 模倣品の刑事対応	195
第1節 概要	195
1. 関連法律	195
2. 知的財産権刑事訴訟の現状	196
3. 刑事案件の訴追基準	197
4. 刑事罰の種類及び内容	210
5. 主管機関	212
第2節 刑事対応として取り得る方法	213
1. 公安機関への告発	213
2. 行政機関の移送	214
3. 刑事自訴	214
第3節 留意点と実例	219
1. 日本企業の留意点	219
2. 関連刑事訴訟実例	219
第6章 営業秘密の保護	222
第1節 営業秘密の概要	222
1. 営業秘密の概念	222
2. 営業秘密構成要件	222
3. 営業秘密保護と競争禁止との関係	225
第2節 営業秘密の漏洩防止	226
1. 営業秘密保護の現状	226
2. 営業秘密の漏洩ルート	228
3. 漏洩防止手段	228
第3節 営業秘密漏洩に対する救済	230
1. 行政摘発	231
2. 刑事	231
3. 民事	232

第4節 先使用権に基づく営業秘密の対応	233
1. 先使用権制度の概要	234
2. 先使用権の構成要件	234
3. 先使用権保護による対応方法及び留意点	238
第7章 ECプラットフォームにおける模倣品対応	244
第1節 概要	244
1. インターネット環境における模倣品の発生状況	244
2. 電子商取引法などの立法状況	245
第2節 インターネット環境における模倣品への対応策	247
1. オンラインでの対応の概要	247
2. オフライン対応方法概要	248
3. オンラインとオフラインの比較	251
第3節 オンラインクレーム手続の紹介	252
1. アリババ	253
2. 京東 (JD.com)	267
3. テンセント・微信	275
4. 拼多多 (PDD)	281
5. その他	288
第4節 実務における諸問題と注意点	288
1. 証拠の確保	288
2. 反論への対応	288
3. 非侵害際の救済ルート	289
4. リスクの回避	290
5. 越境 EC	291
6. その他	294
第8章 その他の主要トピック	295
第1節 ドメインネームの問題	295
1. ドメインネームの登録手続き	295
2. ドメインネームに関する紛争	297

3. 救済手段	297
第2節 商号の問題	302
1. 商号の登記手続き	302
2. 商号に関する紛争	303
3. 救済手段	304
4. 香港商号について	308
第3節 並行輸入	311
1. 並行輸入に関する概要と処理現状	311
2. 専利製品の並行輸入	311
3. 商標権に関する並行輸入	312
4. 著作物の並行輸入	317
第4節 権利行使された場合の対抗手段	318
1. 非侵害確認訴訟	318
2. 権利濫用への訴訟	320
3. 名誉毀損訴訟	321
4. 実例と留意点	322
第5節 その他	325
1. デザイン模倣による不正競争	325
2. 正規委託工場による横流し品	327
資料編	329
資料1 模倣対策費用目安（料金表）	329
資料2 中国主要知財関連法一覧	349
資料3 主要法令集	361
資料4 主要な地域にある関連公的機関一覧表	653
資料5 専利権、植物新品種、集積回路、ノウハウ、コンピュータソフトウェアなどにかかる訴訟の第一 審管轄権の有する裁判所のリスト	655

本書の紹介

本書は、中国において模倣品対策を進める上で必要になる知識や情報を、以下の8つの章と資料編に分けて、紹介するものである。

本書を作成する上では、これから模倣品対策を始める企業の担当者の方にとっても分かりやすく、一方で長年この分野における経験を有する実務家にとっても読みごたえのある内容とすることを心掛けた。

模倣品対策における基本的な考え方から、最新の法改正の情報まで、幅広い内容を掲載しているので、まずは関心のある項目から、そして最終的には全編を通してご覧いただき、中国における模倣品対策への理解を深めていただければ幸いである。

<第1章 模倣品現状と対策概要>

模倣対策の全体像として、中国における模倣事件全般の行政摘発事件と訴訟事件の件数及びその特徴及び模倣品対策の概要と基本ステップ、各対応策の役割と留意点などについて紹介する。

<第2章 中国での権利取得>

中国で模倣対策を実施するためには、中国での知的財産権を戦略的に取得しておくことが必要であることに鑑み、中国での専利権（発明特許権、実用新案権、意匠権）、商標権、著作権の権利取得と維持について、詳細に説明する。

<第3章 模倣品対策の行政救済>

中国特有の模倣品に対する行政取締制度について紹介する。主に、市場監督管理局による専利権と商標権侵害に対する取締り、版權局による著作権侵害に対する取締り、税関による取締りについて、適用法律、関連手続き、関連実例などを説明する。また、展示会及びインターネット上での取締り、及び実務における諸問題とそれぞれの対応手段についても説明する。

<第4章 模倣品対策の司法救済>

模倣品対策における民事訴訟制度について紹介する。関連法律に基づいて民事訴訟の手続き上の問題点と実体上の問題点、及び侵害判定の原則と抗弁の要件について詳細に紹介する。また、民事訴訟における留意点についても慣例実例を挙げて紹介する。

＜第5章 模倣品の刑事対応＞

模倣品対策における刑事訴訟制度について紹介する。関連法律に基づいて、刑事訴訟の手続き上の問題点と実体上の問題点、特に刑事事件の訴追基準と刑事自訴などについて説明する。また、関連実例を挙げながら刑事対応における留意点について紹介する。

＜第6章 営業秘密の保護＞

専利として出願されていないノウハウを含む会社の営業秘密を保護するための方法、営業秘密の保護現状と漏洩ルート、及び営業秘密の漏洩防止手段と漏洩に対する対策などを紹介する。なお、同時に、先使用権保護による対応方法について紹介する。

＜第7章 ECプラットフォームにおける模倣品対応＞

ECプラットフォームにおける模倣品対応について紹介する。主にインターネット上での模倣品の特有対応策—ECプラットフォームへのクレームについて紹介した上、中国の主要ECサイトのクレーム手続を紹介し、実務における諸問題と注意点をも取り上げる。その他、電子商取引法のポイントを紹介しながら、出店者の責任や注意点にも言及する。

＜第8章 その他の主要トピック＞

その他の、中国においてビジネス活動を展開する企業にとって関心のあるドメインネームの問題、商号の問題、並行輸入や他人により悪意で権利行使された場合の反撃手段について、紹介する。

＜資料編＞

本書の末尾には5つの付属資料を添付している。資料1は模倣対策に関する費用の目安、資料2は中国主要知財関連法律のリスト、資料3は主要法令集の日本語訳、資料4は中国の主要地域にある知的財産関連公的機関の一覧表、資料5は専利権、植物新品種、集積回路、ノウハウ、コンピュータソフトウェアなどにかかる訴訟の第一審管轄権の有する裁判所のリストである。

第1章 模倣品の現状と対策概要

第1節 模倣品対策の基礎知識

1. 模倣品の概念

「模倣品」について、法律上の定義がないが、一般的に「ニセモノ（コピー商品）」とも呼ばれている。即ち、すでに市場で流通している商品を意図的にコピーしたり、模倣したりした商品のことを言う。

通常、模倣品は、専利権（発明特許権、実用新案権、意匠権を含む）や商標権などの知的財産権を侵害する物品である。そして、模倣品の中で、特に著作権を侵害している商品については、「海賊版」と言われることが多い。なお、本書では、専利権、商標権、著作権などの知的財産権を侵害する製品を総称して「模倣品」という。

2. 模倣品対策の重要性

ここ数年、中国における模倣品対策に関する法律は、徐々に整備が進められ、法律による保護も日増しに強化されている。各地の行政執行機関及び司法保護機関は、模倣品に対する取締りを強化し、執行力とその効率も大幅に向上している。

それにもかかわらず、中国における模倣品の問題は依然として深刻であり、大量の模倣品が実店舗又はオンラインショップにおいて安価で販売され、迅速・広範に流通している。模倣品の存在は、真正品の売上にダメージを与え、信用を低下させ、ブランドイメージを損なうので、厳正な対処が必要となる。

模倣行為の中で、最も悪質なのは、デッドコピー品の製造・販売であり、即ち権利者と同一の会社名、商標や意匠を利用し、模倣品を製造・販売するということである。実際、デッドコピー品の存在により、被害を受けた経験のある日本企業は数少なくない。模倣品の存在により、自社製品の売上げが低下したり、ブランド価値が毀損されたり、粗悪な模倣品によってお客様被害が訴えられるような事例が発生することもある。

なお、実務においては、他人の著名商標や商号を自己の商標として出願する冒認出願、デザインのみをコピーしたり、専利を他の製品の部品として利用したりする侵害事件など、さまざまな新しいタイプの模倣事件が、頻繁に発生している。さらに、模倣品の製造手段の巧妙化や流通ルートの隠蔽性の高度化等の理由により、侵害者の特定が容易ではなくなっており、模倣品への対応はますます困難なものになっている。

模倣品の存在を知りながら、早期かつ適切に対策を講じなかった結果、模倣品が広く市場に出回るよ

うになると、市場シェアを奪われるだけではなく、企業の信用やブランド価値が失われることにも繋がる。さらに、模倣品があたかも「真正品」として消費者に誤認されるようになると、最終的には、真正品であるはずの権利者の製品が、市場から駆逐されるおそれすらもある。

現実的に考えて、模倣品が自然となくなることには期待するのは得策ではない。そして、模倣品が自然となくなることがない以上、権利者は、自社の売上やビジネス上の信用、消費者の利益を保護するために、自社製品に関連した模倣品の状況を的確に把握し、積極的かつ効果的な措置を講じていく必要がある。

模倣品を取り締まる上では、中国国内での保護を受けるための根拠となる知的財産権を保有している必要がある、また、どの程度の負担を覚悟して対応策をとるのかなどの費用対効果の面についても考慮しなければならない。シンプルに模倣品対策といっても、関連する要素は少なくないため、適切な対応を検討する上では、その分野における経験や専門性だけでなく、周辺の様々な知識や情報が求められるのである。

3. 模倣品対策のステップ

(1) 権利取得

模倣品に対抗するためには「模倣品が権利者のある知的財産権を侵害している」という事実が必要なので、権利者が中国で法律により保護されるべき知的財産権を有していることが大前提となる。したがって、模倣品に対抗するためには、その予防手段及び対策の依拠として、まず、中国で法律によって保護される知的財産権を取得する必要がある。

(2) 事前調査及び模倣業者の確認

模倣品対策を実施するに当たって、事前調査を通じて、模倣品の製造者や販売者などを確認するとともに、模倣品対策に必要な情報を収集する必要がある。模倣品対策に必要な情報としては、模倣品の製造・販売状況、模倣業者に関する情報などが挙げられるが、このような事前調査を経て入手した情報は、後に証拠として使用できるだけでなく、具体的な対応策を決定する上でも、重要な検討要素となるものである。

なお、インターネット上や展示会等において自社の模倣品を発見した場合には、状況を軽視せず、早期に対策を検討していくことが重要である。そして、対策を検討する際には、自社のみで判断はせず、可能な限り知的財産権を専門とする弁護士等に問い合わせをすることが好ましい。

(3) 証拠の収集・確保

どのような対策を採用するにしても、事前に証拠を収集・確保することが必要である。関連証拠を確保せずに、模倣業者に対し真正面から対抗すると、模倣業者に関連証拠を隠蔽されるおそれがあり、その後の対応策に対して不利な影響を与える可能性がある。収集・確保すべき証拠には、通常、模倣品の現物、カタログ、写真及び領収書などが挙げられ、証拠としての証明力を高めるために、公証を活用することが考えられる。

(4) 対策の選定

模倣品対策として、主に、警告書の送付と交渉、厳正声明の発表、行政取締の請求、訴訟などの措置をとることができる。

① 警告書の送付と交渉

権利者は、自分の権利、模倣業者の侵害行為及び模倣業者への要求を記載した警告書を模倣業者に送付し、又は、模倣業者と直接的に交渉することを通じて、模倣業者に侵害行為の停止を要求することができる。もし、警告書の送付及び交渉によって、模倣業者が権利者の要求に応じた場合は、迅速に、低コストで事件を解決することができる。しかしながら、模倣業者がひそかに関連証拠を隠蔽し、権利者の要求を無視する場合も多いので、その場合には、速やかに他の対応策を考えなければならない。

なお、模倣業者は、警告状を証拠として、模倣業者の所在地の管轄裁判所に、非侵害確認訴訟を提起することができる。しかし、このような非侵害確認訴訟が、模倣業者の所在地の管轄裁判所で受理された場合、地方保護主義が働いて模倣業者に有利な判決が出されるおそれがある。したがって、権利者は、事件の状況と権利者自体の状況を十分に把握し、メリットとデメリットを十分検討したうえで、警告状送付の可否を決める必要がある。

② 厳正声明の発表

権利者は、関連業界の雑誌、新聞などに、「厳正声明」を発表することで、自らの権利を宣言するとともに、模倣品が出回っていることや模倣品の鑑別方法などを掲載することで、消費者への注意喚起を促すことができる。ただし、掲載した内容が事実と合致していない場合、模倣業者に不正競争を理由として提訴されるおそれもあるため、事実に基づき、模倣品の状況を誇張することがないように注意する必要がある。なお、当該措置については、一部の消費者の誤認を取り除く程度の効果しか期待できないため、他の措置と一緒に講じることが好ましい。

③ 行政取締の申請

行政取締は、中国特有の制度であり、当該制度に基づき、専門の行政機関に模倣業者に対する取締りを請求することが認められている。行政機関が模倣行為を認定した場合、模倣品を差押え、模倣業者に対して処罰を下すこともできる。民事訴訟と比較した場合、行政取締は、それほど時間と費用をかけずに、模倣行為に打撃を与えることができる。ただし、地方保護主義の影響をより強く受ける恐れがあるほか、侵害の態様が複雑な場合、行政機関の能力次第では、事件が処理されない可能性もある。

④ 民事訴訟

民事訴訟は、知的財産権を保護するための手段として最も強力なものであり、訴えが認められた場合には、模倣業者に対して最も強い打撃を与えることができるものである。ただし、他の対策と比べた場合、時間と費用がかかるという特徴がある。なお、訴訟を提起する場合、証拠に対する証明力の要求が高いため、事前の証拠収集と確保が必要不可欠となる。

⑤ 刑事告発

同一商標の侵害、専利詐称、営業秘密侵害などのうち、情状が深刻で悪質な知的財産権侵害事件については、刑事事件となる可能性もある。権利者は、公安へ告発することで、関係侵害事件を公安機関に調査してもらうことが可能である。調査の結果、刑事事件となれば、人民検察院は公訴機関として裁判所へ訴訟を起こすことにより、侵害者の刑事責任を追及できる。悪質な模倣行為を行う侵害者にとって、刑事罰は強大なプレッシャーとなり得るものであるといえる。

第2節 中国における模倣品の現状

日本特許庁が、2019年度において、日本の産業財産権を保有する企業を対象に実施した「2019年度模倣被害実態調査報告書」¹によれば、調査対象企業のうち、約7%の企業が、実際に模倣品被害を受けた、と回答している。日本特許庁がこれらの企業における模倣品被害の状況を詳細に調査したところ、模倣品の製造国及び販売国として中国大陸・香港と回答した企業が圧倒的に多いのが現状である。

模倣品による被害額について、正確な数値の把握は困難だが、複数の機関が被害額の推定値を発表している。中国の政府機関である国務院発展研究中心は、2003年に中国の模倣被害額は2.4～3兆円に上ると発表している。また、日本特許庁の2005年の推計によれば、日系企業が受けている模倣被害額は9.3兆円に達している²。日本特許庁が2004年発表した「模倣品被害の経済的影響に関する分析調査報

¹ https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/mohou_higai/index.html

² <http://sokeizai.or.jp/japanese/publish/200706/200908hattori.pdf>

告書」によれば、中国における日本企業の模倣品等被害額は利益ベースで 5,627 億円、売上ベースでは約 9.3 兆円と推計された³。経済協力開発機構（OECD）の試算では、「国内に流通する被害とインターネット上の被害を除く模倣品・海賊版の貿易被害額が、2013 年には、年約 4,600 億ドル（約 46 兆円）に上る」とされている⁴。

また、日本においても各種の報告書等で伝えられているとおり、近年、中国における知的財産関連訴訟の件数が大きく増加している。2017 年全国の裁判所が受理した各種類の知的財産権一審案件は 20 万件を突破し、2018 年は 33 万件に達し、2019 年は 48 万件を超えている。

司法ルートのほかにも、中国国家知識産権局傘下の各地方知識産権局による行政取締りの形で差止めを請求することが可能な「行政ルート」の件数についても 2016 年から増加の一途であるが、2019 年初めに減少の傾向を示し、摘発された商標違法事件は 3.2 万件で、2018 年摘発された商標違法事件 3.1 万件よりやや多いが、専利行政法執行事件 5.2 万件は 2018 年の 7.7 万件より大幅に減少している。

同時に、中国政府が知的財産権侵害と詐称・偽物商品の製造・販売の取締りに関する行政法執行と刑事法執行の連携を絶えず強化・改善するにつれて、刑事手段が侵害、詐称の違法犯罪行為に対する取締りの強化に大きな役割を果たすようになってきている。2019 年に全国公安機関は、各種知的財産権侵害と粗悪商品を製造販売する犯罪事件 2.4 万件を立件し⁵、地方各級人民法院が新たに知的財産権侵害刑事一審の案件 5,242 件を受理し、前年同期比 21.37%上昇した⁶。知的財産権の種類ごとの具体的な状況について、以下に紹介する。

1. 専利権侵害の模倣品の現状

国家知識産権局が発表した 2020 年のデータによれば⁷、2020 年、国家及び地方の知識産権局が取り扱った専利権侵害紛争の行政裁決の総数は 4.2 万件以上となり、2019 年の 3.9 万件と比べて約 7.7%増加した。また、2019 年の専利権侵害摘発事件数は 7,000 件である。⁸

³ https://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/report/pdf/h15_higai.pdf

⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180629002/20180629002-2.pdf>

⁵ <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1664732416798420436&wfr=spider&for=pc>

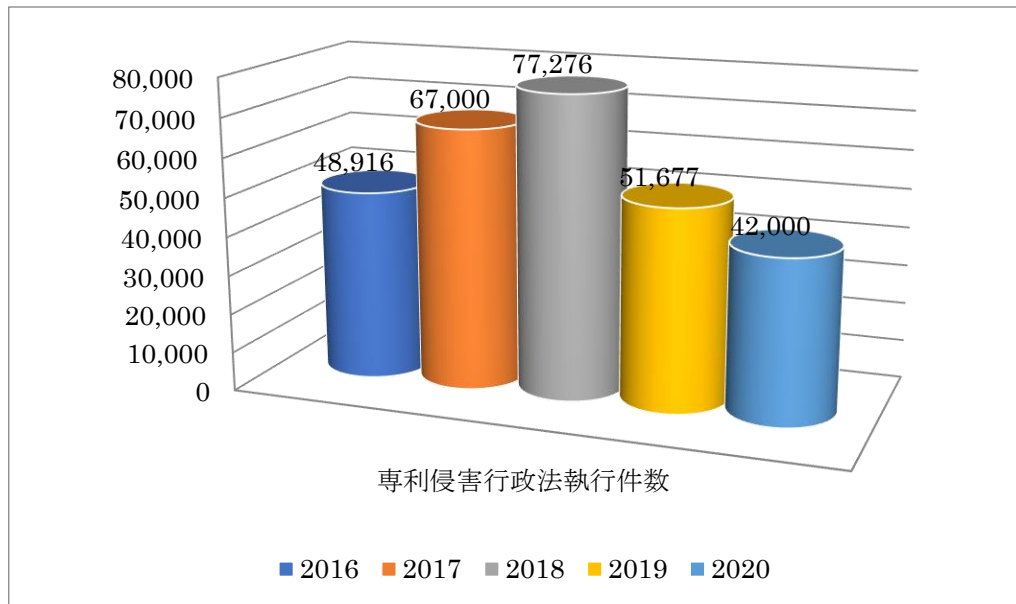
⁶ http://www.xinhuanet.com/legal/2020-04/21/c_1125887239.htm

⁷ <https://mp.weixin.qq.com/s/I3QzFN74HgLT26SLFfg6w>

⁸ <http://www.scio.gov.cn/xwfbh/gbwxwfbh/xwfbh/zscqj/document/1672822/1672822.htm>
https://www.sohu.com/a/390386405_162522

専利権（発明特許権、実用新案権、意匠権を含む）紛争に係る 行政法執行事件の統計⁹

（国家知識産権局の毎年発表した主要作業統計データを基に作成）



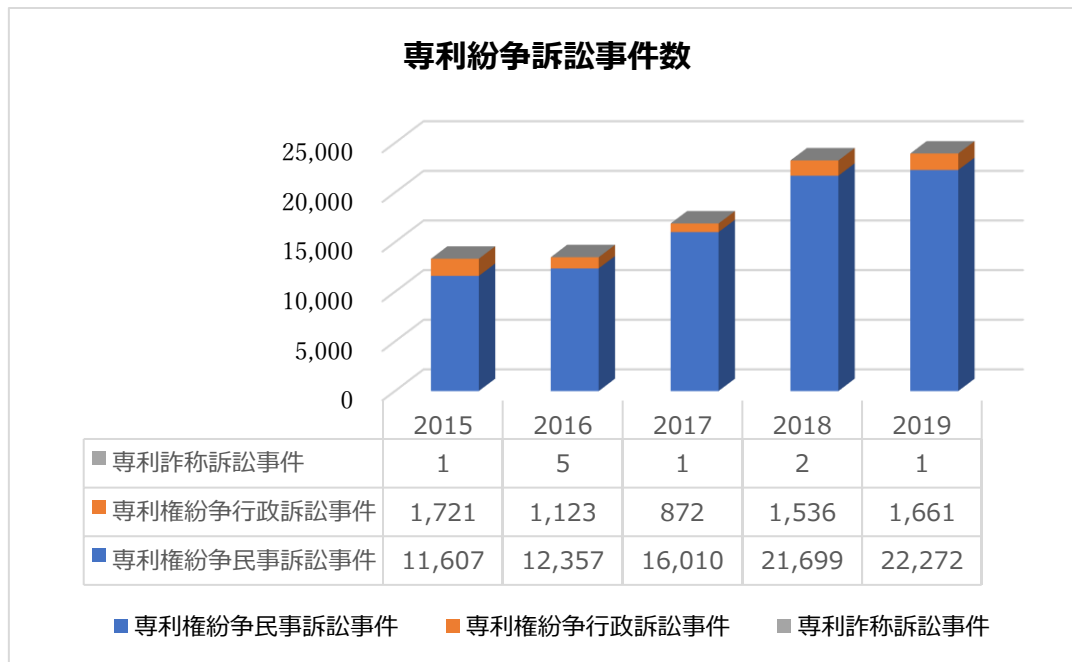
中国における知的財産権侵害訴訟の件数は、年々増加の一途をたどっているが、この傾向は専利権紛争に係る訴訟事件についても同様であり、最高人民法院の統計データによれば、2019年度に全国地方裁判所が新たに受理した専利権侵害事件数は約24,000件に達し、前年度比で2.64%増加した。専利権紛争事件の内訳をみた場合、専利権紛争民事訴訟事件が大半を占めており、専利権行政訴訟事件数と専利詐称訴訟事件数は多くなく、件数の変化も大きくない。¹⁰

⁹ 事件の内訳には、特許侵害紛争の行政裁決案件特許紛争事件と特許詐称事件その他を含むが、2018年に国务院機構改革が行われ、国家知識産権局の機能は一部国家市場監督管理局に移行され、2019年以降国家知識産権局は専利権侵害紛争行政裁決事件数のみを発表しているため、2019年及び2020年のデータには特許侵害紛争の行政裁決案件に関するデータのみが含まれる。

¹⁰ <https://www.chinacourt.org/article/detail/2020/04/id/5049570.shtml>

専利権（発明特許権、実用新案権、意匠権を含む）紛争に係る訴訟事件数の統計
 （全国地方人民法院が受理した一審事件数）¹¹

（最高人民法院の毎年発表した「中国裁判所知的財産権司法保護状況」のデータを基に作成）



専利権侵害事件の特徴

①	経済が発達し、知的財産権を活用する地域、例えば、広東、浙江、上海などで、専利権の侵害事件が多発している。
②	専利権侵害事件の中では、意匠権侵害事件が最も多く、特に包装類製品、オフィス用品、家具、通信設備、建築材料についての模倣品被害が多く見られる。原因としては、技術的実用性が低く、模倣し易いこと、登録意匠を模倣して製品を生産するために要する事前投資が少なく、経済的利益が高いこと等が挙げられる。なお、近年では、発明特許侵害事件も徐々に増えてきている。
③	賠償金額が大幅に増加している。
④	涉外特許侵害、特許行政事件が明らかに増加している。

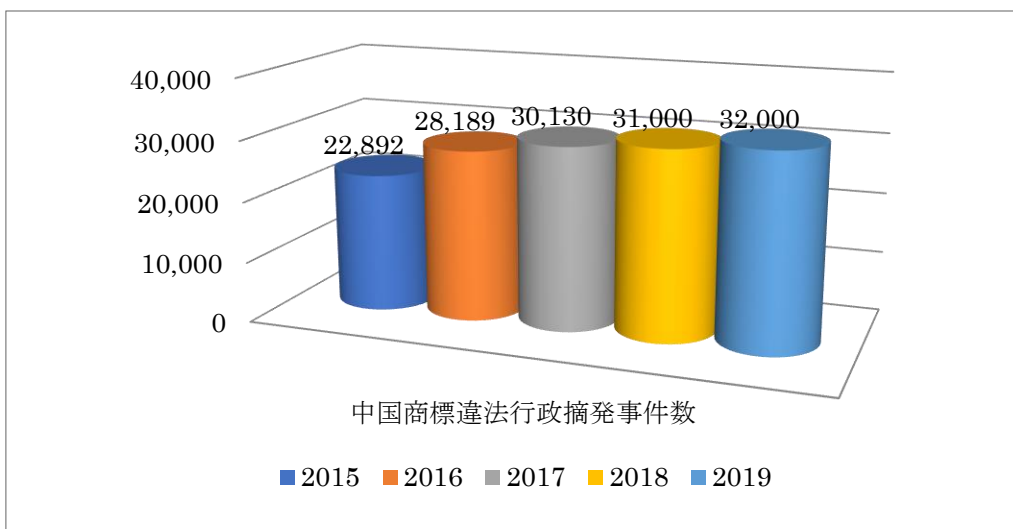
¹¹ 刑事事件数は審結した件数。

2. 商標権侵害の模倣品の現状

2019年、行政摘発で処理した商標権侵害事件は32,000件であり、2018年と比べて3.3%増加した。また、2019年、商標権侵害に係る訴訟事件は65,209件に達し、2018年と比べて25.41%増加した。一方で、商標権侵害に関連した行政訴訟事件数と刑事訴訟事件数の増加率は小さい。

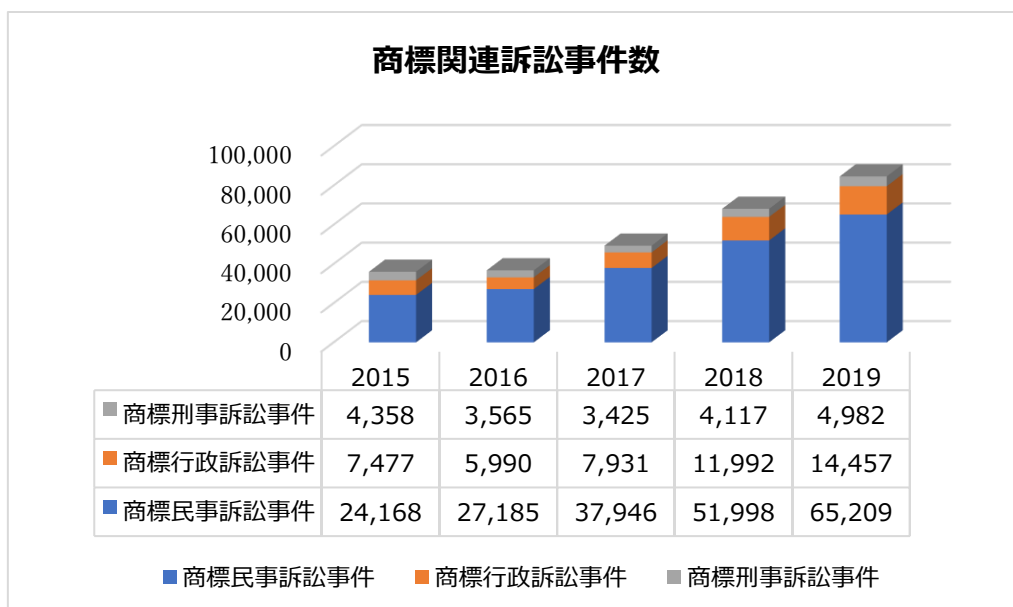
商標紛争に係る行政摘発事件の統計

(国家知識産権局の毎年発表した主要作業統計データを基に作成)



商標紛争に係る訴訟事件の統計 (全国地方人民法院が受理した一審事件数)

(最高人民法院の毎年発表した「中国裁判所知的財産権司法保護状況」のデータを基に作成)



商標権侵害事件の特徴

①	規模が益々拡大している。
②	侵害対象となる商品の範囲が以前よりも広くなり、品質が高くなり、構成も複雑になっている。
③	手段が隠蔽的で、製造技術が先進的で、販売方式が多様化しており、大規模に電子商取引を活用している。
④	外国ブランドが訴訟に巻き込まれる事象が多くみられ、渉外に係る商標詐称の訴訟がますます増加している。
⑤	法定賠償額の向上及び懲罰的損害賠償の導入により、高額な賠償額を認める判決も徐々に見られるようになってきている。
⑥	電子商取引環境下の商標権侵害が深刻になり、ECプラットフォームの協力の重要性が増してきている。

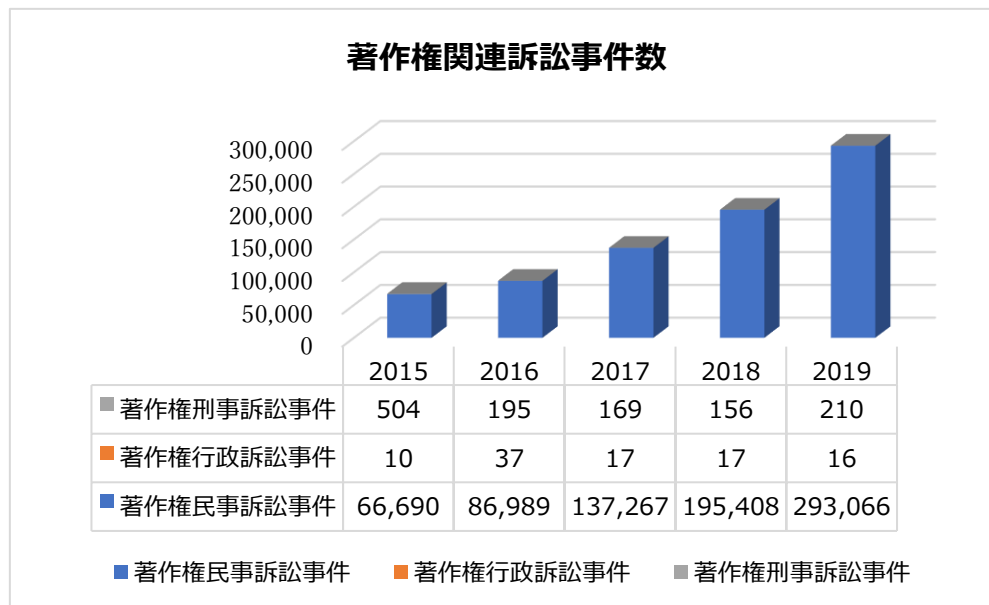
3. 著作権侵害の現状

著作権の侵害事件もかなりの割合を占めるが、ここ数年、従来の紙媒体による海賊版、録音録画テープによる海賊版などから、インターネット環境による侵害事件に発展してきている。科学技術の発展、コンピュータの普及及びマスメディア方式の多様化とともに、著作権侵害は、従来の侵害内容から、新しい特徴も現れている。

現在、中国知的財産権訴訟事件の中では、著作権関連の紛争が最も多く、全体の70%以上を占めている。2019年度に全国地方裁判所が新たに受理した知的財産権一審民事事件399,031件中、著作権侵害事件は293,066件にのぼる。行政訴訟事件数と刑事訴訟件数については、大きな変化はない。なお、著作権侵害に関する訴訟においては、インターネット関連の紛争が70%を占めており、この種の事件は、急激に増え続けている。

中国著作権紛争に係る訴訟事件の統計
(全国地方人民法院が受理した一審事件数)

(最高人民法院の毎年発表した「中国裁判所知的財産権司法保護状況」のデータを基に作成)



著作権侵害事件の特徴

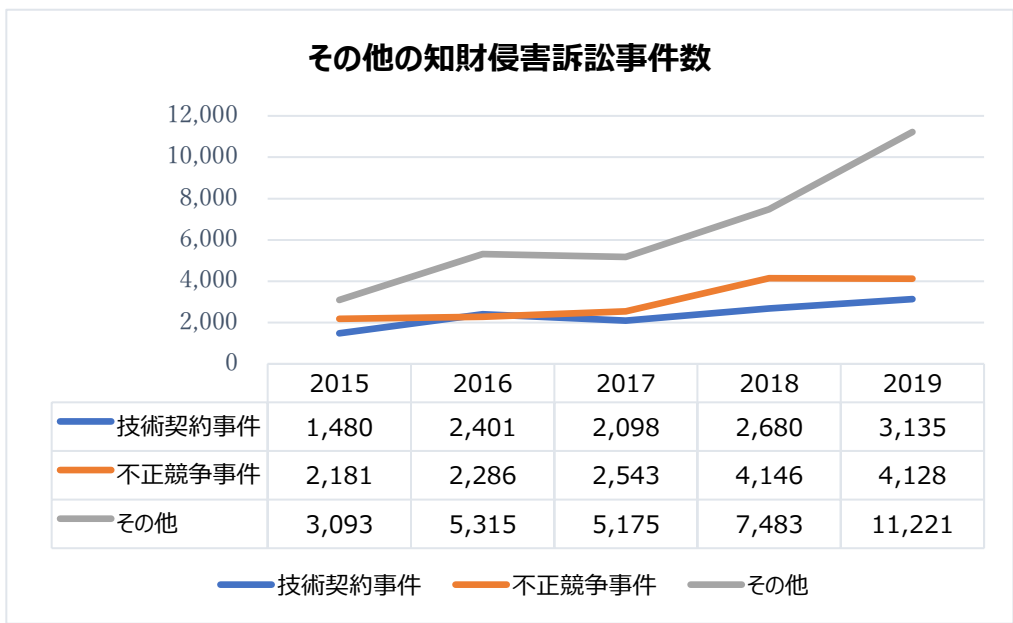
①	侵害事件の形態が、複雑化・多様化してきている。
②	経済的に発達した地域における侵害が増加している。
③	インターネット上の海賊版などによる侵害が急増している。
④	著作権侵害主体の範囲が幅広くなり、多くのネットユーザーがインターネットを利用して権利侵害行為を行っている。
⑤	新たな著作権侵害の類型として、視聴覚作品やゲームに関連した侵害事件が多くなっている。
⑥	著作権法の改正によって、法定賠償額が引き上げられ、また、懲罰的損害賠償が導入されたことにより、今後、高額な賠償額を認める判決が出される可能性がある。
⑦	技術の発達により、タイムスタンプやブロックチェーンによる証拠確保が広く活用される可能性がある。

4. その他の知的財産権侵害の現状

前述の専利、商標、著作権侵害以外の分野では、近年虚偽宣伝、名誉毀損及び及び営業秘密侵害などの分野における不正競争事件も増えている。その他では、知財に関連した独占事件、例えば、標準技術特許（SEP）に関する侵害事件、実施料事件、権利濫用事件などの複雑かつ賠償額が高額となる事件も出てきている。下記の図に示すように、専利侵害等以外の種類の知的財産権侵害事件についても、増加傾向がみられる。直近の5年間において、全国地方人民法院が受理した技術契約事件や不正競争事件はいずれも倍増しており、その他の知的財産権紛争事件の件数は、2019年に最高値を更新した。

その他の知的財産権紛争に係る訴訟事件の統計
(全国地方人民法院が受理した一審民事事件数)

(最高人民法院の毎年発表した「中国裁判所知的財産権司法保護状況」のデータを基に作成)¹²



¹² 不正競争事件には、独占禁止法関連の事件を含む。

第3節 模倣対策の総体概要と基本ステップ

1. 模倣品防止の対応策

(1) 権利取得及び管理

模倣業者に対して権利を行使するには、関連模倣品に対応する権利を保有することが前提となる。権利を保有してこそ、模倣業者に対して侵害の主張ができ、侵害責任を追及することができる。例えば、商標の模倣事件に対して、商標権を持っていれば、権利行使ができるが、もし、商標を登録していない場合は権利行使ができない（未登録の馳名商標を除く）。そのため、関連する権利の取得及びその維持管理は大変重要である。権利取得と維持管理については、第2章で詳しく説明する。

(2) 他社の出願・権利に対する調査

調査の必要性

①	他者の知財状況を把握し、他者の権利を侵害することを防止する。
②	他者の冒認出願をタイムリーに見つけ、適時対応をとる。
③	既存の技術・商標に関する情報を把握し、自社の知的財産権取得に係る可能性を判断する際の材料とする。

調査の方法


専利	
インターネットによる調査	◇ 国家知識産権局の専利公開・公告検索サイトを利用して、公開・公告された専利明細書及び書誌的事項が閲覧可能。 http://epub.cnipa.gov.cn/
国家知識産権局を介する調査	◇ 既に公開・公告された案件の包袋（関係書類）を取り寄せる。 ◇ 専利登録簿謄本を取り寄せる。

<p>知識産権出版社が 発行する書類を購 入して調査</p>	<p>知識産権出版社は中国専利文献の唯一の法定出版単位である。主に以下の知財資料を発行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 刊行物—「中国専利公報（国家知識産権局が毎週定期発行する「受理、審査、授権公告」に関する唯一の法定刊行物）」 ◇ DVD—「中国専利説明書全文」、「中国専利公報」、「外観設計」、「専利説明書分類」、「中国専利データベース要約」等
<p>PCT 国際公開に 対する調査</p>	<p>PCT 出願の場合、国際公開された後、下記 PCT の国際事務局の検索サイトで出願の内容が閲覧可能。</p> <p>http://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf</p>
<p>商標</p>	
<p>簡易調査</p>	<p>国家知識産権局商標局の公式検索サイトを利用して類似商標の初歩的調査及び商標出願状況を把握することができる。</p> <p>http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do</p> <p>※以前は、旧国家工商行政管理総局の類似商標サービス提供機構である「通达商标服务中心（通達商標サービスセンター）」を通じて、簡易調査をすることができたが、現在当該サービスは廃止されている。</p>
<p>著作権</p>	
<p>中国版權保護中心 の公式サイトでの 調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ コンピュータソフトウェア著作権については、以下のウェブサイトを利用。 http://www.chinacopyright.org.cn/findsoft.aspx ◇ 作品著作权は下記ウェブサイトを利用。 http://www.chinacopyright.org.cn/findcreation.aspx <p>※上記サイトを利用する場合、書誌事項は閲覧できるが、作品の内容については閲覧できない。裁判所による文書を持っていない場合は、他人の作品を取り寄せることができない。</p>

検索方法の紹介

A. 専利情報の検索

国家知識産権局－専利公開・公告検索サイト (<http://epub.cnipa.gov.cn/>)

- ①国家知識産権局の「専利公開・公告サイト」において、あいまい検索をすることができる。希望の検索対象（特許出願、登録特許、実用新案、意匠）にチェックを入れることで、対象を限定することができる。例えば、出願人会社名、名称のキーワードや日付などを入力して、 ボタンをクリックすると、検索結果がヒットされ、専利明細書及び書誌的事項の閲覧ができ、公開公報や登録公報をダウンロードすることもできる。



- ②「高級検索」をクリックして、具体的な検索要素に基づいて検索することもできる。



③「高級検索」の項目と内容は、以下のとおり。

- ・ **专利类型**：特許出願、登録特許、実用新案、意匠の類別を選択できる。
- ・ **排序方式**：公開公告日と出願日によって照会結果の配列順番を選択できる。
- ・ **公布公告**：公開公告番号、公開公告日の期間と特許文献出版日の期間で検索できる。
- ・ **申请信息**：出願番号、出願日の期間、出願（権利）人、発明者と住所で検索できる。
- ・ **分类**：分類番号で検索できる。
- ・ **文本**：名称と要約で検索できる。
- ・ **专利代理**：代理機構の名称と弁理士の氏名で検索できる。
- ・ **优先权、分案、生物保藏**：優先権、親出願番号と微生物寄託で検索できる。
- ・ **PCT**：国内移行日、PCT 出願情報と PCT 公開情報で検索できる。

B. 商標情報の検索






国家知識産権局商標局—中国商標網 (<http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do>)

【類似商標調査】



① 「中国商標網」の機能について

中国商標網は、主に以下の6つの機能から構成されている。

アイコン	説明
 商标近似查询	図形、文字などの商標構成要素に基づく類似検索機能を提供する。ユーザーは、同一又は類似商品における、同一又は類似の商標の有無を検索することができる。
 商标综合查询	ユーザーは、商標番号、商標、出願人名称などの方式で、特定の商標に関連する情報を検索することができる。
 商标状态查询	ユーザーは、商標の出願・登録番号を基に、当該商標の審査処理状況等の状態を確認することができる。
 商标公告查询	商標公告の検索を提供する。
 错误信息反馈	ユーザーは、掲載情報に誤りがあることを発見した場合、本機能を通じて商標局に通報することができる。

② 「商標類似検索」(「商标近似查询」)について

ステップ1: 「商標類似検索」を行う場合には、「商标近似查询」の文字又はアイコンをクリックする。



ステップ2: 検索条件を入力する。赤い星印のある欄は、記載必須項目となる。



国際分类号（指定商品・役務の国際分類番号）

「類似商品及び役務区分表」から1～45の区分に応じて数字（半角）を入力する。検索ごとに、一つの区分しか選択できない。

類似群（類似群）

この欄は、記入しなくてもよい。未記入の場合、選ばれた区分の全ての類似群が検索対象になる。記入した場合、抽出された類似群のみが検索対象になる。記入する際には、半角数字で入力する。各類似群の間に半角の「;」を挿入することで、複数の類似群を対象に検索をかけることができる。

分類が分からない場合には、「国際分類」及び「類似群」の欄の後ろの拡大鏡アイコンをクリックすると、中国語の区分及び類似群を選択することができる。

<※参考例：第5類の類似群0501、0502を検索する場合>

* 国際分類	<input type="text" value="5"/>	🔍
類似群	<input type="text" value="0501;0502"/>	🔍

查询方式（検索方式）

プルダウンメニューがあるので、必要に応じてご要望の検索方式を選択する。漢字、ピンイン、英語、数字、ピンイン頭文字、図形の6種類の選択肢がある。

商标名称（商標名称）

検索したい表記を入力する。

検索を行う際のポイント

商標類似調査は、先行商標との商品・役務の同一・類似性、商標の同一・類似性、二つの面から調査する必要がある。商品・役務の類似性は、「類似商品及び役務の区分表」に基づいて判断し、商標の類似性は、一般公衆の注意力を基準として、外観、称呼、観念等の要素を総合的に考慮して判断する。

③ 【商標総合検索】（「商标综合查询」）について

ステップ 1：「商標総合検索」を行う場合には、「商标综合查询」の文字又はアイコンをクリックする。



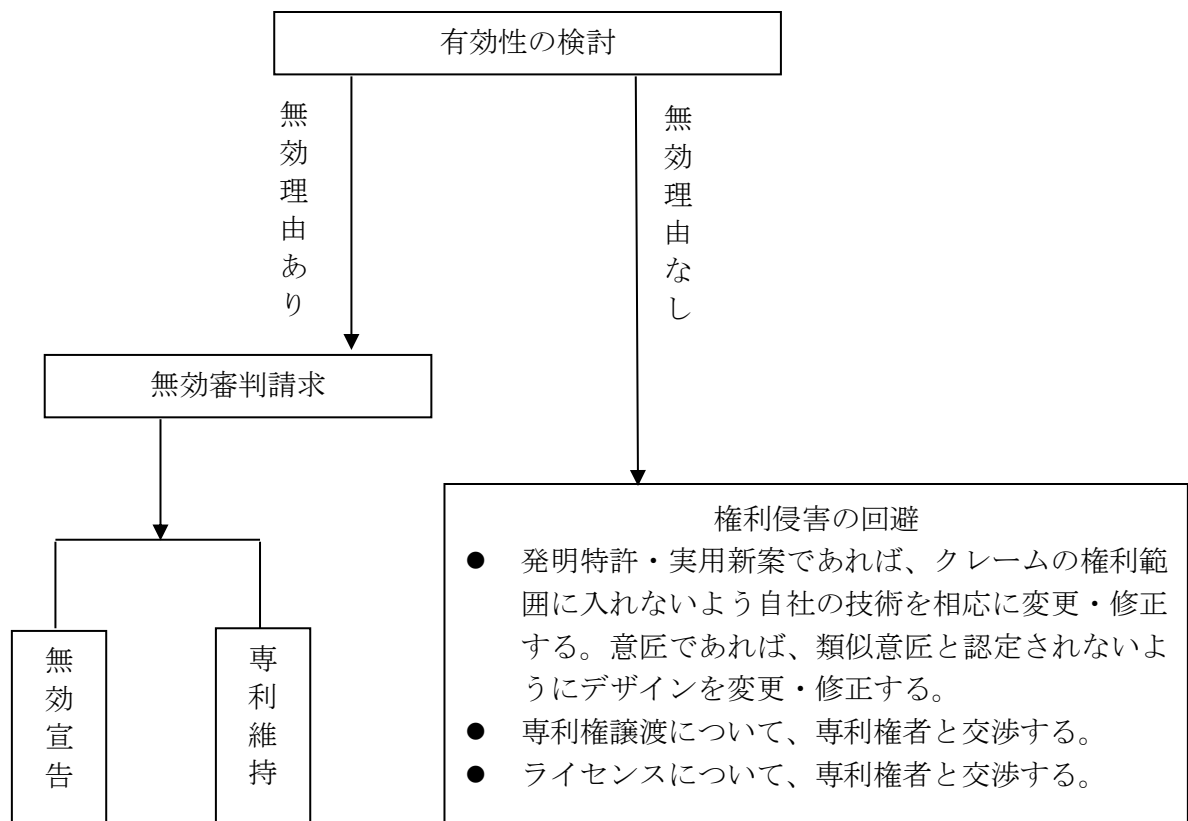
ステップ 2：検索条件を入力する。「国际分类（国際区分）」、「申请/注册号（出願/登録番号）」、「商标名称（商標名称）」、「申请人名称（出願人名称）」（中国語と英語名称が含まれている）等のいずれか、又は複数を指定することができる。その後、「查询（検索）」ボタンをクリックすると、検索結果が表示される。

(3) 他社の出願・権利に対する対応

1) 専利

専利調査及び分析を通じて自社の実施しようとする技術が他人の専利権を侵害するおそれがあると判断される場合、他人の専利権の有効性について判断すべきである。その専利権に無効理由がある場合、専利審判委員会に、無効審判請求を提出することができる。その中でも、実用新案・意匠は実体審査がなされずに登録されるので、無効の可能性は発明特許より高いといえる。

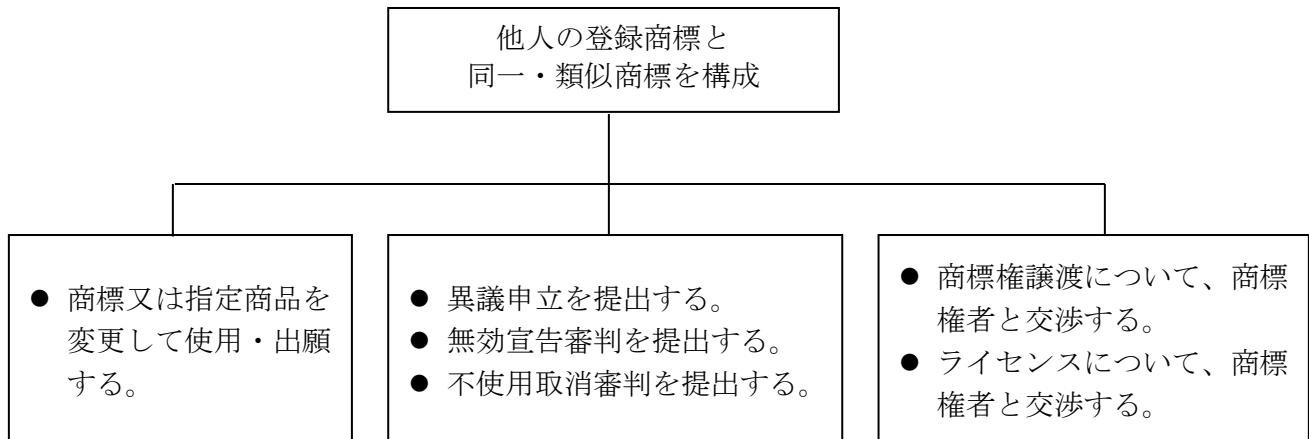
※無効審判請求の手続き及び詳細については、第2章第1節の「無効審判請求制度」を参照。



2) 商標

商標調査を通じて使用する商標又は出願しようとする商標が他人の登録商標又は出願商標と同一又は類似すると判断された場合、他人の商標権を侵害するおそれがあるので、商標の使用又は出願を中止する、或いは、登録商標・出願商標について異議申立・取消審判の提出を検討する必要がある。

※異議申立と取消審判の手続き及び詳細については、第2章第2節の内容を参照。



(4) 営業秘密の維持管理

「営業秘密」には、技術情報と経営情報が含まれている。これらの情報は、企業の主要な資産であり、ひとたび漏洩してしまうと、企業の経営、戦略及び競争力などに大きな影響をもたらすものである。そのため、企業においては、営業秘密漏洩の予防策を講じるとともに、万が一漏洩した場合の対応方法についても、広く検討しておくことが重要である。詳細については、第6章の内容を参照されたい。

(5) 税関への権利申告

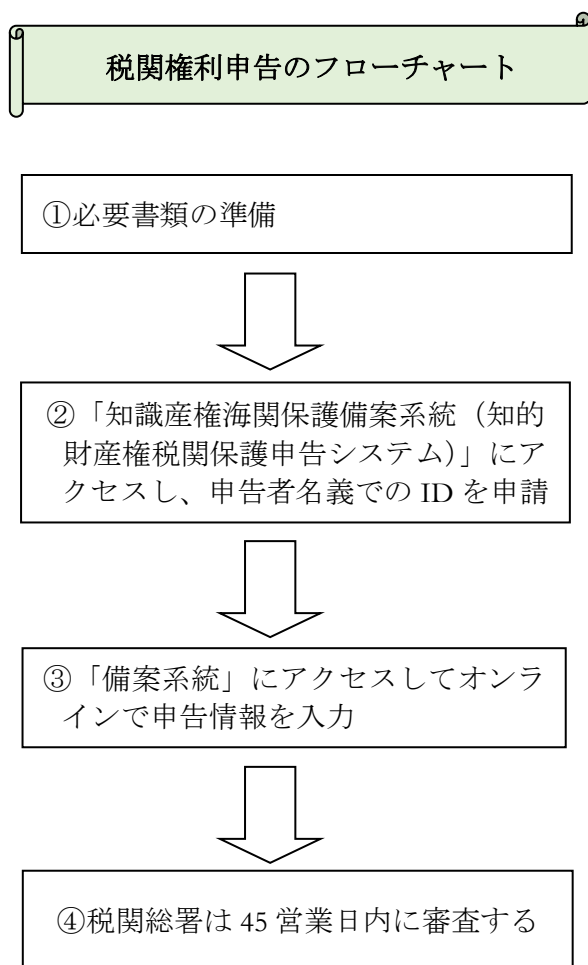
税関への権利申告とは、知的財産権者が、税関に対して、自身の有する知的財産権を保護するよう要求することである。権利者は、自身の有する知的財産権の法律状況、関連貨物の状況、知的財産権の合法使用状況と被疑侵害貨物の輸出入状況を税関総署に提出・届出することで、税関が輸出入貨物に対する通関手続において、主導的に関連知的財産権に対して保護するよう要求することができる。

税関は輸出入の貨物の管理機関として、侵害に係わる貨物の輸出入を取締まる上で、重要な役割を果たしている。税関では、知的財産権保護の取り組みとして、輸出と輸入の二つの面から保護措置を実施している。中国の税関では、各国の税関と同じように侵害貨物の輸入を取り締まるほか、中国から輸出される貨物に対しても保護措置が執られている。保護の対象となる知的財産権には、商標権と著作権の

ほか、専利権（発明特許、実用新案、意匠）も含まれている。税関が差し押さえた侵害貨物については、国内外に輸入又は輸出することができない。

また、税関の差押え手続については、当事者の申請による差し押さえと税関の職権による差し押さえの二つの種類があるが、税関の職権による差し押さえについても、権利者は事前に関連する知的財産権を税関に申告する必要がある。税関による知的財産権保護を効果的に進めるためには、事前に税関へその権利を申告することが重要である。

税関における侵害品の差押手続等は、第3章第2節で詳しく説明する。



申告者

申告しようとする知的財産権の権利者でなければならない。

必要書類

- 申告者の身分証明書及び中国語訳文
- 代理人を介した場合代理人の身分証明書及び委任状が必要
- 知的財産権の有効権利証明書
- 知的財産権を適用した真正品又はその包装の写真、図面
- ライセンスが有る場合、ライセンシーの情報及び契約書類等、既存の侵害貨物の輸出入証拠

所要期間：2ヶ月～3ヶ月

申告を提出した後、税関は通常30～45稼働日以内に審査結果を通知する。

官庁料金：無料

連絡者：

IDを申請する際、税関との連絡者の情報を記入する。

(6) 消費者への普及啓発の実施など

模倣品対策の重要な要素の一つとして、「消費者への普及啓発」が挙げられる。自社製品の売り上げを守るためには、通常実施される販売促進を目的とした広告宣伝活動だけでなく、消費者が安価で粗悪な模倣品を購入しないよう意識付けるための、普及啓発活動を積極的に実施することも重要である。

そして、中国において普及支援活動を進める上では、現地政府との連携を重要視すべきである。例えば、毎年3月15日は「世界消費者権利デー」として、消費者の権利保護への意識を高めるため、全国各地で多種多様な形の普及啓発イベントが実施されているが、そのようなイベントに参加して、模倣品の識別方法、防止策、取り締まりに関する知識や情報を消費者に伝えることで、模倣品の抑制に繋がる効果が期待できる。また、模倣品への対応に力を入れている企業であることを現地の消費者や取引先にアピールすることができるという意味でも、非常に重要な意味を持つ取り組みであるといえる。

さらに、各地の税関や市場監督管理局等の執行機関や、アリババ等の中国国内のECプラットフォーム等が運営する模倣品対策活動等への参加も、模倣品の発見や防止に繋がる有益な取り組みであるといえる。また、そのような取り組みが当該機関による差押え等に直接は繋がらない場合であっても、関係性が深まることで、模倣品に関する情報を入手しやすくなるといった効果も見込めるところである。

また、消費者自身が真贋判定を行うための仕組み作りをすることも重要である。例えば、自社製品にホログラムや二次元コードを付け、これを基に真贋判定ができるようにするといったやり方は、既に多くの企業で採られているものである。最近では、二次元コードから読み取れるデータに、製品の流通に係る情報をリンクさせることで、工場から出荷された後に消費者の手に届くまでの流通の過程を可視化するようなサービスも提供されている。このようなサービスを積極的に取り入れることで、消費者が安心して正規の製品を購入できるような仕組みを構築することも重要である。

2. 模倣品の発見

近年、中国のビジネス環境は次第に改善されているが、模倣品問題はまだ存在する。特にインターネットの飛躍的発展によって、模倣業者による侵害態様はオフラインに限られず、オンラインにおける侵害も注目されるようになってきている。模倣品対策の最初の一步として、まずは模倣品の発見に力を入れるべきである。

(1) 模倣品発見ルート

前述の通り、模倣業者による侵害態様は、通常オフラインとオンラインの2種類が存在する。オフライン又はオンラインにおける模倣品の発見ルートは、通常、以下のとおりである。

オフライン	①	自社で流通ルート、マーケット、展示会、関連販売市場を調査する
	②	取引関係・協力関係がある者（代理店、ライセンサー、卸業者等）から情報

		を入手する
	③	消費者から通報を受ける
	④	調査会社、法律事務所を通じて侵害情報を入手する
	⑤	税関、市場監督管理局が業務履行中、被疑侵害品を発見した場合に連絡がある
オンライン	⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら又は調査会社に依頼して EC サイト等の定期調査を実施し、模倣品を発見する ・アリババ等のプラットフォームと協力関係を築き、EC サイト上の模倣品に関する情報を通報してもらう

模倣品の発見について、業界の実情によってはその発見メカニズムが異なるが、企業は業界での製品商流状況、会社の実情などに基づき、模倣品のモニターや通報体制を作ることができる。実務において、会社や製品の性質により、オフラインルートとオンラインルートを併用したり、いずれかを重点的に利用したりされている。また、税関も模倣品発見のルートの1つとなる。

(2) 模倣品発見に有用な団体についての紹介

模倣品の発見及びその対応は決して容易なことではないが、模倣品は絶対に許さないという姿勢を示していくことが重要である。しかしながら、模倣品は次から次へと出てくるため、やみくもに対応していると、対策や権利行使にかかる費用が高額になり、負担も大きくなってしまう。

前述の通り、同業他社との提携や業界団体との連携を図ることで、効果的に模倣品業者にプレッシャーを与えることができ、中国政府当局の協力も得られやすくなる。また、マンパワーが潤沢にない中小企業においては、中国の取引先に模倣品対策を講じてもらうのも有用な手段である。

中国において模倣品対策を進めていく中で、「調査会社」というワードを耳にする機会が多くあるだろう。日本ではなじみのない存在であるが、調査会社は模倣品発見や対応においては、重要な役割を果たしている。侵害情報を発見するため、侵害物品のオンライン調査や EC サイト等のウォッチングを通じた模倣情報の提供（模倣業者の情報、侵害品の販売や在庫などの状況を含む）、模倣業者に対する現地調査、行政摘発などの面において、重要な役割を担っている。

費用面のみを考えると調査会社と直接契約をするという方針を採ることも考えられるが、言語面を含めたコミュニケーションに不安がある場合や、数多く存在する調査会社の中からいずれを選べば良いかが分からないような場合、現地の渉外法律事務所などを介して、調査会社に関連業務を依頼することも

検討すべきである。なお、当然のことながら、法律事務所を介して現地調査を行う場合、直接調査会社と契約する場合と比べて、費用はやや高額になる。

3. 模倣品発見後の対応

模倣品が存在することにより、市場のシェアや売上げに影響を及ぼす可能性があるばかりでなく、ブランド価値が毀損され、ひいては消費者への被害に繋がる可能性もあるため、絶対放任してはならない。

(1) 事前準備

① 真贋判定手段の採用

真贋判定手段には、様々なものがあるが、異なる知的財産権、異なる物品に対する判定手段は同一ではない。真贋判定手段としては、通常、以下が考えられる。

自社	<ul style="list-style-type: none"> ● 模倣品を発見後、侵害を構成するかどうかを初歩的に判断する場合、自社で実施することもできるし、代理人事務所に依頼して真贋判定を実施することもできる。
代理人事務所	
司法鑑定機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社又は代理人が判定しかねる場合、鑑定資格を有する専門の鑑定機関に依頼して真贋判定を実施することができる。 ● 訴訟の証拠として使用する場合には、裁判所が認可する鑑定機関に依頼して真贋判定を実施する必要がある。

① 侵害者の保有権利に対する調査

模倣品を発見した場合、企業は迅速かつ的確な対策を講じる必要がある。業界や模倣業者の違いに応じて、模倣行為の特徴も異なっていることから、模倣対策を策定する際には、対象となる模倣業者の事業規模や経営状況、各種権利の保有状況等について調査をすることが求められる。そして、その調査結果に基づいて、模倣業者による模倣行為を確実に阻止できる対策を選択する。被疑侵害行為を見つけた後に、模倣業者に対して調査を行う必要がある。相手側が関連知的財産権を保有しているかどうかの状況も含めて調査すべきである。調査を実施する際のポイントは、以下のとおりである。

- 一部の模倣業者は、著作権や意匠が実体審査を経ずに登録される点を利用して、第三者の先行する権利と同一又は類似する著作物又は意匠を出願し、いわゆる登録権者になることで、本来模倣

品というべき製品について、正当な権利に基づいて製造等している旨主張してくることがある。このような場合、通常とは異なり、登録意匠等に対する無効審判請求を行うことも考えられたため、弁護士と相談して対応策を工夫すべきである。

- 模倣業者の中には、相応の知的財産権を保有している者も存在する。このような模倣業者を相手にする場合、逆に訴えられるリスクを避けるため、事前に模倣業者の保有する知的財産権を調査し、自社の製品と模倣業者の知的財産権とが抵触するかどうかについても検討すべきである。
(※侵害者の保有する権利の調査方法の詳細については、本節の 1. (2) を参照。)

② 自身の権利状況、弱点把握

侵害者に対する調査を実施した後、相手側の保有する権利の有効性と状況について確認するほか、自社の権利の状況及び弱点について把握する必要がある。一般的に、以下の点について留意しなければならない。

<p>権利の有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連知的財産権が有効期間内であるかどうか。 ● 関連知的財産権を維持するのに必要な費用を納付したか。 <p>法律規定に基づき、専利については年金を支払う必要がある。また、商標については、時宜に応じて、有効期間を更新するための更新費用を支払わなければならない。納付しなかった場合、当該権利は失効する。</p>
<p>権利の安定性</p>	<p>専利権や商標権に基づき権利侵害を訴える場合、相手側となる模倣業者又は第三者により、無効審判・取消審判が提出されるおそれもある。訴えを起こす前に、自社の保有する権利の安定性について、検討する必要がある。</p>
<p>短所 or 長所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集した侵害証拠の証明能力 <p>関連侵害資料及びサンプルを公証付で入手した場合、その証明力は高いが、公証付で入手していない場合、裁判所が認可しないおそれがある点に注意が必要である。なお、単なる警告状の発送、又は行政取締り（サンプル購入の領収書等がある場合）の場合は、そのサンプル購入の領収書については、公証を実施しなくても、証拠として利用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方保護主義 <p>北京、上海等の大都市を除き、一部の地域には地方保護主義が存在することがあ</p>

	り、行政取締りを申請した場合に当局が積極的に対応してくれなかったり、裁判において地元の企業等に有利な判断がなされるおそれがある。行政摘発や訴訟を提起する場合には、できるだけ北京、上海等の大都市を実施地として対策を講じることが好ましい。
--	---

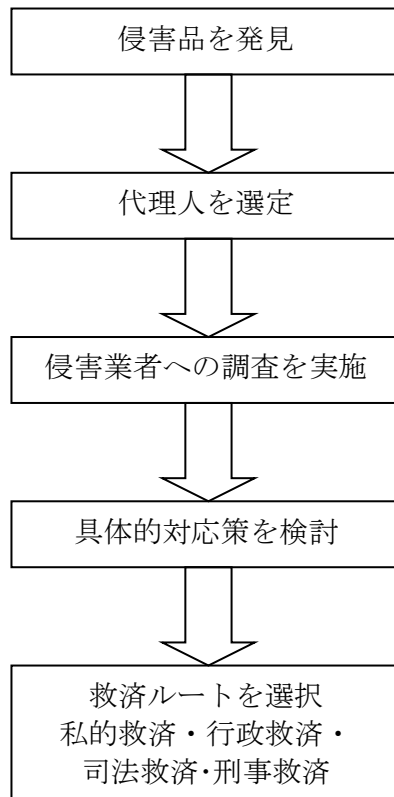
③ 現地代理人事務所の選定及び対応策の選択

中国において模倣対策を実施する場合、現地代理人を介して対策を講じるのが一般的であり、事前調査から、対策の提案、権利執行に至るまで代理人の果たす役割は重要なものとなる。模倣対策を効果的、効率的に進めていく上では、経験が豊富で、実務レベルが高い代理人を選定することがポイントとなる。代理人を選定する際には、代理人事務所の実績、経験、責任感、依頼しようとする個別案件との適正などを総合的に考慮して選択する必要がある。代理人の選定において考慮すべきポイントは以下のとおり。

①	弁護士・弁理士チームの総合力、事務所の規模、設立の背景、業務範囲、得意分野等
②	過去に取り扱った知的財産権事件の件数、成功率、実務経験
③	事務所のサービス、担当業務への責任感、業界内の評価
④	外国語能力、外国文化の理解力、外国企業とのコミュニケーション・レスポンス等に係る能力

現地代理人事務所の調査をする中で、規模が小さく過去に取り扱った知的財産権事件の件数がそれほど多くない、或いは、取り扱い件数は少なくないが成功率が低く、弁護士費用が他と比べて特別に低く設定されているような法律事務所等を発見した場合には、当該事務所を選択すべき特別な理由がない限り、選択を控えた方が無難である。

具体的な対応策の検討スキーム



対応策・救済ルートの選択

私的救済（警告・交渉）

- コストを抑えたい場合
- 侵害行為がさほど重大ではない場合

行政救済

- 侵害行為が一定の規模を有する場合
- 侵害行為が明らかである場合
- 調査の結果、工場・店舗内に確実に侵害品の在庫があることが判明している場合

司法救済

- 相手側にプレッシャーをかけて侵害行為を徹底的に中止させたい場合
- 他のルートで望ましい効果が得られていない場合
- 行政救済ルートを抑えるべき理由がある場合
- 損害賠償金を請求したい場合

刑事救済

- 侵害が深刻で、犯罪を構成する場合
- 事件が複雑かつ重大である場合
- 損害賠償を要せず、相手側に強いプレッシャーをかけることを優先する場合

④ 証拠確保

行政救済ルートを選択するか司法救済ルートを選択するかを問わず、まずは侵害証拠を収集して、自分の主張を証明しなければならない。そのため、模倣品を発見した後、それが自身の知的財産権を侵害するものであると判断できる場合、相手方に侵害証拠を破棄されないように留意した上で、侵害証拠を確保することが重要である。

中国の裁判所では、証拠に関して厳しい形式要件を定めているため、公証などの手続きを通じて、その証拠の証明力を確保する必要がある。原則、中国大陸以外で取得された証拠は、所在国の公証機関の公証と中国大使館又は領事館の認証を経なければならない。また、台湾のみならず香港、マカオ地区で取得された関連証拠についても証明手続を履行しなければならない。

なお、2020年11月18日に施行した「最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定」の第8条及び第9条には、公証認証の例外規定が置かれており、中国の領土外で形成された公証認証を経していない証拠であっても、一定の要件を満たす場合には、証拠として採用される旨を

定め、国外で形成された証拠に対する厳格な形式的要件の緩和を図っている。

【参考】「最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定」における中国国外で形成された証拠の取り扱いに関する規定

第八条 中華人民共和国の域外で形成された以下の証拠について、当事者が、当該証拠が公証、認証等の証明手続を経ていないものであることのみを理由として異議を申し立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

- (一) 法的効力が生じた人民法院の判決により確認されたもの。
- (二) 仲裁機構による発効した裁決により確認されたもの。
- (三) 公的に、又は公的なルートから取得できる公開されている出版物、専利文献等。
- (四) 他の証拠で真実性を証明できるもの。

第九条 中華人民共和国の域外で形成された証拠が次のいずれかの状況に該当する場合であって、当事者が、当該証拠が認証手続を経ていないものであることのみを理由として異議を申し立てたときは、人民法院はこれを支持しない。

- (一) 異議を申し立てた当事者が証拠の真実性を明確に認めた場合。
- (二) 他方当事者が証人の証言を提出して証拠の真実性を確認し、かつ、証人が虚偽の証言をした場合には処罰を受ける覚悟があると明確に表明した場合。

前項第二号にいう証人による虚偽の証言が、民事訴訟法第百十一条に規定する事由にあたる場合、人民法院は法により処理する。

◇ 公証の証明力

民事訴訟法第 69 条	裁判所は、反証がある場合を除いて、法定手続を経て公証・証明した法律行為、法律事実と文書を事実認定の証拠としなければならない。
最高人民法院の民事訴訟証拠に関する若干規定第 10 条	訴訟において当事者は、有効な公証文書によって証明された事実については、立証し証明する必要がない。ただし、相手方当事者が相反する証拠を有し、当該証拠が、公証文書によって証明された事実を十分に覆すに足る場合はこの限りではない。

公証法第 36 条	裁判所は、公証を経た民事法律行為、法的意義を有する事実及び文書を事実認定の根拠としなければならない。ただし、これに反する証拠があり、公証を覆すに足る場合はこの限りではない。
-----------	--

◇ 知的財産権事件において利用されることの多い公証の概要

① インターネット公証	インターネット上における広告宣伝、侵害品の図面等の侵害情報を公証人の立会いの下でプリントアウト・保存して、侵害証拠として確保する。
② 侵害品の公証付購入	<p>◇ 現場での公証付き購入 販売店、工場等の販売現場に赴き、公証人（原則 2 名）の立会いの下で侵害品を購入し、領収書等の関連書類を入手する。</p> <p>◇ インターネット上の公証付き購入 インターネット上における侵害品の販売行為に対して、公証人の立会いの下、オンラインで注文をする。郵送等で侵害品が届いた後、公証人の立会いの下で侵害品を受領する。</p>
③ 原本とコピーが一致するとの公証	原本の提出が難しい場合に、原本とコピーが一致することを証明するための公証をとる。
④ 展示会などでの公証	展示会において被疑侵害品が出展されている場合に、公証人の立ち合いの下で、出展ブース等の写真を撮るとともに、サンプル品や宣伝資料などを入手する。
⑤ 先使用や公然実施に関する公証	他人の冒認出願や権利行使に対抗できるよう、先使用や公然実施の状況を証明するため、公証人の立ち合いの下で、製品と資料を封印したり、製造ラインのビデオを撮影したりする。

(1) 対策の実施

① 私的救済—警告、交渉

警告は、私的救済の一種として、行政救済や司法救済を実施する前の対処手段として利用されること

が多い。権利者は、自分の知的財産権を侵害する模倣品を発見した場合、模倣品業者に対して、侵害行為を中止することを求める旨の警告状を発送し、交渉を行うことを選択することができる。模倣業者が権利者の要求に応じて侵害行為を中止するか否かは、警告状への反応によって、ある程度判断が可能である。相手側の法律意識が高い場合、適時に侵害行為を中止するが、法律意識が低い場合、権利者の要求を無視して、侵害行為を継続することも多くある。

<p>メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 紛争の解決に要する期間が短い。 ● コストが少ない。 ● 善意の抗弁を防止することができる。
<p>デメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手側に対するプレッシャーがさほど大きくなく、無視される可能性が高い。 ● 警戒心を生じさせ、証拠隠滅の可能性が高くなる。 ● 相手側による非侵害確認訴訟が提起されるおそれがある。 ● 適切な送付相手でない場合、営業妨害となり、不正競争防止法に触れる可能性がある。

【参考】 善意の抗弁を行う際の「善意」について

「善意」とは、「権利侵害の事実を知らなかった場合」を指す。専利侵害品の使用者・販売者や商標侵害品の販売者が、関連製品が侵害品とは知らなかったと主張し、合理的出所を立証した場合、損害賠償の責任を免れることができる（専利法第 70 条、商標法第 64 条 2 項）。なお、警告をすることによって、侵害品の使用又は販売行為についての善意の抗弁を防止することができる。

警告状、交渉のフローチャート

侵害行為の発見

模倣業者に対する調査、確認

警告状の作成

- 自分の享有する権利を説明する。
- 相手側の侵害行為を指摘する。
- 侵害行為の法律責任を説明する。
- 侵害行為の中止、在庫の廃棄等の要求を提出する。
- 権利証明書類、侵害証拠等を添付する。

相手側との交渉

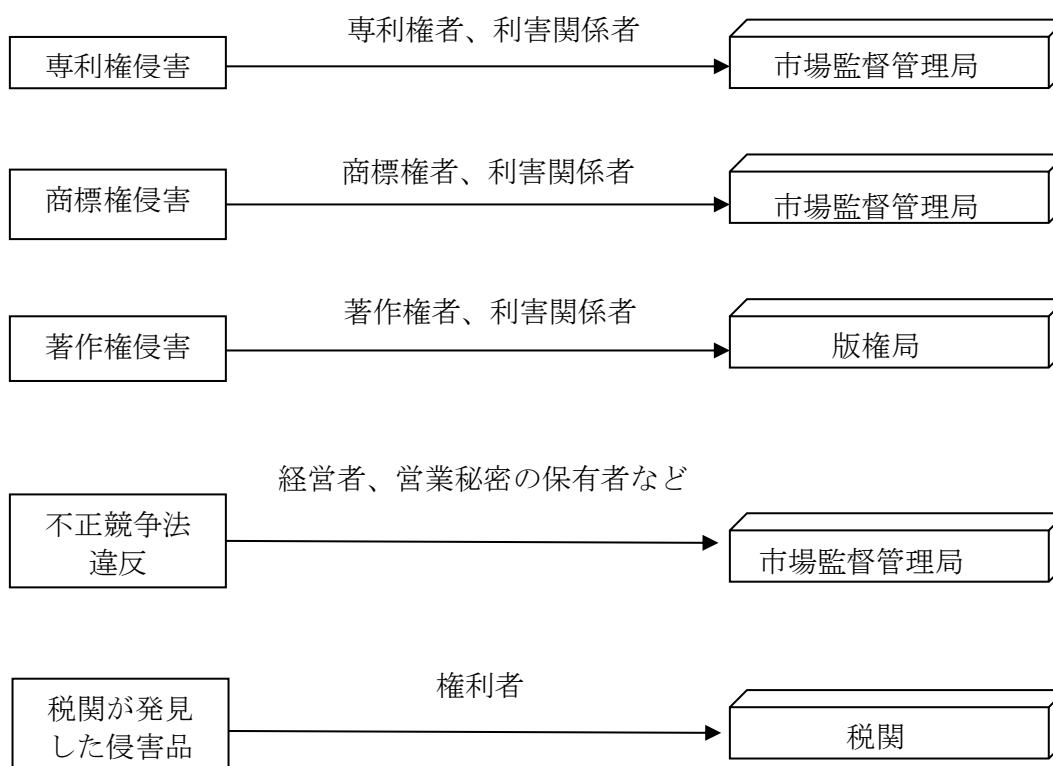
警告状を発送した後、相手側から如何なる応答もない場合、相手側に電話して侵害行為の停止状況を確認し、停止しない場合は早めに侵害行為を停止させ、要求に応じるよう交渉する。

他の対策の検討

相手側がどうしても侵害行為を停止しない場合、他の対策案を検討する必要がある。

② 行政救済—行政摘発

中国においては、侵害の根拠とする権利等に応じて、行政救済に係る申請者と所管機関が異なっている。なお、以下に示す所管機関は、一般的な例であり、地方によっては異なる機関が所管していることもある。行政救済手続の詳細については、第3章に掲載する。



※図中の「利害関係者」とは、ライセンシー又は関連する権利の合法的な相続者をいう。例えば、商標権侵害事件の場合、利害関係者には、登録商標のライセンス契約におけるライセンシーと登録商標権の合法的な相続者が該当する。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟と比べて、時間と費用が掛からない。 ● 訴訟と比べて、証拠の証明力を厳格に要求されない。 ● 行政機関は、侵害状況を現地で独自に調査することができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 侵害となるかどうかに関する関係主管機関の判断は、行政取締りを請求する際の重要なポイントとなる。行政機関のレベルは、裁判所と比べて高いとは

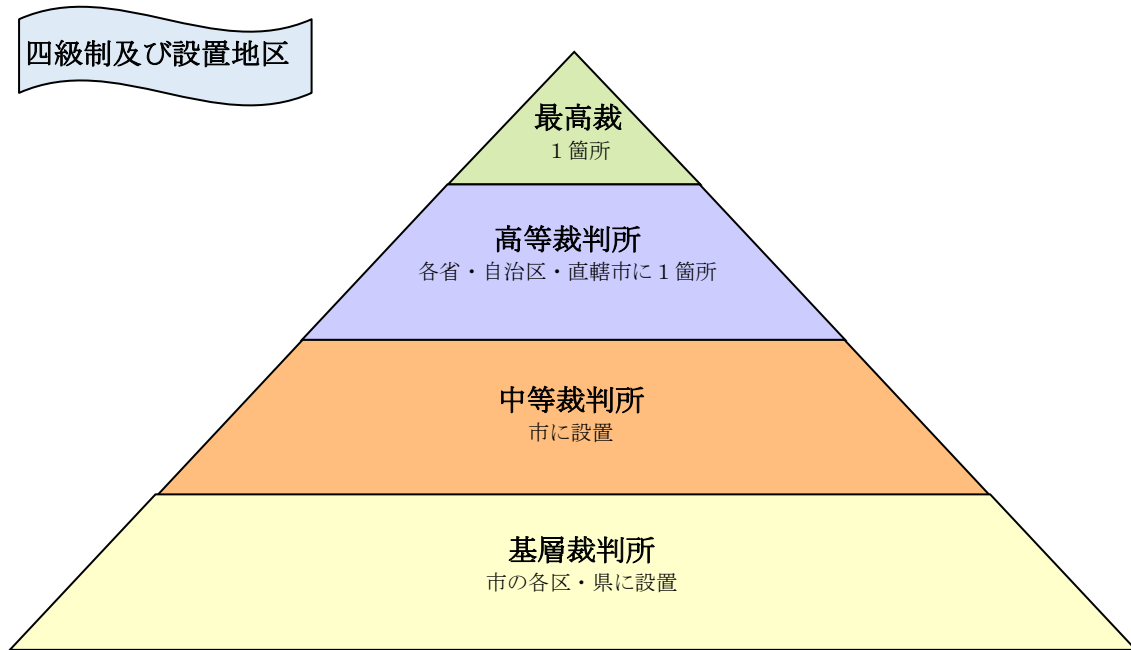
	<p>言えず、複雑な事件の場合、処理してもらえないおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相手方企業が、現地において一定程度の影響力を有する企業である場合、地方保護主義の影響を受けるおそれがある。 ● 損害賠償を請求できない。 ● 刑事と比べて、罰が軽く、侵害者を拘束できず、再犯の抑止力に乏しい。
--	---

③ 司法救済—訴訟

中国の裁判制度は4級2審制である。民事訴訟を提起する場合、管轄権を有する裁判所に提出する必要がある。一審判決の結果に不服がある場合、定められた期限内であれば上訴することができる。

また、知的財産権分野の事件の審理に要する高度な専門性等に鑑み、2019年1月より、最高人民法院には、知的財産に関連した案件を特別に取り扱うための知的財産権法廷が設置されている。さらに知的財産権関連の事件を専門に扱う知識産権法院が北京・上海・広州・海南に設けられているほか、各地域の裁判所にも知的財産権法廷が設けられ、専利など専門性・技術性の高い民事事件や行政事件を集中的に審理している。

知的財産権に係る訴訟事件のフローや、裁判所の管轄等の詳細な内容については、第4章に掲載する。



(※最高裁⇒最高人民法院、高等裁判所⇒高级人民法院、中等裁判所⇒中级人民法院)

訴訟提起の一般フローチャート

知的財産権訴訟の準備

一審管轄裁判所の選択

- 北京市の場合：基層裁判所や北京知的財産権裁判所
- 上海市の場合：基層裁判所や上海知的財産権裁判所
- 広東省の場合：基層裁判所や広州知的財産権裁判所
- 浙江省の場合：基層裁判所や杭州市中級人民裁判所知的財産権法廷や寧波市中級人民裁判所知的財産権法廷
- 江蘇省の場合：基層裁判所や南京市中級人民裁判所知的財産権法廷や蘇州市中級人民裁判所知的財産権法廷

上訴二審管轄裁判所の選択

- 北京市の場合：北京知的財産権裁判所や北京市高級人民裁判所
- 上海市の場合：上海知的財産権裁判所や上海市高級人民裁判所
- 広東省の場合：広州知的財産権裁判所や広東省高級人民裁判所
- 浙江省の場合：杭州市中級人民裁判所知的財産権法廷や寧波市中級人民裁判所知的財産権法廷や浙江省高級人民裁判所
- 江蘇省の場合：南京市中級人民裁判所知的財産権法廷や蘇州市中級人民裁判所知的財産権法廷や江蘇省高級人民裁判所

再審管轄裁判所の選択

- 北京市の場合：北京市高級人民裁判所や最高人民法院
- 上海市の場合：上海市高級人民裁判所や最高人民法院
- 広東省の場合：広東省高級人民裁判所や最高人民法院
- 浙江省の場合：浙江省高級人民裁判所や最高人民法院
- 江蘇省の場合：江蘇省高級人民裁判所や最高人民法院

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手に対して、強いプレッシャーになる。 ● 損害賠償を請求できる。 ● 行政機関と比べて、裁判所の判断レベルは高く、複雑な事件であっても対応が可能。 ● 裁判での手続などは透明性が担保されており、行政ルートと比べた場合には地方保護主義等の影響も小さく、ある程度の公平性が確保できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間と費用がかかる。 ● 証拠の証明力に対する要求が厳しい。

③ 刑事救済—公安への告発

中国において、公安（警察）は刑事事件の調査機関であり、刑事事件に該当するかどうかを調査し、証拠を収集する役割を担っている。

公安によって、刑事事件に該当するものであるとの判断がなされると、検察院に調査の結果をまとめた案件資料が移送される。検察院は、刑事事件の公訴機関であり、公安機関から移送された案件資料を調べ、容疑者に対し、公訴を行うかどうかを決定する。検察院は、公訴を行うには証拠が不足していると判断する場合、案件を取り消すか、公安機関に返却し、補充調査を要求するかを決める。

公訴が行われた場合、裁判所は、検察院の公訴請求に基づいて裁判を行い、犯罪が成立するか否かを判断し、刑事罰を裁定することになる。

侵害が深刻で、犯罪を構成する可能性のある知的財産権の侵害事件について、権利者は、公安機関への告発を通じて、事件を調査させることが可能である。刑事手続の詳細な内容については、第5章に掲載する。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑事罰は相手に対して、強いプレッシャーになる。 ● 公安機関の調査力は、自ら調査するよりも優れている。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 侵害状況が深刻な、一定の種類侵害事件しか刑事事件にはならない。 ● 損害賠償を要求できない。

各救済手段のメリット・デメリット

これまで述べてきた各種の救済手段については、それぞれにメリットとデメリットがあり、実務においては、権利者の方針、侵害の情状などに合わせて柔軟に利用されることが多い。それぞれの救済手段を採用することが好ましい状況については、以下のとおり。

警告・交渉	<ul style="list-style-type: none">● 侵害規模が小さく、情状がそれほど深刻でない場合● 悪意による侵害ではない可能性が高い場合● 交渉によって良好なビジネス関係を築ける可能性がある場合
行政摘発	<ul style="list-style-type: none">● 侵害在庫品があり、ある程度の規模がある場合● 侵害が明らかである場合
民事訴訟	<ul style="list-style-type: none">● 行政摘発と比べて侵害の情状がより深刻な場合● 損害賠償を請求したい場合● 会社のブランドに不利な影響があり、消費者に対するマイナスの影響を解消したい場合● 侵害品がデッドコピー品ではなく、侵害となるかどうか審理する必要がある場合
刑事告発	<ul style="list-style-type: none">● 侵害規模と情状が深刻であり、刑事事件に該当すると判断ができる場合

(2) 事後処理

① 対策終了の広報

模倣品対策は、時間、労力、費用をかけて行なわれるものであり、その効果をより高めるため、対策が終了した後は結果についての広報を行うことが好ましいといえる。

自社の知的財産権活動を業界内に宣伝するだけでなく、知的財産権保護に対する企業の決意を積極的に発信することになり、模倣業者にプレッシャーをかけ、新たな模倣行為の発生を抑制するとともに、業界内に知的財産権を尊重したビジネス環境を醸成することにも繋がる点において意義がある。

なお、広報を行う際には、模倣業者を非難するような内容は掲載せず、事実のみを陳述し、誤認されやすい表現を避けることに留意する必要がある。

広報の媒体

自社公式サイト	自社公式サイトに注意喚起文を掲載する場合、自社製品に関心を持つ消費者や取引先に対して、模倣品に関する注意喚起を直接的にすることができ、費用もさほどかからない。
他のサイト	人気のある WeChat の購読アカウント、Weibo などのニューメディア・業界関連サイトで記事を発表する。
新聞、雑誌等	知的財産権に関する専門誌、例えば「中国知識産権報」に模倣対策を判例として掲載したり、又は、各企業を対象にした専門誌、例えば「中国工商報」に「厳正声明」等を掲載する。

② 継続的な市場監視

模倣品の生産・販売行為は、ある特定の対策を講じることによっても、完全に根絶するのは難しい。自社の知的財産権を確実に保護するためには、定期的に模倣品が市場で出回っているか監視をする必要がある。また、市場に対する監視を通じて、模倣品を発見した場合、適時にふさわしい対策を検討・実施する必要がある。監視の手段は、模倣品発見ルートとほぼ同じである。

市場監視手段

①	自社で流通ルート、マーケット、展示会、関連販売市場を調査する。 インターネット上の定期調査を実施する。
②	取引関係・協力関係のある代理店、ライセンサー等から情報を入手する。
③	調査会社、法律事務所を通じて対象会社に対する実態調査を実施する。特に過去模倣行為があった業者に対する市場監視を重要視する。

③ 代理人の評価

対策終了後、当初予想の結果を得たかどうか、及び代理人の業務能力、サービスの品質、コミュニケーション能力等について、総合的に評価する必要がある。当該評価を通じて、引き続き当該代理人に案件を依頼するかどうかを決定する。改善すべき点がある場合、代理人に要望事項を提出することができる。評価の指標を以下に掲載するが、単に案件の結果だけでなく、普段から「報告・連絡・相談」の義務をちゃんと履行してくれているか、コミュニケーションがスムーズに取ることができたかといった要素も、長く付き合いしていく代理人を検討するという観点からは重要な指標となる。

評価項目・内容

①	業務能力 <ul style="list-style-type: none">✓ 代理人の業務においてミスがあったかどうか。特に、代理人の処理の不手際等により、対応策の効果にマイナスの影響を与えたことがあるかどうか。✓ 複雑な事件でも、最適な対応手段を取ることができたか。
②	コミュニケーション能力 <ul style="list-style-type: none">✓ 依頼人の要望と指示を十分に理解していたか。✓ 状況をタイムリーに依頼人に報告したか。✓ 依頼人の確認を取らずに、手続等を勝手に進めたことはないか。
③	サービスの品質 <ul style="list-style-type: none">✓ 依頼人の質問に対して適時に回答をしたか。✓ 依頼人の要求を満たすために、全力を注ぐ努力をしたか。✓ 依頼人から指摘された問題点について、適時、改善したか。✓ ミスがあった場合、それを認め、謝罪したか。✓ 対応がタイムリーであったか。
④	費用請求 <ul style="list-style-type: none">✓ 費用請求は合理的、かつ、透明であったか。✓ コストをできるだけ抑制できるよう努めていたか。✓ 事前に見積りを提示したか。実際の費用請求が見積りを超えたか。✓ 見積りを超えた場合、その理由を明確に説明したか。

④ 取締り機関への表敬、お礼

模倣対策を実施中、当局が積極的に協力してくれたり、又は、好ましい結果を得た場合、当局や裁判所に感謝状や表彰の旗等を授与して、感謝の意を表すことができる。

表敬の形	<ul style="list-style-type: none">● 訪問、口頭にて感謝、表彰の旗を贈る。● 感謝状を郵便にて送付。
意義	<ul style="list-style-type: none">● 当局や裁判所も好意的に捉えるので、今後、他の件におけるやりとり等がさらにスムーズになることが期待できる。
留意点	<ul style="list-style-type: none">● 金銭又は高価なものを贈ることは控える。● 当局又は裁判所への表敬状況について、マスコミで対策の成果を公表する際に紹介できるか、写真を掲載できるか等を事前に当局や裁判所に確認する。

第2章 中国での権利取得

第1節 専利権の取得

2020年10月17日、全国人民代表大会常務委員会にて「専利法」第4次改正が採択され、2021年6月1日に施行する。本文は改正後の「専利法」に基づいて作成したものである。

1. 保護対象

「専利法」にいう専利権には、発明特許権、実用新案権、意匠権が含まれている。なお、中国では、発明特許権、実用新案権、意匠権との間で、お互いに出願の変更はできない。

発明特許権

製品、方法、又はその改良により出された新技術を保護する。

実用新案権

製品の形状、構造又はそれらの組合せにより創出された実用に適した新技術を保護する。

意匠権

製品の全体又は部分の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様の組合せにより創作され、美感に富み、工業的応用に適した新デザインを保護する。

*次に掲げるものについては、専利権を付与しない。

- ① 科学的発見
- ② 知的活動の法則及び方法
- ③ 疾病の診断及び治療方法
- ④ 動物及び植物の品種
- ⑤ 原子核変換の方法及びその方法により得られる物質
- ⑥ 平面印刷品の模様、色彩又は両者の組合せで主に標識に用いるデザイン

2. 登録要件

発明特許、実用新案

新規性

新規性とは、その発明又は実用新案が従来技術に該当せず、かつ、いかなる機関又は組織又は個人により出願日前に国務院専利行政部門に出願されかつ出願日後に公開された専利出願書類又は公告された専利書類には、同一の発明又は実用新案が記載されていないことをいう。なお、日本と異なり絶対新規性である。

進歩性

発明特許に関する進歩性とは、従来技術に比べて、その発明が突出した実質的特徴及び顕著な進歩を有していることをいう。

実用新案に関する進歩性とは、従来技術に比べて、その実用新案が実質的特徴及び進歩を有していることをいう。

実用性

実用性とは、その発明又は実用新案が製造又は使用することが可能であり、かつ積極的な効果を生じるものであることをいう。

【参考】「従来技術」について

従来技術とは、出願日前に国内外で公衆に知られている技術をいう。新規性の判断基準には、以下の二つの特徴がある。

- ① 出願日（優先権日を含め）が2009年9月30日以前の出願は、文献が世界公知公用を認めるが、文献以外は国内公知公用のみ認める。
- ② 2009年10月1日以降の出願の場合、文献、文献以外も世界公知公用を認める。

意匠

新規性、創作非容易性が要件となり、また、他人の先行権利と抵触してはならない

3. 登録までの詳細な手続き

中国への専利出願ルートは、以下に示す3つのルートとなる。各々の出願ルートの出願期限及び中国での出願手続きは異なるが、出願後の手続きなどは同様である。具体的な手続きは、出願ルートによって異なるため、次ページ以降の出願フローチャートを参照されたい。

出願ルート	
パリルート	外国基礎出願又は中国での最初出願の優先権が主張できること。 期限：発明特許、実用新案：優先日（基礎出願の出願日）から12ヶ月以内 意匠：優先日（基礎出願の出願日）から6ヶ月以内。
PCT ルート	1つの出願（発明特許と実用新案のみ）を多国に出願したい場合、まずWIPO (World Intellectual Property Organization) が指定している官庁（例えば、日本特許庁、中国特許庁）にPCT出願を提出し、その後、PCT加盟国に移行すること。中国への移行期限：優先日から30ヶ月以内、30ヶ月の移行期限に間に合わない場合、2ヶ月の猶予期間が利用可能（追加料金が必要）。
直接出願	発明特許、実用新案、意匠を直接中国に出願すること。

【参考】中国のハーグ協定への加盟について

2020年1月22日、中国外交部は、中国政府としてハーグ協定の加盟に向けた取り組みを積極的に押し進めている旨を公表をした。

また、2019年11月1日から実施された特許審査指南において、遅延審査制度が追加されたほか、2020年の専利法の改正により、意匠の保護期間が10年間から15年間まで延長され、国内優先権を享受できるようになった。これらの改正は、いずれも中国の制度をハーグ協定に合わせるためのものであり、近い将来、中国においてもハーグルートによる意匠出願ができる可能性が高まっている。

発明専利出願フローチャート

出願/移行

受理 (出願番号付与)

PCT ルート : 1 ヶ月程
パリルート : 1 週間程

※通常、出願から登録まで、2~3年の期間を要する

出願料金の納付

パリルート期限 : 出願日から 2 ヶ月
PCT ルート期限 : 移行期限内

方式審査

不服審判

却下

補正せず

不備

不備

不備

補正

拒絶査定

合格

合格

方式審査合格通知書

出願日 (優先日) から 18 ヶ

公開

実体審査請求

期限 : 出願日 (優先日) から 3 年
手続 : 請求手続と費用納付

応答期限 :
通知受領日 + 4 ヶ月間

実体審査

第 1 回拒絶理由

応答期限 :
通知受領日 + 2 ヶ月間
1 ヶ月若しくは 2 ヶ月の延長が 2 回可能

期限 : 通知受領日 + 2 ヶ月間
手続 : 請求手続と費用
1 ヶ月若しくは 2 ヶ月の延長
が 2 回可能

第 N 回拒絶理由

未応答

特許性あり

特許性無し

権利回復

みなし取下

特許査定

拒絶査定

申請期限 : 拒絶査定受領日 + 3 ヶ月間

不服審判

登録手続期限 :
特許査定受領日 + 2 ヶ月間

登録手続、登録公告

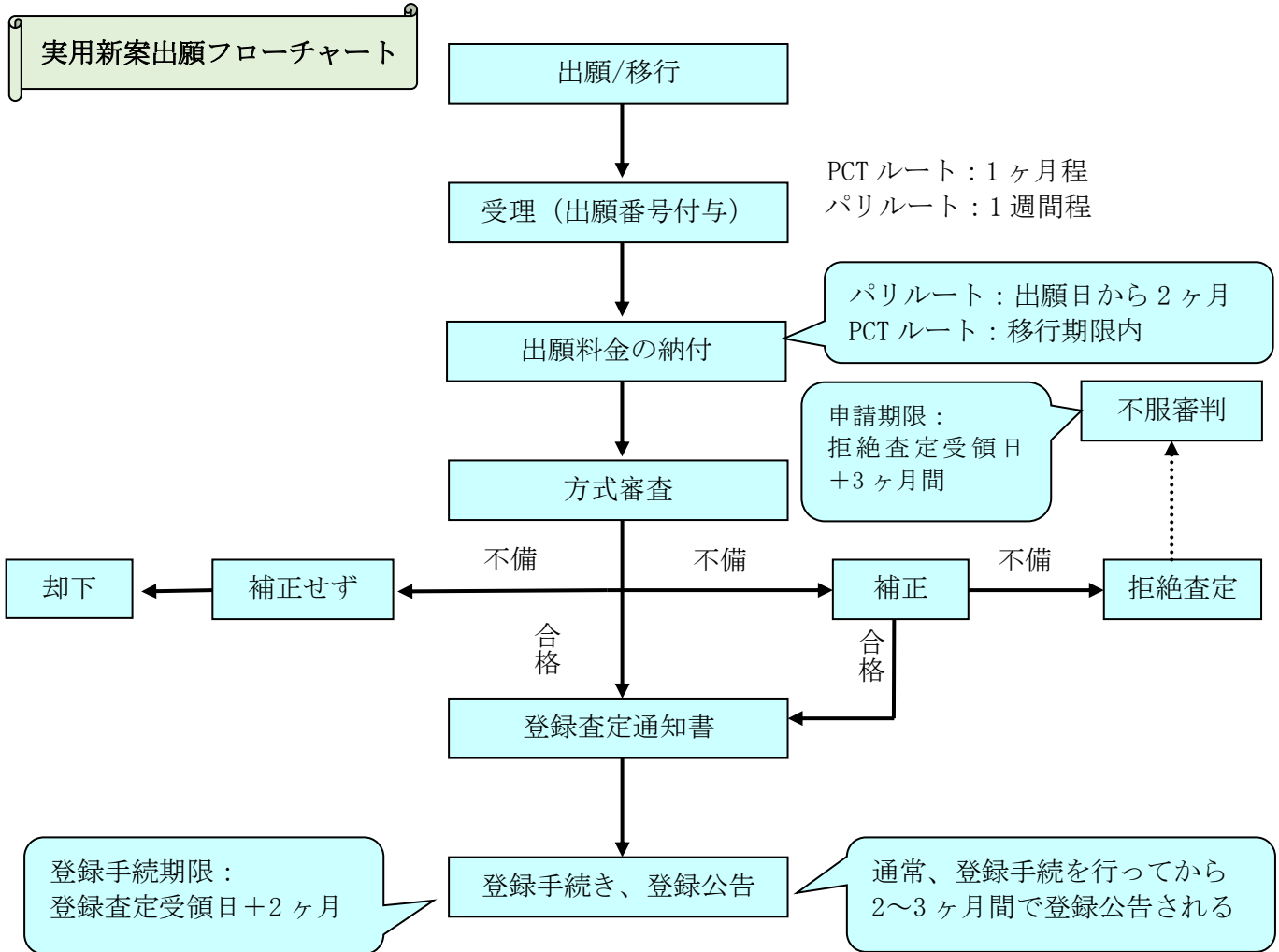
通常、登録手続を行ってから 2~3 ヶ月間で登録公告される

中国では、上記の手続き以外に、提出が必要な書類がある。なお、下記のような特別な手続きと特別な制度がある。詳細は、下表をご参照ください。

発明特許出願における必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 発明特許出願の際に、提出が必要になる主な書類は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 願書 ② 明細書 ③ 特許請求の範囲 ④ 要約書 ⑤ 図面（必須でない） ⑥ 選択図（必須でない） ⑦ 優先権証明書類／DAS コード（優先権主張をする場合のみ） ⑧ 専利事務所に対する委任状
PCT 出願における特別な手続き
<ul style="list-style-type: none"> ● PCT出願の中国国内への移行時においては、出願種別として、発明特許出願又は実用新案出願の一方のみ選択が可能となっている。そのため、PCT出願には、後に紹介する特実併願制度が適用されない。
早期審査
<ul style="list-style-type: none"> ● 中国では、通常、出願から登録まで2～3年かかる。登録までの期間を早めるためには、以下の手続をとることが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 出願と同時に実体審査請求をすること ② 早期公開を請求すること ③ 優先審査制度を利用すること ④ PPH制度（Patent Prosecution Highway）を利用すること ● 出願人は、日本出願を基礎とした日中間の専利審査ハイウェイ（以下、「PPH」という）プログラムに基づいて、一定の申請要件を満たす中国国家知識産権局への出願につき、関連する書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 拒絶理由通知に効果的に応答すること ⑥ 出願手続きの完備を確保すること
自発補正の時期
<ul style="list-style-type: none"> ● 中国国内移行時（PCT出願の場合） ● 審査請求時、審査に入る旨の通知書を受領してから3ヶ月以内

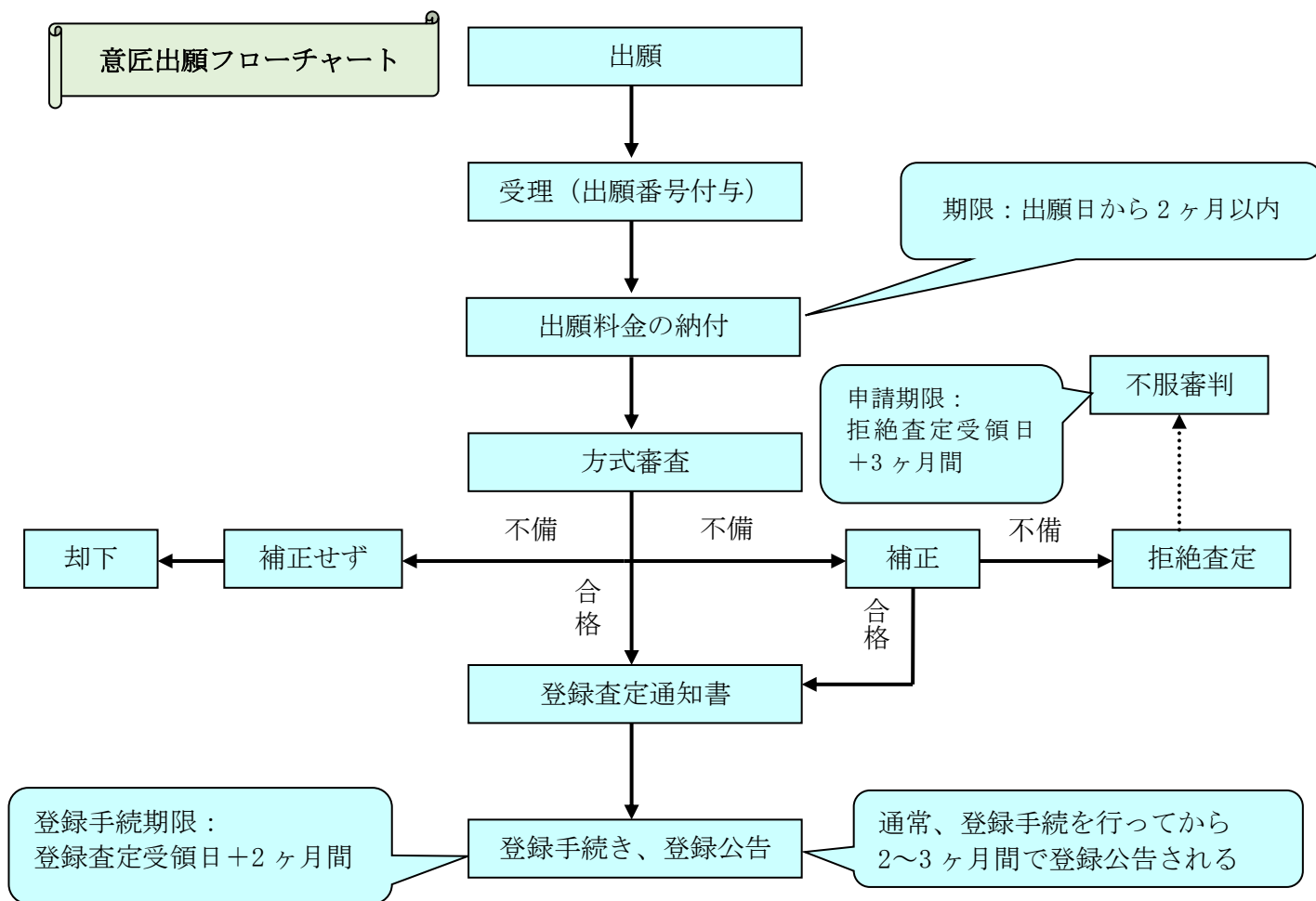
情報提供制度

- 専利出願の公開日から専利権の付与を公告する日までの間に、「専利法」の規定に合致していない専利出願に対し、何人も国務院専利行政部門に情報を提供し、理由を説明することができる。
- 審査官は、専利査定するまでの間に、公衆より提供された先行技術や関連資料を受け取った場合、これら資料を参考にしなくてはならない。



実用新案出願における必要書類

- 実用新案出願の際に、提出が必要になる主な書類は以下のとおり。
 - ① 願書
 - ② 明細書
 - ③ 請求の範囲
 - ④ 要約書
 - ⑤ 図面
 - ⑥ 選択図
 - ⑦ 優先権証明書類/DASコード（優先権ある場合のみ）
 - ⑧ 専利事務所に対する委任状



意匠出願における必要書類

- 意匠出願の際に、提出が必要になる主な書類は以下のとおり。
- ① 願書
 - ② 図面又は写真
 - ③ 意匠の簡単な説明
 - ④ 専利事務所に対する委任状
 - ⑤ 優先権証明書類/DAS コード (優先権ある場合のみ)

【参考】 実用新案と意匠出願の自発補正について

出願人は、出願日より2ヶ月以内に、実用新案と意匠出願について自発的に補正（中国語「修改」）することができる。補正は、実用新案の場合、元の明細書又は請求項の範囲を超えてはならず、意匠の場合、元の画像又は写真で表示した範囲を超えてはいけない。

【参考】 実用新案と意匠出願前の事前調査について

実用新案と意匠は、無審査であるため、安定的な権利を取得するために、出願前に綿密に調査を行うことが重要である。新規性や進歩性がない場合、登録になったとしても、他人に無効審判請求を提起される可能性があり、権利が不安定になる。

4. 存続期間と権利の維持

存続期間とは、発明特許、実用新案及び意匠の権利が存続する期間をいい、具体的な期間は以下のとおりとなる。

- ① 発明特許：出願日から20年間（出願日も算入）
- ② 実用新案：出願日から10年間（出願日も算入）
- ③ 意匠：2021年6月1日以降に出願されるものは、出願日から15年間¹³。

発明特許、実用新案、意匠の存続期間は、いずれも延長することができない。ただし、発明特許の出願日から満4年、かつ実体審査請求日から満3年後に発明特許が付与された場合、国務院特許行政部門は特許権者の請求に応じて、発明特許の権利化段階における不合理な遅延について、特許存続期間を補償しなければならない（出願人に起因する不合理な遅延は除く）。また、新薬の販売承認審査にかかった時間を補償するために、中国での販売承認を取得した新薬に関する発明特許について、国務院特許行政部門は特許権者の請求に応じて、特許存続期間を補償することができる。補償される期間は5年を超えないものとし、新薬販売承認後の特許権の合計存続期間は14年を超えないものとする。

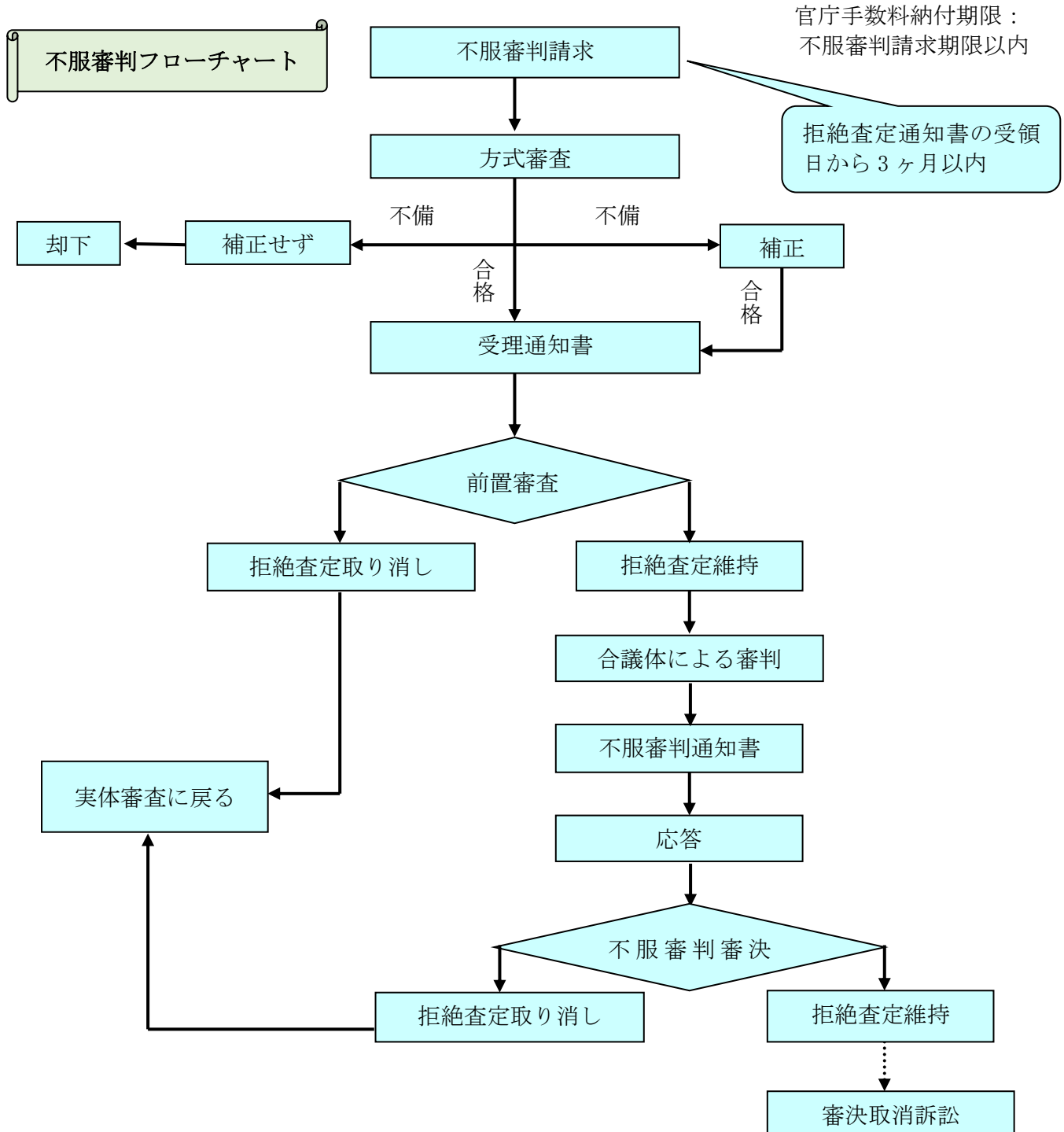
権利者は、権利を維持するために、登録となった発明特許、実用新案、意匠に対して、毎年年金を納付しなければならない。

2010年2月1日以降に専利権付与の登録手続きを行う場合、出願係属中の年金支払い（維持年金）は不要となった。

¹³ 2021年2月現在、存続中の意匠権、審査中の意匠出願に係る存続期間の取り扱いについては、中国政府からの公表情報がなく不明。

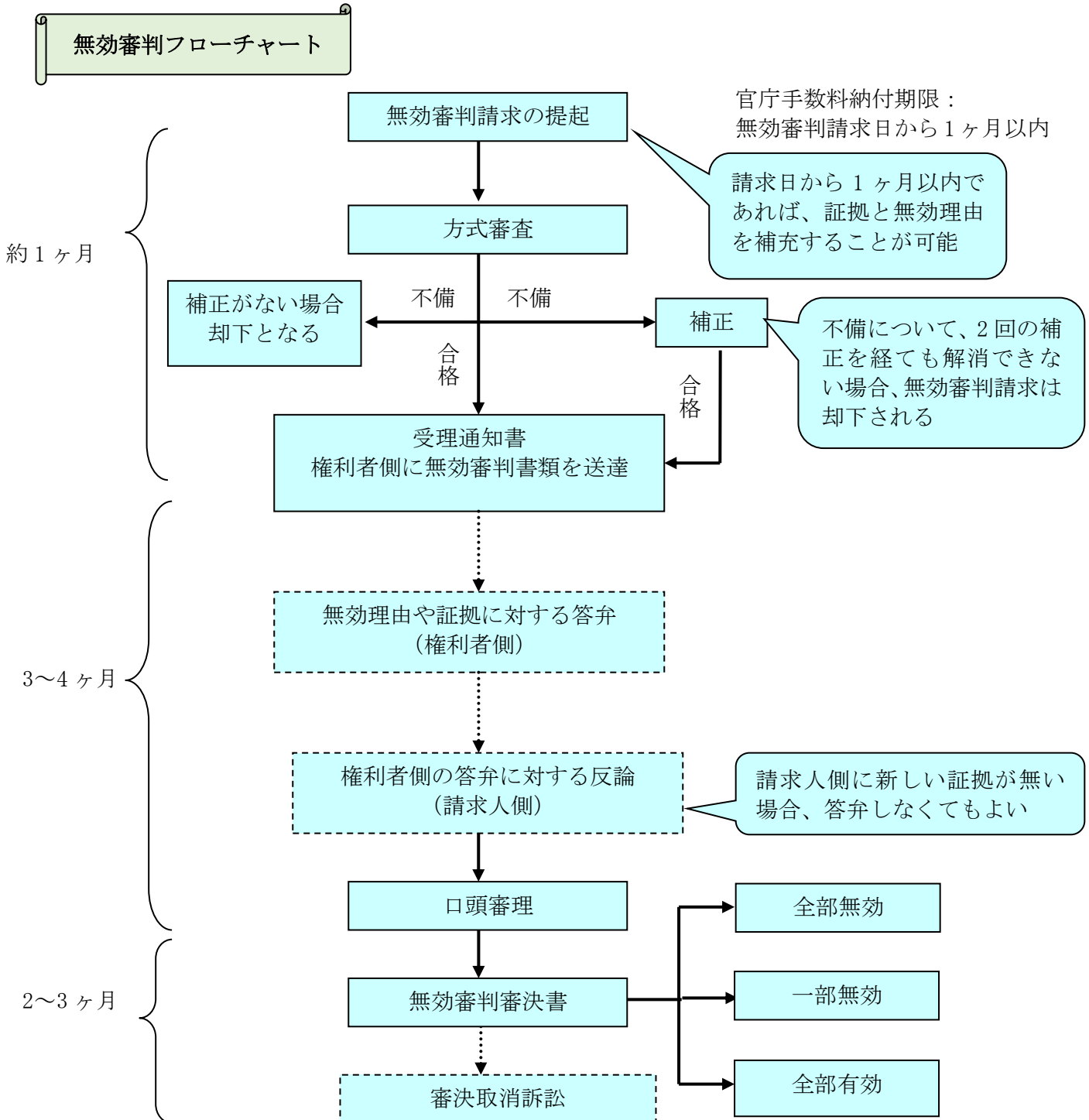
5. 拒絶対応

拒絶対応とは、専利出願が拒絶査定になった場合、拒絶査定を取消するために、出願人は国務院特許行政部門へ不服審判請求を提起することができることをいう。



6. 無効審判請求制度

いかなる機関、組織又は個人は、登録された発明特許・実用新案・意匠について、当該専利権の付与が本法の規定に合致しないときは、「国家知識産権局専利局復審と無効審理部」に無効審判を請求することができる。



無効審判手続き	
請求人	① 何人も提起可能（ダミーで提起可能） ② 侵害訴訟の中止を目的にして無効審判請求を提出する場合、無効審判請求人の名義は訴訟の被告と一致しなければならない。
提出期限	対象発明特許・実用新案・意匠の公告日から何時でもよい。
提出書類	① 無効審判請求書 ② 証拠 ③ 委任状
口頭審理	審理方式の一種。大切な意見陳述の機会となるため、十分に準備する必要がある。
新しい理由及び証拠の提出期限	
● 無効審判請求の提出日から1ヶ月以内	
外国からの証拠の提出形式	
● 外国の専利文献以外は、所在国の公証機関の公証を受けた上で、当該国にある中国大使（領事）館の認証を経なければならない。	
無効審判決定	
● 国家知識産権局専利局復審と無効審理部が審理の上、無効審判請求の決定を言い渡す。 ● 通常、「全部無効」「一部無効」「全部有効」の3つがある。	
無効審決の効力と遡及力	
● 無効決定された専利権は、始めから存在しなかったものとみなされる。 ● 専利権無効の決定前に裁判所が言い渡し、かつ、既に執行された専利権侵害の判決、既に履行された専利実施許諾契約や専利権譲渡契約等に対しては、遡及効を有しない。ただし、専利権者の悪意により他人に損害をもたらした場合は、賠償しなければならない。	

◇ クレーム（特許請求の範囲）の訂正について

- 無効審判手続きにおいて、クレームの訂正は可能だが、請求項の削除、発明の削除、請求項の更なる限定、明らかな誤記の訂正に限られている。請求項の更なる限定とは、請求項に他の請求項に記載のある1以上の構成要件を加えることによって、技術的範囲を限縮することをいう。
- 国家知識産権局専利局復審と無効審理部の審決が出されるまでであれば、特許権者がクレーム、又

はクレームに含まれる構成を削除することは認められている。以下のいずれかに該当し、かつ、応答期間内であれば、専利権者は削除以外の方法でクレームの範囲を訂正することができる。

- (1) 無効宣告請求書に対するもの
- (2) 請求人の追加無効宣告理由、又は補充証拠に対するもの
- (3) 審判官が引用した、請求人が言及していない無効宣告理由、又は証拠に対するもの

7. 関連行政訴訟手続

提訴期限
<ul style="list-style-type: none"> ● 法律によれば、国家知識産権局の不服審判又は無効審判の審決に不服の場合、受取日から3ヶ月以内に北京知的財産裁判所へ行政訴訟（つまり、審決取消訴訟）を提起することができる。 ● 国家知識産権局の決定、裁定に不服の場合、受取日から30日以内に北京知的財産裁判所へ行政訴訟を提起することができる。訴状を提出すると同時に、又は、遅くとも提出後の15日以内に訴状の副本を国家知識産権局に送付するか、別途書面で国家知識産権局に知らせる必要がある。 ● 外国又は香港、マカオ、台湾にある当事者は提訴する際に、公証・認証付きの手続き書類も提出しなければならない。提訴期限内に手続き書類を完全に取得できない場合、まずは公証認証されない捺印済みの授權委任状のコピーと訴状を裁判所に提出して、予備登記手続を行うことができる。予備登記手続を行うと、予備登記日から3ヶ月の補充期限が与えられる。補充期限内に全ての手續書類を完成させ、裁判所に提出する必要がある。提出された全ての提訴書類が、裁判所において審査され、問題がなければ、行政訴訟が正式に受理される。
提訴に必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> ● 提訴の際には、所在国で公証・認証された授權委任状、法定代表者の身分証明書、現在事項全部証明書、委任状に捺印済みの法定代表者の印鑑証明書及びそれらの中国語訳文が必要である。なお、行政訴状も同時に提出する必要がある。
裁判所の受理
<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、行政訴状を受領した後に審査を行い、受理の条件を満たしていると認める場合、7日以内に事件を受理し、原告に通知する。

<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、受理の条件を満たしていないと認めた場合、7日以内に事件を受理しないことを裁定する。実務上、裁判所が取り扱う事件数が多い場合には、1ヶ月後に受理されるような場合もある。
被告の答弁
<ul style="list-style-type: none"> ● 被告は、訴状の副本の受領日から10日以内に答弁書を提出することができる。裁判所は、被告の答弁書を受取った日から5日以内に原告に転送する。 ● 被告が答弁書を提出しなくても、事件の審理には影響を及ぼさないため、実務においては、答弁書が提出されない事例も多くある。
開廷審理
<ul style="list-style-type: none"> ● 法律規定により、裁判所は、事件を受理した後、6ヶ月以内¹⁴に結審する。また、裁判所が開廷の3日前に開廷の時間、場所などを召喚状にて当事者に通知する。開廷時、代理人は、開廷審理に出頭して対応できるが、主に法廷調査、法廷弁論などを行う。
傍聴
<ul style="list-style-type: none"> ● 中国では公開審理を原則としているため、第三者であっても、審理を傍聴することができる。 ● 外国人が傍聴する場合、事前に北京市高級人民法院へ傍聴手続きを申請する必要がある。なお、傍聴に係る手続きのため、Fビザの提示が必要となる。Fビザとは、中国企業の要請による中国への訪問、交流、講演、ビジネスなどをするためのビザである。
書面代理意見の提出
<ul style="list-style-type: none"> ● 開廷審理後、代理人は書面にて代理意見を作成し、裁判所に提出する。この代理意見は通常、開廷後1週間以内に書面にて提出される（書面代理意見）。書面代理意見を提出することにより、自身が主張したい内容をまとめて裁判所へ陳述することができる。
一審判決の言渡し
<ul style="list-style-type: none"> ● 第一審裁判所は、通常、開廷審理から3ヶ月以内に判決を言渡さなければならない。特別の状況がある場合には、上級裁判所の認可を得て、審理期間を延長することができる。

¹⁴ 行政訴訟法の2015年改正により、一審の審理期間は3ヶ月から6ヶ月に調整された。

上訴の提起

- 当事者は、判決書の受領日から 15 日以内に上訴を提起することができる。上訴状については、一審裁判所を通じて上訴裁判所に提出する。なお、中国国内に住所を有しない外国当事者は、30 日以内に上訴を提起すればよい。
- 2019 年 1 月 1 日より、技術性の高い知財事件の二審については、最高人民法院に設置された知的財産法廷が管轄することとなった。具体的には、発明特許、実用新案、意匠、植物新品種、集積回路の回路配置などに関する行政訴訟の二審が、最高人民法院の知的財産法廷の管轄となっている。

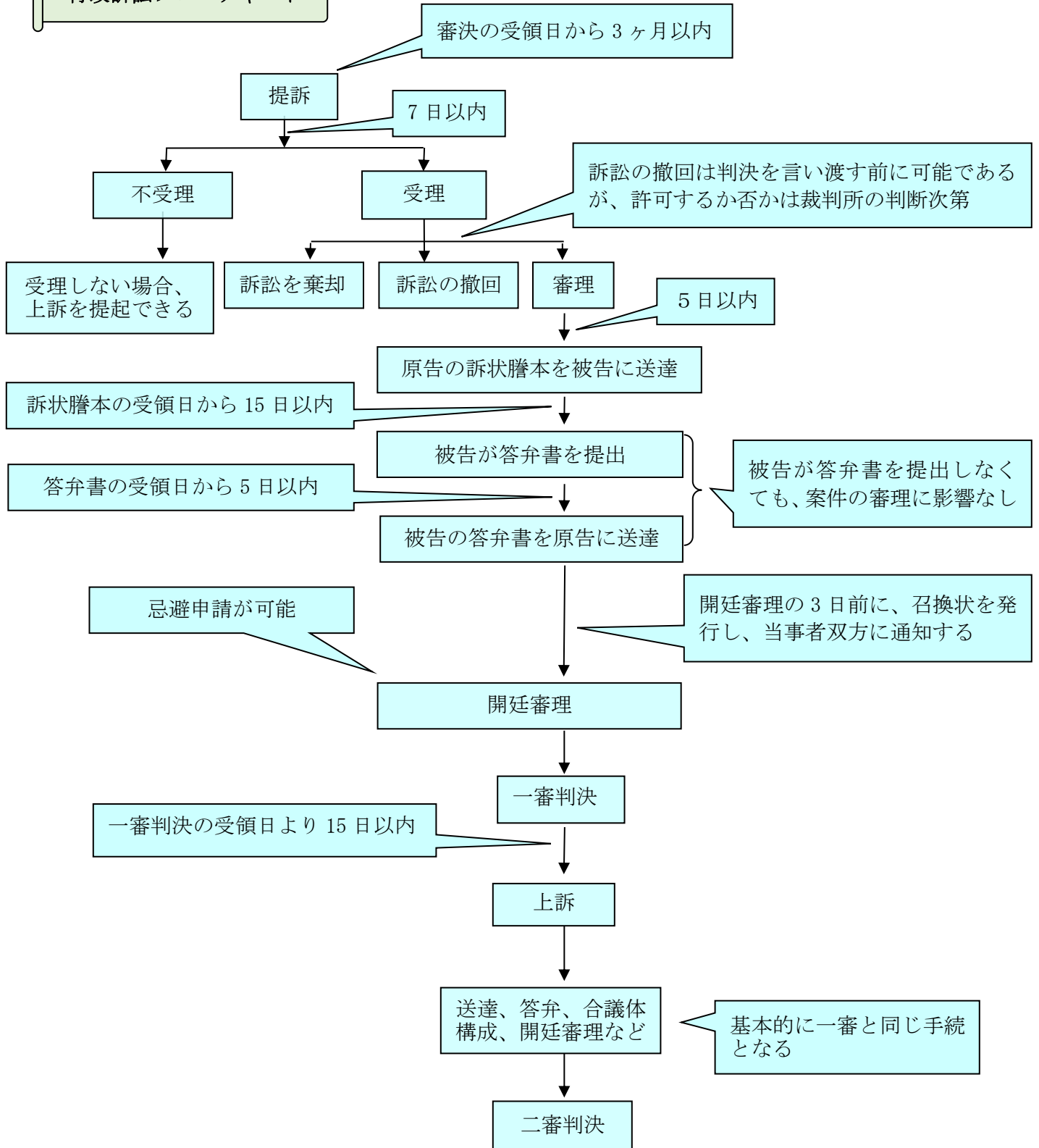
上訴判決の言渡し

- 二審の審理の流れは、基本的に一審と同じであるが、二審裁判所は、原判決の認定事実が明確で、適用法律が正確であると認めた場合、上訴を却下し、原判決を維持する。反対に、原判決の認定事実は明確であるが、適用法律が間違っていると認めた場合、原判決を破棄し、自判する。原判決の認定事実が明確ではなく、証拠が不十分で、又は法定手続きに違反しているため、事件の判断に影響を与えた場合、原審裁判所に差し戻すことができ、事実を判断した上で、原審裁判所が改めて判決を言渡すこともできる。
- 裁判所が、原告又は上訴人の主張を認めた場合、国家知識産権局専利局復審と無効審理部は、改めて新たな審決を下す。

再審

- 中国の裁判は、二審制であるため、二審判決が最終的な判決となる。当事者は、法的効力の生じた判決及び裁定に明確な誤りがあると認める場合、6 ヶ月以内に最高人民法院に再審を請求することができる。ただし、判決及び裁定は、その執行を停止しない。

行政訴訟フローチャート



8. 専利権評価報告（実用新案と意匠）

中国では、実用新案と意匠は、何れも方式審査のみであり、権利の安定性が保証されていない。2000年の第2次「専利法」改正時に「実用新案専利権検索報告制度」が導入され、その後、2008年の第3次「専利法」改正では、同検索報告制度の内容を若干改正すると同時に、「専利権検索報告」の名称を「専利権評価報告」に変更した。

2020年10月17日に採択され、2021年6月1日に施行される予定の第4次改正「専利法」第66条には、「特許権者、利害関係者又は被疑侵害者は、専利権評価報告を自発的に提出することもできる」と規定されている。

国家知識産権局に専利権評価報告の発行を請求できる時期

- 実用新案権又は意匠権付与決定が公告された後に請求が可能
- 意匠については、出願日（優先権主張の場合、優先日を指す）が2010年2月1日以降のものしか、専利権評価報告を請求することができない。

専利権評価報告の作成を請求する主体¹⁵

- 専利権者又は利害関係者は、国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる。
- 利害関係者とは、「専利法」第60条の規定に基づき、専利権侵害紛争について、裁判所に訴訟を提起し、又は専利業務管理部門に取締りを請求する権利を有する者をいう。たとえば、独占実施許諾契約の被許諾者、専利権者に権利行使の権利を付与された通常実施許諾契約の被許諾者などが挙げられる。当該規定は、被疑侵害者が「専利法」に規定されている「利害関係者」に該当しないことを意味する。
- 評価報告書が作成された後においては、誰でもその内容を閲覧、コピーすることができる。

¹⁵ 2020年に改正された「専利法」第66条では「専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は、専利権評価報告を自発的に提出することもできる」と規定された。また、2020年11月末に公布された「専利法実施細則」（意見募集稿）第56条では「如何なる機構又は個人は国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる」と規定されている。2021年2月現在、最終的に採択される条文は明らかになっていないため、今後の動向に注目する必要がある。

専利権評価報告に係る内容及び作成方式

- 2008年に改正された「専利法」において、以前の実用新案のみに係る検索報告は、実用新案と意匠の両方に係る専利権評価報告に改正された。当該改正では、報告の名称を変更しただけではなく、報告に係る専利権の種類も拡大され、かつ同報告に係る内容が追加された。現行の「専利法」では、国家知識産権局は検索・分析と評価を行った上で、専利権評価報告を作成しなくてはならないと規定されている。
- 「専利法」及び「専利審査基準 2010」の規定によれば、専利権評価報告は、引例と本件特許との関連度を示す部分と、本件専利が「専利法」及びその「実施細則」に規定する登録要件を満たしているか否かに関する説明部分とを含んでいる。実用新案権の評価報告において、その表には公知文献調査の分野、データベース及び使用した基本的な検索要素と表現形態（キーワードなど）、調査で見つかった公知文献及び公知文献と出願主題との関連度などが明確に記載されている。また、説明部分には専利権評価の結論が記載されている。「専利法」及びその「実施細則」に規定されている登録要件を満たしていない実用新案については、具体的な評価説明が記載され、結論が明示されるとともに、必要に応じて公知文献が引用されている。たとえば、新規性及び又は進歩性を有さないクレームについて、審査官は、逐一に評価すべきであり、多数項従属クレームについては、異なるクレームに従属する場合の組合せ考案についてそれぞれ評価し、選択肢を含むクレームについては、各選択肢による考案についてそれぞれ評価しなくてはならない。

専利権評価報告の性質と役割

- 2008年に改正された「専利法」において、専利権評価報告について、「専利権侵害紛争を審理・処理する際の証拠となる」旨が明確に規定された。専利権評価報告には、以下のような3つの役割がある。
 - ① 報告により、専利権者が自己の実用新案・意匠権の有効性について初歩的な判断ができ、専利権の法的安定性について正確に認識できるため、侵害訴訟を提起すべきかどうかをより確実に把握できる点。
 - ② 権利侵害訴訟の裁判において、専門技術に関する知識の観点から作成された実用新案権評価報告は、裁判所が審理の参考にすることができる点。
 - ③ 被疑侵害者が答弁期間内に専利権の無効審判請求をした場合、裁判所又は専利業務管理部門が侵害紛争の審理又は調査を停止すべきか否かを判断するための根拠となる点。

- 関係機関が若干の手続きにおいて、専利権評価報告を要求することもある。例えば、知的財産権を税関登録する際に、税関に専利権評価報告を提出しなければならない。

9. 権利出願戦略

発明特許出願は実体審査を経なければならないので、出願から権利化までには少なくとも2年近くの時間がかかる。これは、早期の商品化を目指す企業にとっては、頭の痛い問題になる。そのため、適切な出願対策をとることは、企業にとって非常に重要なことである。

特実併願

中国では、実用新案出願は無審査なので、出願してから通常5～12ヶ月で権利化することができる。そのため、発明特許の高い権利安定性と実用新案の迅速な権利化というメリットを組み合わせれば、出願人にとってより一層有利になる。したがって、権利の安定を確保するとともに権利化までの時間を短縮するために、特実併願をすることが考えられる。かかる条文は以下のとおりである。

・ 専利法第9条第1項：

同一の発明創作には1つの専利権のみが付与される。ただし、同一の出願人が同日に同一の発明創作について実用新案と発明特許を出願する場合、先に取得した実用新案権が消滅しておらず、かつ出願人が当該実用新案権を放棄するという意思表示を行えば、発明特許権を付与することができる。

・ 専利法実施細則第41条第4項、第5項：

専利出願が実体審査を受けて拒絶理由が見つからなかった場合、国務院専利行政部門は出願人に指定期間内にその実用新案権を放棄する旨の声明を提出するように通知しなければならない。出願人が放棄する旨の声明を提出した場合、国務院専利行政部門は発明特許権を付与する決定をし、かつ発明特許権を付与することを公告する際に、当該声明も公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院専利行政部門は当該発明特許出願を拒絶しなければならない。出願人が期間を満了しても応答しなかった場合、当該発明特許出願は取り下げられたとみなす。実用新案権は発明特許権を付与することを公告した日から終止する。

現行の専利法においては、特実併願の条件及び審査フローが明文化されている。ここで、実用新案放

棄の発効日については、「実用新案権は発明特許権を付与することを公告した日から終止する」とされていることから、実用新案権を放棄した場合であっても、当該実用新案が登録された日から発明特許権が付与される日までの間の権利は残るわけである。したがって、特実併願を行い、発明特許権が付与される際に実用新案権を放棄する手段が考えられる。

【参考】第4次改正専利法における「特実併願」の扱い

第4次改正「専利法」及び2020年11月末に公布された「専利法実施細則」（意見募集稿）においては、上記「専利法」第9条第1項及び「専利法実施細則」第41条第4項、第5項の規定についての改正は見られなかった。

一方で、2020年12月10日に意見募集が完了した国家知識産権局による「専利審査指南修正草案（第二回意見募集稿）」の第五部分第七章8.3[審査の延期]には、「同一出願人から、実用新案と特許の両方が提出された場合、実用新案の権利化が先になされると、特許の審査が延期される」という規定が置かれている。各種法規の改正等により、審査運用等に変化が生じる可能性もあり、今後の動向に注目する必要がある。

第2節 商標権の取得

1. 保護対象

商標は、商品及び役務の出所を区別するための標識で、知的財産権（専利、商標、著作権等）の重要な構成部分として、社会的・経済的活動の中で重要な役割を果たしている。

「商標法」によれば、構成要素としては、文字商標、数字商標、図形商標、立体商標、音声商標、色彩組合せ商標及び上述の要素からなる結合商標に分けられている。日本語仮名からなる商標は、中国において通常は図形商標とみなされる。

商標局の審査を経て登録された商標を「登録商標」といい、登録商標の種類としては、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標が存在する。商標登録権者は、商標専用権を享有し、商標法に基づく保護を受けることができる。

2. 登録要件

商標出願の後、国家知識産権局商標局の審査を経て登録される商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。以下の標識は商標として登録する

ことができない。

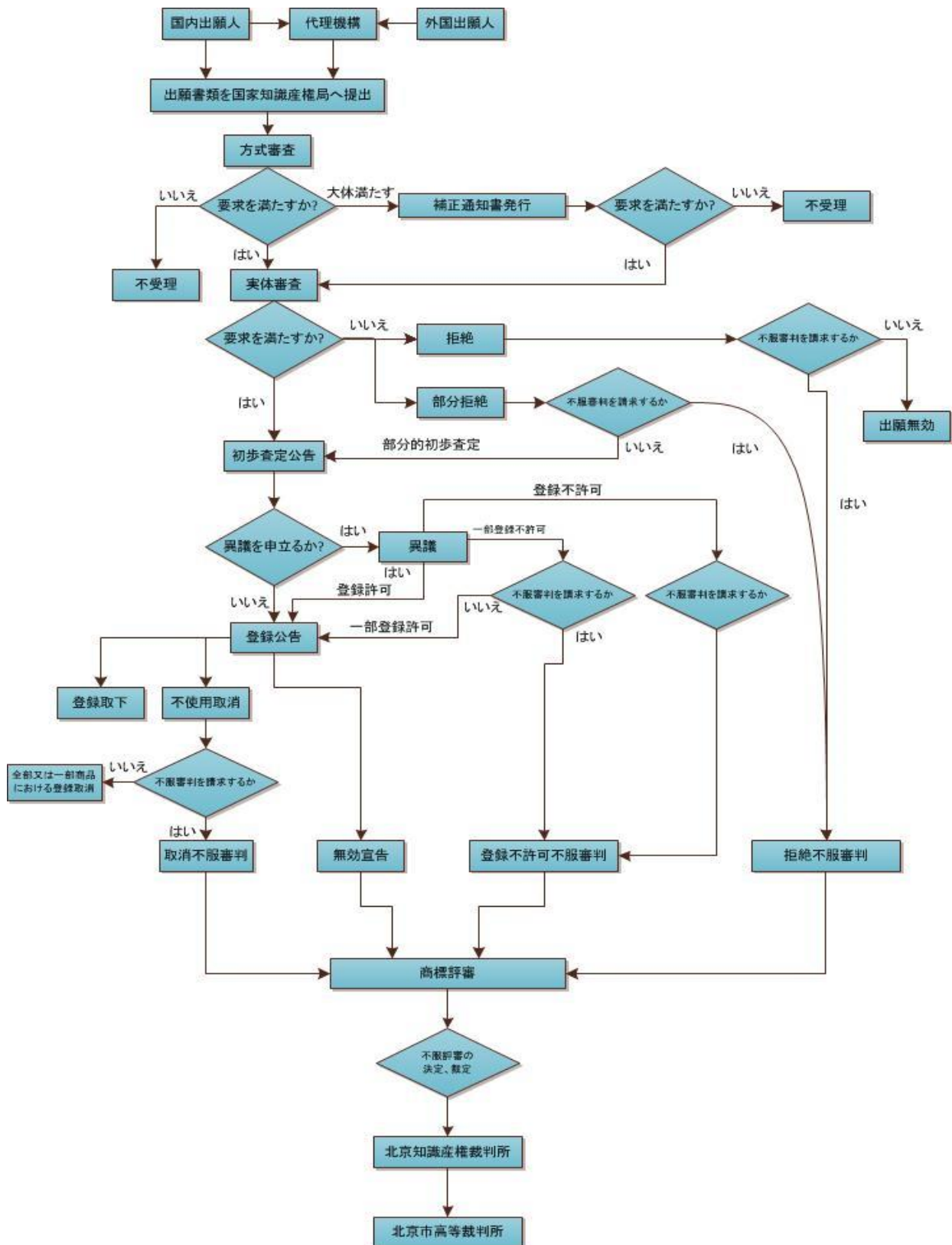
- ① 単なる商品の通用名称、図形、記号にすぎないもの
- ② 単なる商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの
- ③ 顕著な特徴に欠けるもの

また、商標は、他人の登録商標と同一又は類似する商標及び他人の先行権利と抵触してはならず、国名、国旗、「赤十字」など同一又は類似したもの、及び民族差別扱いの性格を帯びたもの、県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名なども登録することができない。

【参考】商標出願の主体について

商標出願の主体は、自然人、法人又はその他の組織である。中国の自然人の場合、自身が営業許可証を有した前提で、自分の名前で出願するということである。また、中国に恒常的居所又は営業所を有していない外国人又は外国企業が中国で商標登録を出願する時、代理資格を有する代理組織（商標代理事務所、弁護士事務所）に出願手続きを委任する必要がある。

3. 商標出願から登録までのフローチャート



4. 存続期間と権利の維持

登録商標の有効期間は10年で、当該商標の登録日から起算する。

登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前12ヵ月以内に更新登録の出願をすることができる。この期間に出願することができないときは、6ヵ月の延長期間が与えられるが、延長期間を満了して出願しないときは、その登録商標は取消される。更新後の存続期間は、登録時と同様に10年である。

5. 補正通知書への対応

中国において、商標出願は方式審査を行った際に、商標見本が不明瞭や商標にある文字が識別できない、或いは指定商品・役務の表記が認められないなどの場合には、補正通知書が下される。

補正通知を受領した場合、出願人は当該補正通知の受領日から30日以内に、補正応答書類を提出する必要がある。なお、実務上、オンライン出願の場合、補正通知書の受領日の翌日から45日以内（15日間の電子書類の送達時間を加算）に、補正応答書類を提出する必要がある。補正期間内に応答せず、又は補正要求に基づき補正しなかった場合、本件出願は不受理となる。

- (1) 商標見本が不明瞭であるとの通知を受けた場合、明瞭な商標データを補足的に提出すればよい。
- (2) 商標にある文字が識別できないとの通知を受けた場合、補正応答書類で説明した上で、文字の出所があれば、合わせて添付するのが好ましい。
- (3) 指定商品・役務の表記が認められないとの通知を受けた場合には、専門的かつ実務的な対応が求められるため、中国の現地代理人に相談して、アドバイスを求めることを推奨する。

6. 拒絶への対応

中国において、商標出願は方式審査を経た後、登録要件を満たしているか否かの実体審査が行われる。登録要件を満たしている場合には、商標出願が予備的査定を受けて、公告公報に掲載される。登録要件を満たしていない場合には、商標局はその出願を拒絶し、出願人に拒絶理由を記した書面（「拒絶通知」という）で通知する。また、指定商品・役務の一部が登録要件を満たしていない場合、部分的拒絶通知がなされる。

拒絶通知の対応策としては、出願人は拒絶通知に納得することができず、権利化を望む場合には、拒絶通知の受領日から15日以内に、国家知識産権局商標局審判部に不服審判を請求することができる。なお、実務上、オンライン出願の場合、拒絶通知書の受領日から30日以内に、不服審判を請求することが

できる。

また、出願人が外国の法人又は自然人の場合、不服審判請求は、中国国内の商標代理機構に依頼して行わなければならない。その際、審判請求の勝算や拒絶通知への対応について、予め中国現地の代理人と相談し、コメントをもらってから審判の要否を決めたほうが得策だと思われる。

拒絶通知がなされた商標出願について、出願人が権利化を望まない場合には、応答せずに放置しておけばよい。

出願商標の指定商品のうち、一部の指定商品・役務のみにかかる部分的拒絶通知について、出願人がこれらの指定商品・役務の権利化を望まない場合には、応答せずに放置しておいても、残りの指定商品・役務における登録を受けることができる。指定商品・役務の削除手続きは必要がない。

部分的拒絶査定を受け、不服審判請求をして、同時に拒絶されなかった部分における権利を早めに取り得たい場合には、不服審判請求期限までに、分割出願をすることができる。分割出願によって、初歩査定された部分はもう1件の出願として新しい出願番号が付与され、公告される。それと並行して、原出願の出願番号で、拒絶された部分について不服審判を請求して、審理される。分割出願の出願日は、原出願の出願日となる。その場合、初歩査定された商品の早期登録が可能になる。ただし、分割出願によって、2件の出願となるため、商標権管理費用は2件分になる。

拒絶不服審判の流れ

拒絶不服審判に関連する主な流れは以下のとおり。2021年2月現在、拒絶不服審判の審理には9ヶ月程度の期間を要している。不服審判の審決に不服がある場合、審決の受領日から30日以内に北京市知的財産裁判所に行政訴訟を提起することができる。

<拒絶不服審判のフローチャート>



拒絶不服審判における主張

不服審判における主張内容については、案件の具体的な状況によってそれぞれ異なる。ここでは、主な拒絶理由に対して取り得る対応をいくつかご紹介する。

地名を含む商標であることを理由とする拒絶への対応

中国では、地名を含む商標についての審査が厳しく運用されており、第10条2項「県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない」旨の規定に違反したという理由で拒絶されるケースがよく見られる。出願商標が中国の県クラス以上の行政区画の地名と同じではあるが、地名以外の意味もあり、かつその意味は地名としての意味よりインパクトが大きいことを主張することができる。これに関連して、次の商標例がある。

朝 陽

例 (朝陽)

「朝陽」は、中国遼寧省にある市を指す。一方、中国語において、「朝陽」は、「朝日」という意味の固有名詞でもある。そのため、中国において、「朝陽」と言えば、「朝、東から昇る紅い太陽」を思い浮かべるのが普通だと思われる旨を主張し、地名として登録ができない旨の反対意見とすることが考えられる。

なお、商標に含まれる地名と他の顕著な特徴を持つ標識とは、相互に独立し、地名は出願人の所在地を如実に表す役割だけを果たすものであり、地名を含むものであっても登録が可能である旨を主張することも考えられる。


識別力の欠如を理由とする拒絶への対応

「識別力欠如で、第11条に違反した」という理由で拒絶された場合には、次のようなことを主張して反論することが考えられる。

- ① 指定商品を取り扱う業界において、通用の記号や規格でなく、一般に使用されていないことを強調して、識別力が十分あると主張すること。

- ② 出願商標自体は、識別力が弱い、大量の使用及び宣伝を通して自他商品を区別でき、識別力を有するに至ったことを主張する。
- ③ 出願商標は、指定商品の特徴、品質などを直接に表示しているのではなく、暗示的に表しているだけであることを主張する。

これに関連して、次の商標例がある。

例：  (指定商品：練り歯磨き、シャンプー)

「田七」は、抗ウイルス作用、抗コレステロール作用、抗腫瘍作用があるとされるサンシチニンジン（漢方薬）の中国語表記である。サンシチニンジンを配合した練り歯磨き、シャンプーとの関係において、指定商品の原材料を直接表示しているともいえる。

しかし、当該商標は普通の印刷フォントではなく、手書きの字体となっており、また、長期にわたる使用と広範にわたる宣伝を通して、その出願人と唯一の対応関係が築き上げられたことから、登録が認められている。

先行商標との抵触を理由とする拒絶への対応

「他人の先願・先登録商標と類似商品における類似商標に該当し、第 30 条や第 31 条に違反した」という理由で拒絶された場合、両商標の外観、称呼、観念の相違と指定商品・役務の用途、販売場所、原材料、消費者の相違を分析して非類似を主張して、誤認・混同を生じない旨主張することが考えられる。

また、出願商標が他人の先願・先登録商標との関係で、一定以上の区別ができる状況であれば、その出願人・権利者に連絡をとって、権利化に係る同意を得ることも考えられる。さらに、他人の先登録商標が登録されて 3 年満了している場合には、不使用取消審判請求を提出することも一つの選択肢である。ただ、不使用取消審判の勝算は、その権利者が有効な使用証拠資料を提出できるかどうかによる。

7. 異議申立

出願商標は、中国商標局の方式審査と実体審査を経て、登録要件を満たした場合は、予備的査定され、公告公報に出願公告される。予備的査定された商標について、その公告の日から 3 ヶ月以内に、何人も

国家知識産権局商標局審査部に異議を申し立てることができる。

異議申立の要件	
異議申立人の資格	<ul style="list-style-type: none"> ● 商標法第十三条第二項と第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に基づき、先行権利者や利害関係者が異議を申し立てることができる。 ● 商標法第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に基づき、何人も異議を申し立てることができる。
異議申立の対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 予備的査定され、公告された商標でなければならない。 ● 未出願の商標、方式又は実体審査中の商標、登録済みの商標は、異議申立の対象にならない。
異議申立の期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 予備的査定公告日から3ヵ月以内に提出しなければならない。 ● 期日延長申請は不可能である。例えば、予備的査定公告日が2020年8月27日であれば、2020年11月27日までに異議申立を提出しなければならない。
費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 異議申立人は、1件の異議申立につき500人民元（約8千円）を商標局に納付しなければならない。
提出が必要な書類	
<ul style="list-style-type: none"> ● 異議を申し立てる者（異議申立人）は、通常、下記の書類一式について、それぞれ正本と副本の二部を用意しなければならない。正本は、審査官審査用のもので、副本は、被異議申立人に送付されるものである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 商標異議申立書（異議申立人と被異議申立人の名称・住所、被異議申立人の情報、公告公報の発行号数、異議申立の事実と理由など明記する必要がある） ② 異議申立に係る「商標公告」の写し ③ 委任状（異議申立を商標代理機構に委託して行なう場合） ④ 主体資格資料（外国個人であれば、パスポートの写しでよい。外国企業であれば、登記簿資料や履歴事項証明書でよい。） ⑤ 当該異議申立に関連する証拠資料 	

異議申立の理由

- 「商標法」第10条の使用禁止規定：

国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一又は類似のもの、誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの、社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの、県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名などは、商標とすることができない。

- 「商標法」第11条による不登録事由：

その商品の単なる通用名称、図形、型番にすぎないもの、単なる商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するにすぎないもの、及びその他の顕著な識別力に欠けるものは、商標として登録することができない。

- 「商標法」第12条による不登録事由：

立体標章を商標出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために不可欠な形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。

- 「商標法」第30、31条にいう先行権利との抵触：

他人の同一又は類似の商品について、既に登録され又は出願された商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶する。

- 「商標法」第13条にいう馳名商標の権益を侵害：

同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同馳名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国ですでに登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同馳名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。

- 「商標法」第32条にいう他人の先行権利を侵害：

本条にいう「先行権利」には、通常、著作権、商号権、氏名権、肖像権、意匠権などが含まれ、これらを侵害するものの登録は認められない。

<ul style="list-style-type: none"> ● 「商標法」第32条にいう悪意による先取り： 他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で登録してはならない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「商標法」第15条にいう代理人又は代表者の悪意出願： 授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、また被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶し、かつその使用を禁止する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「商標法」第16条にいう商品の地理的表示による誤認や混同： 地理的表示を含む商標は、その商品が同表示に示された地域によるものではなく公衆を誤認させる場合、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。
<ul style="list-style-type: none"> ● 「商標法」第4条にいう使用を目的としない悪意出願： 2019年度改正により改正された規定。同改正により、使用を目的としない悪意による商標登録出願が拒絶されるべきである旨が明らかにされた。

異議申立の流れ

異議申立人は、予備的査定公告された商標に対して商標局に異議申立を提出してから、方式審査を受ける。また、被異議申立人には、答弁のチャンスが与えられる。

「商標法」第35条第1項には、商標局は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、決定を下さなくてはならないと規定されている。

決定によれば、異議申立の理由が成立したときは、被異議申立商標の登録は認められず、異議申立の理由が成立しないときは、被異議申立商標の登録を認め、商標登録証を発行し、その旨を公告する。この場合、登録商標の存続期間の起算日は、予備的査定公告日から3ヵ月が満了した日とする。

2021年2月現在、中国商標異議申立の案件については、提出してから決定が下されるまで、1年程度の期間を要しているが、複雑な案件については、それ以上の期間がかかっている。

◇ 異議申立のフローチャート



異議決定不服審判

「商標法」第 35 条第 2 項の規定によれば、商標局が登録を許可すると決定した場合には、異議申立人は不服があれば、本法第 44 条、第 45 条の規定に基づき、商標局に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。いわゆる、「無効審判請求」である。

一方、「商標法」第 35 条第 3 項の規定によれば、商標局が登録を拒絶すると決定した場合、被異議申立人は不服があれば、通知を受領した日から 15 日以内に、商標局に意義決定に対する不服審判（異議決定不服審判）を請求することができる。

異議決定不服審判の請求人適格

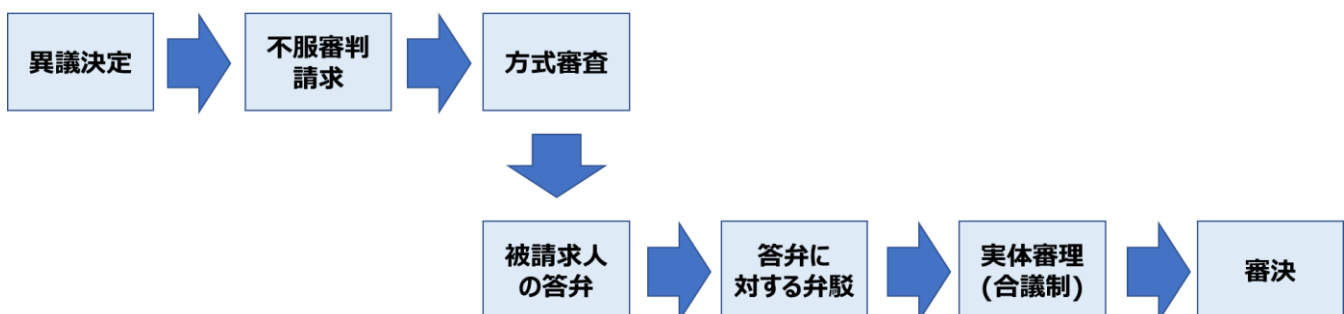
異議審判請求人は、異議申立の裁定に対して不服のある被異議申立人でなければならない。

異議決定不服審判の流れ

商標局が、異議申立への審査を経て登録出願を拒絶すると決定した場合において、被異議申立人が当該決定に対して不服があるときは、不服審判を請求することができる。方式審査を経て、商標局は、被請求人に答弁のチャンスを与える。請求人は、被請求人の答弁に対して反駁の証拠を提出することができる。その後、商標局は、請求人と被請求人が陳述した理由と提出された証拠を審理して、審決を下す。通常、1 年程度の審理期間を要するが、複雑な案件についてはそれ以上かかることもある。

一方当事者が審決に不服がある場合、審決を受領した日から 30 日以内に、北京市知的財産裁判所に行政訴訟を提起することができる。裁判所は、商標審判手続きの相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加するよう通知する。

◇ 異議決定不服審判のフローチャート



8. 無効審判、不使用取消請求及び不服審判請求

(1) 無効審判

登録された商標が「商標法」第 44 条、第 45 条に合致している場合、その登録商標に国家知識産権局商標局審判部に無効宣告審判を請求することができる。

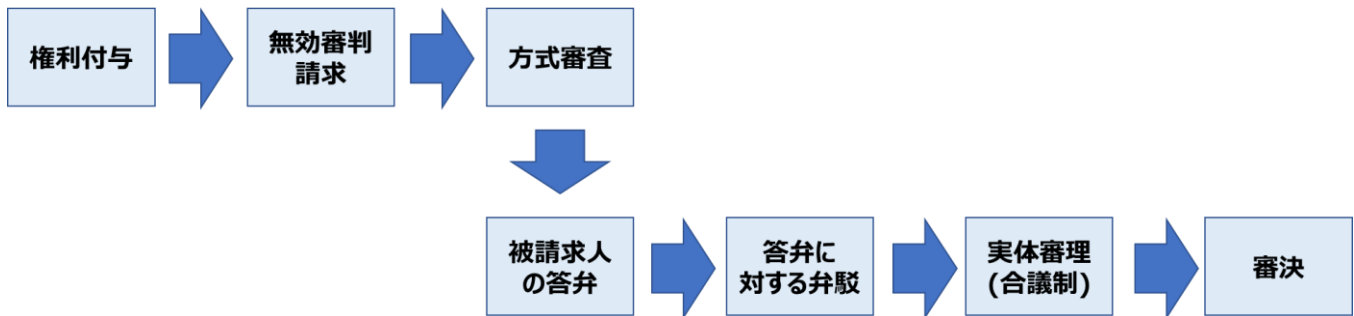
無効審判
無効審判の請求対象は、登録商標でなければならない。
無効審判の種類及び適用要件
<p>①「商標法」第 44 条第 1 項による無効審判</p> <p>A. 請求人の適格：何人でも請求できる。</p> <p>B. 適用条件：「商標法」第 4 条（使用を目的としない悪意出願）、第 10 条（公的利益侵害）、第 11 条（識別力欠如）、第 12 条（立体標章の識別力欠如）、第 19 条第 4 項（商標代理機構の関連責任）に違反、又は、欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録を得た場合</p> <p>C. 除斥期間：なし（いつでも請求できる）</p> <p>②「商標法」第 45 条第 1 項による無効審判</p> <p>A. 請求人の適格：先行権利者又は利害関係者</p> <p>B. 適用条件：「商標法」第 13 条（馳名商標への模倣）、第 15 条（代理人の悪意による出願）、第 16 条（商品の地理的表示による誤認や混同）、第 30 条及び第 31 条（先行出願・登録商標と同一又は類似）、第 32 条（先行権利への侵害、一定の影響のある商標に対する悪意の出願）</p> <p>C. 除斥期間：5 年以内（悪意による登録商標について、馳名商標の所有者は 5 年の期間制限を受けない）</p>

無効審判の流れ

2021 年 2 月現在、商標無効審判案件については、請求から審決が下されるまで、通常、1 年程度の期間を要するが、複雑な案件についてはそれ以上かかることもある。

登録商標の維持又は取消決定に不服がある場合には、審決を受領した日から 30 日以内に、北京市知的財産裁判所に行政訴訟を提起することができる。

◇ 無効審判のフローチャート



(2) 不使用取消請求

不使用取消請求	
概要	登録商標が三年間継続して使用されない場合、何人も商標局に不使用取消請求を提出できる。
請求対象	三年不使用の登録商標
請求人	何人でも可
理由	登録商標三年継続不使用
「三年間」の算定	商標局は被請求人に答弁通知書を送付するとき、不使用取消請求日から遡っての三年間の使用証拠を提出するよう要求する。例えば、請求日が2020年8月10日であれば、被請求人は2017年8月10日から2020年8月9日までの間の有効な使用証拠を提出しなければならない。
使用証拠	<p>商標の使用とは、商品、商品の包装又は容器及び商品の取引に関する書類に商標を表示することをいい、広告宣伝、展示及びその他の営業活動に表示することも含まれる。これを証明できる資料は、使用証拠になる。通常は、以下のような書類を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商品、商品包装、容器、ラベル、カタログなど； ② 商品販売の取引書類（販売契約、インボイス、領収書、通関書類などを含む） ③ 新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの媒体で掲載された広告、広告会社と締結した契約、インボイス、領収書など ④ 展示会、展覧会の写真、出展証明など

不使用取消請求の流れ

不使用取消請求の主な流れは、以下のフローチャートのとおり。2021年2月現在、不使用取消請求の案件について、請求してから決定が下されるまで、9ヶ月程度の期間を要している。

◇ 不使用取消請求のフローチャート



(3) 不使用取消決定の不服審判請求

商標局が下した登録商標取消しの決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から15日以内に不服審判を請求することができる。

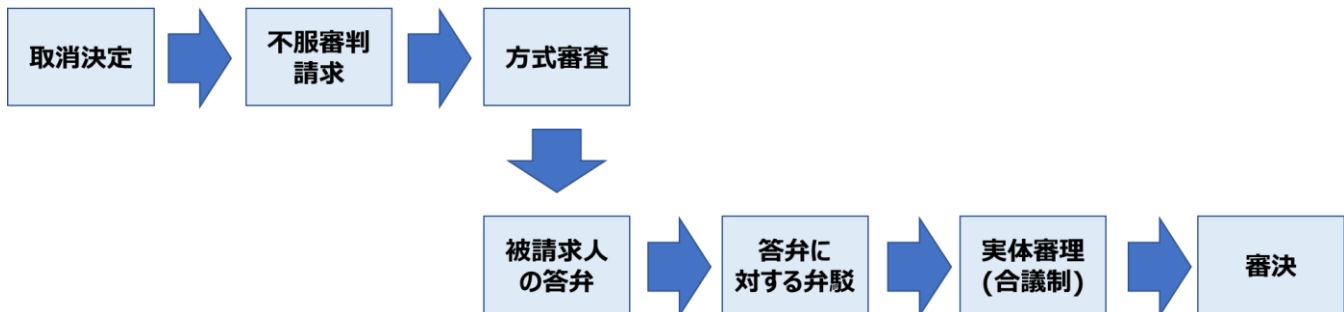
不使用取消決定の不服審判請求	
請求対象	不使用取消決定
請求人	不使用取消審判の請求人又は被請求人

不使用取消決定の不服審判の流れ

不使用取消決定の不服審判請求の主な流れは、以下のフローチャートのとおり。2021年2月現在、不使用取消決定の不服審判の案件について、請求してから審決が下されるまで、9ヶ月程度の期間を要しているが、複雑な案件については、それ以上の期間を要することもある。

当事者は審決に不服がある場合、審決を受領した日から30日以内に、北京市知的財産裁判所に行政訴訟を提起することができる。裁判所は、商標審判手続きの相手方当事者に対し第三者として訴訟に参加するよう通知する。

◇ 不使用取消決定の不服審判のフローチャート



9. 関連行政訴訟手続き

専利にかかる行政訴訟手続きと同一であるため、前記第一章第2節の7の行政訴訟のフローチャート及びその説明を参照ありたい。

10. 商標出願戦略

中国では現在、商標の冒認出願問題が多発しており、外国企業の中国におけるビジネス進出、展開の大きな支障になっている。自身の商標を他人に先取り出願された場合、その登録の阻止（異議申立）や、登録された場合の取消しには、多大な時間、費用及び労力がかかる。そのため、「亡羊補牢（羊に逃げられてから檻の修繕する）」的な手遅れなやり方を回避するために、実務において、商標出願戦略を早めに策定する必要がある。

戦略① 出願商標の選定

中国は、漢字文化の国なので、漢字が最も識別力のある文字である。中国では、日本語のカタカナや平仮名は図形とみなされ、称呼されにくいのが現実である。また、英文も読めない中国人が多いので、日本で使われている英語、日本語商標を出願すると同時に、中国の消費者にとって、最も覚えやすく読みやすく、それに対応する中国語商標の出願が重要である。たとえば、「蘇菲 (sofy)」、「妮飄 (nepia)」等の世界的に著名なブランドの多くは、中国市場のために中国語の商標を登録している。これらの中国語商標は現在、中国の消費者に広く受け入れられ、中国におけるビジネスに重要な役割を果たしている。

したがって、中国市場に進出を計画している日本企業は、語呂がよく、かつ商品のイメージにマッチする中国語商標を選定し、調査した上で、一日も早く出願することをお勧めする。

戦略② 指定商品・役務の選択

出願や権利維持に係るコスト等を考慮し、最低限の範囲のみを保護すればよいという場合には、実際に使用している或いは使用する予定がある商品・役務を指定すればよい。

一方、中国では依然として冒認出願の問題が深刻であるため、第三者による冒認登録を防ぐため、実際の使用範囲よりも広く商品・役務を指定して、登録を得るという戦略を採ることも考えられる。現行の商標法第4条に基づき、使用を目的としない悪意の出願は拒絶されることになるが、前記のような防衛出願が禁止されているということではない。実務上、国内外の大手企業が、自身のブランドの保護を目的に、全45区分において商標登録出願をしたケースは少なくない。

なお、前記のような防衛出願により登録となった商標について、登録後3年間使用がされない場合、他人に不使用取消審判を請求されるおそれがある点には留意が必要である。不使用取消審判が請求されるリスクを考え、場合によって、登録後3年の期間が満了する時点で、再出願することも考えられ得る戦略である。

戦略③ 出願前の商標調査

中国では先願主義が採用されている。すなわち、二つ以上の同一又は類似の商標登録出願が競合した場合、最先の出願だけが登録される。よって、出願費用及び時間の無駄を回避するために、出願する前に、出願しようとする商標に対して先ず商標調査を行うことをお勧めする。

通常、中国国家知識産権局商標局商標網サイト¹⁶を利用して調査する。なお、当該サイトは、中国語と英語しかないので、より正確な調査結果と分析、意見を入手するため、専門的な商標代理機構に依頼して調査することが得策である。

戦略④ 中国語社名の決定

中国では、商標登録出願時に会社名及び住所の英文表記と中国語表記が必要となる。漢字の会社名の場合にはそのまま使用することができるが、当該漢字が、中国において悪い意味を有していないかを確認する必要がある。特に、中国語漢字には、日本語漢字には存在しない漢字や、日本語漢字と形が同じでも中国人からみると、意味やその漢字から受けるイメージが全く異なる場合もよくあるので、選定の際

¹⁶ <http://wc.js.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do>

には細心の注意が必要である。

また、会社名が漢字表記でない場合には、その会社名の発音又は意味から、対応する漢字表記の会社名を選定する必要がある。

戦略⑤ 早期の出願

現在、経済のグローバル化とマスコミ産業の発展につれて、国外のニュースや情報、有名なブランドの状況などを、インターネットやテレビ、新聞、雑誌、展覧会などで容易に入手することができるようになってきている。潜在力のある巨大な市場として世界中から熱い注目を集めている中国市場を確保するため、中国メディアでよく使われている中国語商標を一日でも早く出願したほうがよい。以下のような特別な対策を講じることをお勧めする。

- ✓ 新しいブランドの世界市場における発売前に、それに対応する中国語商標を選定・調査した上で、予め出願しておく。
- ✓ 新しいブランドを世界市場で発表したら、中国メディアが、それに対応する中国語の名称として如何なる名称を使用しているかをウォッチングする。自社が選定した中国語商標と異なる中国語名称が使用されていることが判明した場合、第三者による冒認出願等への防衛手段として、メディアでよく使われている中国語名称についても商標出願するようにする。

戦略⑥ 登録商標の使用における注意事項等

社内において、登録商標の使用方法等に関する「商標管理制度」を確立することは、非常に重要である。例えば、使用許諾の意向があれば、関連会社又は生産委託会社と使用許諾契約を締結し、法に基づき、商標局に使用許諾を届け出ること等を社内でルール化することが考えられる。

また、商標の使用形態、使用方式などにおいて、法に従って行うように注意しなければならない。将来起こり得る商標の異議、登録商標の取消が申立てられる状況や、「馳名商標」の認定を請求する必要があることを想定し、必要な時に有効な証明資料を提出できるよう、日頃から、生産・経営活動における商標の使用に関する資料の原本を適宜収集、保存しておくことをお勧めする。

11. 冒認商標出願への対応

近年、中国国家知識産権局において、冒認商標出願に対する対策が積極的に推し進められている。2019

年法改正により、商標法第4条に使用を目的としない悪意の出願を拒絶する旨の規定が追加された。また、当局の公表した情報によれば、前記改正法の施行以降、商標法第4条を適用して拒絶査定を下した案件は少なくない。冒認商標出願を発見した場合、実務上、次の対策をとることが考えられる。

対応策① 陳情書の提出（情報提供）

冒認出願商標が出願段階にある場合、中国の代理機構を経由して、中国国家知識産権局へ陳情書を提出して、冒認出願商標の拒絶を請求できる。

正式な法定制度ではないが、実務上、冒認商標の登録出願を発見した場合、中国国家知識産権局へ陳情書を提出し、その出願を拒絶するよう請求ができる。特に、当該冒認出願人が大量の他人著名商標を複製・模倣して出願した事実が確認できれば、陳情書の提出によって、国家知識産権局が「商標法」第4条を適用して、当該出願を拒絶する可能性がある。

なお、第三者から陳情書の提出がない場合であっても、国家知識産権局が商標出願の実体審査を行う際に、出願商標が商標法第4条に定められた状況に該当すると判断した場合には、自主的に拒絶査定を下すことも考えられる。

対応策② 異議申立

冒認出願商標が初歩査定公告された場合には、異議を申し立てることができる。異議申立に関する主張内容等に関しては、本章「7. 異議申立」を参照されたい。

対応策③ 無効審判請求

冒認出願商標が登録された場合には、無効審判を請求することができる。無効審判に関する主張内容等に関しては、本章「8 (1) 無効審判」の内容を参照されたい。

対応策④ 冒認出願者との譲渡交渉等

上記①～③の対応策を採用する場合、権利者が立証責任を負うことになる。通常、大量の証拠資料を提出する必要があり、十分な証拠資料を収集することが容易ではないこともある。証拠資料の収集が困難な場合、冒認出願商標の出願人・権利者と連絡をとり、商標の取り下げ・取り消し・譲渡等について

交渉することも一つの選択肢である。

ただし、交渉する場合には、冒認出願商標の出願人・権利者から、高額の対価や無償の使用許諾等を要求される可能性もあり、対応には十分な注意が必要となることから、可能な限り、現地の代理人等に相談をすることをお勧めする。

12. 馳名商標と地方著名商標の認定

中国では周知商標に関して、「馳名商標」と「著名商標」の2種類が存在している。国家知識産権局及び裁判所により、その周知度が認定された商標は、「馳名商標」と称されている。中国で馳名商標に認定されるということは、市場競争における有力な武器として、手厚い保護を受けられることが期待できる。なお、中国商標法で規定しているのは馳名商標のみである。

著名商標というのは、省の産業を発展させるために、省内周知性が認定されたものをいい、それぞれの省が独自の基準で判断するものである。地方で認定された著名商標はその地方のみにおいて有効であり、中国の商標法及び関係法律は著名商標について規定していない。

馳名商標認定の法律根拠
2001年12月：「商標法」第13条、第14条規定 2003年6月：「馳名商標認定及び保護に関する規定」 2009年4月：「馳名商標認定工作細則」 2009年4月：「馳名商標保護に関わる民事係争事件の審理で適用する法律の若干問題に関する解釈」 2014年5月：「商標法实施条例（修正版）」第3条
馳名商標の種類
● 「商標法」第13条：馳名商標は下記2種類に分けられる。 ① 未登録の馳名商標（他人が同一又は類似の商品について出願した商標が、当該馳名商標を複製、模倣又は翻訳した場合）； ② 登録済みの馳名商標（他人が非同一又は非類似の商品について出願した商標が、当該馳名商標を複製、模倣又は翻訳した場合）

馳名商標の認定要件

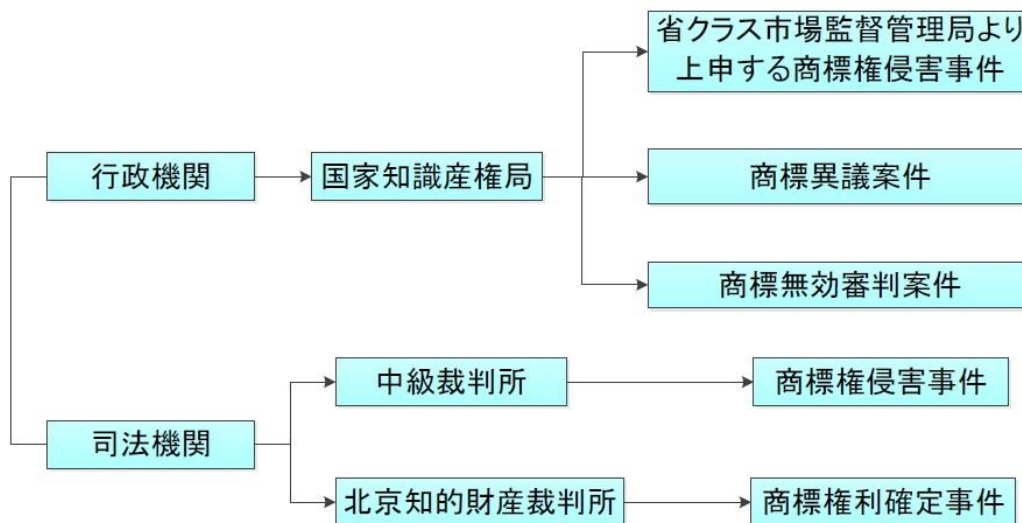
- 「商標法」第14条：
 - ① 関連公衆の当該商標に対する認知度
 - ② 当該商標が継続して使用される期間
 - ③ 当該商標に関するいかなる宣伝活動の継続時期、程度及び地理的範囲
 - ④ 当該商標が馳名商標として保護を受けた記録
 - ⑤ 当該商標は馳名商標と判断すべきその他の要素

馳名商標認定の意義

- 保護される範囲が非類似の商品・役務まで拡大する。すなわち、指定商品の範囲を超えた保護を受けることができるようになる。
- 政府機関が商標審査又は侵害事件を処理する際に、より多くの配慮が受けられる。
- 馳名商標をもって企業名称、ドメインネームの複製・模倣行為に対抗することができる。
- 無効審判の請求期限が長くなり、5年という制限を受けない。
- ブランド価値を高め、市場競争力を強化することができる。

馳名商標の認定機構と認定ルート

馳名商標の認定は、行政認定手続と司法認定手続とに分かれる。概要は以下のとおり。



【参考】各地方における著名商標の認定作業の中止について

2017年11月1日、中国全国人民代表大会は、法制工作委員会において、従来、地方政府が実施してきた著名商標の認定の中止を求めた。地方政府が行う著名商標の認定は、商標の価値を高め、保護を強化するための手段の一つではあるものの、長い間、著名商標は本来の目的を離れ、一種の名誉として宣伝活動において利用されていた。地方政府は実績を追求するため、著名商標認定に関し、人為的に定量化指標を設定していた。商標の著名性は良好な市場信用に関わっており、企業が長期経営の中で蓄積してきたもので、消費者が認可したものである。政府は、行政手段を通じて著名商標を「育成」することを目指していたが、その実は、企業に不正競争行為を実施させる結果になっており、著名商標を保護する目的に反していた。

2018年1月26日、国务院法制事務処及び国家工商行政管理総局が「著名商標制度に関する地方政府の規則と規範性文書の特別整理業務の展開に関する通知」（国法〔2018〕5号）を下した。その後、各地では、著名商標認定作業の中止が相次いだ。その後の2019年1月、中国国家市場監督管理総局の張茅局長は、記者会見において、それまでに認定された著名商標の政府行為を全部取り消すと発表した。結果として、著名商標の認定作業は全て中止となり、これまでに認定されたものについても、著名商標を謳っての使用が禁じられることとなった。

第3節 著作権の取得

2020年11月11日、全国人民代表大会常務委任会にて「著作法」第3次改正が採択され、2021年6月1日に施行することとなった。本稿は改正後の「著作法」に基づいて作成している。

1. 保護対象

著作権法にいう著作物には、文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術などの著作物が含まれる。

「著作権法」による保護を受ける著作物の種類

- 文字著作物（例えば、小説、記事）
- 口述著作物（例えば、講演）
- 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸著作物
- 美術、建築著作物
- 撮影著作物
- 視聴著作物

- 工事設計図、製品設計図、地図、見取り図などの図形著作物及びモデル著作物
- コンピューターソフトウェア
- 著作物の特徴と合致するその他の知力成果

「著作権法」による保護を受けられないもの

- 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令及びその他の立法・行政・司法の性質を有する文書、官庁文書の訳文
- 単純な事実情報
- 暦法、数表、汎用の表と公式

(著作権法には明確に規定されていないが、該当するものの例)

- 保護期間を超えた著作物 (例えば、三国志)
- 技術方法 (特許による保護)
- 事実及び事実に対する独創性のない整理資料など

2. 成立要件

著作物を構成するためには、「著作権法」に規定する著作物の種類に属し、創作中に創造的労働を投入した独創性を有し、かつ複製できる条件を満たすべきである。

著作権の成立について、中国では自動保護主義を実施している。つまり、著作権は、著作物が創造完成された日から生じ、如何なる登録手続も必要としない。中国公民、法人又はその他の組織の著作物に該当すれば、発表の要否を問わずにその著作権を享有し、外国人が最初に中国国内で出版した著作物も「著作権法」によりその著作権を享有する。外国人が中国国外で出版した著作物の場合は、通常、居住地国と中国との間で締結した協議、又は共に加盟している国際条約によりその著作権を享有する。

3. 著作者の権利

著作権には人格権と財産権が含まれる。それぞれの概要は以下のとおり。

人格権	
公表権	著作物を公表するか否かを決定する権利

署名権	著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利
改変権	著作物を改変する、又は他人に授権して著作物を改変させる権利
著作物完全性 保持権	著作物が歪曲又は改纂されないよう保護する権利
財産権	
複製権	印刷、コピー、拓本、録音、録画、ダビング、デュープ、デジタル化などの方式により、著作物を1部又は複数部を製作する権利
発行権	販売又は贈与の方式により、公衆に対して著作物の原本又は複製品を提供する権利
貸与権	有償にて他人に視聴著作物、コンピュータソフトウェアの原本或いはその複製本を一時的に使用することを許諾する権利。貸出を主要目的としないコンピュータソフトウェアは除く
展示権	美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利
実演権	著作物を公開実演し、並びに各種手段を用いて著作物の実演を公開的に放送する権利
放映権	放映機材、スライド映写機などの技術設備により、美術、撮影、視聴著作物などを公開的に再現する権利
放送権	有線又は無線方式により著作物を公開的に伝達若しくは中継し、並びに拡声器又はその他信号、音声、画像を伝送する類似手段を利用して、公衆に対して著作物を伝達、放送する権利。ただし、本条第12項における「情報ネットワーク伝播権」の権利を含めない。
情報ネット ワーク伝播権	有線又は無線方式により公衆に対して著作物を提供し、公衆が自ら選定した時間と場所にて著作物を入手できる権利
撮影製作権	視聴著作物の製作方法により、著作物を媒体上に固定させる権利
翻案権	著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利
翻訳権	著作物のある言語文字から他の言語文字に変換する権利
編集権	著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利

著作権の合理的使用について

著作権法第24条に規定されているように、特定の目的等をもって著作物を使用する場合には、当該使用を「著作権の合理的使用」とし、著作権者の許諾を要せず、また、著作権者に報酬を支払わなくてもよいという、著作権の権利制限が存在する。

このような合理的使用をする場合であっても、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ、当該著作物の正常の使用に影響を与えてはならず、また、著作権者が享有するその他の著作権も侵害してはならない。著作権法上規定された合理的な使用の内容は以下のとおり。

- 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人により既に公表された著作物を使用する場合。例えば、購入したCDを家庭内で聴く場合がこれに該当する。
- ある著作物を紹介、評論し、又はある問題を説明するために、著作物の中に他人により既に公表された著作物を適切に引用する場合。論文に他人の著作物を引用する場合、引用部分が合理的な範囲を超えないことが必要であり、また、引用した著作物の著作者と出所などを明記しなくてはならない。
- 時事ニュースを報道するために、新聞、定期刊行物、ラジオ放送局、テレビ局などのメディアにより既に公表された著作物を、やむを得ず再現又は引用する場合。
- 新聞、定期刊行物、ラジオ放送局、テレビ局などのメディアが、他の新聞、定期刊行物、ラジオ放送局、テレビ局などのメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事資料を掲載又は放送する場合。ただし、著作権者が掲載又は放送することに同意しない旨を表明した場合はこの限りではない。
- 新聞、定期刊行物、ラジオ放送局、テレビ放送局などのメディアが、公衆集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載又は放送することに同意しない旨を表明した場合はこの限りではない。
- 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、翻案権、編集権、放送又は少量複製し、授業又は科学研究に係る者の使用に供する場合。ただし、それを出版又は発行してはならない。
- 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合。
- 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館、文化館などが陳列又はバージョンを保存するため

に、該当館が収蔵した著作物を複製する場合。

- 既に公表された著作物を無償で実演する場合であって、当該実演につき、公衆から費用を徴収せず、実演者にも報酬を支払わず、かつ利益の獲得を目的としないとき。
- 公共場所に設置又は陳列されている美術作品に対し、模写、描画、撮影又は録画する場合。
- 中国公民、法人又は非法人により既に公表された国家通用言語文字で創作した作品を、少数民族の言語文字に翻訳して国内で出版及び発行する場合。
- 視覚障害者に感知できるバリアフリー方式で発表された作品を提供する場合。
- 法律、行政規定が規定したその他の情状に該当する場合。

著作権の使用許諾について

著作権はその使用許諾又は譲渡が可能であり、かつ抵当権を設定することもできる。著作権の使用許諾は、著作権者が自身の有する著作権者としての身分を留保した上で、他人が一定の条件をもって著作財産権を行使することに同意することである。著作権の使用許諾の種類は、以下のとおりである。

著作権使用許諾の種類	
専用使用許諾	著作権の専用使用許諾は、許諾期間内において、著作権者自身も当該著作権を使用できないことを意味する。専用使用権者は、著作権者を含む如何なる者に対しても、同じ方式による著作物の使用を排除する権利を有する。
排他的使用許諾 (独占的通常使用許諾)	著作権者は、被許諾者に著作物を許諾使用するのみであり、第三者に対して被許可者と同じ方式で著作物の使用を許諾してはならない。ただし、著作権者自身の著作物に対する使用は制限しない。
通常使用許諾	被許諾使用者は使用許諾契約によりある時間と範囲内にある権利を行使するのみである。著作権者は自分が著作物を使用する以外に、自由に第三者に著作物の使用を許諾することができる。

著作権の法定使用許諾について

上記の使用許諾の他に「法定使用許諾」という制度がある。特定の要件を満たす場合、著作権法の規

定に基づき、使用者は著作権者の許諾なしに、関連条項に規定された方法により、既に公表された著作物を使用することができる。ただし、著作権者に対して報酬を支払わなければならない。

また、著作権の譲渡については、人格権を除いた財産権を譲渡することができる。著作権の財産権をもって抵当とする場合、質入者と抵当権者は法により抵当登記手続を行わなければならない。

なお、分割使用することができない共同著作物について、著作権は各共同著作者が共有し、協議に基づいて共同で行使することができる。協議を経ても合意できず、正当な理由もない場合、いずれか一方は、譲渡以外の権利行使を妨げてはならない。ただし、関連する利益については、すべての共同著作者に割り当てなければならない。

著作隣接権について

著作隣接権とは、著作物の伝達者が著作物を伝達する活動において、自身が著作物を伝達するために創作した創造的労働成果に対して、法により享有する権利のことをいう。中国の「著作権法実施条例」においては、「隣接する権益」という用語を使用し、具体的には出版者の権利、実演者の権利、録音録画制作者の権利、ラジオ局・テレビ局放送組織の権利を指している。

出版者、実演者、録音録画制作者、ラジオ局、テレビ局は、その権利を行使する場合、使用する著作物及び原著作物の著作権を侵害してはならない。

著作隣接権	
出版者権	出版者が自分の出版した図書と定期刊行物の版面レイアウトに対して専用権を享有することをいう。当該権利の保護期間は10年間とし、当該版面レイアウトを使用した図書、定期刊行物が最初に公表されてから10年目の12月31日までになる。
実演者権	実演者が法により自分の実演に対して享有する権利
録音録画製作者権	製作者が自分の製作した録音製品、録画製品に対して享有する権利
ラジオ・テレビ放送組織者権	ラジオ放送局とテレビ局が自分の放送したラジオ、テレビ番組に対して享有する権利

著作権の帰属について

「著作権法」に別段の規定がある場合を除き、著作権は著作者に帰属する。著作権の帰属に関する主な取り扱いは、以下のとおり。

- 著作物を創作した自然人が著作者となる。
- 共同著作物の著作権は共同著作者が共有する。
- 法人又はその他の組織が主管し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、かつ法人又はその他の組織が責任を負う著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす（法人作品）。
- 職務著作物の著作権は、従業員とその所属会社との間で帰属約定をすることができるものの、約定していない場合、その著作権は著作者に帰属する（職務作品）。
- 委託著作権の帰属は、委託者及び受託者との間で契約により定めるものの、契約に明確な規定がなく、又は契約を締結していない場合、著作権は受託者に帰属する（委託作品）。

4. 著作権の保護期間

著作人格権
<ul style="list-style-type: none">● 著作者の署名権、改変権、及び同一性保持権の保護期間は制限を受けられない。
自然人著作物の公表権と著作財産権の保護期間
<ul style="list-style-type: none">● 自然人著作物について、著作者の一生及び死後の50年間となり、著作者が死亡した後の50年目の12月31日までになる。● 共同著作物について、最終に死亡した著作者の死後の50年目の12月31日までになる。
法人著作物及び著作権が法人に享有される職務著作物の保護期間
<ul style="list-style-type: none">● 法人著作物又は職務著作物について、その公表権、著作財産権の保護期間は50年間となり、著作物が最初に公表された後の50年目の12月31日までになる。● ただし、その創作後50年間以内に公表されなかった場合は保護を受けない。

映画の著作物及び映画の製作に類似する方法により創作された著作物と撮影の著作物の保護期間

- 映画の著作物及び映画の製作に類似する方法により創作された著作物と撮影の著作物について、その公表権、著作財産権の保護期間は50年間となり、著作物が最初に公表されてから50年目の12月31日までになる。
- ただし、創作後の50年以内に公表されなかった場合は保護を受けない。

5. 著作物自由登録制度

中国では、世界中のその他の国の著作物に関する規定、及び「文化的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」の規定に基づき、自動保護原則を実行している。ただし、中国では「著作権法」による保護制度の始まりが遅かったため、権利帰属の不明確などによる紛争が生じやすくなっている。著作権者の適法な権益をより強く保障するために、著作物関連の自由意思による登録制度を実行し始め、1994年12月31日、中国国家著作権局は「自由意思による著作物登録試行弁法」を公布した。同法の前書きにおいて、有効に著作権の帰属による紛争を解決し、著作権紛争に係る初歩的証拠を提供するために、自由意思による著作物登録制度を実施していただくことを記載している。登録された著作物は、権利者が著作権を保有する初歩的証明として、各種紛争案件に活用され、重要な役割を果たしている。

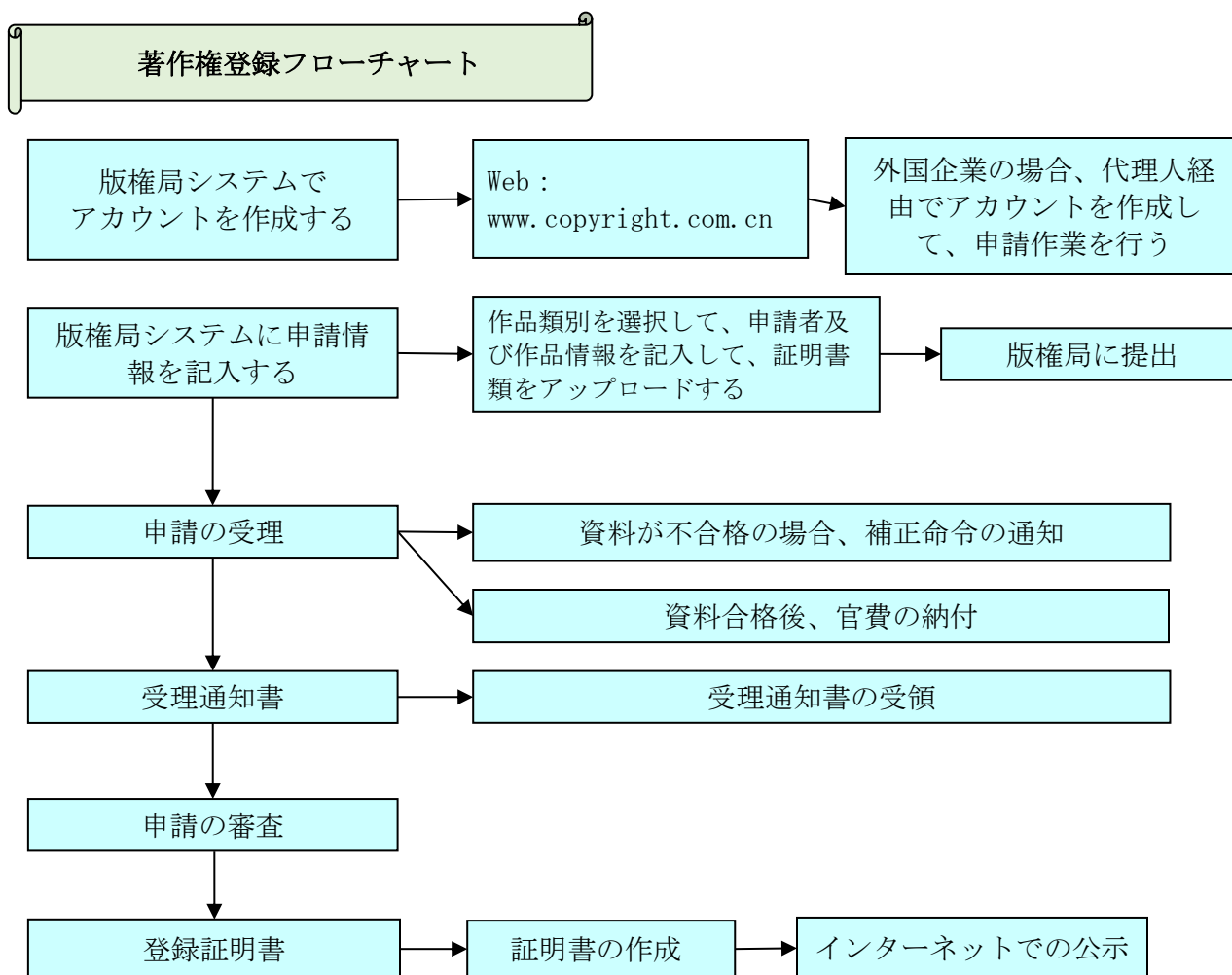
前述のとおり、著作権登録をしなくても著作権は自動的に発生する。しかし、紛争が生じた際に、過去の特定の時点において自身の著作権が発生していたことを証拠をもって証明することは必ずしも容易ではなく、そのような紛争におけるリスクを避けるため、予め著作権登録をし、初歩的な権利証明書を得ておくことが重要であるといえる。

また、商標冒認出願事件において、異議申立て又は無効審判の段階を提起する場合、もし、自分が著作権を保有する証拠と著作権登録証書を提出すれば、これが先行する権利として認定され、冒認出願商標を潰すことができる可能性があるという点でも、著作権登録のメリットが認められる。さらに、自身で特別に創作したマークや図形、パッケージ等について著作権登録しておけば、将来、他人の登録商標との抵触が生じた場合にも、自身が特別に創作した著作物であると抗弁ができる可能性もある。

中国における著作権登録

中国において、著作権登録を管理する機関は国家著作権局である。外国の申請者が中国において著作権を登録する場合、中国の代理機構を経由して申請する必要がある。

著作権の登録を行う際には、代理機構のアカウントを通じて、国家著作権登記機構のシステムに登録し、著作権登録申請者の基本情報、著作物に関する情報を入力し、システムの案内に従い、関連資料をアップロードした後、正式な著作権登録申請書を取得することができる。代理機構は、申請者が捺印した申請書及びその他の必要資料を揃えた上で、登録機関の受理窓口で申請手続を行う。通常、申請日から約 35 稼働日以内に登録証書を取得することができることになっているが、近年、申請件数が多くなっているため、早期取扱費用を納付しない場合には、35 稼働日以内に取得できない可能性もある。



6. コンピュータソフトウェア著作権登録制度

中国において、コンピュータソフトウェア著作権は、一般著作権と同様に、自動保護原則を実行し、登録制度も自由登録制度になっている。中国政府は、2001年12月20日に中華人民共和国国務院令第339号コンピュータソフトウェア保護条例を公布し、その後、2013年3月1日より、改正条例が施行さ

れている。

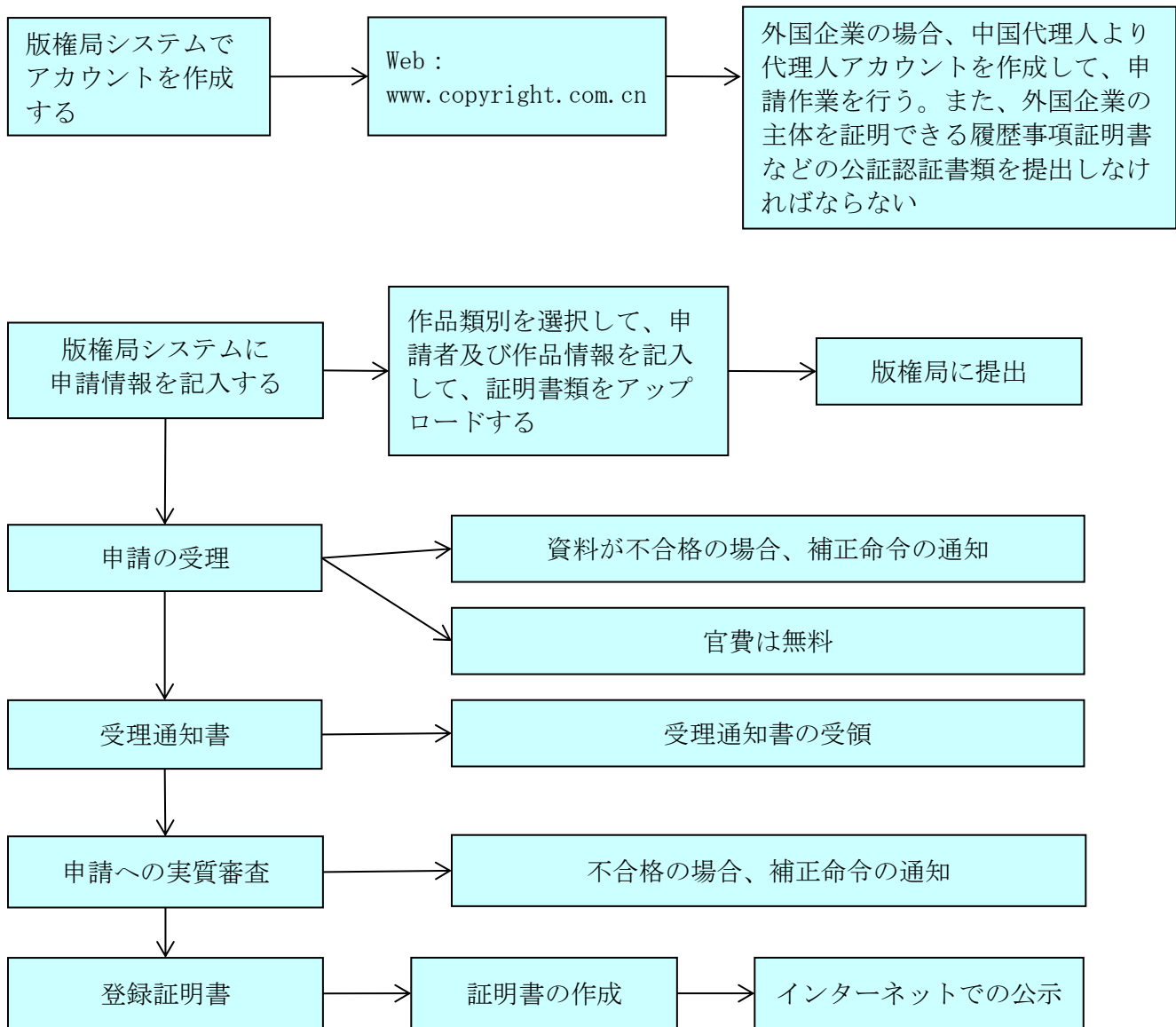
コンピュータソフトウェアの著作権登録手続は、その他の著作物の申請とほぼ同一であるものの、その他の著作物の申請と比べて、審査がより厳しく、申請者の身分を確認するために、身分を証明できる履歴事項証明書などの公証・認証書類の提出が必要である。

コンピュータソフトウェアの著作権登録申請書を取得した後、申請者が捺印した申請書、コンピュータソフトウェアの鑑別資料を持って登録機関に申請する。コンピュータソフトウェアの鑑別資料には「通用提出・保存」及び「例外提出・保存」の選択肢がある。企業は鑑別資料に機密情報を記入する場合、「例外提出・保存」の方法で機密部分を黒斜線で覆うことができる。著作権登録機構の規定によれば、コンピュータソフトウェア登録は無料であり、通常、申請日から約35稼働日以内に登録証書を取得することができる。

ここ数年間、コンピュータソフトウェアの著作権登録の申請件数は増えつつあるが、それはコンピュータソフトウェアが一連のコードから構成されたソースコードを制限なしにコピーできるので、「コンピュータソフトウェア著作権登録証書」を取得すれば、権利保有の初歩的証明となり、権利の帰属や侵害訴訟関連紛争が生じた場合、有力な証拠として利用できるからである。もう一つは、コンピュータソフトウェア著作権の取引を行なうときも、「コンピュータソフトウェア著作権登録証書」があれば、取引が一層順調に完成できる。そして、中国の各地方で科学技術成果の申請やハイテク企業に対する認証を行うとき、自主的な知的財産権を保有する権利証明として不可欠な根拠となっている。

現在、コンピュータソフトウェアの著作権登録を申請する申請者が多く、著作権登録機構の受理窓口の前で長い時間待ち続けた上、受理番号を取得してはじめて手続ができるような状況になっているため、往々にして早期取扱費用を納付しなければ、案件受理がされなかったり、又は35稼働日以内に登録証書を取得できなくなる状況も生じている。

コンピュータソフトウェア著作権の登録に係るフローチャート



第4節 その他権利の取得

1. 専利権以外の技術類権利の取得

技術類権利について、専利出願の方法を取ることにより、保護を求めることができるほか、法律ではノウハウ、集積回路配置図設計及び植物新品種の権利類型についてもその保護を受けられると定めている。権利者は技術類型及び自己の特徴に基づき、適切な権利類型を選んで保護を求めることができる。

1) ノウハウ

広義に解釈すれば、ノウハウは一種の営業秘密に該当し、権利の登録ができないが、その保護を求める法的根拠は、「不正競争防止法」に基づいて、権利行使することができる。

ノウハウの保護対象としては、技術関連の構造、原料、構成要素、調合法、材料、サンプル、様式などが挙げられる。

ノウハウとして保護をする場合、保護期限の制限がなく、行政部門に対して官費の納付が必要ないなどのメリットがあるのに対して、権利行使をする時、営業秘密の構成要件を満たす必要があり、証拠の準備も重要である。実務においては、企業は重要な技術ノウハウとして保護をされる場合、よく公証人の立会いで技術ノウハウを証拠保全するという方法を取っているが、ノウハウの構成要件、及びノウハウに対する証拠保全については、本文の営業秘密の保護と先使用权の証拠保全の部分と基本的に同じであり、関連内容を参考いただきたい。

2) 集積回路配置図設計

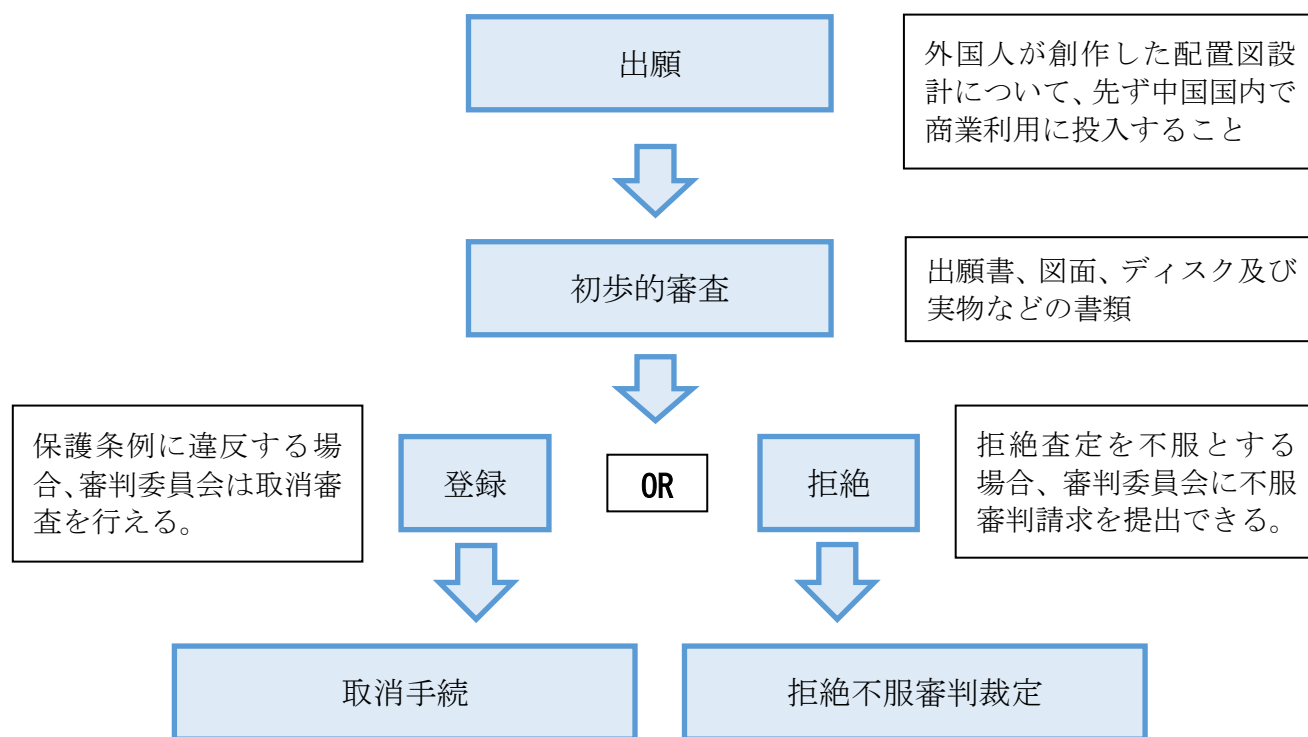
集積回路配置図とは、集積回路の中に少なくとも一つのソースエレメントを有する二つ以上の素子と一部若しくは全部の相互接続線の三次元配置、又は集積回路を製造するために用意した上述の三次元配置を具有することを指す。中国では、「集積回路配置図設計保護条例」に基づき、配置図設計専有権は国家知識産権局の登録を経て発生し、登録を経ていない配置図設計は、本条例の保護を受けることができない。配置図設計の全部又はその中でいずれかの進歩性がある部分について、配置図設計者は、国家知識産権局へ配置図設計の専有権を出願することができる。

配置図設計の登録申請が初歩審査を経ても拒絶の理由が発見されない場合は、その登録を行い、登録証明文書を発行し、かつ公告する。

配置図設計専有権の保護期間は10年であり、配置図設計の登録出願日、又は世界の何処かで初めて商業利用に投入した日から計算し、比較的早い期日に準ずるものとする。しかし、登録又は商業利用への投入にかかわらず、配置図設計は創作完成日から15年以降、本条例の保護を受けなくなる。

また、配置図設計の権利者の許諾を得ずに複製又は輸入、販売若しくはその他の方法により、保護されている配置図設計、及び配置設計を含む集積回路又は当該集積回路を含む物品を提供した場合は、いずれも権利侵害に該当する。

集積回路配置図設計の出願、審査及び登録の流れ



3) 植物新品種

植物新品種とは、人工培養を経た野生植物、又は発見した野生植物に対する開発を加えた上、「植物新品種保護条例」における保護要件を満たす植物品種のことを指す。育種を完成した企業・団体又は個人は、品種類型に基づき、國務院農業部門又は林業部門の植物新品種保護弁公室に植物新品種権の登録を出願し、権利が付与された後、権利者はその授権された品種に対する排他的独占権を享有することができる。

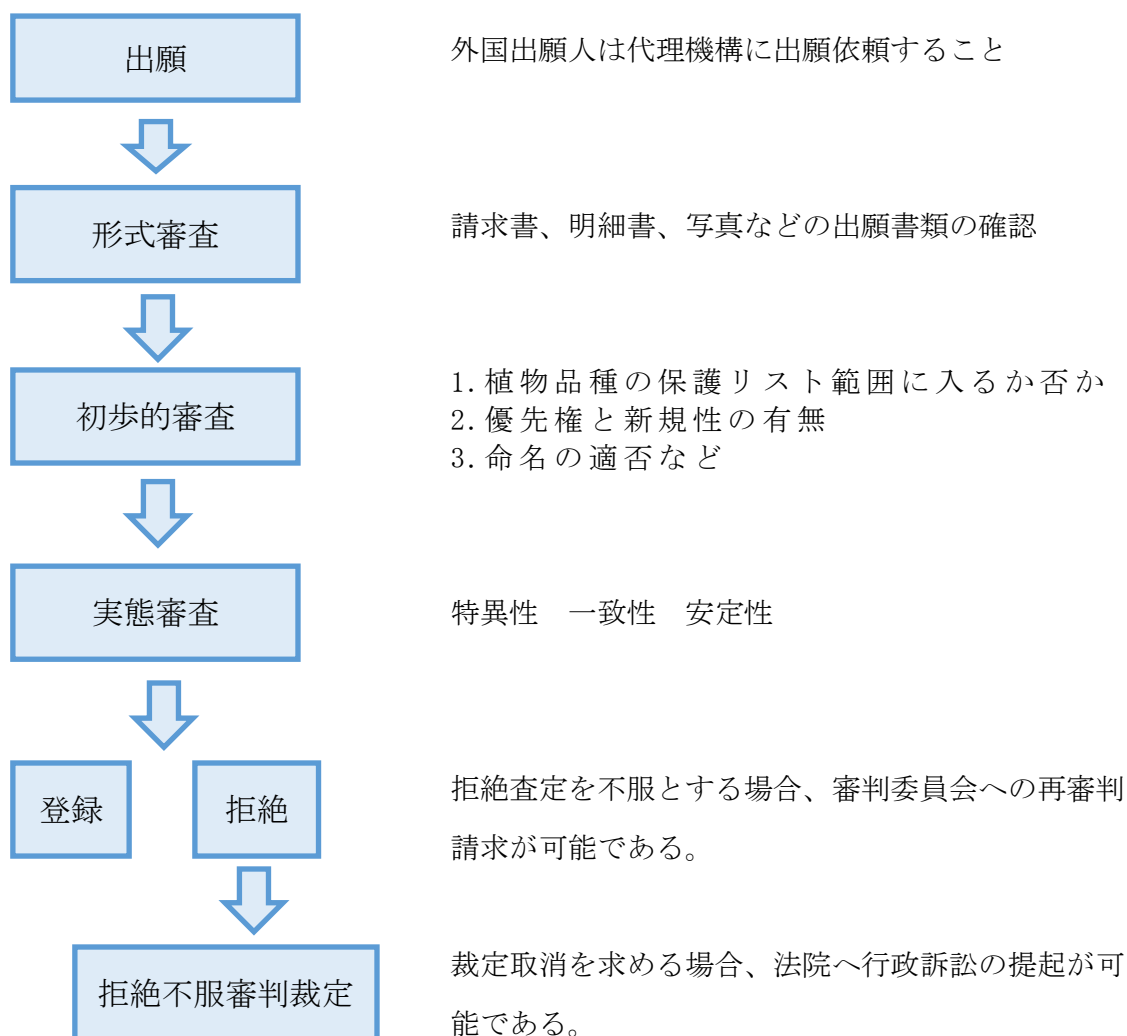
植物新品種の類型相異に基づき、農業部と林業局は、それぞれ「植物新品種保護条例」に照らして新品種の権利登録の審査を行う。具体的な権利の保護対象については、農業部と林業局が公布した植物品種保護目録に基づいて確定する。品種権の保護期限は、授権された日からツル植物、森林の木、果樹と観賞用樹木が20年で、その他の植物は15年である。

品種権者の許可なしに、商業目的で授権品種の繁殖材料を生産又は販売する場合、品種権者又は利害関係者は、省級以上の人民政府農業、林業行政部門に各自の職権に基づいて処理するよう請求することができ、直接に人民法院に訴訟を提起することができる。

権利審査部門	権利付与対象
農業部	糧食、綿、油糧種子、麻類、砂糖、野菜（メロンを含む）、煙草、桑の木、茶の木、果樹（ドライフルーツを含まない）、観賞用植物（木本は除く）、草類、緑肥、草本薬材、食用菌、藻類とゴムの木などの植物新品種
林業局	森林の木、竹、木質ツル、木本観賞用植物（木本花卉を含む）、果樹（ドライフルーツ部分）及び木本油糧種、飲料、調味料、木本薬材などの植物品種

2. 商標権以外の商業標章の権利取得

植物新品種の出願フローチャート



「民法典」と「不正競争防止法」などの現行法律の規定によれば、商標権以外に企業名称（商号又は略称）、ドメイン名、地理的表示も知的財産としてその保護を受けられ、一定の影響力を有する商品名称、包装・装飾及び名人の氏名（筆名、芸名、訳名などを含む）についても、「不正競争防止法」に基づく保護を受けることができる。ここ数年間、一部の商標関連案件において、有名映画・テレビ及びアニメーション作品におけるキャラクターが、商品化された権益として保護を求められつつある。

企業名称（商号又は略称）、ドメイン名については、第8章第1節、第2節において詳細に紹介するため、本章では「地理的表示」と「その他の商業標章」について簡単に紹介する。

1) 地理的表示

いわゆる「地理的表示」とは、ある商品の出所がある地区であることを表示し、当該商品の特定品質、信用又はその他の特徴が主に当該地区の自然要素、又は人文要素により決められる標章のことを指す。中国において「地理的表示」は、「商標法」の規定に基づき、証明商標又は団体商標として保護されており、登録を求める場合には、商標制度を所管する国家知識産権局商標局へ登録出願することになる。

そして、権利化された「地理的表示」は、法律に基づき保護を受けることができる。商標法の第16条では、「地理的表示を含む商標が、その商品が同表示に示された地域で生産されたものではなく、公衆を誤認させる場合、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する」と規定している。つまり、他人が特定の地域以外の商品について地理的表示と同一又は類似の標識を無断に使用した行為に対して、地理的表示の登録商標権を保有する権利者は、権利行使をすることが可能である。

外国の「地理的表示」については、通常商標と同じように商標出願を通じて保護を図ることができるほか、地理的表示を含む商標として、証明商標又は団体商標として保護を求めることもできる。このような場合において、外国の出願人は、自国において、自身の名義で出願に係る地理的表示が法的に保護されていることを証明するための証明書を提出しなければならない旨が、商標審査基準に規定されている。そのため、中国で「地理的表示」の商標権利化を求める場合、原則、当該「地理的表示」が自国で権利化されている必要がある。

中国において、地理的表示と通常商標の本質は同一であると考えられており、いずれも自ら提供する商品又は役務と、その他の市場主体が提供する商品又は役務を区分するための役割を果たしている。すなわち、いずれも商品の出所を表示するための専用標章である。しかし、両者には以下のような相違点がある。

- ①両者が表示する出所が異なっている：

商標が表示することは、商標権者の提供する商品又は役務がある具体的な生産者から来ていることを表示するのに対して、地理的表示が表示するのは、商品の出所などの具体的な地区であり、かつある具体的な事業者ではない。

②両者の構成要素が発揮する役割が異なっている：

商標の構成要素が関連製品の産地、原料、機能又は用途を直接表示する場合、当該商標は顕著性を持たないので登録できない。しかし、地理的表示は正に構成要素における地理名称又は符号により、関連製品の地理的出所を直接説明することができる。

③両者の権利主体が異なっている：

商標の専用権を享有する主体は、単一の主体であって、単一の自然人、法人又はその他の組織を含めるのに対して、地理的表示商標の権利者は、特定分野における全ての生産管理者に該当する。

④譲渡の可否が異なっている：

商標の権利者は関連要件を満たす状況下で、自己の享有する権利を譲渡することができるため、その商標専用権者が自主的に他人にその商標使用を許諾するか否かを定めることができるのに対して、地理的表示の所有者は、直接その専用権を譲渡することができず、かつ地理的表示の所有者は、その基準に達するその他の人がその地理的表示を正当に使用することを禁止することができない。

2) その他の商業標章

「不正競争防止法」の規定によれば、一定の影響力を具有する商品名称、包装・装飾も法的保護を受けることができる。現実的にみれば、一部の未登録商標の商品名称は、それ自体が一定の特徴と顕著性を具有し、さらに権利者の宣伝を経て一定の知名度を累積しているため、当該状況下で該当商品名称は商業識別役務を有し、かつ法的保護を受けている。

なお、一部の製品の包装・装飾は、仮に一定の特色を具有し、権利者の宣伝を経てすでに権利者との対応関係を構築し、一定の影響力を有する場合は、同様に「不正競争防止法」により保護を受けることができる。

ここ数年間、映画・テレビとアニメーション・ゲーム作品の中のキャラクターの名称は、一部の商標紛争案件においても法的保護を受けている。このような権益は知的財産権学術において、「商品化された権益」と看做されているものの、法律上には明文化された規定がないため、正式に知的財産権法律体系に組み込まれていない。

しかし、法曹実務と「商標法」に係る一部の司法解釈では、著作権の保護期限内にある作品について、

仮に作品名称、作品の中のキャラクター名称が比較的高い知名度を有する場合は、それを商標として関連商品に使用することにより、関連公衆に権利者から許可を得たり、又は権利者との特定関係があるかのような誤認をもたらすおそれがある場合、当事者は前記を理由に先行権益侵害に該当すると主張することができる。

第3章 模倣品対策の行政救済

第1節 行政救済概要

1. 行政救済の方法

中国では、知的財産権侵害に遭遇した場合、権利者は、司法的な解決手段（司法ルート）と、行政的な解決手段（行政ルート）を通じて、救済を求めることができる。

「司法ルート」とは、権利者が他人による侵害行為に対して、民事訴訟法に基づいて裁判所に訴訟を提起し、裁判所は関連法規に基づいて、その権利侵害者に侵害行為の差し止めや影響の除去、謝罪及び損害賠償といった民事責任を命じる方法である。

「行政ルート」とは、中国各行政区の地方政府に設置された管轄行政機関が、当事者からの侵害者の侵害行為に対する取締り請求に基づいて紛争を解決するための方法である。

「司法ルート」と比べれば、「行政ルート」は、請求手続が簡便で、行政機関が対応する行動が迅速で、調査・処理が素早く、事件終結までの期間が短く、コストが低いなどのメリットがある。一方で、損害賠償を請求できず、手続の公開度と透明度が高くなく、不正や職務怠慢に遭遇する不確定な要素、又は地方保護主義の影響を受けるデメリットがある。そのため、侵害事件において、行政ルートにより解決できない場合、又は侵害者に対する取締りが一時的であるために侵害の再発が懸念される場合、さらに裁判所に民事的な救済を求めることを検討すべきといえる。また、侵害者の侵害行為の情状が重大であり、刑事訴追基準に達する可能性があるると判断した場合、刑事捜査機関の公安局に告発することが考えられる。

2. 模倣品の類型と対応する行政機関

知的財産権侵害行為に対して「行政ルート」にて救済を求める場合、模倣品の類型により、それぞれ対応する行政機関に請求しなければならない。中国は日本と異なり、中国各行政区の地方政府において、それぞれの管轄行政機関が設置されている。

(1) 商標権侵害

- 2018年の機関改革により、工商行政管理局が市場監督管理局に合併されたため、商標権侵害又は不正競争行為侵害の管轄行政機関は工商行政管理局から市場監督管理局に変更された。なお、原則として市場監督管理局が管轄するようになったが、実務上、一部の地域では、知識産権局が知財業務にかかる総括管理機関として、市場監督管理局と併行して、商標の取締業務を管轄する

場合もある。

- 国家市場監督管理総局は、国务院の直属機関として北京に設置され、各省、市には省級市場監督管理局と市級市場監督管理局が設けられている。各都市は区域に応じた管轄区に分けられ、若干の市場監督管理支局も設けられている。国家市場監督管理総局と省級市場監督管理局は職能機構であって、具体的な取締行動を行わない。
- 各地方市場監督管理局は、上級機関の指導を受け、地方レベルで商標法に基づく商標侵害行為の取締り及び不正競争法に基づく不正競争行為の取締り、紛争調停などを行う。地方市場監督管理局では、商標権侵害行為を認定した場合、侵害行為の差止め、侵害行為を構成する商品及びこれら商品の製造又は登録商標表示の偽造に用いられる専有設備の没収、廃棄をすることができ、行政罰として罰金を課すことができる。
- 商標権侵害又は不正競争行為侵害に遭遇し、行政ルートにより救済を求めたい場合、各地方市場監督管理局に対して取締りを請求できる。ただし、侵害によって生じた損害について、その賠償請求を命ずることや、損害賠償額を認定することができない。

(2) 専利権侵害

- 従来、専利権侵害の管轄行政機関は各地の知識産権局であったが、2018年の機関改革により、国家知識産権局は国务院の直属機関から国家市場監督管理総局により管理された国家局になった。それに応じて、各省、市には設けられた省級知識産権局と市級知識産権局もそれぞれ省級市場監督管理局と市級市場監督管理局に合併されている。現在、広東省のような市場監督管理局に合併され、知識産権局の看板が掲げられている地域もあれば、北京、天津のようなまだ合併されていない地域もある。よって、専利権侵害にかかる行政摘発を申し立てるとき、地域によって地方の市場監督管理局又は知識産権局が管轄するようになっている。現在は移行期にあるため、申し立ての際には管轄行政機関がどこであるかを確認する必要がある。
- 地方市場監督管理局（知識産権局）は、上級機関の指導を受けて、地方レベルで専利法など（日本の特許法、実用新案法、意匠法に該当する）に基づき、行政ルートにおける専利権紛争事件を処理する。そのため、専利権侵害事件で行政ルートにより救済を求める場合、地方市場監督管理局（知識産権局）に取締りを請求することができる。
- 地方市場監督管理局（知識産権局）の人員配置及び技術理解等に係る能力からすると、実務上、実用新案権や意匠権に係る侵害事件に係る処理については問題がないが、発明特許権に係る侵害事件を処理することについては限界があり、できるだけ訴訟を通じて解決したほうがよい。

- 地方市場監督管理局（知識産権局）は、当事者の申立事件を受理し、侵害の事実を認定した場合、侵害行為の差止め、侵害製品の専有製造設備の廃棄、侵害製品の廃棄などを命令することができる。侵害によって発生した損害について、その賠償請求を命ずることや、損害賠償額を認定することはできないが、当事者の請求を受けて、損害賠償額について調停を行うことはできる。調停が不調或いは不可能な場合には、当事者は民事訴訟法に基づいて、裁判所に提訴することができる。

(3) 著作権侵害

- 2018年の機関改革により、国家新聞出版総署（国家版權局）は、国務院の直属機関である中央宣伝部に移行され、国家新聞出版署（国家版權局）に名称変更された上で、新聞出版管理業務を執行している。国家新聞出版署（国家版權局）は北京に配置され、各省、市には省級版權局と市級版權局が設けられている。地方版權局は基本的に地方廣播電視新聞出版局と同一機関に属しているが、二つの異なる看板が掲げられている。
- 通常の著作権侵害に遭遇した場合、地方における市級版權局に取締りを請求することになるが、重大な事件である場合には、国家版權局又は省級版權局に取締りを請求することが可能である。また、市場監督管理局は知的財産侵害にかかる総合的行政執法機関として著作権侵害事件を管轄することもできる。
- 上記のとおり、取締りを担当する具体的な管轄行政機関は、地域によって異なる可能性があるため、申し立ての際に確認する必要がある。
- 版權局又は市場監督管理局が著作権侵害の事実を認定した時、警告、行政罰金、侵害行為の差止め命令、不法に得た利益、侵害品複製に用いた装置の没収及び侵害品の廃棄などをすることができ、加えて行政罰としての罰金を課すことができる。

(4) その他の取締り管轄機関：税関による被疑貨物の差押さえ

- 税関は「知識産権税関保護条例」に基づいて、中国から輸出入される知的財産権侵害品の取締りを行うことができる。
- 知的財産権者は、中国で取得した知的財産権をあらかじめ税関に登録し、自社の知的財産権の侵害品が中国から外国に流出する際、その侵害品を差押え、国外へ流出することを防止するように税関に要請することができる。

第2節 模倣品対策の一般行政取締

1. 市場監督管理局による取締り

(1) 適用法律と取締対象

中国では、「中華人民共和国商標法」「不正競争防止法」「中華人民共和国専利法」「中華人民共和国著作権法」等の法律・法規を根拠として、知的財産権侵害の模倣品に関する取締りを実施している¹⁷。

市場監督管理局は、知的財産権侵害事件に対する総合的行政執行機関であり、同機関の所管する取締りの対象には、商標権や専利権を侵害する製品を製造・販売する業者や個人だけでなく、海賊版の書籍、録画・録音著作物、ソフトウェア等の著作権を侵害する業者又は個人も含まれている。

(2) 商標権侵害案件の取締手続き

商標権者は、自分の登録商標専用権が他人に侵害された場合、侵害行為発生地、又は侵害製品を製造する区・県級以上の市場監督管理局（以下、「市監局」という）に取締りを請求することができる。取締りを請求する場合、関連書類及び証拠を提出する必要がある。具体的な書類、市監局の処理過程、並びに処理結果などについて、以下のとおり紹介する。

提出書類及び証拠

- ① 外国企業が請求をするには代理人を利用する必要があり、授權委任状が必須となる。
- ② 権利者の有効な全部事項証明書と商標登録証明書を提出する。
- ③ 請求対象、侵害事実と事由、法的根拠及び処理要求等の内容を明記した取締請求書類を提出する。
- ④ 必要な権利侵害証拠と証拠の出所を提出する必要があるが、それには権利侵害実物、権利侵害標識、写真等が含まれる。
- ⑤ 商標権者が在日本の企業である場合、①の「授權委任状」及び②の「全部事項証明書」については、日本で公証・認証を行う必要がある。

¹⁷ 本項では商標侵害案件及び専利権侵害案件の取締手続の詳細を掲載し、著作権侵害案件の行政取締については、次項（版權局による取締）にて詳細を掲載する。なお、市監局における著作権侵害案件の取締手続の概要は、商標権侵害案件の取締手続に準じるため、そちらを参考いただきたい。

取締手続きの請求過程

- 管轄権を有する市監局へ取締りを請求する際には、事前に予約を入れる必要がある。
- 市監局の担当官は、請求者より提出された関連書類等を厳密に審査し、書類上の不備がないと判断した場合はそれを受理する。
- 各地方の市監局により、取締り方法は異なるが、一般的な地方市監局は、案件を受理した後、具体的な管轄権を有する市監支局又は市監所に案件を処理させるための連絡をする。管轄権を有する市監支局又は市監所は、管轄区内の企業又は店舗を管理するため、直接取締り行動を行うことが殆どである。
- 取締りの実施日については、担当官の都合に合わせて、請求を受理した日となることもあるが、後日に取締りが実施されることの方が多い。

取締りの実施

- 取締り時に、権利侵害製品を見つけた場合には、市監局はその侵害製品等を差押える。
- 一般的には、市監局は、被請求者に 15 日間の答弁期間を与え、非侵害証拠を提出するように求める。被請求者が非侵害証拠を提出しない場合、現地市監局より上級市監局へ報告し、行政処罰決定の発行を請求する。
- 同市監局は上級市監局より許可を得た後、行政処罰書を発行し、押収した侵害商品を処分する。
- 被請求者に対する行政処罰決定の発行については、90 日間以内に処理する必要があるが、複雑な案件については、当該期間を延長することが認められている。
- 犯罪の疑いがある場合は、公安局に移送する。
- 市監局の処分に対して不服がある場合、被請求者は行政復議を提出することができる。市監局は、当該行政復議が類似商標侵害案件又は渉外案件である場合には、上級市監局の法律処に報告して、侵害の有無に係る判断を求めた後、処理する。

(3) 専利権侵害案件の取締手続き

専利法第 65 条に基づき、専利権侵害案件についても、侵害行為地、又は侵害製品を製造するメーカー所在地の地方市場監督管理局（知識産権局）に取締りを請求することができる。取締りを請求する場合に提出が必要な関連書類及び証拠、その処理の過程、並びに処理結果などについて、以下のとおり紹介する。

提出書類及び証拠

- ① 外国企業が請求をするには代理人を利用する必要があり、授権委任状が必須となる。
 - ② 権利者の有効な全部事項証明書を提出する。
 - ③ 国家知識産権局より公告された係争専利権証明の謄本、専利明細書と前回の年金納付の領収書の写しを提出する。
 - ④ 権利侵害対象、侵害事実と事由、法的根拠及び請求事項等を明記した取締請求書類を提出する。
 - ⑤ 被請求者が権利者の許諾を得ずに、その専利を実施したことを証明できる書証、物証、鑑定結果などの関連証拠を提出する。
- ① 権利者が在日本の企業である場合、①の「授権委任状」及び②の「全部事項証明書」については、日本で公証・認証を行う必要がある。

取締り受理

- 管轄権を有する市場監督管理局（知識産権局）に対して取締りを請求する場合には、事前に予約を入れる必要がある。
- 市場監督管理局（知識産権局）の担当官は、請求者より提出された関連書類等を厳密に審査し、書類上の不備がないと判断した場合はそれを受理する。

実地検証と口頭審理

- 市場監督管理局（知識産権局）は、正式に受理した後、実地検証を実施する。実地検証は、市場監督管理局（知識産権局）が相手側に通知することなく、相手側の所在地へ赴き、侵害品に対する調査を行い、必要に応じて、被疑品のサンプルリングも行い、侵害品の在庫、製造状況などを確認の上、記録するという手続きである。通常、実地検証には請求者が同行することになるが、同行できない場合には、実地検証の現場で、市場監督管理局（知識産権局）の担当官が請求者の申請書及び証拠を被請求者に交付する。
- 実地検証を行なった後、被請求者は、答弁期間内に答弁を行い、市場監督管理局（知識産権局）は合議体を構成して、当事者へ通知の上、口頭審理を行う。口頭審理の通知は、遅くとも口頭審理開催の5日前までに当事者に告知する。
- 合議体は、口頭審理を開催し、合議を行った上で、被請求者の行為が侵害に該当するか否かについて判断する。被請求者の行為が権利侵害に該当すると判断した場合は、行政取締りを行な

う。

処理結果

- 専利権侵害紛争について、市場監督管理局（知識産権局）は、侵害者の侵害事実及び関連証拠に基づき、係争専利権への侵害行為が成立するか否かを判断し、侵害行為が成立する場合、侵害行為の差し止めを命じる旨の決定書を発行する。
- 専利の偽造・偽称行為について、市場監督管理局（知識産権局）が案件調査を経て、専利の偽造・偽称行為が成立する場合、専利の偽造・偽称行為を実施した者に対して行政処罰を課す。仮に、専利の偽造・偽称行為が犯罪を構成する可能性がある場合は、公安局に移送する。
- 専利権侵害取締り案件において、市場監督管理局（知識産権局）は通常立件から3ヶ月以内に処罰決定を下し、案件を終結させる。事情により、期限を延長する必要がある場合、1ヶ月間延長することができる。再度期限を延長する必要がある場合は、局長の決裁が必要である。

(4) 日本企業の注意点

企業において、知的財産権管理を強化し、企業に潜在する知的財産の巨大な商業的価値を発掘することは、激化する競争におかれている企業にとって必要不可欠なものとなっている。日本企業、特に大手企業においては、既に知的財産権保護活動を核とする戦略発展モデルが形成されている。しかし、中国では市場経済が開始されてから比較的時間が浅く、知的財産権に対する法的保護システムがまだ不完全で、かつ少数企業の知的財産権に対する意識が比較的希薄であるため、日中企業の間では知的財産権に係るトラブルが常に発生している。このような状況に適切に対応し、自社の合法的な権益を保護するために、以下について留意することが大事である。

現在、模倣業者の模倣技術が向上し、模倣品取引もさらに隠匿することが多くなり、模倣品を製造・販売する場所を特定することが難しくなっている。そのため、正式な取締りの前に十分に調査する必要がある。たとえ、侵害証拠を入手したとしても、取締り時に、空振りになれば、行政機関にとっても好ましくないことである。

また、一部の行政機関は、侵害証拠について、より厳しい要求をするようになってきている。そのため、正式に取締りを請求する前に行政機関に連絡を取り、証拠に関する要求の詳細を確認することが重要である。

専利権侵害案件の処理において、侵害行為が成立すると認定された場合、権利侵害者に対して即時に

権利侵害行為を停止するよう命じることができる。また、当事者の請求に応じて、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができる。調停が合意に至らなかった場合、当事者は裁判所に訴訟を提起することができる。よって、専利侵害行為の差止めを早期に求める場合、行政取締りを請求するのが効率的だと考えられるが、十分な損害賠償額ないし懲罰的損害賠償額を求める場合、侵害訴訟を提起するのが望ましい。

また「特許行政法執行弁法」には、「特許権侵害紛争が実用新案又は意匠に係る場合、特許行政管理局は請求者に対して国家知識産権局が発行した専利権評価報告書の提出を求めることができる」と規定されている。実際に評価書の提出を求められるケースも多いため、地方市場監督管理局（知識産権局）へ取締りを請求する場合には、事前に実用新案又は意匠に係わる評価報告書を準備したほうがよい。さらに意匠権侵害事件の場合、市場監督管理局（知識産権局）は、意匠権の図面と侵害製品の間の対比図を要求することが多いので、事前にその対比図を準備する必要がある。

なお、行政摘発の申請においては、行政機関へ納付する官費はない。

(5) 関連取締事例

◆ 事例①A社に対する登録商標侵害事件

A社は×××××号商標（指定商品：第9類 娯楽機など）の商標権者である。同社は、広東省広州市番禺区のある会社が類似商標が表示されたアーケードゲーム機を製造・販売していたのを発見し、広東省広州市番禺区市場監督管理局に、自社への商標専用権侵害として取締りを請求した。当市監局は、事件を受理した後、当該企業を現場にて調査し、18台の被疑侵害品を押収した。調査・鑑定を経て、被疑侵害品は第×××××号商標の指定商品と類似商品に該当し、表示された商標は第×××××号商標と類似商標に該当し、関連公衆の混同誤認を容易に生じると判断された上で、違法経営額は116,000元だと認定された。最終的に、番禺区市監局が、侵害者が商標法第57条第2項違反とし、侵害者に商標法第60条第2項の規定に基づいて①侵害品18台を没収・廃棄し、②180,000元の罰金を科すとの行政処罰を与えた。

◆ 事例②C社に対する意匠権侵害事件

C社は、タイヤにかかる中国意匠専利（専利番号：ZL××××××、ZL××××××）を保有している。同社は、中国のあるタイヤグループ会社が製造・販売しているタイヤが、その保有する専利を侵害していたことを発見した。調査処理の効果を保証するために、C社は、法律事務所に対して係争専利

と関連製品に係る分析と鑑定を依頼し、侵害者所在地の知識産権局に対し取締りを請求した。知識産権局が、関連資料及び「答弁通知書」を当該グループ会社へ送達してから、相手側は答弁書を提出した。

調査において、当該グループ会社から和解請求が提出された。相手の和解による誠意を考え、C社も和解に同意した。数回にわたる交渉と弁護士 노력によって、双方は、知識産権局の調停の下で、和解協議に最終合意した。つまり、当該グループ会社は、直ちに関連製品の製造、販売と販売の申し出行為を停止し、在庫の被疑侵害製品を廃棄し、和解金を支払い、関連金型を廃棄し、かつ今後C社の知的財産権を一切侵害しないと保証することに同意した。知識産権局は、法により調停協議書を発行して双方の和解協議が有効であることを確認した。

◆ 事例③著作権侵害事件

義烏市市場監督管理局は、権利者の取締り請求を受けて、権利者の「XYZ」美術作品（国作登字×××××）にかかる著作権を侵害した疑いがあるXYZの玩具を販売しているという事件を受理した。当局は現場で調査し、計16,704元の被疑侵害品を押収した。被疑侵害品に表示された図案は美術作品（国作登字×××××）のXYZ図案と一致したことが判明された。また、被疑侵害者は合法の著作権証明材料を提出できなかった。よって、その製造・販売行為は著作権侵害に該当すると判断された。当局は著作権法第48条第1号の規定に基づいて、侵害者に①侵害行為を停止し、②侵害品を没収し、③16,800元の罰金を科するとの行政処罰を与えた。

2. 版権局による取締

(1) 適用法律と取締対象

新聞出版広電局（版権局）は、主に「中華人民共和国著作権法」「中華人民共和国著作権法实施条例」「コンピューター・ソフトウェア保護条例」「情報ネットワーク伝達権保護条例」「コンピューター・ソフトウェア著作権登録弁法」、「著作物自由意思登録弁法」「著作権行政処罰実施弁法」「万国著作権条約（UCC）」などの法律、法規、規章、国際条約を準拠法として、取締りを実施している。

新聞出版広電局（版権局）の取締り対象は、主に海賊版の書籍、録画・録音著作物、ソフトウェア等、及びそれらを製造・販売する企業又は個人である。

また、インターネットの普及に伴い、その取締り対象も拡大されつつある。現在は、著作権者からの授權を得ずに文字著作物、音楽著作物、録画・録音著作物等の著作物をインターネットにアップロードし、公衆にダウンロード、オンライン放送などのサービスを提供するウェブサイトの経営者や、正規のイン

ターネット・ゲームを模倣するゲーム経営者等が取締りの対象になっている。

(2) 取締手続き

提出書類及び証拠
<ul style="list-style-type: none">① 外国企業が請求をするには代理人を利用する必要があり、授權委任状が必須となる。② 権利者の有効な全部事項証明書を提出する。③ 合法的な権利証明を提出する。④ 当事者の姓名（又は名称）、所在地及び取調べを要求する根拠となる主な事実・理由を説明した取締請求書類を提出する。⑤ 被侵害著作物（又は製品）及びその他の証拠を提出する。⑥ 権利者が在日本の企業である場合、①の「授權委任状」及び②の「全部事項証明書」については、日本で公証・認証を行う必要がある。
取締り手続き請求過程
<ul style="list-style-type: none">● 著作権侵害事件に遭遇した場合、事件の性質により、中国新聞出版総署（国家版權局）、又は地方新聞出版広電局（版權局）へ取締りを請求することができる。● 新聞出版広電局（版權局）へ取締りを請求する際には、事前に予約を入れる必要がある。● 新聞出版広電局（版權局）の担当官は、請求者より提出された関連書類等を厳密に審査し、書類上の不備がないと判断した場合はそれを受理する。● 各地方の新聞出版広電局（版權局）により、取締り方法は異なるが、一般的な新聞出版広電局（版權局）は、案件を受理した後、文化執法管理機關という部門に連絡する。新聞出版広電局（版權局）の担当官は、文化執法管理機關と一緒に取締り活動を実施する。● 取締りの実施日については担当官の都合に合わせて、申請を受理した日となることもあるが、後日に取締りが実施されることの方が多い。
処理結果
<ul style="list-style-type: none">● 新聞出版広電局（版權局）は、侵害事実及び関連証拠に基づいて、侵害行為が成立し、侵害と認めた場合、被請求者に対する処分を行い、行政処罰決定書を発行することができる。● 犯罪の疑いがある場合は、公安局に移送する。

(3) 日本企業の注意点

著作権侵害で取締手続を請求する際に、日本企業は以下の点に留意する必要がある。

著作権侵害行為を発見し、新聞出版広電局（版權局）へ取締りを請求する際には、著作権を保有することの証明が必要となる。版權局に著作権登録をしている場合、これを著作権を保有する初歩的な証明として利用することができるが、著作権は、商標権や専利権と異なり、著作物が生まれた段階からその権利が発生するため、自分が創作した著作物について登録手続を行っていない著作権者も少なくない。著作権侵害行為を発見した際に迅速に対応ができるよう、自社が創作した著作物、又は設計されたソフトウェア著作物について、早めに版權局へ著作権登録手続をする方が得策である。

また、著作権侵害で取締り手続を請求する際に、普通の著作物であれば、真贋製品の対比図を提供するのが好ましいが、ソフトウェア著作権侵害事件について、新聞出版広電局（版權局）では技術的な能力に限りがあるので、請求者は、事前に専門的な鑑定局へ依頼して鑑定書を準備したほうがよい。

(4) 関連取締事例

◆ 事例①著作権侵害事件

2019年7月1日、北京市文化市場行政法執行総隊は中央宣伝部著作権管理局から移送された案件を受理した。移送書類によれば、D社は、E社が許諾なしに、運営するウェブサイトXを通じて自社の作成した「一帯一路」に関するニュースと関連写真計250件を公衆に伝播した行為が、著作権侵害に該当するとし、取締りを請求した。E社はニュースが作品に該当しないと反論したが、伝播された内容は、ニュース事件への簡単な報道だけではなく、国家間の協力歴史への回顧であり、記念すべき事件への報道で形成された独創的な表現であるとし、文字作品に該当すると認定された。最終的に、北京市文化市場行政法執行総隊はE社の関連行為が著作権侵害に該当するとし、20万円の過料を科すとの行政処罰を与えた。

3. 税関による水際措置

(1) 税関差止めと適用法律

税関の知的財産保護とは、税関において国家の法律や行政法規によって保護を受ける知的財産権侵害物品の輸出入を法によって取締ることで、日本では「水際措置」と言われている。税関は、輸出入貨物の管理機関として、輸出入貨物に対し効果的な管理を実施することが可能であり、知的財産権の

侵害被疑物品の輸出入への取締りにおいて、重要な役割を果たしている。

中国における税関の取締制度は、主に「中華人民共和国知識産権税関保護条例」（以下、「条例」という）及び「中華人民共和国知識産権税関保護条例の実施弁法」（以下「実施弁法」という）に基づいて実施している。

上記の法律規定に基づいた知的財産権の税関保護制度は、中国の法律及び行政法規の保護を受ける商標専用権、著作権、発明特許権、実用新案権、意匠権の知的財産権に係わる輸出入貨物に対して保護を実施する制度なので、税関の取締制度の取締り対象は、上記の知的財産権を侵害した輸出入貨物である。

(2) 税関登録及び取締手続き

中国税関の取締制度において、「知的財産権の税関登録」は、非常に重要なもので、中国税関の知的財産権保護の重要な一環となるため、取締手続きと一緒に具体的な内容について紹介する。

・税関登録の役割

「条例」の規定によれば、侵害品の差押えの申請をする上で、税関総署に対する知的財産権の登録は制度上の義務ではないものの、事前に登録すれば、侵害品の差押えの申請を簡略化することができ、権利者の利益の保護に対し非常に有効である。

メリット

- 知的財産の税関登録後、税関総署は、オンライン上で全税関にその内容を通知する。全税関は、登録された知的財産権に関する製品の輸出入状況を監督することにより、被疑製品の輸出入状況を正確に把握することができ、知的財産権の保護が強化される。
- 事前登録し、権利侵害被疑貨物の差押えを申請する場合、申請書には税関登録番号を記入するだけで済む。一方、事前登録なしに、税関に差押えを申請する場合、知的財産権に関連した各種の書類や証拠を提出するなど煩雑な手続きが必要となるため、事前に登録したほうが便利で、メリットが多いのは明白である。
- 申請に対する審査期間についても、事前登録をした場合に提出する資料は、登録していない場合より少なくすむため、提出資料の審査期間や被疑製品の差押えに関する審査期間を短縮することができる。

・税関登録の手続き

ステップ
① 税関総署のウェブサイト ¹⁸ で登録システムを通してユーザーアカウントを登録する。
② 税関総署のウェブサイト上の登録システムに権利者の関係情報を記入する。
③ オンラインで税関総署に権利登録申請を提出する。
④ 税関総署が審査を行う。
⑤ 税関総署により受理してから1ヶ月～2ヶ月後、審査結果を自らオンラインで確認する。

・税関登録に必要な提出書類

提出書類（商標を例とする）
<ul style="list-style-type: none">● 権利者の身分証明書の写し● 知的財産権の税関登録を申請しようとする商標権の登録証書の写し● 税関総署が指定した授権委任状（公証・認証不要）● 代理人の身分証明書
<p>※以下は、任意提出書類資料であるため、必ずしも提出しなくてもよいものである。</p> <ul style="list-style-type: none">● 権利侵害被疑品の写真又はサンプル● 既に把握した権利侵害品の輸出入状況に関する証拠● 知的財産権の税関登録を申請しようとする商標権の使用許諾状況

ホワイトリスト登録について

税関登録が完成した後、税関総署の登録システムを通じて、知的財産権のライセンシー又は合法的な輸出入者のホワイトリストを作成（登録）することができる。当該リストの登録は、権利者から提供された情報に基づき、代理人がオンライン上で実施することのできる、非常に簡便な手続となっている。

各地方の税関は、税関総署に登録されている知的財産権を侵害するおそれがある製品を見つ

¹⁸ <http://202.127.48.145:8888/>

けた場合、その輸出入者がホワイトリストに記載されている業者であれば、当該製品を通関させる。一方、ホワイトリストに記載されていない業者である場合、当該製品を被疑侵害品として扱い、仮差し押さえてから、権利者に侵害品であるかどうかの確認をする。

ホワイトリストを税関に登録することにより、合法的に製品を輸出入する業者の通関に要する時間を短縮できるだけでなく、通関の際に、わざわざ知的財産権証明書等を提出しなくてもよくなるため、他社による類似の知的財産権登録により、仮差し押さえとなるリスクも避けることができる。

取締り手続について

税関の差押え手続は、「請求による差押え手続」と「職権による差押え手続」の2種類に分けられる。「請求による差押え手続」は、主に知的財産権者が被疑侵害品を発見し、税関へ差押えを請求した場合に、実施されるものである。一方、「職権による差押え手続」は、税関が、税関登録済みの知的財産権に対する侵害を発見した場合に、権利者に通知し、権利者の申請を経て実施される差押え手続のことである。具体的には以下のとおりである。

請求による差し押さえ手続

- ① 知的財産権者は、被疑侵害品が輸出入されていることを発見した場合、請求書及び関係証明書類並びに侵害事実が明らかに存在することを十分に証明できる証拠を提出し、製品の輸出入地の税関において、被疑侵害品を差押えるよう請求することができる。
- ② 権利者が税関に被疑侵害品の差押えを請求する場合、当該被疑侵害品の価値に相当する担保金を税関に提出しなければならない。
- ③ 権利者は被疑侵害品の差押えを請求する場合において、法律規定に合致する差押えの請求を提出し、かつ法律に規定した担保を提供したときは、税関は被疑侵害品を差押えなければならない、書面にて知的財産権者に通知し、税関差押え証明書を荷送人又は荷受人に送付する。権利者の請求が関係法律に合致しておらず、或いは担保を提供しなかった場合、税関は請求を棄却し、書面にて知的財産権者に通知しなければならない。
- ④ 差押えの日から 20 作業日以内に、裁判所による貨物の差押えに関する通知を受領していない場合、又は、知的財産権者による通関許諾の通知を受領した場合、税関は被疑侵害品を通関しな

ればならない。

- ⑤ 荷受人又は出荷人は、差押えられた被疑侵害品について、通関を請求する場合は、書面説明及び被疑侵害品に相当する担保金を提出しなくてはならない。荷受人又は出荷人による被疑侵害品の通関請求が前記の要求を満たす場合、税関はこれを通関し、かつ、知的財産権者に通知しなくてはならない。

職権による差押え

- ① 税関は、輸出入貨物に知的財産権の権利侵害の疑いがあることを発見した場合、貨物の通関を中止し、直ちに知的財産権者に通知する。
- ② 知的財産権者は通知の送達日から3営業日以内に差押えの請求書を提出しなくてはならない。なお、税関の同意を得た場合には、貨物を見ることができる。
- ③ 知的財産権者が差押えを請求した場合は、担保金を提供しなければならない。
- ④ 税関は被疑侵害品を差し押さえる場合、書面にて知的財産権者に通知するとともに、税関差押え証明書を荷送人又は荷受人に送付する必要がある。知的財産権者が期限以内に請求を提出しない、又は担保を提供しなかった場合、税関は被疑侵害品物を差押えてはならない。

処罰

調査の結果、差押えた被疑侵害製品が権利侵害品と認定された場合、税関は当該侵害製品を没収する。税関は、その没収した侵害製品について、法令に基づき、①又は②のいずれかによって処分する。なお、これらの規定によって処分ができない場合、没収した侵害品を破棄する。

- ① 関連貨物は、社会公益事業に直接利用でき、又は知的財産権者が買付する意思をもつ場合、貨物を関係公益機構に移送して社会公益事業に用い、又は有償にて知的財産権者に譲渡することができる。
- ② 関連貨物について、上記の規定により処置できず、かつ侵害特徴を除去できる場合、侵害特徴を除去した後、法により競売することができ、貨物競売の所得代金を国庫に上納する。

(3) 日本企業の注意点

通常、税関は、被疑侵害製品を発見した場合、権利者又は権利者の代理人にEメールで連絡するとともに、税関通知の受領後、3営業日以内に回答すべきである旨の通知をEメールで送付する。このような通知を受けた場合、積極的に対応することが好ましい。

たとえ、権利侵害にならない場合でも、適時に権利侵害ではない理由を税関に提出しなければならない。期日内に回答しない場合、権利者が税関からの通知を無視しているとみなされ、今後被疑侵害品を発見しても、通知が来なくなる可能性がある。自身の正当な権利を守るためには、侵害の有無にかかわらず、税関の通知を受領した後、期日内に確実に回答するのが望ましい。なお、設定された期間内に権利侵害品であるかどうかを判断することが難しい場合、税関に事情を説明し、1～2日程度の猶予をもらえる可能性もあるので、必要に応じて税関に相談をしてみることを推奨する。

(4) 関連差止め事例

◆ 事例①義烏税関による有名ブランド模倣品差止め事件

義烏某会社は2020年10月8日、杭州税関所属の義烏税関に対する輸出申告を行った。申告品の名称が「〇〇」の鞆だった。「〇〇」関連商標は税関登録を受けているため、義烏税関は、申告書を審査し、輸出先の国名、申告品及びその取扱企業などの情報から、当該貨物の「〇〇」関連商標権を侵害するリスクが高いと判断し、商標権者の税関代理人に通知した。代理人は商標権者と報告し、鑑定を経て侵害と確定した上、担保金を納付し、押収を申請した。義烏税関は調査を経て最終的にそれらの鞆が商標権侵害に該当すると判定し、法により「〇〇」商標付きの鞆合計331点を没収し、侵害者に1870元の過料を科するとの行政処罰を与えた。

輸出専用 OEM 品に関する問題

(1) 問題の概要

近年、中国における模倣品対策を講じる上で、輸出専用 OEM 品¹⁹に関する問題が顕在化している。典型的な例をあげると、商標権者による税関登録に基づいて税関が疑義貨物を差し止めた際に、輸出者が「輸出専用 OEM 品なので商標権侵害を構成しない。」との抗弁をするケースがある。従来、民事訴訟においても、輸出専用 OEM 品は中国における商標の使用には当たらないと判断され、さらに商標権侵害に該当しないとされたケースが多くあるが、2019年、「HONDAKIT」事件²⁰に関する再審判決の公表により、輸出専用 OEM 品への考え方は一変した。

¹⁹ OEM (Original Equipment Manufacturer) とは、他社ブランドの製品を受託製造することをいう。特に、輸出専用 OEM 品とは、中国国外からの製造委託を受けて製造された製品であり、全量委託元の国に輸出されるため、中国国内では流通しない製品を指す。

²⁰ 最高人民法院 2019 年 9 月 23 日 (2019) 最高法民再 138 号

まず、同判決では、輸出専用 OEM 品が商標の使用に該当するかどうかについて「製造又は加工された製品には、表示方式又はその他の方法で商標を使用した場合、商品の出所を区別できる可能性がある限り、当該使用は、商標法上の『商標の使用』に該当すると認定されるべきである」と示した。それは従来の考え方と正反対のものであるといえる。

同判決では、関連公衆の認定について「被疑侵害商品に関連する消費者と経営者の二種類の主体を含む。二種類の主体に対して、関連公衆は国内での一種の状態であるとも理解できず、被疑侵害品は海外のみで流通していることも簡単に認定できない。中国の改革開放と国際貿易交流の発展に伴い、関連公衆は海外でも被疑侵害品を接触し、かつ混同を生じさせる可能性があり、被疑侵害商品は海外から国内に回流し、関連公衆に混同を生じさせる可能性もある」と示した。つまり、輸出専用 OEM 品についても中国関連公衆の接触可能性が認められたということである。

また、同判決では侵害の該当性について「本件において、A 社と B 集団がその訴えられたオートバイにおいて『HONDAKIT』の文字や図形を使用し、かつ『HONDA』の部分を大きく顕著に記載し、『KIT』の部分を縮小して記載した。同時に、Hのアルファベットと類似の翼状の部分を赤色で表示し、本田技研社が保護要請された 3 件商標とは同一又は類似商品における類似商標を構成する。上述のとおり、訴えられた侵害行為は、商標の使用に該当し、かつ関連公衆の誤認、混同を生じさせる可能性があるため、本田技研社の商標専用権を侵害した」と判断した。この点、侵害の判断基準は基本的に従来の考え方と一致するものであるといえる。

同判決は最高人民法院が公表した指導的意義を有する判決であり、今後、輸出専用 OEM 品における商標の使用は、同判決の判断基準に基づいて商標権侵害が認められる可能性が高くなると考えられている。

(2) 対応策

以下、「輸出専用 OEM 品に商標を付すことは商標権侵害に該当する可能性もある」と判断されてしまうことも念頭におきつつ、事業者として留意すべき点についてまとめる。

① 中国における商標権の取得

まず中国において商標権を取得し、税関登録しておくことが重要である。税関からの通報により、問題の発生に気づくきっかけになるためである。また、模倣品業者による、輸出専用 OEM 品である旨の抗弁が虚偽であった場合には、当然ながら、商標権を行使することで模倣品を差し止めることができる。なお、第三国への流通を念頭におけば、英語や中国語に限らず、アラビア語等の登録も検討することが

望ましいといえる。

② 中国からの輸出時の対策

税関において、自社の登録商標と同一又は類似する商標を付した商品が発見され、輸出者が「輸出専用 OEM 品である」との抗弁をした場合を考えてみよう。その際、抗弁が虚偽の事実に基づく可能性が考えられる。この場合には、少なくとも以下の3点について「正規の OEM 輸出品」であることを、輸出者に公的な証明資料を提出させた上でチェックするよう税関職員に求めていくことが重要である。

I. 「輸出専用」であるかどうかの確認

中国国内にその商品が流通、販売されることが、本当に全くないのかどうかを確認することが重要である。輸出者に証明を求める、又は国内流通の事実をつかんでいる情報を権利者が提出することにより、税関が前向きに対処してくれるようになると考えられる。

II. 「輸出先国での商標権の存在」及び「OEM 契約が正当であることの存在」の有無

輸出先の第三国において、OEM 品の発注者が適法な商標権を有しているかどうかを、税関に確認してもらうことは重要である。これまで中国におけるいくつかの判決において、輸出専用 OEM 品の受注者（輸出者）は、発注者（輸入者）が輸出先において商標権を有するか否か注意する義務を負っていることが示唆されているからである。第三国に該当する商標権が存在しなければ、受注者がこの義務を怠っていたことになり、税関や法院が商標権者に有利な判断をすることが期待される。また、商標権者が、輸出先国においても、正当な商標権を持っている書面を提出することは、輸出業者の悪意の立証にもつながる。

なお、輸出先国での商標権の存在が正当なものであっても、「OEM 契約書面」が虚偽の場合もあるので、この点についても公証や認証のある書類を提出させる等により、税関に確認を求めることが重要である。

III. 輸出者の商標使用が関連公衆の混同・誤認を生じさせるかの確認

輸出専用 OEM 品であっても、その商標使用が権利者の商品や権利者と関係のあるような混同・誤認を生じさせる場合、商標侵害主張をすることは可能である。たとえば、OEM 品で使用された商標様態が第三国の権利者から授権された商標様態と完全同一ではないが、OEM 品において中国の商標権利者と混同・誤認を生じさせるような表示がある場合、中国の商標侵害判定原則に基づき、商標侵害のリスクがある。

そのため、OEM 品における具体的な商標使用様態や製品にかかる宣伝資料、パッケージなどを確認することも重要である。

(3) 第三国における対策

輸出先の第三国において、OEM 品の発注者が商標権を有する場合には、当該国の制度に基づいて当該商標権を無効にすることができるかどうかを検討することも考えられる。無効にできた場合には、自ら商標権を取得し、第三国の輸入通関時に税関で差し止めてもらえるよう申請を行うこと等が考えられる。なお、文字からなる商標権や文字を含むロゴからなる商標権を自ら取得する場合、日本で登録しているのと全く同じものだけでなく、現地での使用言語で書かれた商標についても権利取得しておくことが重要である。

<参考>「輸入専用 OEM 品は商標権侵害に該当する」と判断される場合の留意点

この場合、中国で生産され第三国に輸出される模倣品の対策を中国で一元的に行うことが可能となる。ただし、中国の税関で効果的に差止めを行うためには、想定される輸出先である第三国で使用される言語で書かれた商標を網羅的に取得しておくことが好ましい。

他方で、自らが中国で OEM 品の生産を委託する場合に、冒認商標登録をした第三者によって日本企業が正規に委託した OEM 商品の輸出を阻止されるリスクが生じる。これを回避するには、OEM 品の生産を中国国内で販売を行う予定がなくても、将来製造を委託するケースが想定される場合にはそのブランドを中国で商標登録しておくことが重要である。

4. 展示会での取締

(1) 適用法律

展示会における模倣品に対しては、主に「展示会知的財産権保護方法」（商務部、国家工商総局、国家版權局、国家知識産権局等の審議を経て発布、2006年3月1日より施行）に基づいて、取締りを行う。

また、地方政府は、当地の状況に応じて、展示会知的財産権保護に関する法律規定を制定・発布している。例えば、北京の場合、「北京市展示会知的財産権保護法」が2007年11月24日に発布され、2008年3月1日より施行されている。

(2) 取締対象と取締機関

展示会にて知的財産権を侵害したメーカー及び販売者を対象にして取締りを行う。展示会場の主催者が、知的財産権侵害に関するクレーム受理機関を展示会場に設置した場合、当該受理機関に取り締まりを請求することになる。当該受理機関は、クレームを受け付けた案件を処理した後、関連部門に移送する。

展示会の主催者が、クレーム受理機関を設置しない場合、現地の関係取締主管機関が請求を受けて、直接、案件処理を実施する。

(3) 取締手続き

展示会において模倣品を発見した場合、展示会に設置された知的財産権クレーム受理機構又は現地の関係取締機関に、授權委任状、権利証明などの書類を提出して取締りを請求することができる。通常、受理機関は、権利者の請求を受けた後、訴えの対象となっているブースの検査をし、状況を確認する。

例えば、商標権侵害事件の例でいうと、知的財産権クレーム受理機構は、取り締まりの請求を受理した後、会場に駐在する市監局の担当官と一緒に検査し、侵害と認めた場合には、展示品を撤去させ、かつ「商標法」の関連規定に基づいて処罰を与えることとなる。

(4) 日本企業の注意点

開催期間が3日以上となる展示会の場合、展示会の主催者は、通常、展示会の開催期間を通して展示会の主催地の知的財産権行政管理機関から担当官を展示会に派遣し、知的財産権クレーム受理機構を設けて、侵害事件を取扱うことになる。知的財産権クレーム受理機構を設けない場合、展示会の主催者は、関係当局の知的財産権行政管理機関の担当官の連絡方法等を展示会場の顕著な位置に開示する必要がある。展示会において模倣品の取締りを求めるときは、開催期間内に知的財産権クレーム受理機構又は現地の関係取締機関に請求すればよいということである。

なお、一般の消費者がクレームを提出する場合には、特に関連書類の提出は必要ないが、外国企業が展示会において模倣品を発見し、取締りを請求する場合には、通常のケースと同様に関連書類を提出しなければならないため、事前に授權委任状、全部事項証明書などの証明書類を準備したほうが得策である。

(5) 関連取締事例

◆ 事例①F社に対する意匠権侵害事件

F社は、オートバイ用フロントカバーにかかる中国意匠専利を保有している。同社は、無錫のある会社がある大型展示交易会で展示していた電気自転車のサンプルのフロントカバーが、その保有する専利を侵害していたことを発見したため、2018年10月に無錫市知識産権局に対し取締りを請求した。無錫市知識産権局は法に基づき、当該事件を受理した。

無錫市知識産権局は被疑侵害製品と事件にかかる専利図面と対比し、その設計と事件にかかる意匠との差異では、一般需要者は両者を区別することができないと判断した。フロントカバーの役割も合わせて考慮し、その設計が本件にかかる意匠の権利範囲に属するとし、侵害行為が成立すると認定した。

2019年1月、無錫市知識産権局は、専利法などの関連規定に基づいて、侵害者に対して、侵害製品の販売の申し出行為を直ちに停止し、宣伝資料を廃棄するとともに、実際の販売を禁止する旨の処罰を与えた。

第3節 行政取締実務における諸問題と対応手段

1. 取締り書類に対する要求のばらつきへの対応

個々の行政機関によって、取締り時に提出する書類に対する要求が異なっているが、代理人に依頼する場合には基本的に、授權委任状、有効な営業証明書（全部事項証明書等）、侵害証拠、及び取締請求書を提出しなければならない。また、授權委任状、有効な営業証明書については、所在国の公証局を経て公証し、かつ現地の中国大使館の認証を受ける必要がある。

前記以外の書類については、事件の性質により要求に係る取り扱いが異なっている。例えば、意匠権侵害の場合、侵害製品と登録意匠とを対比した対比図を提出するよう要求される。さらに一部の行政機関は、証拠に対する要求が非常に厳しくなっている。また、それぞれの行政機関の要求により代理人が提出すべき書類にも違いがある。

書類の不備により不受理となることを避けるために、正式に行政機関へ取締りを請求する前に、事前に行政機関の担当官に書類の不備の有無について確認したほうが確実であると思われる。

日本での公証・認証手続きについて

日本で、授權委任状及び企業の全部事項証明書を公証認証する際には、通常、以下の四つのステップが必要である。

ステップ1：公証役場の公証

公証役場において、署名・捺印された授権委任状に対して、公証手続きを行う。

ステップ 2：法務局の承認

法務局において、授権委任状に対する公証の承認を貰うと同時に、ここで全部事項証明書を取り寄せる。

ステップ 3：外務省の公印確認

公印確認は、東京と大阪 2 ヶ所において対応が可能。ここでは、公証された書類に対して、公印確認を行う。詳細については以下のリンク先の情報を参照。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000551.html

また、具体的な内容については、以下の日本外務省のホームページを参照。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

ステップ 4：中華人民共和国大使館の認証

ここでは、公証承認できた書類に対して、認証を行う。具体的な大使館での認証の手続きについては、以下のリンクを参照。

[http://www.visaforchina.org/TYO_JP/howtogetavisa/stepbystepguidance\(authentication\)/281086.shtml](http://www.visaforchina.org/TYO_JP/howtogetavisa/stepbystepguidance(authentication)/281086.shtml)

2. 現場実証と口頭審理

(1) 現場実証への対応

市場監督管理局（知識産権局）は、専利権侵害事件について、商標権侵害事件や著作権侵害事件の場合とは異なり、正式に取締り請求を受理した後、被請求者の所在地にて実地検証を実施する。当該実地検証は、市場監督管理局（知識産権局）が相手側への通知なしに、相手側の所在地へ赴き、侵害品のサンプルを取り寄せ、侵害品の在庫や製造状況などを確認し、記録するという手続である。実地検証の調査記録は、市場監督管理局（知識産権局）の担当官が被請求者の社員に対して行った尋問記録のこととである。実地検証の目的は、侵害品のサンプルを取り寄せ、侵害品の在庫、製造状況などを確認することで、後日に開催される口頭審理において、合議体が侵害か否かを判断するための証拠として利用できるようにすることである。

市場監督管理局（知識産権局）は、請求者からの取締り請求を受理した後、実地検証の手続きを手配することになる。実地検証は、通常、市場監督管理局（知識産権局）の担当官2名により実施され、権利者又は代理人の同行に関する要求は認められないのが一般である。

(2) 口頭審理への対応

専利権侵害に関する行政摘発において、市場監督管理局（知識産権局）は、事件を審理するために合議体を構成し、口頭審理を行う。

一般的に、実地検証の手続きを実施してから数日後、合議体は召喚状を被請求者に送付し、当局の正式サイトにおいて、口頭審理の時間・場所を公示する。通常、被請求者は口頭審理に出頭することが多いが、出頭しなかったとしても、そのことをもって審理に悪影響が及ぶことはないとされている。そのため、規模が小さく、管理が十分ではない工場が被請求者であるような場合には、被請求者が口頭審理に出頭しないことも多くある。

市場監督管理局（知識産権局）が開催する口頭審理においては、裁判所の開廷審理と同様に、事実調査、証拠調べ、実地検証状況の確認、合議体からの質問、弁論の手続きがある。口頭審理において調停が実施されることもあり、それにより当事者双方が和解に合意できれば、和解協議を締結することによって事件を終結することができる。

口頭審理手続は、裁判所の開廷審理と非常に似ているが、その審理において、事実調査、証拠調べ、実地検証状況の確認、弁論などの手続も置かれているため、可能な限り、権利者も代理人と一緒に出席したほうが良いと考えられる。また、その場を利用して、自社の技術を十分に合議体の審判官に説明することができ、有利な方向に導ける可能性がある。

3. 各地方における法解釈の違いと侵害認定基準の不一致

中国は大陸法系国家に属し、行政機関の担当官や裁判官などは一般的に、成文法を事件審理の根拠としている。しかし、中国では各地方における経済レベルが不均衡であることに起因して、同一の法律に対する法解釈や法執行において、地方ごとの特色が表れることがある。つまり、地域によって、同一法律規定に対する理解と運用に差異がある。例えば、模倣品を製造する金型と器具に対する処理に対して、中国の関連法律において、行政機関は模倣品を製造する金型と器具を没収・廃棄できるとの明文規定があっても、地域によって執行の程度が異なっている。

経済レベルが高い地域では、行政機関の担当官、裁判所の裁判官のレベルが高いのが一般的である。

北京、上海、天津などの直轄市及び省の首府所在地である広州市などでは、知的財産権に係る法規の適用が他の都市より厳格であり、知的財産権の侵害行為に対する執行が強固である。一方で、中国における侵害製品を製造・販売する業者が集まっている地域は、中小都市や大都市より離れた場所に多く、このような地域において関連法律に対する理解、運用に差異が生じることは、珍しくない。

前述のとおり、中国では、地方行政当局ごとに法に対する理解、運用に差異が生じており、同様の侵害行為に係る侵害認定の基準が一致せず、異なった結論が出る可能性がある。例えば、類似商標の認定について、ある地方市監局が類似すると判断したとしても、他の地方市監局によって類似しないと判断される可能性がある。その場合の解決策としては、上部機関又は商標局に意見を求めることが考えられる。また、事件を順調に解決するために、事前に、地方行政機関の特徴を把握し、地方行政機関と友好関係を築き、十分に交流した上で、期待する結果が得られるようにすることも必要になってくる。

4. 地方保護主義への対応

地方保護主義は、本質的には、地方政府と法執行機関が、独立の利益主体として、それぞれの利益を守るために法制の統一性を棄損し、権利を濫用する行為であるといえる。また、各行政機関の間では、経済秩序を保護する場合の職権と責任が明確でなく、特に行政機関に対する監督が不十分であり、さらに責任を追及する制度も完備されていないので、行政的な法執行の効果に影響を及ぼしている。例えば、現地での高額納税企業への取締りを実施し、厳しく処分した場合、現地の税収に影響が及ぶことが想定されることから、行政機関は往々にして積極的に対応しない傾向がある。つまり、地方の利益を保護するため、迅速に処理をせず、或いは摘発後に厳しい処罰を与えないという状況がある。

地方保護主義が深刻な場合、一部の担当官が、事前に情報漏洩をするだけでなく、摘発の際に故意に放任するような可能性もある。そのような場合、企業が手配した調査員による調査を通じて、侵害品を保管している倉庫を把握できたとしても、その後の情報漏洩等により、摘発ができなくなるおそれもある。さらに、取締りの過程において、故意に侵害製品を隠匿したり、処罰を与えなかったりする可能性もある。

なお、ある地方では、侵害企業によって多くの人の雇用が確保されたのに、侵害企業を取締り処理すれば、現地政府が大きな打撃をこうむることになるおそれがあるので、行政機関が、さまざまな理由をつけて積極的に対応しないケースがある。このような場合に、上級機関にクレームを申し立てても、いかなる返事も得られず、しかも、その後当該地域での行政機関からいかなる協力も得られなくなった事例も実際にある。

現地行政機関での地方保護主義をできるだけ回避するために、事前に上級行政機関に連絡をして協力を確保し、当該上級行政機関より現地行政機関にプレッシャーをかける方法を採用するのが得策である。しかし、実際には、管轄の問題もあるので、上級行政機関が積極的に関与したがない状況があることも否めない。

行政ルートを通じて侵害の救済を求める上で、地方保護主義の問題に遭遇した場合には、大都市において公証人の立会いの下で侵害製品を購入し、当該大都市を購入地として侵害訴訟を提起したほうが良いと思われる。

5. 廃棄処分における不透明性

中国においては、取締り機関に押収された模倣品の処分²¹について、不透明な部分が依然として残っている。通常理解としては、押収された登録商標侵害商品について廃棄すべきであるが、実務において、必ずしも廃棄するわけではなく、福祉施設に寄付したり、侵害標識などを外した後再利用したりすることがある。

かつての国家工商総局（現国家市場監督管理総局）による江蘇省工商局（現市場監督管理局）への回答においても、「商標法第53条（現60条）における廃棄は、没収された商品を処分する一つの方法であるが、唯一の方法ではない。法により没収された商標侵害商品について、もし利用価値を有し、かつ、商標と商品とを分離することができる場合、廃棄以外のその他の処理方法で処分できる」と明示されていた。そのため、現在の運用において、侵害商品の状況により処理方法が異なり、その処理結果についても、権利者に十分に開示されないことが多い。

上記のような問題が生じているのは、行政機関に対する監督システムの不備に原因があり、担当者の責任感が低いことにも起因している。このような状況が確認できた場合、代理人又は当事者は、取締り担当機関と緊密に連絡し、よい関係を築いて、権利者の目的を達成し、円満に解決するために努力しなければならない。

6. 公安機関との連携

(1) 適用法律と取締り対象

中国の公安機関は、主に「中華人民共和国刑法」に基づき、当該法律の関連条項に違反したり、又は

²¹ 例えば、「商標法」60条には、「工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる…」と規定している。

被疑違反した行為について調査・処罰する。

公安機関が権利者から直接に告発・取締り請求を受理することは多くないが、如何なる組織及び個人も「刑法」の関連規定に違反する行為に対し、管轄権を有する公安機関に告発することができる。つまり、商標、専利に対する詐称、著作権、営業秘密等の分野での侵害犯罪になる可能性がある場合、公安機関も、請求者の取締り請求を受理する。また、知的財産権を保護するため、公安機関は常に他の行政機関と共同で、取締り行動を実施する。その他、行政機関は知的財産権侵害事件を処理するうちに、その被疑侵害行為が侵害犯罪になる可能性があると判断した場合、公安機関に移送することになる。

取締り対象には、上記「刑法」の関連規定に違反した全ての個人又は企業などが含まれる。

(2) 取締手続き

提出書類と証拠
<ul style="list-style-type: none">● その他の機関と同様である。
取締り過程
<ul style="list-style-type: none">● 管轄権を有する公安機関は、当事者又はその他政府機関からの取締り請求を受理した場合、刑事事件であるために、直ちに公安人員を派遣することがあるが、事前に行った調査を基にして、関連政府機関と提携し、取締り活動を実施することもある。
行政取締り後の処理結果
<ul style="list-style-type: none">● 取締り時に権利侵害製品を見付けた場合、公安機関は、「刑法」の関連条項に違反した製品及び当該製品の製造・販売に使用した原材料、包装、製造工具等を差押えることができる。● また、現場で被疑犯罪者を拘置することもできる。

(3) 日本企業の注意点

公安機関が権利者から直接に取締り請求を受理することは多くない。そのため、BtoB及びBtoC取引において生じた紛争に対し、当事者は、できるだけ管轄権を有する公安機関以外の政府機関（市監局など）に調停・取締りを請求するほうがよいと考えられる。もし、事件が非常に重大であり、又は刑事責任を追及する必要がある場合には、法律に基づき、公安機関に請求を提出することができる。公安機関による取締りは被疑侵害者に刑事責任を追究することも可能であるため、処罰と威嚇の機能がより効果的に発揮される。

なお、事件が複雑でかつ重大である場合、危険性を伴うリスクもあるため、外国企業は、できるだけ現場に赴かないほうが得策である。

(4) 関連取締事例

◆ 事例①有名ブランド模倣品販売事件

南京市雨花台市場監督管理局は 2020 年 1 月、ある有名ブランドのマスクの模倣品が販売されていたとの市民の通報を受け、関連情報を南京市公安局雨花台分局に移送した。雨花台分局は立案して調査を行った結果、以下のことが判明した。A 氏は、新型肺炎のため、B 氏と相談し、マスクを仕入れして高価で薬店に売却することと決めた。そして、二人は C 氏を通じて D 氏から偽物のマスクを計 516,000 点を購入した。1 月 22 日、A 氏は前述の偽物のマスクを計 309,000 円で 20 以上の薬店に販売し、虚偽の検証報告も提供した。鑑定を経て、それらのマスクは商標権を侵害した商品であり、品質も関連基準に合わなかった。

南京市公安局雨花台分局は、A 氏など 4 人を逮捕し、雨花台区検察院はその 4 人に対して公訴を提起した。裁判所は審理した結果、A 氏など 4 人の行為は、登録商標詐称商品販売罪に該当すると認定し、4 被告に対し、それぞれ有期徒刑 6 ヶ月～3 年 2 ヶ月と 6 万～16 万元の罰金刑という判決を下った。

7. 行政決定の内容と執行

(1) 行政決定の内容

知的財産権侵害取締事件にかかる行政決定には、基本的に以下の事項が含まれている。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所。
- (二) 当事者の陳述した事実と理由。
- (三) 権利侵害行為が成立するかどうかを認定する理由と根拠。
- (四) 処理決定で侵害行為が成立し、即時に侵害行為を停止することを権利侵害者に命じる必要があると認定した場合、被請求者に即時停止を命じる侵害行為の種類、対象と範囲を明記しなければならない。侵害行為が成立しないと認定する場合、請求者の請求を却下しなければならない。
- (五) 処理決定を不服として行政訴訟を提起するルートと期限。

また、行政処罰を与える場合には、行政処罰決定書を発行しなければならない、中国行政処罰法の関連

規定によれば、当該行政処罰決定書には、一般的に以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所。
- (二) 法律、法規又は規則に違反する事実及び証拠。
- (三) 行政処罰の種類と依拠。
- (四) 行政処罰の履行方法及び期限。
- (五) 行政処罰決定に不服して行政複議の申請又は行政訴訟提起の方法及び期限。
- (六) 行政処罰決定をした行政機関名称及び決定した日時。

さらに、行政処罰の種類は以下の事項を含む。

- (一) 警告。
- (二) 過料。
- (三) 違法所得を没収し、違法財物を没収する。
- (四) 生産停止、営業停止を命じる。
- (五) 許可証を一時差押え又は取り消し、営業許可書を一時差押え又は取り消す。
- (六) 行政拘留。
- (七) 法律、行政法規の定めたその他の行政処罰。

地方政府や国務院から授権された行政処罰権を有する直属機構などが、法に基づき、具体的な処罰の基準を制定することができる。行政取締機関は、それらの処罰基準に基づいて自己の裁量で行政処罰を下すことができる。

知的財産権侵害取締事件において、行政機関が下すことの多い行政決定と処罰の内容は、以下のとおりである。

専利	侵害行為の停止（侵害製品の製造・販売の停止など）；侵害製品の没収；違法所得の没収；過料；侵害製品の製造に使用された専用設備、金型の没収・廃棄；宣伝資料の廃棄；オンラインの宣伝リンクの削除
----	---

商標	侵害行為の停止（侵害製品の製造・販売の停止など）；侵害製品の没収；違法所得の没収；過料；侵害製品の製造に使用された専用設備、金型の没収・廃棄；宣伝資料の廃棄；オンラインの宣伝リンクの削除
著作権	侵害行為の停止（侵害製品の製造・販売の停止など）；侵害製品の没収；違法所得の没収；過料；侵害製品の製造に使用された専用設備、金型の没収・廃棄；宣伝資料の廃棄；オンラインの宣伝リンクの削除

なお、行政機関は、行政処罰を決定する前に、当事者に行政処罰決定の事実、理由及び根拠を告知し、かつ、当事者が法に基づき享有する権利について通知しなければならない。当事者は告知に対して陳述、弁解を行う権利を有し、当事者の提出した事実、理由又は証拠により当事者の主張が成立した場合は、行政機関はそれを採用しなければならない。当事者が弁解したことにより、行政機関は処罰を加重してはならない。

(2) 行政決定の執行

中国において行政決定の執行は、以下の原則に基づいて行われている。

① 執行不停止の原則

当事者が行政決定を不服とし、行政複議を申請し、又は訴訟を提起した場合であっても、法律に別段の定めがない場合、原則として行政処罰の執行は停止しない。

② 処罰と徴収の分離原則

原則として、処罰決定を下す機関と過料を徴収する徴収機関とは、異なる行政機関でなくてはならない。すなわち、その場で徴収する場合を除き、処罰決定を下した行政機関及びその執行者は、過料の徴収を執行してはならない。

また、執行の方法は以下のとおりである。

① 当事者による自発的な履行

法に基づき行政処罰を決定した後、当事者は、当該決定で定められた期限内に履行しなければならない。当事者は、経済的に困難な状況があり、過料の納付を延期、或いは、分割して納付する必要がある

ある場合には、当事者による申請及び行政機関の認可を経て、その納付を一時的に延期し、又は分割納付することができる。ただし、当事者が当該延期後の期限を過ぎても履行しない、又は履行を拒否した場合、行政処罰を決定した行政機関は強制執行することができる。

② 代執行

行政機関が法に基づき、当事者に対して妨害排除、原状回復などの義務を課す旨の行政決定をした場合であって、当事者が期限を過ぎても履行せず、また、その後の催告を経ても履行しなかったことにより、交通安全に危害を及ぼしたり、環境汚染をもたらしたり、自然資源を破壊したりしたとき、又は、そのようなおそれがあるときは、行政機関は、強制執行の一種として代執行したり、利害関係のない第三者に執行を委託したりすることができる。

③ 行政機関による強制執行

期限を過ぎても過料の納付がない場合、間接執行の方法による強制執行（間接強制）として、1日につき過料金額の3パーセントを追徴することができる。さらに、強制執行権を持つ機関においては、直接的な強制執行（直接強制）として、法律の規定に基づき、封印又は差押えた財物を競売し、或いは凍結した預金を振替えて過料に充てることができる。強制執行権を持つ機関は主に公安、国家安全、税務、市監、税関と県以上の政府などである。

④ 裁判所による強制執行

強制執行権がない行政機関は、裁判所に強制執行を申請することができる。強制執行の原則は、裁判所による強制執行であり、行政機関による強制執行は例外である。前記のとおり、公安、税関と市監などの一部の行政機関は、知的財産権侵害に係る強制執行について一定の強制執行権を持つが、裁判所に申請するが多い。

行政機関は、強制執行決定を下す前に、事前に以下の事項が記載された書面を通じて、当事者に義務履行を催告しなければならない。

- ・ 義務履行の期限
- ・ 義務履行の方式
- ・ 金銭の給付に関わる場合、明確な金額と給付方式

- ・ 当事者が法により享有する陳述権と弁明権

催告の後、当事者が期限を過ぎても履行せず、しかも当該不履行に正当な理由がない場合、行政機関は強制執行決定を下すことができる。強制執行決定は、書面によるものとし、以下の事項を記載しなければならない。

- ・ 当事者の氏名又は名称、住所
- ・ 強制執行の理由と根拠
- ・ 強制執行の方式と時間
- ・ 行政複議を申請し、又は行政訴訟を提起するルートと期限
- ・ 行政機関の名称、印鑑と日付

催告期間において、財物の移転又は隠匿の兆候があると証明する証拠がある場合、行政機関は直ちに強制執行決定を下すことができる。また、催告書と強制執行決定書については、当事者に直接送達しなければならない。当事者が不在の場合には民事訴訟法の関連規定に基づき送達しなければならない。

なお、行政強制執行を実施するとき、行政機関は公共利益及び他人の合法的権益を損なわない限り、当事者と執行協議を達成することができる。執行協議は分割履行することもできる。ただし、当事者が執行協議を履行しない場合、行政機関は強制執行を再開しなければならない。

8. 行政摘発決定に対する救済手段

行政摘発決定に対する救済手段としては、行政複議の申請及び行政訴訟の提起という2種類がある。当事者は、行政摘発決定に不服がある場合、いずれの手段を選ぶことも可能である。

行政複議を申請した場合において、そこで下された行政複議決定に不服があるときは、さらに行政訴訟を提起することができるが、行政訴訟を提起した場合には、さらに行政複議を申請することはできない。

行政複議の場合、再審機関は、行政摘発決定の合法性と合理性の両方を審査することができ、行政摘発決定を変更又は取り消すことができるが、行政訴訟の場合、裁判所は、原則として行政摘発決定の合法性しか審査できず、また、決定を変更することも認められていないため、維持又は取り消しのいずれかが結論となる。

以上を踏まえると、まずは行政複議を申請するのが得策と考えられるが、効率性を図る場合であれば、直接、行政訴訟を提起することも考えられる。

(1) 行政複議

行政複議の受理機関は、一般的に行政摘発決定を下す行政機関の上級機関又は同級人民政府であるが、垂直管理の行政機関の場合、当該機関の上級機関に対してのみ申請をすることができる。知財行政摘発事件を担当する広電局（著作権局）、税関、公安局は、いずれも垂直管理の行政機関であるため、行政複議はその上級機関に申請しなければならない。一方、市監局（知識産権局）の場合、いずれを選択することも可能である。また、行政複議の申請期限は、一般的に決定書を受領した日から60日以内となっている。具体的な申請機関と期限は決定書に記載されるため、それらの情報が確かではない場合には、決定書を参照すればよい。

再審請求の審理方法は、基本的に書面による審理となるが、申請者が請求した場合又は行政複議機関が必要だと判断した場合には、関係者に事情を調査し、申請者、被請求者又は第三者の意見を聴取することができる。

被請求者たる行政機関は、転送された申請書を受領してから10日以内に答弁した上で、行政摘発の決定を下した根拠、証拠などの資料を提出しなければならない。行政複議の間に、別途申請者又はその他の関係者から証拠収集をすることは認められていない。

なお、申請者又は第三者は、被請求者たる行政機関から提出された資料について、閲覧請求をすることができ、閲覧請求がなされた場合、行政複議機関は、国家秘密、商業秘密、個人プライバシー情報にかかるもの以外、その請求を拒否してはならない。

特段の規定がない場合、行政複議機関は、再審請求を受理してから60日以内に、再審決定書により、係争行政摘発決定を維持、取消し又は変更するかについての決定をしなければならない。係争行政摘発決定を維持又は変更する旨の再審決定書が発効した後、定められた期限を過ぎても申請者が履行しないときは、維持する旨の決定であった場合には、行政摘発決定を下した行政機関が強制執行を担当し、変更する旨の決定であった場合には、行政複議機関が強制執行を担当することとなる。

(2) 行政訴訟

行政訴訟の管轄について、通常、最初に行政摘発決定を下した行政機関の所在地の裁判所が管轄するが、複議された事件については、複議機関の所在地の裁判所が管轄することもできる。また、一般的に

行政機関と同級の裁判所が管轄するが、税関の場合については、中級人民法院が管轄することとなる。商標権侵害取締事件については、基層（市レベル以下の）市監局が処理する機会が多いため、行政訴訟も基層（市レベル以下の）裁判所が管轄する機会が多い。専利権侵害取締事件については、市レベルの知識産権局が処理する機会が多いため、中級人民法院が行政訴訟を管轄するのが一般的である。

提訴期限について、原則として直接提訴する場合、行政摘発決定書を受領してから6ヶ月以内となるが、行政複議があった場合、複議決定書を受領してから15日以内となる。また、行政複議があった場合、行政摘発決定を下した行政機関と複議機関は共同被告となる。具体的な管轄裁判所と提訴期限は決定書に記載されるため、それらの情報が確かではない場合には、決定書を参照すればよい。

立証責任については、行政複議と同じく、被告である行政機関が負う。行政機関は、訴状副本を受領してから15日以内に、答弁書と証拠、ならびに行政決定を下した根拠となる法律規定を提出しなければならない。裁判所は前述資料の受領後、5日以内にそれらを原告に転送しなければならない。被告には行政決定を下した際の根拠、証拠などの提出しか認められておらず、別途証拠収集することはできない。原告に立証責任はないが、被告による行政摘発決定が違法である証拠があれば、それを提出することができる。なお、従来、裁判所は具体的な行政行為についての審理しかできず、その根拠となる法律規定について審理することはなかったが、2017年の行政訴訟法の改正以後、原告が提訴に際して、根拠となる規範性文書（規章レベル以下のもの）の合法性について、付随的に審査を請求できるようになっている。裁判所は、規範性文書が合法でないと認定する場合には、当該規範性文書を行政行為が合法であることの根拠として採用せず、制定機関に司法の観点からの提言をすることとなっている。

特別の事情がない場合、裁判所は、立件から6ヶ月以内に第一審判決を下さなければならない。当事者は、当該判決に不服がある場合、15日以内に上訴を提起することができる。二審裁判所は特別の事情がない場合、立件から3ヶ月以内に終審判決を下さなければならない。当事者は、終審判決に確かに誤りがあると考えられる場合、上級裁判所に再審を請求することができるが、その場合であっても判決の執行は停止しない。当事者が判決を履行しない場合、行政機関は、第一審裁判所に対して強制執行を請求できる。

(3) 関連事例

◆ 事例①G社と無錫市梁溪区市場監督管理局との行政処罰紛争事件

◇ 基本情報

原告：G 社

被告：無錫市梁溪区市場監督管理局（以下「梁溪市監局」という）

第三者：H 社

一審 江蘇省無錫市浜湖区裁判所（2019）蘇 0211 行初 86 号行政判決

◇ 事件の経緯

梁溪市監局は、H 社のクレームを受け、市場検査で G 社が販売した「ABC」「DE」ブランドの潤滑油が第三者の H 社の登録商標専用権を侵害したと判断し、2017 年 12 月 15 日に錫梁市監案字（2017）第 079 号行政処罰決定書（以下、「行政処罰決定」という）を下し、原告のかかる潤滑油 261 桶を没収し、15 万元の過料を科した。原告は「ABC」「DE」について登録商標権を有し、関連意匠権、著作権証書も有し、第三者商標「BD」「CE」についても無効審判請求を提起したため、第三者商標権を侵害していないとし、被告に行政処罰決定を取り消させるよう請求した。それに対し、被告は原告が「ABC」と「DE」の排列方式を変更したうえで、「A」を曖昧化し、関連公衆に「BD」「CE」と混同誤認させやすく、かつ関連意匠権、著作権証書の登録日が第三者商標の登録日より遅いなどと反論し、関連証拠も提出した。第三者は被告による行政処罰決定が事実認定が明白で、法適用も正しいので、維持すべきだと陳述した。裁判所は調査を経て、原告の潤滑油が第三者への商標権侵害に該当するという被告の判断が正しく、また処罰を下した手続きが合法で、15 万元の過料も合法かつ妥当であると判断し、原告の訴訟請求を棄却した。

9. 再犯の問題と対応

中国における模倣品対策を進める権利者にとって、再犯の多発は、憂慮すべき問題となっている。このような事態に対応するため、商標法や著作権法の改正によって再犯に対する重罰規定を置き²²、以前よりも処罰を重くはしているが、依然として、罰則として科される罰金よりも侵害製品によって取得できる利益の方が大きくなっており、このような現状が再犯を助長することとなっている。

また、侵害者の中には、再犯による重罰を科されないよう、一度取締りをされた後に、新しい企業を立ち上げ、侵害製品の製造を継続することがある。そのような場合、再犯を厳しく処分する意向が行政機関にあっても、侵害主体が異なると判断され、重い処罰を与える根拠がなくなってしまうといった問題も起こっている。このような問題への対応策としては、企業の代表者や株主関係を調査し、関連性が見つかった場合、悪意による侵害に該当する情状として重罰を請求することが考えられる。

²² 商標法第 60 条第 2 項、著作権実施条例第 36 条に、再犯に関する重罰規定が置かれている。

近時、中国では、法改正等により、再犯をより厳しく処分するための規定が相次いで制定されており、このような規定に基づき、侵害者の再犯に係る証拠を収集し、より厳しい行政処罰を求めることができるようになってきている。また、民事訴訟を提起し、損害賠償金を請求することにより、侵害者の損失を拡大させ、侵害行為を抑制することも考えられる。さらに侵害金額が、刑法に規定する基準を満たしている場合、刑事責任を追及することによって、将来の再犯を防止することも有効な手段である。

10. 損害賠償の請求について

知的財産権違法行為に対し、行政ルートにより取締りを請求した場合、処理時間が早く、コストが低いというメリットがある一方、被害者が侵害者に対して損害賠償を請求することができないというデメリットがある。

また、行政執行機関が、侵害者に対して侵害行為を停止するよう命じた場合であっても、基本的に行政機関自身による強制執行が認められていないため、侵害者が侵害行為の停止を履行しないときには、さらに裁判所に強制執行を申請しなければならず、終局的な意味での執行力に欠けるという点にもデメリットがある。

さらに、当事者は侵害による経済損失について、行政機関に調停を請求することができるが、賠償金額について合意できない場合には、改めて裁判所に提訴する必要がある、行政ルートのみによる解決を図ることはできない²³。

行政ルートによる侵害事件の解決を選択した場合であっても、侵害による経済損失を補填するため、行政機関に対して損害賠償に係る調停を申請することができるが、そこにおいても賠償金額について合意できないときには、裁判所への提訴が必要になる。

そのため、侵害行為によって大きな損失を受けた場合、或いは、現地での地方保護主義が懸念されるような場合であって、調停によっては十分な損害賠償金が見込めないようなときは、司法ルートを利用して解決したほうが良い。

なお、侵害訴訟の際にも、行政ルートにおける関係書類、たとえば、現場実証の記録、行政処罰決定などは、有効な証拠となる。

11. 民事訴訟との関係

²³ 専利法第 60 条、商標法第 60 条

行政機関による処罰は、社会主義市場経済の秩序を維持することに主たる役割があり、権利者の損失を補償することを目的としていない。そのため、行政機関が損害賠償を判定することは認められておらず、権利者が損害賠償金を求める場合、民事訴訟を提起するしかない。

とはいえ、両者の間に関係性がないということではない。行政摘発申立手続は、民事訴訟提起の前置手続ではなく、権利者は、民事訴訟を直接提起することもできるが、行政管理機関が被疑侵害者に対して実施した行政摘発において入手した証拠や、行政処罰決定書等が民事侵害訴訟における証拠として使用できる等、行政摘発申立手続を先立って進めるメリットは小さくない。特に証拠の取得が困難である場合には、前記のようなメリットを享受するため、まずは行政摘発申立をするのが得策である。

また、侵害者が行政処罰を受けても侵害行為を継続する場合、民事訴訟において、当該事実を根拠として悪意による侵害に該当する旨を主張し、懲罰的損害賠償を請求することができる。関連規定と現在の司法実務では、それを悪意と認定する一つの情状として認められている。また、2020年北京高裁による指導意見では、被告は、その同一の被疑侵害行為で既に行政過料又は刑事罰金の処罰を受けたことを理由に、懲罰的損害賠償から相当額を相殺するよう請求した場合、一般的に認めないと規定されている。

また、確定された民事判決書で認定された事実や侵害判断は、行政摘発申立においても認められる可能性が高いといえる。行政処罰を下す直接の根拠となるかについては議論の余地もあるが、実務において行政機関は侵害判断のレベルがそれほど高くないため、被疑侵害者が説得力がある反論や反証を提出できない場合、関連する民事判決書における事実認定や侵害判断を参考するケースが多い。よって、一連の類似侵害事件について権利行使しようとする場合、まず一つの事件について民事訴訟を提起し、侵害に該当すると判定された確定判決書を入手することが得策だと考えられる。その他の類似事件について行政摘発を申し立てる場合、その判決書を証拠として提出することで、効率的に望ましい処理結果を得る可能性は高くなる。

第4章 模倣品対策の司法救済—民事訴訟

第1節 概要

1. 関連法律

(1) 知的財産権民事訴訟の一般規定

民事訴訟関連	<ul style="list-style-type: none">・ 民事訴訟法（2017年改正）・ 最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する解釈（2020年改正）最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定（2019年改正）（法積〔2019〕19号）・ 最高人民法院による裁判所の民事調停業務に関する若干問題の規定（2020年改正）・ 最高人民法院による「中華人民共和國民事訴訟法」の適用における執行手続に関する若干問題の解釈（2020年改正）・ 最高裁による「中華人民共和國民事訴訟法」審判監督手続に関する若干問題の解釈（2020年改正）最高裁による知的財産紛争行為保全事件の審理における法律適用に関する若干問題の規定（法释〔2018〕21号）・ 最高人民法院による裁判所の民事訴訟における委託鑑定審査作業の若干問題の規定（法〔2020〕202号）・ 最高人民法院による知財民事訴訟証拠の若干規定（法積〔2020〕12号）
専利法関連	<ul style="list-style-type: none">・ 専利法（2020年改正）・ 専利法実施細則（2010年改正）・ 最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（法積〔2009〕21号）・ 最高人民法院による専利紛争事件審理の法律適用問題に関する若干規定（2015年改正）（法積〔2015〕4号）・ 最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（2020年改正）・ 最高人民法院による専利権付与確定の行政訴訟事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（一）（法積〔2020〕8号）
商標法関連	<ul style="list-style-type: none">・ 商標法（2019年改正）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標法実施条例（2014年改正） ・ 最高人民法院による裁判所の登録商標権の財産保全に関する解釈（法積〔2001〕1号） ・ 最高人民法院による商標事件審理の管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈（2020年改正） ・ 最高人民法院による商標民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈（2020年改正） ・ 最高人民法院による登録商標、企業名称及び先行権利の抵触の民事紛争事件に関する若干問題の規定（2020年改正） ・ 最高人民法院による馳名商標保護に及ぶ民事紛争事件の応用法律若干問題の解釈（2020年改正） ・ 最高人民法院「商標法改正決定後の商標案件管轄と法律適用問題の解釈」（2020年改正） ・ 最高人民法院による商標権利付与確定の行政訴訟事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（2020年改正）
<p>著作権法関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権法（2020年改正） ・ 著作権法実施条例（2013年改正） ・ 最高人民法院による著作権民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈（2020年改正） ・ 最高人民法院による情報ネット伝播権民事紛争事件の審理に関する法律適用の若干問題の規定（2020年改正）
<p>不正競争防止法 関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正競争防止法（2019年改正） ・ 最高人民法院による不正競争民事事件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈（2020年改正） ・ 最高人民法院による営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定（法释〔2020〕7号）
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高人民法院による植物新品種紛争事件に関する若干問題の解釈（2020年改正） ・ 最高人民法院による植物新品種権侵害紛争事件の法律の具体的適用問題に関

	<p>する若干規定（2020年改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高人民法院によるコンピュータドメインネットワークドメインネームの民事紛争事件の適用法律に関する若干問題の解釈（2020年改正）
--	---

（2）外国企業が当事者である場合の特則

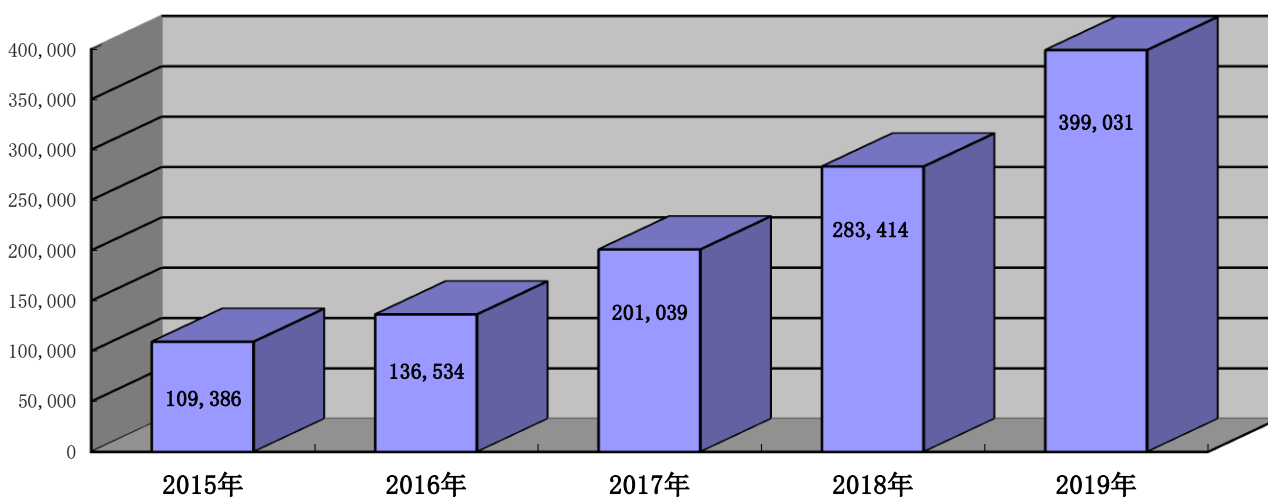
民事訴訟関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民事訴訟法（2017改正）第259条～283条 ・ 最高人民法院による「中華人民共和国民事訴訟法」の適用に関する解釈（2020改正）第522条～551条 ・ 最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定（2019改正）第16～17条
--------	---

2. 知的財産権侵害訴訟の現状

中国における知的財産権侵害訴訟の件数は、年々増加の一途にある。近年の法改正や使用解釈の制定等を通じて、知的財産権に対する司法保護力は強化されており、知的財産権侵害訴訟の審判業務も有効に展開されている。

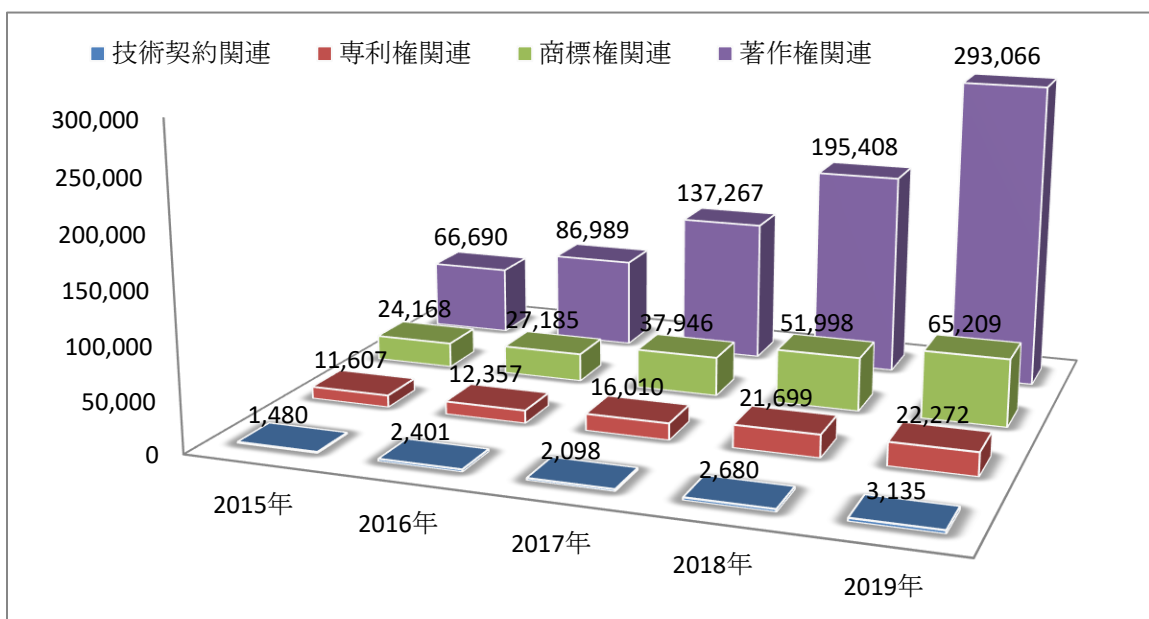
中国における知的財産権分野の民事訴訟件数の推移

（裁判所が毎年発表している主要統計データを基に作成）



類型別知財民事訴訟件数の推移²⁴

(裁判所が毎年発表している主要統計データを基に作成)



3. 訴訟時効

2017年10月1日に「民法総則」が施行されるまでは、「民法通則」に基づき訴訟時効は2年とされていたが、「民法総則」の施行により、訴訟時効は3年に延長された。なお、2020年1月1日に施行された「民法典」においても、訴訟時効は3年と規定されている。また、近年の商標法、反不正競争防止法、専利法、著作権法の改正においても、それぞれ訴訟時効が2年から3年へ延長されている。

「民法総則」の施行に伴う経過措置について、一部の判決例において、改正法の具体的な適用に係る考えが示されている。例えば、最高人民法院より判決された(2020)最高法知民終50号において、裁判所は、①民法総則の施行前に専利権保護の2年の訴訟時効が満了している場合には、改正法に規定された3年の訴訟時効を適用しない、②専利権保護の時効の起算日が民法総則の施行日以後である場合、改正法に規定された3年の訴訟時効を適用すべき、③民法総則の施行日において、専利権保護の2

²⁴出所 「中国知識財産権司法保護状況」 2015～2019年

中国網 http://www.china.com.cn/legal/2016-04/21/content_38294352.htm

中国最高人民法院 <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-42362.html>

中国政府網 http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/23/content_5285020.htm

中国最高人民法院 <http://www.court.gov.cn/style/system/files/zscqsfbh201811.pdf>

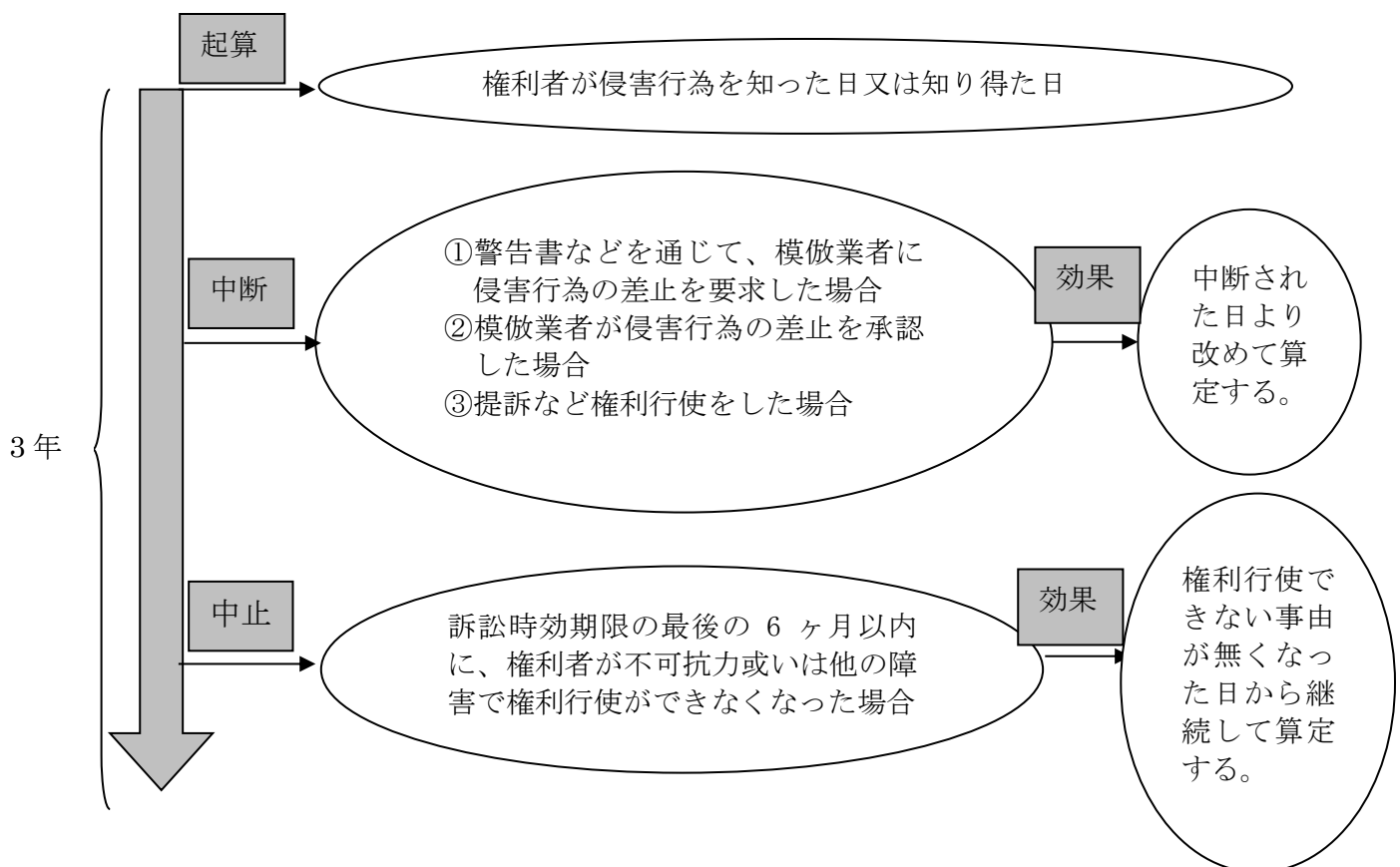
中国最高人民法院 <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-226501.html>

年の訴訟時効が満了していない場合、改正法に規定された3年の訴訟時効を適用すべきであると明確に指摘した。

訴訟時効は、侵害行為を知った日或いは知り得た日から起算する。訴訟時効は、訴訟での被告の抗弁手段であり、被告が訴訟時効の問題を主張しなければ、裁判所は自ら釈明又は訴訟時効の関連規定を適用することはできない。知的財産権民事訴訟での被告は、権利者の証拠から、知的財産権者が侵害行為を知った日、或いは知り得た日を推定することができるので、権利者は、証拠に対して、証拠力及び証明内容の問題を検討するほか、訴訟時効の問題がないかを検討する必要がある。

また、上記のとおり、権利者が警告書の送達などを通じて、権利行使を行った場合、訴訟時効は一時中断するので、この場合は、権利行使日から改めて訴訟時効を起算する。

なお、知的財産権侵害訴訟の訴訟時効に関しては、特別な規定がある。つまり、知的財産権侵害行為について、権利者が時効を超えて提訴した場合であって、提訴の時点でも依然として権利侵害行為が継続しており、当該知的財産権が有効期間内にあるときは、裁判所は被告に対し権利侵害行為の差止めを命じなければならない。また、損害賠償の金額は、権利者が裁判所に提訴した日から3年前までさかのぼって計算する。



4. 管轄

(1) 第一審の級別管轄

<p>専利権、植物新品種、集積回路、ノウハウ、コンピュータソフトウェアなどの事件</p>	<p>原則規定 2021年2月現在、北京、上海、広州知的財産裁判所、南京、蘇州、杭州、成都、武漢、寧波、合肥、福州、濟南、青島、深セン、天津、鄭州、長沙、西安、南昌、蘭州、長春、ウルムチ、海口の20か所の知的財産権法廷（何れも中級人民法院に設置）及び、各省、自治区、直轄市人民政府所在地の中級人民法院（知的財産権裁判所、裁判法廷の設立していない地域）</p> <p>例外規定</p> <p>①最高人民法院知的財産法廷： 全国の重大、複雑な関連知財事件を管轄する。²⁵</p> <p>②各省、自治区、直轄市の高級人民法院： 係争金額が50億元以上の事件又は本管轄地域の重大な影響を有する事件を管轄する²⁶。</p>
<p>商標権、著作権、不正競争などの事件</p>	<p>原則規定 中級人民法院が管轄する。</p> <p>例外規定</p> <p>①各省、自治区、直轄市の高級人民法院： 係争金額が50億元以上の事件又は本管轄地域の重大な影響を有する事件を管轄する²⁷。</p> <p>②比較的大規模な都市における基層裁判所： 各高級人民法院は、本管轄区の実際状況に基づき、最高人民法院の認可を経て、比較的大規模な都市において、1～2か所の基層裁判所を第一審商標民事紛争案件を受理する裁判所として確定することができる²⁸。</p> <p>③馳名商標認定に係る商標権侵害事件 上記専利権侵害事件の管轄を参照。</p>

(2) 第一審の地域管轄

<p>被告所在地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人：戸籍所在地又は居住地 ・ 法人：主な営業場所又は主な業務所在地
--------------	---

²⁵ 最高人民法院による知的財産権法定に関する若干問題についての規定 法積（2018）22号

²⁶ 最高人民法院による高級人民法院と中級人民法院管轄の第一審民事案件標準の調整に関する通知法発（2019）14号

²⁷ 同上

²⁸ 【基層裁判所の第一審知的財産権民事事件管轄標準の発行に関する通知 法発（2010）6号】

侵害行為地	専利権関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明特許権、実用新案権を侵害を訴えられる製品の製造、使用、販売の申し出、販売、輸入などの行為の実施地、特許方法使用行為の実施地、当該特許方法により直接取得した製品の使用、販売の申し出、販売、輸入などの行為の実施地 ・ 意匠権製品の製造、販売、輸入などの行為の実施地、他人の意匠に係る詐称行為の実施地 ・ 上記権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地
	商標権関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵害行為の実施地、侵害品の貯蔵地又は封印、差押地
	著作権関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵害行為の実施地、被疑侵害品の貯蔵地、差押地

5. 訴訟手続き

(1) 提訴

● 提訴の必要書類

- ① 訴状及び証拠
- ② 当事者の主体資格証明（中国企業（在中国の日系企業を含み、中国で工商登録を行った企業を指す）であれば、営業許可証と法人代表者の身分証明書であるが、外国企業の場合、公証認証された法人代表者身分証明書²⁹及び中国語訳、公証認証された現在事項証明書（法務局から取寄せたもの）及び中国語訳）
- ③ 訴訟代理人への授權委任状（公証認証された授權委任状及び中国語訳）、訴訟代理人の身分証明書
注：中国語訳について、一部の裁判所（例えば、北京の裁判所等）に提出するものについては、裁判所が指定する翻訳機構によって作成される必要がある。

● 訴訟の提起

上記（1）に示した必要書類を持参して、管轄権を有する裁判所の受理廷に提出することもできるが、数多くの裁判所ではオンラインによる提訴や予約制度を利用した提訴（オンラインで一部分の情報を登録するとともに提訴日付の予約を行い、予約した日に裁判所に赴き提訴を行う方法）を採用しており、最近ではそれらが主流となっている。

オンラインで提訴するためには、まず最初に、管轄権を有する裁判所の公式サイト等³⁰から、必要書類の電子版をアップロードし、受理廷の初歩的な審査を受ける必要がある。審査を通過した場合、受

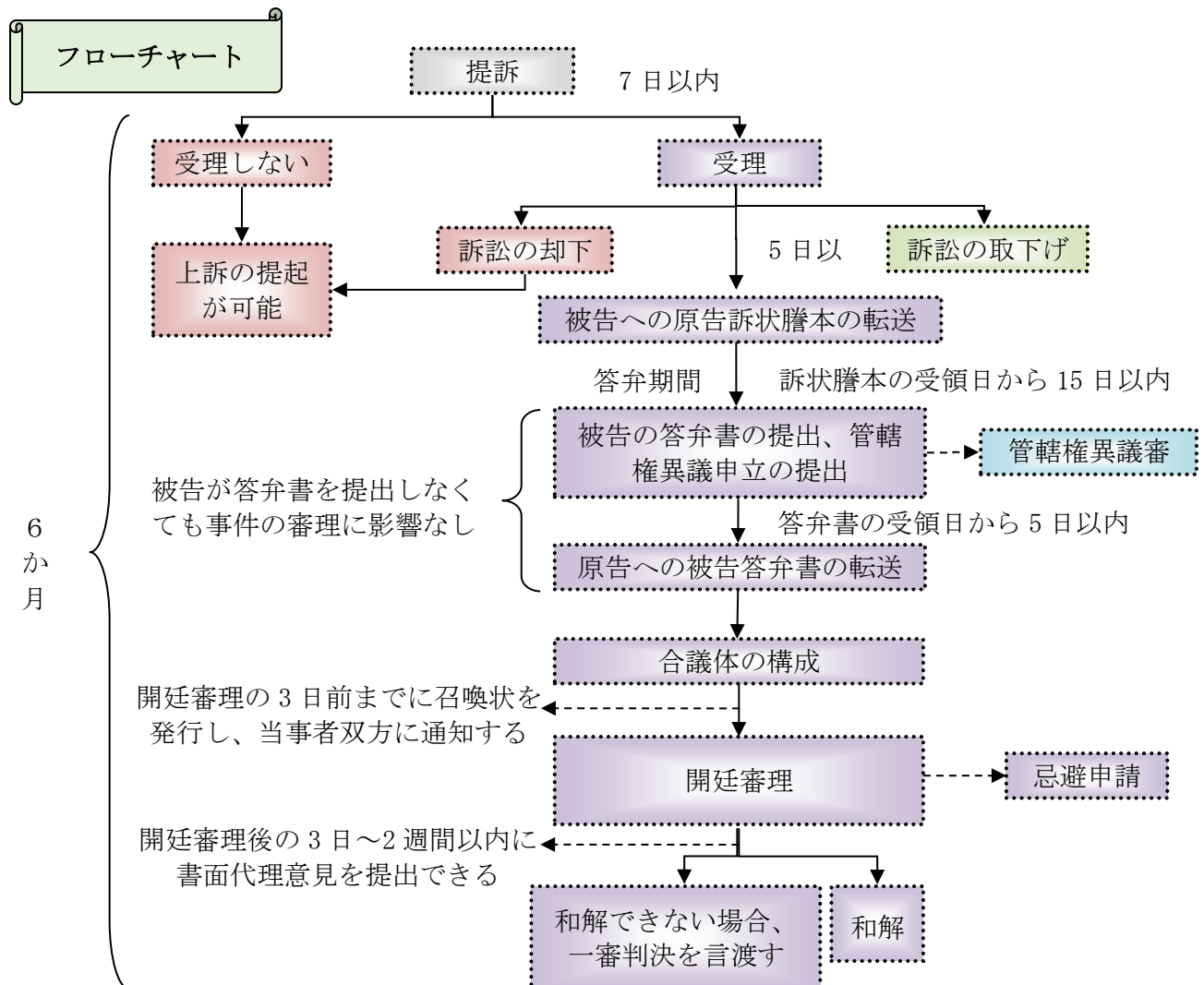
²⁹会社より発行される「法定代表者〇〇氏は、当社に務め、職務は〇〇である」という内容を明記する、証明書類である。

³⁰ 裁判所によって異なり、裁判所が設置する公式サイトのほか、省・地域が共同で設置する訴訟サービスサイトや、微信（WeChat）上のミニプログラム等を利用することがある。

理廷から発出される通知に基づき、関連書類の原本を受理廷に郵送し、受理廷の審査を受ける。なお、裁判所や案件の複雑度に応じて、原本の提出が要求されないこともある。原本に対する受理廷の審査が完了すると、訴訟費用納付通知書が発行される。納付通知書に従い、関係銀行に訴訟費用を納付する。

なお、多くの裁判所は正式に訴訟を受理する前に調停手続を実施している。受理廷は、審査の結果、訴訟の受理条件を満たす事件に対して、仮番号を与え、調停手続に入る。調停手続は通常裁判所に指定された調停員が務める。調停員は、双方当事者に連絡し、和解の意向を聞き、調停を進める。調停が失敗となった後、裁判所は、はじめて正式に訴訟を受理する。訴訟前の財産保全、証拠保全や仮処分の申請がある場合、受理前の調停を実施しない。

(2) 一審



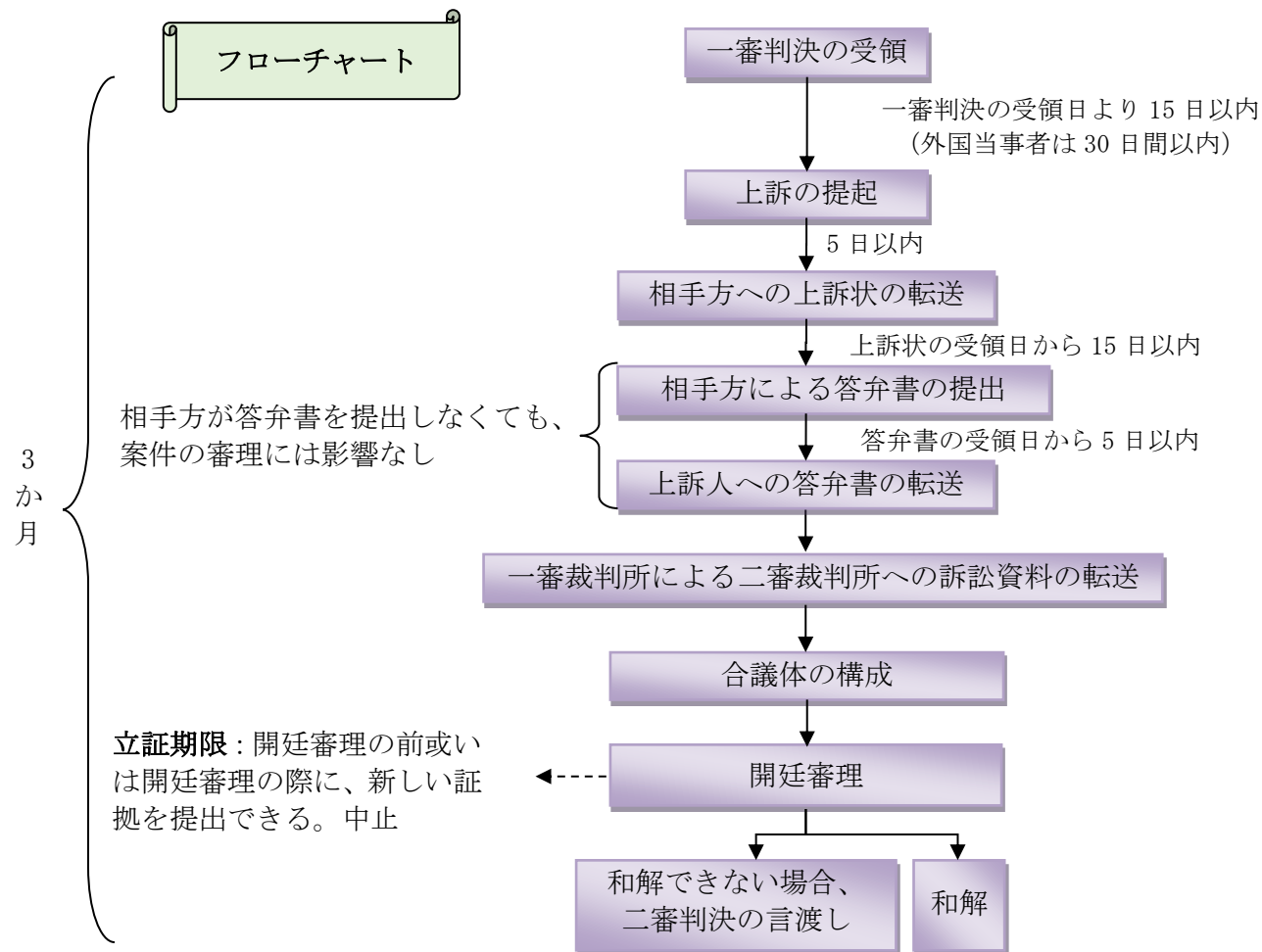
● 説明

<p>受理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は民事訴状を受け取った後、審査を経て、受理条件を満たしていると認めた場合、通常、7日以内に事件の立件可否を権利者に通知する。 ● 実務上、民事訴状の正式な受理の前に調停手続を採用する裁判所が多くなっており、正式な受理までに時間を要するケースも増えている。
<p>被告への転送</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は立件日から5日間以内に訴状の副本を被告に送達する。
<p>被告の答弁書及び管轄権異議の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被告は、訴状を受け取ってから15日以内に答弁書を提出することができる（被告が答弁書を提出しなくても、事件の審理には影響がない。裁判所は被告の答弁書を受け取ってから5日以内に答弁書の副本を権利者に送達する。 ● 被告は答弁期間内に、裁判所の管轄について異議を提出することができる。裁判所は、審査を経て異議が成立すると認めた場合、管轄権を有する裁判所に事件を移管するが、異議が成立しないと判断した場合には、管轄権異議を却下する旨の裁定を言い渡す。管轄権異議に関する裁定書に不服がある場合、被告は、裁定書の受領日から10日（外国人或いは外国企業は30日）以内に上訴することができる。 ● 実務において、模倣業者は、時間を引き延ばしたり、証拠を隠滅したりすることを目的として、管轄権異議を提出するケースが多い。
<p>合議体の構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は合議体を設置し、かつ設置日から3日以内に合議体の構成メンバーを当事者双方に通知する。
<p>立証期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 立証期限は、通常、立件受理通知書を受け取ってから1ヵ月以内。 ● 立証期限内に証拠の提出ができない場合、裁判所に延期を申請することができる。
<p>開廷審理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、開廷審理の3日前に、開廷審理に関する召喚状を発行して、当事者に通知する。通常、開廷審理は1回のみであり、口頭での主張が認められる非常に重要な機会となる。 ● 開廷審理の前日や直前に予備開廷を実施することが多くある。開廷審理において尋問と弁論を主として進めることができるよう、予備開廷では、通常、証拠調べ、侵害対比などの時間を要する手続を先行して進めることになる。 ● 通常、公開審理の案件（国家機密、営業秘密又はプライバシーにかかる案件を

	<p>除く)であれば、傍聴者の身分を特に限定することなく、開廷審理を傍聴することができる。外国人が傍聴を希望する場合、事前に裁判所にその旨を伝え、裁判所の要求にしたがって、関連資料を準備する必要がある。</p>
<p>書面代理意見の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 開廷審理後、3日～2週間以内(具体的な期間は裁判所の要求に従う)に、当事者は、開廷審理における議論の内容に対して、書面による代理意見を提出することができる。
<p>判決の言渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、書面による代理意見の提出後、適切な時期に一審判決を言渡す。法律規定に従い、受理日から6ヶ月以内に判決を言渡さなければならないが、特別な事情がある場合、上級裁判所の認可を得て審理期限を延長することができる。涉外事件³¹の場合、審理期限の制限を受けない。

³¹ 涉外事件とは、当事者の一方又は双方が外国人或いは外国の企業や組織である場合、当事者の一方又は双方が中国に住所を有しない場合、標的物が中国国外にある場合、民事関係を発生・変更又は消滅する法的事実が中国国外にある場合等をいう。

(3) 二審



説明

上訴の提起	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者は、一審判決を不服とする場合、一審判決を受領してから15日以内（外国当事者の場合は30日以内）に一審裁判所の上級裁判所に上訴を提起することができる。 ● 上訴状は、一審裁判所に提出される必要があるが、当事者が直接、上級裁判所に上訴状を提出した場合には、上級裁判所は5日以内に当該上訴状を一審裁判所に移送する。
相手方当事者への上訴状の送達	<ul style="list-style-type: none"> ● 一審裁判所は、上訴状を受領してから5日以内に上訴状の副本を相手方当事者に送達する。
相手方当事者による答弁書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 相手方当事者は、上訴状を受領してから15日以内に、答弁書を一審裁判所に提出することができる（答弁書を提出しなくても、事件の審理に影響を与

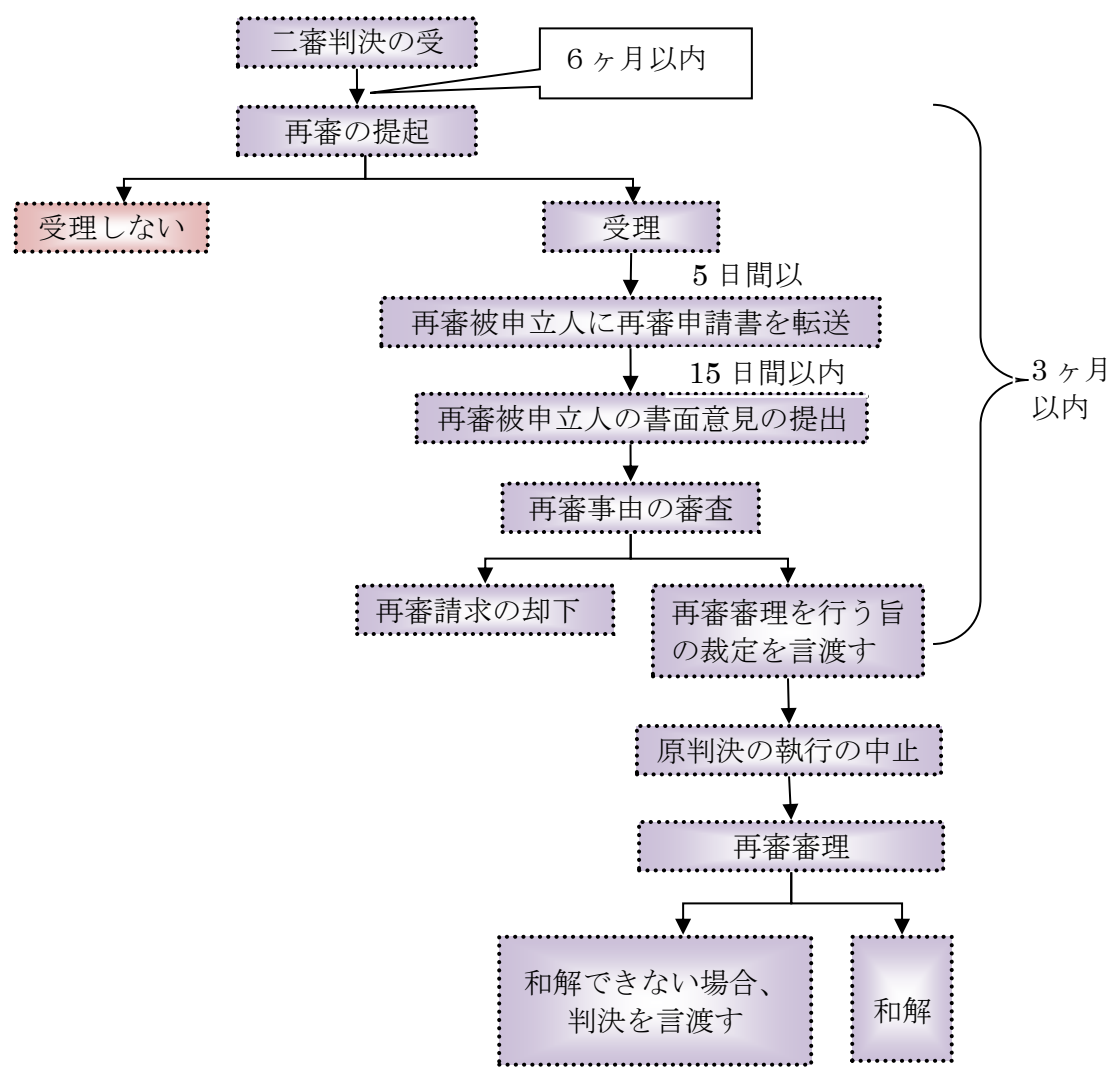
出	<p>えない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟実務においては、15日の期間内に一審裁判所に答弁書を提出ができずに二審裁判所に事件が移送された場合であっても、二審裁判所からの受理通知を受けた後に直接二審裁判所に答弁書を提出できることも多い。
答弁書の上訴人への送達	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は相手方当事者の答弁書を受領してから5日以内に答弁書の副本を上訴人に送達する。
二審裁判所への訴訟資料の転送	<ul style="list-style-type: none"> ● 一審裁判所は、上訴状、答弁書を受領してから、5日以内に、訴訟事件に関する全ての資料と証拠を二審裁判所へ送達する。
合議体の構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 二審裁判所は合議体を構成し、かつ、合議体を構成した日から3日以内に合議体の構成メンバーを当事者双方に通知する。
立証期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者が二審の際に新しい証拠を提出する場合、裁判所の指定した立証期限内に新しい証拠を提出することができる。 ● 一審と同じく、立証期限内に証拠の提出ができない場合には、立証期限の延長を申請することもできる。
開廷審理	<ul style="list-style-type: none"> ● 二審においては、必ずしも開廷審理の実施を要しない。裁判所は、書面審理（口頭審理や当事者への尋問などをせず、訴状、上訴状、答弁書、代理意見、証拠等を含む案件に係る全ての書類に基づいて、審理を行う）又は談話審理（当事者を召喚し、口頭審理を行うが、正式な開廷審理と比べて、審理手続きがより簡単であり、三人の合議体ではなく、主審裁判官の一人だけが出頭するもの）によって手続を進めることができる。 ● 例えば、現在、商標審決取消行政訴訟事件の二審においては、ほとんどの場合、書面審理が選択されており、談話審理が実施されることは少ない。一方、侵害訴訟事件の二審においては、談話審理や開廷審理が実施されることが多く、書面審理が選択されることはあまりない。 ● 裁判所は、開廷審理の3日前に、開廷審理に関する召喚状を発行して、当事者に通知する。外国人が傍聴を希望する場合、事前に裁判所にその旨を伝え、裁判所の要求にしたがって、関連資料を準備する必要がある。
書面代理意見の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 開廷審理後、3日～2週間以内（具体的な期間は裁判所の要求に従う）に、当事者は、開廷審理における議論点について、書面による代理意見を提出

	できる。
二審判決の言渡し	<ul style="list-style-type: none"> ● 書面による代理意見の提出後、適当な時期に裁判所が二審判決を言渡す。 ● 二審裁判所は、法律規定に従い、受理日から3ヶ月以内に判決を言渡さなければならないが、特別な事情がある場合には、上級裁判所の認可を得てから、審理期間を延長することができる。涉外事件の場合、審理期限の制限を受けない。

(4) 再審

中国は二審制を採用しているが、確定された判決に明らかな誤りがある場合、再審を提起して是正することができる。再審を提起するルートには、①裁判所の職権による再審、②検察院の控訴による再審、③当事者の申請による再審の3つのルートがある。以下に、当事者の申請による再審の手続を紹介する。

フローチャート



● 説明

再審の提起	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者は、既に法的効力が発生した判決、裁定において明らかな誤りが有ると認めた場合、上級裁判所に再審を提起することができる。 ● ただし、再審が提起された場合でも、元の判決、裁定の執行は停止しない。
再審の受理	<ul style="list-style-type: none"> ● 再審申立人の提出した再審申立が法的条件を満たす場合、裁判所は、5日以内にこれを受理し、再審申立人に受理通知書を送達しなければならない。 ● 裁判所は、当該通知書の送達と同時に、被請求人及び原審のその他当事者³²に受理通知書及び再審申立書の副本並びに送達住所確認書を送達しなければならない。
再審被申立人の意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 再審被申立人は、再審申立書の副本の受取日から15日以内に、書面による意見を提出できる。 ● 書面による意見を提出しない場合でも、裁判所の審査に影響は及ばない。
再審事由の審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、再審申立を受理した後、合議体を構成して審査を行う。 ● 裁判所は、再審申立事件を審査する際に、当該再審請求が、再審事由に該当するか否かについて審査を行い、再審申立人が主張していない事由に関する審査は行わない。 ● 裁判所は、再審申立事件を審査する際には、以下の方法を採用する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当事者が提出した再審申立書、書面意見等の資料の審査 (2) 原審ファイルの審査・閲読 (3) 当事者への問い合わせ (4) 当事者を集めて公聴会の開催 ● 裁判所は、下記の再審事由に該当する旨を主張して申立てがなされた事件について、以下の事由に該当する場合には、当事者を集めて公聴会を開催することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新しい証拠があつて、原判決・裁定を覆し得る場合

³² ここでいうその他当事者は、同じ側の当事者を指す場合もある。例えば2つの被告がある事件で、被告1は原審判決を不服し、再審申立てた場合、被告1は再審の請求者、原告は被請求人、原審被告2は、その他当事者に該当する。

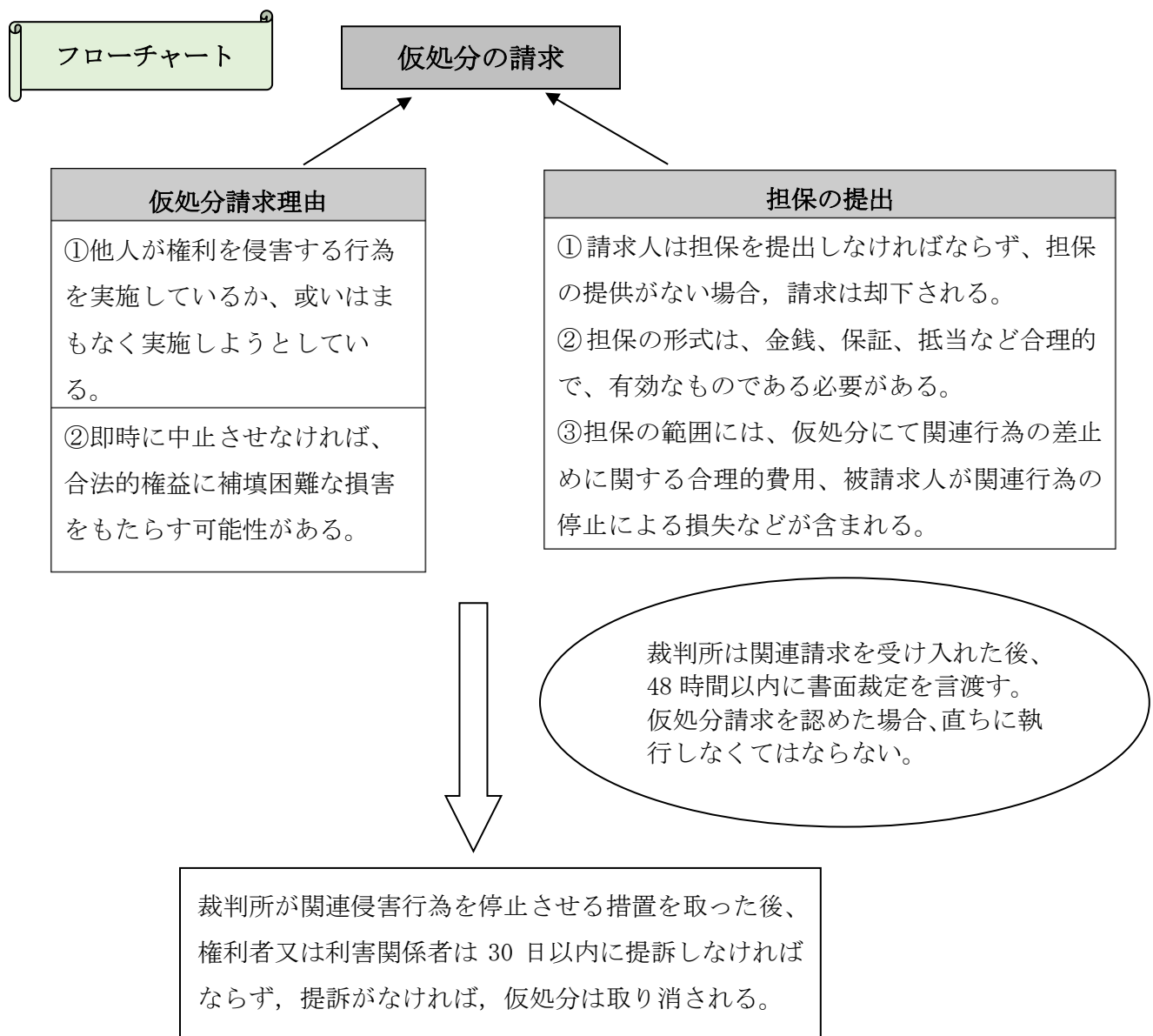
	<p>(2) 原判決・原裁定において認定された基本事実について、証拠による証明が欠如している場合</p> <p>(3) 原判決・原裁定において認定された事実に係る主な証拠が、偽造されたものである可能性がある場合</p> <p>(4) 原判決・原裁定における法律の適用に確実な誤りがある場合</p>
再審を行うかどうかの決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 再審事由に対する審査を経て、再審事由になると判断された場合、再審裁判所は、原審裁判所或いは原審裁判所と同級の裁判所を指定して再審の審理をさせるか、又は、自ら再審の審理を行う。裁判所は、再審の審理を行うことを決定した事件について、原判決の執行を中止する裁定を言い渡す。 ● 再審事由があると認められない場合には、再審裁判所は、再審申立を却下する旨の裁定を言い渡す。 ● 法律上、再審裁判所は、再審申立を受理してから3か月以内に裁定を下さなければならない。特別な事情があつて延長する必要がある場合、裁判所の所長の許可による延長が認められている。当該延長期間は、実務上、半年ないし一年となることが多い。
再審審理	<ul style="list-style-type: none"> ● 原審の裁判所を指定して再審の審理をさせる場合、原審裁判所が一審裁判所であれば、一審手続にしたがつて審理を行い、原審裁判所が二審裁判所であれば、二審手続にしたがつて審理を行う。 ● 最高裁自ら再審審理を行う場合、二審手続に従う。
再審判決の言渡し	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は通常、再審が立案されてから、半年以内に判決を言渡す。ただし、複雑な事件については、半年以上の期間を要することもある。 ● 再審の申立から再審判決の言渡しまでは、通常、2年程度かかる。

(5) 仮処分

仮処分制度は、侵害行為を中止させ、効果的に当事者の合法的權益を保護する点において、一定の有効な役割を果たしている。仮処分が認められるためには、①他人が権利を侵害する行為を実施しているか、或いはまもなく実施しようとしていること、及び、②即時に中止させなければ、合法的權益に補填困難な損害をもたらす可能性があることを立証する必要がある。知的財産権侵害訴訟においては、①のうち「他人が権利を侵害する行為をまもなく実施しようとしていること」の立証が難しいため、侵害行

為の存在が明らかな事件についてのみ、仮処分が認められているというのが実情である。また、実務上、②に係る立証も容易ではないため、裁判官が仮処分請求を認めたケースはあまり多くない。特に、複雑な侵害対比を経てからはじめて侵害の有無に係る判断ができる発明・実用新案事件では、仮処分が認められるケースは極めて少ない。

仮処分を請求する際には、担保を提出しなければならないので、権利者にとっては、かなり負担となる。そのため、仮処分の請求について、事前にその効果とデメリットなどについて、実務経験が豊富な弁護士に相談したほうがよい。



(6) 反訴

反訴とは、既に進行している訴訟で、被告が本訴の原告を被告として、本訴を審理する裁判所に本訴の訴訟標的と直接関係のある独立した訴訟を提起することを指す。

反訴の特徴
● 反訴は必ず原告に対して提起するものであり、原告以外の他の第三者に提起してはならない。
● 反訴は本訴を審理する裁判所にのみ提起することができ、他の裁判所に提起することはできない。
● 反訴と本訴は、同じ種類の訴訟手続でなければならない。また、反訴請求は本訴請求と一定の関連性を有するものでなくてはならず、具体的には、同じ法的関係或いは同じ法的事実に基づくものであること、又は訴訟標的が同一である等の関係性を有しなければならない。
● 反訴は一審の立証期限満了日の前に提起しなければならない。

知財訴訟における反訴の例：

- ◇ 例1：権利者が被疑侵害者に警告書を送付した後、被疑侵害者が非侵害確認訴訟を提起した場合、当該訴訟における被告、つまり権利者は、被疑侵害者が権利侵害になるとの理由で、当該訴訟で反訴を提起することができる。この場合、被疑侵害者が提起した非侵害確認訴訟は本訴となり、権利者が提起した権利侵害訴訟が反訴となる。
- ◇ 例2：権利者が被疑侵害者に対して、権利侵害訴訟を提起した場合、当該訴訟での被告、つまり、被疑侵害者は、権利者が権利濫用になるとの理由で、当該訴訟で反訴を提起し、損害賠償を要求することができる。この場合、権利者が提起した侵害訴訟は本訴となり、被疑侵害者が提起した権利濫用による損害賠償請求訴訟が反訴となる。

6. 当事者適格

(1) 原告適格

知財侵害訴訟における原告適格とは、自身の名義で権利行使を行うことができ、裁判所に対して訴訟を提起し、判決受けることができる資格を有する者を指す。

権利者	単独で提訴することができる。
知的財産権の独占的实施権者	単独で提訴することができる。

知的財産権の排他的実施権者	権利者と共同で提訴、或いは権利者が提訴しない場合に単独で提訴することができる。
知的財産権の通常実施権者	権利者による明確な授権を受ければ、提訴することができる。

(2) 被告適格

知財訴訟における被告適格とは、自身の名義で、原告の提訴に応じることができ、原告の請求内容を履行する義務を有する者を指す。通常、知財侵害訴訟において、被告適格は侵害行為を実施した侵害者に認められ、訴訟能力を有する主体となる。以下に被告の主な例を挙げるが、原告が訴訟を提起する際には、事件の実情と証拠に基づき、適格な被告を確定する必要がある。

専利権関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 発明特許権侵害製品（実用新案権侵害製品）の製造者、使用者、販売の申し出、販売、輸入などを行った者、特許方法の使用者、当該特許方法により直接取得した製品の使用者、販売の申し出、販売、輸入を行った者 ● 意匠権侵害製品の製造、販売、輸入などの行為の実施者、他人の専利の詐称行為の実施者
商標権関連	● 商標権侵害製品の製造者、販売者
著作権関連	● 著作権侵害製品の製造者、販売者

7. 証拠の収集、保全と立証

(1) 必要な証拠

下記を全て提出しなければ勝訴できないというわけではないが、実際の案件に即して、可能な限り多くの証拠を提出することが望ましいといえる。なお、提訴の際に提出する証拠については、全て原本のコピーで問題なく、開廷審理の際に原本の確認が行われる。

権利保有の 証拠	専利権関連	専利登録簿の謄本、専利証書、年金の納付証明書、専利公報、専利実施許諾契約、専利権評価報告書（実用新案、意匠の場合）等
	商標権関連	商標登録証、商標の使用・宣伝、知名度に関する証拠、商標実施許諾契約等
	著作権関連	著作権登録証書、原稿、委託契約等

	不正競争関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の影響がある商品特有の名称・包装・装飾等に係る侵害事件 ⇒ 製品の知名度と名称・包装の特有性に関する証拠等 ● 営業秘密侵害事件： ⇒ 技術資料、図面などの営業秘密情報内容、秘密保持契約、社内秘密保持規程などの秘密保持措置に関する証拠等
侵害行為に関する証拠	公証付購入の模倣品、模倣品の宣伝資料、模倣品の取扱書、パンフレット、模倣業者のホームページに掲載された侵害情報に関する資料、被疑侵害者が権利者の著作物に接触したことに関する証拠（著作権侵害訴訟の場合）、鑑定機関による侵害鑑定等	
損害賠償と合理支出に関する証拠	被疑侵害品の販売数量、価格、利潤率などに関する書類、被疑侵害者の侵害状況を証明できる書類、オンライン販売がある場合の発売時期・販売数量などの状況を表す販売ページのコピー、合理的な支出を証明できる領収書、インボイス等	

(2) 権利者による証拠収集の方法

模倣品対策において、証拠の収集は非常に重要である。権利者による証拠収集の方法については、権利者自らが収集する方法と、現地の法律事務所や調査会社等の専門業者を利用して収集する方法がある。一般的には、権利保有にかかる証拠、模倣品及び模倣業者の存在などの基本的な情報などについては権利者自らが収集し、侵害品の商流、製造、販売状況などの複雑な調査については、インターネット、展示会及び現地調査などを通じて調査し、公証の方法で証拠確保する必要があるため、現地の法律事務所や調査会社等を利用することが多い。

知財訴訟を専門とする法律事務所や調査会社は、豊富な調査経験を有し、各案件の具体的な状況に応じて、調査方法を計画し、調整することができる。また、仮名で密かに調査を行うことで、公開ルートでは入手できない証拠や手がかりを入手することも可能である。

なお、中国全土で約3,700程の調査会社があるが、知財関連の模倣品に係る調査業務を行っている調査会社は全体の5%程度であり、その中には調査経験が豊富ではなく、証拠の入手における法的な問題を十分に把握できていない会社も多数存在する。調査会社の選定に際しては、各社の能力の見極めが必要になるところ、実際に調査を依頼する前に調査会社の能力や評判に関する情報を収集することが重要である。権利者自ら情報を収集することが難しい場合には、知財案件を専門に扱う現地の法律事

務所を経由して、調査会社に調査を依頼することを検討してもよい。

証拠の収集においては、証拠の証明力を保証するため、できるだけ、国家機関、公的団体など権威のある機関から書類、証拠の原本、直接証拠を収集すべきであり、また、公証による証拠確保を活用して、その証拠の証明力を高めることが重要である。たとえば、公証人の立会いの下で侵害品を購入したり、侵害品に関するカタログを入手したりするか、或いは、インターネットにおける侵害品に関する情報に対して公証を行うことなどが挙げられる。また、収集した証拠が、公証手続の不備により瑕疵あるものとされないよう、訴訟手続に詳しい法律事務所等に依頼し、確実に公証手続を実施することも重要である。

(3) 裁判所による証拠収集

申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所による証拠収集の申請は、立証期間満了日から7日以上前に裁判所に提出する必要がある
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかに該当する場合、裁判所に証拠収集を申請できる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国家関係部門に保管され、かつ、裁判所の職権によらなければ取り寄せることのできない書類 (2) 国家秘密、営業秘密、プライバシーに係る書類 (3) 客観的な理由により、当事者及び訴訟代理人が自ら収集することができないその他の書類

(4) 裁判所による証拠保全

申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかの期間に申請をしなければならない <ol style="list-style-type: none"> (1) 本訴を提起する前の15日以内 (2) 立証期間満了日の7日以上前
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のいずれかに該当する場合、申請が認められる <ol style="list-style-type: none"> (1) 証拠隠滅の可能性がある場合 (2) 今後の証拠の入手が困難な場合
証拠保全の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 差押、撮影、録音、写真撮影、複製、鑑定、実地検証、記録の作成等により、証拠保全を実施する
担保の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全証拠そのものの財産価値が高い場合、証拠の調査、保全は被申請者の正常な

経営活動に損失を与える可能性のある場合又は被申請者のその他の財産損失に及ぶ場合、申請者に担保の提供が要求される。
--

知的財産権侵害訴訟において、権利者は、裁判所に証拠収集や証拠保全を申請することが認められており、また、裁判所も自らの職権により証拠収集や証拠保全を行うことができるが、実務において、後者のケースは非常に少ないというのが実情である。

権利者の申請に基づく裁判所の証拠収集や証拠保全について、かつては申請が認められることは少なかったが、近年においては、申請者が合理的な理由を説明することさえできれば、裁判所において申請が認められることが多くなってきている。例えば、営業秘密や方法特許、或いは中間製品、B2B製品の侵害などに係る訴訟などにおいて、権利者自身が侵害行為が存在することの立証を行うことは、客観的にみて難しいといえるため、裁判所は証拠保全の申請を認める可能性が高い。また、税務局や現地知識産権局などの国家機関或いはTmall(中国の大手オンラインショッピングモール)などのECプラットフォームに保管されている資料についても、案件の審理と関連性があることを裁判所に説明できれば、裁判所は証拠収集の申請を認める可能性が高い。

したがって、裁判所による証拠収集と証拠保全を効果的に利用できれば、侵害行為の立証難を解決することができる。どのように裁判所による証拠収集と証拠保全を利用するか、その申請が認められる確率がどの程度あるか、或いは、申請が認められるためにはどのように申請理由を記載するか等について、法律の専門家と相談することをお勧めする。

(5) 立証期間と証拠交換

立証期間	<ul style="list-style-type: none">● 中国の知的財産権侵害訴訟において、裁判所は、通常、訴状などの文書を受領してから30日間の立証期間を当事者に与える。● 当事者は立証期間が満了する前であれば、立証期間の延長を申請することができる。立証期間の延長を請求する場合には、立証期間延長申請書を提出しなければならない。裁判所は、当事者から提出された請求理由、事件の状況、証拠収集の状況などに基づき、立証期間の延長の可否と延長期間を決定する。法令上、延長期間の長さに関する規定等はないが、実務においては、2週間～1ヶ月程度の立証期間の延長が認められることが多い。● 延長された立証期間内に、証拠収集を完了できない場合、当事者は再度の立証期間
------	--

	の延長を申請することもできる。当事者の請求が認められるかどうかは、裁判所の判断次第であるが、合理的な理由があれば、認められる可能性がある。2回目の延長申請により、再度2週間～1ヶ月程度、訴訟手続を先延ばしできることもある。	
証拠交換	適用状況	裁判所は、個々の案件の状況や複雑さを踏まえて、開廷審理の前に証拠交換を実施することができる。 ³³
	タイミング	答弁期間の満了後、開廷審理の前であって、裁判所が適切と判断したタイミングで実施する。実務上、実施のタイミングにはばらつきがあり、開廷審理当日に実施されることもある。
	回数	通常は1回であるが、複雑で難易度の高い重大な事件については、複数回（2～3回程度）実施されることもある。

(6) 留意点

- ①中国の裁判においては、証拠に対する形式的な要件が厳しいため、権利者は、証拠を収集する際、証拠の真実性（証拠の原本）、合法性（入手ルート合法性）、関連性の要件を検討しなければならない。
- ②証拠の証明力を高めるために、できるだけ、国家機関、公的団体など権威のある機関からの書類、公証、タイムスタンプなどの手段により確保した証拠を収集することが望ましい。
- ③外国で形成された証拠のうち、身分証明と関連するものについては、当該証拠が形成された国の公証機関による証明を得た上で、当該国に駐在する中国大使館又は領事館において認証を行わなければならない。また、公文書を証拠とする場合、当該国の公証機関による証明が必要である。その他の証拠については、2019年の民事証拠規定の改正により、公証認証が不要となっている。
- ④外国語で作成された証拠については、中国政府が認める翻訳資格を有する翻訳会社により、中国語に翻訳される必要がある。
- ⑤訴訟を行う場合、侵害証拠を確保した場所を侵害地とすることができるので、地方保護主義に左右されない北京や上海などの大都市で侵害証拠を確保することにより、自分に有利な訴訟の管轄地を選定することができる。例えば、北京、上海などの大都市で行われる展示会で侵害品展示に関する証拠を収集できれば、展示会の開催地で提訴することが可能である。また、インターネットの電子

³³最高裁判所による民事訴訟証拠に関する若干規定（2001）では、当事者の申請について規定していたが、2019年の改正によって削除されたので、現在証拠交換を開催できるのは裁判所のみとなっている。

商プラットフォームから被疑侵害品を購入する場合、販売店舗の工商登録がされている地を訴訟の管轄地とすることができるため、北京や上海などの大都市に工商登録された販売店舗から購入し、その店舗を共同被告とする方法なども考えられる。

8. 訴訟に係る費用

(1) 裁判所への訴訟費と負担方式

知的財産権民事訴訟の訴訟費用	
係争金額がない場合	500～1,000元/件
係争金額がある場合	係争金額が1万元を超えない場合： ⇒ 50元/件
	係争金額が1万元以上～10万元の場合： ⇒ 係争金額×2.5%－200元
	係争金額が10万元以上～20万元の場合： ⇒ 係争金額×2%＋300元
	係争金額が20万元以上～50万元の場合： ⇒ 係争金額×1.5%＋1,300元
	係争金額が50万元以上～100万元の場合： ⇒ 係争金額×1%＋3,800元
	係争金額が100万元以上～200万元の場合： ⇒ 係争金額×0.9%＋4,800元
	係争金額が200万元以上～500万元の場合： ⇒ 係争金額×0.8%＋6,800元
	係争金額が500万元以上～1,000万元の場合： ⇒ 係争金額×0.7%＋11,800元
	係争金額が1,000万元以上～2,000万元の場合： ⇒ 係争金額×0.6%＋21,800元
	係争金額が2,000万元を越える場合： ⇒ 係争金額×0.5%＋41,800元
訴訟費の負担方式	

- 訴訟費用は提訴の際に、原告より先に納付する必要があるが、裁判官の裁量によって当事者の負担金額が決定され、判決書に明確に記載される。
- 原則として、訴訟費用は敗訴側が負担する。勝訴側が自ら訴訟費用を負担する場合は、当該費用を計算から除外する。
- 部分勝訴、部分敗訴の場合、裁判所は事件の具体的な状況に基づき、各当事者の負担する訴訟費用を決める。
- 二審裁判所が一審裁判所の判決、裁定を変更した場合、これに応じて、一審裁判所が訴訟負担に関する決定を変更する。
- 裁判所の調停により和解に至り、訴訟を取り下げる場合、訴訟費用の半分が裁判所から返却されるが、残された半分の訴訟費用の負担は、双方当事者の協議によるものとする。

(2) 弁護士費用

弁護士費用は、事件の難易度、係争金額、涉外事件であるか否か、弁護士の所属している法律事務所の所在地及びその請求基準などにより、その費用が異なるが、中国には、その地域の経済発展の水準に基づき、地域ごとに弁護士費用の基準も異なっている。

以前は各地における弁護士費用の水準を定めた指導的な規定が存在したが、現在では、弁護士費用は市場原理により決められるべきであるとの観点から、各地の弁護士費用に対する制限がなくなり、基本的には当事者と法律事務所（弁護士）の間の協議によって決定されている。

知財事件に係る弁護士費用の請求方法は、タイムチャージ、定額、着手金＋成功報酬のいずれかの形となるのが通常である。タイムチャージの基準は、法律事務所（弁護士）によって異なり、1時間あたり1,000～5,000元の幅の中で設定されることが多い。実際の請求は、設定されたタイムチャージに実際に発生した作業時間をかけて算定される。

定額の場合、事件の難易度、係争金額、涉外事件であるか否か、弁護士の所属している法律事務所の所在地及びその請求基準等に基づいて決定することになる。知財侵害訴訟の涉外事件の場合、1件あたりの弁護士費用は、20万元～100万元となることが多い。

着手金＋成功報酬の形である場合、最初案件を依頼した際に一定の着手金³⁴を支払うことに加えて、訴訟目的を実現した際に、裁判所より判定した賠償金額のうち、一定比率を成功報酬として支払うことになる。具体的な金額と比率については、当事者と法律事務所（弁護士）の協議によって決定する。

³⁴ 通常定額となるが、具体的な金額は当事者と法律事務所（弁護士）との協議によって決める

9. 損害賠償の計算

(1) 賠償金の計算方法

<p>専利権侵害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利者が侵害により受けた実際の損失又は侵害者が侵害により得た利益に基づいて算定する。 ● 専利権者の損失又は侵害者の得た利益の算定が困難な場合には、当該専利の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。 ● 故意により専利権を侵害し、情状が深刻なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で確定することができる。 ● 専利権者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含めることができる。 <p>法定賠償額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は専利権の種類、侵害行為の性質や情状などの要素に基づいて、3万元以上500万元以下の賠償額を判定することができる。
<p>商標権侵害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 商標権者が侵害により受けた実際の損失に基づいて算定する。 ● 実際の損失の算定が困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益に基づいて算定する。 ● 商標権者の損失又は侵害者が得た利益の算定が困難な場合には、当該商標の使用許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。 ● 悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で確定することができる。 ● 商標権者が侵害行為を差止めるために支払った合理的な支出を含めることができる。 <p>法定賠償額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は権利侵害行為の情状に基づき500万元以下の損害賠償を判定できる。
<p>著作権侵害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権者が侵害により受けた実際の損失又は権利侵害者の違法所得に基づいて算定する。 ● 著作権者の実際の損失又は侵害者の違法所得の算定が困難な場合には、当該権利の使用費用を参照して賠償することができる。 ● 故意により著作権及びその他の権利を侵害し、情状が深刻なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で確定することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含めることができる。
	<p>法定賠償額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、侵害行為の情状に基づき、500元以上、500万元以下の損害賠償を判定できる。
不正競争行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利者が侵害により受けた実際の損失に基づき算定する。 ● 実際の損失の算定が困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益に基づき算定する。 ● 悪意により営業秘密を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上5倍以下で確定することができる。 ● 権利者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含めることができる。 <p>法定賠償額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第6条（混同行為）、第9条（営業秘密侵害）に違反する場合、裁判所は権利侵害行為の情状に基づき500万元以下の損害賠償を判定できる。
懲罰的賠償	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年に施行した商標法及び不正競争防止法（営業秘密侵害事件）の改正法では、懲罰的賠償の基準が引き上げられ、算定した損害額の「1倍以上5倍以下」で賠償額を確定できる旨が規定された。 ● 2021年1月1日に施行した民法典には、知的財産権侵害事件に関する懲罰的賠償について定める規定が導入された。 ● 2021年6月1日に施行される専利法及び著作権法の改正法においても、懲罰的賠償に関する条文が新たに設けられ、算定した損害額の「1倍以上5倍以下」で賠償額を確定できる旨が規定されている。 ● 適用条件は、何れも「悪意/故意の権利侵害」が存在すること及び「情状が深刻」であることとなっている。

(2) 賠償金の立証方法

権利者の受けた損失に関する立証	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>立証方法</u> ・ 侵害により減少した専利製品の売上高×特許製品1個当たりの利潤
-----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害品の販売数量×専利製品1個当たりの利潤×寄与率³⁵ ● <u>証拠資料</u> <ul style="list-style-type: none"> ・権利者の財務データ、会計報告 ・侵害品の販売データと販売記録 ● <u>ポイント</u> <p>権利者にとって、製品の売上高とその利潤は、通常、営業秘密であり、対外的に開示することが難しい。また、侵害行為と売り上げの減少の因果関係を証明することは容易ではない。そのため、実務上、権利者の受けた損失に基づき損害賠償を算定することは少ない。</p>
<p>侵害者の利益に関する立証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>立証方法</u> <ul style="list-style-type: none"> ・侵害品の売上高×侵害製品1個あたりの利潤×寄与率 ・侵害品の販売数量×侵害製品1個あたりの利潤×寄与率 ● <u>証拠資料</u> <ul style="list-style-type: none"> ・侵害者の財務データ、会計報告 ・侵害品の販売データと販売記録 ● <u>ポイント</u> <p>侵害者の利益に係る立証が難しいため、従来、侵害者の利益に基づいて損害賠償を算定することは稀であり、法定賠償により賠償額を確定するケースが圧倒的に多い状況があった。近年、中国政府の知的財産権保護の方針に沿って、知的財産権侵害訴訟に係る制度・運用が、権利者の立証責任を軽くさせる方向にシフトし、かつ、ネットショッピングの普及により、侵害品の販売数量と売り上げの記録が確保できるようになってきたことから、侵害者の利益に基づき損害賠償を算定するケースが増加してきている。</p> <p>多額の賠償金を得るためには、侵害者の侵害利益が高いことを立証する必要があるため、証拠収集の際にできる限り多くの有用な証拠を保全することが望ましい。しかし、多くの場合、侵害品の販売数量と販売利潤等については、侵害者しか把握することができないため、依</p>

³⁵ 当該専利が製品の販売に寄与する度合い

	<p>然として、侵害者の利益を客観的に立証することは容易ではない。このような課題に対応するため、権利者が侵害者の利益を初歩的に立証できた場合³⁶には、裁判所に対して侵害者の帳簿資料の開示を命じるよう申請することが認められている。</p> <p>ネットショッピングの普及に伴い、侵害品のオンライン販売が増加しているが、オンライン販売では、販売記録がデータとして残されていることが多く、また、権利者は裁判所に対してTmall等のECプラットフォームから販売記録を取り寄せるよう申請することもできるため、権利者にとって証拠収集がしやすい環境となってきた。</p>
<p>法定賠償金に関する立証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>証拠資料</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵害行為の実施範囲、侵害期間、侵害品の製造、販売量、販売金額、侵害者の主観的悪意などに関する書類 ・ 原材料の購入契約書、販売契約書、領収書、インボイス等 ● <u>ポイント</u> <p>法定賠償の金額を上げるため、被疑侵害製品の販売量が多いこと、侵害期間が長いこと、主観的悪意が明らかに存在すること等を立証できる証拠を提出することが望ましい。</p>
<p>侵害行為の差し止めのために支出した合理的な支出に関する立証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 合理的な支出には、公証費、翻訳費、弁護士費用、鑑定費用、調査会社の証拠収集代行手数料や被疑侵害製品の購入費用等が含まれる。 ● 支出があったことを証明するため、支出に係る領収書、インボイス、契約書等を提出する必要がある。
<p>使用実施許諾料の倍数に関する立証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンス契約及び契約履行証明書等を提出することにより、立証する。

10. 財産保全と行為保全

(1) 財産保全

³⁶ 確定的に侵害利益のデータを立証することはできないが、販売数量、売り上げ、利潤率などに関して、初歩的な証拠により、一定程度の証明・推定ができるような場合、裁判所に対して、侵害者の帳簿資料の開示を命じるよう申請することが認められている

財産保全は、民事訴訟手続きにおいて、当事者及び利害関係者の申請又は裁判所の職権により、将来における判決の実効性を確保することを目的として、係争にかかる財産に対して執られる臨時の強制措置のことを指す。

申請期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟を提起する前の30日以内 ● 訴訟の経過中 ● 判決の発効後、執行手続きの前（発効判決により指定された履行期間満了後の五日以内に）
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>当事者より申請する場合：</u> 当事者一方の行為又は他の要因により、判決を執行することが難しい場合又は当事者に他の損害を与える可能性が高い場合には、当事者による申請が認められる。 ● <u>利害関係者より申請する場合：</u> 状況が緊急であり、財産保全をしなければ、利害関係者の合法的権利・利益に補填できない損害を与える可能性が高い場合、利害関係者による申請が認められる。
担保の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟前に申請する場合、保全請求金額と同額の担保を提出しなければならない。 ● 訴訟中に申請する場合、裁判所の判断により、担保の提出の要否及びその金額が決定される。知財訴訟の場合、通常、担保の提出が要求される。
保全の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全の対象は、財産保全申請書に記載した保全を請求する金額又は本件に関連する財産に限られる。
財産保全の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 差押、口座の凍結等により、財産の保全を実施する。
保全の解除	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下に該当する場合、保全を解除する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保全に誤りがある場合 (2) 申請者が保全申請を取り下げた場合 (3) 申請者が起訴を取り下げた場合又は訴訟請求が棄却された場合 (4) その他保全を解除すべき情状がある場合
保全の不利結果	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全の申請に誤りがある場合、被申請者が財産保全によって被った損失については、申請者が賠償する。

(2) 行為保全

行為保全は、民事訴訟手続きにおいて、当事者及び利害関係者の申請又は裁判所の職権により、将来における判決の実効性を確保することを目的として、裁判所が被申請者に対して一定の行為を行うこと又は一定の行為を禁ずることを命じるものである。

申請期間	<ul style="list-style-type: none">● 訴訟を提起する前の30日以内● 訴訟の経過中
申請条件	<ul style="list-style-type: none">● 即時に被申請者による一定の行為を止めさせる、又は、一定の行為を禁止しない限り、当事者に補填できない損害を与える場合に申請が認められる。
担保の提供	<ul style="list-style-type: none">● 訴訟前に申請する場合、担保を提出しなければならない。担保の金額は、裁判所が案件の実際の状況により決定する。● 訴訟中に申請する場合、裁判所の判断により、担保の提出の要否及びその金額が決定される。知財訴訟の場合、通常、担保の提出が要求される。
保全の範囲	<ul style="list-style-type: none">● 保全の対象は、行為保全申請書に記載した請求の範囲に限られる。
保全の方法	<ul style="list-style-type: none">● 裁判所は、被申請者に対して、一定の行為を行うこと又は一定の行為を禁ずることを命じる。
保全の解除	<ul style="list-style-type: none">● 以下に該当する場合、保全を解除する。<ol style="list-style-type: none">(1) 保全に誤りがある場合(2) 申請者が保全申請を取り下げる場合(3) 申請者が起訴を取り下げた又は訴訟請求が棄却された場合(4) その他保全を解除すべき情状がある場合
申請に誤りがあった場合の損失の賠償	<ul style="list-style-type: none">● 保全の申請に誤りがある場合、被申請者が保全によって被った損失は申請者が賠償する。

11. 和解

知的財産権侵害訴訟において、当事者は裁判官の調停の下で、或いは、自ら和解を求めることができる。和解の方式については、調停書の発行（日本の裁判内和解に相当する）と訴訟取り下げ（日本の裁判外和解に相当する）の二種類がある。

調停書発行による和解の場合、当事者双方に合意が得られれば、裁判所が双方の和解条件に基づ

き、調停書を発行する。当該調停書には、案件の基本経緯と和解条件などが記載されるが、裁判所による分析や侵害判断などは一切記載されない。調停書は、判決書と同じく、強制執行力を持っている。一方当事者が履行しない場合、相手方当事者は、裁判所に強制執行を申請できる。

一方、訴訟取り下げによる和解の場合、双方当事者は、和解契約を締結した上で原告が訴訟を取り下げる。その際に、裁判所は、訴訟取り下げを認める裁定書を発行するが、当該裁定書には、訴訟の取り下げを認める旨が記載されるのみで、案件の経緯や和解条件等は記載されない。当事者の和解契約は強制執行力を有するものでなく、また、裁判所の訴訟取り下げ裁定書についても、和解条件も記載されていないものであるため、一切の強制執行力を有しない。そのため、一方当事者が和解契約を履行しない場合、相手方当事者は、裁判所に別途提訴するしかない。

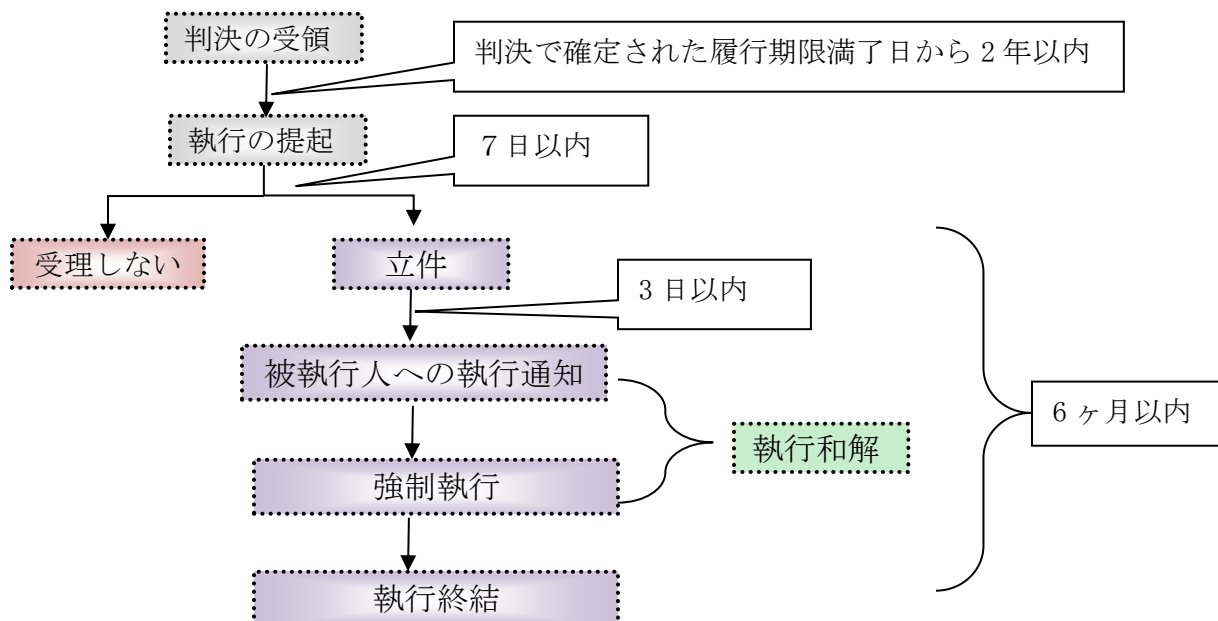
和解のタイミングは、必ずしも開廷審理後に限られておらず、裁判所が侵害訴訟事件を受審した日から、判決の執行段階まで、両当事者は、事件の進捗状況と自社の実情に応じて、いつでも和解を行うことができる。

また、和解の範囲は、訴訟請求内容に限られておらず、ライセンス契約などの締結や、他の商業上の提携事項について協議を達成すること等を含めて和解を行うこともできる。

ただし、裁判所が発行する調停書には、訴訟請求範囲内の和解条件のみ記載されることになるため、訴訟請求範囲外の和解条件については、別途和解契約で定める必要がある。

12. 判決の執行

●プロセス



● 説明

執行の提起	<ul style="list-style-type: none"> ● 発効判決で確定された履行期限の満了日までに、相手方当事者が判決で確定された義務を履行しない場合、当事者は、履行期限の満了日より2年以内に、訴訟事件の一审裁判所又は一审裁判所と同級である執行財産所在地の裁判所に、判決の執行を申請することができる。
執行の立件	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者の執行請求が法的条件を満たす場合、裁判所は、7日以内に立件する。 ● 法的条件を満たさない場合は、申請を受理しない旨の裁定を言い渡す。
被執行人への執行通知	<ul style="list-style-type: none"> ● 執行廷³⁷は、執行事件を受理した後、判決で確定された義務を履行させるため、事件受理日から3日以内に被執行人に対する執行通知を発行し、かつ、履行遅延期間の債務利息或いは遅延履行金を支払うよう命じる。
強制執行	<ul style="list-style-type: none"> ● 被執行人が執行通知で指定した期間内に履行しない場合、或いは、被執行人が財産を移転、隠匿、換金、破損するおそれがある場合、裁判所は強制執行措置をとる。 ● 執行措置の手段としては、被執行人の財産に対する差押、競売、換金、及び銀行口座の凍結、振替などが挙げられる。
執行終結	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、立件日から6ヶ月以内に執行手続きを終結しなければならない。 ● 執行手続きは、通常、裁判所が被執行人に対する強制執行を完了したとき、執行人と被執行人との間で和解を達成できたとき、或いは、被執行人が執行可能な財産を有していないことが確認されたとき等に終結する。

第2節 侵害判定

1. 専利権侵害訴訟

(1) 侵害判定原則

オールエレメントルール (all elements rule)

「オールエレメントルール」とは、被疑侵害製品が、専利権利範囲に記載されたすべての構成要素を備えなければならないという原則をいう。

①発明特許権の権利範囲：

³⁷ 裁判所において判決の執行や保全行為を専門に担当する部署

発明特許の請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

② 実用新案権の権利範囲：

実用新案の請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

③ 意匠権の権利範囲：

図面又は写真に示されたその製品の意匠を基準とし、簡単な説明は図面又は写真に示された製品意匠の解釈に用いることができる。

均等論

「均等論」とは、被疑侵害製品の技術的特徴が、専利の保護範囲に全て含まれてはいないが、専利及び独立請求項における技術的特徴と同等である場合、被疑侵害製品を専利権の保護範囲に含まれるものとする考え方である。

同等の技術的特徴とは、記載された技術的特徴と、基本的に同一の手段をもって、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を奏し、かつ当該分野の通常の技術者が創造的な労働を経ることなく想到できる技術的特徴をいう。

● 均等論の制限

① 献納原則：

明細書に記載されたが、請求項には記載されていない技術考案については、専利権者が社会公衆に献納したものであるとみなし、専利権侵害訴訟において、当該技術的考案の内容が均等特徴に確定された範囲に属すると主張してはならない。

② 禁反言の原則

専利権者は、自己が登録、若しくは無効審判手続においてすでに放棄した内容について、均等論の適用により再度専利の権利範囲に加える旨の主張をしてはならない。

(2) 被疑侵害者の抗弁

非侵害抗弁

- 専利権者に訴えられた被告は、自身の製品或いは方法、又は製品の意匠が、原告の専利権の権利範囲には含まれないとする「非侵害抗弁」を行うことができる。詳細は、以下のとおり。

◇ 発明／実用新案

専利権者の係争専利権が発明又は方法に関する発明特許権、或いは実用新案権である場合、被告は、以下の二つの何れかを主張することを通じて、非侵害抗弁を行うことができる。

- a) イ号製品又は方法に係る構成要件と、原告の発明特許権又は実用新案権の請求項に記載された全ての構成要件とを対比した場合、当該請求項に記載された一又は二以上の構成要件が欠如している。
- b) イ号製品又は方法に係る構成要件と、原告の発明特許権或いは実用新案権の請求項に記載された構成要件とを対比した場合、一又は二以上の構成要件において実質的な相違点が認められ、両者は同一でも均等でもない。

◇ 意匠

専利権者の係争専利権が意匠権である場合、被告は、下記の二つの何れかを主張することを通じて、非侵害抗弁を行うことができる。

- a) イ号製品は意匠権製品とは、同一又は類似種類の製品に属するものではない。
- b) イ号製品の意匠と係争意匠権は、同一でも類似でもない。

- 専利権者に訴えられた被告は、自身の被疑侵害行為は、「非営利目的のものであって、個人による製造・使用行為」である旨主張することを通じて、非侵害抗弁を行うことができる。中国の専利関連法令³⁸⁾によれば、非営利目的のものであって、個人による製造・使用行為は、専利権の侵害とならない。ただし、営利団体或いは企業が、許可を得ずに、他人の専利製品を製造・使用した場合、「非営利目的」を理由とする侵害責任の免除は認められない。このように、当該非侵害抗弁については、厳しい適用条件が限定されており、一般の企業や営利団体には適用することができない。

侵害とみなされない抗弁

● 権利消尽による抗弁

専利権者又はその許可を得た機関、組織又は個人が、専利製品又は専利方法により直接得た製品を販売した後に、当該製品の使用、販売の申し出、販売、輸入を行う行為は、専利権侵害とみなさない。

● 先使用権による抗弁

³⁸⁾ 「専利法」第 11 条及び 2017 年改正「北京市高級人民法院専利権侵害判定指南」第 130 条などを参照。

専利の出願日以前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し、又はすでに製造、使用のために必要な準備をしており、かつ従来の範囲内でのみ製造、使用を継続する場合は、専利権侵害とみなさない。

● 臨時入国による抗弁

一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送手段が、その属する国と中国とで締結した協定又は共に加盟している国際条約、又は相互主義の原則に従い、その輸送手段のために必要となる装置及び設備において、関係専利を実施する場合、専利権侵害と見なさない。

● 科学研究及び実験のための専利実施抗弁

科学研究及び実験のためにのみ関係専利を実施する場合、専利権侵害と見なさない。

● 薬品及び医療機械の実験の例外

行政審査に必要な情報を提供するために、専利薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及びそのためにのみ専利薬品又は専利医療機械を製造、輸入する場合、専利権侵害と見なさない。

従来技術或いは従来意匠の抗弁

● 専利権侵害紛争において、被疑侵害者が、実施した技術又は意匠が従来技術又は従来意匠であることを証明できる場合、専利権侵害に該当しない。

賠償責任を負わないための抗弁

● 専利権者の許諾を得ずに製造、販売された専利権侵害製品であることを知らずに、それを生産経営の目的で使用、販売の申し出又は販売した場合であって、その製品の合法的な由来を証明することができるときは、賠償責任を負わない。

訴訟時効の抗弁

- 専利権侵害の訴訟時効は3年であり、専利権者又は利害関係人が侵害行為及び侵害者を知った日又は知り得べき日から起算する。
- 専利権侵害訴訟において、被告は、専利権者の証拠から、専利権者が侵害行為を知った日或いは知り得べき日を推定することができるが、仮に、原告の提訴が訴訟時効を超えている場合には、これをもって抗弁を行うことができる。

無効審判の提起と訴訟中止

● 中国では、専利が有効であるかどうかについては、国家知識産権局専利局覆審と無効審理部（専

利審判委員会) が判断することとなっており、裁判所はこれについて判断する権限を有しない。したがって、被告は、専利権侵害訴訟事件において、直接に専利が無効であるという抗弁を提出することができない。

- 一方で、被告には訴訟中止を申請することが認められている。具体的には、答弁期間内に専利審判委員会に無効審判を提起すれば、専利審判委員会から無効審判請求受理通知書を受け取る。被告は当該通知書を裁判所に提出することにより、侵害訴訟審理の中止を請求することができる。

2. 商標侵害訴訟

(1) 侵害判定の原則

同一又は類似の商標を同一又は類似の商品に使用

登録商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品に使用した場合、当該商標の使用行為は商標権侵害となる。商標権の侵害の判断の基礎となる商標及び商品の類否判断基準は、以下のとおり。

◇ 商標の類否判断

- ・ 商標の同一とは、商標権侵害の訴えの対象となる商標（標章）と、原告の登録商標を比較した場合に、両者に視覚的な差異がないことをいう。
- ・ 商標の類似とは、商標権侵害の訴えの対象となる商標（標章）と原告の登録商標を比較して、その文字の形、発音、意味又は図形の構造及び色彩、又は各要素を組み合わせた後の全体構造が類似し、又はその立体形状、色彩組み合わせが類似し、関係公衆に商品の出所を誤認させる、又はその出所が原告の登録商標の商品と特定の関係を持つと誤認させる場合をいう。
- ・ 商標の同一性又は類似性を認定する場合は次の原則に照らして行うものとする。
 - a 関係公衆の一般的な注意力を基準とする。
 - b 商標の全体を対比するほか、商標の主要部分の対比も行わなければならない。対比は対比する対象を隔離した状態でそれぞれ行わなければならない。
 - c 商標の類否判断においては、保護を求める登録商標の顕著性や知名度を考慮する。

◇ 商品の類否判断

- ・ 類似商品とは、機能、用途、生産部門、販売ルート、消費対象等の面において共通性を有するものであり、又は関係公衆が、それらに特定の関係があると認識し、容易に混同を生じる商品をいう。

- ・類似の役務とは、役務の目的、内容、方式、対象等の面において共通性を有し、又は関係公衆が特定の関係があると認識し、容易に混同を生じる役務をいう。
- ・商品と役務の類似とは、商品と役務との間に特定の関係があり、関係公衆を容易に混同させるものをいう。
- ・商品又は役務が類似であるか否かを認定する場合は、関係公衆の商品又は役務に対する一般的な認識を以って総合的に判断しなければならない。商品又は役務が類似であるかを判断する上では、「商標登録商品及び役務の国際分類表」、「類似商品及び役務区分表」を参考とすることができる。

(2) 被疑侵害者の抗弁

非侵害の抗弁

- 商標権侵害訴訟において、被告は、非侵害の抗弁として、商標権侵害の訴えの対象となる商標（標章）と登録商標が同一又は類似のものではないこと、或いは、被疑侵害製品と登録商標に係る指定商品とが、同一又は類似のものでないことを主張することができる。
- 商標及び商品の類否判断においては、上記の商標侵害原則における判断基準を参考とすることができる。

合理的な使用の抗弁

- 登録商標が、この商品の通用名称、図形、規格若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表するものを含む場合、又は、地名を含むときは、商標権者は他人の正当な使用を禁止することができない。

先使用の抗弁

- 登録権者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、商標権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。

三年不使用に基づく抗弁

- 商標権者が、過去 3 年間に於いて登録商標を実際に使用したことを証明できず、権利侵害行為によって他の損失を受けたことを証明できない場合、被疑侵害者は賠償責任を負わない。

悪意による商標権取得に基づく抗弁

- 他人の未登録商標を悪意で先取り出願・登録した後、他人の商標使用行為に対して、商標権に基づく権利侵害を主張した場合、そのような権利行使は、誠実信用原則に違反し、他人の合法的権益に損害を与え、市場秩序を乱すものとして、権利濫用に該当する。
- 権利濫用が認められる場合、裁判所は、商標権者による損害賠償請求を支持しない。

賠償責任を負担しないための抗弁

- 商標権の侵害製品であることを知らず善意により販売した場合であって、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ被疑侵害製品の提供者を説明できるときは、損害賠償責任を負わない。

訴訟時効の抗弁

- 商標権侵害の訴訟時効は 3 年であり、商標権者又は利害関係人が侵害行為を知った日又は知り得べき日から起算する。
- 商標侵害訴訟において、被告は、商標権者の証拠から、商標権者が侵害行為を知った日或いは知り得べき日を推定することができるが、仮に、権利者の提訴が訴訟時効を超えた場合には、これをもって抗弁を行うことができる。

商標取消審判の提起

- 原告の商標が商標法第 10 条、11 条及び 12 条の規定に違反している場合（商標が、国名、国旗、国際組織の名称など商標として使用できないものや、通用名称など商標として登録できないもの等に該当する場合）、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合、被告は商標審判委員会に無効宣告を請求することを通じて、原告の商標権を無効とすることができる。
- 商標審判委員会が無効宣告請求を受理すれば、被告はこれをもって、裁判所へ訴訟の中止を申請することができる。裁判所は、無効宣告申請の理由と証拠に基づき、訴訟審理中止の可否を決定する。

3. 著作権侵害訴訟

(1) 侵害判定の原則

「接触＋実質的類似」原則
<ul style="list-style-type: none">● 著作権の侵害判定においては、「接触＋実質的類似」原則がよく利用されている。● 疑侵害物を設計・開発する前に、原告の著作物に接触しており、かつ、原告の著作物と実質的に類似する場合、通常、反証が存在しない限り、著作権侵害を認定することができる。「実質的類似」に関しては、著作物全体、及び、著作物が主に保護しようとする内容と、被疑侵害物の内容を総合的に対比した上で、実質的に類似するか否かを判断しなくてはならない。● 「接触＋実質的類似」原則を採用する場合、「接触」と「実質的類似」要件は必ず同時に満たさなければならない。

(2) 被疑侵害者の抗弁

非侵害の抗弁
<ul style="list-style-type: none">● 非侵害の抗弁として、著作権侵害訴訟において、被告は、原告の著作物と接触したことがない、或いは原告の著作物と実質的類似でないの事を主張することができる。● 被疑侵害物が、被告によって創作されたものであることを証明するための証拠を提出し、非侵害の抗弁を行うこともできる。● 完全に同一のものであっても、二つの著作物が異なる著作者によってそれぞれ単独で創作されたものであることを証明できる場合、著作権侵害とはならない。
著作権に対する否定
<ul style="list-style-type: none">● 著作権は、商標権や専利権と比べて、専門機関による授権を得ているものではないため、著作物を完成したことに關する証拠、或いは、著作権登録証書を通じて、権利の存在を証明する必要がある。これらの証拠については、その多くが権利者により作成されたものが多いため、その真実性、合法性に問題がある可能性がある。したがって、被告は、著作物を完成したことに關する証拠を否定する、或いは、著作権登録証書の内容を覆すことのできる証拠を提出すれば、原告の著作権を否定することができる。● また、原告の著作者については、独創性又は美感に乏しいものであり、原告が主張する著作権が成立しない旨を主張することもできる。

- 原告の主張する著作権の保護期間が満了している場合には、既に保護期間が満了している旨の主張をすることも可能である。

合理使用の抗弁

- 以下に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名又は名称及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ、当該作品の正常な使用に影響を与えてはならず、著作権者の合理的権利を不合理的に損害してはならない。
- ① 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人が既に公表した著作物を使用する場合
 - ② ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、他人が既に公表した著作物を適切に引用する場合
 - ③ 時事ニュースを報道するために、新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体で既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合
 - ④ 新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、他の新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が既に公表した政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。ただし著作者が、掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。
 - ⑤ 新聞・定期刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。
 - ⑥ 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、改編、編集、放送又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。ただしそれを出版又は発行してはならない。
 - ⑦ 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合
 - ⑧ 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館、文化館等が陳列又は版本を保存する必要性から、当該館が収蔵する著作物を複製する場合
 - ⑨ 既に公表された著作物を無償で実演する場合（当該実演とは公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わない、かつ、利益を得ることを目的としない場合をいう）
 - ⑩ 屋外の公共スペースに設置又は陳列されている美術著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合

- ⑪ 中国公民、法人又はその他の組織により既に公表済みの国家通用言語文字により創作された著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し、国内で出版及び発行する場合
- ⑫ 読障者が感知できるバリアフリー方式でその発表済みの作品を提供する場合
- ⑬ 法律、行政規定による規定される他の状況

法定許可による抗弁

- 以下のいずれかの状況に該当する場合、法律で規定された許可になるため、著作権侵害とはならない。
- ① 義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中には、既に公表された著作物の一部又は短編著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物、図形著作物を編集することができる。ただし、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない、作者の氏名又は名称・著作物の名称を明記しなければならない。
- ② 新聞・刊行物に著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。ただし、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。
- ③ 録音製作者が、録音製品として合法的な、既に収録済みの他人の音楽著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。作者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。
- ④ 放送局・テレビ局が公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬を支払わなければならない。

訴訟時効の抗弁

- 著作権侵害の訴訟時効は3年であり、著作権者又は利害関係人が侵害行為を知った日又は知り得べき日から起算する。
- 著作権侵害訴訟において、被告は、著作権者の証拠から、著作権者が侵害行為を知った日或いは知り得べき日を推定することができる。
- 仮に、権利者の提訴が訴訟時効を超えた場合は、これをもって抗弁を行うことができる。

4. 不正競争訴訟

(1) 混同行為（反不正競争法第6条関連）

混同行為とは、事業者が一定の行為を実施し、他人の商品である、又は他人と特定の関連性があるとの誤認を関連公衆に生じさせることを指す。

「反不正競争法」に規定されている混同行為	
●	他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似した標識を無断で使用する事
●	他人の一定の影響力のある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する事
●	他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等を無断で使用する事
●	他人の商品である、又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせるその他の混同行為

(2) 虚偽宣伝（反不正競争法第8条関連）

虚偽宣伝とは、事業者が、広告又はその他の方法を用いて、商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴等を偽り、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤った方向に導くことをいう。

虚偽宣伝の要件	
主体	事業者
行為	その商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴等を偽り、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝
結果	事業者の実施する商業宣伝行為が社会公衆に誤認を生じさせる程度に至っており、社会的にも有害である場合

(3) 営業秘密侵害（反不正競争法第9条関連）

営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的な利益をもたらすことができ、実用性を備え、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報と経営情報のことをいう。なお、営業秘密侵害への対応に関する詳細な情報は、第6章に掲載する。

「反不正競争法」に規定された営業秘密侵害行為	
①	窃盗、賄賂、詐欺、脅迫又はその他の不正手段で、権利者の営業秘密を取得すること
②	上記①の手段で取得した営業秘密を披露、使用し、又は他人に使用を許諾すること
③	契約に違反し、又は営業秘密厳守に係る権利者の規定に違反して、その把握している営業秘密を開示し、使用し、又は他人による使用を許諾すること
④	第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が上記の違法行為を知りながら、又は知り得るにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密侵害と見なされる。

(4) 名誉毀損（反不正競争法第11条関連）

名誉毀損とは、競争相手を貶める行為であり、事業者が自ら又は他人を利用して、虚偽の情報を捏造、流布するなどの手段を通じて、競争相手の商業的信用を悪意で貶め、その市場競争力を弱体化させ、かつ自分のため不正利益を図る行為を指す。

名誉毀損の要件	
主体	事業者
主観意図	故意
侵害を受ける客体	特定事業者の商業的信用権
行為	虚偽情報又は誤導的情報を捏造、流布し、競争相手の名誉或いは商品に係る信用を侵害する

第3節 留意点と実例

1. 日本企業の留意点

訴訟の準備段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 証拠収集及び証拠確保における留意点（第4章を参照） ● 専利権、商標権に関する権利行使の際、模倣業者は、権利者の権利について無効審判を提起するか、或いは、取消審判を提起する可能性があるため、権利者は、事前に自分の権利の有効性などについて検討する必要がある。
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利者の権利行使が訴訟時効を超えないように留意し、関連証拠を取得したら、即座に権利行使する。
訴訟段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 訴訟の各段階における期限、提出資料などにおいて、当事者が外国企業である場合の特別な規定を検討、遵守すること（第4章を参照）。 ● 模倣業者の抗弁内容について、中国の法律と実務状況に基づき、検討し、関連主張内容や証拠への対応に関しては、専門の弁護士或いは弁理士と相談することが望ましい。 ● 訴訟段階において、訴訟請求内容のほかに、商業提携、ライセンスなどの内容を含めて、一括的に和解を達成することも有効な対応方法である。 ● 各裁判所の知財レベルによっては、判決における認定や判断を間違える可能性も低くないので、不利な判決を受けた場合、専門の弁護士或いは弁理士との相談をして、上訴、再審請求を検討することも必要である。
訴訟後の段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 勝訴判決を受けてから、できるだけ早めに強制執行を申立てるほうがよい。 ● 判決の強制執行段階において、具体的な措置や対応方法について、裁判官と種々相談、連絡する必要があるので、執行の経験が豊富な弁護士に依頼したほうがよい。 ● 執行段階においても和解が可能であるため、被執行人の財産が少ないか或いは執行に不利な状況である場合、他の和解条件を入れて、被執行人と和解を進めていくことについての検討も必要である。

2. 関連民事訴訟実例

例1：A社とB社、C社、D氏との発明特許権侵害紛争事件

◇ 基本情報

● 先行判決

一審 上海知的財産裁判所（2016）滬73民初859号

二審 最高人民法院（2019）最高法知民終2号

● 損害賠償判決

一審 上海知的財産裁判所（2016）滬73民初859号その一

◇ 事件の経緯

A社は中国特許「ア装置」（第 ZL2006XXXXXXXX.2 号；以下「本件特許」という）の発明特許権者である。2015年に、A社は、B社、C社が製造や販売した型番 S850、S851、S950 の3つの自動車ワイパー製品（以下「侵害被疑品」という）が本件特許の権利を侵害していることを発見し、B社、C社、及びB社の法定代表者であるD氏を被告として上海知的財産裁判所（以下「一審裁判所」という）に提訴し、侵害行為に対する差し止めと600万元の損害賠償を請求した。

一審の係属中、C社は本件特許に対して国家知識産権局特許審判委員会に無効審判請求を2回提出した。特許審判委員会は第33310号、第37428号の無効審判請求審決書（第33310号及び第37428号）をそれぞれ発行し、本件特許を維持した。

一審においてA社は、侵害被疑品である型番 S850、S851、S950 の3つのワイパーが本件特許の請求項1～10の権利範囲に属すると認定した上で侵害差し止めに関する部分判決を下すよう請求していた。一審裁判所は、侵害被疑品が本件特許の請求項1～10の権利範囲に属すると先行して認定できるとして、部分判決に対するA社の請求を認容した。一審裁判所は、審理を経て、「侵害被疑品は本件特許の請求項4、5の権利範囲に属せず、請求項1～3、6～10の権利範囲に属する。侵害被疑品の製造、販売及び販売の申し出を共同で実施したB社及びC社は、侵害差し止めの民事責任を負うべきである。一方、現在の証拠ではD氏による侵害被疑品の製造、販売の行為の存在が証明されていない。」として、B社及びC社に対して侵害差し止めを命じた。

B社及びC社は一審判決に不服として、最高人民法院に上訴した。A社は答弁時に、被疑侵害行為が依然として存在することを示す新たな証拠をもって、B社及びC社の侵害行為を差し止めるための訴訟中の行為保全を申請した。

最高人民法院は、「侵害被疑品は本件特許の権利範囲に属する。B社及びC社の行為が侵害に該当するため、侵害差し止めの責任を負うべきである。B社及びC社の侵害行為を差し止めるための訴訟中の行為保全申請について、A社が提出した証拠では同社が損害を被る緊急状況が発生したことが証明されておらず、そして二審判決がすでに確定しているため、侵害差し止めの行為保全措置の実施を別途裁定する必要はなくなった。」として、A社の訴訟中の行為保全申請を認めなかった。そして、最高人民法院は上訴を棄却し、原判決を維持した。

その後、一審裁判所は本件の損害賠償については引き続き審理した。審理ではA社は、賠償金2,500万元（経済的損失1,500万元、懲罰的損害賠償1,000万元）及び侵害行為を差し止めるための合理的な費用300万元の支払いという請求に変更した。一審裁判所は、「A社が提出した証拠では悪意の侵害行為の存在が証明されていないため、懲罰的損害賠償適用の要件を満たさない」として、侵害事実に関する

る先行判決を背景に、B社及びC社に対して経済的損失600万元及び合理的な費用100万元の支払いを命じた。各当事者は損害賠償に関する一審判決に不服がある場合、依然として最高人民法院に上訴できるとされた。

例2：E社とF社との商標権侵害紛争事件

◇ 基本情報

一審 上海浦東新区裁判所（2018）滬0115民初53351号

◇ 事件の経緯

E社は、1993年8月にアメリカのカリフォルニア州で登録し、主にスポーツ器具の製造・販売やフィットネスコースのマーケティングに携わる会社である。E社は、「ボディートレーニング器具、体操器具、手動操作のフィットネス用具（ボディートレーニング用具）、ヨガ・スポーツ活動用エクササイズバンド」などを含む第28類を指定商品とし、存続期間が2016年10月14日から2026年10月13日である第17XXXX72号登録商標「HIJ」を所有している。E社は国内のフィットネス器具販売業者及びフィットネスクラブとの連携により製品の宣伝や販売を行った。そのピラティス用ローラー器具にも製品の宣伝パンフレットにも「HIJ」及び「KLM」の標識が付されていた。

F社は、2007年5月15日に設立され、事業範囲としてスポーツ用品及びその付属品の製造を行う会社である。

F社は2018年3月14日から16日上海で開催された2018年第5回中国（上海）国際フィットネス・スポーツ・レジャー展覧会に出展し、「HIJ」商標が付されたピラティスローラー製品の販売を行っていた。F社はまた、WeChatショッピングや工場直売など様々なルートを通じて上記フィットネス器具の売り込みを行った。さらに、2012年、F社はE社の知的財産権を侵害することが発覚し、和解合意書を締結したこともあった。そのため、E社は、上海浦東新区裁判所（以下、「一審裁判所」という。）に訴訟を提起し、F社の侵害行為の差し止めと、合理的な費用を含む損害賠償300万人民元を請求した。

一審において、E社は訴訟請求について、商標登録証明書、自社製品の宣伝パンフレット、自社及び傘下製品の宣伝広告に関する公正証書、売上一覧表とその翻訳、図書館検索レポート、イ号製品の上海展覧会出展に関する公正証書、イ号製品の購入に関する公正証書、イ号製品の宣伝に関する公正証書、和解合意書の写しとその翻訳、権利侵害警告状及びその返事の写しとその翻訳、電子メールの写しとその翻訳、企業信用報告書、公正証書作成手数料の伝票、弁護士報酬請求書、出張経費の領収書などを証拠として提出した。

一審裁判所は、「F社が製造・販売しているピラティス用ローラー器具は、E社の第17787572号登録商標で指定されるボディートレーニング器具、体操器具、手動操作のフィットネス用具（ボディートレーニング用具）、ヨガ・スポーツ活動用エクササイズバンドと同じ商品である。F社が上記製品及び販売のために消費者に提供した製品パンフレットなどに用いられた『HIJ』文字標識とE社の登録商標『HIJ』を比較し、欧文字の構成や並び順が全く同じであるため、同一の商標に該当する。F社の『HIJ』標識の使用行為は、同一の商品に登録商標と同一の標識を使用する行為であるため、E社の商標権の侵害に該当する。F社は、『HIJ』が被疑侵害品のピラティス用ローラー器具の通称であると反論したが、何ら証拠を提出しなかった。『HIJ』商標はそれ自体に強い顕著性を持つ新語であり、また、E社及びその連携事業者の長年にわたる使用及び幅広い宣伝によって、E社との唯一の対応関係が成り立っている。以上により、F社の主張は認められない。」と判断した。

懲罰的損害賠償の金額について、E社は「侵害者の侵害行為で取得した利益」に基づいて賠償額を算定すると主張した上で、第三者のA社及びB社が提示した同種製品の製造に必要な各部品の原価に基づき、侵害品の製造コストについて1点で675.30人民元と算定した。しかし、F社は1点で750人民元であったと主張した。一審裁判所は、人件費や営業用地の賃料などの経営コストを一元的に検討した結果、F社の主張を認めた。侵害品の売上高及び単価について、一審裁判所は証拠の公証書に基づき、「2017年10月から11月までのWeChat販売だけを考慮しても、侵害品の販売数は1,500点もあった。侵害品の単価がそれぞれ1,428元（工場直売価格）、1,680元（WeChat定価）、1,569元（WeChat定価）であり、これに基づいて推算すると、F社の侵害による所得は少なくとも101.7から139.5万人民元となる。F社の行為が悪意による侵害行為に該当し、模倣品を数多く販売したばかりか、侵害を繰り返しているため、侵害情状が深刻であり、懲罰的損害賠償が適用され、侵害により取得した利益の3倍で賠償額を決定する。」と判断した。以上より、一審裁判所は、侵害行為の差し止め、権利行使費用を含む損害賠償300万人民元の支払いをF社に命じる旨の判決をした。当事者双方は上訴せず、一審判決は確定した。

例3：G社、H社とI社、J社、K社との著作物翻案権侵害紛争、不正競争紛争事件

◇ 基本情報

一審 北京市第一中級人民法院（2014）一中民初字第5146号

二審 北京市高級人民法院（2018）京民終226号

◇ 事件の経緯

H社は、作者であるA氏の許諾を得た、「AA」「BB」「CC」「DD」等の有名な武俠小説である著作物（以下、「本件著作物」という。）の中國大陸部での専用権者である。H社の同意を経て、A氏は一部の地域及び期間における上記著作物の移動端末用ゲームソフトウェアへの翻案権及びそのソフトウェアの商品化権をG社に独占許諾した。

被疑侵害物件である「EE」（以下、「本件ゲーム」という。）は、J社により開発されたゲームであり、K社は許諾を得て中國大陸部等の国や地域における同ゲームの独占運営権を取得した。I社は本件ゲームの実際の運営者である。本件ゲームには、キャラクターカード、武術カード、装備品カード、陣法カードという4種類のカードがある。

H社及びG社は、3被告が本件著作物を無断に本件ゲームへと翻案し、本件ゲームのリリースや配信により巨額の不法利益を取得した行為は、H社、G社の翻案権への侵害となっていることや3被告は原告2社と競争関係持ち、上記行為は本件著作物及び作者金庸の評判にただタダ乗りするとともに、本件ゲームが本件著作物や金庸と関係しているような誤認も惹起しているため、不正競争にもなっていると主張し、3被告を北京市第一中級人民法院（以下、「一審裁判所」という。）に提訴し、翻案権侵害及び不正競争の差し止め、公然謝罪及び影響解消、損害賠償1億元及び訴訟費用319,650.80元の被告負担を請求した。

一審裁判所は対比分析した上で、本件ゲームは、キャラクターの表現、武術の表現、装備品の表現、陣法の表現、ミッションの設定等の多くの点で本件著作物のコンテンツと対応関係又は類似性を有すると判断した。J社も、ゲーム開発時に本件著作物の要素を参考にしたと認めた。しかし、一審裁判所は、案件に係る証拠では本件ゲームが権利者のいずれか一作品への翻案となることは証明されていないため、J社、K社及びI社の行為が著作権侵害に該当しない判断した。また、他人のビジネス価値の有る資源を許諾なしかつ無償で商業的に利用したJ社、K社及びI社の行為は、信義則及び等価交換の基本的なビジネス倫理に反するものであり、不正なものであると判断した上、J社、K社及びI社に侵害差し止め、影響解消、損害賠償16,319,650.80元を命じる旨の判決を言い渡した。

各当事者はいずれも一審判決を不服として、北京市高級人民法院（以下、「二審裁判所」という。）に上訴した。二審裁判所は審理を経て、「本件ゲームにおける本件著作物のコンテンツの使用は、オンラインのカードゲームとして本件著作物における創作的表現を切り出して組み合わせる使用形態である。本件ゲームは、本件著作物におけるキャラクター、キャラクターの特徴、キャラクターの関係、武術の技及び武器、陣法、シーン等の具体的な創作要素を、カードゲームという新しい表現形態で再現して使用するものである。このような使用によって表されたキャラクターの特徴、キャラクターの関係及びそ

の他の要素との組み合わせ関係は、本件著作物における選択、配置、設計とは実質的な違いがなく、本件著作物の創作的表現を逸脱した新規な表現ではない。本件ゲームの翻案行為を差し止めないと、本件著作物の移動端末ゲーム翻案権及び関係権利が実現し難くなる。以上より、本件ゲームは、本件著作物に対する翻案に該当する。許諾なしに本件著作物を翻案した J 社は、H 社及び G 社の所有である本件著作物の移動端末ゲームソフトウェア翻案権への侵害となっている。J 社は本件ゲームの開発者として、K 社、I 社と連携して本件ゲームを運営したため、三社は侵害責任を共同で負担する。本件ゲームが権利者の翻案権への侵害となったと判断したため、被疑侵害行為に関する不正競争防止法の適用については検討しないものとする。」と認定し、上訴を棄却し、一審判決を維持する旨の判決をした。

例 4 : L 社と M 社との不正競争紛争事件

◇ 基本情報

一審 杭州鐵路運輸裁判所（2017）浙 8601 民初 4034 号

二審 浙江省杭州市中級人民法院（2018）浙 01 民終 7312 号

◇ 事件の経緯

M 社は、「AAA」という小売電子商取引データ商品を開発・運営しており、このツールは主として淘宝网、Tmall（オンラインショッピングサイト）業者に、カスタマイズ可能で、個性的でワンストップ式のビジネス決定体験プラットフォームを提供し、業者の店舗運営のための参考用データを提供する。

「AAA」によって提供されるデータコンテンツは、M 社がユーザの同意を得た上で、ユーザが淘宝電子商取引プラットフォーム（淘宝、Tmall を含む）で閲覧、検索、お気に入り、購入、取引などを行うときに残る痕跡を記録、収集して形成された大量のオリジナルデータに対してデセンシティブ処理を施し、個人情報、ユーザのプライバシーを取り除いた後、高度な処理、分析、統合、加工をして形成された指数型、統計型、予測型などの派生データである。

M 社は、L 社が「BBB」ソフトウェア及び「CCC」サイトを開発・運営し、「AAA」を利用している M 社ユーザに対して、「BBB」ソフトウェアをダウンロードし、このソフトウェアを通じてサブアカウントを共有するように誘導することによって利益を得ていることを発見した。M 社は、L 社の上記行為が、自社のデータ商品を実質的に代替し、自社のデータ商品の利用数及び売上の減少に直接つながり、自社の経済的利益を大きく損なうとともに、自社のビジネスモデルを悪意をもって破壊し、ビッグデータ業界の競争秩序を大きく乱す、不正競争行為に該当するとして、杭州鐵路運輸法院（以下、「一審法院」という。）に提訴した。

一審裁判所は、審理を経て、「インターネット産業は、情報共有、相互通信の特質を有するため、インターネット産業の発展を促進する観点から、L社がデータ商品「AAA」を適法に取得した上で自らの創意工夫により新しいビッグデータ商品を開発し、消費者に全く新しい体験を与えることができた場合、このような競争行為は不正競争とは言い難いが、本件では、L社は自らの創意工夫をせずに、データ商品「AAA」をそのまま自らの商業的利益を獲得するツールとして利用するだけであり、データ商品「AAA」により同じようなサービスを提供したに過ぎない。このように他人の市場成果をそのまま自分のものにして商業的利益及び競争上の優位性を獲得する行為が公認の商業道徳に違反し、「ただ乗り」の不正競争行為に該当することは明らかである。このような行為を禁止しないと、ビッグデータ商品の開発者の革新意欲を大きく損ない、インターネット産業の発展を妨害し、ひいては消費者の福祉の改善にも影響を与える。よって、L社の被疑侵害行為は、誠実信用の原則及び公認の商業道徳に違反し、このような「ただ乗り」の行為は、同業界の競争者であるM社の合法的な利益を損ない、明らかな不当性を有し、不正競争に該当する」と判断し、「被告であるL社は、本判決が確定した日から、本件の不正競争行為を直ちに止めるとともに、原告であるM社に損害賠償及び不正競争行為を阻止するための合理的な費用を合計200万元支払う」旨を判決した。

L社は、一審判決を不服として、浙江省杭州市中級人民法院（以下、「二審裁判所」という。）に上訴した。二審裁判所は審理した上、「一審判決の事実認定は明らかであり、法律の適用が正しいため、上訴を棄却し、原判決を維持する」と判決した。

第5章 模倣品の刑事対応

第1節 概要

1. 関連法律

模倣品の刑事対応とは、刑事法律に基づいて、刑事司法手続きにより、知的財産権を深刻に侵害し、知的財産権犯罪を構成する模倣事件について、模倣者の刑事責任を追及することである。

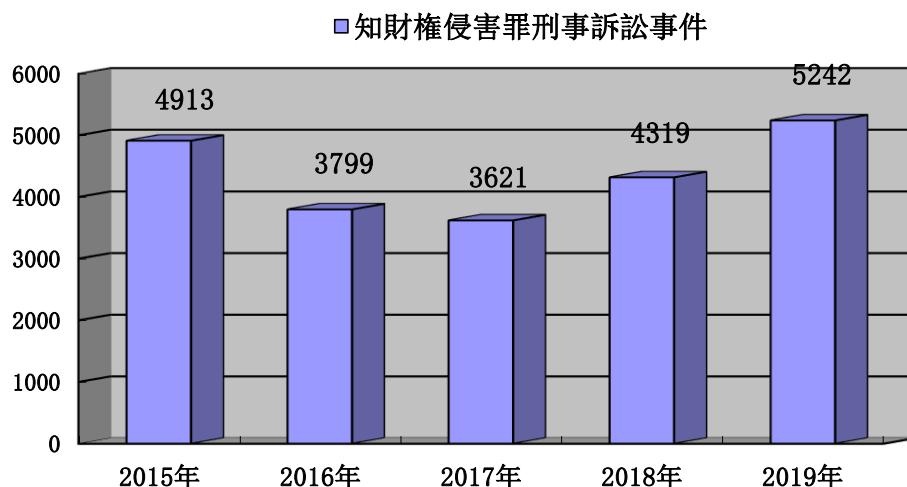
模倣品の刑事対応は、刑法、刑事訴訟法、知的財産法などの法律の組み合わせを通じて実現するが、主に、下記の法律法規を準拠法として実施している。

法令	発行機関	施行日等
中華人民共和国刑法	全国人民代表大会	1997年10月1日
中華人民共和国刑事訴訟法	全国人民代表大会	1997年7月1日
違法出版物刑事案件の審理の具体的法律応用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	1998年12月23日
知的財産権侵害の刑事案件処理の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（以下「解釈一」という）	最高人民法院・最高人民検察院	2004年12月22日
知的財産権侵害の刑事案件の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（2）（以下「解釈二」という）	最高人民法院・最高人民検察院	2007年4月5日
公安機関が管轄する刑事事件の訴追基準に関する規定（一）（以下「立件訴追基準一」という）	最高人民検察院・公安部	2008年6月25日
公安機関が管轄する刑事事件の訴追基準に関する規定（二）（以下「立件訴追基準二」という）	最高人民検察院・公安部	2010年5月7日
知的財産権侵害の刑事事件の法律適用の若干の問題に関する意見	最高人民法院・最高人民検察院・公安部	2011年1月10日
「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈	最高人民法院	2013年1月1日

知的財産権侵害の刑事案件の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（3）（以下「解釈三」という）	最高人民法院・最高人民検察院	2020年9月14日
--	----------------	------------

2. 知的財産権刑事訴訟の現状

模倣品の刑事対応は、模倣品対応における最後の砦であり、知的財産権刑事訴訟を通じて、模倣業者に対する刑事処罰を実現することで、新たな業者による模倣行為への牽制と再犯の防止への高い効果が認められるものである。近年、知的財産権侵害事件に対する刑事対応は強化されてきているが、統計の上では、刑事訴訟事件の件数の変化は小さく、近年は3,500件から5,000件程度の間で推移している。³⁹



2019年、地方の各級法院で新たに受理した第一審知的財産権刑事訴訟事件は5,242件で、前年比で21.37%増加した。そのうち、商標権侵害関連の刑事事件は4,982件となり、同期比で21.1%増加した。著作権侵害関連の刑事事件は210件となり、同期比で34.62%増加した。

また、地方の各級法院は知的財産権侵害刑事事件の一審事件を合計5,075件結審し、これは前年比24.88%の増加となった。そのうち、登録商標冒用罪事件は2,134件となり、同期比で15.23%増加した。

³⁹統計データの出处：

「2015年中国法院知財権の司法保護状況」：<http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-61.html>

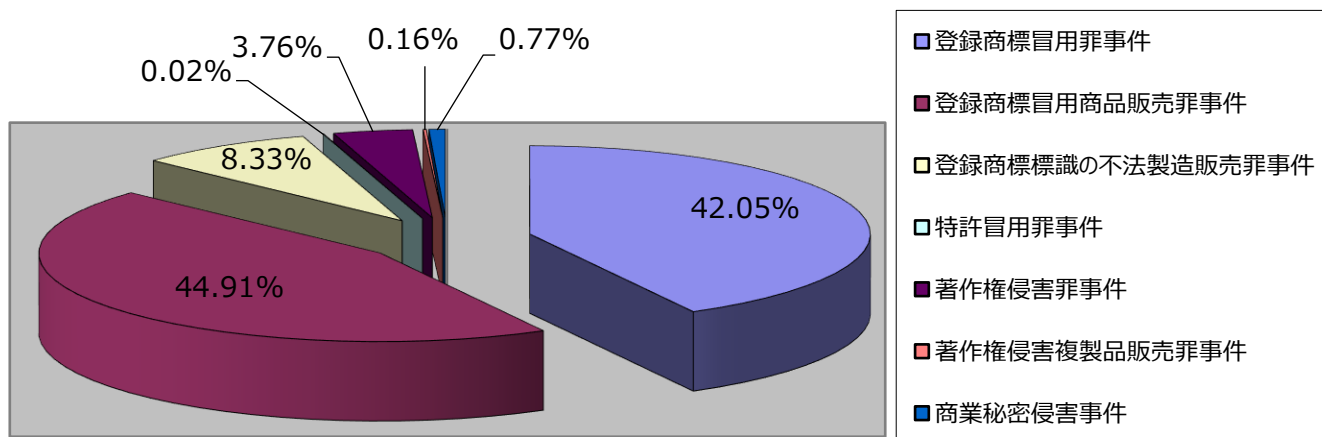
「2016年中国法院知財権の司法保護状況」：<https://www.chinacourt.org/article/detail/2017/04/id/2825053.shtml>

「2017年中国法院知財権の司法保護状況」：<http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-75.html>

「2018年中国法院知財権の司法保護状況」：http://www.iprdaily.cn/article_21514.html

「2019年中国法院知財権の司法保護状況」：<https://www.chinacourt.org/article/detail/2020/04/id/5049570.shtml>

登録商標冒用商品販売罪事件は 2,279 件となり、同期比で 32.19%増加した。登録商標標識の不法製造販売罪事件は 423 件で、同期比 38.69%増加した。専利冒用罪事件は 1 件である。著作権侵害罪事件は 191 件で、同期比 40.44%増加した。著作権侵害複製品販売罪事件は 8 件で、同期比 33.33%増加した。営業秘密侵害事件は 39 件で、昨年と同程度の件数であった。



3. 刑事案件の訴追基準

(1) 基本内容

① 登録商標冒用罪

定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法第213条： 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用する行為。
訴追基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第1条1項、立件訴追基準二第69条：<u>情状が重大な場合</u> ア. 不法経営額が5万元以上又は違法所得額が3万元以上の場合。 イ. 二種類以上の登録商標を冒用し、不法経営額が3万元以上又は違法所得額が2万元以上の場合。 ウ. その他情状が重大な場合。
加重情状	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第1条2項：<u>情状が極めて重大な場合</u> ア. 不法経営額が25万元以上又は違法所得額が15万元以上の場合。 イ. 二種類以上の登録商標を冒用し不法経営額が15万元以上又は違法所得額が10万元以上の場合。

ウ. その他情状が極めて重大な場合。

◇ 用語の解説

<p>同一種類の 商品</p>	<ul style="list-style-type: none">● 意見第5条1項：① 名称が同一である商品 (「名称」は、一般的に「商標登録用の商品及びサービスの国際分類」に定める商品の名称を指す)。② 名称は異なるものの同一の物を指す商品 (機能、用途、主要原料、消費対象、販売ルート等において同一又は基本的に同一であり、同一種類の物として関連公衆に一般的に認められている商品を指す)。● ポイント 民事上は「類似の商品」での使用も商標権侵害となるが、刑事上は「類似の商品」での使用は犯罪にならない。
<p>同一の商標</p>	<ul style="list-style-type: none">● 解釈一第8条1項： 冒用される登録商標と完全に同一又は冒用される登録商標と視覚上基本的に差がなく、公衆に対して誤認を生じさせるに足る商標を指す。● 解釈三第1条：① 登録商標の字体、アルファベットの大小又は文字の横・縦並びを改変したもので、登録商標と基本的に差がない場合② 登録商標の文字、アルファベット、数字等の間隔を改変したもので、登録商標と基本的に差がない場合③ 登録商標の色を改変したもので、登録商標の顕著な特徴の具現化に影響がない場合④ 登録商標において単に通用名称、型番等の顕著な特徴が欠けられている要素のみを増加したもので、登録商標の顕著な特徴の具現化に影響がない場合⑤ 立体商標における三次元標識及び平面要素と基本的に差がない場合⑥ 登録商標と基本的に差がなく、公衆に対して誤認を生じさせるに足りるその他の商標の場合

	<ul style="list-style-type: none"> ● ポイント 民事上は、類似商標の無断使用も商標権侵害となるが、刑事上は、同一商標の無断使用しか犯罪にならない。
使用	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第8条2項： 登録商標又は冒用した登録商標を商品、商品の包装又は容器及び製品説明書、商品取引文書に使用し、又は登録商標若しくは冒用した登録商標を広告宣伝、展覧及びその他の商業活動等に用いる行為を指す。
不法経営額	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第12条： 行為者が知的財産権侵害行為の過程において、製造し、貯蔵し、輸送し、販売した権利侵害製品の価値を指す。既に販売した権利侵害品の価値は実際に販売した価格に基づいて計算される。製造し、貯蔵し、輸送し及び販売されていない権利侵害製品の価値は、表示価格又は既に調査した権利侵害品の実際の販売平均価格に基づいて計算される。権利侵害製品に表示価格がなく又は実際の販売価格を調査できない場合は、被権利侵害製品の市場の中間価格に基づいて計算される。 数回にわたり知的財産権を侵害し、かつ、行政処罰又は刑事処罰されていない行為について、不法経営金額、違法所得金額又は販売金額の累計に依って計算する。 ● 意見第7条： 製造、貯蔵、輸送され、及び販売されていない登録商標虚偽表示に当たる侵害製品の金額算定の際、製作は完了しているが、登録商標虚偽表示が付加（貼り付けも含む）されていない、又は完全には付加（貼り付けも含む）されていない製品については、当該製品に他者の登録商標を虚偽表示しようとするのが確実であることを、十分な証拠により証明することができれば、その金額を不法経営額に計上する。

② 登録商標冒用商品販売罪

定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法第214条： 登録商標を冒用した商品であることを明らかに知りながら販売する行為。
訴追基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第2条1項：<u>金額が比較的大きい場合</u> 販売金額が5万元以上の場合

	<ul style="list-style-type: none"> ● 立件訴追基準二第70条： ア.販売金額が5万元以上である場合 イ.まだ販売されていないが、商品の価値額が15万元以上である場合 ウ.販売金額が5万元以下であるが、販売金額とまだ販売されていない商品の価値額を合わせて15万元以上である場合
加重情状	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第2条2項：金額が極めて大きい場合 販売金額が25万元以上の場合。

◇ 用語の解説

販売金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第9条1項： 「販売金額」とは、登録商標を冒用した商品を販売後に取得した及び取得すべきすべての違法収入をいう。
明らかに 知りながら	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第9条2項： ア.自身が販売する商品に付された登録商標が、改ざんされたり、取り替えられたり又は覆われたりしていることを知っている場合 イ.登録商標を冒用した商品を販売することにより行政処罰を受けたことがあるか、又は民事責任を負ったことがあるにもかかわらず、再び同一種類の登録商標を冒用した商品を販売する場合 ウ.商標登録者の授権文書を偽造し、改ざんするか、又は当該文書が偽造され、改ざんされたものであることを知っている場合 エ.その他に登録商標冒用の商品状況を知るか、又は知るべき場合

③ 登録商標標識の不法製造販売罪

定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法第215条： 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造した登録商標の標識を販売する行為。
訴追基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第3条1項、立件訴追基準二第71条：情状が重大な場合 ア.偽造、無断製造し、又は販売した偽造、無断製造の登録商標の標識の数量が2万

	<p>件以上、又は不法経営額が5万元以上若しくは違法所得額が3万元以上の場合</p> <p>イ.偽造、無断製造し、又は販売した偽造、無断製造の二種類以上の登録商標の標識の数量が1万件以上、又は不法経営額が3万元以上若しくは違法所得額が2万元以上の場合</p> <p>ウ.その他情状が重大な場合</p>
加重情状	<p>● 解釈一第3条2項：情状が特に重大な場合</p> <p>ア.偽造、無断製造し、又は販売した偽造、無断製造の登録商標の標識の数量が10万件以上、又は不法経営額が25万元以上若しくは違法所得額が15万元以上の場合</p> <p>イ.偽造、無断製造し、又は販売した偽造、無断製造の二種類以上の登録商標の標識の数量が5万件以上、又は不法経営額が15万元以上若しくは違法所得額が10万元以上の場合</p> <p>ウ.その他情状が特に重大な場合</p>

④ 専利冒用罪

定義	● 刑法第216条 ：他人の特許を冒用する行為。
訴追基準	<p>● 解釈一第4条、立件訴追基準二第72条：情状が重大な場合</p> <p>ア.不法経営金額が20万元以上又は違法所得金額が10万元以上の場合</p> <p>イ.専利権者に50万元以上の直接的な経済損失をもたらした場合</p> <p>ウ.二つ以上の他人の専利を偽造し、不法経営金額が10万元以上又は違法所得金額が5万元以上の場合</p> <p>エ.その他情状が重大な場合</p>

◇ 用語の解説

他人の専利を冒用する行為	<p>● 解釈一第10条：</p> <p>ア.権利者の許諾を得ずに、製造又は販売する製品、製品の包装に他人の専利番号を表記する場合</p> <p>イ.権利者の許諾を得ずに、広告又はその他の宣伝資料に他人の専利番号を使用し、かかる技術が他人の専利技術であると誤認させる場合</p> <p>ウ.権利者の許諾を得ずに、契約書に他人の専利番号を使用し、契約に関連する技術が</p>
--------------	---

	<p>他人の専利技術だと誤認させる場合</p> <p>エ.他人の専利証書、専利文書又は専利出願文書を偽造又は変造する場合</p>
--	--

⑤ 著作権侵害罪

定義	<p>● 刑法第217条：</p> <p>営利の目的で以下の状況に該当する著作権を侵害する行為を行なうこと。</p> <p>ア.著作権者の許諾を得ずに、文字作品、音楽、映画、テレビ、録画作品、コンピュータソフトウェアその他の著作物を複製発行した場合</p> <p>イ.他人が専有出版権を享有する図書を出版した場合</p> <p>ウ.録音録画制作者の許諾を得ずに、その者が製作した録音録画の著作物を複製発行した場合（録音録画制作者の許諾を得ずに情報ネットワークを通してその者が製作した録音録画作品を伝達する行為は複製発行行為として見なされる。最高人民法院・最高人民検察院による「著作権侵害刑事事件における録音録画製品の関連問題に対する回答」）</p> <p>エ.他人の署名を冒用した美術作品を制作し又は販売した場合</p>
訴追基準	<p>● 解釈一第5条1項、解釈二第1条、立件訴追基準一第26条、意見第13条1項：</p> <p>① <u>違法所得金額が比較的大きい場合：</u></p> <p>違法所得額が3万元以上の場合</p> <p>② <u>その他情状が重大である場合：</u></p> <p>ア.不法経営金額が5万元以上の場合</p> <p>イ.著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画作品、コンピュータソフトウェア、録音録画作品及びその他の著作物を複製発行し、複製品の数量が合計500枚（部）以上の場合</p> <p>ウ.情報ネットワークを通じて、他人の文字作品、音楽、映画、テレビ、美術、撮影、録画作品、録音録画製品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品を公衆に伝播し、かつ、以下のいずれかに該当する場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a) 不法経営額が5万元以上である場合</p> <p style="margin-left: 20px;">b) 他人の作品を伝播した数が合計で500件（部）以上である場合</p>

	<p>c) 他人作品を伝播する実際のクリック数が5万回以上である場合</p> <p>d) 会員制方式により他人の作品を伝播し、登録会員数が1,000人以上に達した場合</p> <p>e) 金額又は数量は、a)～d)の基準に達していないものの、その中の二項目以上において、基準の半分以上に達している場合</p> <p>f) その他情状が重大な場合</p> <p>エ.その他情状が重大な場合</p>
加重情状	<p>● 解釈一第5条2項、解釈二第1条、意見第13条2項：</p> <p>① <u>違法所得額が巨額の場合</u>： 違法所得額が15万元以上の場合</p> <p>② <u>情状が特に重大な場合</u>： ア.不法経営額が25万元以上の場合 イ.著作権者の許諾を得ずに、文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画作品、コンピュータソフトウェア、録音録画作品及びその他の著作物を複製発行し、複製品の数量が合計2,500枚（部）以上の場合 ウ.情報ネットワーク上で他人の作品を伝播することに関する意見13条1項に定める行為を行い、その金額又は数量が同項第1号から第5号までの基準の5倍以上に達した場合 エ.その他情状が特に重大な場合</p>

◇ 用語の解説

営利の目的	<p>● 解釈一第11条1項、立件訴追基準一第26条、意見第10条：</p> <p>① 営利の目的には、有料広告等の方法で直接的又は間接的に費用を徴収する場合も含まれる。</p> <p>② 販売の場合を除き、下記のいずれかに該当する場合、「営利を目的とすること」と判断することができる。</p> <p>ア.他人の作品の中に有料広告を掲載し、第三者の作品との抱き合わせなどの方法により直接的又は間接的に費用を徴収すること</p> <p>イ.情報ネットワークを通じて他人の作品を伝播し、又は他人がアップロードした権</p>
-------	---

	<p>利侵害作品を利用し、ウェブサイト若しくはウェブページで有料広告サービスを提供し、直接的又は間接的に費用を徴収すること</p> <p>ウ.会員制の情報ネットワークを通じて、他人の作品を伝播し、会員登録費その他の費用を徴収すること</p> <p>エ.その他、他人の作品を利用して利益を図ること</p>
<p>著作権者、 録音製作者</p>	<p>● 解釈三第2条1項：</p> <p>刑法第217条に規定される作品、録音製品に一般的な方式で署名した自然人、法人或いは非法人組織は、著作権者或いは録音製作者であると推定すべきであり、当該作品、録音製品において相応の権利があると認めるべきである。ただし、反証がある場合は除く。</p>
<p>著作権者の 許諾を得ず</p>	<p>● 解釈一第11条2項、立件訴追基準一第26条、意見第11条、解釈三第2条2項：</p> <p>著作権者の授権を得ていない場合又は著作権者の授権許諾文書を偽造し、改ざんし、又は授権許諾範囲を逸脱している場合を指す。</p> <p>通常、認定にあたっては、著作権者又は著作権者が授権した代理人や著作権の集団管理組織、国の著作権行政管理部門から指定された著作権認証機構が発行する係争作品の著作権認証書類、若しくは出版者、複製発行者がライセンス許諾書類を偽造、改ざんしていること、又はライセンス許諾の範囲を超えていることを証明している証拠に基づき、他の証拠と合わせて総合的に認定するものとする。</p> <p>係争作品、録音製品の種類が多く、かつ権利者が分散している事件においては、係争複製品が違法に出版・複製発行され、かつ出版者、複製発行者が著作権者、録音製作者の許諾を得たことを示す関連証拠資料を提出できない場合、刑法第217条に規定される「著作権者による許諾を得ていない」「録音製作者による許諾を得ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄したり、係争作品の著作権又は録音製品に関わる権利が中国の著作権法の保護を受けていないこと、又は著作権の保護期限が既に満了していることを証明できる証拠がある場合を除く。</p>
<p>複製発行</p>	<p>● 解釈一第11条3項、解釈二第2条、立件訴追基準一第26条、意見第12条：</p> <p>① 複製販売には、複製、販売、又は複製しかつ販売を行う行為が含まれるが、情報ネットワークを通じて公衆に対し他人の文字著作物、音楽・映画・テレビ・録画著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画作品及びその他著作物を伝播させ</p>

	<p>る行為も含まれる。</p> <p>② 「発行」は、総発行、卸売り、小売り、情報ネットワーク通じた伝播及びリリース、展示即売する行為を含む。権利侵害製品の所持者が広告、注文募集等の方式で権利侵害製品を売り込む行為も、「発行」に該当する。</p> <p>③ 不法に他人の作品を出版、複製、発行し、犯罪を構成する場合は、著作権侵害罪として処罰する。</p>
--	--

⑥ 著作権侵害複製品販売罪

定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法第218条： <ul style="list-style-type: none"> 営利を目的として、刑法第217条に規定する複製品であることを知りつつ販売し、違法所得額が巨額な場合。
訴追基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈一第6条、立件訴追基準一第27条： <ul style="list-style-type: none"> ① 違法所得額が10万元以上の場合。 ② 違法所得額が上記基準に達していないが、未販売の侵害複製品の価値額が30万元以上の場合。

⑦ 営業秘密侵害罪

定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法第219条1、2項： <ul style="list-style-type: none"> 以下①又は②に該当する場合、当該行為は営業秘密侵害罪を構成する。 ① 下記に規定する営業秘密侵害行為のいずれかに該当する行為を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ア.窃盗、利益誘導、脅迫その他の不正な手段を用いて、権利者の営業秘密を取得すること イ.前号の手段を用いて取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し又は他人に使用を許諾すること ウ.契約に違反し又は権利者の営業秘密の保持に関する要求に反して、自己が保有する営業秘密を開示し、使用し又は他人が使用することを許諾すること ② ①の行為があったことを明らかに知り又は知り得べき状況下で、他人の営業秘密を取得し使用し又は開示したこと ● 解釈三第6条：
----	---

	<p>刑事訴訟の過程において、当事者、弁護士、訴訟代理人又は訴外人が書面にて関連営業秘密又はその他の秘密保持に必要となる営業情報の証拠、資料に対して秘密保持措置を取るよう申請する場合、事件の状況に基づき、訴訟参加者を組織して秘密保持承諾書に署名する等必要な秘密保持措置を取るべきである。</p> <p>前項の秘密保持措置に関する要求又は法律法規に規定される秘密保持義務に違反する場合、法により相応の責任を負うものとする。刑事訴訟の流れにおいて接触・取得した営業秘密を無断で開示、使用又は他人に許諾使用し、刑法第219条の規定に合致する場合、法により刑事責任を追及する。</p>
訴追基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈三第4条1項：権利者に重大な損害を与えた場合 <p>ア．営業秘密の権利者にもたらした損失金額、又は営業秘密の侵害により得た違法所得額が30万元以上である場合</p> <p>イ．営業秘密の権利者に重大な経営難を引き起こして、破産、倒産させた場合</p> <p>ウ．営業秘密の権利者にその他重大な損害を与えた場合</p>
加重情状	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈三第4条2項：特に重大な結果をもたらした場合 <p>営業秘密の権利者にもたらした損失金額、又は営業秘密の侵害により得た違法所得額が250万元以上である場合。</p>

◇ 用語の解説

営業秘密	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法第219条3項： <p>公に知られておらず、権利者のために経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持措置を講じた技術情報又は経営情報を指す。</p>
権利者	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法第219条4項： <p>営業秘密の所有者及びその許諾を得て営業秘密を使用する者を指す。</p>
窃盗	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈三第3条1項： <p>不法複製により、又は、授權なく或いは授權範囲を超えてコンピュータ情報システムを使用する等の方法により営業秘密を盗み取った場合、刑法第219条1項1号に規定される「窃盗」と認定すべきである。</p>
その他の不正な手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈三第3条2項： <p>賄賂、詐欺、電子的侵入等の方法で権利者の営業秘密を獲得した場合、刑法第219</p>

	<p>条1項1号に規定される「その他の不正な手段」と認定すべきである。</p>
<p>損失金額・ 違法所得額</p>	<p>● 解釈三第5条：</p> <p>刑法第219条に規定される行為の実施によりもたらされた損失額或いは違法所得額は、以下の方法に基づいて認定することができる。</p> <p>① 不正な手段で権利者の営業秘密を獲得したが、まだ開示、使用していない、或いは、他人にその使用を許諾していない場合、損失額は当該営業秘密の合理的な許諾使用料に基づいて認定することができる。</p> <p>② 不正な手段で権利者の営業秘密を獲得した後、開示、使用し、或いは他人にその使用を許諾した場合、損失額は権利者が侵害によりもたらした売上利益の損失に基づいて確定することができる。ただし、当該損失額が営業秘密の合理的な許諾使用料より低い場合には、合理的な許諾使用料に基づいて確定する。</p> <p>③ 約束、権利者による営業秘密保持に関する要求に違反して、把握した営業秘密を開示、使用し、或いは、他人にその使用を許諾した場合、損失額は権利者が侵害によりもたらした売上利益の損失に基づいて確定することができる。</p> <p>④ 不正な手段で営業秘密を獲得した場合、或いは、約束に違反して又は権利者による営業秘密保持に関する要求に違反して、開示、使用、使用を許諾したことを明らかに知っていながら、依然として獲得、使用し、或いは開示した場合、損失額は、権利者が侵害によりもたらした売上利益の損失に基づいて確定することができる。</p> <p>⑤ 営業秘密の侵害行為により、営業秘密が既に公衆に知られた場合、或いは、営業秘密の滅失⁴⁰を引き起こした場合、損失額は当該営業秘密の商業的価値に基づいて確定することができる。営業秘密の商業的価値は、当該営業秘密の研究開発コスト、当該営業秘密の実施収益に基づいて総合的に確定することができる。</p> <p>⑥ 営業秘密を開示或いは他人にその使用を許諾することによって獲得した財物或いはその他の財産的利益は、違法所得として認定すべきである。</p> <p>上記の②、③、④に規定される侵害によりもたらされた売上利益の損失は、侵害によって引きこされた販売量減少の総数に権利者の製品ごとの合理的利潤を乗じるこ</p>

⁴⁰ 例えば、ある営業秘密が担体に記録されているが、当該担体が毀損されたことにより営業秘密が滅失した場合等がこれに該当する。

	<p>とで確定することができる。</p> <p>販売量減少の総数が確定されない場合、侵害製品の販売量に権利者の製品ごとの合理的利潤を乗じることで確定することができる。</p> <p>権利者が侵害によって引きこされた販売量減少の総数と製品ごとの合理的利潤がいずれも確定できない場合、侵害製品の販売量に侵害製品ごとの合理的利潤を乗じることに基づいて確定することができる。</p> <p>営業秘密がサービスなどのその他の経営活動に使用される場合、侵害によって減少した合理的利益に基づいて確定することができる。</p> <p>なお、営業秘密の権利者が事業運営、事業計画に対する損失を減らすために、或いはコンピュータ情報システムの安全、他のシステムの安全を再回復するために支出した救済費用は、営業秘密の権利者にもたらした損失に計上すべきとされている。</p>
--	--

(2) 補充内容

<p>単位犯罪について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 刑法第220条、解釈二第6条： 単位（法人等）が刑法213条から219条の罪を犯した場合、単位に罰金を科し、その直接責任を負う主管者とその他の直接責任者を各条の規定により処罰する。 また、罪と刑を決める基準は、個人による犯罪の場合と同一である。
<p>罰金額について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 解釈三第10条： 知的財産権侵害罪について、犯罪違法所得額、非法経営額、権利者にもたらした損失額、侵害・冒用品数量及び社会的危害性等の情状を総合的に考慮して、法により罰金を処すべきである。 罰金額は通常、違法所得額の一倍以上五倍以下で確定する。違法所得額を確認できない場合、罰金額は通常、非法経営額の50%以上一倍以下で確定する。 違法所得額と非法経営額がいずれも確認されず、三年以下の有期懲役、拘留、管制、或いは、罰金を単科した場合、通常、三万元以上一百万元以下で罰金を確定する。 三年以上の有期懲役を言い渡した場合は、通常十五万元以上五百万元以下で罰金を確定する。

<p>幫助罪について</p>	<p>● 解釈一第16条、意見第15条：</p> <p>他人が知的財産権侵害の犯罪を行っていることを知りつつ、資金、預金口座、領収書、証明書、許可証書を提供し、若しくは生産、経営場所を提供し、又は、輸送、貯蔵、輸出入代理等の便宜を図り、幫助した場合、共犯として処罰される。</p> <p>また、他人が知的財産権侵害の犯罪を行っていることを知りつつ、権利侵害製品を生産、製造する主要原材料、補助材料、半製品、包装材料、機会設備、付箋標識、生産技術、調剤を提供し、又はインターネット開通、サーバー委託管理、ネット保存空間、通信伝送通路、費用代理徴収、費用決算等のサービスを提供する者については、知的財産権侵害罪の共犯として処罰される。</p>
<p>常習者について</p>	<p>● 意見第14条2項：</p> <p>二年以内に知的財産権侵害行為を何回も行い、行政処理を受けておらず、その累計額が犯罪の要件を満たす場合、犯罪として処罰される。</p>
<p>罪の犯罪の競合について</p>	<p>● 解釈一第13条、14条、意見第16条：</p> <p>① 刑法第213条が規定する「登録商標冒用罪」⁴¹を犯すと同時に、当該登録商標冒用商品を販売することで同法第214条が規定する「登録商標冒用商品販売罪」⁴²をも構成する場合、数罪併科⁴³を処すことなく「登録商標冒用罪」として処罰する。</p> <p>② 刑法第213条が規定する「登録商標冒用罪」を犯したほか、別途、他人の登録商標冒用商品を販売して同法第214条が規定する「登録商標冒用商品販売罪」を犯した場合には、数罪併科を処する。</p> <p>③ 刑法第217条が規定する著作権侵害の犯罪を犯すと同時に、当該権利侵害複製品を販売することで著作権侵害物の販売に係る犯罪⁴⁴をも構成する場合、数罪併科を処すことなく刑法第217条が規定する著作権侵害罪として処罰する。</p> <p>④ 刑法第217条に規定される著作権侵害の犯罪を犯したほか、別途、他人の権利侵</p>

⁴¹ 登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品に登録商標と同一の商標を使用し、その情状が重大な場合、「登録商標冒用罪」を構成する。

⁴² 他人の登録商標を冒用している商品と知っていながら、当該商品を販売し、金額が比較的大きい場合、「登録商標冒用商品販売罪」を構成する。

⁴³ 一定の期間内に犯した複数の罪に対して、それぞれ罪を判定し、刑罰を裁量した上、所定の併科原則と刑罰期間の計算方法に基づき、最終執行する刑罰を決定する制度を言う。

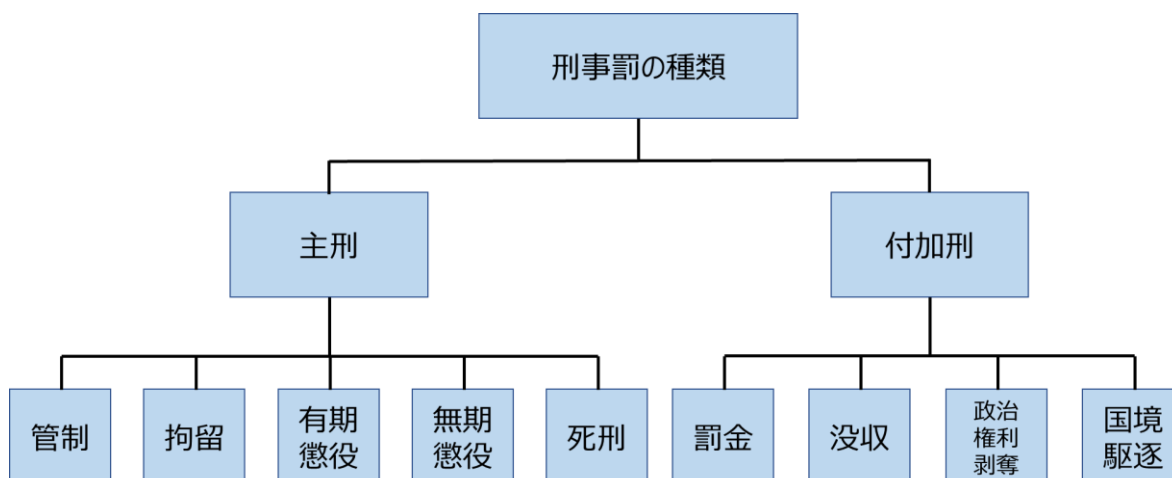
⁴⁴ 営利を目的として、刑法第217条に規定する複製品であることを知りつつ販売し、違法所得額が巨額な場合、「著作権侵害複製品販売罪」を構成する。

	<p>害複製品を販売して著作権侵害物の販売に係る犯罪⁴⁵を犯した場合には、数罪併科を処する。</p> <p>⑤ 行為者が知的財産権侵害罪を犯すと同時に、模倣品・粗悪品の生産・販売という犯罪を構成している場合、知的財産権侵害の犯罪と模倣品・粗悪品生産販売罪の中で最も処罰が重い規定に準拠して罪を判定し処罰する。</p>
<p>侵害品などの 処理</p>	<p>● 解釈三第7条：</p> <p>特殊な状況を除き、登録商標冒用商品、不法製造の登録商標標識、著作権侵害の複製品、主に登録商標冒用商品、登録商標標識或いは侵害複製品を製造するための材料と工具は、法により没収又は廃棄しなければならない。</p> <p>上記の物品が民事、行政事件の証拠として使用される必要がある場合、権利者による申請を経て、民事、行政事件を終結した後、或いはサンプル収集、写真を取る等の方法で証拠を固定した後、廃棄する。</p>

4. 刑事罰の種類及び内容

(1) 概要

刑事罰とは、犯罪に対する法的効果として、国家によって犯罪をおかした者に科せられる一定の法益の剥奪を言う。中国の刑事罰には、以下の種類がある。



⁴⁵ 営利を目的として、刑法第 217 条に規定する複製品であることを知りつつ販売し、違法所得額が巨額な場合、「著作権侵害複製品販売罪」を構成する。

(2) 具体的な内容

<p>登録商標 冒用罪</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情状が重大な場合： 3年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。 ● 情状が特に重大な場合： 3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。
<p>登録商標 冒用商品 販売罪</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 販売額が比較的大きい場合： 3年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。 ● 販売額が巨額である場合： 3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 <p>● <u>未遂として処罰（意見8条1項）</u> ア.まだ販売されておらず、商品価値額が15万元以上である場合。 イ.一部が販売されており、販売された分の金額が5万円未満だが、まだ販売していない商品価値額との合計額が15万元以上である場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>法定刑の幅に準拠して処罰（意見第8条2項）</u> ア.販売されておらず、商品価値額が15万元以上25万円未満である場合。 イ.販売されておらず、商品価値額が25万元以上である場合。 ● <u>情状を斟酌して重罰（意見第8条3項）</u> ア.販売額と未販売分商品金額がそれぞれ異なる法定刑の範囲、若しくはいずれも同一法定刑の範囲に達した場合は、より重い処罰の法定刑又は同一の法定刑の範囲に準拠し、事情を斟酌して重罰を加える。
<p>登録商標標識 の不法製造 販売罪</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 情状が重大な場合： 3年以下の有期懲役、拘留又は管制に処し、罰金を併科又は単科する。 ● 情状が特に重大な場合： 3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。 <p>● <u>未遂として処罰（意見9条）</u> ア.まだ販売されておらず、他人の偽造、無断製造した登録商標標識の数量が6万件以上である場合。 イ.まだ販売されておらず、他人の偽造、無断製造した二種類以上の登録商標標識の数量が3万件以上である場合。</p>

	<p>ウ.他人が偽造、無断製造した登録商標標識を一部販売しており、その販売標識の数量が2万件未満であるが、まだ販売していない標識の数量と合わせた合計数量が6万件以上である場合。</p> <p>エ.他人が偽造、無断製造した二種類以上の登録商標標識を一部販売しており、その販売標識の数量が1万件に達していないものの、まだ販売していない標識の数量と合わせるとその合計数量が3万件以上である場合。</p>
特許冒用罪	<ul style="list-style-type: none"> ● 3年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。
著作権侵害罪	<ul style="list-style-type: none"> ● 違法所得金額が比較的大きい場合又はその他情状が重大である場合： 3年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科又単科する。 ● 違法所得金額が巨額である場合又はその他の情状が特に重大である場合： 3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。
著作権侵害複製品販売罪	<ul style="list-style-type: none"> ● 3年以下の有期懲役又は拘留、罰金を併科又は単科する。
営業秘密侵害罪	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業秘密の権利者に重大な損害を与えた場合： 3年以下の有期懲役又は拘留、罰金を併科又は単科する。 ● 特に重大な結果を生じた場合： 3年以上7年以下の有期懲役及び罰金を併科する。

5. 主管機関

(1) 捜査機関:公安局 (警察)

刑事訴訟法の関連規定によれば、刑事事件の捜査は、法律により別途規定されていない限り、公安局が行うこととなっており、知的財産権侵害事件の捜査についても公安局が行っている。

したがって、知的財産権犯罪の被害を受けた場合、被害者は、犯罪地や容疑者所在地の公安局に告発することができる。また、知的財産権犯罪を発見した場合、被害者に関わらず、誰でも公安局に通報することができる。なお、行政機関が摘発の過程において、当該事件が刑事訴追基準に達するものであると認めた場合、当該事件を公安局へ移送する必要がある。

公安局は、告発や通報、又は、行政機関からの移送を受けた場合、迅速に審査を行う。審査の結果、犯罪事実があり、刑事責任を追及する必要があると認めた事件については、立件する。また、立件した事件については捜査を行い、必要に応じて押収、勾留などの措置を取る。

捜査の結果、犯罪容疑が固まった場合、公安局は、当該事件を人民検察院に送検する。

(2) 公訴機関：人民検察院

刑事訴訟法の関連規定によれば、公訴の提起は、人民検察院が行う。人民検察院は、公安局から送検された事件について、審査をした上で、犯罪事実が明らかであり、証拠が確実かつ十分であり、刑事責任を追究すべきであると認める場合、公訴を提起する。

また、人民検察院は、法律監督機関として、公安局の捜査を監督する役割を担っており、公安局が立件すべき事件について立件しなかった場合、人民検察院に立件監督を請求することができる。さらに、上級人民検察院は下級裁判所が、最高人民検察院は各級裁判所が言い渡した確定判決や裁定に誤りがあると認める場合、法により、抗訴することができる。

(3) 裁判機関：裁判所

刑事訴訟法の関連規定によれば、裁判所は、国家裁判機関として、事実と証拠を調べた上で、法律規定に従い、判決を言渡して、被告人の有罪と無罪、及び刑事責任を決定する。

刑事訴訟法の関連規定によれば、被害者が知的財産権侵害を証明する証拠を有し、情状が軽微な知的犯罪事件については、被害者より、直接に裁判所に対して刑事提訴（自訴）することができる。また、公安局に告訴しても公安局が捜査を進めなかった場合、又は、人民検察院が公訴を提起しなかった場合、直接裁判所に自訴して刑事訴追することができる。このような場合、裁判所は、被害者による刑事提訴を受理しなければならない。

第2節 刑事対応として取り得る方法

1. 公安機関への告発

悪質な模倣事件に対しては、強力な打撃と徹底的な根絶が必要であるが、その場合、刑事による対応が最も効果的である。また、刑事対応をとる場合、権利者は、自訴のルートを選ぶことができるが、公安機関と検察機関がやることを自らやらなければならないので、証拠収集と権利主張において困難が伴うことが予想される。

したがって、重大な権利侵害を受けて、かつ、侵害者の刑事責任を追究が可能であると判断できる場合、情報を収集した上、公安機関へ告発することが得策である。

公安機関への告発は、書面又は口頭のいずれでも問題ないが、公安機関の立件基準は、「犯罪事実が

あり、刑事責任を迫及する必要があること」であるため、立件・捜査の必要性を認識させるに十分な情報収集と、公安機関への適切な情報提供が肝心である。したがって、できるだけ、事前調査を通じて、特定の侵害者と確実な被害状況の情報を収集し、公安機関に提供することが重要になる。

こうして刑事的手続が進められるようになると、公安機関による捜査過程で、自身の調査によっては知りえなかった被害状況までが、明らかになる可能性もある。

2. 行政機関の移送

2006年1月26日の最高人民検察院、公安部、監察部が共同で「行政執行中の犯罪嫌疑案件移送に関する意見」で、行政機関は刑事訴追基準に達した案件を直ちに公安機関に移送しなければならないとされた。つまり、行政機関は、摘発の過程で犯罪構成の容疑があると認めた場合、事件を公安局へ移送する必要があり、実務においても、行政機関と公安機関が連携して、摘発したケースもある。

また、関連摘発事件が刑事訴追基準に達した場合、権利者は、当該行政機関、又は、その上級機関に陳情し、移送の要請を提出することができる。

3. 刑事自訴

(1) 提訴要件

自訴手続きは、刑事事件について、被害者等が自ら直接に裁判所へ刑事訴訟を提起する手続きを言う。刑事訴訟法の関連規定によると、知的財産権侵害事件の被害者は、自訴を提起することができるが、下記の提訴要件を満たさなければならない。

適格な自訴人	<ul style="list-style-type: none"> ● 模倣品事件の被害者
明確な被告と具体的な訴訟請求がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 明確な被告が存在すべきであり、被告が存在しない、又は、被告が行方不明の場合、裁判所により訴訟の撤回を要求されるか、又は、提訴を棄却される。 ● 具体的な訴訟請求が必要であり、罪名と刑事責任を明確に提出する必要がある。 ● 刑事付帯民事訴訟を提起する場合には、具体的な賠償請求をする必要がある。
自訴事件の範囲に属する	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産権侵害事件において、被害者が犯罪の証拠を持っており、情状が軽微な知財犯罪である場合、自訴事件の範囲に属する。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会秩序と国家利益を深刻に侵害している知財犯罪は、自訴事件に属さない。 ● 被害の証拠を持っているのに、公安機関又は人民検察院が被告人の刑事責任を追及しない場合には、自訴が認められる。
犯罪事実を証明する証拠がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 証拠不十分の場合、裁判所により、訴訟の撤回を要求されるか、又は、提訴を棄却される。
提訴裁判所の管轄に属する	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産権侵害事件の場合、通常、犯罪地又は被告所在地の基層裁判所が管轄する。

(2) 管轄

被害者は、自訴を提起する場合、下記の管轄規定にしたがって、管轄権のある裁判所に提訴する必要がある。

級別管轄	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常、基層裁判所が管轄する。
地域管轄	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常、犯罪地の裁判所が管轄する。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 被告所在地の裁判所が管轄する方が適切である場合には、そのようにすることも可能である。

(3) 訴訟手続き

◇ 刑事提訴手続の要点

提訴手続き
<ul style="list-style-type: none"> ● 知的財産権侵害の犯罪事件については、被害者により裁判所へ自訴を提出することもでき、公安機関による捜査を経て、検察院により公訴を提起することもできる。
裁判所の受理
<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、公訴の提起を受け取った後、7日以内に受理するか否かを決定する。また、自訴の提起を受け取った後、15日以内に受理するか否かを決定する。
開廷審理
<ul style="list-style-type: none"> ● 開廷審理では、主に法廷調査、法廷弁論などを行うが、裁判長が弁論終結を言い渡した後、被告人は、最後に陳述する権利を持つ。 ● 自訴事件の場合、裁判所は、自訴事件に対し調停でき、また、自訴人は、判決が言渡されるまでに、被告人と和解することができ、又は、自訴を撤回できる。

一審判決の言渡し

- 公訴事件について、一審裁判所は、通常、受理してから2ヶ月以内に判決を言渡さなければならないが、特別な状況があれば、関連手続を経て、審理期間を延長できる。
- 自訴事件の審理期限について、一審裁判所は、被告が拘留されている場合には公訴事件と同じく2ヶ月以内に、被告が拘留されていない場合には受理してから6ヶ月以内に、それぞれ判決を言い渡さなければならない。

上訴の提起

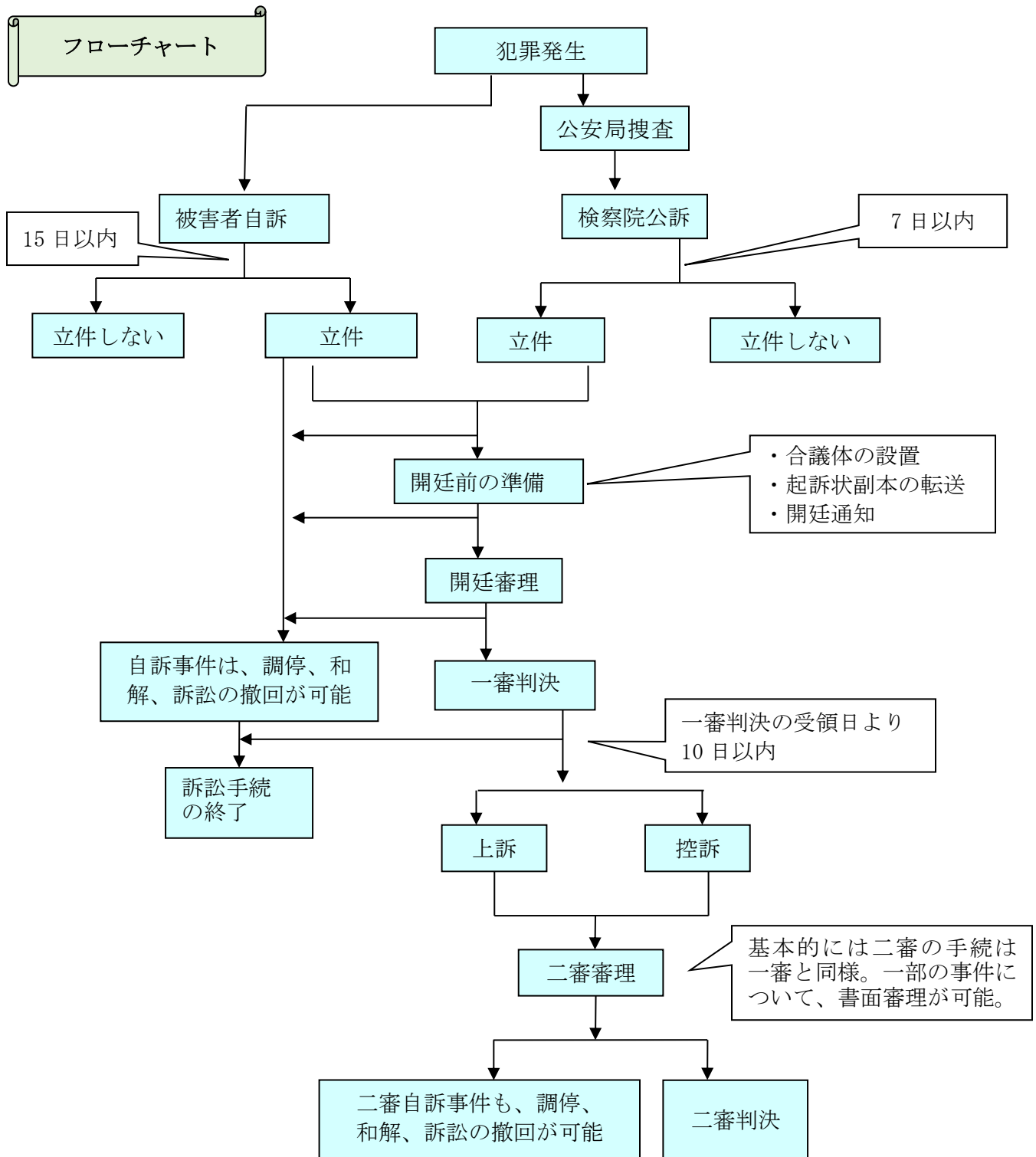
- 一審判決を受け取った日から10日間以内に、被告と自訴人は上訴を提起することができ、検察院は控訴を提出することができる。

上訴判決の言渡し

- 二審の審理の流れは、基本的に一審と同じであるが、下記事件以外は、開廷審理を経ることなく、書面にて審理することができる。
 - ① 被告、自訴人及びその法定代理人が一審で認定した事実、証拠に異議を提出し、罪の確定と量刑に影響を与える可能性がある上訴事件。
 - ② 一審において被告に死刑が言い渡された上訴事件。
 - ③ 人民検察院が控訴を提出した事件。
 - ④ その他開廷審理すべき事件。
- 二審裁判所は書面審理を決定した場合、被告に尋問し、その他の当事者、弁護人、訴訟代理人の意見を聞き取る必要がある。
- 二審裁判所は、元判決の事実認定が明白で、法律適用が正確で、量刑が適当であると認める場合、上訴又は控訴を却下し、元判決を維持する。元判決の事実認定が正確であるが、法律適用に間違いがある、又は、量刑が不当であると認める場合には、自判する。元判決の認定事実が明白ではなく、証拠が不十分である場合には、証拠などに合わせて改めて犯罪事実を審査・認定した上、自判することができ、また、元判決を取消し、原審に差し戻して再審理させることもできる。さらに、一審裁判所に訴訟手続違反があることを発見した場合には、元判決を取消し、原審に差し戻して再審理させる。

再審

- 中国では、二審制であるため、二審判決は最終的な判決であるが、当事者は、法的効力の生じた判決に明確な誤りがあると認めるときは、裁判所又は検察院に再審理を提出することができる。再審理する事件については、元の判決及び裁定の執行停止を決めることができる。
- 再審理の請求は、通常、刑罰執行終了の2年以内に提出する必要があるが、当該期間を過ぎた場合でも、法律規定に合致する状況がある場合には、請求が受理される可能性もある。



第3節 留意点と実例

1. 日本企業の留意点

刑事対応を重要視
<ul style="list-style-type: none">● 中国の刑事訴追基準を把握し、関連する知的財産権侵害事件が刑事訴追基準に達していると判断できる場合には、模倣業者に対し強いプレッシャーをかけることのできる手段として、刑事対応を優先的に考える。また、損害賠償を求めるため、別途民事訴訟の提起も検討することが好ましい。
事前の調査と証拠の収集
<ul style="list-style-type: none">● 刑事責任を追及するためには、被告の侵害行為を証明する証拠だけでは不十分であり、侵害の情状が重大であることを証明できるだけの証拠が必要である。また、被告の行方も把握しなければならない。● 調査会社を利用して、犯罪の情報を徹底的に把握し、入手できた証拠については、公証、鑑定などの措置を取って証拠能力を高める必要がある。
公安局と検察院の力を借りる
<ul style="list-style-type: none">● 侵害の証拠については、被害者自身で比較的容易に確保できるものの、侵害の規模などに関する証拠を確保することは難しく、また、被告人の自由を制限できないため、訴訟までその行方を把握することも難しく限界がある。● 一方で、公安局により立件された事件については、事前に模倣行為を停止させることができるだけでなく、模倣品に対する差押さえなどの措置を通じて、侵害の規模などに関する証拠を確保することができる。なお、強制措置を取ることで、被告の行方も把握できるため、刑事対応においては、公安局と検察院の力を借りることができるよう調整をすることが重要である。初歩的な証拠があれば、公安局へ告発することができる。
自訴手段の採用
<ul style="list-style-type: none">● 公安局が立件しない事件については、自訴のルートを選ぶことができる。その場合、証拠の収集と確保が重要になる。自訴により、刑事訴訟手続を起動させることができるので、侵害者に対し、強いプレッシャーをかけることができる。

2. 関連刑事訴訟実例

例：A氏の登録商標冒用商品販売事件

◇ 基本情報：

案件番号：（2019）滬 0115 刑初 1835 号

裁判所：上海市浦東新区裁判所

公訴機関：上海市浦東新区人民検察院

被告：A 氏

◇ 経緯：

B 社は第 11 類の便器、水洗式便器、洗面器、給水と衛生設備及びその部品等商品において 2 件の「〇〇」商標を登録している。2018 年 3 月から 7 月にかけて、A 氏は「〇〇」登録商標を冒用した衛生設備であることを知りながら、上海市浦東新区のある地下倉庫に保管し、かつ対外的に販売していた。2018 年 7 月 19 日に、公安機関は上海市浦東新区知識産権局と共同で上記倉庫内で販売待ちの「〇〇」商標付き連体便器 75 セット、壁式小便器 190 セット、卓上式洗面器 26 個、和風便器 24 セット、便器カバー 29 件、「〇〇」付き製品合格証 785 枚とシール 150 枚を押収した。商標権者側の鑑別によると、上記「〇〇」付き連体便器、壁式小便器と卓上式洗面器はいずれも「〇〇」商標登録を冒用した商品である。上海市浦東新区価格認証センターが侵害された商品の市場中間価格に基づいて計算したところ、合計 694,500 元であった。1

◇ 公訴機関の主張

A 氏は登録商標冒用商品であることを知りながら販売し、販売金額が巨大であるので、その行為は『中華人民共和国刑法』第 214 条に触れ、犯罪事実が明らかで、証拠が確実、十分であるため、登録商標冒用商品販売罪でその刑事責任を追及すべきである。A 氏はすでに犯罪の実行に着手し、一部の犯罪行為は意志以外の原因で完成できなかったため、『中華人民共和国刑法』第 23 条の定めにより、犯罪未遂に属するため、既遂犯に照らして処罰を軽く又は軽減することができる。A 氏は立件された後、自分の犯罪を事実とおりに供述したので、『中華人民共和国刑法』第 67 条 3 項の定めにより、軽く処罰することができる。よって、裁判所に被告 A 氏の刑事責任を追及するよう請求する。

◇ 被告の弁護意見

- ① A 氏の行為は一部の犯罪未遂に属するので、法により処罰を軽減することができる。
- ② A 氏の罪を認める態度がよく、自分のすべての罪を事実とおりに白状し、公安機関の調査に協力し、かつ罰金を納められるとのことで、罪を悔やむ態度があるので、法により軽く処罰することができる。

③ A氏は初犯、偶発犯であり、主観的な悪性及び社会的な危険性がより小さく、また老人と赤ちゃんの世話を見る必要もあるため、量刑の時に被告に対して処罰を軽減し、かつ執行猶予を適用するよう請求する。

◇ 裁判所の判断

① 「〇〇」商標は中国商標局において法により登録された商標に属するので、中国の法律に保護されている。

② 被告A氏は営利を目的として、商標管理法規に違反して、登録商標権者の許可を得ずに、登録商標冒用商品を知りながら販売したが、金額は巨大であるので、その行為は既に登録商標冒用商品販売罪を構成した。公訴機関が訴えた罪名は成立し、支持すべきである。

③ 被告A氏はすでに犯罪の実行に着手し、一部の犯罪行為は意志以外の原因で完成できなかったので犯罪未遂に属するが、法により既遂犯に照らして処罰を軽減する。被告A氏は立件された後、自分の犯罪を事実とおりに供述し、法により軽く処罰する。被告A氏の弁護人はA氏に対する処罰を軽く、軽減し、かつ執行猶予を適用するよう主張したが、本裁判所は認める。

◇ 判決要旨

① 被告A氏は登録商標冒用商品販売罪を犯したので、有期懲役2年、執行猶予2年とし、罰金10万円を課する。

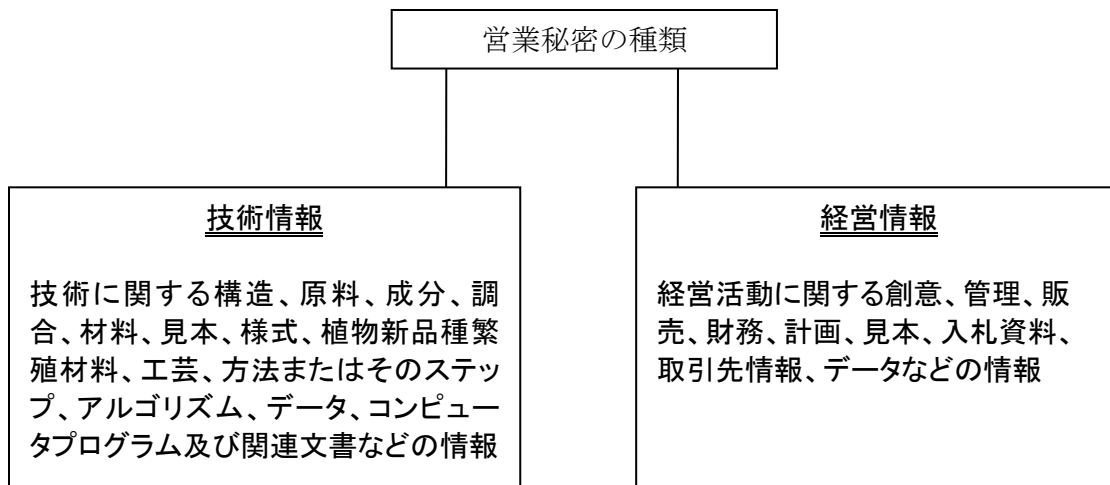
② 押収された登録商標冒用商品及び「〇〇」付き製品合格証、シールは没収する。

第6章 営業秘密の保護

第1節 営業秘密の概要

1. 営業秘密の概念

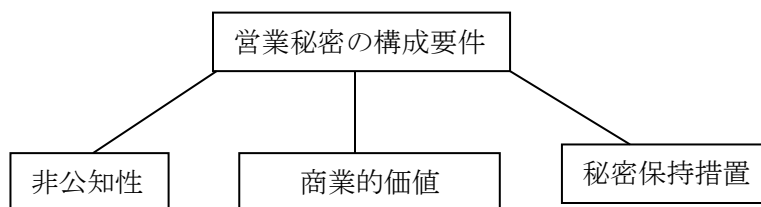
営業秘密とは、公知になっておらず、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報及び経営情報などのビジネス情報を言う。



2. 営業秘密構成要件

営業秘密の構成要件については、「営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」（以下「営業秘密規定」をいう）「不正競争民事紛争案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈」（以下、「不正競争解釈」という）において、より明確に規定されている。

非公知性（機密性）



◇ 非公知性の認定基準

適用対象、 取得の難易度	権利者が保護を請求する情報が、被疑侵害行為が発生した時に、所属分野の関係者に広く知られておらず、容易に取得できないものであるか
-----------------	---

◇ 非公知に該当しない場合

①	当該情報が属する技術分野の者又は経済分野の者において一般常識又は業界慣例に属する場合。
②	当該情報は製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組合せ等の内容だけに係わり、所属分野の関係者は市場に出る商品を観察することによって直接に取得できる場合。
③	当該情報が、すでに公開出版物又はその他のメディアに公開されている場合。
④	当該情報が、すでに公開の報告会、展示会等で公開されている場合。
⑤	所属分野の関係者が、別の公開ルートで当該情報を入手できる場合
⑥	当該情報が、ある程度の代価を支払うことで容易に取得できる場合

「営業秘密規定」の第3条の規定により、「非公知性」は、「被疑侵害行為が発生した時」を基準として判断される。そのため、保護を求める情報が既に公開されているとしても、侵害行為が発生した時点において、所属分野の関係者に広く知られておらず、また、容易に取得される状態となっていなかった場合には、「公知になっていない情報」に該当する。

また、同規定は判例の蓄積と実際の状況を考慮して、特別な状況下において「公知になった情報」についても、一定の要件を満たせば「公知になっていない情報」とすることができると認めた。すなわち、公知になっている情報を整理、改善、加工した後に形成される新しい情報が、所属分野の関係者に広く知られておらず、また、容易に取得される状態となっていなかった場合には、当該新情報は「公知になっていない情報」と認められる。

非公知性（商業的価値）

◇ 商業的価値の認定基準

商業的価値の有無	関係情報は現実的又は潜在的経済価値を有するものであるか
----------	-----------------------------

2020年9月10日、最高人民法院は、「営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」を公布した。この規定は2020年9月12日から施行される。

2007年2月1日に施行された法釈〔2007〕2号の「不正競争民事紛争案件審理の法律適用の若干問題に関する解釈」における営業秘密に関する規定を更新、補完する性質のものとなっている⁴⁶。

最新の「不正競争防止法」の営業秘密の定義に対する修正に適応するために、「営業秘密規定」も相応の修正を行っている。例えば、「商業的価値」の認定については、従来、判断基準とされていた「権利者に競争優位をもたらすことができる」ことを要求せず、「現実的」又は「潜在的」な商業的価値を備えていれば、商業的価値を有するものと認定される旨規定された。

また、生産経営活動において形成された「段階的成果」についても、商業的価値を有するものとして認定され得ることが規定された。これにより、従来、商業的価値（特に潜在的な商業的価値）を有することの証明が困難であるとされていた実践における当事者の段階的な技術情報についても、営業秘密としての保護を受けることができる可能性が高まった。

秘密保持措置

◇ 秘密保持措置の認定基準

目的	権利者が <u>営業秘密の漏洩を防止</u> するために講じた保護措置であるか
措置を講じた タイミング	被疑侵害行為が発生する前に保護措置を講じたか
合理性	通常の場合において、講じられた保護措置が営業秘密の漏洩を防ぐに十分なものであるか

不正競争解釈では、「秘密保持措置」の認定に関する具体的な判断基準として、「裁判所は、関連する情報の保管媒体の特性をもとにして、権利者の秘密保護の意思、秘密保護措置の識別可能の程度、他人が正当な方法で取得することの難易度などの要素により、権利者が秘密保護措置を講じたか否かを認定すべきである」と規定するとともに、秘密保持措置を講じたと見なされる例を列挙している。

また、「営業秘密規定」では、秘密保護措置を講じたか否かを認定する際に考慮すべき要素として、不正競争解釈において規定されたもの（権利者の秘密保護の意思、秘密保護措置の識別可能の程度、他人が正当な方法で取得することの難易度など）に加えて、「営業秘密の性質」と「営業秘密の商業的価値」という2つの要素を規定している。

⁴⁶ 営業秘密規定第29条第1項は、「最高人民法院が以前に発表した関連司法解釈が本規定と一致しない場合、本規定に準じる。」と規定している。

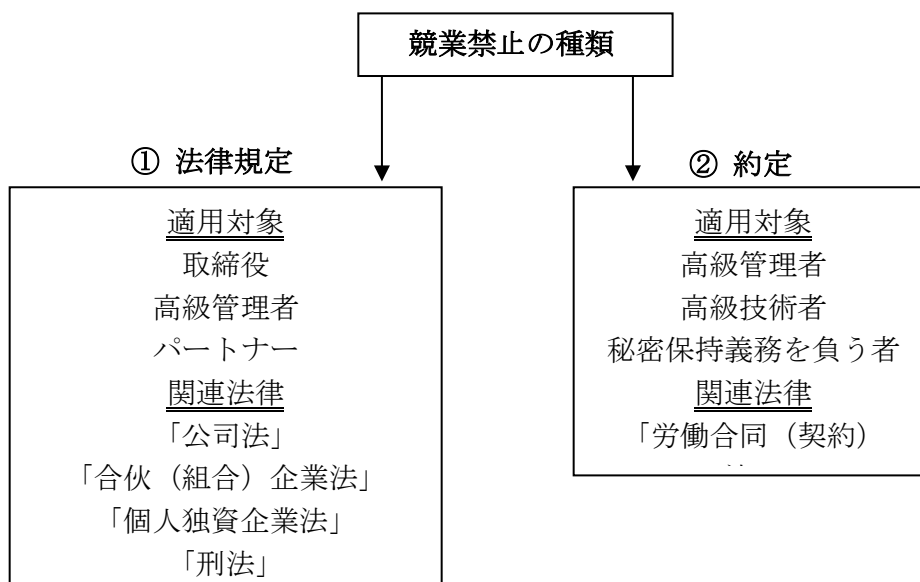
◇ 秘密保持措置を講じたかを判断する際の要素

①	関連秘密情報にアクセスできる範囲を限定し、必要がある従業員に対してのみ公開しているか
②	関連秘密情報を保管する媒体（キャビネット、箱など）に鍵をかけるなどの防備措置を施しているか
③	関連秘密情報の保管媒体（ソフトウェア、ディスク、ポータブルストレージデバイスなど）上に秘密表示をしているか
④	関連秘密情報にパスワード又はコードを設けるなどの措置を施しているか
⑤	関連秘密情報にアクセスできる者と秘密保持契約を締結するか
⑥	関連秘密情報にかかわる機器、工場、作業場等の場所への訪問者を制限する又は訪問者に対し秘密保持を要求しているか
⑦	情報の秘密性を守るためのその他の合理的な措置を確保しているか

3. 営業秘密保護と競業禁止との関係

(1) 競業禁止の概念

競業禁止とは会社が自社の営業秘密を保護する目的で従業員に取る法律措置を言う。法律の規定又は双方の約束に基づき、労働関係が存続中、従業員等が業務競争会社で兼職することを制限・禁止し、又は労働関係が終了した後の一定期間内に、従業員等が自社と競争関係がある業務に従事することを制限・禁止することを指す。



◇ 約定の場合の注意点（労働契約法第 23 条、第 24 条）

適用対象	競業制限を行う人員は雇用者の <u>高級管理職員</u> 、 <u>高級技術職員</u> 、 <u>秘密保持義務を負う人員</u> に限る。
退職後の競業制限期間	2年 を超えてはならない
対価	競業制限期間内に月給で経済補償金を支払わなければならない

(2) 営業秘密の保護における競業禁止制度の意義

競業禁止制度の本質は、企業の営業秘密を保護するため、従業員の労働権及び職業選択自由権を、法律に基づいて合理的に制限することにある。企業は、従業員と秘密保持契約を締結することで、労働関係存続中、又は退職後の一定期間に、企業の営業秘密を保護する義務を負わせることを明確に約定することができる。

判例によれば、従業員の退職行為は、企業の営業秘密が漏洩する主要な原因となっている。調査によれば、在中国の多国籍企業は、中国の人的資源の欠乏こそ自社の経営に影響を与える一番の要素であると認めており、当該問題を解決するために、一般的に、同業種のライバルから「人材を奪う」やり方を取っている。通常、職務が高ければ高いほど流動率も高いので、人材の流動による営業秘密の流失のリスクも非常に大きいといえる。

秘密保持契約では、従業員が退職した後、自身での開業又は就職には干渉できないので、競業禁止の効力がない。そのため、秘密保持契約に比べて、競業禁止契約は優位性を有するものといえる。競業禁止契約を締結した場合、企業は退職した従業員が関連営業秘密を漏洩・使用したかにかかわらず、当該従業員が退職後、競業禁止契約に定める期間内に、元の企業と同種の製品を生産する企業、同種の用務を提供する企業等、競合関係がある企業に就職し、元の企業に損害をもたらしたことをもって、当該従業員の行為は違約行為となり、賠償責任を負わなければならない。

第 2 節 営業秘密の漏洩防止

1. 営業秘密保護の現状

中国の様々な法令等において、営業秘密保護に関する規定が置かれているが、各法令等が重視する点は異なっている。

- ①「不正競争防止法」：営業秘密の定義をすると同時に、主に営業秘密を侵害する行為の解釈が示されている。
- ②「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」：営業秘密の定義をすると同時に、営業秘密の構成要素を詳細に規定している。
- ③不正競争解釈：営業秘密の定義とともに、裁判所における営業秘密侵害行為に対する認定方法に係

る解釈が示されている。

④「営業秘密規定」：営業秘密保護の価値理念、指導思想、重要な意義、審判の考え方、具体的な規則などの問題に対する研究を重視し、営業秘密の司法保護に対してより全面的に規定している。

これら四つの法令等はいずれも、営業秘密の構成要素及び秘密保持措置に対する認定方法に基づいて、営業秘密を侵害する行為が認められた場合、行政的、司法的手段で営業秘密に係る権利保護を受けることができる旨を規定している。

また、「労働契約法」においては、企業と労働者との関係という視点から、企業が労働者と秘密保持契約を締結し、企業が取り得る秘密保持の方法が規定されている。

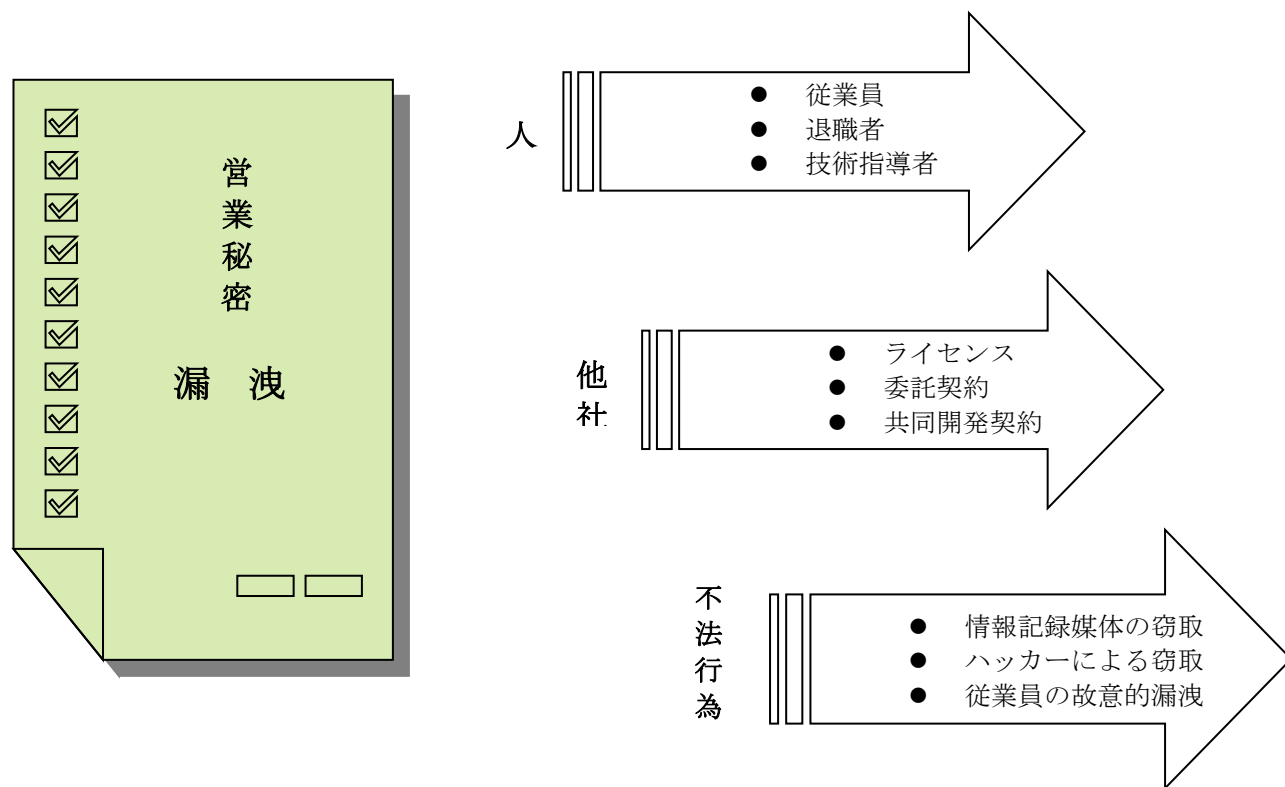
なお、刑法にも営業秘密に関する規定が定められており、発生した行為が営業秘密を侵害するものと認められ、かつ、営業秘密の権利者に重大な損失をもたらした場合には、当該行為は犯罪を構成することとなる。すなわち、中国においては、営業秘密を保護するための手段として民事的な救済を求めることができるだけでなく、刑事手段を採ることも可能となっている。

企業にとって営業秘密の保護が難しい問題であるのは、営業秘密の漏洩を完全に防ぐということが非常に難しいこと、それにもかかわらず、ひとたび営業秘密が侵害されると、それにより生じた損害を取り戻すのが容易ではないことが理由として挙げられる。企業が侵害者の責任を追及する手段としては、市場監督管理局へのクレーム申立、警察への告発、民事訴訟の提起などが挙げられるが、何れの手段を採った場合でも、権利者として十分な救済を得ることはそう簡単なことではない。

現状の中国国内における営業秘密関係の事案については、起訴数量が少なく、審理が難しく、また、原告の勝訴率が低いという特徴を示している。

科学技術の発展につれ、営業秘密侵害事件が多発し、犯罪形態も多種多様になっているが、訴訟を通じて解決を求める企業は少ない。主な原因としては、営業秘密事件の立証が非常に難しいとされているからである。そのような状況を改善するため、2019年に改正された「不正競争防止法」では、営業秘密侵害の立証方法について定めた条項が追加されている。また、中国で初めて営業秘密関連の民事事件に対応するために策定された司法解釈である「営業秘密規定」には、「営業秘密の客体」や「非公知」の認定基準などに関する内容が追加され、侵害行為の判断、立証責任の移転、権利維持コスト、行為の保全、守秘義務、損害賠償、刑民の交差及び新旧法の接続などの問題に対応するための判断基準等が明らかにされている。当該司法解釈は、権利者の営業秘密保護の強化を目的とするものであり、中国における営業秘密の保護を促進する上で、重要な意義を有するものであるといえる。

2. 営業秘密の漏洩ルート



3. 漏洩防止手段

営業秘密の保護において、最も重要なことは事前の予防である。企業は、法律に定められた営業秘密の保護措置を参照し、充分に利用することにより、特に労働契約法における関係規定に基づいて、自社の合法的権利を保護していくことが重要である。

秘密保持制度の設立	
社内	● 社内における秘密保持規定を作成・発布・施行
	(1) 秘密情報の確定、保管、閲覧、複製、廃棄、転送などの取り扱いを詳細に記載
	(2) 営業秘密の範囲、営業秘密に接触可能又は営業秘密を知得可能な職位を確定
	(3) 秘密保持規定違反の罰則を明確に規定
	● 秘密保持義務の必要性がある従業員と具体的な秘密保持契約を締結
	(1) 秘密保持義務（秘密保持範囲、期間等）を明確に規定
	(2) 違約責任を明記
	(3) 秘密保持期限の設定に際し、必要に応じて、雇用契約の満了後についても継続して秘密保

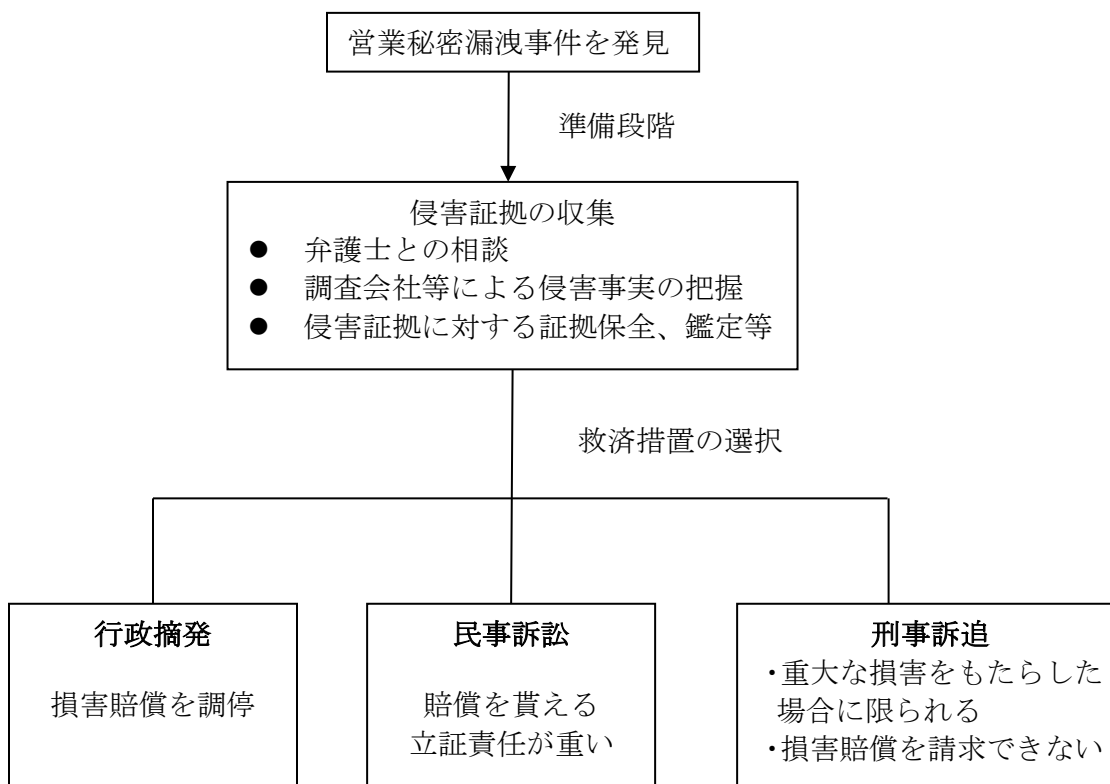
	<p>持義務を負う期間を設定できる旨約定</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報管理の専門部署と責任者を設置
社外	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託加工、ライセンス過程における秘密保持管理を重視し、特に重要図面、レシピなどに及ぶ場合は、必ず加工企業、ライセンシーと秘密保持契約を締結し、具体的な秘密保持内容と違約責任を確定し、かつ図面などの書類の点検・引渡作業を適切に行うべきである。
競業禁止制度の設立	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 重要なポジションに勤務し、企業の営業秘密を知得している従業員と労働契約又は秘密保持契約を締結する際には、必要に応じて、就業期間又は離職後の一定の期間、同類製品の生産、又は同類業務を営む競争関係にあるその他の企業・団体にて就職してはならず、また、自ら元の企業と競争関係を有する同類製品の生産や、同類業務を営むしてはならないことを約定することができる。 ● このような約定は、2年を超えるものであってはならず、また、競業禁止期限内において経済補償を与える必要がある。
情報開示範囲の制限	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員が知得した情報は業務に必要な範囲に限り利用ができることとし、従業員がその他の業務情報に接する機会を制限する。 ● 営業秘密に関する資料と媒体の秘密保持管理を徹底する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不用心に資料や媒体を放置等しない (2) 廃棄すべきものは徹底的に廃棄し、他人が不法使用することを避ける (3) 関連秘密書類には「保密」、「絶密」、「機密」等を明記 ● 会社内の隔離措置を徹底する。たとえば、秘密保持庫を設置し、監視カメラを設置し、閲覧者又は顧客が核心サンプル又は生産工具に接触することを規制する。 ● 会社内部システム又は内部ネットワークに営業秘密に関するデータがある場合、アクセス権を設置して、閲覧権限がない者はアクセスできないようにする ● 従業員が離職する前に2～3カ月の秘密解除期間を設置する。当該措置を通じて従業員を秘密職分からその他の職分に移動させ、徐々に本人が以前に知得していた営業秘密を忘れるようにさせることで、効果的に離職後の秘密漏洩率を減少させる。
従業員の教育・トレーニングの強化	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の企業管理で法律顧問を任用して、契約、制度などについて規範化することによりリスクを避ける。 ● トレーニングを通じて、従業員に営業秘密の概念を普及し、営業秘密を漏洩した場合の法的な責任を理解させる。

◇ ポイント

- 従業員の法的意識の欠如と職業道德の脆弱さは、営業秘密侵害を生じる主たる要因の一つである。集団離職又は集団的秘​​密漏洩などの状況が発生することが少なからずあるが、このような事態を防ぐためには、従業員の法的意識と職業道德を向上させていくことが重要であり、企業経営管理者の認識と資源投入が必要となる。
- 企業は、従業員の業務的技能のトレーニングを重視し、逆に法律及び職業道德に係る教育とトレーニングを軽視する状況しがちであるが、政府職能部門が組織する各種の法律・法規勉強会等を十分に利用し、又は当該業務を熟知した職能部門又は法律諮問機構の協力を得ることにより、教育・トレーニングを強化し、従業員の素質全般を高めていくことが重要である。

上述の措置は営業秘密の漏洩を効果的に防止するだけでなく、営業秘密侵害事案に係る訴訟において、企業として秘​​密保持措置を取ったことを有力に証明するものとなる。そのような観点からも、秘​​密保持契約、秘​​密保持制度などに係る書面資料を適切に保管すべきである。

第3節 営業秘密漏洩に対する救済



1. 行政摘発

現地の市場監督管理局に営業秘密侵害を理由に行政摘発の申立を提出することができる。摘発を申請する際には、営業秘密を構成する証拠と侵害行為成立の証拠を提供しなければならない。権利侵害を構成するか否かは市場監督管理局が認定する。申し立てには、侵害行為の停止、関連情報の返却などの要求を含めることができ、また、和解の調停を申請することもできる。

行政機関が採る処分は、侵害を構成した行為に対する行政処罰であり、被侵害者の賠償に関する調停をすることもできる。また、市場監督管理局は営業秘密を侵害した者に対し、下記の処分を行うことができる。

◇ 営業秘密漏洩に関する行政摘発の概要

①	権利侵害者に対し、情状により 10 万元以上 500 万元以下の過料を処することができる。
②	権利侵害者に対し、その保有する営業秘密の図面、ソフトウェアその他の関係資料を権利者に返還することを命じ、監督することができる。
③	権利侵害者が権利者の営業秘密を使用して生産し、市場に流入させて営業秘密を開示させた製品の廃棄を監督できる。権利者が当該製品の買取り、販売等その他の処理に同意する場合は、この限りではない。
④	権利者が市場監督管理局に対し、損害賠償の調停を申請した場合、市場監督管理局は調停を行うことができる。
⑤	権利侵害者が処罰に係る決定の執行を拒否し、営業秘密侵害行為を継続実施した場合、新たな違法行為とみなし、重ねて処罰する。

2. 刑事

刑事捜査機関の公安局（警察）に営業秘密侵害罪を理由に告発することができる。刑事捜査機関は、現地の公安局の経済犯罪捜査部門である。侵害行為が「刑法」第 219 条に合致した際、刑事捜査機関に営業秘密侵害罪を理由に告発することができる。刑事捜査機関が処理するのは侵害者の犯罪行為であるため、民事的な損害賠償などを訴求できるものではない。

刑法上の規定

中華人民共和国刑法改正案（十一）の第 219 条の規定により、次に掲げる営業秘密を侵害する行為のいずれかに該当し、情状が重大な場合には、3 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合には、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

◇ 営業秘密侵害に該当する行為類型

①	窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正手段で権利者の営業秘密を取得した場合
②	①に記載する手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合
③	秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して、その把握している営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合
④	前項②に掲げる行為を明らかに知っているにもかかわらず、当該営業秘密を取得、開示、使用又は他人に使用を許諾した場合には、営業秘密の侵害とみなされる

最高人民法院、最高人民検察院は 2020 年 9 月 13 日「知的財産権侵害刑事事件の処理に関する法律適用の若干の問題についての解釈（三）」を發布し、営業秘密刑事犯罪を構成する最低の犯罪額を 50 万元から 30 万元（第 4 条）に引き下げる等、営業秘密の権利者の保護の更なる強化を図っている。また、損失額又は違法所得額の認定方式を具体的に規定し、裁判所が損失額又は違法所得額を認定する基準を提供した（第 5 条）。さらに刑事訴訟手続において、二次漏洩を防止するための手続措置及び法律責任を新たに規定した（第 6 条）。

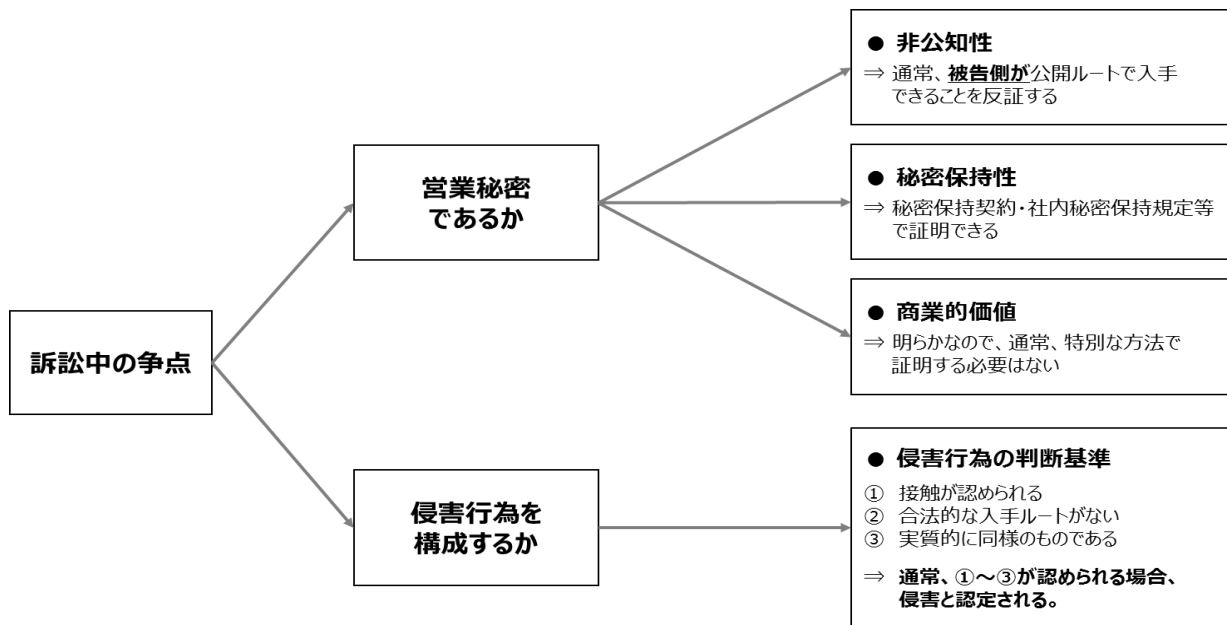
3. 民事

営業秘密侵害訴訟においては、通常、営業秘密となるかどうか、及び、侵害行為があるかどうか争点となる。また、原告は、営業秘密の内容、秘密保持措置を行ったこと、及び被告の侵害行為に対し、立証責任を負う。

◇ 侵害行為判断における「接触」について

従来、司法解釈等において「接触」に関する判断基準等は明示されていなかったが、司法実務を踏まえ、「営業秘密規定」第 12 条において考慮すべき要素が列挙されるに至った。司法裁判における判断基準を統一し、判断のばらつきの抑制に貢献するものであるといえる。なお、ここにいう「接触」は「接触の可能性」を指すものであって、営業秘密を取得するルート又は機会があればよく、実際に「接触」が発生したことまでを立証することは要求されない。

◇ 営業秘密侵害訴訟の争点と判断基準



第4節 先使用権に基づく営業秘密の対応

通常、新しい発明創造を完成した後、企業内部においては、「専利出願」、「営業秘密としての保持」、「発明創造の開示」のいずれかの戦略を選択することになる。そのうち、「発明創造の開示」は、非常に限られた状況においてのみ採用される戦略であり、実際のところ、多くの企業は、専利出願するか、又は営業秘密として保持するかを選択することが多い。そして、いずれの戦略を採用するかについては、企業にとって悩みの多いところでもある。

実務においては、「専利出願」を選ぶ企業が多いが、「専利出願」の際にはその技術を開示しなければならないので、秘密性を喪失するにも関わらず経済的利益をもたらさないような技術、及び未だ開示のタイミングでない技術については、「ノウハウ（営業秘密）」として保持する戦略が選択されることも多くある。

しかし、ノウハウ（営業秘密）として保持する場合、自身が専利権を保有していないことから、他社が権利化した発明との関係で、当該ノウハウ（営業秘密）の実施について専利権侵害を訴えられるリスクがある。このような状況への対応策として、多くの企業では先使用権の確保が行われている。本節では、中国の先使用権制度の概要と実務上の留意点等について紹介していく。

1. 先使用権制度の概要

定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 専利出願日の前に、先使用者が既に同一製品を製造し又は同一方法を使用し、或いは既に製造、使用の必要準備を整えた場合、元の範囲内で引続き同一製品を製造、又は同一方法を使用できる権利を有することを指す。
立法主旨	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国は、世界中の多くの国と同じく先願主義を採用している。先願主義における一つの原則は、出願日前の発明創造であっても、遅れて出願した者に対して法律上の保護を与えず、最初に出願した者に対してのみ法律上の保護を与えることである。しかしながら、最初の出願人は、必ずしも最初に発明を創造した者とは言えず、また、最初に発明を実施した者とも言えない。当該状況で、専利が権利化された後、専利権者が専利権侵害を理由に、先使用者の実施行為を禁止することは、既存の正常な経済秩序を破壊し、公平の原則に反する結果になる。したがって、公平の原則を考慮し、公衆利益と専利権者の利益のバランスを取るために、先願主義の例外として、先使用権制度が規定された。
性質	<ul style="list-style-type: none"> ● 先使用権は、専利権侵害の主張に対する抗弁権である。

2. 先使用権の構成要件

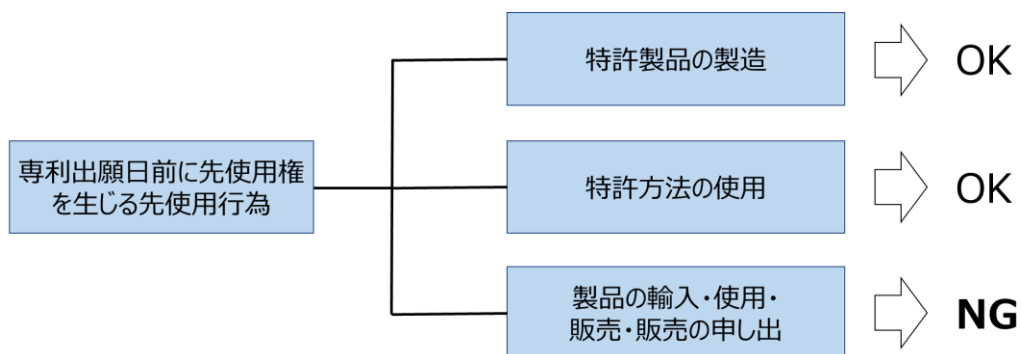
◇ 先使用権の時期的要件

先使用権の成立は、関連する専利権の出願日を基準とする。また、その専利が優先権を有する場合、優先日を基準とする。つまり、先使用者による同一製品の製造、同一方法の使用、又はすでに製造、使用のための必要な準備は、専利の出願日の前に完了していなければならない。

時期的要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 専利法 69 条： 専利出願日以前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し、又はすでに製造、使用のために必要な準備をしており、かつ従来範囲内でのみ製造、使用を継続する場合。 ● 専利法実施細則第 11 条： 専利法で言う出願日とは優先権を有するものについては優先日を指す。
-------	--

◇ 先使用権の行為要件

行為の要件	<p>● 専利法 69 条：</p> <p>専利出願日以前にすでに同一製品を製造し、同一方法を使用し、又はすでに製造、使用のために必要な準備をしており、かつ従来の範囲内でのみ製造、使用を継続する場合。</p>
	<p>● 最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈第 15 条：</p> <p>次のような状況のいずれか一つがある場合、裁判所は、専利法 69 条（2）号に定めた、既に製造と使用の必要準備を整えていると認定しなければならない。</p> <p>(1) 発明創造の実施に必要とされる主な技術的図面若しくは工程書類が完成されている場合</p> <p>(2) 発明創造の実施に必要とされる主な設備若しくは原材料の製造又は購入が実施されている場合</p>



専利出願日前に、先使用権が生じる先使用行為の方式に関し、専利法 69 条の規定から見ると、当該行為には、同一製品の製造行為、又は同一方法の使用行為が含まれるが、同じ製品の輸入、販売の申し出、販売、使用行為は含まれていない。

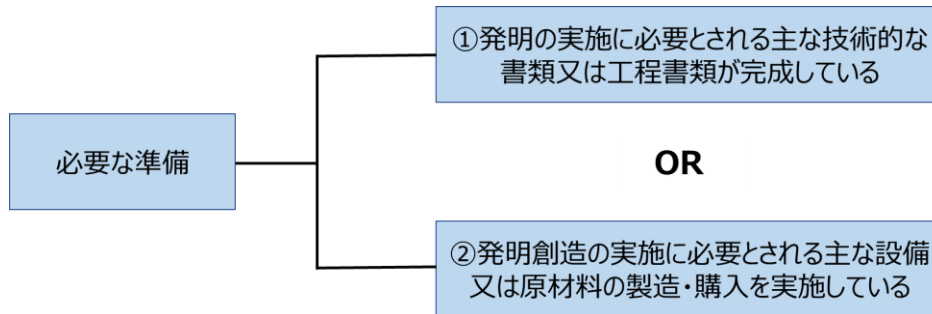
従って、専利技術の製品の製造行為又はその方法の使用行為を行わずに、専利技術の製品の輸入、販売の申し出、販売、使用行為のみ行った場合、先使用権を享有できない。

また、実施範囲においても、知的財産権は地域性が存在するため、中国における先使用技術に係る製造、使用は認められるが、海外における先使用技術に係る製造、使用は認められない。

なお、専利出願日の後、先使用者が引続き当該技術を実施できる行為について、専利法には、製造と使用のみ規定されているが、製造・使用のみ認め、製品の販売の申し出、販売、使用行為ができなけれ

ば、先使用者にとって、続けて製造・使用する意味がないので、先使用権制度の立法趣旨から見る場合、製品の販売の申し出、販売、使用も専利権侵害にならないと考えられる。

◇ 先使用権が認められるための「必要な準備」について



「最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 15 条 2 項に拠れば、上記図に記載のある二つの条件のいずれかを満たせば、先使用権が認められるための「必要な準備」が整えられたと認定できることになる。しかし、実務上、裁判所は「必要な準備」を整えたかの判断において慎重な態度を取っている。

また、医療設備や薬など、中国政府による許諾等を得ることが必要な分野において、「必要な準備」を整えたかの判断要素は、技術的準備作業の有無であり、関連の行政批准手続の完了しているかどうかは、「必要な準備」の必須要件ではない。

◇ 先使用権の主観要件

主観要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 15 条： 権利侵害で訴えられた者が不法獲得した技術若しくは設計をもって、先使用権を主張し抗弁する場合、裁判所はこれを支持しない。
------	---

通常、先使用技術の知得経路といえ、先使用者が独立で研究・開発したものであるか、或いは、先使用者が他人から入手した状況が含まれる。

このような知得経路について、「最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 15 条第 1 項には、「善意」の要件を明確にした。つまり、権利侵害で訴えられた者が不法獲得した技術若しくは設計をもって、先使用権を主張する場合、その主張は認められ

ない。

◇ 専利権者から合法的に先使用技術を入手した場合の「先使用権抗弁」の主張の可否

専利権者から先使用技術を入手したルートが間接であるか、直接であるかにかかわらず、「合法的」との条件が限定されているので、該条件は、先使用者の行為が既に専利権者の明示或いは黙示の許諾を受けたと見なすことができる。

実施範囲 の要件	<ul style="list-style-type: none">● 「最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 15 条： 専利出願日以降に、先使用権者が既に実施している若しくは実施の必要準備を済ませている技術又は設計を譲渡する、又は実施を許諾する場合において、当該実施行為が元の範囲内での継続実施であるという権利侵害で訴えられた者の主張を、裁判所は支持しない。ただし、当該技術又は設計が従来企業とともに譲渡若しくは継承される場合は除外される。● 「最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 15 条： 専利法第 69 条第 (2) 号にいう「従来範囲」には、専利出願日以前にすでにある生産規模と、すでにある生産設備を利用して又はすでにある生産設備に基づいて達成できる生産規模とが含まれている。
---------------------	--

法律によれば、先使用行為の実施範囲は、限定されており、実施範囲を超えた行為は、専利権侵害になる。先使用行為の実施範囲は、下記の 2 点において限定されている。

◇ 実施主体の限定

先使用技術が従来企業とともに譲渡若しくは継承される場合を除き、先使用権者は自分の先使用権を契約、ライセンスの方法で他人に譲渡してはならない。これは、グループ企業に対しても適用される。例えば、通常、親会社と子会社は、業務上に実質的な関連性を有するが、独立した法人であるので、親会社が先使用権を有しても、子会社はその先使用権を享有することはできない。

◇ 生産量の限定

先使用权に基づく実施範囲は、従来の範囲で行わなければならない、「従来の範囲」には、専利出願日以前にすでにある生産規模と、すでにある生産設備を利用して又はすでにある生産設備に基づいて達成できる生産規模とが含まれるとのことである。

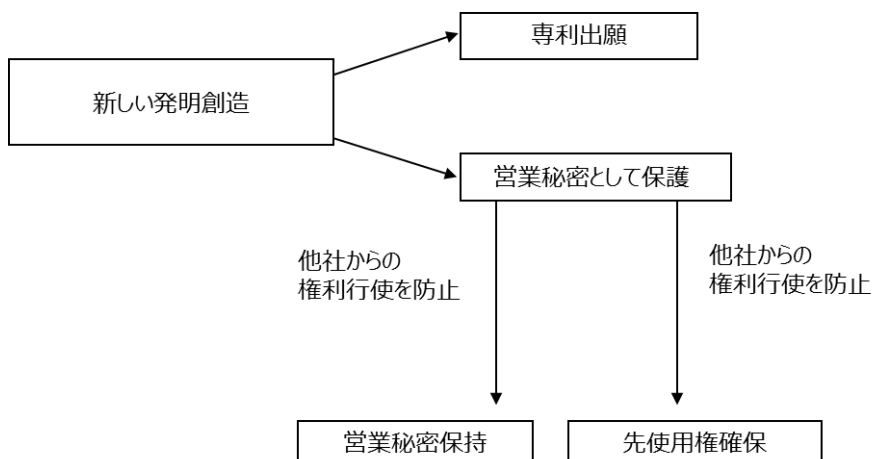
従って、先使用权者が自身の発展の需要のため、専利出願日前に実施した技術を産業分野内で自ら継続的に実施し、専利出願日以後に設備増加、工場の増設、生産規模拡大等をする場合は、「従来の範囲」とみなせず、「従来範囲」を超えた部分は、専利権侵害となる。

◆ **Q&A:** 1台の生産能力が100万トンである生産機械が4台あるが、専利出願日前は、市場の需要が少なかったため4台で350万トンしか生産していなかったが、専利出願の後、4台で400万トンの生産を行った場合、従来の範囲は、350万トンか、或いは400万トンであるか。

専利出願前に、生産設備を利用して達成できる生産規模は、100万トン×4台=400万トンであるので、専利出願の後に元の350万トンから400万トンまで増量しても、「従来の範囲」に属し、元の生産量を超えた50万トンは専利権侵害にならない。

なお、専利出願の後に生産機械を新たに1台購入し、5台で500万トンの生産を行った場合、先使用が認められる範囲は、「従来の範囲」である400万トンまでである。元の生産量を超えた100万トンの生産は侵害に該当するが、侵害行為が認められる場合、従来の範囲（400万トン）を越えた100万トンについて、侵害の差止め、損害賠償金などの民事責任を負わなければならない。

3.先使用权保護による対応方法及び留意点



専利権侵害訴訟において、先使用权抗弁が主張されるケースが多くあるが、裁判所に当該主張が認められる確率は高くない。その原因としては、先使用权の成立に関する証拠の要求が厳しいことが挙げられる。また、先使用权を主張する側の被告にとって、数年前の先使用に関する証拠を収集することが難しいというのも大きな要因となっている。従って、事前に先使用に関する証拠をタイムリー確保したほうがよいといえる。

	先使用抗弁の可能な証拠	確保の留意点
時間要件	技術関連資料、契約、取引明細、領収書、公証書などに記載された完成日付。	関連技術書類で完成日付を明記する必要があるが、自社が作成した書類である場合、その完成日付が真実であるかどうか反論されるおそれが高い。従って、できれば、第三者、公的機関からの書類を証拠として提出し、公証制度、タイムスタンプ制度を活用することが好ましい。
主観要件	①開発企画書、開発進展報告、技術関連資料、設計図面の案などに記載された完成者の名前。 ②技術の合法譲渡に関する契約書、譲渡対価支払いの領収書、譲渡された技術資料原本、説明など	関係技術の入手ルートを証明するばかりでなく、当該入手ルートが、合法的であることも証明する必要がある。
行為要件	①技術関連資料 ・先使用技術が実施される製品の製造に必要な製品設計図、製品施工図、鍵となる部品部材の加工図などの完全な生産技術資料と技術的図面 ・技術鑑定報告書、技術成果報告書、技術実現可能性報告書、技術の実験に係る報告書など ・他に技術内容を証明できる設計図、技術内容への研究又は実験内容を表明できる書類など。	技術関連資料については、技術の研究・開発から実施までの全部の過程における資料、報告書、図面などに係る証拠は、何れも先使用权の証拠として使用できる。当該技術書類を先使用权の証拠として使用するためには、関連技術内容或いは図面によって、先使用技術であることが明らかに判断できなければならない。

	<p><u>②事業関連資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売、ライセンスなどの取引契約書、下請契約書など ・ 事業計画書、事業提案書、事業開始決定書など ・ 領収書、取引明細、財務書類など ・ カタログ、納品書など <p><u>③設備関連資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先使用行為実施に必須の工場の建物、作業場所を有する証拠など。 ・ 各種の汎用設備、専用設備及び専用工具、ダイスなどの購入又は製造に係る証拠。専用設備を必要としない場合には、汎用設備が製品のサンプルを既に作り出した証拠。 ・ 製品を製造するために購入した必須の原材料の購入又は製造に係る証拠。 	
<p>実施範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産工場の規模、従業員の規模に係る証拠、例えば、工場の宣伝資料、従業員名簿など。 ・ 先使用技術の製造に必要とされる設備の具有状況に係る証拠、例えば、設備リスト、設備の写真、設備の購入領収書、設備購入記録など。 ・ 原材料の準備又は具有状況に係る証拠。例えば、原材料リスト、原材料の購入明細、購入領収書など。 ・ 先使用技術に係る製品の製造、販売記録。例えば、製品の製造に関する下請契約、販売契約、販売取引明細書など。 ・ 生産能力に関する説明。例えば、出願日前に保有した技術、設備、原材料、従業員などの 	<p>実施範囲の立証のための証拠は、他の要件における証拠と重なる可能性がある。従来範囲の標準について、現在は単なる量化標準ではなく、「専利出願日以前にすでにある生産規模と、すでにある生産設備を利用して又はすでにある生産設備に基づいて達成できる生産規模」であるため、専利出願日前に達成できる生産規模を証明するのがポイントになる。従って、具体的な事件において、上記に列挙された証拠ばかりでなく、一連の証拠と説明が、証拠チェーン(chain)に形成されるのが望ましい。</p>

	要素から、毎月、毎年達成できる生産能力などに係る説明。	
--	-----------------------------	--

公証について

公証とは、公証機関が自然人、法人による申請に応じて、法定手続きに基づき、民事法律行為、法的意義を有する事実と文書の真実性、合法性について証明する活動を指す。

中国で先使用権確保を行う際に、公証はよく利用されている。専利侵害事件において、被疑侵害者は先使用権抗弁を主張するケースは多いが、多くの場合は、証拠の真実性、証拠力に瑕疵があり、裁判所に認められない。公証による先使用権の証拠を確保できれば、関係証拠の真実性と証明能力を高めることができる。

■ 公証による先使用権確保の手順

①代理人との事前打ち合わせ	代理人と事前に打合せを行い、公証に必要な書類、技術内容、設備状況を把握する。
②公証に必要な技術資料の用意	上記の「先使用権確保に必要な証拠」を参照。
③公証機関の選定	通常、幾つかの公証機関を比べた後、地元の有名な公証機関を選ぶ。
④公証申請必要書類の準備	公証機関の要求にしたがって、申請書類を提出する必要がある。
⑤公証機関に対する公証の申請及び状況説明	公証人と事前に打合せを行い、公証対象の状況、製造ラインの概要などを説明する。必要に応じては、公証人と共に工場へ赴き、技術者による説明を聞き、製造ラインなどを見学できる。
⑥公証の実施	通常、製造ラインの撮影を行い、DVDを作成した上で、製造実施状況、製造規模等を示す資料等と一緒にダンボール等に入れた後、封印する。
⑦公証書の発行	通常、公証を行ってから1週間以内に公証書が発行される。

タイムスタンプによる先使用権の確保

タイムスタンプによる先使用权の確保とは、第三者機関が、電子データに対して正確なタイム情報を付与することにより、その時点での電子データの存在証明と非改ざん証明を確保することを指す。タイムスタンプ技術は、インターネット上の電子署名技術に対する発展と応用で、当該技術は、通常の署名と同様に日時を原文の内容に加えてから署名することである。タイムスタンプによる先使用权確保は、権威性と公正性を有する第三者によって完成されるので、その証拠力は確保できる。

中国では、証拠の確定、企業の営業秘密保護、著作権保護などにおいて、タイムスタンプの使用を開始しており、裁判実務においても、タイムスタンプを利用した電子証拠が認められた実例も存在する。

■ タイムスタンプによる先使用权確保の留意点

タイムスタンプによる確保ができる書類	先使用权確保において、関連の技術書類ばかりでなく、工場の製造ライン、工場設備も重要な証拠となる。タイムスタンプによる、技術資料などの電子書類の確定日付を証明できるが、工場の実際の製造状況などを証明しにくい。つまり、タイムスタンプのみで、先使用权の必要証拠を完全に確保できないと考え、公証と合わせて使用したほうがよい。
タイムスタンプ確保を行った電子資料の保管	タイムスタンプによる確保を行った先使用权に関する資料については、修正などを行ってはいけない。修正を行った場合は、タイムスタンプの検証を受けることができない。したがって、タイムスタンプ確保を行った資料について、修正を行う場合は、適期に改めてタイムスタンプによる確保を行う必要がある。

中国のタイムスタンプサービス機構の紹介

1998年5月17日、中国では最初の電子認証サービス機構が設立されたが、中華人民共和国電子署名法が施行された2005年4月1日以降、中国では、すでに複数の電子認証機構が設立され、そのうちの一部機構は、タイムスタンプサービスを提供している。目下、北京における「聯合信任タイムスタンプサービスセンター (Time Stamp Authority)」は、タイムスタンプサービス提供分野において有名な機構である。

「中国科学院国家授時中心⁴⁷」は、中国標準時間、時間源を發布する唯一の機構である。「北京聯合

⁴⁷ <http://www.ntsc.ac.cn/>

信任タイムスタンプサービス⁴⁸と「国家授時中心」は、共同して国家デジタルタイムスタンプサービスのシステムを開発・構築しているが、当該タイムスタンプサービスは、2007年5月から運行し始め、現在、すでに中国の数社の版權中心により普及・応用されている。

⁴⁸ <https://www.tsa.cn/index.html>

第7章 EC プラットフォームにおける模倣品対応

第1節 概要

1. インターネット環境における模倣品の発生状況

インターネットの急速な普及と発展に伴い、中国の EC 市場は拡大の一途をたどっている。EC 市場の発展は、中国の人々の行動様式に多くの変化をもたらし、とりわけ、アリババや京東といった EC プラットフォームについては、その存在なくして人々の消費生活は成り立たないといっても過言ではないほどに、人々の生活に深く浸透している。

事業者の目線から見た場合、EC プラットフォームは、新たな取引の機会をもたらす可能性のある有用なツールである一方、近年、模倣品や海賊版製品等の知的財産侵害製品の取引の温床にもなっているのも紛れのない事実であり、EC プラットフォームにおける模倣品対策は、多くの事業者にとって悩みの種となっている。

インターネット環境における知的財産権侵害は、一般的な知的財産権侵害とは異なり、次のような特徴を有している。

(1) 隠蔽性と公開性

知的財産権自体が無形性と情報性という特徴を有するため、元来、知的財産権侵害行為は、その他の侵害行為に比べて隠蔽性が高いものといえる。そして、インターネット環境における知的財産権侵害行為の場合、侵害証拠の大部分がデータであるので、より隠蔽性が高くなる。かかる特徴は、侵害行為に対する認定と追及をより困難にしていることもある。

一方、ネット情報、特に第三者のプラットフォームでの情報は、通常、公開され、かつ記録が残されているので（例えば、Tmallなどで、製品の販売量などのデータが開示されている）、侵害責任を追及する際の有力な証拠を得やすいという特徴もある。

(2) 開放性

知的財産権の保護対象は、無体財産であってデジタル化しやすいものであるため、インターネット環境との相性がよいという特徴を有する。また、インターネットは、誰もが情報にアクセスすることを可能にする「開放性」を特徴とするものである。

このような両者の特徴からすると、例えば、漫画や書籍といった著作権保護の対象となるコンテンツがデジタル化され、違法な共有サイト等にアップロードされてしまうと、それ以後、悪意のある第

三者によって無制限に複製、伝達されていく可能性は否定し得ず、実際に、そのような知的財産権侵害の事例は頻発している。

(3) 地域の広さと即時性

多くのユーザーが利用する EC サイトや SNS 等のプラットフォームを通じて、物品の取引や情報の交換がなされることで、即時に、かつ、地域を限定せずに知的財産権侵害物品等が広がっていく可能性がある。

実際に国や地域を跨ぐ侵害行為も多く発生しており、インターネット環境における侵害事例と伝統的な侵害事例とを比べた場合、ある一つの侵害行為によりもたらされる損失の規模や範囲がより大きくなる特徴がみられる。

2. 電子商取引法などの立法状況

電子ビジネスの著しい発展に伴い、インターネット上で店舗を開設してビジネスを展開している企業又は販売店の数は増加の一途をたどっている。また、科学技術の進歩に伴い、インターネット経済は、便利なサプライチェーン及び低コストという優位性を得て、実体経済に衝撃を与え続けている。

中国国家统计局のデータによると、2018 年の中国におけるインターネット小売額は、前年比 23.9% 増の 9 兆 65 億元に達した。そのうち、実物商品のネット小売額は前年比 25.4% 増の 7 兆 198 億元に至り、社会消費財小売総額に占める割合は前年比 3.4% 増の 18.4% となった。非実物商品のネット小売額は 1 兆 9,867 億元となり、前年より 18.7% 増加した。

また、中国国家统计局のデータによると、2019 年の全国電子商取引額は、前年比 6.7% 増の 34 兆 8,100 億元に達している。新型コロナウイルスが蔓延して以降、世界経済はその影響を大きく受けているが、中国の電子商取引の分野における影響は極めて限定的であり、電子商取引プラットフォームを利用し、オンライン放送（ライブストリーミング）により物販を行うという新たな消費モデルが流行する等、ニューノーマルの世界の中でさらに重要性を増してきている。

電子商取引が発展するにつれて、電子商取引プラットフォームにおける知的財産権の保護も重要になってきている。立法面から見ると、2009 年から実施されている「権利侵害責任法」と 2020 年に可決された「民法典」の「権利侵害責任編」には、インターネットサービスプロバイダの義務・責任に関する規定が設けられる等、着実に整備が進められてきている。

また、電子商取引による会社経営、電子商取引契約の締結と履行、物流、電子決済サービス、電子商取引の争議問題などを規範化し、電子商取引の持続した健全な発展を促進するために、電子商取引分野

に関する初の法令として、2019年1月1日より実施されている「電子商取引法」にも、電子商取引における知的財産権の保護に関する規定が含まれている。

同法において最も注目すべきポイントは、大型ECモールサイトを展開する「電子商プラットフォーム経営者」に対して厳しい義務を課している点である。たとえば需要者の生命や健康にかかわる商品・サービスに関して、電子商プラットフォーム経営者が、出店者の資質や資格について理解せずに、需要者に損害を与えた場合、需要者に対する安全確保義務を怠ったとして、電子商務プラットフォーム経営者がその責任を負うことになる。

さらに、電子商プラットフォーム経営者が、知的財産権を侵害していたり、模倣品を販売している出展者を放置した場合、制裁金が課せられることになる。このように、電子商プラットフォーム経営者側に重い責任を課すことにより、悪質な出展者を市場から追い出すことができ、結果的に需要者が護られる仕組みの実現を図っている。

ところで、電子商プラットフォーム経営者は、同法に基づき、需要者が書き込んだ商品やサービスに対する評価を削除することができなくなっており、また、表示される取引数を水増し（架空取引）したり、需要者を装って高い評価を書き込んだり（ユーザー評価の偽造）する行為も禁止されている。

なお、2020年9月、最高人民法院は「インターネット環境における知的財産権侵害係争に関する法律適用問題についての回答」（以下、「ネット知財回答」という）と「電子商取引プラットフォームに関わる知的財産権民事案件の審理についての指導意見」（以下、「電子商取引プラットフォーム意見」という）を公布した。

「ネット知財回答」は、裁判における法律適用に関する最高人民法院の司法解釈であり、知的財産権権利者による証拠保全申立、インターネットサービス提供者及び電子商取引プラットフォーム経営者が連帯責任を負う場合の要件、インターネットサービス提供者及び電子商取引プラットフォーム経営者がネットワークユーザ及びプラットフォーム内経営者による非侵害声明を処理する期限、悪意の非侵害声明に対する懲罰的賠償の適用要件、知的財産権権利者による悪意のない虚偽通知提出の民事責任の免除などのインターネット環境における知的財産権侵害に関する問題について規定している。

「電子商取引プラットフォーム意見」は、最高人民法院による初めての電子商取引分野の知的財産権保護問題に関する指導意見である。全体11条からなり、基本原則、一般規定、電子商取引プラットフォームの知的財産権保護規則と管理措置、電子商取引プラットフォーム経営者の法的責任などをカバーしている。

同意見は、今までの判例における要旨に基づき作成され、今後の司法裁判への指導役割を果たすと考
える。例えば、第二条のプラットフォーム上の自営業の認定に関する規定、第六条の通知人の悪意の
有無の認定に関する規定などは、規則を詳細化し、裁判基準を統一化するのが主な目的である。

また、同意見は、業界の自律、ソーシャルガバナンスの促進にも焦点を当てている。例えば、第五条
の通知内容に関する規定、第七条の声明内容に関する規定などは、電子商取引プラットフォーム経営者
に効果的なプラットフォームガバナンス措置を制定し、これを実行させることで、電子商取引市場の規
制の中でのプラットフォームの積極性を発揮させ、知的財産権を尊重、保護し、市場の公正な競争秩序
を守るためのものである。

実践において、アリババ電子商取引プラットフォームは 2003 年から知的財産権のクレーム制度の模
索を開始し、現在は既に比較的完備な知的財産権オンライン保護メカニズムを形成している。京東（ジ
ンドン）や微信（ウィーチャット）、模倣品問題でよく指摘されている拼多多（ピンドウオドウオ）も
各自のプラットフォームにおける知的財産権紛争のオンライン解決メカニズムの構築を実現し又は構
築を模索している。

第 2 節 インターネット環境における模倣品への対応策

1. オンラインでの対応の概要

インターネットでの模倣品対策について、他の模倣品対策と同じく、侵害状況に応じて、警告、民事
訴訟、行政摘発や刑事告発などの手段を利用することができる。また、インターネットでの知財侵害の
特有の対応方法としては、侵害リンクの削除依頼がある。

「中華人民共和国民法典」第 1195 条は、インターネット上において侵害行為が発生した場合、権利
者がネットワークサービスプロバイダーに通知し、リンクの削除、遮断、切断等の必要な措置を取るこ
とを要求する権利を有すること、同通知には初歩的な侵害証拠と権利者の真実身分情報を含まれるべき
であること、ネットワークサービスプロバイダーは、遅滞なく同通知を侵害者に転送し、初歩的な侵害
証拠と侵害行為の種類により必要な措置を取らなくてはならないことを規定している。

当該規定により定められた責任を果たすため、大部分の EC プラットフォームでは、権利者向けの申
立ルートを設けており、EC サイト上において模倣品が販売されていることが確認できた場合に、被害
者である知的財産権者は、侵害リンクの削除や販売店舗の閉店を求める申請を提出することができるよ
うになっている。なお、同法においては、リンクの削除等の適切な措置を取らなかったことにより、損

害が拡大した場合、EC プラットフォームは、損害の拡大部分に対して連帯責任を負わなくてはならない旨が定められている。

EC サイトに対する模倣品の販売リンクの削除等の申請については、訴訟の提起等他の対策と比べて、実施費用が安く、かつ、短期間で効果を得ることが見込めるものであるため、紛争を解決する時間的なコスト又は費用上のコストを考えた場合には、最初に検討すべき選択肢となるものである。

2. オフライン対応方法概要

オフラインの対応手段については、これまでの章において詳しく紹介してきたが、特にネット侵害への対応として、特別なやり方や留意点などを以下で紹介する。

(1) 警告状の送付

警告状の送付は、自力救済ルート的一种として、侵害行為が軽微で、かつ、コストを抑えたい事件に対して、行政救済と司法救済による手段を実施する前によく採用されるものである。また、知的財産権侵害紛争における善意の抗弁の対抗手段にもなるものであり、警告状を送付することで、侵害者の善意の抗弁による侵害責任の負担の回避を封じることができる。

前述のとおり、模倣品が第三者の取引プラットフォームで販売されている場合、通常、取引プラットフォームへ申立を提出する形式を採用できる。取引プラットフォームへの申立が妨げられたり、申立提出後の効果がかんばしくなかったりする場合、被疑侵害者への警告と取引プラットフォームへの申立を同時に進めるか、又は、直接に被疑侵害者に警告することができる。

また、実務において、第三者プラットフォームが申立に対して対応を怠ったり、対応を躊躇して態度を決めかねたりしている場合、権利者は、「権利侵害責任法」第 36 条第 2 項の規定に基づき、当該プラットフォームに対して警告を発送し、直ちに関連事項の処理に着手するように催促することができる。

なお、被疑侵害者の模倣品製造の経験が比較的豊富であったり、又は侵害状況が比較的深刻であったりする場合、警告書を送付しても、無視されてしまい、如何なる効果も果たせない可能性もある。さらに、相手方の警戒心を引き起こすことで、被疑侵害者に対策をする機会を与えてしまう可能性があるだけでなく、被疑侵害者が不侵害確認訴訟を提起して、逆に権利者が受身になってしまうようなリスクが生じることも考えられる。

警告状の送付は、早急に紛争を解決することに意義があるものの、行政救済や司法救済を得るために不可欠な前置手続でもなく、上記のようなリスクが発生することもあるため、具体的な侵害状況に応じて、直接行政摘発又は訴訟の対策を取ることも考えるべきである。

(2) 行政摘発

侵害品のネット販売に対する EC プラットフォームへのリンク削除等の申立は、販売流通における問題を解決できるだけで、その根源となる侵害品の製造等を絶つ効果が欠如している。そのため、単純に第三者プラットフォームを介する申立提出方法を採用するだけでは、根本的な解決とはならず、侵害が絶えず発生してしまう可能性がある。

したがって、侵害が深刻で、権利侵害品がインターネット上に氾濫している場合、第三者プラットフォームに申立を提出することにより、販売段階から侵害品の流通を阻止すると同時に、インターネットにおける販売情報を手がかりにして、在庫のある実店舗、代理店、倉庫、製造者等を追及し、調査していくことが重要である。

調査の結果、権利侵害品の製造からネット流通までの各段階における実体経営者を突き止めることができた場合、現地市場監督管理局や税関における行政摘発によって、製造分野における権利侵害行為を阻止し、根本的に権利侵害品の販売に係る問題を解決することも考えられる。行政摘発の手段を採用する場合、次の問題に注意を払う必要がある。

まず、権利者は、それぞれ異なる知的財産権侵害に基づき、それに対応する行政部門へ取締りの申立を提出すべきである。具体的には、被疑専利権侵害製品、被疑商標権侵害又は不正競争に係る製品の販売行為については、製造者又は販売者所在地の市場監督管理局へ、被疑著作権侵害製品の販売行為については、製造者又は販売者所在地の著作権局へそれぞれ取締りの申立を提出する必要がある。また、模倣品が外国から輸入されたものである場合、当該製品輸入地の税関へ取締りの申立を提出することになる。

次に、取締前の調査が極めて重要である。ネット上の店舗について、ネット販売店舗の所在地の当局に取締り申立を提出することができるものの、ネット上の店舗に対する取締りによって得られる最終的な成果は、当該ウェブサイトの閉鎖に過ぎない。侵害者は、また別のウェブサイトを開設することができるので、再犯への抑止力もなく、当該取り締まりによって得られる効果は僅かであるといえる。

したがって、より良い取締りの効果を確保し、侵害者に打撃を与え、侵害の再発を防止するためには、事前の調査を経て、模倣品の製造者及び販売者の実体経営者を確定し、実体経営者に対する取締りを行うことがより重要である。

なお、行政摘発の際、行政機関は、侵害行為が非常に深刻で、刑法に違反し、犯罪になるおそれがあると認める場合、事件を公安（警察）機関に移送する。その他、権利者が侵害者の被疑犯罪の手がかりを把握した場合、公安機関に刑事犯罪を告発することができる。

(3) 民事訴訟

侵害品のネット販売に係るさまざまな対策の中でも、民事訴訟は、被疑侵害者に対して大きなプレッシャーを掛けることができると同時に、和解等の形式を介して早期に紛争を解決することにより、長引く訴訟手続を回避することができるものである。特に上述のさまざまな手段によって効果がさほど見られない場合、訴訟の意義は非常に大きくなる。しかも、訴訟は、侵害行為を差し止められるだけでなく、侵害行為による損害賠償金も請求することができる点にもメリットがある。訴訟ルートを選択する際には、以下のことに注意を払う必要がある。

まず、訴訟を提起する場合、前記の調査・証拠収集作業が非常に重要となる。行政摘発と同様に、侵害品のネット販売行為の製造元を確定することは難しく、また、掲載されている被疑侵害店舗の所在地が真実でない可能性もあるので、提訴する前に、被告の真実の身分及び所在地を確定しなければならない。

また、行政摘発に比べ、証拠に対する裁判所の要求がより厳しく、かつ、通常行政機関のように現場での調査・証拠集めをすることはできない点において困難を伴うことが多い。原告が勝訴を得るためには、経験のある調査会社等を利用して十分な証拠を入手するとともに、入手した証拠が瑕疵あるものとされることがないように、侵害の証拠としてサンプル等を購入する際には購入過程に対して公証手続を行う等、証拠の証明力を確保することが重要になる。

次に、訴訟管轄地に対してもさまざまな選択がある。現在、実務においては、通常、北京、上海、広州などのような知財裁判レベルが高い地方を証拠保全の優先地域としている。特に知的財産権裁判所の設立によって、北京、上海、広州等の都市の知的財産権保護に対する意識及び司法保護のレベルは、その他の地域よりも著しく高くなっており、司法判断における地方保護主義の影響を一定程度まで減らすことを期待できる。

しかし、単純に製品の受領地を北京、上海、広東にただけで、当該地を侵害行為地として提訴ができるようになるわけではない。そのため、実務においては、北京、上海、広東を所在地とする店舗を探して、これらの店舗から侵害製品を購入できた場合に、当該店舗を共同被告として、北京、上海、広州知財裁判所への提訴をするという手段がとられている。

(4) 刑事告発

デッドコピー品の販売が一定の量に達成する場合、刑事事件とすることができるが、通常、デッドコピー品の販売量の証拠収集には困難を伴うことが多く、刑事事件化するのは容易ではない。

前述のように、侵害品のネット販売事例においては、プラットフォームで販売記録が残されているので、対応する際に、これを証拠として利用できる。しかし、ECプラットフォームが開示するのは、関連する販売記録の一部となることがほとんどで、大部分のデータは店舗の営業秘密情報として対外的に開示されない。例えば、TMALLでは同リンクの総販売量のデータを開示しているが、リンクが削除された後には、販売量のデータを開示することはない。

すべての販売記録は、プラットフォーム側には残されているが、秘密情報の保管と関連するため、行政機関、裁判所や公安機関によってのみ取り寄せることが可能なものである。

そのため、被害者自らが販売記録を取り寄せることはできず、例えば、刑事事件の場合、被害者による公安機関への告発を経て、公安機関よりECプラットフォーム側に販売データの提出を促すことになる。公安機関は、ECプラットフォームから取り寄せた情報に基づき、販売量が確かに大きいことが確認できた場合には、これを刑事事件として扱うことになる。

3. オンラインとオフラインの比較

	対応	コスト	周期	得られる効果	困難な点やデメリット
オンライン	クレームの提出	かなり低い	2週間程度	リンク閉鎖	相手側による異議が認められた場合、主張できなくなる
オフライン	警告状	低い	1ヵ月程度	侵害停止	相手側が対応しない場合、別の手段で対応する必要がある
	行政摘発	訴訟より低い	3~6ヶ月程度	侵害停止と侵害者への行政処罰	類似性の判断が慎重で、賠償金をとれない。
	民事	高い	1年程度	侵害停止と	判断レベルが一番高く、賠償金を貰

	訴訟			賠償金	えるが、コストも高くなる。
	刑事 告発	訴訟より 低い	3～6ヶ月 程度	侵害停止と侵害者 への刑事罰	情状が嚴重であるデッドコピーの事 件に限られる。

第3節 オンラインクレーム手続の紹介

これまで述べてきたように、インターネット環境において、模倣品のネット販売行為、及び他の侵害行為が存在している。以下に、インターネットにおける模倣品に対するクレーム手続を紹介する。通常の流れについて、下記を参照のこと。

○違法リンク削除の申立てに係る一般的なフローチャート



(1) 申立提出者の情報の登録（ユーザー登録・資格審査）

ここに言う申立提出者とは、権利者自身の場合もあれば、代理人の場合もある。取引プラットフォームより確認されることに備えて、申請時に登録する情報は企業の営業情報と一致しなければならない。さらに、今後提出する資料の真実性と合法性を保証する旨の保証書 1 部を提出する必要がある。

(2) 権利者の権利登録

著作権登録証書、特許登録証書、商標登録証書等の権利帰属書類の複写本等合法的で有効な権利証明を提出しなければならない。

(3) 侵害リンク及び侵害店舗に係る情報の提供（削除申立）

侵害品販売リンク及び侵害店舗に係る情報を取引プラットフォームに提供し、かつ、侵害理由を簡単に説明しなければならない。

(4) 販売者の抗弁に対する対応（異議対応・リンク削除）

被疑侵害リンクが一時閉鎖されたことに対して販売者からの反応がない場合、EC プラットフォームは、販売者が侵害の成立を黙認したとみなし、関連リンクを削除する。

販売者が抗弁をした場合、当該抗弁理由に対する審査が行われる。審査の結果、抗弁が成立するときには、権利者は、第三者プラットフォームにおける更なる判断に資するよう、侵害理由に係る詳細な説明又は専門鑑定報告等の根拠を追加で提供しなければならない。一方、抗弁が成立しないときは、関連リンクは削除される。なお、実務上、大多数の販売者は抗弁をする。

(5) 申立てに係る注意点

取引プラットフォームへの申立に関しては、例えば、知的財産権侵害を判定する能力に限りがある等、さまざまな限界がある点に注意しなければならない。また、一部の電子商取引プラットフォームの知的財産権に対する保護は、依然として不十分であり、対応が芳しくないことも多くある。そのため、申し立てを唯一の手段とはせず、具体的な状況に基づいて当該手段を採用するか否かを酌量し、考慮する必要がある。

なお、知的財産権侵害に係る証拠は存在しなくなりやすいので、申立を提出する前に証拠保全を行うことに特に留意が必要である。

1. アリババ

(1) アリババの概要

アリババグループ傘下の主要ショッピングサイトはタオバオ、Tモール、アリババ、アリエクスプレス、アリババ国際の計5つ存在し、各サイトの性質、特徴は以下のとおりである。

◇ アリババ傘下の主要ショッピングサイトの特徴

サイト名	URL	特徴	主な出品者
タオバオ	https://www.taobao.com/	中国最大 EC サイト	個人、企業 (小売)
Tモール	https://www.tmall.com/	ブランド商品に特化した EC サイト	国内・国外企業 (小売)
アリババ	https://www.1688.com/	BtoB 専門 EC サイト	企業 (メーカー、卸売)
アリエクスプレス	https://www.aliexpress.com/	海外消費者向け EC サイト	個人、企業 (小売)

アリババ国際	http://www.alibaba.com/	海外消費者向け BtoB 専門 EC サイト	個人、企業 (メーカー、卸売)
--------	---	---------------------------	--------------------

上記のうち、中国国内では特にタオバオの規模が大きい。また、タオバオは商品の売買のみならず、小売に関する各種関連サービスや最新トレンド情報を提供し、消費者間及び出品者間のコミュニケーションも可能なソーシャル機能も備え、色々なチャレンジを行い、中国 EC サイト業界を引っ張る存在となっている。

アリババは、従来、知財の保護に力を入れており、オンライン上の模倣品対応について多くの経験を有している他のプラットフォームと比べた場合において、クレーム対応等において、対応のスピードが速くて、専門的で判断のレベルが高く、多くの権利者からの信頼を得ている。

(2) アリババにおける申立ての概要

アリババの運営する各種 EC サイトにおいて、知的財産権（商標権、著作権、意匠権等）を侵害するような掲載が確認できる場合、IP Protection Platform という専用プラットフォームから Alibaba.com に無料で申請することができる。申請が認められた場合、被申請者には信用ポイントが控除される、又はリンク削除、オンラインショップの閉店等のような強制的措置が施行される。中国語、英語又は日本語のインターフェースも用意されており、日本企業にとっても利用しやすい構成になっている。⁴⁹

(3) 申立て手順

アリババ傘下の各種 EC サイトに対する申立て手順の詳細については、次ページ以降を参照ありたい。

申立てに際しては、侵害の申立ての根拠となる知的財産権に応じて、知的財産権の種類及び申告の理由を選び、被疑侵害行為を行っている店舗のリンク及び簡単な説明を補充して提出すれば、相手側に通告がなされ、その後、確認された被疑侵害リンクが一時閉鎖される。

相手側が抗弁をする場合、メールの連絡先に通告メールが届く。その際、プラットフォームによる処理を選択すると、プラットフォームによる判断がなされることになる。プラットフォームが侵害が存在する旨の判断をした場合、関連リンクは削除され、かつ、当該侵害履歴が記録される。

⁴⁹ http://wp-service.alibaba.co.jp/manual_detail/id=195

◇ アリババ傘下の各種 EC サイトに対する申立て手順

IP Protection Platformにログインする

1. [IP Protection Platformのログイン画面](#)にアクセスし、以下項目を入力します。

- **Account:** メンバーIDもしくは登録メールアドレス
- **Password:** パスワード

2. 「Sign in」ボタンをクリックします。

会社情報を登録する

他のユーザーによる知的財産権侵害の申請を行う前に、貴社の情報を登録し、Alibaba.comからの承認を受ける必要があります。

1. 左メニューの「Registration」タブをクリックします。

2. 以下の項目を入力・選択します。※全て入力必須項目です。

- **Region:** 「Oversea Regions」を選択します。
- **Category of User Identity:** 「Enterprise」を選択します。
- **Verification Method(s):** 「Corporate Information Verficaiton」
- **Photo of Certificate:** 「Upload Files」ボタンをクリックし、登記簿謄本をアップロードします。
※登記簿謄本（会社法人等番号、商号、本店）には英訳をつけた上で提出してください。
- **Certificate Number:** 登記簿謄本に記載されている会社法人等番号を入力します。
- **Corporate Name:** 貴社名を入力します。
※貴社名は必ず正しく入力してください。
- **Expiration Date of Operation Term:** 「Permanent」を選択します。
- **Detailed Address:** 登記住所を英語で入力します。

3. 「Submit」ボタンをクリックします。

The screenshot shows the 'My IPR' registration page. The left sidebar contains navigation links: General Information, Registration, Contact, My IPR, Complaint Submission, and IPR Service. The main content area is titled 'Registration' and contains the following form fields:

- Email: [Redacted]
- * Region: Oversea Regions (dropdown menu)
- * Category of User Identity: Individual (radio), Enterprise (radio, selected)
- * Verification Method(s): Corporate Information Verification (radio, selected)
- * Photo of Certificate: Upload Picture (button)
Please upload the picture of your certificate :
The picture you upload should be clear, true and valid. No modification or redaction is allowed.
The picture uploaded supports the following file types: .jpg, .jpeg, .bmp, .gif and .png. The file size shouldn't exceed 8M.
[Certificate Sample](#)
- * Certificate Number: [Text input field]
- * Corporate Name: [Text input field]
- * Expiration Date of Operation Term: Select date (calendar icon), Permanent (checkbox, selected)
- * Detailed Address: [Text input field]

A blue 'Submit' button is located at the bottom of the form.

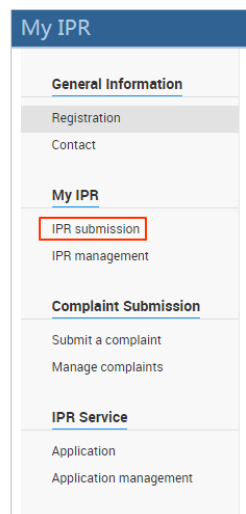
保有する知的財産権を登録する

▼ 商標権 ▼ 著作権 ▼ 特許権 ▼ 意匠権 ▼ 実用新案権 ▼ その他知的財産

他のユーザーによる知的財産権侵害の申請を行う前に、貴社が保有する該当知的財産権を登録し、Alibaba.comからの承認を受ける必要があります。

左メニューの「IPR submission」タブをクリックし、保有する知的財産権に関する情報を入力し、登録します。

※知的財産権の種類によって、登録情報が異なります。



○ 商標権の登録

商標権を登録する

1. 以下の項目を入力・選択します。*は入力必須項目です。

- **Registration Place of IPR***: 商標権を登録した国が中国以外の場合は「Others」を、中国の場合は「Mainland China」を選択します。
- **IPR Type***: 「Trademark」を選択します。
- **IPR Name/Description***: 商標の名称・詳細を入力します。
※150文字以内で入力してください。
- **IPR Registration Number***: 商標登録証に記載の登録番号を入力します。
- **IPR Owner***: 商標権の保有者を入力します。
※書社名は必ず正しく入力してください。
- **IPR Validity Period***: 商標権の有効期限を選択します。
- **Verify The Applicable Class Of Good/Service***: 「[類似商品・役務審査基準](#)」の区分
※区分は毎年更新されます。最新情報・詳細は[特許庁のホームページ](#)をご覧ください。
- **The Brand That Owns The IPR***: 商標が使用されるブランド名を入力します。
- **Jurisdiction(s) (Countries) Where The Trademark Is Protected***: 該当商標権の適用国を選択します。
※複数選択が可能です。

2. 以下の項目の「Upload Files」をクリックし、ファイルをアップロードします。*は必須項目です。

※全ての書類は申告先に開示されます。

- **Trademark Registration Certificate***: 商標登録証
- **Certificate Of Transfer**: 譲渡証書（譲渡された権利の場合）

3. 「Confirm」 ボタンをクリックします。

Submit IPR Information

* Registration Place Of IPR

* IPR Type Trademark Copyright Invention Patent Design Patent Utility Model Patent Other

* IPR Name/Description

* IPR Registration Number

* IPR Owner

* IPR Validity Period

* Verify The Applicable Class Of Good/Service

* The Brand That Owns The IPR

* Jurisdiction(s) (Countries) Where The Trademark Is Protected

* Trademark Registration Certificate

- Please upload a digital photo or copy of the complete trademark registration certificate (Brand name and category pages are required).
- The attachment will be disclosed to the respondent or otherwise may be disclosed by Alibaba in accordance with the IPP User Agreement.
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

Certificate Of Transfer

- If the trademark has been transferred, please provide a digital photo or scan copy of the transfer certificate.
- The attachment will be disclosed to the respondent or otherwise may be disclosed by Alibaba in accordance with the IPP User Agreement.
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

○ 著作権の登録

著作権を登録する

1. 以下の項目を入力・選択します。*は入力必須項目です。

- **Registration Place of IPR***: 著作権を登録した国が中国以外の場合は「Others」を、中国の場合は「Mainland China」を選択します。
- **IPR Type***: 「Copyright」を選択します。
- **IPR Name/Description***: 知的財産の名称・詳細を入力します。
※150文字以内で入力してください。
- **IPR Registration Number***: 提出書類に記載の登録番号を入力します。
- **IPR Owner***: 著作権の保有者を入力します。
※貴社名は必ず正しく入力してください。
- **Proof Of First Publication**: 該当知的財産が初めて公表された日付を選択します。

2. 以下の項目の「Upload Files」をクリックし、ファイルをアップロードします。*は必須項目です。

※全ての書類は申告先に開示されます。

- **Proof of Copyright Ownership***: 著作権保有者の証明書類
- **Proof of first verification**: 該当知的財産の初めての公表を証明する書類

3. 「Confirm」 ボタンをクリックします。

Submit IPR Information

* Registration Place Of IPR

* IPR Type Trademark Copyright Invention Patent Design Patent Utility Model Patent Other

* IPR Name/Description

* IPR Registration Number

* IPR Owner

* Proof Of Copyright Ownership

- Please provide supporting documents showing your ownership of the copyright, such as copyright registration certificate or certificate of publication right ownership. Please upload a digital photo or copy of the supporting documents.
- The attachment will be disclosed to the respondent or otherwise may be disclosed by Alibaba in accordance with the IPP User Agreement.
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

First Published Date

Proof Of First Publication

- If you provide art, photography or character registration works, please provide evidence of publication, such as newspapers, magazines, or certificates issued by credible third-party platforms.
- The attachment will be only be disclosed to Alibaba or otherwise will only be disclosed in accordance with the IPP User Agreement.
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M, multiple files can be compressed for uploading.

○ 特許権（発明専利権）の登録

■ 特許権を登録する

1. 以下の項目を入力・選択します。*は入力必須項目です。

- **Registration Place of IPR***: 特許権を登録した国が中国以外の場合は「Others」を、中国の場合は「Mainland China」を選択します。
- **IPR Type***: 「Invention Patent」を選択します。
- **IPR Name/Description***: 特許の名称・詳細を入力します。
※150文字以内で入力してください。
- **IPR Registration Number***: 特許証に記載の登録番号を入力します。
- **IPR Owner***: 特許権の保有者を入力します。
※貴社名は必ず正しく入力してください。
- **IPR Validity Period***: 特許権の有効期限を選択します。

2. 以下の項目の「Upload Files」をクリックし、ファイルをアップロードします。*は必須項目です。

※全ての書類は申告先に開示されます。

- **Certificate of Patent***: 特許証

3. 「Confirm」ボタンをクリックします。

Submit IPR Information

* Registration Place Of IPR

* IPR Type Trademark Copyright Invention Patent Design Patent Utility Model Patent Other

* IPR Name/Description

* IPR Registration Number

* IPR Owner

* IPR Validity Period

* Certificate Of Patent

- Please upload a digital photo or color scan of the patent certificate.
- The attachment will be disclosed to the respondent or otherwise may be disclosed by Alibaba in accordance with the IPP User Agreement.
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

○ 意匠権（外観専利権）の登録

意匠権を登録する

1. 以下の項目を入力・選択します。*は入力必須項目です。

- **Registration Place of IPR***: 意匠権を登録した国が中国以外の場合は「Others」を、中国の場合は「Mainland China」を選択します。
- **IPR Type***: 「Design Patent」を選択します。
- **IPR Name/Description***: 意匠の名称・詳細を入力します。
※150文字以内で入力してください。
- **IPR Registration Number***: 意匠登録証に記載の登録番号を入力します。
- **IPR Owner***: 意匠権の保有者を入力します。
※貴社名は必ず正しく入力してください。
- **IPR Validity Period***: 意匠権の有効期限を選択します。

2. 以下の項目の「Upload Files」をクリックし、ファイルをアップロードします。*は必須項目です。

※全ての書類は申告先に開示されます。

- **Certificate of Patent***: 意匠権登録証

3. 「Confirm」ボタンをクリックします。

Submit IPR Information

* Registration Place Of IPR

* IPR Type Trademark Copyright Invention Patent Design Patent Utility Model Patent Other

* IPR Name/Description

* IPR Registration Number

* IPR Owner

* IPR Validity Period

* Certificate Of Patent

- Please upload a digital photo or scan copy of the patent certificate.
- The attachment will be disclosed to the respondent or otherwise may be disclosed by Alibaba in accordance with the IPP User Agreement.
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and RAR. Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

○ 実用新案権の登録

実用新案権を登録する

1. 以下の項目を入力・選択します。*は入力必須項目です。

- **Registration Place of IPR***: 実用新案権を登録した国が中国以外の場合は「Others」を、中国の場合は「Mainland China」を選択します。
- **IPR Type***: 「Utility Model Patent」を選択します。
- **IPR Name/Description***: 実用新案の名称・詳細を入力します。
※150文字以内で入力してください。
- **IPR Registration Number***: 実用新案登録証に記載の登録番号を入力します。
- **IPR Owner***: 実用新案権の保有者を入力します。
※書社名は必ず正しく入力してください。
- **IPR Validity Period***: 実用新案権の有効期限を選択します。

2. 以下の項目の「Upload Files」をクリックし、ファイルをアップロードします。*は必須項目です。

※全ての書類は申告先に開示されます。

- **Certificate of Patent***: 実用新案権登録証

3. 「Confirm」 ボタンをクリックします。

Submit IPR Information

* Registration Place Of IPR

* IPR Type Trademark Copyright Invention Patent Design Patent Utility Model Patent Other

* IPR Name/Description ✓

* IPR Registration Number ✓

* IPR Owner ✓

* IPR Validity Period

* Certificate Of Patent

- Please upload a digital photo or color scan of the patent certificate.
- The attachment will be disclosed to the respondent or otherwise may be disclosed by Alibaba in accordance with the IPP User Agreement.
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF . Each file must not exceed 5M and multiple files can be compressed for uploading.

○ その他の知的財産権の登録

その他の知的財産権を登録する

1. 以下の項目を入力・選択します。*は入力必須項目です。

- **Registration Place of IPR***: 該当知的財産権を登録した国が中国以外の場合は「Others」を、中国の場合は「Mainland China」を選択します。
- **IPR Type***: 「Other」を選択します。
- **IPR Name/Description***: 該当知的財産の名称・詳細を入力します。
※150文字以内で入力してください。
- **IPR Registration Number***: 提出証明書類に記載の登録番号を入力します。
- **IPR Owner***: 該当知的財産権の保有者を入力します。
※会社名は必ず正しく入力してください。
- **IPR Validity Period***: 該当知的財産権の有効期限を選択します。

2. 以下の項目の「Upload Files」をクリックし、ファイルをアップロードします。*は必須項目です。

※全ての書類は申告先に開示されます。

- **Supporting Documents Of IPR***: 該当知的財産権の保有を証明する書類

3. 「Confirm」ボタンをクリックします。

Submit IPR Information

* Registration Place Of IPR

* IPR Type Trademark Copyright Invention Patent Design Patent Utility Model Patent Other

* IPR Name/Description

* IPR Registration Number

* IPR Owner

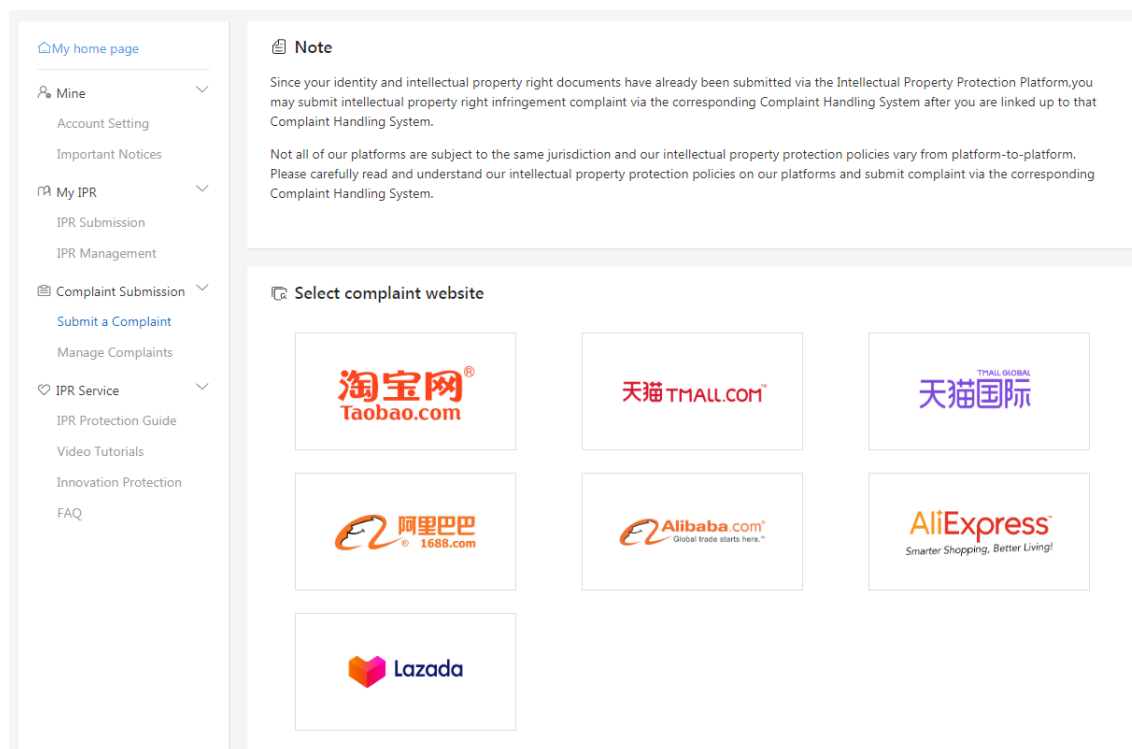
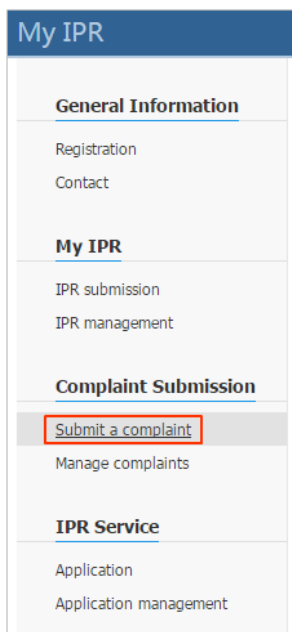
* IPR Validity Period

* Supporting Documents Of IPR

- Please provide supporting documents showing your ownership of the IPR.
- The attachment will be only be disclosed to Alibaba or otherwise will only be disclosed in accordance with the IPP User Agreement.
- Attachments of the following formats can be uploaded: GIF, JPG, JPEG, PNG, BMP and PDF. Each file must not exceed 5M, multiple files can be compressed for uploading.

知的財産権侵害を申告する

保有する知的財産権を登録しAlibaba.comから承認を受けた後に、申告対象製品情報ページへの申告手続きを行うことができます。左メニューの「Registration」タブをクリックし、申請を行ってください。





ⓘ Please note that takedown requests against Taobao listings should be filed based on valid intellectual property rights under protection by PRC laws.

[Complaint Submission Flow](#)

Basic Complaint Information

* IPR Type

* IPR

* Complaint type Product listing Store front

* Reason

* Infringing listings

[Verify listing\(s\)](#)

[View acceptable listing formats](#)

2. 京東 (JD. com)

(1) 京東 (JD. com) の概要

京東の前身は「360buy」というサイトであり、現在は主に家電・PC・家具・衣類・食品・書籍などの様々な商品を販売している。配達の早さ（中国の多くの地域において、オーダーから1～2日以内に商品を配達できる）、模倣品の少なさ（他のECサイトに比較すると少ないと言われる）で一気に人気を獲得し、一般消費者向けサイトとしては、アリババが運営するタオバオに次ぐ規模まで成長した。経営規模の拡大とともに、ネットでの模倣品対応のレベルも高くなった。アリババと同じく、その判断レベルも比較的専門的で、多くの権利者からの信頼を得ている。

(2) JD. com における申立ての概要

JD. com 上において、アリババと同様の知財保護システムを有している。知財侵害申立に対するプロセスもほぼ同じであり、申立専用プラットフォーム⁵⁰から無料で申請を行うことができ、当該申請が認められると、違法リンクが削除される。2021年2月現在において、インターフェースは中国語に限定されている。

(3) 申立て手順

ログインしてから、「知識産権保護」をクリックし、会社情報や連絡先等を補充する画面に入る。



⁵⁰ <https://passport.jd.com/uc/login>

○ ユーザー登録ページ

 完善注册资料

① * 邮箱地址: 允许被投诉方看

② * 联系电话: 允许被投诉方看

③ * 权利人所在地: 中国大陆 ▼

④ * 联系地址:

⑤ * 权利人类型: 个人 企业或其他组织

⑥ * 权利人名称: 
① 权利人名称必须与拟提交的知识产权权利证书或证明文件上显示的权利人名称一致, 如依据商标权投诉, 应当与商标注册证上显示的“商标注册人”一致, 如依据专利权投诉, 应当与专利证书显示的“专利权人”一致, 如依据著作权投诉, 应当与作品登记证书或其他证明文件上显示的“著作权人(作者)”一致。
② 权利人名称应当与上传的权利人身份证件所显示的名称一致。
③ 请注意: 注册资料一经审核通过, 权利人名称将无法修改。

⑦ * 权利人身份证明: (证件说明) 支持ZIP、RAR、JPG、JPEG、PNG、BMP、GIF、PDF格式, 大小不超过10M,个数不超过10个

⑧ * 是否使用代理人: 是 否

⑨ 代理人名称: 
① 如权利人委托代理人代为投诉, 请填写代理人姓名或名称, 并上传身份证原件扫描件;
② 如权利人为公司且未委托代理人的, 应当填写一名授权代表人, 并上传身份证原件扫描件及一份授权代表证明, 说明该授权代表为本公司员工, 并加盖公司公章。③ 代理人名称必须与拟提交的代理人身份证明所显示的名称一致。

⑩ 代理人身份证明: (证件说明) 支持ZIP、RAR、JPG、JPEG、PNG、BMP、GIF、PDF格式, 大小不超过10M,个数不超过10个
① 如代理人为个人, 请上传本人正反双面身份证护照等原件扫描件或照片;
② 如代理人为第三方代理机构, 请上传代理机构年检章齐全的有效营业执照副本/营业执照等原件的扫描件或照片, 并加盖公章;
③ 如权利人为公司且委托在职员工作为代理人的, 请上传本人正反双面身份证护照等原件扫描件及在职证明, 并加盖公司公章;
④ 代理人名称必须与拟提交的代理人身份证明所显示的名称一致。

⑪ 委托书: 上传附件支持ZIP、RAR、JPG、JPEG、PNG、BMP、GIF、PDF格式, 大小不超过10M,个数不超过10个
委托书或授权代表人证明要求:
① 委托书上显示的委托人及代理人名称应当与填写的权利人和代理人名称一致;
② 委托内容应当包括权利人明确委托代理人代为进行知识产权维权的内容, 独家销售或销售总代理等销售授权委托将不予受理;
③ 代理国外权利人的受委托人需提供中/英双语的委托书。

① 邮箱地址⇒メールアドレス

② 联系电话⇒電話番号(携帯番号も可)

③ 权利人所在地⇒権利者所在地

④ 联系地址⇒連絡住所(代理人の住所も可)

⑤ 权利人类型⇒権利者類別、「個人」と「企業」から選択

- ⑥ 権利人名称⇒権利者名称
- ⑦ 権利人身份证明⇒権利者身分証明
- ⑧ 是否使用代理人⇒代理人有りか否か、「はい」と「いいえ」から選択
 ※ この選択により、下記⑨から⑪の情報を記入するか否かが決まる
- ⑨ 代理人名称⇒代理人名称
- ⑩ 代理人身份证明⇒代理人身分証明
- ⑪ 委托书⇒権利者から代理人への授權書

メールアドレス、電話番号、所在地、連絡住所、権利者類別、権利者名称と身分証明、代理人の有無、代理人の名称と身分証明、委任状等を補充した上、プラットフォームに提出する。

○ 商標権の権利登録ページ

権属証明

① 产权类型:

② *产权名称:
请您输入您的商标名称

③ *产权编号:
请您输入您的商标注册证号

④ *商标注册证: 资料上传制度: 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑤ 例如: 购买鉴定报告、投诉方官网链接、商标独占许可协议等, 资料上传制度: 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑥ 产权有效期:

- ① 产权类型⇒権利類別
- ② 产权名称⇒権利名称
- ③ 产权编号⇒権利番号
- ④ 商标注册证⇒商標登録証
- ⑤ 其他⇒その他の資料
- ⑥ 产权有效期⇒権利有効期限

○ 特許権（発明専利権）の権利登録ページ

权属证明

① 产权类型: 专利-发明专利权 ▼

② *产权名称:
请您输入您的专利名称

③ *产权编号:
请您输入您的专利号

④ *发明专利证书: [资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑤ 侵权对比分析: [资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑥ 其他: 例如: 行政裁定、司法判决结果等。 [资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑦ 产权有效期从 至

- ① 产权类型⇒権利類別
- ② 产权名称⇒権利名称
- ③ 产权编号⇒権利番号
- ④ 发明专利证书⇒発明専利証明書
- ⑤ 侵权对比分析⇒権利侵害对比分析書
- ⑥ 其他⇒その他の資料
- ⑦ 产权有效期⇒権利有効期限

○ 实用新案権の権利登録ページ

权属证明

① 产权类型: 专利-实用新型专利权 ▼

② *产权名称:
请您输入您的专利名称

③ *产权编号:
请您输入您的专利号

④ *实用新型专利证书: [资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑤ 专利权评价报告: 2009年10月1日之前的专利需提供检索对比分析, [资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑥ 侵权对比分析: [资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑦ 其他: 例如: 行政裁定、司法判决结果等, [资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑧ 产权有效期从 至

- ① 产权类型⇒権利類別
- ② 产权名称⇒権利名称
- ③ 产权编号⇒権利番号
- ④ 实用新型专利证书⇒实用新案專利証明書
- ⑤ 专利权评价报告⇒專利權評価報告書
- ⑥ 侵权对比分析⇒権利侵害对比分析書
- ⑦ 其他⇒その他の資料
- ⑧ 产权有效期⇒権利有効期限

○ 意匠権（外觀専利権）の権利登録ページ

权属证明

① 产权类型: 专利-外观设计

② *产权名称:
请您输入您的专利名称

③ *产权编号:
请您输入您的专利号

④ *外观设计专利证书: [资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑤ 专利权评价报告: 2009年10月1日之前的专利需提供检索对比分析。[资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑥ 其他: 例如: 行政裁定、司法判决结果等。[资料上传制度](#): 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

⑦ 产权有效期从 至

- ① 产权类型⇒権利類別
- ② 产权名称⇒権利名称
- ③ 产权编号⇒権利番号
- ④ 外观设计专利证书⇒外觀設計專利証明書
- ⑤ 专利权评价报告⇒專利權評価報告書
- ⑥ 其他⇒その他の資料
- ⑦ 产权有效期⇒権利有効期限

○ 著作権の権利登録ページ

权属证明

① 产权类型: 著作权

② *产权名称:
请您输入您的著作权名称

③ *著作权初步证明: **资料上传制度:** 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

④ 其他: 例如: 出版发行协议、在先设计、发表、销售凭证等。 **资料上传制度:** 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式, 单个大小不超过20M, 个数不超过20个

- ① 产权类型⇒権利類別
- ② 产权名称⇒権利名称
- ③ 著作权初步证明⇒著作権証明書
- ④ 其他⇒その他

○ 証明資料の提出

各権利の登録ページにおける登録が完了した後、根拠とする権利に応じて、それぞれ権利の類別、名称、番号、有効期限等を示す資料（証明資料）を補充する。

○ 申立てページ

① 产权类型: ▼ 每个投诉仅限于一项知识产权，基于多项知识产权的，应当分别投诉。

② 投诉链接:

每个输入框内的链接必须属于同一个商家，最多500条，每条链接换行输入。

不能同时包括商品和店铺链接，请对商品链接和店铺链接分别投诉。

不能同时包括分属两个或者两个以上商品分类（例如“手机”和“电脑”）的链接，请对不同分类的商品链接分别投诉。

③ 上传其他资料: 资料上传制度: 支持GIF、JPG、DOC、EXECL、PDF格式，单个大小不超过20M,个数不超过20个

④ 投诉说明

还可以输入 500 字

我承诺上述信息及所附材料均真实、合法、有效，否则产生的一切责任和后果由我自行承担。

① 产权类型⇒権利類別、その後、登録済みの権利を選択

② 投诉连接⇒申請リンク

③ 上传其他资料⇒その他の資料をアップロード

④ 投诉说明⇒申請説明

権利によって、侵害リンク、侵害判断のための資料、侵害理由等を補充した上で提出する。ECプラットフォームは、侵害が存在すると判断した場合、関連リンクを削除する。

3. テンセント・微信

(1) テンセント・微信の概要

WeChat（微信、ウィーチャット）は、テンセントが 2011 年にリリースした、文字や音声、写真や動画、グループチャットなどでコミュニケーション通知などの機能を持つ無料メッセージアプリである。月間アクティブユーザは 12 億以上となっている。EC サイトとは異なり、主に SNS として利用されているので、違法著作物の無断掲載等の知財侵害行為が多発している。

(2) テンセント・微信における申し立ての概要

微信（WeChat）における申し立ての方法は、アリババと京東とは少し異なり、公式アカウント⁵¹を有している場合、公式アカウントにおける侵害申し立て機能を利用することが可能である。公式アカウントがない場合、個人ユーザーで二次元コードをスキャンし、削除申し立てをすることができる。保有する権利毎に、侵害リンクの特定、侵害判断資料の提出、侵害理由の補充等をした上で申し立てをする。申請に対する審査を経て、EC プラットフォームが侵害が存在すると判断した場合、関連内容を削除する。



⁵¹ WeChat の公式アカウントは著名人や企業・団体・組織がユーザーにむけて情報発信を行う目的で設けられている。公式アカウントはサービスアカウント、サブスクリプション（購読）アカウント、コーポレートアカウントの 3 種類がある。

○ 申立てページ

我要投诉 我要申诉 提交记录

- ①
- ②
- ③

微信公众平台侵权投诉指引

微信公众平台一直致力于建立一个公平、公开、公正的平台，腾讯作为中立的平台服务提供商，我们本着与诚信守约、信誉相当的第三方合作伙伴携手共进，建立和维护良性互动、健康有序的平台秩序。

鉴于微信公众平台中的第三方提供的服务数量之庞大，为了建立良好的市场秩序和保护权利人的合法权益，根据相关法律法规的规定，腾讯特制定本指引。如果您在使用微信公众平台服务中发觉相关内容侵犯了您的权益，您可以通过以下途径通知我们，我们将依法进行处理。

特别提醒并理解，向本平台发起侵权投诉，是一项正式的、严肃的、具有法律意义的行为，包括证明材料的选择和提交等流程，都会涉及大量中国大陆法律知识，若侵权投诉不能完全符合法定条件，平台将无法处理。所以，我们提倡，就侵权投诉事项向法律专业人士进行咨询，提交由法律专业人士处理，会有利于侵权投诉事宜更为顺利地处理。

一、流程

1. 通知腾讯

若权利人认为第三方在微信公众平台提供的服务侵犯其合法权益，请按以下要求提交相关材料进行投诉。通知腾讯：

权利人应书面通知腾讯（书面通知书的内容请参考附录：《微信公众平台侵权投诉通知书模板》），通知书的内容包括但不限于以下内容：

1.1 权利人主体信息和相关材料

①权利人的姓名（名称）、联系方式、地址及营业执照（单位）、身份证（个人）、相关授权证明等证明权利人主体资格的材料；
②权利人如委托他人代理投诉的，还需提供授权委托书，以及代理人姓名（名称）、联系方式、地址及营业执照（单位）、身份证（个人）、相关代理人职务身份证明（公司授权书、介绍信等证明代理人职务身份及公司授权代理人代表公司办理相关投诉事务）等证明代理人主体资格的材料。

1.2 权利人要求

权利人投诉侵权的账号信息，以及相关投诉事项说明。

1.3 构成侵权的初步证明材料

该初步证明材料应包括：

①权利人拥有权利的权属证明材料；包括但不限于与相关有侵权关联的授权证书、商标证书、专利证书、作品首次公开发表或发行日期证明等材料，创作手稿、侵权权利向引发的作品创作时间戳、作品备案证书等能证明权利人拥有相关权利的权属证明材料；
②被投诉方提供的服务构成侵权的证明材料；包括但不限于被投诉方提供的服务构成对权利人版权、商标权或专利权等权利的侵权的有效证明材料等。

1.4 权利人保证

权利人在通知书中明确保证：权利人在通知书中的陈述和提供的相关材料是真实、有效和合法的，并保证承担和赔偿腾讯依据权利人的通知书对相关账号的处理而给腾讯公司造成的任何损失，包括但不限于腾讯因向被投诉方发出“赔偿”而产生的诉讼费及腾讯名誉、商誉损失等。通知书及相关证明材料准备时需注明的事项以及投诉地址详见下文注册事项中的说明。

2. 腾讯反馈

腾讯作为中立的平台服务者，收到权利人符合本指引要求的通知书后，腾讯会严格按照相关法律法规的规定进行处理，并在符合法律法规要求的前提下将权利人的通知书转交给被投诉方。若被投诉方不认可权利人的投诉，腾讯会将被投诉方提供的材料转交给权利人。若权利人对于被投诉方的意见及其提供的材料有异议的，腾讯建议权利人另行通过行政投诉、诉讼等方式直接和被投诉方解决相关问题。如果权利人有新的并可充分推翻被投诉方意见的证明材料，也可向腾讯提供。

二、注册事项

- 本指引中的权利人，指拥有版权、商标权、专利权等合法权益的原始所有人，代理人是指经原始所有人合法授权的受托人，包括自然人、法人及其他组织等。
- 本指引中的第三方，指在微信公众平台提供各类服务的微信公众平台账号运营方。
- 为了确保权利人提供相关材料的真实性和有效性，权利人的书面通知书及相关证明材料，一般应提供原件，不能提供原件的，应提供复印件（在复印件上应有权利人的签字）。

有两种通知腾讯的方式：

- 通过在线“申请侵权投诉”流程填写投诉单并开相关的纸质版本材料扫描后上传。
- 通过邮寄的方式将书面通知书及其他相关证明材料的纸质版本邮寄至腾讯指定的以下地点：
地址：中国广东省深圳市南山区海天二路33号腾讯滨海大厦 法务部
邮编：518057

4. 若权利人涉外的，应当以授权委托书方式，委托境内自然人或相关机构/组织代为进行投诉，除相关授权文件外，还应提交下列材料之一，以确保真实、合法：

- 4.1 中华人民共和国大陆地区：经公证机关证明并经当地公证处认证的授权委托书；
或4.2 对于境外不同国家或地区的权利人，按照以下方式提交：
①中华人民共和国（包括香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区）以外的国家和地区：该权利人在所在国公证机关证明授权委托书合法性、真实性的公证材料，和该公证材料经中华人民共和国驻该国使领馆认证的证明材料；
②香港特别行政区：证明前述授权委托书合法性、真实性的，经中国法律服务（香港）有限公司加盖转递的中国委托公证人出具的委托公证材料；
③澳门特别行政区：证明前述授权委托书合法性、真实性的，经澳门政府公证部门或中国司法部的公证人公证，并经中国法律服务（澳门）公司加盖转递的委托公证材料；
④台湾地区：证明上述授权委托书合法性、真实性的，经海峡交流基金会复盖确认的台湾公证机关出具的公证材料。

5. 任何涉外的材料，均需提交中华人民共和国驻该国使领馆对该材料的中文翻译文本进行认证的证明材料。

6. 本指引中权利人的书面通知书，均应包括通知书本身及相关的主体资格材料、权属证明、侵权证明等材料。

7. 若权利人已经因为被投诉人提供的服务向相关政府部门或法院提起行政投诉或诉讼的，请在提交通知书时，将相关受理证明及提交政府相关部门法院的证明材料一同提交给腾讯，这将有利于权利人的投诉的处理。

8. 按照相关法规，本指引所规定，若被投诉的服务应当在微信公众平台停止运营处理的，腾讯终止相关服务的流程需遵守相关法规规定的时限要求，比如，根据目前相关法规的规定，对于网络游戏的终止运营，需要提前60日予以公告后方可终止运营。

腾讯团队

④

申请侵权投诉

① 我要投诉⇒申立

② 我要申诉⇒異議

③ 提交记录⇒申立履歴

④ 申请侵权投诉⇒申立申請（このアイコンを選択して、権利登録ページに進む）

○ 権利登録ページ

主体資料

① 権利人类型 组织 个人

② 名称

③ 营业执照或组织机构代码证

④ 有效证件扫描件 请上传营业执照或组织机构代码证清晰彩色扫描件或照片
支持.jpg .jpeg .bmp .gif格式图片, 大小不超过5M.

⑤

⑥ 通信地址

⑦ 邮编

⑧ 联系人

⑨ 手机号码

⑩ E-mail

⑪ 是否为代理人 是 否
代理人: 指权利人合法授权的人, 权利人委托代理人发出通知的, 代理人必须提供权利人的委托书, 代理人发出的每个不同的通知均需获得权利人的分别明确授权。

⑫

⑬ 代理人类型 组织 个人

⑭ 名称

⑮ 有效证件号

⑯ 有效证件扫描件 请上传营业执照或组织机构代码证清晰彩色扫描件或照片
支持.jpg .jpeg .bmp .gif格式图片, 大小不超过5M.

⑰

⑱ 通信地址

⑲ 邮编

⑳ 联系人

㉑ 手机号码

㉒ E-mail

㉓ 代理委托书 请上传代理委托书
委托书由提交者拟定, 必须明确代理人及权利人全称/姓名、授权委托权限, 并含有代理人及权利人的亲笔
签字, 并证明代理人有完整权限代表权利人实施本次投诉。
支持.jpg .jpeg .bmp .gif格式图片, 大小不超过5M.

㉔

投诉内容

㉕ 投诉分类 占用账号名称 冒充他人 内容未经授权 内容侵犯名誉/商誉/隐私/肖像
 小程序(小游戏)内容侵权
当你认为他人占用的名称侵犯了你的合法权益, 可据此向
地投诉。若维权投诉成功, 被投诉人及人内可以注销, 如果
申诉无效, 则名称占用将释放。

㉖ 侵权账号

㉗ 投诉描述

证明材料

㉘ 有效证明材料扫描 支持.jpg .jpeg .bmp .gif格式图片, 大小不超过5M.
请件
 商标注册书
 组织机构主体证明材料 (企业营业执照/组织机构代码证/事业单位法人证书/社会团体法人登记证书/
民办非企业单位登记证书等)
 身份证的证
 没有上述材料

- ① 权利人类型⇒権利者の形態
- ② 名称⇒名称
- ③ 营业执照或组织机构代码证⇒営業許可証/組織機構コード証
- ④ 有效证件扫描件⇒有効証明書のスキャン
- ⑤ 请上传营业执照或组织机构代码证清晰彩色原件扫描件或数码照⇒営業許可証/組織機構コード証のカラースキャン或いはデジタル写真アップロード
- ⑥ 通信地址⇒連絡住所
- ⑦ 邮编⇒郵便番号
- ⑧ 联系人⇒連絡人（担当者）
- ⑨ 手机号码⇒携帯番号
- ⑩ E-mail⇒メールアドレス
- ⑪ 是否为代理人⇒代理人であるか
- ⑫ 代理人：指经权利人合法授权的人。权利人委托代理人发出通知的，代理人必须提供权利人的委托书。代理人发出的每个不同的通知均需获得权利人的分别明确授权。
⇒代理人：権利者が合法的委任したものである。権利者は代理人に申し立て通知を委任する場合、代理人は委任状を提出しなければならない。代理人の申し立て通知はすべて権利者からの委任が必要。
- ⑬ 代理人类型⇒代理人形態
- ⑭ 名称⇒名称
- ⑮ 有效证件号⇒有効証明書番号
- ⑯ 有效证件扫描⇒有効証明証スキャン
- ⑰ 请上传营业执照或组织机构代码证清晰彩色原件扫描件或数码照
⇒営業許可証/組織機構コード証のカラースキャン或いはデジタル写真アップロード
- ⑱ 通信地址⇒連絡住所
- ⑲ 邮编⇒郵便番号
- ⑳ 联系人⇒連絡人（担当者）
- ㉑ 手机号码⇒携帯番号
- ㉒ E-mail⇒メールアドレス
- ㉓ 代理委托⇒委任状

②④ 请上传代理委托书，委托书由提交者拟定，必须明确代理人及权利人全称/姓名、授权委托权限，并含有代理人及权利人的完整签章，能证明代理人有完整权限代表权利人实施本次投诉。

⇒委任状アップロード。委任状は提出者が作成し、代理人及び、権利者の全称/氏名、委任権限を明確しなければならない。代理人は本申立を実施する権利があることを証明できるように、代理人と権利者の捺印も必要

②⑤ 投诉分类⇒申立分類

②⑥ 侵权账号⇒侵害者アカウント

②⑦ 投诉描述⇒申立記載

②⑧ 有效证明材料扫描件⇒有効証明書のスキャン

微信（WeChat）における申し立てを提出する場合、権利者の種類、名称、営業免許、連絡先、郵便番号、連絡者、携帯番号、メールアドレス、代理人の情報等を記入し、申し立ての種類、侵害者のアカウント、申し立ての理由を補足した上で、申し立てを提出する。申し立ての情報が確認された後、その書面を確認し、捺印したものをアップロードする必要がある。

○ 申立てページ

申请投诉侵权

1 填写投诉内容 — 2 预览并打印通知书 — 3 盖章或签名后提交通知书

①

② 投诉通知书
扫描件

请上传加盖公章或签名的《微信公众平台投诉通知书》扫描件。表格中的内容不得修改。
支持.jpg .jpeg .bmp .gif格式, 每张大小不超过5M

上传文件

上一步 提交

① 投诉通知书⇒申立通知書

② 请上传加盖公章或签名的《微信公众平台投诉通知书》扫描件。表格中的内容不得修改。⇒ 捺印若しくは署名済の『微信公众平台投诉通知书』の電子版をアップロード

4. 拼多多 (PDD)

(1) 拼多多 (PDD) の概要

拼多多 (ピンドゥオドゥオ) とは、共同購入システムができる中国の EC サイトである。共同購入によって商品を安く購入できる点を特徴として、短期間で大きく成長を遂げている。経営規模の拡大とともに、ネットでの模倣品対応システムも整備されてきている。

(2) 拼多多 (PDD) における申立ての概要


拼多多サイトにおいても、アリババや京東と同様に、知財侵害申立て専用のプラットフォーム (<https://ipp.pinduoduo.com/cpp/index>) を設置している。権利者がアクセスし、権利によって必要な情報を登録する必要がある。個人の場合、中国の ID カード (身分証) の情報を提出し、企業の場合には、営業免許証明を提出する。


(3) 申立ての手順




○ ユーザー（自然人）の登録ページ

身份认证


 选择个人认证

 选择企业认证



上传身份证正面

图片大小请勿超过2M



上传身份证反面

图片大小请勿超过2M

① *姓名

② *身份证件号

④ 身份证有效期至 长期

本人承诺以上信息全部真实有效，否则自愿承担由此给平台及被投诉方造成的全部损失


下一步

- ① 姓名⇒名前
- ② 身份证件号⇒ID カード番号
- ③ 上传身份证⇒ ID カードをアップロード
- ④ 身份证有效期⇒ ID カードの期限

○ ユーザー（企業）の登録ページ

身份认证

 选择个人认证 选择企业认证



③ 上传营业执照
图片大小请勿超过2M

① *企业名称

② *统一社会信用代码

④ 营业执照有效期至 长期

本人承诺以上信息全部真实有效，否则自愿承担由此给平台及被投诉方造成的全部损失

下一步

- ① 企业名称⇒企業名称
- ② 统一社会信用代码⇒營業許可番号
- ③ 上传营业执照⇒營業許可証をアップロード
- ④ 营业执照有效期⇒營業許可の期限

○ 商標権の権利登録ページ



The screenshot shows the 'Intellectual Property Rights Registration' page on Pinduoduo. The page is titled '知识产权投诉 > 知识产权资质提交'. It is divided into two main sections: '一. 选择知识产权类型' (Select Intellectual Property Type) and '二. 填写知识产权信息' (Fill in Intellectual Property Information). In the first section, '商标权' (Trademark) is selected. The second section contains nine numbered fields: 1. Trademark Registration Certificate (with an upload button and example link), 2. Trademark Registration Number (with a dropdown for '仅数字、字母' and a '号' suffix), 3. Trademark Name, 4. Trademark Registration Class (with a '全类目' checkbox and a note to select corresponding classes), 5. Trademark Registrant, 6. Trademark Validity Period (with a date range selector), 7. Trademark Renewal Proof (with an upload button and example link), 8. Trademark Transfer Proof (with an upload button and example link), and 9. Trademark Change Proof (with an upload button and example link). A disclaimer at the bottom states that the user is responsible for the accuracy of the information. A red '提交' (Submit) button is at the bottom.

- ① 商标注册证⇒商標登録証
- ② 商标注册号⇒商標登録番号
- ③ 商标名称⇒商標名称
- ④ 商标注册类别⇒商標登録の区分
- ⑤ 商标注册人⇒商標登録者
- ⑥ 商标有效期⇒商標有効期限
- ⑦ 商标续展证明⇒商標更新証明
- ⑧ 商标转让证明⇒商標譲渡証明
- ⑨ 商标变更证明⇒商標変更証明

○ 専利権の権利登録ページ

知识产权投诉 > 知识产权资质提交

一. 选择知识产权类型

*知识产权类型 商标权 专利权 著作权

二. 填写知识产权信息

1 贵方本次所提交的专利, 如已经自行实施生产或许可其他主体(含自然人、法人、非法人组织)实施生产, 请贵方明确自行实施主体名称或被许可主体名称; 如该专利未实施生产, 请勾选以下选项进行确认。贵方承诺, 自行承担因错误投诉所产生的相应法律责任。

① *专利证书 [查看示例](#)

② *该专利已实施生产 是 否

③ *专利实施生产主体

④ *主体证明
(限jpg,jpeg,bmp, pdf,限5张)

⑤ *专利类型

⑥ *专利号

⑦ *专利名称

⑧ *专利权人

⑨ *专利申请日

⑩ *专利有效期

⑪ 专利转让证明

⑫ 专利变更证明

⑬ 专利评价报告 [查看示例](#)

本人承诺以上信息全部真实, 有效, 否则自愿承担由此该平台及被投诉方造成的全部损失。

- ① 专利证书⇒專利登録証
- ② 该专利已实施生产⇒同專利が実施されたが
- ③ 专利实施生产主体⇒同專利の実施主体
- ④ 主体证明⇒主体の証明
- ⑤ 专利类型⇒専利の種類
- ⑥ 专利号⇒專利番号
- ⑦ 专利名称⇒専利の名称
- ⑧ 专利权人⇒專利権者
- ⑨ 专利申请日⇒専利の出願日
- ⑩ 专利有效期⇒専利の有効期限
- ⑪ 专利转让证明⇒専利の譲渡証明
- ⑫ 专利变更证明⇒専利の変更証明
- ⑬ 专利评价报告⇒専利の評価報告

○ 著作権の権利登録ページ

知识产权投诉 > 知识产权资质提交

一. 选择知识产权类型

*知识产权类型 商标权 专利权 著作权

*著作权类型 作品登记证书 出版物(书籍) 官网版权 其他作品

二. 填写知识产权信息

① *著作权作品登记证书 [查看示例](#)

② *登记号

③ *作品名称

④ *著作权人

⑤ 加盖版权局公章的登记作品页 [查看示例](#)

⑥ *作品首次公开发表材料

⑦ *作品首次公开发表时间

本人承诺以上信息全部真实, 有效, 否则自愿承担由此给平台及被投诉方造成的全部损失。

- ① 著作权作品登记证书⇒著作権登録証
- ② 登记号⇒登録番号
- ③ 作品名称⇒作品の名称
- ④ 著作权人⇒著作権者
- ⑤ 加盖版权局公章的登记作品页⇒当局印鑑付きの著作物内容ページ
- ⑥ 作品首次公开发表材料⇒初めの著作物公开发表の証明資料
- ⑦ 作品首次公开发表时间⇒初めの著作物公开发表の時間

権利を登録した後、侵害の根拠とする権利を選び、申立ての種類、侵害リンク、侵害の具体的な理由、メールアドレス及び添付書面等を補充し、申請を提出する。

○ 申立てページ

知识产权投诉 > 知识产权投诉详情

以下信息都为必填

- ① 选择要投诉的知识产权
- ② 投诉理由
- ③ 投诉链接
一行请填写一条链接，批量添加请按回车键换行，最多可批量添加200条链接[如何获得链接](#)
- ④ 请输入理由说明
- ⑤ 电子邮箱
该邮箱将拨递给被投诉方，方便联系解决
- ⑥ 举证材料

本人承诺以上信息全部真实，有效，否则自愿承担由此给平台及被投诉方造成的全部损失。

- ① 选择要投诉的知识产权⇒知財の種類を選択してください
- ② 投诉理由⇒申請の理由
- ③ 投诉链接⇒被疑侵害リンク
- ④ 请输入理由说明⇒侵害理由の説明
- ⑤ 电子邮箱⇒申請者のメールアドレス
- ⑥ 举证材料⇒立証材料

5. その他

上記以外、蘇寧易購、1号店、網易コーラ等のプラットフォームもあるが、知財侵害申立ルールはほぼ同じで、「権利者身分の確認」→「知的財産権利の確認」→「侵害申立の提出」→「異議への反論」というプロセスを進める。

多くのプラットフォームでは、知財侵害申し立て専用のシステムを設けているが、一部のプラットフォームではまだ申請の専用システムが整備されていない。そのような場合、アフターサービスなどのルートを通じて、知財侵害の状況を説明し、その後、知財担当者に取り次いでもらうやり方が考えられる。

専用のシステムがない場合、処理のタイミングがバラバラとなる傾向が強く、申請を提出した後、早めに処理してくれることもあれば、なかなか処理してくれないこともある。担当者の対応次第では、効率よく処理を進めてもらえる可能性もあるが、全般的に手続きが不透明となる。

第4節 実務における諸問題と注意点

1. 証拠の確保

模倣品対策において、証拠の収集は非常に重要である。証拠収集に係る方針として、基本的な情報については権利者自身で収集し、模倣業者の情報、侵害品の製造、販売状況などの収集が難しい情報については、専門の法律事務所、或いは調査会社に依頼するというのが一般的である。

インターネット上で模倣品を発見した場合、如何にして証拠を入手するかということが重要になっている。インターネット上の情報は、絶えず変更、削除することができるので、模倣品を発見したら、直ちに証拠保全をするのが得策である。現在、よく採用されている方法としては、公証による証拠保全の方法がある。

具体的には、公証人の立会いの下で、インターネット上で模倣品を購入する過程、模倣品入手の過程に対して公証を行うことである。このような購入から模倣品入手までの過程を公証すれば、模倣品そのものだけでなく、模倣品を販売するメーカーの情報などについても公証書に記載されることになり、その後、関連当局へ取締りを請求する場合、有力な証拠になる。

公証付購入のほか、侵害画面についてのネット公証、タイムスタンプも有効な手段として広く利用されている。

2. 反論への対応

前述のように、オンラインでのクレームにおいて、権利者によるクレームの通知を受けた後、電子商プラットフォームはまず初期段階の形式審査を行う。初期審査を通した後、クレーム情報を売り手に通知する。売り手は証拠又は商品の合法性に関する証拠資料を提出し、オンラインで異議（クレームを拒否する通知）を提起できる。

売り手が異議を提起した後、システムは自動的に権利者に意義に関する通知を送付する。権利者が異議の内容を認める場合、商品リンクは削除されず、維持されることになる。権利者が異議の内容を認めない場合、プラットフォームが再び審査を行い、商品リンクを削除するかどうかが決まる。

プラットフォームが、実質審査によって非侵害と判断した場合、権利者は、プラットフォームに対し、書面にて侵害証明材料を送付し、再度の審査を申請することができる。

実務上、オンラインのクレーム提出は正当な権利者によるものだけでなく、競争相手を打撃する手段として乱用されることも珍しくない。そのような状況にあつて、プラットフォームは、知財保護とビジネスの安定のバランスを図る必要もあり、慎重に審査をする傾向がある。例えば、商標権や意匠権の侵害に係る申請について、これが完全に同一の商標や意匠に係るものではなく、類似範囲に該当することを理由とするものである場合、売り手が異議を提出し、相違点を主張したときは、プラットフォーム側において侵害に該当するかどうかを判断する能力がないとの理由で、クレームを認めず、リンクを削除しないことがよくある。

その場合においては、権利者は、積極的にプラットフォームと交渉し、侵害の理由と証拠を補充しつつ、最終的な審査結果として非侵害と判断されることを想定して、オフライン対応も取ることを検討したほうが得策である。つまり、行政摘発や訴訟の手段を通じて、行政又は司法の判断結果を貰ったほうがよい。確定の行政決定又は司法判決があれば、侵害リンクへの削除は容易になる。

3. 非侵害際の救済ルート

経済のグローバル化に伴い、中国市場への進出又は知的財産権のポートフォリオが遅れている国際ブランドは、知的財産権が先取り登録されてしまう恐れがある。知的財産権に関する不合理なクレームを受けた場合、オンライン解決メカニズムを活用することは重要である。

売り手側から見た場合、電子商取引プラットフォームで権利侵害のクレームを受けた場合、これに対抗するための2つの機会が与えられている。一つは、権利侵害の通知を受けた後、侵害を構成しないと主張する反通知を行うことである。もう一つは、プラットフォームに権利侵害が認められた後に不服を申し立てることである。いずれの段階においても、権利侵害ではないと主張する理由は、権利者のクレ

ームした権利の成立可否、及びクレームされた権利侵害行為の成立可否という視点から展開すべきである。

したがって、権利侵害の通知を受けた後、売り手が適時に権利者の権利の基本的な内容を調べ、自身の行為が相手の知的財産権の保護範囲に含まれるかどうかを判断する必要がある。相手方の権利の基本的な内容に瑕疵がある場合、又は合法的な抗弁理由がある場合、売り手も積極的に反通知義務を履行し、できる限りオンラインプラットフォームの規則に基づき抗弁を行うべきである。

権利濫用ともいえる悪意のクレームに対しては、それに相応する反撃をすべきである。一般的には、不合理なクレームは次のような場合である。

- ① 他人の商品の包装、装飾（一部の要素）について、商標や意匠を先駆け出願し、又は著作権を登録し、それに基づいてクレームすること。
- ② パブリックドメインのデザインや進歩性を有しない創作について意匠を出願し、又は著作権を登録し、それに基づいてクレームすること。
- ③ 地理的表示、慣用名称などについて商標を出願し、それに基づいてクレームすること。

特に、中国市場への進出が遅れている外国の著名ブランドは、その標識や商品の包装などを先取り登録されることも多いため、これらブランドの中国への展開に大きな影響を与えている。

明らかに悪意のあるクレームに対し、オンラインプラットフォームの内部規制で解決できれば、オンライン解決メカニズムの簡易・迅速であるという優位性を十分に発揮できる。悪意クレームが経営者の正常な経営活動に大きな支障をきたす場合、他の法律ルートで救済を図ることができる。

悪意の商標登録行為に対し、本当の権利者が商標登録の無効審判を別途請求することによって救済を得ることができる。一方、「通知・削除」というプロセスは、権利侵害警告の要件を満たしているため、クレームされる側は権利者に権利行使の催告を発送し、非侵害確認訴訟によって解決を図ることもできる。その他、権利濫用の不正競争訴訟などを提起し、悪意クレームの提出者の責任を追及することもできる。

4. リスクの回避

前述のように、EC サイトに店舗を設立し、製品を販売する場合において、関係製品が被疑侵害となるときは、クレームが提出されたうえで、販売リンクが削除され、店舗の評価に対してもマイナスの影響を与え、さらには店舗を閉鎖されるおそれもある。これらのリスクを避けるため、EC サイト上で店舗を運営する上では、知財の面に関して、次の点への注意が必要である。

<p>専利権に 関して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の製品を販売する際に、できる範囲で専利権侵害とならないことを事前に確認し、クリアランスする。 ● 他社の製品を販売する際に、製造者や仕入れ先から非侵害である旨の確約を貰い、第三者に侵害と主張された場合、仕入先が責任を負担するよう要求する。
<p>商標権に 関して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社が製品、店舗、宣伝用語で使用している商標、商号、標識、ロゴマークなどについて、できる限り、商標として登録する。 ● 自社の登録商標以外で、製品、宣伝紹介、製品販売リンクのテーマ、店舗などで使用している標識については、他社の登録商標を侵害しないものであることを事前に確認し、クリアランスする。侵害の可能性のあるものの使用をできる限り避ける。
<p>著作権に 関して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗や製品の販売リンクでの紹介では、他社の紹介、写真、カタログなどをそのまま利用してはいけない。 ● 店舗や製品の販売リンクでの紹介で使用している自社の紹介、写真、カタログなどにつき、事前に著作権登録をする。
<p>不正競争と その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宣伝紹介文などにおいて、根拠がなく、誤認されやすい表現は使用しない。 ● 他社製品との対比などをしない。特に、他社の店舗や製品に、根拠なくマイナスの影響を与えるようなことをしない。 ● 他社店舗又は製品特有の名称、包装、装飾及び他社の略称などと同一又は類似しているものを使用しない。 ● 他社の真正品を販売する場合でも、他社の許可を得ずに、他社と何かしらの関係があると誤認されるような活動は一切しない。

5. 越境EC

越境ECは、国をまたいで行うネット販売のことと指している。中国向けの越境ECには、大きく分けて、①中国国内の保税區に商品を保管し、保税區から消費者に商品を発送する方式（保税區モデル）と、②中国国外から中国国内の消費者に直接商品を発送する方式（直送モデル）の2つの方式が存在している。中国向け越境ECでよく活用されているのは、中国のECプラットフォームに出品し、商品の注文があった際に、中国にあらかじめ商品を輸送しておいた倉庫から配送する方法である。

特に近年における、中国の越境EC市場の成長は著しく、中国国内の消費者における日本製品の高い人気を背景に、日用品や化粧品等を中心に、日本企業による中国向け越境ECでの販売額は増加を続けている。

中国の各都市にある保税區（越境EC試験区）の倉庫であれば、商品を置いておくことができ、日本から中国に個別に配送する方法よりも、中国にある保税倉庫から配送する方が、配送期間が短く、コストも安く済むメリットがある。中国の現地モールサイトについては、天猫国際（TmallGlobal）⁵²が2013年に、JDWorldWide（京東国際）⁵³日本館が2014年に誕生し、それ以外、網易コーラ、唯品国際、小紅書などのプラットフォームも成長してきている。また、近年、現地法人でなくても越境ECが出店可能になっている。

2019年、日本・米国・中国の3か国間における越境ECの市場規模は、いずれの国の間でも増加した。なお、中国消費者による日本事業者からの越境EC購入額は1兆6,558億円（前年比7.9%増）、米国事業者からの越境EC購入額は2兆94億円（前年比16.3%増）であり、引き続き増加している。

国	越境EC購入額	伸び率
日本	3,175億円	14.8%
米国	1兆5,570億円	11.8%
中国	3兆6,652億円	12.3%

日本・米国・中国3カ国の越境EC市場規模（2019）⁵⁴

越境EC市場規模は年々拡大しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により人の往来は減ったものの、モノの往来は可能なため、越境ECはいっそうの注目を集めている。

越境EC企業として、販売する商品について、消費者に対する注意喚起事項を行い、目立つ位置にリスク告知書を掲載する必要がある。越境ECプラットフォームの運営会社も、消費者がリスク告知書に同意してから注文ができる制度の構築に取り組まなければならないことになっている。

日本企業が中国に向けて越境ECで商品を販売する前には、まず商標登録の調査・出願を実施することを推奨する。越境ECで商品を販売しようとする場合、売れている商品名・店舗名について商標登録を取得しておかないと、第三者のクレームに基づき商品ページが突然削除されてしまうリスクがあ

⁵² <https://www.tmall.hk/>

⁵³ <https://www.jd.hk/>

⁵⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200722003/20200722003.html>

る。また、商標の先取りにより、第三者から、商標権を侵害するから商品名・店舗名の使用を止めを
求める警告を受ける可能性もある。

商標制度は各国で個別に運用されているので、越境ECのプラットフォームを利用する場合、予め中
国において商標権・著作権等を取得したほうがよい。具体的な取得方法については、第2章を参照いた
だきたい。

◆ **Q&A**：日本において登録商標を保有しているが、当該商標について中国では商標登録をしていな
い。そのような場合に、日本で登録された商標を付した商品を越境 EC で中国に販売した場合、中
国における他人の商標権を侵害する可能性はあるか。

商標権などの知的財産権は地域性があり、日本や他の中国以外の国で商標権を有していても、関係
商品を中国に輸出する際には、中国における他人の商標権を侵害する可能性がある。そのため、事前
に商標調査を進め、かつ、可能な限り早い段階で中国への商標出願をしたほうがよい。

もし、自社の商標が、関係のない第三者によって中国で先取り登録されている場合には、商標無効審
判等を利用して無効にできるかを検討したほうがよい（詳細は 2 章の関連内容を参照）。具体的な対応
について検討をする上では、中国国内の専門家の見解を求めたほうがよい。

◆ **Q&A**：関係のない第三者が、許可を得ずに、自社が日本で販売している真正品を中国に輸入し、中
国の店舗において販売していることを発見した。このような行為を禁止できるか。

日本において真正品を購入し、中国に輸入して販売する行為は、いわゆる「並行輸入」に該当する
ものである。通常、並行輸入品は商標権侵害には該当しないと判断されるため、当該商品の中国での
販売を禁止することはできないが、例外もある。詳細については、第8章を参照ありたい。

◆ **Q&A**：外国で製造されている関係製品を越境 EC で中国に販売する際に、ラベルや製品包装などを
そのまま修正せず、販売することは問題ないか。

外国で製造された製品であっても、中国で販売する際には、中国の関連規定に合致した形で販売し
なければならない。例えば、ラベルや製品包装などについては、対応する中国訳を付けるといった特
別の対応が必要である。

6. その他

上記以外、プラットフォームとの提携関係を促進することは、オンライン上の模倣品対策における有効な手段の一つであるといえる。対面での打ち合わせ又はネット会議等を通じて、プラットフォーム側と情報や意見を交換し、知財分野における提携関係を形成することが重要である。

例えば、アリババプラットフォームでは、権利者向けに信義誠実申立制度を構築しており、継続的に削除申し立てを行い、当該申し立てに係る削除正確率が90%以上、異議成立率が5%以下、直近3ヶ月のクレーム件数が100件以上の申立者に対しては、審査期間の短縮、手続の簡素化、専門連絡ルートの設置等のような特別な優遇を与えている。

また、アリババ模倣品防止連盟（AACCA⁵⁵）には現在、100社以上が加盟しており、対象は医薬やスマートデバイス、パーソナルケア、高級品、工業製品・自動車、エンターテインメント、食品、家電製品、アパレルなど12分野にわたる。AACCAの模倣品対策部門では、行政・司法機関と連携してオンラインとオフライン両方の対策を行っている。AACCAのようなプラットフォームとの提携関係を推進することによって、一層有効な知財保護を受けることができるようになるものと考えられる。

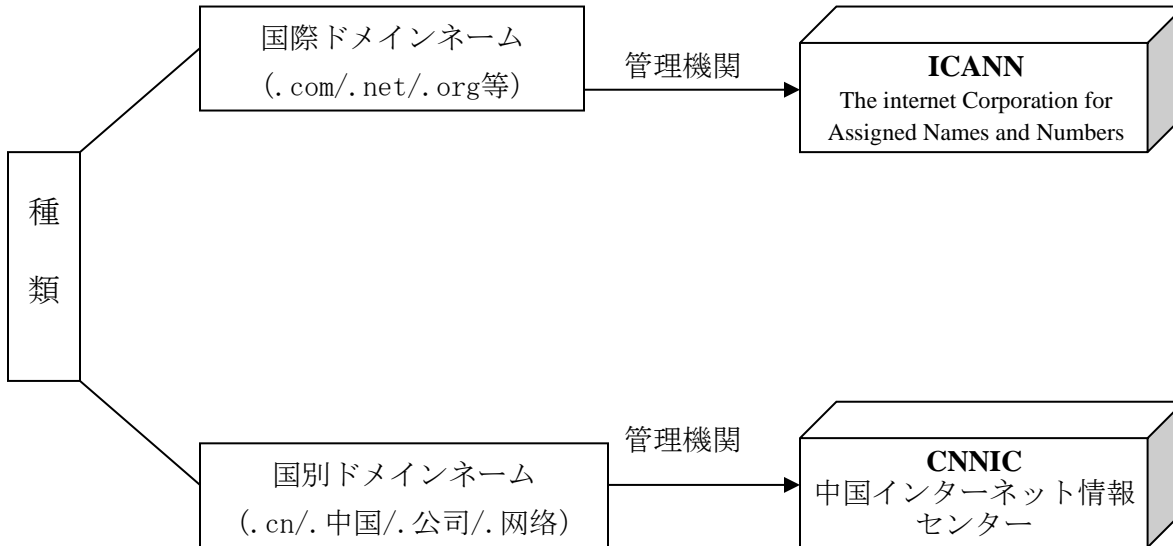
⁵⁵ アリババ模倣品防止連盟（ALIBABA ANTI-COUNTERFEITING ALLIANCE:AACA）は、主に権利者との共同対策を強化するために2017年に立ち上げられた連盟。参加方法は、基本的にアリババからの招待のみとなっている。

第8章 その他の主要トピック

第1節 ドメインネームの問題

1. ドメインネームの登録手続き

ドメインネームは管理機構の違いによって、以下の2種類に分けることができる。



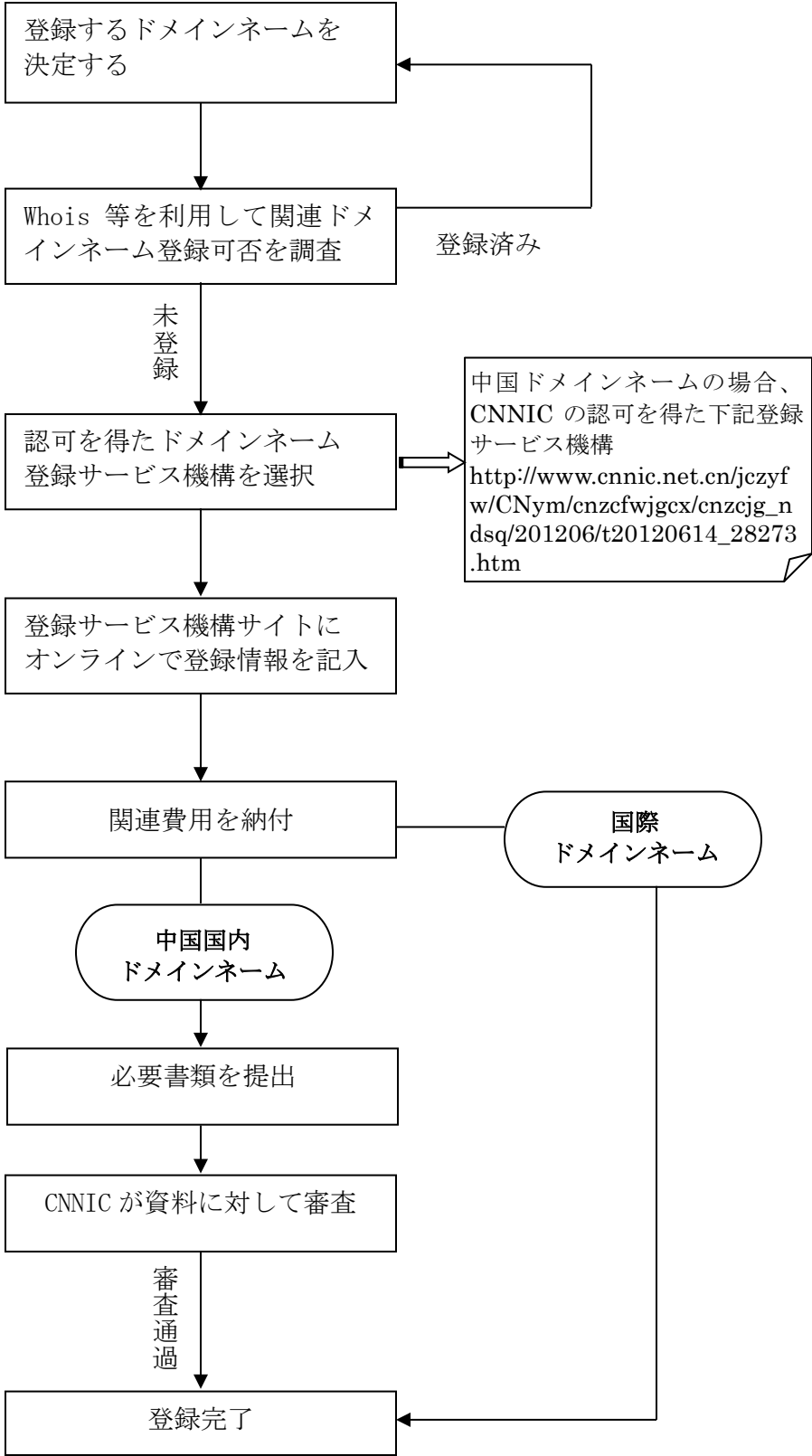
◇ 中国におけるドメインネーム登録の概要

- ドメインネームの登録は先願主義となる。
- CNNIC (<http://www.cnnic.net.cn/>) は、中国国家頂級ドメインネームである「.cn」と、DNS サフィックス（ドメイン名の一部のみを指定したときに自動的に末尾に補われる文字列）が「.cn/.中国/.公司/.网络」である中国語ドメインネームの登録を管理している。
- 上記「.cn」と中国語ドメインネームを登録する場合、個人は身分証明書を、企業は営業許可証を提出する必要がある。また、連絡者等の情報を明記しなくてはならない。
- 現在、外国の企業又は個人が「.cn」と中国語ドメインネームを登録したい場合、CNNIC の認可を得た外国のドメインネーム登録サービス機構を介して登録するか⁵⁶、中国における子会社の名義で登録するかの二つの選択肢がある。
- 登録済みのドメインネームについて、毎年、ドメインネーム登録サービス機構に年金を支払う必要がある。年金の納付手続き等について、代理人事務所に依頼することができる。

⁵⁶ 詳細は CNNIC の HP を参照。

http://www.cnnic.net.cn/jczyfw/CNym/cnzcfwjgcx/cnzcjg_ndsq/201207/t20120702_30267.htm

登録フローチャート



2. ドメインネームに関する紛争

インターネットの急速な普及に伴い、商品の販売や宣伝、企業の広報等を行う場所として、多くの企業が自社のウェブサイトを持有するようになってきている。企業がウェブサイトを設置する際には、自社の企業名や商品名等を含めたドメインネームを採択することが多くあり、ドメインネーム自体が企業のブランド価値や商品の出所等を表すものとして利用されることも少なくない。そのような状況を受け、中国では、ドメインネームの商用価値がますます重視されている。

ドメインネームの登録に関しては、先願主義が採用されており、また、登録の際の費用が安く、実体審査を要しないことから、周知商標・周知商号等に関わる不正登録が多発しており、ドメインネームに関する紛争は深刻な問題となっている。

◇ ドメインネームに関する紛争の種類

①	他人の周知商標、周知商号等と同一又は類似するドメインネームを不正登録して、高額で権利者又は関係者に売却する。
②	他人の周知商標、周知商号等と同一又は類似するドメインネームを不正登録した後、当該ドメインネームを使用してウェブサイトを開設する。当該ウェブサイトが上記商号又は商標の権利者のサイトであるように消費者を誤認させ、ユーザーに自分のウェブサイトへアクセスさせることで、以下の目的を達成する。 <ul style="list-style-type: none">● 高いアクセス数を利用して広告収入を得る。● 商標又は商号の権利者と類似・同一する商品を販売して、不法収益を得る。

3. 救済手段

他人によって、自社の商標又は商号に関するドメインネームを不正登録されることで、紛争が生じた場合、主に下記の三つの救済手段が考えられる。

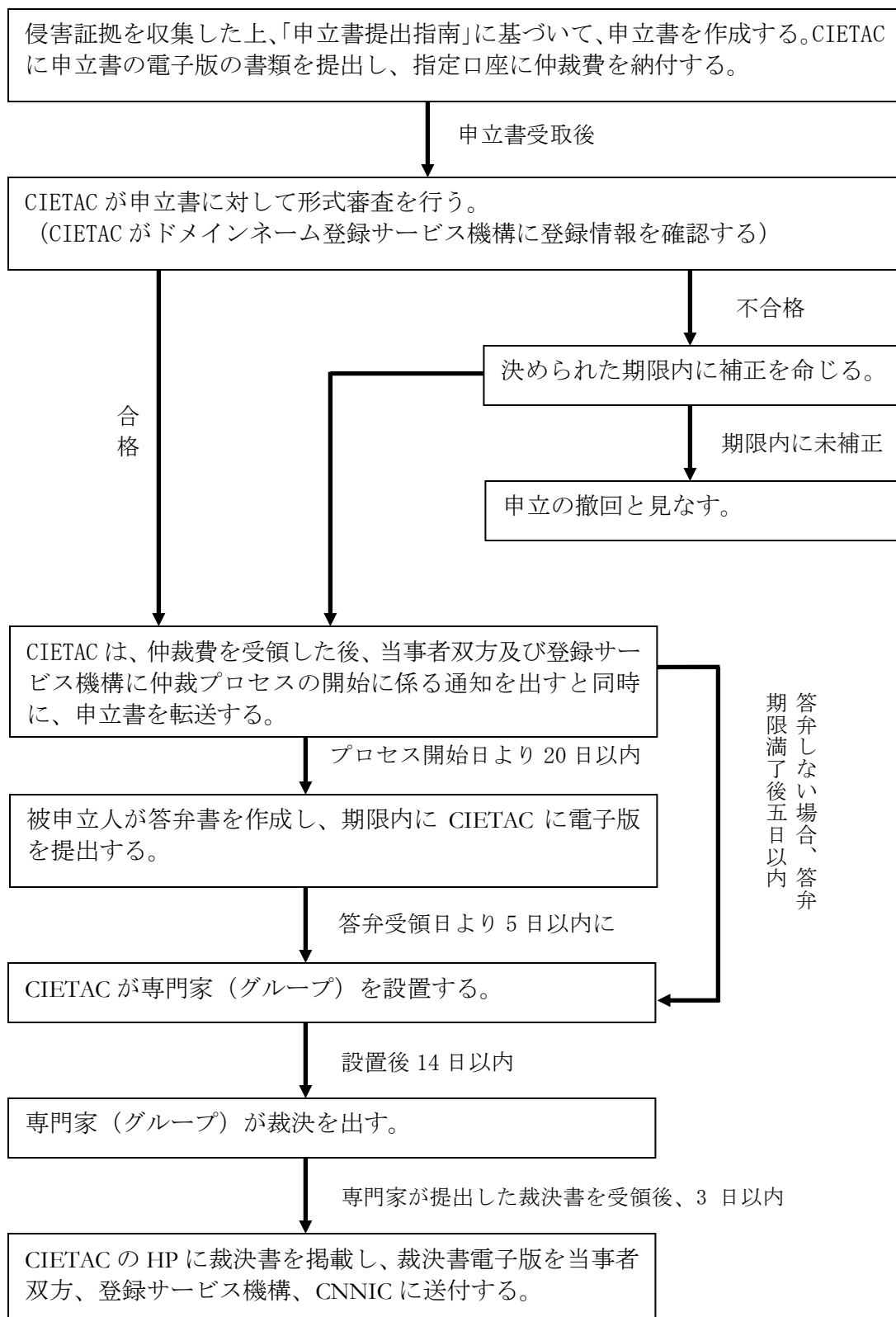
警告状の送付 及び交渉	不正登録者に警告状を送付し、係争ドメインネームを譲渡するよう要求する。相手側との交渉が順調な場合は、無料、又は低額で係争ドメインネームを譲受することができる。 <u>メリット</u> ： <ul style="list-style-type: none">● 紛争の解決までの時間が短い。
----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ● コストが少なく済む。 <p><u>デメリット</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相手側が高額の売却価格を要求する場合は、ドメインネームを譲渡してもらうことが困難である。
ドメインネーム 紛争解決センターによる 仲裁	<p>警告状の送付後、交渉が不調に終わった場合、紛争解決センターに異議申立を提出することで、紛争を解決することができる。なお、警告状の送付・交渉を経ることなく、直接、異議申立を提出することも可能である。</p> <p><u>メリット</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相手側との困難な交渉を回避することができる。 ● 勝訴した場合には、不正登録者を經由せず、ドメインネーム登録サービス機構よりドメインネームが権利者に移転される。 <p><u>デメリット</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仲裁費用がかかる。 ● 相手側が民事訴訟を提起する場合、仲裁裁決が発効できず、訴訟に応訴しなければならないので、さらに、訴訟費用がかかる。
民事訴訟	<p>上述のルートを通じて満足できる結果を得られなかった場合、最終的な解決ルートとして民事訴訟の提起が考えられる。</p> <p><u>メリット</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 最終的な救済方法であり、他の方法に比べ、権利を保護できる可能性が高い。 <p><u>デメリット</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コストがかかる。 ● 解決するまでの時間が比較的長い。 ● 裁判所の証拠に対する要求が高く、公証付きで証拠を収集する必要がある。

仲裁機構を利用した紛争解決

ドメインネーム紛争の救済ルートについて、中国の現状からすると、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）ドメインネーム紛争解決センターのような仲裁機関に異議申立を行い、仲裁により対応するケースが多くなっている。

国別ドメインネーム異議申立手続フロー



◇ 仲裁機構（ドメインネーム紛争解決センター）を利用した救済の概要

仲裁機構	
国際ドメインネーム .com/.net/.org等	アジアドメインネーム紛争解決センター（ADNDRC）北京秘書処 HP：https://www.adndrc.org/office/bj
国別ドメインネーム .cn/.中国/.公司等	中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）ドメインネーム紛争解決センター HP：http://dndrc.cietac.org
異議申立手続の依拠規則	
国際ドメインネーム	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ICANN が 1999 年及び 2013 年に採択 <ul style="list-style-type: none"> － 統一ドメイン名の紛争解決ポリシー⁵⁷ － 統一ドメイン名の紛争解決ポリシーの規則⁵⁸ ➤ ADNDRC が 2015 年から実施 <ul style="list-style-type: none"> － アジアドメインネーム紛争解決センター補充規則⁵⁹
国別ドメインネーム	<ul style="list-style-type: none"> ➤ CNNIC が制定（2019 年 6 月に施行） <ul style="list-style-type: none"> － 国家頂級ドメインネーム紛争解決弁法 － 国家頂級ドメインネーム紛争解決手続規則 ➤ CIETAC が制定（2019 年 8 月に施行） <ul style="list-style-type: none"> － 『国家頂級ドメインネーム紛争解決弁法』に関する中国国際経済貿易仲裁委員会の補充規則
認定標準	
国際ドメインネーム	<p>異議申立人は、以下 3 種類の状況が同時に存在することを証明しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 係争ドメインネームが、申立人が権利を享有する商標又は役務マークと同一又は極めて類似していて、混同を引き起こしやすいものであること ② 被申立人が係争ドメインネームについての権利又は正当な利益を有していないこと

⁵⁷ <http://archive.icann.org/en/udrp/udrp-policy-24oct99.htm>

⁵⁸ <https://www.icann.org/resources/pages/udrp-rules-2015-03-12-ja>

⁵⁹ https://www.adndrc.org/files/udrp/Supplemental_Rules_01-07-2015_en.pdf

	③ 係争ドメインネームが既に登録され、かつ、悪意で使用されていること
国別ドメインネーム	<p>下記条件を満たす場合、関連異議申立は支持される。</p> <p>① 係争ドメインネームと、申立人が民事権益を有する名称又は標識が、同一又は混同を招くほどに類似するものである場合</p> <p>② 係争ドメインネームの所有者が、ドメインネーム又はその主要部分に対し、合法的な権益を有していない場合</p> <p>③ 係争ドメインネームの所有者が、ドメインネームの登録又は使用において、悪意を有している場合</p>

◇ 仲裁機構を利用した場合の費用

○ ADNDRC 仲裁費一覧表 <https://www.adndrc.org/udrp#bj>

紛争ドメイン ネーム数量	専門家費用		センター 管理費	費用全額	
	1人	3人		1人	3人
1～2件	US\$700	首席専門家: US\$1,000 協力専門家: US\$600/人	US\$600	US\$1,300	US\$2,800
3～5件	US\$900	首席専門家: US\$1,200 協力専門家: US\$700/人	US\$700	US\$1,600	US\$3,300
6～9件	US\$1,100	首席専門家: US\$1,400 協力専門家: US\$800/人	US\$800	US\$1,900	US\$3,800
10件以上	センターの関連秘書処によって決定				

○ CIETAC 仲裁費一覧表 <http://dndrc.cietac.org/>

専門家 構成	紛争ドメイン ネーム数量	費用全額 (CNY)	管理費 (CNY)	専門家費 (CNY)
1人	1	8,000	4,000	4,000
	2～5	12,000	6,000	6,000
	6～10	16,000	8,000	8,000

	10 以上	紛争解決機構 によって決定	紛争解決機構 によって決定	紛争解決機構によって決定	
3 人	1	14,000	6,000	8,000	首席：4,000 その他：2,000/人
	2 ～ 5	20,000	8,000		12,000
	6 ～ 10	24,000	9,000	15,000	
	10 ～以上	紛争解決機構に よって決定	紛争解決機構に よって決定		紛争解決機構によって決定

◇ 異議申立に係る注意点等

- CN ドメインに関して、係争ドメインネームの登録期限が 2 年を超えた場合、ドメインネーム紛争機構は異議申立を受理しない。
- 異議申立の提出から裁決の発行まで、通常、2～3 ヶ月間かかる。
- 裁決プロセスで使用される言語は原則的に中国語である。
- 申立人が勝訴し、かつ被申立人が 10 日以内に提訴しない場合、ドメイン登録サービス機構は裁決内容に従い、係争ドメインネームを権利者に移転することができる。

第 2 節 商号の問題

1. 商号の登記手続き

企業名称の登記は、行政許可に属し、一種の審査確認制度である。国家市場監督管理総局と各地方市場監督管理局が「企業名称登記管理規定」、「会社登記管理条例」等に基づいて、該行政区域の範囲で統一管理を行い、級別登記管理を実施する。2020 年 12 月に改正した「企業名称登記管理規定」（2021 年 3 月 1 日発効）には、企業名称の登記手続きを調整した。調整した後の中国における企業名称登記を含む会社登記の手続きについては、以下のとおり。

(1) 地方市場監督管理局への企業名称の登記申請

会社を設立しようとする際には、まず、申請者より地方市場監督管理局に対して、自発的に企業名称の登記申請をしなければならない。申請にあたっては、申請者は企業名称自主申立プラットフォーム又は市場監督管理部門のサービス窓口に関連情報と資料を提出する必要がある。なお、申請者は、企業名称自主申立プラットフォームを通じて、登録を希望する企業の名称に係る事前調査を行い、既に登記されている他の企業等の名称との抵触がないか、その他関連規定によって使用が禁止されているものではないか等を確認し、申請に係る企業名称を決定する必要がある。

(2) 市場監督管理局における手続

市場監督管理部門は、企業名称自主申立プラットフォーム上で、申請が完了した企業名称を保留する。保留期間は原則2ヵ月で、申請者は、法に基づき、当該期間内に商務局、市場監督管理局、税務局及び技術監督局などの主管機関に会社設立の申請を進めなくてはならない。

設立される企業の経営範囲に市場監督管理局による審査が必須となるものが含まれている場合、保留期間を1年に延長することができる。また、市場監督管理部門は、企業名称が法律規定に合致しないことを発見した場合、当該企業名称の登記を行わず、申請者に対して登録ができない理由を書面にて説明する。

◇ 「企業名称登記管理規定」の改正に伴う運用の変更

従来、企業名称を登記する際には、市場監督管理部門による事前審査手続が実施されていたが、2020年12月の「企業名称登記管理規定」の改正（2021年3月1日発効）に伴い、事前審査手続は廃止され、申請者が自ら申請しようとする企業名称の合法性と他人の先行企業名称との抵触有無を調査し、企業名称を選定する役割を担う仕組みとなった。

事前調査手続については廃止となったものの、市場監督管理部門は、依然として、申請時及び登記後の管理監督責任を有するとされ、企業登録手続を進める中で申請された企業名称が法律規定に合致しないことを発見した場合には、当該申請を登録しない旨判断する権限を有する。

なお、上記のような手続の趣旨に鑑みれば、既に登録した企業の企業名称であっても、それが法律規定に合致しないことを発見した場合には、申請者自らが、適時に是正することが好ましいといえる。

2. 商号に関する紛争

商標と企業名称は、いずれも商業標識であるが、商標は主に商品・役務の出所を表示するのに対して、

企業名称は主に異なる市場主体を表示する。表面上は、企業名称は商業主体を区別し、商標は商品・役務の出所を区別するものであるが、実際のところは、両者はいずれも商業標識として、商品と役務の出所を区別する類似する役割を果たしている。

中国においては、企業名称と商標が抵触する事件が数多く存在しており、近年、その傾向はより深刻化してきている。

◇ 商号紛争が生じる原因

法律面	<ul style="list-style-type: none"> ● 商標及び企業名称は、異なる法律に基づき、それぞれ異なる手続きによって登録されるものであり、登録要件や保護範囲等において差異を有している。 ● 両者を所管する行政機関も異なっており、商標登録を管轄する国家知識産権局商標局と、商号登録を管轄する各地方市場監督管理局との間には、それぞれの登録情報に関してクロスサーチを実施するためのシステムがない。
事実面	<ul style="list-style-type: none"> ● 不正業者が悪意で他人の商標を商号として登録して、消費者を誤認させることを通じて不当利益を獲得する。

商号登記について、市場監督管理局は、登録商標の存在の有無等に係る状況を事前に全面的に調査しないので、合法的に登記された商号でも、他人の先行商標権を侵害する可能性がある。

同様に国家知識産権局商標局も、出願に係る商標が商号と抵触するかについての審査を行わないため、合法的に登録された商標権であっても、他人の先行商号権に対する侵害を構成する可能性がある。

自身の先行商号権に抵触する商標が、関係のない第三者によって登録されている場合には、当該第三者の登録商標に対する無効審判等を申請することができる（具体的な要件等は、第2章を参照）。

3. 救済手段

他人により合法的に登記された企業名称の使用が、自身の先行商標権を侵害している場合、相手側の企業名称を変更/抹消させて、侵害行為を差し止める必要がある。先行商標権者は、以下のような救済手段を取ることができる。

①	● 相手側に警告状を送付して、商号を変更するよう交渉する。
---	-------------------------------

②	<p>● 市場監督管理局に商号の変更/抹消請求を提出する。</p> <p><u>法律根拠</u></p> <p>➤ 「企業名称登記管理規定」(2020 改正)第 20 条</p> <p>登記主管機関は、既に登録した企業名称が本規定に合わないことを発見した場合、適時に是正しなければならない。<u>他の組織又は個人は、既に登録した企業名称が本規定に合わないことを発見した場合、登記主管機関に是正するよう要求することができる。</u></p>
③	<p>● 不正競争又は商標権侵害を理由に、裁判所に民事訴訟を提起する。</p> <p><u>法律根拠</u></p> <p>➤ 「商標法」第 58 条</p> <p>他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成しているときは、「中華人民共和国反不正競争法」により処理する。</p> <p>➤ 「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高裁の解釈」第 1 条</p> <p>以下の行為は、商標法第57条第7項に規定する他人の登録商標専用権を侵害する行為に属する。</p> <p>① <u>他人の登録商標と同一又は類似する文字を企業名称とし、同一又は類似する商品に際立って使用し、関係公衆に誤認を生じさせる可能性があるもの。</u></p> <p>② 他人の著名商標又はその主要な部分を複製、模倣、翻訳し、同一でない又は類似でない商品に商標として使用し、公衆を誤認させ、当該著名商標登録人の利益に損害を与える可能性があるもの。</p> <p>③ 他人の登録商標と同一又は類似する文字をドメイン名として登録し、そして当該ドメイン名を通じて関係商品の電子商取引を行い、関係公衆に誤認を生じさせる可能性があるもの。</p> <p>➤ 「登録商標、企業名称と先行権利との抵触に係る民事紛争事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定」第 4 条</p> <p>訴えられた企業名称が登録商標の専用権への侵害、又は不正競争に該当する場合、裁判所は原告の請求及び事件の具体的な事情に基づき、被告に使用停止、使用の規範化などの民事責任を命じることができる。</p> <p>➤ 「(2004)民三他字第 10 号書簡の伝達に関する最高人民法院民事審判第三庭の通達」第 2 条</p> <p>信義誠実の原則に違反し、他人の登録商標の構成文字と同一又は類似の企業商号を使用することによって、十分に関連している公衆に商品又は役務の出所について混同を生じさせる</p>

場合、当事者の訴訟請求に基づき、民法通則の関連規定及び不正競争防止法の第 2 条の第 1 項及び第 2 項の規定により、不正競争の行為を構成するか否かについて審査し、行為者の民事責任を追及することができる。

他人により合法的に登記された企業名称が、自身の先行商標権を侵害した事件について、相手側に警告状を発送して企業名称を変更するよう交渉する救済手段は、コストを低く抑えられる。ただし、相手側が合法的ルートによって企業名称を取得している旨抗弁する可能性が高く、企業名称の変更に至るケースは少ない。

また、先行商標権者は、登記主管機関へ、相手方の企業名称の変更、又は、抹消（著名商標の場合においてのみ可能となる）を請求することができるが、登記主管機関が積極的に対応してくれることは稀で、実効性が高くないのが実状である。

実務においては、裁判所へ訴訟を提起することにより、紛争の解決を目指すケースが多くなっている。裁判所は、相手方による企業名称の使用が商標権侵害又は不正競争を構成するかどうかを認定することになるが、通常、以下の 3 つの要件を充足する場合において、商標権侵害又は不正競争になると認定する。企業名称の使用が、商標権侵害又は不正競争を構成すると裁判所が認める場合、裁判所は、原告の請求及び事件の具体的な事情に基づいて、被告に対して企業名称の使用停止、使用の規範化などの民事責任を命じることが一般的であるが、企業名称の変更又は取消を命じることもある。

(1) 他人の馳名商標を企業名称で使用する場合

馳名商標と同一又は類似する文字を商号として利用し、消費者に誤認を生じさせる場合、商標権侵害を構成する。中国において馳名商標として認定されるためには、係る商標の周知度に対する要求が非常に高い。一旦、馳名商標として認定されれば、相手側が企業名称である旨の抗弁をした場合でも、馳名商標であることを理由にこれに対抗することができる等、広範囲の保護を受けることができる。

なお、通常、企業の業務範囲が商標の指定商品と類似しない場合、馳名商標の主張が利用できるが、企業の業務範囲が商標の指定商品と類似する場合、馳名商標の主張が必要ではなく、商標法第 58 条に基づいて直接不正競争を主張できる。

(2) 他人の商標を字号として、同一又は類似の商品に際立って使用し、 関係公衆の誤認を招きやすい場合

他人の登録商標と同一又は類似の文字を企業商号として、同一又は類似の商品において際立って使用し、関連公衆を誤認させやすい場合、商標権侵害を構成する。企業名称の使用については、企業名称の通常使用（企業名称全体での使用）、企業名称又は商号の突出使用、企業名称の略称の使用（多くは商号部分の使用）に分けることができる。そのうち、商号とは、企業名称の特定化標識である。中国においては、企業名称は、識別性のある文字部分のほかに、地域名と業種を表す文字を組み合わせた態様で表されるが、そのうちの識別性のある文字部分を特に「字号」と称する。

企業名称全体での使用については、通常、商標権侵害や不正競争に該当するとは認定しにくい。先行商標権がある場合に、これに抵触するような形で企業名称の一部を突出使用したり、略称を使用したりした場合は、「際立った使用」と認定され、商標権侵害を構成する可能性が高い。

**（３）信義誠実原則に違反し、他人の登録商標と同一又は類似した字号を使用し、
関係公衆に商品の出所に対する誤認を招きやすい場合**

（２）の状況に該当しない場合、裁判所は当事者の請求及び事件の実情に基づき、不正競争を構成するか否かを判断する。例えば、無断で他人の商標を使用して、関係公衆に誤認を生じさせる場合、不正競争を構成する可能性がある。

その場合、企業名称登記行為が信義誠実原則に違反したかどうかを考慮する必要があり、主に、企業名称登録者の悪意の有無を考慮する。通常、以下の内容を考慮する。

- ① 企業名称登記者が他人の先行登録商標を知っているかどうか。
- ② 企業名称登記者に係争企業名称を登記する正当な理由があるかどうか。
- ③ 企業名称登記者に、他人の先行登録商標の知名度を利用する意向があるかどうか。
- ④ 関係公衆に誤認を生じさせやすいかどうか。

◇ **商号と商標の抵触に関する争いにおける主な争点**

商号と商標の抵触に関する争いにおいて、商号が他人の商標権に対する権利侵害を構成するか否かについては、司法実務上、通常、以下が争点となることが多い。

- ① 先行登録の商標権が馳名商標であるか否か（企業の業務範囲と商標の指定商品が同一又は類似でない場合）。
- ② 抵触企業名称が先行権利と同一又は類似するか否か。
- ③ 商号を際立って使用しているか否か。
- ④ 関連公衆に誤認・混同を生じさせるおそれがあるか否か。

- ⑤ 抵触企業名称の登記者の主観的な悪意があるか否か。

4. 香港商号について

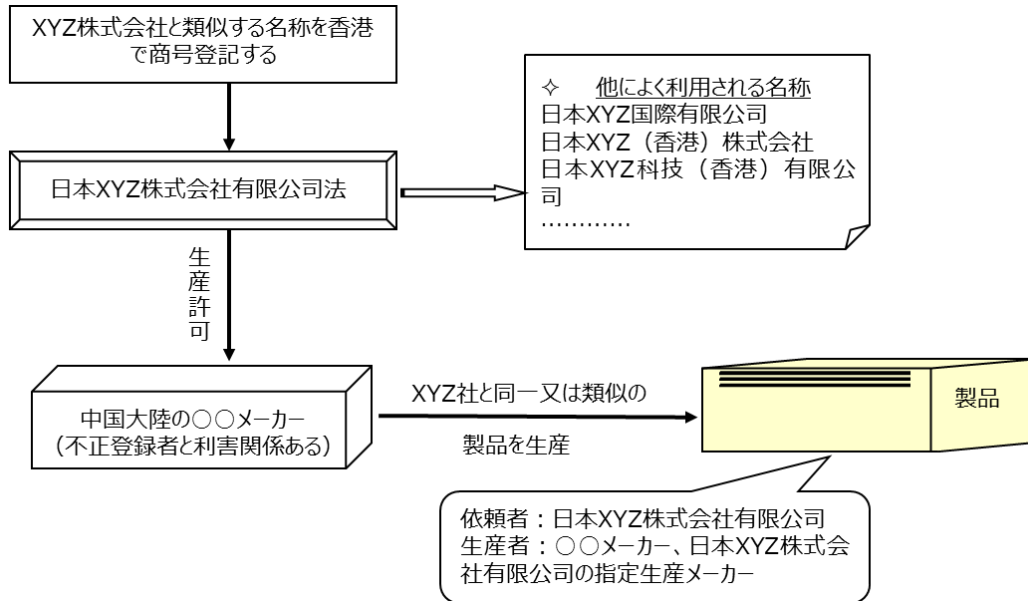
近年、不正業者が香港において他人の著名商標又は著名商号等が含まれている企業名称を無断で登記し、中国大陸にある企業が当該香港で登記したダミー企業から「生産許可」を得たとして、著名商標又は著名商号の所有者と同一又は類似する製品・役務を提供するケースが多発している。関連製品・役務について、著名商標又は著名商号の所有者が提供したものであるとの誤認を生じさせることで、消費者に対して侵害品を購入させるような悪質な手口であり、問題となっている。

◇ 香港の商号に関連した紛争が生じる原因

法律面	<ul style="list-style-type: none">● 香港は中国大陸とは異なる法体系を有し、企業名称構成の自由度が高いため、既存の企業との名称と完全に一致するものでない限り、登録されてしまう。
事実面	<ul style="list-style-type: none">● 不正業者が悪意で他人の商標又は商号を登録し、当該商号が大陸のある企業に「生産許可」する形式で、消費者を誤認させて不当利益を取得することが多くある。● そのような場合、香港で商号を登録した者と大陸の「生産許可」を得た企業の責任者が同一人物であることも少なくない。

香港商号の不正登録使用例

→ある模倣業者が日本の大手会社である「XYZ 株式会社」の名義で模倣品の経営をしようとする場合、通常、以下のルートによって、不正経営を行うことが多い。



◇ 取り得る解決策

①	<p>相手側に警告状を送付して企業名称を変更するよう要求する。</p> <p><u>メリット</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コストが少なくて済む。 ● 紛争解決までの時間が短い。 <p><u>デメリット</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 強制力がないため、無視される可能性が高く、企業名称変更の目的を実現しにくい。
---	--

②	<p>香港の会社登記所にクレームを提出して、係争企業名称を変更/抹消させるよう要求する。</p> <p><u>変更の条件：</u></p> <p>相手側の企業名称がそれ以前に登録された現有の企業名称と同一又は類似する場合、会社登記所の所長は、相手の係争企業名称の登録日から起算して 12 ヶ月以内に、当該会社に企業名称を変更するよう命じることができる。12 カ月の期間を過ぎた場合、同変更命令の手続きを利用することはできず、訴訟などの手続きを利用しなければならない。</p> <p><u>抹消の条件：</u></p> <p>ある会社が営業状態にない場合、会社登記所の所長は当該企業名称を登記簿から抹消することができる。通常、連続する 3 年間において、年度申告表を提出しなかった場合には、営業状態にないとみなされる。</p> <p><u>メリット：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● コストが安くて済む。 ● 相手側との繁雑な交渉が回避される。 <p><u>デメリット：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 時間がかかる ● 企業名称の変更申請において、それ以前に登録した企業名称とは類似しないとの理由で棄却されるケースが少なくない。 ● 企業名称の抹消申請において、相手側が連続する 3 年間において、偽りの年度申告表を提出した場合、証拠を提出して相手側が確かに営業していないことを証明する必要があるが、その証拠の収集は難しい。
③	<p>中国本土の裁判所（同香港商号の使用行為地の管轄裁判所）に、商標権侵害又は不正競争等を理由に民事訴訟を提起し、同香港商号の中国本土における使用を禁止するよう要求する。</p> <p><u>訴訟の条件等：</u></p> <p>香港において係争商号に係る登録商標を有する場合、商標権侵害を主張することができる。登録商標を有しない場合、自社の商号権に基づき、不正競争等を主張することができる。その場合、自社商号の高い周知度を証明しなければならない。そのため、商標権侵害を主張するほうが、不正競争を主張するより簡便に行える。</p> <p><u>メリット：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商号の登録を直接取り消すことができないが、使用を禁止できれば、誤認を解消できる。

	<p><u>デメリット</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周知度に関する証拠の収集は難しい。 ● 費用がかさむ。
--	---

第3節 並行輸入

1. 並行輸入に関する概要と処理現状

「並行輸入」(Parallel Imports)とは、通常、輸入業者が関連する知的財産権者による許諾を得ずに、権利者がその他の国や地域で販売し、又は権利者がその販売に同意している製品を、知的財産権者又は独占許諾者所在の国若しくは地域へ輸入することを指している。

◇ 並行輸入の特徴

● 輸入された商品は特定の知的財産権と関係がある。
● 輸入国における当該知的財産権の権利者と輸出国における当該知的財産権の権利者が同一である。
● 輸入された商品は、合法的な由来がある。輸出国で、権利者又は被許諾者から合法的に取得した製品である。つまり、真正品である。
● 輸入された商品は安い価格で、輸入国における同一知的財産権商品と競合する。
● 製品の輸入について、権利者からの許諾を得ていない。

◇ 並行輸入の処理現状

知的財産権の種類によって、係わる製品の並行輸入に対する処理も異なっている。

専利権	専利権侵害とならず、自由に使用・販売されている。
商標権	法律規定が不明確で、状況によって、処理が違う。
著作権	法律規定が不明確で、状況によって、処理が違う。

2. 専利製品の並行輸入

2009年10月1日から施行された中国専利法（2008年改正）の権利の消尽の対象を定める規定におい

て、「輸入」が新たに加えられた。国際消尽論に関する当該規定によって、専利製品の並行輸入は、中国において専利権侵害とならないことが法律上明確に認められることになった。

つまり、専利権者又はその許諾を得た者が、海外において販売した専利製品については、誰でもそれを購入して中国へ輸入することができる。かつ、輸入者又は第三者がこの輸入した製品を中国で販売・販売の申し出・使用することは専利権の侵害とはならない。

専利法 第 75 条	次の各号の一つに該当するときは、専利権の侵害とみなさない。 ① 専利権者又はその許諾を得た機関又は組織又は個人が、専利製品又は専利方法により直接得た製品を販売した後に、当該製品の使用、販売の申し出、販売、 輸入 を行う場合。
-----------------------	--

3. 商標権に関する並行輸入

前述のとおり、現行の専利法において、専利製品の並行輸入は条文上認可されているが、商標法及び関連法規においては、並行輸入に関する規定が一切なく、商標の並行輸入に対しては、以下のように 2 つの異なった意見が存在している。

商標権侵害 となる	理由 ① 知的財産権の地域性に鑑み、知的財産権は一定の地域において、有効でかつ合法的に存続している。商標権の地域性に鑑み、各国の法律により生じた商標権は、独立して存在しているもので、一国での権利消尽は、その他の国でも消尽になるとは限らない。 ② 輸入者が、商標権者の許諾を得ずに、同一の商品を輸入・販売することは、商標権者の宣伝成果を無償で利用したことになり、商標権者の利益を損害している。そのため、並行輸入を認めれば、商標権者にとって、不公平となる。しかも、現有の商品市場の秩序を破壊する可能性もある。商標権者の宣伝成果と現有の市場秩序を守るため、並行輸入を禁止すべきである。
----------------------	--

商標権侵害 とならない	理由 ① 知的財産権の権利消尽原則に基づき、知的財産権利製品を一度販売すれば、その知的財産権が消尽される。商標権についても、商品が商標権者の許可を得て流通分野に入った後には、商標権者は他人が合法的に取得した商品に対する処分を禁止する権利を有しない。すなわち、商標権者の当該商品に対する権利はすでに消尽したとされるべきである。よって、輸入・販売された正規品に対し、商標権者又は被許諾者は、権利行使することができない。 ② 並行輸入は、消費者に安い価格で高品質の製品を提供でき、消費者にとって有利である。中国の経済現状によれば、自由貿易を奨励するため、商標の並行輸入に対し、厳しい政策をとることは、適当ではない。
------------------------	---

上記のように、商標の並行輸入に関する明確な法律規定がないため、司法実務においても、その侵害該当性についての明確な判断がなされた例はない。商標権に関する並行輸入事件において、裁判所は、並行輸入行為そのものの侵害該当性に関して判断することを避け、事件の実情に応じて、現有の法律条項、法理、立法主旨に基づき、ケースバイ・ケースで商標権侵害となるかどうか、又は不正競争になるかどうかを分析している。商標の信用を損害し、又は消費者を誤認される行為があれば、商標権侵害又は不正競争になると判断する傾向が高くなっている。下記の実例をご参照ください。

◆ 関係判例

※ 判例 1：A1 社は B 氏を訴えた商標権侵害訴訟事件

■ 基本情報：

一審：（2015）杭余知初字第 416 号
 一審裁判所：浙江省杭州市余杭区裁判所
 一審結審日：2015 年 11 月 10 日

■ 経緯：

A 社は商標「AAA」、「BBB」、「CCC」などの商標の権利者であり、A1 社に上述登録商標の使用及び中国にての権利保護を許諾した。A1 社は B 氏がその許諾を得ず、A 社の製造したキャンディーを係争商標が付く 3 種類の包装箱に仕分け、そのオフラインの販売店舗及びタオバオプラットフォームに開設した

店舗に販売した行為は、商標権侵害に該当すると主張し、裁判所に提訴した。

B氏は、その販売したのはA社のキャンディー製品であり、仕分けの包装の材料、大きさは元の包装と一定の違いがあるが、A社の商標を残り、消費者に当該製品はA社の製品であることを表明し、商標を弱化させることがないと答弁した。

裁判所は、B氏が仕分け、販売した3種類係争製品ともA社の製品であるが、その使用した3種類の包装にも係争商標と同一又は類似する標章を付けており、関連公衆の視点から見れば、商品混同の直接的な結果になっていないが、商品の外包装は商品を保護する基本的な役割以外、商品の美化、商品の宣伝、商品価値の向上等の重要な役割を果たしている。B氏はA社の許諾を得ずにその商品を異なる包装箱に仕分け、かつこれらの包装箱はA社が包装箱に対する要求と明らかな差異を有するため、B氏の行為は、係争商標の指向した商品の名誉を低下させ、係争商標に凝らした企業名誉の役割に損害をもたらしたため、商標権侵害に該当すると判断した。

■ コメント

当該事件において、商標権者であるA社は、被告であるB氏が、許諾を得ずに正規品を係争商標が付された3種類の包装箱に仕分け、販売した行為が商標権侵害に該当するとして、関係製品の輸入販売者であるB氏を訴えた。裁判所は、B氏がA社の商品にA社商標と同一又は類似する標章が付された包装箱に仕分け、その使用した包装箱がA社の要求と明らかに相違しているため、その行為は、A社の商品の名誉を低下させ、係争商標に凝らした企業名誉の役割に損害をもたらすため、商標権侵害に該当すると判断した。当該事件では、裁判所は、正規品に新たに包装し、権利者商標と同一、類似する標章を付加してから販売した行為に対して、直接的に混同の結果にならなくても、商標の品質保証、企業名誉の低下などの可能性があるため、商標権侵害に該当すると判断した。

※ 判例2：C社はD社を訴えた商標権侵害及び不正競争訴訟事件

■ 基本情報：

事件番号：不明

一審裁判所：広東省広州市南沙区基礎裁判所

二審裁判所：広州知的財産裁判所

二審結審日：2020年5月12日

一審結審日：不明

■ 経緯：

ドイツ C+社は登録商標 AAA の権利者であり、独占ライセンス契約の方法で、C 社に中国大陸にて関連製品の販売業務を許可した。C 社は 2018 年 4 月に、D 社はシンガポールからドイツ C+社の製品を輸入し、中国にて販売していることを発見し、その行為は商標権侵害及び不正競争に該当すると主張し、一審裁判所に提訴した。一審裁判所は商標権侵害及び不正競争に該当しないとの判決を言い渡した。C 社は一審判決を不服として、二審裁判所へ上訴した。

二審裁判所は、係争商品が商標権者から由来した正規品であり、D 社は元の商標を毀損、遮断のような行為をしておらず、製品の品質及び包装を変更していないので、商標権侵害に該当しないと判断した。それとともに D 社はコストを削減し、ビジネス利益を追求するため、価格の低い製品を仕入れた行為は、不正競争の法律上に禁止される行為に該当せず、その行為の経過には、誠実信用原則と公認されたビジネス道徳に違反せず、不正競争にも該当しないと判断し、C 社の上訴上の請求を棄却し、一審判決を維持した。

■ コメント：

当該事件において、権利者は、商標権侵害、不正競争を構成するという理由で、並行輸入業者を訴えた。裁判所は、係争商品は合法的由来があり、原告は被告の行為がその実質的な損害をもたらす証拠も提出していないため、商標権侵害及び不正競争に該当しないと判断した。

当該事件において、裁判所は、並行輸入行為は、商標の基本的機能及び消費者の利益に損害をもたらすものではなく、市場経済の基本的な秩序を乱すものでもないため、商標権侵害行為に該当するものではないと判断した。同時に、裁判所は、権利消尽原則を直接的に判決の理由として論述すべきではなく、具体的な事実に基づき、係争商標に損害を与えるか否かを判断するべきであると指摘した。

※ 判例 3：E 社は F 社を訴えた商標権侵害訴訟事件

■ 基本情報：

一審：(2016) 滬 0115 民初 27968 号 二審：(2017) 滬 73 民終 23 号 一審裁判所：上海市浦東新区裁判所 二審裁判所：上海知的財産裁判所

一審結審日：2016 年 11 月 10 日

二審結審日：2017年7月28日

■ 経緯：

E社は登録商標「XYZ」の商標権者であり、主に製品包装のデザイン及び製品の宣伝に関連する材料等を提供する。製品の製造、販売は、E社からG社に授権して行っている。上海H社がE社の授権を受け、「XYZ」製品を購入し、中国に輸入し、デパート等を通じて販売している。2015年、F社はフランスの「XYZ」製品の正規代理店から、「XYZ」製品を購入し、オフラインの店舗にて「XYZ」製品を販売している。当該店舗で販売した財布製品の包装、シール、財布の内側及びレシートには、いずれも「XYZ」標章がある。また、当該店舗より提供したショッピング袋には、「XYZ」を含む標章、F社の会社名称及び連絡先等が印刷されている。それに、当該店舗の看板、店舗の外側の壁及び店舗外の看板にも「XYZ」標章がある。当該ショッピングモールの地図には、当該店舗の名称は「XYZ」である。

E社はF社がその店舗の看板に「XYZ」を使用した行為は、関連公衆に当該店舗はE社の直営店、代理店等又は何等かの関係があると誤認させ、商標権侵害及び不正競争に該当すると主張し、裁判所に提訴した。一審裁判所はF社の行為は商標権侵害及び不正競争に該当しないと認定し、E社の全ての訴訟上の請求を棄却した。E社は一審判決を不服として、二審裁判所に上訴した。

二審裁判所は、F社が係争看板に単独に「XYZ」標章を使用したことは、善意目的の合理的使用に該当しないと認定し、F社の上記行為は、商標権侵害及び不正競争に該当すると判定した。

■ コメント：

当該事件において、権利者は、商標権侵害及び不正競争の理由で、輸入品の販売者を訴えた。被告のF社は、確かにE社の正規代理店から製品を輸入し、販売しているが、その店舗の看板に「XYZ」を使用した行為は、係争店舗の経営者がE社である、又は当該店舗がE社と何等かの関係を有するものであると関連公衆に誤認を生じさせるものであり、善意の使用には該当せず、商標権侵害及び不正競争に該当すると判断された。

◇ 商標の並行輸入まとめ

これまでに述べてきたように、商標の並行輸入については、法律規定が不明確であるため、正当な税関手続きを経て、並行輸入された製品に対して権利行使をすることは難しくなっている。

実務上、個別事案に応じた判断がなされるため、並行輸入行為の侵害該当性については予測がしにくいところがあるが、理論上、下記の状況下においては、商標権侵害又は不正競争を構成するとされている。

- 並行輸入した商品に対して新たな包装、標識、広告方式などを通じて不適切な変更を加えたことにより、商品本来の状態が損なわれた場合、又は、商標権者の商標信用に損害をもたらした場合
- 商標権者が、他の国における商標権の譲受者又は受諾者との間で関連協議書を締結することにより、商品の輸出地域を明確に限定している場合、又は、当該商標付き商品の並行輸入を明確に禁止している場合
- 並行輸入商品と、輸入国内の同一ブランドの商品とを比較した場合に、成分、品質、保証、味又はアフターサービス等において実質的な差異を有するにも関わらず、消費者が容易に識別できる顕著な方式による表示をしていない場合
- 商品に係る通常のアフターサービス及び保証を有していない場合

4. 著作物の並行輸入

中国の著作権法及び関連法規には、並行輸入に関する規定が一切ない。また、実務においても、著作物の並行輸入に関する典型的な訴訟事件が発生していないので、著作権の並行輸入に関する中国の裁判所の観点もはっきりしないのが現状である。しかも、並行輸入に関する学界の研究も、主に、専利分野と商標分野に集約されているので、著作物の並行輸入について、権威的な意見も形成されていない。著作物の並行輸入についても、以下のとおり、禁止と許可の2つの異なる意見が存在しているので、ご参考までに紹介する。

禁止	<p>著作権は、地域性を有していない。しかも、「著作権法」第24条によれば、著作物の使用権には、専有使用権と非専有使用権がある。</p> <p>上記法律規定の法理と立法主旨からすれば、中国において、専有使用権を有する主体は、関連機関へ著作物の並行輸入を制止するよう求めることができると考えられる。そのため、専有使用権を有していない場合に限って、著作物の並行輸入は許されるとすべきである。</p>
-----------	---

許可	<p>「著作権法」と「著作権実施条例」には、並行輸入に関する規定がない。また、「国際著作権条約実施規定」には、著作物に対して保護をしていない国からの複写品は、その輸入を禁止すると規定している。</p> <p>したがって、現有の法律によれば、著作物に対して保護をしていない国からの複写品は輸入を禁止されているものの、著作物に対して保護をしている国からの複写品の輸入は禁止されてはならず、これらの国からの著作物の並行輸入は許されるべきである。</p>
-----------	---

第4節 権利行使された場合の対抗手段

権利行使された場合、相手の主張する権利に対して無効審判などを提起する、或いは、各種抗弁理由を提出して非侵害を主張するといった対応手段を取ることができる。無効審判や非侵害抗弁の詳細は、第2章と第4章の関係内容を参照いただきたい。

また、中国では、冒認出願により権利取得をした者が、悪意に基づく権利行使をするような事例もある。このような悪意の権利行使に対しては、前記の対応手段のほか、下記のような手段で反撃することができる。

1. 非侵害確認訴訟

非侵害確認訴訟とは、知財侵害に関する警告を受けた者が、自分の行為が知的財産権侵害行為に該当しないと認められる場合、裁判所に対し、自分の行為は非侵害行為であるとの確認を求めるための訴訟を提起することを指す。

非侵害確認訴訟について、「最高人民法院の専利権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈」（法積[2009]21号）には、「警告状の受領者が書面で権利者に訴権の行使を催告したにもかかわらず、権利者が当該書面催告の受領日から1ヶ月以内、又は当該書面催告の発送日から2ヶ月以内に、警告の撤回をせず、専利権侵害訴訟の提起もしなかった場合、警告状の受領者は非侵害確認訴訟を提起することができる」と規定されている。

また、非侵害確認訴訟の管轄については、最高人民法院が過去に出した「本田技研工業株式会社と石家双環汽車股分有限公司、北京旭陽恒興経貿有限公司間の専利権紛争事件に関する指定管轄の通知」（「2004」民三他字第4号）において、「非侵害確認訴訟は、侵害類型の紛争に該当するものであり、民事訴訟法第29条の規定に従って、地域管轄を確定すべきである。同一事実に係る非侵害確認訴

訟と専利権侵害訴訟は、両方当事者が民事訴訟法に基づき、自分の権益を保護するために、異なった段階でそれぞれ提起した訴訟であるため、何れも独立した訴訟に該当する。一方当事者の提起した非侵害確認訴訟は、相手方当事者が別途に提起した専利権侵害訴訟に吸収されない。しかし、同一事実に関する事件について、異なる裁判所による重複した裁判を避けるために、裁判所は、管轄を移管して、合併して審理すべきである。」と規定している。

非侵害確認訴訟において原告が立証責任を負う事項
① 被告が、原告に対して権利侵害を内容とする警告状を発送したこと又は原告に対して侵害のクレームを申し入れたこと
② 原告が被告に対して訴権の行使を催告したこと、及び、催告の時間、送達時間
③ 被告が合理的な期限内に提訴していないこと

◇ 留意すべき点

模倣業者への権利行使において、警告書の送達は頻繁に実施されている対応方法である。しかし、実務からみれば、模倣業者は警告状を証拠として、模倣業者の所在地の管轄裁判所に、非侵害確認訴訟を提起することもある。

このような非侵害確認訴訟が、模倣業者の所在地の管轄裁判所で受理された場合、地方保護主義が働いて模倣業者に有利な判決が出されるおそれがある。その場合、権利者が、北京市や上海市などの大都市で侵害訴訟を後から提起して、先の非侵害確認訴訟の管轄を北京、上海裁判所に移管するように請求しても、認められる可能性は高くない。したがって、権利者は、事件の状況と権利者自体の情報を十分に把握した上で、警告書の送達のメリットとデメリットを検討し、対応策を決めることが必要となる。

なお、警告状の送付以外、侵害のクレームも非侵害確認訴訟の契機となり得るものであり、具体的な例としては、ECプラットフォームへのリンク削除要請などがこれに含まれると考えられている。その他、最近の最高人民法院の判決例である、「(2019)最高法知民終5号案件」の判決要旨によれば、非侵害確認訴訟の条件となる「侵害警告」の範疇には行政機関による摘発は含まれず、一般的な意味での「警告の旨を含む弁護士書簡」以外には、被疑侵害者の生産経営を不安定な状態にすることを目的として侵害訴訟を提起し、それを取り下げようとする行為や、新聞・雑誌などの媒体に他人の製品が権利侵害していることを明示的又は黙示的に表示するような行為が含まれるとされている。

なお、行政摘発を提起したが、行政摘発の被請求人とならない関係者は、行政摘発の提起により関係行為が不確定の状態になるため、非侵害確認訴訟を提起することができる。

2. 権利濫用への訴訟

近年、権利濫用に対しては、立法及び司法のいずれの段階においても、厳しい態度がとられる傾向がある。例えば、2021年6月に施行する専利法に新たに追加された第二十条では、「専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害してはならない。専利権を濫用して競争を排除し又は制限し独占行為を構成した場合、『中華人民共和国独占禁止法』に従って処理する。」と規定されたほか、実務上、権利濫用に対する訴訟事例も数多く出てきている。

実務において、権利濫用は直接的な訴訟事由とはならないが、権利濫用行為に対し、「悪意によって提起した知的財産権訴訟の損害責任紛争」や「不正競争」の理由で訴訟を提起し、対抗することができる。悪意訴訟とは、合法的、合理的な法律又は事実上の根拠が存在しないにも関わらず、提起された知的財産権民事訴訟のことを指し、通常、不当な目的を達成するために訴訟を通じて他人の財産、人身に損害を与える行為である。また、不正競争を理由として提訴する場合、権利濫用に関する権利行使行為は不正競争防止法第二条の誠実信用原則に反するものとなる。

実務上、権利濫用への訴訟は、主として、先行する知的財産権の存在を知っていながら、又は、特許に重大な不備があることを明確に知りながら、専利権、商標権などを出願登録し、又は先取り登録をし、利益を得るために関連する権利を高額で相手側に販売、譲渡するため、悪意をもって得た権利を利用して提起された訴訟や、自社の知的財産権が既に無効とされた又は一部無効されたにもかかわらず、元の権利範囲に基づいて提起された訴訟、及び真正な知的財産権を有していないにも関わらず提起された訴訟等を指す。

上記以外では、正当に権利を取得したものの、権利行使の手段が合理範囲を超える場合、権利濫用に該当すると判断されるおそれがある。

☆ 「悪意によって提起した知的財産権訴訟の損害責任紛争」の判断基準

「悪意によって提起した知的財産権訴訟の損害責任紛争」に関して、それが侵害紛争に該当するかどうかに係る判断基準は、以下の通りである。

悪意によって提起した知的財産権訴訟の損害責任紛争	
成立要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 事実に基づく根拠又は正当な理由なしに、特に基礎となる権利を有することなく提起した知的財産訴訟であること ● 他人に損害をもたらすことを目的として提起されたものであること ● 実質的に他人に損害をもたらすものであること
悪意を有するか否かの判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 法的また事実に基づく根拠を有しないこと

また、権利濫用に関する不正競争訴訟について、通常、以下の基準に基づいて判断する。

- 主観上、正当な権利行使を目的とするものであるか、それとも知的財産権を利用して競争相手に打撃を与えることを主たる目的とするものであるか
- 客観的な基準として、権利行使の手段が自分の合法的権益を守るための合理的な範囲を超えるものでないか。例えば、同一の権利に基づき、同一の被疑侵害製品に対して複数の訴訟を同時に提起することは、権利行使の合理的な範囲を超えるものであると判断されるおそれがある。また、十分な注意義務を履行せず、ディーラーや顧客に警告状を広く発送することも合理的な範囲を超えるものであると判断されるおそれがある。

権利濫用への訴訟の管轄について、その本質は権利侵害紛争であり、民事訴訟法の28条の規定に基づき、侵害行為によって提起した訴訟として、侵害行為地又は被告所在地の裁判所が管轄する。なお、最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈の第24条に基づき、民事訴訟法の第28条に規定されている権利侵害行為地には、権利侵害行為の実施地、権利侵害の結果地が含まれる。

3. 名誉毀損訴訟

「不正競争防止法」の第11条に基づき、事業者は、虚偽情報又は誤導的情報を捏造、流布し、競争相手の名誉或いは商品信用を侵害してはならない。

当該条項は、名誉棄損に関連した一般条項であるが、当該規定における「虚偽情報の流布」に係る方法等について定めた詳細な規定は未だ存在しない。名誉毀損については、一定の方法で虚偽情報を第三者に伝えることのみが要件となっており、虚偽情報を対外的に拡散する具体的な手段や方法に係る定義もないため、多様な事例がこれに該当する可能性がある。なお、行為者が一定の対象にのみ伝

達し、虚偽情報によって当事者の経営活動に実質的影響を与えることも名誉毀損に該当するとされている。

◇ 権利行使の事実に係る対外公表と名誉棄損

実務上、権利者が権利行使をする際に、マスコミなどを利用して実施をアピールしたり、権利行使の事実を顧客に周知することはよく行われる。アピールや周知を目的とするものであっても、根拠がない情報や誤認されやすい記載があれば、名誉毀損に該当するおそれがある。名誉毀損訴訟の法的根拠は、主に不正競争防止法であるため、その管轄も通常不正競争事件と同じである。

また、関連裁判例からみれば、実務上、裁判所は名誉毀損行為を判断するときに、①当事者双方が競争関係を有すること、②侵害者側に虚偽情報又は誤導的情報を捏造、流布する行為があること、③侵害者の行為が既に相手側当事者の企業名誉或いは商品信用を侵害したこと又は侵害する可能性があること、④侵害者が主観的故意を有することなどの要件を考慮する。

4. 実例と留意点

◆ 関係判例

※ 判例 1：商標権侵害訴訟事件

■ 基本情報：

事件番号：一審（2015）京知民初字第 2173 号 二審 （2017）京民終 9 号

裁判所：一審 北京知的財産裁判所 二審 北京市高级人民法院

二審結審日付：2017 年 4 月 26 日

■ 経緯：

2015 年 9 月北京 A 社は、北京 B 社に弁護士書簡を送付し、B 社が製造・販売している係争医療機器は、A 社の保有している X 号実用新案権（超音波骨科精細手術システム及び複合超音波振動ハンドル）を侵害したと主張した。A 社は同時に B 社の複数のクライアントに上記と同様の内容の弁護士書簡を送付した。B 社が製造・販売している係争製品は、係争特許の技術方案とは全く異なるものであり、A 社の実用新案権侵害に係る主張には、何らの根拠もないと考え、A 社に催促の書簡を発送した。しかし、A 社は、B 社の製造・販売行為が権利侵害を構成しているかの確認をせず、また、裁判所への提訴もしなかった。そこで、B 社は一審裁判所に提訴し、係争製品が A 社の X 号実用新案権を侵害しないこと

を確認し、影響を除去するよう請求した。

一審裁判所は、審理を経て、係争製品が係争実用新案の権利範囲に属するものではない旨認定した。さらに、裁判所は、A社がB社及びそのクライアントに弁護士書簡を送付し、その製造・販売している係争製品が実用新案権侵害に該当すると主張したことは、事実に根拠を有しないものであり、B社の商業的な信用を低下させ、権利濫用に該当すると認定した。その上で、影響を除去するため、A社が自社のホームページ上に関連する説明文を掲載するよう命じた。A社は、当該一審判決を不服として、上訴したが、二審裁判所は、一審判決を維持し、A社の上訴に係る請求を棄却した。

※ 判例 2：悪意に基づく訴訟提起（権利濫用）

■ 基本情報：

事件番号：一審 （2017）粵 03 民初 632 号 二審 （2019）粵民終 407 号

裁判所：一審 深セン市中級人民法院 二審 広東省高級人民法院

二審結審日付：2019年6月10日

■ 経緯：

C社はAAA（ペンギンの形状）シリーズ美術作品の著作権及び登録商標専用権を有している。2008年12月、D氏は国家知識産権局にペンギンの形状をしたスピーカーの意匠を出願し、権利付与された。2011年3月、C社はD氏及びE社が販売したAAAミニスピーカーはその著作権及び商標権を侵害したことを理由に、両者に対して訴訟を提起した。その後、双方は和解を達して、D氏は権利侵害の差止め及びC社に損賠賠償金2.5万元を支払うとの和解条件に応じ、同時に1ヵ月以内に国家知識産権局にペンギンスピーカーの意匠権出願を取下げを約束したが、2015年12月まで当該意匠権の年費を納付し続けた。

その後、C社はF社と協力して、ペンギン型スピーカーを製造、販売した。2016年2月、D氏はC社とF社がペンギン型スピーカーを製造販売した行為が、自身の保有する意匠権を侵害している旨主張し、訴訟を提起した。そして、C社はD氏の係争意匠権に対して無効宣告を申請した。国家知識産権局は審理を経てD氏の係争意匠権の無効を宣告した。無効の結果をもって、一審裁判所は、D氏の訴訟を取り下げた。

C社は、意匠権が権利付与の条件に合わないことを明らかに知りながら、悪意をもって意匠権侵害訴訟を提起したD氏の行為は、C社の商業信用に損害を与え、弁護士費用、出張費用、期待できる利益な

どを含む損失を与えた旨主張して訴訟を提起し、D氏に損賠賠償金の支払い、謝罪及び影響の消去を命じるよう請求した。裁判所は、D氏の行為が、悪意をもって知的財産権訴訟を提起したものに該当すると認定し、損賠賠償金50万元の支払いを命じる一審判決を言い渡した。D氏は一審判決を不服として、二審裁判所に提訴した。二審裁判所は、一審判決を維持し、D氏の上訴に係る請求を棄却した。

※ 判例3：J社はK社を訴えた不正競争紛争訴訟事件

■ 基本情報：

事件番号：一審（2018）粵03民初170号

裁判所：一審広東省深セン市中級人民法院

一審結審日付：2019年4月30日

■ 経緯：

K社は、共有モバイル充電機業界の競合業者であるJ社を、自身が保有する6件の専利権侵害を理由に、広東省深セン市中級人民法院及び北京知的財産裁判所にそれぞれ30件余りの専利権侵害訴訟を提起した。また、同じく上記6件の専利権を侵害したことを理由に、異なる使用者に対して、河南省知的産権局及び済南市知識産権局にそれぞれ20件余りの行政摘発を申請した。同時に、K社はこれらの案件に係る情報をニュースアプリ、新聞などの複数のマスコミにおいて広く宣伝した。J社は、K社の前記行為は権利濫用に該当し、マスコミ等への宣伝行為は、商業的名誉毀損に該当する旨を主張し、K社に対して訴訟を提起した。

一審裁判所は、K社の行為は明らかに正当な利用を超え、司法と行政資源を利用して、専利権の存在をもって不正な利益を取得し、誠実信用な原則を違反し、正当に権利を保護するビジネス道徳に反し、権利濫用の行為に該当し、不正競争を構成すると判断した。さらに、K社の法定代表者がマスコミの取材を受けた際の言論は、正当な商業評論の域を越え、誤認を生じさせ、競合相手の商業的信用、商品の名誉に損害を与える程度に達し、虚偽宣伝に該当し、不正競争行為に該当するとした。K社は複数のマスコミに、J社の製品が自身の専利権を侵害したと宣伝したが、当該宣伝内容には一部の事実のみしか記載されておらず、誤認を生じさせやすいものであるため、不正競争に該当すると認定した。その上で、裁判所は、K社に対して、J社への損害賠償金及び合理的支出として500万元の支払いを命じる一審判決を言い渡した。

◇ 判例を踏まえた留意点

権利者の立場から見ると、模倣業者への権利行使において、警告書の送達やECプラットフォームにてのクレームの申し入れは、頻繁に使用している対応方法である。このような手段を利用する際、権利者は、事件の状況と権利者自体の状況を十分に把握した上で、具体的な対策を決めたほうがよいと考えられる。

権利行使の際に、合理範囲で実施することを留意したほうがよい。上記判例1から分かるように、通常、模倣業者のみに弁護士書簡を送付することは、実質的な損害を与えると逆に主張され難しいが、模倣業者のクライアント、代理店などに広い範囲で弁護士書簡を送付することは、実質的な損失をもたらし、名誉棄損などに該当すると主張される恐れがあるので、模倣者以外の関連第三者に警告書を送付する際、十分に検討したほうがよいと思われる。

また、現在、オンラインにての製品販売がますます広範に利用されている状況において、ECプラットフォームにおける模倣業者が多く出回っている。そのため、ECプラットフォームへのクレームの申し入れも頻繁に実施されているが、そのような対応を取る際には、事前にきちんと証拠を確保し、侵害対比の鑑定をきちんと行った上でクレームを申し入れることが好ましい。

また、実務において、上記判例2のように、先取り出願の例も非常に多く存在する。自社の知的財産権を十分に保護し、他人が悪意によって提起した訴訟に巻き込まれることをできるだけ避けるため、自社の知的財産権が先取り登録されたかについて、定期的に検索したほうがよい。また、万が一、先取り出願人などに提訴された場合には、積極的に無効宣告などを提起し、相手側の基礎となる権利を潰した上で、その悪意の訴訟に対して反訴を提起する等、厳しく対抗策を講じていくことが好ましい。

第5節 その他

1. デザイン模倣による不正競争

デザイン模倣事件について、どのような知的財産権に基づき権利行使を行うかによって、権利者側の準備事項と権利行使の効果が異なる。以下に各知的財産権に基づいて権利行使する場合のメリットとデメリットを紹介する。

◇ 意匠権の主張

製品について、意匠権を持っていれば、模倣品に対して、意匠権に基づいて権利を行使できる。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願することで、意匠を保護する意匠権を取得することができる。 ● 意匠権に基づいて、意匠の模倣行為に対する権利行使が可能。 ● 類似するデザインに対しても、権利行使することが可能である。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 出願しなければ、権利を得ることができない。出願には費用がかかり、かつ権利を維持する費用も必要である。 ● 保護期間は15年と短い。 ● 新規性があるデザインしか、有効な意匠権を取得できない。関係製品が既に販売され、或いは他のルートでデザインが公知になった場合、意匠権を取得しても、無効になるおそれがある。

◇ 立体商標権の主張

2001年の商標法改正以降、中国では、立体商標が法律の保護範囲に組み入れられ、企業が自社の製品デザインについて立体商標として出願することが可能となっている。立体商標が登録されれば、模倣デザインに対し、商標権の主張が可能になる。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規性の要求がない。関係製品が既に販売され、或いは他の方式で、デザインが公知になる場合でも、商標権を取得できる可能性がある。 ● 存続期間は、永遠に更新できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規性の要求がないが、識別性の要求がある。立体商標が許可された例は少ない。立体商標権を取得することは容易ではない。 ● 関係公衆に、混同・誤認を生じさせるおそれがあるかどうかは、侵害となるかどうかを判断する際の肝心な基準である。デザインが類似していても、他の識別要素で、関係公衆の混同・誤認を生じさせない場合、依然として侵害とならないと判断される可能性がある。

◇ 不正競争防止法に基づく主張

中国「不正競争防止法」第6条第1項によれば、他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似した標識を無断で使用して、関連公衆に混同・誤認をさせる場合、不正競争行為に

該当すると規定している。そのため、権利者商品のパッケージやデザインの知名度が高い場合、不正競争防止法に基づき、権利行使することが可能である。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利の出願などは必要ではない。 ● 保護期間の期限がない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係商品の知名度、包装・装飾の特有性及び関係公衆に混同・誤認を生じさせるおそれを証明しなければならないため、権利者の立証ハードルが高い。

◇ 著作権の主張

独特な構想、創意が新規となる包装デザインについて、著作権の保護を受けることができる。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作物を完成し次第、自動的に著作権を取得することができるので、権利の出願などは必要ではない。 ● 保護期間は50年として、意匠権の保護期間より遥かに長い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係デザインが著作物として認められるかについて議論になる可能性がある。特に、中国の著作権法では、応用美術著作物との明確な規定がないので、製品のデザインが著作物にならないと判断されるおそれがある。 ● 著作権侵害を主張する際に、同一又は実質的類似が要求されるため、類似判断に対する要求が高い。

◇ アドバイス

これまでに述べてきたように、いずれの権利に基づく主張についても、メリットとデメリットが存在するが、実務的には製品意匠を意匠権によって保護することが一番有効であるといえる。意匠権の取得により、模倣業者に対して意匠権に基づく権利行使を効果的にすることができるようになるため、製品の意匠が完成したら、外部公開や発売開始の前に、意匠出願をすることが好ましい。

なお、意匠権の保護期間が満了した後については、著作権又は不正競争防止法の適用が考えられる。また、製品デザインに立体的特徴がある場合、立体商標による保護を受けられる可能性もある。

2. 正規委託工場による横流し品

日本の大手企業を中心に、中国内のメーカーにOEM生産を依頼している企業は少なくないだろう。そして、OEM生産に伴って生じることが多い問題が、横流し品の発生である。製造した製品がオーダーの数量より多くなってしまった場合や、検品によって不良品が出た場合、当該OEM製造メーカーから専門の業者に対して、無断かつ安価に不良品等が販売され、最終的にはそのような不良品等が、いわゆる「在庫品市場」や「外国輸出品専売店」に流れてしまうことがある。

有名なブランドを保有している企業の多くは、ブランドの価値を保護するために、専門の販売ルートで合格品のみを販売する。横流し品や不良品の出回りは、販売市場の秩序を破壊し、ブランドのイメージにも悪い影響を与える結果につながるためである。

横流し品の製造工場は、通常、商標権者からの授権書類などを提供できるため、普通の商標権侵害事件より、処理することが難しくなっている。しかも、注文過剰によって多くなった在庫品、検品によるB級品について、その製品に使用している商標については、権利者からの許可をもらっているため、模倣品ではなく、単純な販売ルートにおける問題であるため、侵害とみなされるべきではないとの意見もある。

◇ 対応策

OEM生産メーカーと委託契約を締結する場合、注文過剰によって多くなった在庫品、検品によるB級品、不良品の処理について、明確に規定することが非常に重要である。

OEM生産メーカーは、契約での約定に違反して、無断に製品を販売する際に、契約違反の責任を追究できるし、横流し品は無断に販売された製品なので、侵害品であると主張することも可能である。

資料編

資料 1 模倣対策費用目安（料金表）

費用は代理事務所や調査会社によってかなりの開きがあるが、平均的な例を参考までに以下に掲載する。

1. 権利取得の手続きに必要な費用

(1) 専利（発明特許、実用新案、意匠）関係

標準料金表			
標準 番号	項目	官庁手数料 (CNY)	代行手数料 (CNY)
I 発明特許			
101	発明特許出願の提出（印刷料を含む）	950	4,500
102	PCT 出願の国内段階への移行料金（印刷料を含む）	950	5,000
103	分割出願の提出（公開料を含む）	950	4,500
104	明細書加算料		
	a) 30 頁以降 1 頁毎に加算される金額	50	—
	b) 明細書 300 頁以降 1 頁毎に加算される金額	100	—
105	請求項加算料		
	請求項 10 項目以降 1 項毎に加算される金額	150	50
106	早期公開の請求	—	630
107	実体審査の請求	2500	1,300
108	遅延審査の請求	—	630
109	拒絶査定不服審判の請求	1,000	4,500

110	登録手続（印紙税納付）	5	700
111	無効審判請求の提出	3,000	5,800
112	微生物の寄託（30年間、菌株毎に）		
	a) 微生物	500\$	*
	b) 細胞系、動物及び植物ウイルス	700\$	*
113	微生物生存レポートの請求料（菌株毎に）		
	a) 微生物	50\$	*
	b) 細胞系、動物及び植物ウイルス	70\$	*
114	微生物サンプルの提供（菌株毎に）		
	a) 微生物	30\$	*
	b) 細胞系	50\$	*
115	検疫料	50\$	*
116	年金の納付（年毎に）		
	1年目－3年目	900	450
	4年目－6年目	1,200	540
	7年目－9年目	2,000	630
	10年目－12年目	4,000	720
	13年目－15年目	6,000	810
	16年目－20年目	8,000	900
117	年金の延納金（納付期限から6ヶ月以内）	月毎に増、 25%max	450

118	PCT 出願の猶予期間の請求	1,000	2,200
119	PCT 出願の単一性の回復	900	2,000
120	優先権訂正料	300	1,000
II 実用新案			
201	実用新案出願の提出	500	3,600
202	分割出願の提出	500	3,600
203	PCT 出願の国内段階への移行料金	500	4,000
204	明細書加算料		
	a) 30 頁以降 1 頁毎に加算される金額	50	—
	b) 明細書 300 頁以降 1 頁毎に加算される金額	100	—
205	請求項加算料		
	請求項 10 項目以降 1 項毎に加算される金額	150	50
206	拒絶査定不服審判の請求	300	4,000
207	登録手続 (印紙税納付)	5	700
208	無効審判請求の提出	1,500	4,500
209	年金の納付 (年毎に)		
	1 年目 - 3 年目	600	450
	4 年目 - 5 年目	900	540
	6 年目 - 8 年目	1,200	630
	9 年目 - 10 年目	2,000	720
210	年金の延納金 (納付期限から 6 ヶ月以内)	月毎に増え、	450

		最大 25%	
211	PCT 実用新案登録出願の猶予期間の請求	1,000	2,200
212	PCT 出願の単一性の回復	900	2,000
213	実用新案権評価報告書の請求	2,400	1,000
214	優先権訂正料	300	1,000
III 意匠登録			
301	意匠登録出願の提出	500	2,800
302	分割出願の提出	500	2,800
303	拒絶査定不服審判請求の提出	300	3,600
304	登録手続（印紙税納付）	5	700
305	無効審判請求の提出	1,500	4,500
306	年金の納付（年毎に）		
	1年目-3年目	600	450
	4年目-5年目	900	540
	6年目-8年目	1,200	630
	9年目-10年目	2,000	720
307	年金の延納金（納付期限から6ヶ月以内）	月毎に増、 25%max	450
308	遅延審査の請求	—	630
309	意匠権評価報告書の請求	2,400	1,000
IV その他			

401	出願時に提出されなかった書類の提出	—	540
402	公文書の受領と転送	—	450
403	代理機構の変更	—	700
404	発明者、出願人及び専利権者の変更	200	700
405	優先権主張		
	a) 1つの先出願を基礎に優先権を主張する場合	80	540
	b) 2つ以上の先出願を基礎に優先権を主張する場合 (先出願1件毎に)	80	360
406	新規性喪失の例外規定適用の請求	—	900
407	面接手数料	—	タイムチャージ
408	謄本の取り寄せ	30	900
409	対応期間の延長 (補正又は拒絶理由通知)		
	a) 1回目の延長 (1ヶ月毎に)	300	700
	b) 2回目の延長 (1ヶ月毎に)	2,000	700
410	実施許諾契約の届出	—	1,300
411	特許出願権／特許権譲渡契約の登録	200	1,200
412	秘密保持審査請求の提出	—	500
413	翻訳料 (原文100字につき)		
	a) 英語から中国語へ	—	140
	b) 日本語から中国語へ	—	100
	c) ドイツ語、ロシア語、フランス語から中国語へ	—	200

	d) 中国語から英語へ	—	200
	e) 中国語から日本語へ	—	200
	f) 中国語からドイツ語、ロシア語、フランス語へ	—	220
414	タイプ代		
	a) 英語 (1 頁につき)	—	70
	b) 中国語 (1 頁につき)	—	100
415	コピー代 (1 枚につき)	—	6
416	図面代 (1 枚につき)		
	a) 下絵に基づく図面の作成	—	450min
	b) 図面の訂正	—	120min
	c) 図面の準備	—	50
417	写真の作成 (一枚につき)	—	450min
418	権利回復手数料	1,000	2,200
419	OA 意見書・補正書の準備	—	タイムチャージ
420	審判答弁書の作成		タイムチャージ
421	出願の取り下げ	—	550
422	訳文訂正料 (方式審査段階)	300	タイムチャージ
423	訳文訂正料 (実体審査段階)	1,200	タイムチャージ
424	DAS アクセスコードの申請	—	900

(2) 商標関係

標準料金表				
標準 番号	項目	官庁手数料 紙提出 (CNY)	官庁手数料 オンライン (CNY)	代行手数料 (CNY)
I.登録出願				
101	普通商標の出願			
101-1	1 区分の出願（10 品目の商品/役務を超えない場合）	300	270	2,000
101-2	追加の区分の出願（10 品目の商品/役務を超えない場合）	300	270	1,700
101-3	1 商品、役務毎に加算する金額（10 品目の商品/役務を超える場合）	30	27	15
102	音声商標の出願			
102-1	1 区分の出願（10 品目の商品/役務を超えない場合）	300	270	3,000
102-2	追加の区分の出願（10 品目の商品/役務を超えない場合）	300	270	1,700
102-3	1 商品、役務毎に加算する金額（10 品目の商品/役務を超える場合）	30	27	15
103	団体商標/証明商標の出願			
103-1	1 区分の出願（10 品目の商品/役務を超えない場合）	1,500	1,350	3,500*
103-2	追加の区分の出願（10 品目の商品/役務を超えない場合）	1,500	1,350	3,000*
103-3	1 商品、役務毎に加算する金額（10 品目の商品/役務を超える場合）	30	27	15

104	優先権の主張（1区分につき）			
104-1	優先権の主張	—	—	350
104-2	優先権書類提出期限の延長申請	—	—	350
105	補正通知の報告及び応答(1区分につき)	—	—	800*
106	商標登録証の送付（1区分につき）	—	—	350
107	変更/譲渡/更新証明の再発行申請（1区分につき）	50	45	600
108	商標登録証の再発行申請(1区分につき)	500	450	1,000
109	優先権証明書類の発行申請（1区分につき）	50	45	600
110	商標登録証明の発行申請(1区分につき)	50	45	600
111	商標出願の取下げ申請（1区分につき）	—	—	400
112	商標登録の取消申請（1区分につき）	—	—	900
113	外国語商標の中国語訳名の提案	—	—	1,600*
114	分割出願	—	—	800
II. 審判／異議				
拒絶／拒絶不服審判請求（1区分につき）				
201	全部又は部分的拒絶通知書の報告	—	—	800*
202	拒絶査定不服審判請求	750	750	4,800*
203	証拠/理由の補充	—	—	1,600*
204	審決の報告	—	—	800*
異議申立／異議審判請求（1区分につき）				

205	異議申立	500	500	4,800*
206	異議裁定の報告	—	—	800*
207	異議裁定不服審判請求	750	750	3,200*
208	証拠調べ通知書の報告	—	—	1,600*
209	証拠調べ見解の提出	—	—	1,600*
210	証拠/理由の補充	—	—	1,600*
211	審決の報告	—	—	800*
212	他人による異議申立/異議審判請求の答 弁通知書の報告	—	—	1,600*
213	他人による異議申立/異議審判請求への 答弁	—	—	3,200*
214	異議申立/異議審判請求の取下げ	—	—	800*
無効審判請求（1区分につき）				
215	無効審判請求	750	750	4,800*
216	証拠調べ通知書の報告	—	—	1,600*
217	証拠調べ見解の提出	—	—	1,600*
218	証拠/理由の補充	—	—	1,600*
219	審決の報告	—	—	800*
220	他人による無効審判請求の答弁通知書 の報告	—	—	1,600*
221	他人による無効審判請求への答弁	—	—	3,200*
222	無効審判請求の取下げ	—	—	800*

三年不使用取消審判請求（1区分につき）				
223	不使用取消審判請求	500	500	900
	ダミーで不使用取消審判請求	500	500	1,500
224	不使用取消裁定の報告	—	—	800*
225	不使用取消裁定不服審判請求	750	750	3,200*
	ダミーで不使用取消審判請求	750	750	3,800*
226	証拠調べ通知書の報告	—	—	1,600*
227	証拠調べ見解の提出	—	—	1,600*
228	証拠/理由の補充	—	—	1,600*
229	審決の報告	—	—	800*
230	他人による不使用取消審判で使用証拠提出通知の報告	—	—	800*
231	他人による不使用取消審判で使用証拠の準備及び提出	—	—	3,200*
232	他人による不使用取消裁定不服審判請求の答弁通知書の報告	—	—	800*
233	他人による不使用取消裁定不服審判請求の答弁	—	—	3,200*
234	商品/役務が通用名称になった登録商標取消請求	500	500	3,200*
235	他人による商品/役務の通用名称取消請求の答弁通知書の報告	—	—	800*
236	他人による商品/役務の通用名称取消請求の答弁	—	—	3,200*

III.更新（1区分につき）				
301	更新申請	500	450	950
302	更新申請の延長請求	250	225	350
IV.変更/更正（1区分につき）				
401	出願人/商標権者名義/住所変更申請	150	—	900
402	商標代理人/書類受取人変更申請	150	—	900
403	指定商品/役務の削除申請	150	—	900
404	その他の出願/登録事項の変更申請	150	—	900
405	申請/登録事項の更正申請	150	—	900
V.使用許諾契約の届出（1区分につき）				
501	商標使用許諾契約の届出	150	135	800
502	商標許諾契約届出の変更	250	—	1,000
503	商標許諾契約届出の事前終了	—	—	1,000
504	商標使用許諾契約届出の取下げ申請	—	—	800
VI.譲渡（1区分につき）				
601	出願/登録商標の譲渡/移転申請	500	450	1,000
602	商標譲渡/移転の取下げ申請	—	—	800
VII.調査とウォッチング				
701	文字（漢字/英文字/数字）商標の調査（一商標一区分）	—	—	1,000
702	図形（仮名を含む）商標の調査（一商標一区分）	—	—	1,600

703	結合商標の調査（一商標一区分）	—	—	ケースバイケース
704	商標のウォッチング（一商標一区分/年）	—	—	1,350
705	名義人調査	—	—	400*

2.訴訟に必要な費用

項目	明細	官庁手数料	代行手数料
		CNY	CNY
行政訴訟 (発明・実用新案)	一審段階 (訴状の作成・証拠の整理から一審判決の言い渡しまで。証拠収集が含まれない)	100.00	80,000～100,000 (行政段階も弊所より代理した事件)
			100,000～120,000 (行政段階は他の事務所より代理した事件)
	二審段階 (上訴状の作成から二審判決の言い渡しまで。証拠の補充が含まれない)	100.00	50,000～80,000 (一審段階も弊所より代理した事件)
			80,000～100,000 (一審段階は他の事務所より代理した事件)
行政訴訟 (意匠)	一審段階 (訴状の作成・証拠の整理から一審判決の言い渡しまで。証拠収集が含まれない)	100.00	60,000～80,000 (行政段階も弊所より代理した事件)
			80,000～100,000 (行政段階は他の事務所より代理した事件)

	二審段階 (上訴状の作成から二審判決の言い渡しまで。証拠の補充が含まれない)	100.00	40,000～60,000 (一審段階も弊所より代理した事件) 60,000～80,000 (一審段階は他の事務所より代理した事件)
行政訴訟 (商標)	一審段階 (訴状の作成・証拠の整理から一審判決の言い渡しまで。証拠収集・補充が含まれない)	100.00	20,000～40,000 (より簡単な拒絶審判事件)
			30,000～60,000 (行政段階も弊所より代理した事件)
			40,000～80,000 (行政段階は他の事務所より代理した事件)
	二審段階 (上訴状の作成から二審判決の言い渡しまで。証拠の補充が含まれない)	100.00	10,000～20,000 (より簡単な拒絶審判事件)
			20,000～40,000 (一審段階も弊所より代理した事件)
			30,000～60,000 (一審段階は他の事務所より代理した事件)
民事侵害訴訟 (発明・実用新案；複雑な商標、不正競争事件)	一審段階 (訴状の作成・証拠の整理から一審判決の言い渡しまで。証拠収集が含まれない)	損害賠償金額に基づく	①タイムチャージ： 200,000～400,000 ②定額：300,000 前後 ③成功報酬 着手金：100,000～200,000 勝訴報酬（原告の場合、侵害と認定；被告の場合、非侵害

			と認定) : 50,000~100,000 賠償金報酬 : 貰えた金額の 5%~50%
二審段階 (上訴状の作成から二審判決の言い渡しまで。証拠の補充が含まれない)	損害賠償金額に基づく	①タイムチャージ : 150,000~300,000 ②定額 : 200,000 前後 ③成功報酬 着手金 : 70,000~100,000 勝訴報酬 (原告の場合、侵害と認定 ; 被告の場合、非侵害と認定) : 50,000~100,000 賠償金報酬 : 貰えた金額の 5%~50% (一審段階も弊所より代理した事件)	(一審段階は他の事務所より代理した事件) ①タイムチャージ : 200,000~400,000 ②定額 : 300,000 前後 ③成功報酬 着手金 : 100,000~200,000 勝訴報酬 (原告の場合、侵害と認定 ; 被告の場合、非侵害と認定) : 50,000~100,000 賠償金報酬 :

			貰えた金額の 5%~50%
民事侵害訴訟 (意匠、簡単な商標、著作権、不正競争事件)	一審段階 (訴状の作成・証拠の整理から一審判決の言い渡しまで。証拠収集が含まれない)	損害賠償金額に基づく	①タイムチャージ： 150,000~300,000 ②定額：200,000 前後 ③成功報酬 着手金：70,000~100,000 勝訴報酬（原告の場合、侵害と認定；被告の場合、非侵害と認定）： 50,000~100,000 賠償金報酬： 貰えた金額の 5%~50%
	二審段階 (上訴状の作成から二審判決の言い渡しまで。証拠の補充が含まれない)	損害賠償金額に基づく	(一審段階も弊所より代理した事件) ①タイムチャージ： 80,000~1500,000 ②定額：100,000 前後 ③成功報酬 着手金：40,000~70,000 勝訴報酬（原告の場合、侵害と認定；被告の場合、非侵害と認定）： 50,000~100,000 賠償金報酬： 貰えた金額の 5%~50%
			(一審段階は他の事務所より代理した事件) ①タイムチャージ： 150,000~300,000

			②定額：200,000 前後 ③成功報酬 着手金：70,000~100,000 勝訴報酬（原告の場合、侵害と認定；被告の場合、非侵害と認定）： 50,000~100,000 賠償金報酬： 貰えた金額の5%~50%
再審	再審の申請段階 （再審申請書の作成から再審申請に対する裁定の受領まで。証拠の補充が含まれない）	---	（発効判決も弊所より代理した事件） ①タイムチャージ： 80,000~100,000（公聴有） 40,000~60,000（公聴無） ②定額：50,000 前後
			（発効判決は他の事務所より代理した事件） ①タイムチャージ： 100,000~150,000（公聴有） 50,000~100,000（公聴無） ②定額：70,000 前後
	再審段階	---	関係案件の二審費用の見積もりをご参照

3.訴訟以外の模倣品対策に必要な費用

項目	明細	官庁手数料	代行手数料
		CNY	CNY
行政摘発 (専利、営業秘密)	証拠収集が含まれない(口頭審理有)	金額に基づく	50,000 ~70,000
	証拠収集が含まれない(口頭審理無)	金額に基づく	35,000~50,000
行政摘発 (専利、営業秘密 侵害以外)	証拠収集が含まれない	—	25,000~45,000
展示会での取り締まり	展示会現場調査から現場取り締りの完了まで	—	20,000/人・日
直接交渉	証拠収集が含まれない	—	25,000~40,000
警告状	発送後の相手との交渉、連絡が含まれない	—	8,000

4.知財に関連手続きに必要な費用

項目	明細	官庁手数料	代行手数料
		CNY	CNY
企業登録	企業登録手続きの代行	約 6,000	25,000/件 (国内) 60,000/件 (外資)
ソフトウェア 登記	ソフトウェア登記	300	5,000/件
著作物登記	著作物登記	300~2,000	3,000~5,000/件
税関登録	税関登録	—	3,000~5,000/件
特許譲渡契約 届出	資料準備、提出、証書受領(特別な状況がこの限りではない)	—	3000~5,000/件

ドメイン登録	CN の英語ドメイン名 .cn/.com.cn/.net.cn/.org.cn/.gov.cn/.bj.cn	100/年 160/2 年	1,600～3,200/件
	国際ドメイン名 .com/.net/.org	130/年 230/年	
	CNNIC 中国語の通用ドメイン名.中国/.公 司/.网络	280/年 560/2 年	
	国際中国語ドメイン名 中国語.com/中国語.net	208/年 520/2 年	
	通用ウェブサイト（インターネットキーワ ード）	500/年 1,000/2 年	
	無線ウェブサイト	1,000/年 2,000/2 年	
	ドメイン異議 申立	.cn/.com.cn/.net.cn/.org.cn/.gov.cn/.bj.cn/	
.com/.net/.org		USD1,000/1～2 個 USD1,200/3～5 個 USD1,600/6～9 個	

5.その他

項目	明細	官庁手数料	代行手数料
		CNY	CNY/100 原文文字数
翻訳（普通文献）	英語から中国語へ	—	100.00
	日本語から中国語へ	—	70.00

	中国語から英語へ	—	130.00
	中国語から日本語へ	—	130.00
	日本語から英語へ	—	160.00
	英語から日本語へ	—	160.00
翻訳（専門文献） （専門用語が多い）	英語から中国語へ	—	140.00
	日本語から中国語へ	—	100.00
	中国語から英語へ	—	200.00
	中国語から日本語へ	—	200.00
	日本語から英語へ	—	260.00
	英語から日本語へ	—	260.00
調査	現地調査	—	16,000～24,000/社
	工商登記ファイルの取寄せ	約 500～1000	8,000/社
	インターネットでの調査	—	1,000～1,500/社
	電話調査	—	1,500～2,000/社
証拠収集（公証）	原本とコピー件が一致である公証	500～1000/件	2400～4000/件
	図書館から資料の取寄せ	130～（ページ数に基づく）	800/回
	図書館から資料の調査・取寄せ	130～（ページ数に基づく）	4,000～6,000（普通） 12,000～15,000（複雑、資料が膨大である場合）
	インターネット資料に関する公証	1000/件	3600～8000/件
	公証付き購入	2,000～8,000	8,000～12,000（店

			舗購入) 16,000~24,000 (工場購入) 12,000~18,000 (インターネット購入)
	他の現場公証	2,000~8,000	5,000/半日
	タイムスタンプ	20/リンク	最低費用 : 500 元/5 リンク以内 ; 1000 元/10 リンク以内 10 リンク以上、100 元/リンク

資料 2 中国主要知財関連法一覧

法令・司法解釈	制定機関	制定年
〔専利権（発明・実用新案・意匠）関連〕		
専利法	全国人民代表大会常務委員会	1984年制定・2020年改正
専利代理条例	国務院	1991年制定・2018年改正
専利法実施細則	国務院	2001年制定・2010年改正
訴訟前の専利権侵害行為差止の法律適用問題に関する若干規定	最高人民法院	2001年制定
専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定	最高人民法院	2001年制定・2015年改正
専利の強制実施許諾弁法	国家知識産権局	2003年制定・2012年改正
専利代理管理弁法	国家知識産権局	2003年制定・2019年改正
専利審査指南	国家知識産権局	2010年制定・2020年改正
専利行政法執行弁法	国家知識産権局	2010年制定・2015年改正
専利権質権設定登録弁法	国家知識産権局	2010年制定
専利実施許諾契約の届出弁法	国家知識産権局	2011年制定
国家知識産権局行政復議規程	国家知識産権局	2012年制定
専利標識の表示弁法	国家知識産権局	2012年制定
専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（二）	最高人民法院	2016年制定・2020年改正
特許等知的財産権事件訴訟手続に関する若干の問題に関する決定	全国人民代表大会常務委員会	2018年制定
専利侵害紛争行政裁決案件処理ガイドライン	国家知識産権局	2019年制定
「専利紛争行政調停処理マニュアル」、「特	国家知識産権局	2020年制定

許詐称行為摘発及び特許標識表示非規範事件処理マニュアル」、「特許行政保護再審と応訴マニュアル」の配布に関する通知		
専利の権利付与権利確定に係わる行政案件の審理における若干問題に関する規定(一)	最高人民法院	2020年制定
〔植物新品種権関連〕		
植物新品種保護条例	国務院	1997年制定・2014年改正
植物新品種保護条例実施細則(農業部分)	農業部(取消)	1999年制定・2014年改正
種子法	全国人民代表大会常務委員会	2000年制定・2015年改正
農業植物新品種権侵害案件処理規定	農業部(取消)	2002年制定
植物新品種保護条例実施細則(林業部分)	国家林業局(取消)	1999年制定・2011年改正
植物新品種紛争案件の審理における若干の問題に関する解釈	最高人民法院	2000年制定・2020年改正
植物新品種権侵害の紛争案件の審理における法律の具体的適用問題に関する若干規定	最高人民法院	2007年制定・2020年改正
〔商標権関連〕		
商標法	全国人民代表大会常務委員会	1982年制定・2019年改正
商標評審規則	国家工商行政管理総局(取消)	1995年制定 2014年改正
特殊標識管理条例	国務院	1996年制定
登録商標権の財産保全に関する解釈	最高人民法院	2001年制定
訴訟前の登録商標専用権侵害行為の差止め及び証拠保全の法律適用問題に関する解釈	最高人民法院	2001年制定

商標法実施条例	国務院	2002年制定・2014年改正
商標民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2002年制定・2020年改正
商標事件審理の管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈	最高人民法院	2002年制定・2020年改正
オリンピック標識保護条例	国務院	2002年制定・2018年改正
馳名商標の認定と保護規定	国家工商行政管理総局 (取消)	2003年制定・2014年改正
商標専用権侵害の違法犯罪取締作業の關係協力の強化に関する暫定規定	国家工商行政管理総局 (取消)、公安部	2006年制定
□ 登録商標、企業名称と先行権利との抵触に係る民事紛争事件の審理における若干の問題に関する最高人民法院の規定	最高人民法院	2008年制定・2020年改正
馳名商標保護に関連する民事紛争案件審査の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2009年制定・2020年改正
馳名商標認定事業細則	国家工商行政管理総局 (取消)	2009年制定
馳名商標保護に関連する民事紛争案件審査の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2009年制定
商標の権利付与権利確定に係わる行政案件の審理における若干問題に関する意見	最高人民法院	2010年制定
商標法改正決定後の商標案件管轄と法律適用問題の解釈	最高人民法院	2014年制定・2020年改正
商標の権利付与権利確定に係わる行政案件の審理における法律適用の若干問題に関する規定	最高人民法院	2017年制定・2020年改正
登録商標専用権質権登記手続規定	国家知識産権局	2020年制定
商標権利侵害判断基準	国家知識産権局	2020年制定

〔著作権関連〕		
著作権法	全国人民代表大会常務委員会	1990年制定・2020年改正
国際著作権条約の実施に関する規定	国務院	1992年制定
作品任意登録試行弁法	国家版權局	1994年制定
出版管理行政処罰実施弁法	ニュース出版総署（変更）	1997年制定
コンピューターソフトウェア保護条例	国務院	2001年制定・2013年改正
出版管理条例	国務院	2001年制定・2016年改正
映画管理条例	国務院	2001年制定
音楽映像製品管理条例	国務院	2001年制定・2016年改正
著作権法実施条例	国務院	2002年制定・2013年改正
インターネット情報サービス管理弁法	国務院	2000年制定・2011年改正
コンピュータードネットワークドメインネームの民事紛争事件の適用法律に関する若干問題の解釈	最高人民法院	2001年制定・2020年改正
著作権民事紛争事件審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2002年制定・2020年改正
コンピューターソフトウェア著作権登録弁法	国家版權局	2002年制定
著作権集団管理条例	国務院	2004年制定
インターネット著作権行政保護弁法	国家版權局、情報産業部	2005年制定
情報ネットワーク伝播権保護条例	国務院	2006年制定・2013年改正
著作権行政処罰実施弁法	国家版權局	2009年制定
著作権質権登記弁法	国家版權局	2010年制定
情報ネット伝播権民事紛争事件の審理に関する法律適用の若干問題の規定	最高人民法院	2012年制定・2020年改正

全国人民代表大会常務委員会による「視聴覚的実演に関する北京条約」の批准に関する規定	全国人民代表大会常務委員会	2014年制定
〔集積回路配置設計権関連〕		
集積回路配置設計保護条例	国務院	2001年制定
集積回路配置設計保護条例実施細則	国家知識産権局	2001年制定
集積回路配置設計行政法執行弁法	国家知識産権局	2001年制定
集積回路配置設計案件の審理作業の展開に関する通知	最高人民法院	2001年制定
新時期集積回路産業とソフトウェア産業の高品質発展の促進に関する若干政策	国務院	2020年制定
〔不正競争関連〕		
不正競争防止法	全国人民代表大会常務委員会	1993年制定・2019年改正
消費者権益保護法	全国人民代表大会常務委員会	1993年制定・2013年改正
製品品質法	全国人民代表大会常務委員会	1993年制定・2018年改正
広告法	全国人民代表大会常務委員会	1994年制定・2018年改正
営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定	国家工商行政管理総局 (取消)	1995年制定・1998年改正
知名商品特有の名称、包装、装飾の模倣の不正競争行為の禁止に関する若干規定	国家工商行政管理総局 (取消)	1995年制定
原産地表記管理規定	国家輸出入検索検疫局 (変更)	2001年制定
輸出入貨物原産地条例	国務院	2004年制定・2019年改正

地理標識製品保護規定	国家品質監督検査検疫 総局（取消）	2005年制定
不正競争民事事件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2007年制定・2020改正
独占禁止法	全国人民代表大会常務 委員会	2007年制定
「傍名牌」の不正競争行為を打撃する特別法執行行動の展開に関する通達	工商行政管理機関（取 消）	2007年制定
市場の支配的地位の濫用行為の禁止についての規定	工商行政管理機関（取 消）	2011年制定
国外地理標識製品保護弁法	国家知識産権局	2019年制定
営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定	最高人民法院	2020年制定
〔ドメインネーム関連〕		
コンピュータネットワークドメインネーム民事紛争案件の審理の法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	2001年制定
インターネットドメインネーム管理弁法	工業と情報化部	2017年制定
中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法	中国インターネット情 報センター	2014年制定
国家頂級ドメインネーム紛争解決弁法	中国インターネット情 報センター	2019年制定
国家頂級ドメインネーム紛争解決手続規則	中国インターネット情 報センター	2019年制定
〔科学技術契約関連〕		
科学技術進歩法	全国人民代表大会常務 委員会	1993年制定・2007年改正

高等学校知的財産権保護管理規定	教育部	1999年制定
国家科学技術奨励条例	国務院	1999年制定・2013年改正
技術契約認定登録管理弁法	科学技術部・財政部・国家税務総局	2000年制定
衛生知的財産権保護管理規定	衛生部（取消）	2000年制定
全国法院知的財産権審判作業会議の技術契約紛争案件の審理の若干問題に関する要約	最高人民法院	2001年制定
技術契約認定規則	科学技術部	2001年制定
国家科学研究計画プロジェクト研究成果の知的財産権管理の若干問題の規定に関する通知	科学技術部・財政部	2002年制定
科学技術普及法	全国人民代表大会常務委員会	2002年制定
中小企業促進法	全国人民代表大会常務委員会	2002年制定・2017年改正
技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する解釈	最高人民法院	2004年制定
〔技術輸出入関連〕		
輸出入商品検査法	全国人民代表大会常務委員会	1989年制定・2018年改正
技術輸出入管理条例	国務院	2001年制定・2019年改正
輸出入貨物原産地条例	国務院	2004年制定・2019年改正
輸出入商品検査法実施条例	国務院	2005年制定・2019年改正
技術輸出入契約登録管理弁法	商務部	2009年制定
輸出禁止輸出制限技術管理弁法	商務部・科学技術部	2009年制定
〔企業名称関連〕		
企業法人登記管理条例	国務院	1988年制定・2019年改正

会社登記管理条例	国务院	1994年制定・2016年改正
企業名称登記管理規定	国务院	1991年制定・2020年改正
企業名称登記管理実施弁法	国家工商行政管理総局 (取消)	1999年制定・2004年改正
〔税関保護〕		
対外貿易法	全国人民代表大会常務 委員会	1994年制定・2016年改正
税関法	全国人民代表大会常務 委員会	2000年制定・2017年改正
知的財産権税関保護条例	国务院	2003年制定・2018年改正
税関輸出入貨物申告管理規定	税関総署	2003年制定・2018年改正
税関行政処罰実施条例	国务院	2004年制定
知的財産権の法律執行の協力の強化に関する暫定規定	公安部・税関総署	2006年制定
税関に没収された権利侵害貨物の法による競売に関する公告	税関総署	2007年制定
税関に没収された権利侵害貨物の法による競売に関する公告についての解説	税関総署	2007年制定
中華人民共和國税関行政再審弁法	税関総署	2007年制定・2014年改正
税関行政処罰案件処理手順規定	税関総署	2007年制定・2014年改正
税関輸出入貨物集中申告管理弁法	税関総署	2008年制定・2018年改正
知的財産権税関保護条例に関する実施弁法	税関総署	2009年制定・2018年改正
〔行政法〕		
行政処罰法	全国人民代表大会常務 委員会	1996年制定・2021年改正
行政法執行機関の犯罪嫌疑案件移送の規定	国务院	2001年制定

行政執行中の犯罪嫌疑案件移送に関する意見	最高人民検察院、公安部、監察部等	2006年制定
展示会的財産権保護弁法	商務部、国家工商行政管理総局（取消）、国家版權局、国家知識産権局	2006年制定
〔知的財産権一般〕		
国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見	最高人民法院	2009年制定
専利、商標等の権利付与、権利確定をめぐる知的財産行政案件の審理業務分担に関する規定	最高人民法院	2009年制定
末端人民法院の第一審知的財産権民事案件管轄標準の発行に関する通知	最高人民法院	2010年制定
地方各級人民法院の第一審知的財産権民事案件管轄標準の調整に関する通知	最高人民法院	2010年制定
「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見」配布の通達	最高人民法院	2011年制定
知的財産権紛争行為保全事件の審査における法律適用の若干の問題に関する規定	最高人民法院	2018年制定
インターネット通販及び輸出入分野における知的財産権の法執行強化に係る実施弁法	国家市場監督管理総局、公安部、農業農村部、税関総署、国家版權局、国家知識産権局	2019年制定
知的財産権侵害及び不正競争事件における損害賠償の認定にかかる指導意見及び	北京市高級人民法院	2020年制定

法定賠償にかかる裁判基準		
全面的に知的財産権への司法保護の強化に関する意見	最高人民法院	2020年制定
法律適用の統一及び類似事件検索の強化に関する指導意見（試行）	最高人民法院	2020年制定
電子商取引プラットフォームに関わる知的財産権民事事件の審理に関する指導意見	最高人民法院	2020年制定
ネットワークに関わる知的財産権侵害紛争に関するいくつかの法律適用問題への回答	最高人民法院	2020年制定
最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定	最高人民法院	2020年制定
〔一般民商法〕		
民事訴訟における証拠に関する若干の規定	最高人民法院	2001年制定・2019年改正
（2004）民三他字第10号書簡の伝達に関する最高人民法院民事審判第三庭の通達	最高人民法院	2005年制定
民法総則	全国人民代表大会	2017年制定
電子商取引法	全国人民代表大会常務委員会	2018年制定
高級人民法院と中級人民法院管轄の第一審民事案件標準の調整に関する通知	最高人民法院	2018年制定
民法典	全国人民代表大会	2020年制定
〔訴訟法〕		
刑事訴訟法	全国人民代表大会常務委員会	1979年制定・2018年改正
行政訴訟法	全国人民代表大会常務	1989年制定・2017年改正

	委員会	
民事訴訟法	全国人民代表大会常務委員会	1991年制定・2017年改正
仲裁法	全国人民代表大会常務委員会	1994年制定・2017年改正
行政復議法	全国人民代表大会常務委員会	1999年制定・2017年改正
仲裁法の適用の若干の問題に関する解釈	最高人民法院	2006年制定・2008年改正
中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する解釈	最高人民法院	2015年制定・2020年改正
〔刑事法〕		
刑法	全国人民代表大会	1979年制定・2020年改正
違法出版物刑事案件審理の具体的法律適用の若干問題に関する解釈	最高人民法院	1998年制定
知的財産権侵害の刑事案件処理の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈	最高人民法院・最高人民検察院	2004年制定
知的財産権侵害の刑事案件の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（二）	最高人民法院・最高人民検察院	2007年制定
公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（一）	最高人民検察院・公安部	2008年制定
最高人民検察院、公安部による刑事事件の立件監督に関する問題についての規定（試行）	最高人民検察院・公安部	2010年制定
公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）	最高人民検察院・公安部	2010年制定・2020年改正
公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）の補充規定	最高人民検察院・公安部	2011年制定
知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見	最高人民法院・最高人民検察院・公安部	2011年制定

公安機関の管轄する刑事案件の立件訴追基準に関する規定（一）の補充規定	最高人民検察院・公安部	2017年制定
知的財産権侵害の刑事案件の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（三）	最高人民法院・最高人民検察院	2020年制定
〔その他〕		
労働契約法	全国人民代表大会常務委員会	2007年制定・2012年改正
労働紛争調解仲裁法	全国人民代表大会常務委員会	2007年制定
独占禁止法	全国人民代表大会常務委員会	2007年制定

資料3 主要法令集

★ リスト

1. 主要法律

- ① 中華人民共和國專利法
- ② 中華人民共和國商標法
- ③ 中華人民共和國著作權法
- ④ 不正競争防止法
- ⑤ 民事訴訟法
- ⑥ 刑法

2. 主要司法解釈

- ① 民事訴訟における証拠に関する若干規定
- ② 專利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定
- ③ 專利權侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈
- ④ 営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定
- ⑤ 電子商取引プラットフォームに関わる知的財産權民事事件の審理に関する指導意見
- ⑥ 知的財産權侵害刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する意見
- ⑦ 知的財産權侵害の刑事事件処理の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈
- ⑧ 知的財産權侵害の刑事事件の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（二）
- ⑨ 知的財産權侵害の刑事事件の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（三）
- ⑩ 公安機關の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（一）
- ⑪ 公安機關の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）
- ⑫ 知的財産權に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定
- ⑬ 知的財産權紛争行為保全事件の審査における法律適用の若干の問題に関する規定

3. 主要行政法規

- ① 專利行政法執行弁法
- ② 知的財産權税関保護条例
- ③ 技術輸出入管理条例

- ④ 専利法実施細則
- ⑤ 商標法実施条例

4.主要部門規定

- ① 専利標識の表示弁法
- ② 展示会知的財産権保護弁法

1.主要法律

中華人民共和国専利法（2020年改正）⁶⁰

（1984年3月12日第6期全国人民代表大会常務委員会第4次会議で採択、1992年9月4日第7期全国人民代表大会常務委員会第27次会議「『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定」に基づき第1次改正、2000年8月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第17次会議「『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定」に基づき第2次改正、2008年12月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第6次会議「『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定」に基づき第3次改正、2020年10月17日第13期全国人民代表大会常務委員会第22次会議「『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定」に基づき第4次改正）

目次

- 第一章 総則
- 第二章 専利権付与の条件
- 第三章 専利の出願
- 第四章 専利出願の審査と認可
- 第五章 専利権の存続期間、消滅、無効
- 第六章 専利実施の特別許諾
- 第七章 専利権の保護
- 第八章 附則

第一章 総則

第一条 専利権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、イノベーション能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的とし、本法を制定する。

第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、実用に適した新たな技術方案を指す。

⁶⁰出所：2020年11月23日付け中国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成
https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_97_155167.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はその組合わせ並びに色彩と形状、模様の組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。

第三条 国務院専利行政部門は全国の専利業務を管理し、専利出願を統一的に受理及び審査し、法により専利権を付与する。

省・自治区・直轄市人民政府の専利業務管理部門は当該行政区域内における専利管理業務を行う。

第四条 専利出願に係る発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関連規定に基づき処理する。

第五条 法律と公序良俗に違反する、又は公共利益を妨害する発明創造に対しては、専利権を付与しない。

法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得し又は利用し、かつ当該遺伝資源に依存して完成した発明創造に対しては、専利権を付与しない。

第六条 所属単位の任務を遂行し、又は主に所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専利出願権は当該単体に帰属し、出願が認可された場合は当該単位が専利権者となる。当該単位は、関連する発明創造の実施と活用を促進するよう、その職務発明創造の専利出願権や専利権を法により処置することができる。

非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は創作者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は創作者を専利権者とする。

所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、所属単位と発明者又は創作者間で契約を締結し、専利出願権及び専利権の帰属に対して約定がある場合は、その定めに従う。

第七条 発明者又は創作者の非職務発明創造の専利出願に対しては、いかなる単位又は個人もこれを抑圧してはならない。

第八条 二つ以上の単位又は個人が協力して完成した発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位又は個人の委託を受けて完成した発明創造については、別途合意がある場合を除き、専利出願権は完成した単位又は個人、或いは共同で完成した単位又は個人に帰属する。出願が認可された場合は出願した単位又は個人が専利権者となる。

第九条 同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する。ただし、同一の出願人が同日中に同様の発明創造について実用新案専利を出願し、同時に発明専利を出願した場合、先に取得した実用新案専利権が終了する以前において、出願人が当該実用新案専利権の放棄を宣言したものは発明専利権を付与することができる。

二人以上の出願人が同一の発明創造についてそれぞれが専利を出願した場合、専利権は最も早く出願した

者に付与する。

第十条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。

中国の単位又は個人が外国人、外国企業、或いはその他外国組織に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、関連の法律と行政法規の規定に基づき、手続きを行わなければならない。

専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面の契約を締結し、かつ国務院専利行政部門に登録しなければならない。国務院専利行政部門が公告を出す。専利出願権又は専利権の譲渡は登記日から有効となる。

第十一条 発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、いかなる単位又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その専利製品を製造、使用、販売の申し出、販売、輸入してはならず、その専利方法を使用してはならず、当該専利方法により直接得られた製品を使用、販売の申し出、販売、輸入してはならない。

意匠専利権が付与された後、いかなる単位又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その意匠専利製品を製造、販売の申し出、販売、輸入してはならない。

第十二条 いかなる単位又は個人も、他人の専利を実施する場合は専利権者と実施許諾契約を締結し、専利権者に専利使用料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で規定された以外のいかなる単位又は個人に対しても当該専利の実施を許諾する権利を持たない。

第十三条 発明専利出願の公開後、出願人はその発明を実施する単位又は個人に適当額の費用を支払うよう要求することができる。

第十四条 専利出願権又は専利権の共有者の間で権利の行使について約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施するか、或いは一般許諾方式によって他者に当該専利の実施を許諾することができる。他者に当該専利の実施を許諾する場合、受け取った使用料は共有者の間で分配しなければならない。

前項が規定する状況を除き、共有する専利出願権又は専利権の行使については共有者全員の同意を得なければならない。

第十五条 専利権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は創作者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与える。

国は、発明者又は創作者が合理的にイノベーションによる収益を共有できるよう、専利権を付与された単

位が株式、オプション、配当等の方式を通じて財産権による激励を実施することを奨励する。

第十六条 発明者又は創作者は專利文書において自分が発明者又は創作者であることを明記する権利を有する。

專利権者はその專利製品又は当該製品の包装上に、專利表示を行う権利を有する。

第十七条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で專利を出願する場合、その所属国と中国が締結した協定、或いは共に締結した国際条約によるか、又は互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する。

第十八条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で專利を出願する場合、及びその他の專利事務を行う場合、法に基づき設立された專利代理機関に委託して処理しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で專利を出願する場合、及びその他の專利事務を行う場合、法に基づき設立された專利代理機関に委託し処理することができる。

專利代理機関は法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて專利出願又はその他の專利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、專利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。專利代理機関の具体的な管理方法は国務院が規定する。

第十九条 いかなる単位又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で專利を出願する場合、まず国務院專利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に準拠する。

中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加入した関連の国際条約に基づいて專利の国際出願を行うことができる。出願人が專利の国際出願を行う場合、前項の規定を遵守しなければならない。

国務院專利行政部門は中華人民共和国が加入した関連の国際条約及び本法、国務院の関連規定に基づいて專利の国際出願を処理する。

本条第一項の規定に違反して外国に專利を出願した発明又は実用新案について、中国で專利を出願した場合は專利権を付与しない。

第二十条 專利出願と專利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。專利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な權益を害してはならない。

專利権を濫用して競争を排除し又は制限し独占行為を構成した場合、「中華人民共和国独占禁止法」に従って処理する。

第二十一条 国務院專利行政部門は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連

する専利の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を強化し、専利情報を完全、正確、適時に発表し、専利の基礎データを提供し、定期的に専利公報を出版し、専利情報の普及と活用を促進しなければならない。

専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

第二章 専利権付与の条件

第二十二条 専利権を付与する発明及び実用新案は、新規性及び創造性、実用性を具備していなければならない。

新規性とは、当該発明又は実用新案が既存技術に属さないこと、いかなる単位又は個人も同様の発明又は実用新案について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された専利出願文書又は公告の専利文書において記載されていないことを指す。

創造性とは、既存技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。

本法でいう既存技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。

第二十三条 専利権を付与する意匠は、既存デザインに属さないものでなければならない。また、いかなる単位又は個人も同様の意匠について、出願日以前に国務院専利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以降に公開された専利文書において記載されていないものでなければならない。

専利権を付与する意匠は、既存デザイン又は既存デザインの特徴の組み合わせと比べて明らかな違いがなければならない。

専利権を付与する意匠は、他者が出願日以前に取得した合法的権利と衝突してはならない。

本法でいう既存デザインとは、出願日以前に国内外において公然知られたデザインを指す。

第二十四条 専利を出願する発明創造について、出願日前 6 カ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

- (一) 国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合。
- (二) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。

(三) 規定の学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合。

(四) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

第二十五条 以下に掲げる各号には専利権を付与しない。

(一) 科学上の発見

(二) 知的活動の規則及び方法

(三) 疾病の診断及び治療方法

(四) 動物と植物の品種

(五) 原子核変換方法及び原子核の変換方法で得られた物質

(六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とするデザイン
前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。

第三章 専利の出願

第二十六条 発明又は実用新案の専利の出願には、願書、明細書及びその要約、権利要求書等の文書を提出しなければならない。

願書には発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。

明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付しなければならない。要約は発明又は実用新案の技術要点を簡潔に説明しなければならない。

権利要求書は明細書を根拠とし、専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に要求を特定しなければならない。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願人は専利出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明しなければならない。原始的由来を説明できない場合、出願人はその理由を陳述しなければならない。

第二十七条 意匠専利の出願には、願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡潔な説明等の書類を提出しなければならない。

出願人が提出する図面又は写真は、専利保護を要求する製品の意匠を鮮明に表示していなければならない。

第二十八条 国務院専利行政部門が、専利出願書類を受領した日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、郵送の消印日を出願日とする。

第二十九条 出願人が発明又は実用新案の専利を外国で初めて出願した日から 12 カ月以内に、又は意匠を外国で初めて出願した日から 6 カ月以内に、中国で再び同一の主題について専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した協定又は共に締結した国際条約に基づき、若しくは相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を享受できる。

出願人が発明又は実用新案について中国で最初に専利出願した日から 12 カ月以内に、又は意匠について中国で最初に専利出願を提出した日から 6 ヶ月以内に、また国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願を提起する場合、優先権を享受できる。

第三十条 出願人が発明、実用新案について専利優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ最初に専利出願を提出した日から 16 カ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が意匠について専利優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ 3 ヶ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が書面による声明を提出せず、又は期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出しない場合は、優先権を要求していなかったものと見なす。

第三十一条 一件の発明又は実用新案の専利出願は、一つの発明又は実用新案に限られていなければならない。一つの全体的な発明構想に属する二つ以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。

一件の意匠専利出願は、一つの意匠に限られていなければならない。同一製品における二つ以上の類似意匠、或いは同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。

第三十二条 出願人は、専利権が付与されるまでの間にその専利出願を随時取り下げることができる。

第三十三条 出願人は、その専利出願書類に対して補正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する専利申請書類に対する補正は、元の明細書及び権利要求書に記載された範囲を超えてはならず、意匠に対する専利出願書類の補正は、元の図面又は写真で表示した範囲を超えてはならない。

第四章 専利出願の審査と認可

第三十四条 国務院専利行政部門は発明専利の出願を受領後、初歩的審査により本法の要求に合致していると認めた場合、出願日から満 18 カ月後に公開する。国務院専利行政部門は出願人の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。

第三十五条 発明専利出願の出願日から三年間以内に、国務院専利行政部門は出願人が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を行うことができる。出願人に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

国務院専利行政部門は必要と認める場合、自ら発明専利の出願に対して実体審査を行うことができる。

第三十六条 発明専利の出願人が実体審査を請求する場合、出願日以前におけるその発明に関する参考資料を提出しなければならない。

発明専利について外国で出願済みの場合、国務院専利行政部門は出願人に対し、指定の期間内に当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

第三十七条 国務院専利行政部門は発明専利出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に合致していないと認める場合、出願人に通知を行い、指定の期間内に意見を陳述するか、或いはその出願を補正するよう要求しなければならない。正当な理由なく期限を過ぎても応答しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。

第三十八条 発明専利の出願について、出願人が意見陳述又は補正を行った後、国務院専利行政部門が依然として本法の規定に合致しないと認める場合はこれを拒絶しなければならない。

第三十九条 発明専利の出願に対して実体審査を行い、これを拒絶する理由を発見しない場合は、国務院専利行政部門が発明専利権を付与する決定を下し、発明専利証書を交付する。同時に登記して公告し、発明専利権は公告日から有効となる。

第四十条 実用新案及び意匠の専利出願に対して初歩的審査を行い、これを拒絶する理由を発見しない場合は、国務院専利行政部門が実用新案専利権又は意匠専利権を付与する決定を下し、相応する専利証書を交付する。同時に登記して公告し、実用新案専利権及び意匠専利権は公告日から有効となる。

第四十一条 専利出願人は国務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3カ月以内に、国務院専利行政部門に不服審判を請求することができる。国務院専利行政部門は不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。

専利出願人は国務院専利行政部門の不服審判の決定について不服がある場合、通知受領日から3カ月以内に人民法院に提訴することができる。

第五章 専利権の存続期間、消滅、無効

第四十二条 発明専利権の期限は20年とし、実用新案専利権の期限は10年、意匠専利権の期限は15年

とし、いずれも出願日から起算する。

発明専利の出願日から起算して満4年、かつ実体審査請求日から起算して満3年後に発明専利が付与された場合、国務院専利行政部門が専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与プロセスにおける不合理的な遅延について専利権の期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理的な遅延は除外する。

新薬の発売承認審査にかかった時間を補償するために、中国国内での発売許可を得られた新薬に関連する発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権の存続期間の補償を与える。補償の期間は5年を超えず、新薬発売承認後の専利権の合計存続期間は14年を超えないものとする。

第四十三条 専利権者は専利権を付与されたその年から年費を納付しなければならない。

第四十四条 以下の状況のいずれかに該当する場合、専利権は期限満了前に消滅するものとする。

(一) 規定に基づき年費を納付していない場合。

(二) 専利権者が書面での声明をもって、その専利権を放棄した場合。

専利権が期限満了以前に消滅した場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

第四十五条 国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は、国務院専利行政部門に当該専利権の無効審判を請求することができる。

第四十六条 国務院専利行政部門は専利権無効審判請求に対し、速やかに審理及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

国務院専利行政部門の専利権無効宣告又は専利権維持の決定に対して不服である場合、通知受領日から3カ月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第四十七条 無効宣告された専利権は初めから存在しなかったものと見なされる。

専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告の前に人民法院が下し、かつ既に執行された専利権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された専利権侵害紛争の処理決定、及び既に履行された専利実施許諾契約又は専利譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。ただし、専利権者の悪意により他者に損害をもたらした場合は、賠償しなければならない。

前項の規定に従い、専利権侵害の賠償金、専利使用料、専利権譲渡料を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。

第六章 専利実施の特別許諾

第四十八条 国務院専利行政部門、地方人民政府の専利業務管理部門は、同級の関連部門と共同して措置を講じ、専利公共サービスを強化し、専利の実施と活用を促進しなければならない。

第四十九条 国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。

第五十条 専利権者が自ら書面にて国務院専利行政部門に、如何なる単位又は個人の当該専利の実施を許諾する意思がある旨の声明を行い、かつ許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はこれを公告し、開放的許諾を実施する。実用新案、意匠専利について開放的許諾声明を提出する場合、専利権評価報告書を提供しなければならない。

専利権者が開放的許諾声明を取り下げる場合は書面により提出しなければならない。かつ国務院専利行政部門がこれを公告する。開放的許諾声明の取り下げが公告された場合、先に与えられた開放的許諾の効力には影響を及ぼさない。

第五十一条 如何なる単位又は個人も開放的許諾に係る専利を実施する意思がある場合、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾実施料の支払方式、基準に従って許諾実施料を支払うことにより、専利実施許諾を受けることができる。

開放的許諾の実施期間において、専利権者に対して専利年費の納付については、減免する。

開放的許諾を実施する専利権者は、被許諾者と許諾実施料について協議の上、通常実施権を付与することができるが、当該専利について専用又は排他的実施権を付与してはならない。

第五十二条 当事者は開放的許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者間の協議によって解決する。協議する意向がない又は協議が成立しない場合、国務院専利行政部門に調停を請求することができ、また人民法院に提訴することもできる。

第五十三条 以下のいずれかの状況に該当する場合、国務院専利行政部門は実施条件を具備した単位又は個人の請求により、発明専利又は実用新案専利の実施を強制許諾することができる。

(一) 専利権者が専利権を付与された日より満三年が経過し、かつ専利出願日より満四年が経過しても、その専利を正当な理由なく実施しない、或いは十分に実施しない場合。

(二) 専利権者による専利権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合。

第五十四条 国に緊急事態又は非常事態が発生するか、或いは公共の利益を目的とする場合、国務院専利行政部門は発明専利又は実用新案の実施を強制許諾することができる。

第五十五条 公共の健康を目的として専利権を取得した薬品について、国務院専利行政部門はこれを製造し、かつ中華人民共和国が加入した関連の国際条約の規定に合致する国又は地域に輸出することを強制許諾することができる。

第五十六条 専利権を取得した発明又は実用新案が、先に専利権を取得済みの発明、或いは実用新案と比べて経済的意義が顕著な重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院専利行政部門は後の専利権者の申請に基づき、先の発明又は実用新案の実施を強制許諾することができる。

前項の規定に基づいて実施を強制許諾する状況において、国務院専利行政部門は先の専利権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。

第五十七条 強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本法第五十三条第（二）項が規定する状況に限る。

第五十八条 本法第五十三条第（二）項と第五十五条の規定に基づいて強制許諾を行う状況を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とするものでなければならない。

第五十九条 本法第五十三条第（一）項と第五十六条の規定に基づいて強制許諾を申請する単位又は個人は、専利権者に対して合理的な条件によってその専利の実施を請求したが、かつ合理的な期間内に許諾を得ることができなかったことを証明する証拠を提出しなければならない。

第六十条 国務院専利行政部門は、その強制実施許諾の決定について専利権者に適時通知し、かつ登記と公告を行わなければならない。

強制実施許諾を与える決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅し、かつ再び発生していない場合、国務院専利行政部門は、専利権者の請求に基づき、審査を経た後で強制実施許諾を中止することを決定しなければならない。

第六十一条 強制実施許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を持たず、かつ他者に実施を許諾する権利を有しない。

第六十二条 強制実施許諾を取得した単位又は個人は、専利権者に合理的な使用料を支払わなければならない。或いは中華人民共和国が加入した関連の国際条約の規定に基づいて、使用料に関わる問題を処理する。使用料を支払う場合、その金額は双方が協議する。双方が合意することができない場合は国務院専利行政部門が裁定する。

第六十三条 専利権者が国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する決定に対し不服である場合、及び専利権者と強制実施許諾を取得した単位及び個人が、国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服である場合、通知受領日から3カ月以内に人民法院に提訴することができる。

第七章 専利権の保護

第六十四条 発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その権利要求の内容を基準とし、明細書及び付属図面は権利要求の解釈に用いることができる。

意匠専利権の保護範囲は、図面又は写真に示される当該製品の意匠を基準とし、簡潔な説明は、図面又は写真に示される当該製品の意匠の解釈に用いることができる。

第六十五条 専利権者の許諾を受けずにその専利を実施する、即ちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかつた場合、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また専利業務管理部門に処理を求めることもできる。専利業務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知を受領した日から15日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利業務管理部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかつた場合、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。

第六十六条 専利権侵害紛争が新製品製造方法の発明専利に係る場合、同様の製品を製造する単位又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことの証明を提出しなければならない。

専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務管理部門は専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害紛争を審理し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索、分析、評価を行ったうえ作成した専利権評価報告書を提出するよう要求することができる。専利権者、利害関係者又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告書を提示することもできる。

第六十七条 専利権侵害紛争において、被疑侵害者が、その実施する技術又はデザインが既存技術、或いは既存デザインに属することを証明する証拠を有している場合、専利権侵害を構成しない。

第六十八条 専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利法執行担当部門が是正を命じた

上で、公告し、違法所得を没収し、違法所得の5倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない又は違法所得が5万元以下の場合には25万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。

第六十九条 専利法執行担当部門は、取得した証拠に基づき、専利詐称の嫌疑行為を摘発するにあたって、次の措置をとる権限を有する。

- (一) 関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査する。
- (二) 当事者が違法被疑行為を行った場所に対して立入検査を実施する。
- (三) 違法被疑行為と関連する契約やインボイス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製する。
- (四) 違法被疑行為と関連する製品を検査する。
- (五) 専利詐称であることを証明する証拠がある製品については、封印又は差し押さえることができる。

専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、前項(一)(二)(四)の措置をとることができる。

専利法執行担当部門、専利業務管理部門が法に基づき前二項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否、妨害をしてはならない。

第七十条 国務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができる。

地方人民政府の専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件については併合して処理することができる。地域を跨って同一の専利権を侵害した事件については、上級の地方人民政府の専利業務管理部門に処理を請求することができる。

第七十一条 専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害によって得た利益に応じて確定する。権利者の損失又は権利侵害者が得た利益の確定が困難である場合、当該専利の許諾実施料の倍数を参酌して合理的に確定する。故意に専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。

権利者の損害、権利侵害者の得た利益、専利許諾実施料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、3万元以上500万元以下の賠償を認定することができる。

賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず、権利侵害行

為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に把握されている状況下では、権利侵害行為に係る帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者はそれを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。

第七十二条 専利権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為や当該権利の実現を妨害する行為を実施している又は実施しようとしていることを証拠により証明し、それを速やかに制止しないとその合法的權益が回復し難い損害を被る恐れがある場合、提訴前に、法に基づいて人民法院に財産保全措置、特定行為の履行命令又は特定行為の履行禁止命令を出すよう申請することができる。

第七十三条 専利権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する恐れがある又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に法により人民法院に証拠保全を申請することができる。

第七十四条 専利権侵害の訴訟時効は3年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為及び侵害者を知った日又は知り得た日より起算する。

発明専利の出願公開から専利権付与までの間に当該発明が使用され、かつ適当額の使用料を支払われていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は3年とし、専利権者が他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得た日より起算する。ただし、専利権者が専利付与日以前に知っていた場合又は知り得た場合は、専利権付与日より起算する。

第七十五条 以下の状況のいずれかがある場合は専利権侵害とは見なさない。

(一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの単位及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申し出、販売、輸入を行う場合。

(二) 専利出願日以前に同様の製品を製造した場合、又は同様の方法を使用するか、或いは既に製造と使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。

(三) 一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した協定又は共に加入した国際条約に基づき、或いは互惠の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連専利を使用する場合。

(四) 専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。

(五) 行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機器を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために特に専利医薬品又は専利医療機器を製造、輸入する場合。

第七十六条 薬品発売承認審査において、薬品発売許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録出願された薬品に係る専利権について紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に提訴し、登録出願された薬品の関連技術方案が他人の薬品専利権の保護範囲に含まれているかどうかを判決するよう請求することができる。

きる。国務院薬品監督管理部門は規定された期限内に、人民法院による発効した判決により、関連薬品の発売許可を一時中止するかどうかの決定を下すことができる。

薬品発売許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録出願された薬品に係る専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を請求することもできる。

国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と共同して、薬品発売の承認と薬品発売許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な係合弁法を制定し、国務院に報告して承認を得てから施行する。

第七十七条 専利権者の許諾を経ずに製造され、販売されたと認知していない状況において、生産経営を目的として専利権侵害製品を使用したり、販売を申し出たりした場合、或いは販売した場合、当該製品の合法的な仕入れ元を証明できるものは賠償責任を負わない。

第七十八条 本法第二十条の規定に違反して外国に専利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所在単位又は上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第七十九条 専利業務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。

専利業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を行う。

第八十条 専利管理業務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき処分を行う。

第八章 附則

第八十一条 国務院専利行政部門に専利を出願し、その他手続きを行う者は規定に基づき料金を納めなければならない。

第八十二条 本法は 1985 年 4 月 1 日より施行する。

中華人民共和国商標法⁶¹

(1982年8月23日第5期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択 1993年2月22日第7期全国人民代表大会常務委員会第30回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第1回改正 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第2回改正 2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議「中華人民共和国商標法」改正に関する決定により第3回改正 2019年4月23日第13期全国人民代表大会常務委員会第10回会議「中華人民共和国建築法」等八部法律改正に関する決定により第4回改正)

第一章 総則

第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。

第二条 国務院の工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。国務院工商行政管理部門は、商標評審委員会を設置し、商標争議に係る事項の処理に責任を負う。

第三条 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標とからなる。商標登録者は商標専用権を享有し、この法律の保護を受ける。

この法律で団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。

この法律で証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

団体商標、証明商標の登録、管理に関する事項は、国務院工商行政管理部門により規定される。

第四条 自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願しなければならない。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶しなければならない。

⁶¹出所：2020年4月20日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/tssps/202004/t20200420_314426.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこのではないことを予めご了承ください。

この法律の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。

第五条 二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で当該商標権を享有及び行使することができる。

第六条 法律、行政法規が登録商標を使用すべきと定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。

第七条 商標の登録出願及び使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。

商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。

第八条 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。

第九条 登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。

商標登録者は、「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。

第十条 次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。

(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの及び中央国家机关の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。

(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。

(三) 各国政府よりなる国際組織の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。

(四) 実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。

(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。

(六) 民族差別扱いの性質を帯びたもの。

(七) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいもの。

(八) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。

県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、

その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。

第十一条 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。

- (一) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。
- (二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。
- (三) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

前項に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。

第十二条 立体標章としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるときは、これを登録してはならない。

第十三条 関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。

同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。

第十四条 馳名商標は、当事者の請求により、商標に係る案件の処理において認定が必要な事実として認定を行わなければならない。馳名商標の認定には、以下の要素を考慮しなければならない。

- (一) 関連する公衆の当該商標に対する認知度。
- (二) 当該商標の持続的な使用期間。
- (三) 当該商標のあらゆる宣伝業務の持続期間、程度及び地理的範囲。
- (四) 当該商標の馳名商標としての保護記録。
- (五) 当該商標が馳名であることのその他の要因。

商標登録の審査、工商行政管理部門による商標法違反案件の摘発の過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標局は、案件の審査、処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

商標紛争の処理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、商標評審委員会は、案件の処理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

商標に係る民事、行政案件の審理過程において、当事者がこの法律の第十三条の規定により権利を主張する場合、最高人民法院が指定した人民法院は、案件の審理の必要性に応じて、商標の馳名性の状況について認定することができる。

生産、経営者は、「馳名商標」の表示を商品、商品の包装若しくは容器に使用したり、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない。

第十五条 授権されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。

第十六条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。

前項にいう地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう。

第十七条 外国人又は外国企業が中国に商標登録出願をするときは、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め若しくは相互に加盟する国際条約、又は相互主義の原則によって取り扱わなければならない。

第十八条 商標登録出願又はその他の商標関連事項の取り扱いを行うときは、自ら行うこともできれば、法により設立された商標代理機構に委託することもできる。外国人又は外国企業が中国に商標登録出願し、その他の商標関連事項を取り扱うときは、法により設立された商標代理機構に委託しなければならない。

第十九条 商標代理機構は、誠実信用の原則に従い、法律・行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標登録出願又はその他の商標関連事項を取り扱わなければならない。代理の過程において知り得た被代理人の営業秘密については、守秘義務を負う。

委託人が登録出願する商標において、この法律に規定される不登録事由があり得るときは、商標代理機構は、委託人に明確に告知しなければならない。

商標代理機構は、委託人の登録出願する商標がこの法律の第四条、第十五条及び第三十二条に規定する事由に該当することを知っているとき、又は知るべきであるときは、その委託を受けてはならない。

商標代理機構は、その代理している業務に関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。

第二十条 商標代理業界組織は、定款の規定により会員の入会条件を厳格に実行し、業界の自律規範に違反した会員に対して懲戒を実施しなければならない。商標代理業界組織は、入会会員及び会員への懲戒の状況を遅滞なく社会へ公表しなければならない。

第二十一条 商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟した関連の国際条約に確立された制度によるものとし、具体的な規則は国務院が規定する。

第二章 商標登録の出願

第二十二条 商標登録出願人は、定められた商品分類表に基づき商標を使用する商品区分及び商品名を明記し、登録出願しなければならない。

商標登録出願人は、一つの出願において、多数の区分について同一の商標を登録出願することができる。商標登録出願の関連書類は、書面又は電子データにより提出することができる。

第二十三条 登録商標について、使用を定めた範囲以外の商品において商標専用権を取得する必要があるときは、別に登録出願しなければならない。

第二十四条 登録商標について、その標章を変更する必要があるときは、新規に登録出願しなければならない。

第二十五条 商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をするときは、当該国と中国が締結した取決め若しくは共同で加盟している国際条約、又は相互に承認する優先権の原則により、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願をする時に書面で主張し、かつ3ヶ月以内に最初の出願に係る商標登録出願の願書の副本を提出しなければならない。書面による主張がないとき、又は期間内に商標登録出願の副本を提出しないときは、優先権を主張しないものとみなす。

第二十六条 中国政府が主催又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用された商標であって、かつ当該商品が出展された日から6ヶ月以内であるときは、当該商標の出願人は、優先権を享受することができる。

前項の規定により優先権を主張するときは、商標登録出願をする時に書面で主張し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に当該商標を使用した証拠、出展期日等の証明書類を提出しなければならない。書面による主張がないとき、又は期間内に証明書類を提出しないときは、優先権を

主張しないものとみなす。

第二十七条 商標登録出願のために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。

第三章 商標登録の審査及び認可

第二十八条 登録出願に係る商標について、商標局は、商標登録出願書類を受領した日から9ヶ月以内に審査を完了するものとし、この法律の関連規定を満たすときは、初歩査定を行い公告する。

第二十九条 審査の過程において、商標局が、商標登録出願の内容に関して説明又は補正が必要と判断したときは、出願人に説明又は補正を要求することができる。出願人が説明又は補正を行わないときは、商標局の審査決定に影響を及ぼさない。

第三十条 登録出願に係る商標が、この法律の関連規定を満たさないとき、又は他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩査定された商標と同一若しくは類似するときは、商標局は出願を拒絶し公告しない。

第三十一条 2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標の登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩査定し公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩査定し公告し、他方の出願は拒絶し公告しない。

第三十二条 商標登録出願は、先に存在する他人の権利を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。

第三十三条 初歩査定され公告された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反していると何人が判断したときは、商標局に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。

第三十四条 出願を拒絶し公告しない商標について、商標局は、商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受けた日から9ヶ月以内に決定を下し、請求人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に人民法院に提訴することができる。

第三十五条 初歩査定され公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局は、異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間が満了した日から 12 ヶ月以内に登録を許可するか否かの決定を下し、異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6 ヶ月間延長することができる。

商標局が登録決定を下すときは、商標登録証を交付し公告する。異議申立人に不服があるときは、この法律の第四十四条、第四十五条の規定により、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

商標局が不登録決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から 15 日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受けた日から 12 ヶ月以内に再審決定を下し、かつ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6 ヶ月間延長することができる。被異議申立人が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

商標評審委員会は、前項の規定により再審を行う過程において、関連する先行権利の確定について、人民法院で審理中又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。

第三十六条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による出願拒絶決定、不登録決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定に対して人民法院に提訴しないときは、出願拒絶決定、不登録決定又は再審決定の効力を生じる。

審査により異議が成立しないと決定され登録が許可された場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定の公告後 3 ヶ月が満了した日より起算する。当該商標の公告期間が満了した日から、登録許可の決定が下されるまで、他人による同一又は類似の商品に当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対して遡及しない。ただし、当該使用者の悪意により商標登録者に与えた損害は、賠償しなければならない。

第三十七条 商標登録出願と商標再審請求は、直ちに審査しなければならない。

第三十八条 商標登録出願人又は登録人が、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りを発見したとき

は、訂正を請求することができる。商標局は、法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。

前項にいう誤りの訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容を含まない。

第四章 登録商標の更新、変更、譲渡及び使用許諾

第三十九条 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。

第四十条 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、商標登録者は、期間満了前の12ヶ月以内に規定に従って更新手続を行わなければならない。この期間に行うことができないときは、6ヶ月の延長期間を与えることができる。毎回の更新登録の有効期間は10年とし、当該登録商標の前回有効期間が満了した次の日から起算する。期間が満了しても更新手続を行わないときは、当該登録商標を取消す。

商標局は、更新登録した商標を公告しなければならない。

第四十一条 登録商標について、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請をしなければならない。

第四十二条 登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。譲受人は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

登録商標を譲渡するときは、商標登録者は、同種商品について登録した類似する商標、又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を合わせて譲渡しなければならない。

混同を引き起こしやすい又はその他の悪影響を及ぼす譲渡について、商標局は許可しないものとし、書面で申請人に通知し、理由を説明する。

登録商標の譲渡は、許可された後に公告される。譲受人は、公告日より商標専用権を享有する。

第四十三条 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を商標局に届け出なければならない。これをもちて商標局は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない。

第五章 登録商標の無効宣告

第四十四条 登録された商標が、この法律の第四条、第十条、第十一条、第十二条、第十九条第四項の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段若しくはその他の不正な手段で登録を得た場合は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

商標局が登録商標の無効宣告を決定したときは、書面で当事者に通知しなければならない。当事者が商標局の決定に不服であるときは、通知を受領した日から 15 日以内に、商標評審委員会に再審査を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から 9 ヶ月以内に決定を行い、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3 ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に提訴することができる。

その他の単位又は個人が商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求するときは、商標評審委員会は、請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から 9 ヶ月以内に、登録商標の維持又は登録商標無効の宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、3 ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

第四十五条 既に登録された商標が、この法律の第十三条第二項及び第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反した場合、商標の登録日から 5 年以内に、先行権利者又は利害関係者は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。悪意のある登録であるときは、馳名商標所有者は、5 年間の期間制限を受けない。

商標評審委員会は、登録商標の無効宣告の請求を受領した後に書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。商標評審委員会は、請求を受領した日から 12 ヶ月以内に登録商標の維持又は登録商標の無効宣告をする裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部门の許可を得て、6 ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の裁定に不服であるときは、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

商標評審委員会は、前項の規定により無効宣告請求を審査する過程において、関係する先行権利の確定が人民法院で審理中、又は行政機関で処理中の別案件の結果を根拠としなければならないときは、審査を中止することができる。中止の原因が解消された後は、審査手続を再開しなければならない。

第四十六条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による登録商標無効宣告の決定に対して再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定、登録商標維持若しくは登録商標無効宣告の裁定に対して人民法院に提訴しないときは、商標局による決定又は商標評審委員会による再審決定、裁定の効力を生じる。

第四十七条 この法律の第四十四条、第四十五条の規定により無効宣告された登録商標については、商標局が公告し、当該登録商標専用権は初めからなかったものとみなす。

登録商標の無効を宣告する決定又は裁定は、無効宣告される前に人民法院で行われかつ執行された商標権侵害案件の判決、裁定、調停書及び工商行政管理部門で行われかつ執行された商標権侵害案件の処理決定、並びに履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない。ただし、商標登録者の悪意により他人に与えた損害は、賠償しなければならない。

前項の規定により商標権侵害の賠償金、商標譲渡料、商標使用料を返却しなければ、明らかに公平の原則に反するときは、全部又は一部を返却しなければならない。

第六章 商標使用の管理

第四十八条 この法律で商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を識別するための行為をいう。

第四十九条 商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。

登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して3年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、商標局に当該登録商標の取消を請求することができる。商標局は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行わなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、國務院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。

第五十条 登録商標が取消されたとき、無効宣告されたとき、又は期間満了しても更新されないときは、取消、無効宣告又は抹消の日から1年以内は、商標局は当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない。

第五十一条 この法律の第六条の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて登録出願するよう命じ、違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

第五十二条 登録されていない商標を登録商標と偽って使用したとき、又は登録されていない商標を使用してこの法律の第十条の規定に違反したときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正するよう命じるものとし、かつ公表することができる。違法経営額が5万元以上のときは、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、又は違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。

第五十三条 この法律の第十四条第五項の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は是正を命じ、10万元の罰金を科す。

第五十四条 登録商標を取消す又は登録商標を取消さないという商標局の決定に対して当事者が不服であるときは、通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は、請求を受領した日から9ヶ月以内に決定を行い、書面で請求人に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、国务院工商行政管理部門の許可を得て、3ヶ月間延長することができる。当事者が商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。

第五十五条 法定期間が満了しても、当事者が商標局による登録商標取消の決定について再審を請求しないとき、又は商標評審委員会による再審決定について人民法院に提訴しないときは、登録商標取消の決定、再審決定の効力を生じる。

取消された登録商標は、商標局が公告し、当該登録商標専用権は、公告日から消滅する。

第七章 登録商標専用権の保護

第五十六条 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる。

第五十七条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。

- (一) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同様の商標を使用すること。
- (二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。
- (三) 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。

(四) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。

(五) 商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。

(六) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること。

(七) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。

第五十八条 他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成しているときは、「中華人民共和国反不正当竞争法」により処理する。

第五十九条 登録商標に、この商品の通用名称、図形、規格、若しくは商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表すものを含むとき、又は地名を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

立体標章の登録商標に、商品自体の性質による形状、技術的效果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的価値を持たせるための形状を含むときは、登録商標専用権者は、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。

商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が既に同一又は類似の商品について、商標登録者よりも先に、登録商標と同一又は類似し、かつ一定の影響を有する商標を使用しているときは、登録商標専用権者は、当該使用者が元の使用範囲において当該商標を引き続き使用することを禁止する権利を有しない。ただし、適切な区別用標章を加えるよう要請することができる。

第六十条 この法律の第五十七条に定める登録商標専用権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標登録者又は利害関係者は、人民法院に提訴することもできれば、工商行政管理部門に処理を請求することもできる。

工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、違法経営額が5万元以上であるときは、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないとき又は5万元未満であるときは、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っているとき、又はその他重大な情状を有するときは、重罰に処さなければならない。登録商標専用権侵害

商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政管理部門は、販売の停止を命じる。

商標専用権侵害の賠償額に関する争議において、当事者は、処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することもできれば、「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴することもできる。工商行政管理部門の調停を経ても当事者が合意に達しないとき、又は調停書の効力が生じた後に履行されないときは、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に提訴することができる。

第六十一条 登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法により処理しなければならない。

第六十二条 県級以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報により、他人の登録商標専用権の侵害嫌疑行為を処理する際に、次に掲げる職権を行使することができる。

- (一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること。
- (二) 当事者の侵害行為に係る契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること。
- (三) 当事者が、他人の登録商標専用権の侵害行為に係わる嫌疑場所を現場検証すること。
- (四) 侵害行為に係る物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠であるときは、封印又は差し押さえること。

工商行政管理部門が、法により前項に規定の職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、服従するものとし、拒絶、妨害してはならない。

商標権侵害案件の処理にあたって、商標権の帰属に争いがあるとき、又は権利者が同時に人民法院に商標権侵害訴訟を提起しているときは、工商行政管理部門は、案件の処理を中止することができる。中止の原因が解消された後は、案件の処理手続を再開又は終結しなければならない。

第六十三条 商標専用権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失により確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標専用権を侵害し、情状が重大なときは、上述の方法により確定した金額の1倍以上3倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。

人民法院は、賠償額を確定するために、既に権利者は挙証に尽力したが、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が有している状況において、侵害者に、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないとき、又は虚偽の帳簿、資料を提供したときは、人民法院は、権利者の主張及

び提供した証拠を参考に賠償額を判定することができる。

権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害行為の情状に応じて、300 万元以下の賠償支払いを判決する。

第六十四条 登録商標専用権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により登録商標専用権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、登録商標専用権者に、これまで3年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。

登録商標専用権者は、これまで3年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責任を負わない。

登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売したときは、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合に限り、損害賠償の責任を負わない。

第六十五条 商標登録者又は利害関係者は、他人がその商標専用権の侵害行為を行っていること又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を与えるおそれがあるときは、提訴する前に、法により人民法院に關係行為の差止命令と財産の保全措置を行うよう請求することができる。

第六十六条 侵害行為を差止める際に、証拠が失われる可能性があるとき、又は今後の取得が困難であるときは、商標登録者又は利害関係者は、提訴する前に、法により人民法院に証拠の保全を請求することができる。

第六十七条 商標登録者の許諾を得ずに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又はその偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売することにより犯罪を構成するときは、被侵害者の損失を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

第六十八条 商標代理機構に次の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に警告を与え、5 千元以上 5 万元以下の罰金を科す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

(一) 商標関連事項の対応にあたり、法的文書、印章、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造した法的文書、印章、署名を使用すること。

(二) 他の商標代理機構を中傷する等の手段による商標代理業務の誘致、又はその他の不正な手段により商標代理市場の秩序を乱すこと。

(三) この法律の第十九条第三項、第四項の規定に違反すること。

商標代理機構に前項に定める行為があるときは、工商行政管理部門は、信用記録に記載する。情状が重大なときは、商標局、商標評審委員会は、同時にその商標代理業務の受理停止を決定し、かつ公告することができる。

商標代理機構が、誠実信用の原則に違反し、委託者の合法的利益を侵害したときは、法により民事責任を負うものとし、商標代理業界組織は、定款の規定により懲戒を与える。

第六十九条 商標の登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。

商標局、商標評審委員会並びに商標登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。

第七十条 工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を責務とする国家機関職員による法律及び行政法規の執行、並びに規則の遵守についての状況を監督、検査しなければならない。

第七十一条 商標登録、管理及び再審業務に従事する国家機関職員が、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成するときは、

法により刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しないときは、法により処分を科す。

第七章 附 則

第七十二条 商標登録出願及びその他の商標事務手続をするときは、手数料を納付しなければならない。具体的な手数料の基準は、別に定める。

第七十三条 この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国务院が公布した「商標管理条例」は、同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定がこの法律と抵触するときは、同時に失効する。

この法律の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。

中華人民共和国著作権法⁶²

(1990年9月7日付けの第7期全国人民代表大会常務委員会第15回会議にて可決された。2001年10月27日付けの第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議による「『中華人民共和国著作権法』の改正に関する決定」に従って第1回の改正を行った。2010年2月26日付けの第11期全国人民代表大会常務委員会第13回会議による「『中華人民共和国著作権法』の改正に関する決定」に従って第2回の改正を行った。2020年11月11日付けの第13期全国人民代表大会常務委員会第23回会議による「『中華人民共和国著作権法』の改正に関する決定」に従って第3回の改正を行った。)

目次

第一章 総則

第二章 著作権

第一節 著作権者及びその権利

第二節 著作権の帰属

第三節 権利の保護期間

第四節 権利の制限

第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約

第四章 著作隣接権

第一節 図書、刊行物の出版

第二節 実演

第三節 録音録画

第四節 放送局・テレビ局の放送

第五章 著作権及び著作隣接権の保護

第六章 附則

⁶²出所：2020年11月19日付け全人代ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/848e73f58d4e4c5b82f69d25d46048c6.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

第一章 総則

第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権並びに著作権に隣接する権利・利益を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な著作物の創作と伝達を奨励し、社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 中国公民、法人又は非法人組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。

外国人、無国籍人の著作物はその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。

外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。

中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の加盟国において最初に出版されたとき、若しくは加盟国と非加盟国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。

第三条 本法にいう著作物とは、文学、美術及び科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で表現可能な知的成果をいい、次の各号に掲げる著作物が含まれる。

- (一) 文字による著作物
- (二) 口述による著作物
- (三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物
- (四) 美術、建築による著作物
- (五) 撮影による著作物
- (六) 視聴覚著作物
- (七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物
- (八) コンピュータソフトウェア
- (九) 著作物の特徴に合ったその他の知的成果

第四条 著作権者及び著作隣接権者が権利を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。国家は法により、著作物の出版、伝達に対して管理監督を行う。

第五条 本法は次の各号に掲げるものに適用されない。

- (一) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文
- (二) 単純な事実情報

(三) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式

第六条 民間文学芸術の著作物に係る著作権の保護弁法は、国務院が別途規定する。

第七条 国家著作権主管部門は、全国の著作権の管理業務に責任を負う。県級以上の地方における著作権を主管する部門は、本行政区域内の著作権の管理業務に責任を負う。

第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権集団管理組織に授権して著作権又は著作隣接権を行使させることができる。法により設立された著作権集団管理組織は非営利法人であり、授権された後に、自らの名義をもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁、調停活動に当事者として関与することができる。

著作権集団管理組織は、授権に基づき使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収基準は著作権集団管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、国家著作権主管部門に裁定を請求することができる。裁定の結果に不服がある場合、人民法院に訴訟を提起することができる。また、当事者は直接、人民法院に訴訟を提起することもできる。

著作権集団管理組織は、使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分等の全体状況を定期的に社会に公表し、権利者と使用者の照会に供する権利情報照会システムを構築しなければならない。国家著作権主管部門は法により著作権集団管理組織に対する管理監督を行わなければならない。

著作権集団管理組織の設立形式・権利義務・使用料の受領、分配及びその管理監督等については国務院が別段規定する。

第二章 著作権

第一節 著作権者及びその権利

第九条 著作権者には、次の各号に掲げる者が含まれる。

- (一) 著作作者
- (二) その他、本法により著作権を享有する自然人、法人又は非法人組織

第十条 著作権には、次の各号に掲げる人格権と財産権が含まれる。

- (一) 公表権、即ち著作物を公表するか否かを決定する権利
- (二) 氏名表示権、即ち著作作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利
- (三) 改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授権して著作物を改変させる権利

(四) 同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利

(五) 複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ、デジタル化等の方法によって著作物を一部又は複数部製作する権利

(六) 発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利

(七) 貸与権、即ち有償で他人が視聴覚著作物及びコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを許諾する権利。ただし、コンピュータソフトウェア自体が貸与の主な対象ではないものを除く。

(八) 展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利

(九) 実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利

(十) 上映権、即ち上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、視聴覚著作物等を公開し再現する権利

(十一) 放送権、即ち有線方式又は無線方式によって著作物を公開伝達又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利。ただし、本項(十二)に規定される権利を除く。

(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手できるようにする権利

(十三) 撮影製作権、即ち視聴覚著作物の撮影製作方法により、著作物を媒体上に固定させる権利

(十四) 翻案権、即ち著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利

(十五) 翻訳権、即ち著作物のある言語から別の言語に変換する権利

(十六) 編集権、即ち著作物又は著作物の一部を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利

(十七) 著作権者が享有すべきその他の権利

著作権者は、前項第五号乃至第十七号に規定する権利の行使を他人に許諾し、かつ、取り決め又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。

著作権者は、本条第一項第五号乃至第十七号に規定する権利の全部又は一部を譲渡し、かつ、取り決め又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。

第二節 著作権の帰属

第十一条 著作権は著作者に帰属する。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

著作物を創作した自然人を著作者とする。

法人又は非法人組織が主管し、法人又は非法人組織の意思を代表して創作し、かつ、法人又は非法人組織が責任を負担する著作物については、法人又は非法人組織を著作者とみなす。

第十二条 著作物に署名した自然人、法人又は非法人組織を著作者とし、かつ、当該著作物に相応の権利が存在する。ただし、反証がある場合は、この限りではない。

著作者等の著作権者は国家著作権主管部門が認定した登録機関に著作物を登録することができる。

著作隣接権については、前の二項の規定を援用する。

第十三条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。ただし、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。

第十四条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。

共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者が協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。ただし、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。

分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独で著作権を享有できる。ただし、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。

第十五条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は著作物として構成されていないデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して独創性を体現している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。ただし、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。

第十六条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集することにより生じた著作物を使用して出版・実演、録音録画製品の作成を行う場合、当該著作物の著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得た上で、報酬を支払わなければならない。

第十七条 視聴覚著作物における映画著作物、テレビドラマ著作物の著作権は、製作者が享有する。ただし、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて製作者と締結した契約によって報酬を受ける権利を享有する。

前項に規定されたもの以外の視聴覚著作物の帰属は当事者が取り決める。取り決めがない、取り決めが不明確な場合は、製作者が享有する。ただし、著作者は、氏名表示権と報酬受領権を有する。

視聴覚著作物における脚本、音楽等単独で使用できる著作物の著作権者は、その著作権を単独で行使する権利を享有する。

第十八条 自然人が法人又は非法人組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作物であり、本条第二項の規定を除き、その著作権は著作権者が享有する。ただし、法人又は非法人組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を享有する。著作物が完成してから2年以内は、事業者の同意を得ずに、著作権者は第三者に事業者が使用することと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。

次の各号に掲げる形態のいずれかの職務著作物について、著作権者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人又は非法人組織が享有する。法人又は非法人組織は著作権者に奨励を与えることができる。

(一) 主として法人又は非法人組織の物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ、法人又は非法人組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、見取り図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物

(二) 新聞社、雑誌社、通信社、ラジオ局、テレビ局のスタッフが創作した職務著作物

(三) 法人又は非法人組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定した、又は契約で取り決めた職務著作物。

第十九条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により取り決めることとする。契約に明確な取り決めがない、又は契約を締結していない場合、著作権は受託者に帰属する。

第二十条 著作物の原本にかかる所有権の移転は、著作権の帰属を変更しない。ただし、美術及び撮影の著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。

著作権者が、公表していない美術及び撮影の著作物の原本の所有権を他人に譲渡し、譲受人が当該原本を展示することは、著作権者の公表権の侵害を構成しない。

第二十一条 著作権が自然人に帰属する場合、当該自然人が死亡した後、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利については、本法に定める保護期間内に法により移転する。

著作権が法人又は非法人組織に帰属する場合、当該法人又は非法人組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が存在しない場合には、国が享有する。

第三節 権利の保護期間

第二十二條 著作者の氏名表示権、改変権、及び同一性保持権の保護期間は制限を受けない。

第二十三條 自然人の著作物の公表権、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は著作者の生涯及びその死亡後の50年とし、著作者の死亡の日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した著作者が死亡した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。

法人又は非法人組織の著作物及び著作権(氏名表示権を除く)を法人又は非法人組織が享有する職務著作物にかかる公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作が完了した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

視聴覚著作物にかかる公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作が完了した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。ただし、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

第四節 権利の制限

第二十四條 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。ただし、著作者の氏名又は名称、及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ、当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に害してはならない。

(一) 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用する場合。

(二) ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合。

(三) ニュースを報道するために、新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアで既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合。

(四) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。

ただし、著作権者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。

(五) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。ただし、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。

(六) 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、翻案、編集、再生又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。ただし、それを出版又は発行してはならない。

(七) 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合。

(八) 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館、文化館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合。

(九) 既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演は公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わず、かつ、営利を目的としない場合。

(十) 公共の場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合。

(十一) 中国の公民、法人又は非法人組織により既に公表済みの国家通用言語文字により創作された著作物を、少数民族の言語に翻訳し、国内で出版及び発行する場合。

(十二) 既に公表された著作物を、読字障害を有する者が知覚可能な無障害方法により、読字障害を有する者に対して提供する場合。

(十三) 法律、行政法規に規定されたその他の場合。

前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。

第二十五条 義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部若しくは短編の文字による著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物若しくはグラフィック著作物を編集することができる。ただし、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない、著作者の氏名又は名称・著作物の名称を明記しなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。

前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。

第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約

第二十六条 他人の著作物を使用するにあたっては、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。

使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。

- (一) 使用を許諾する権利の種類
- (二) 使用を許諾する権利の専用使用権か非専用使用権かの区別
- (三) 使用を許諾する地理的範囲、期間
- (四) 報酬支払基準及び方法
- (五) 違約責任
- (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容

第二十七条 本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。

譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。

- (一) 著作物の名称
- (二) 譲渡する権利の種類、地理的範囲
- (三) 譲渡額
- (四) 譲渡額の支払日及び方法
- (五) 違約責任
- (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容

第二十八条 著作権における財産権を目的とする質権を設定する場合、質権設定者と質権者は法により質権設定の登記手続きを行う。

第二十九条 使用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾、譲渡を明確にしていない権利について、著作権者の同意を得ずに、相手方当事者はこれを行ってはならない。

第三十条 著作物の使用報酬支払基準は当事者が取り決めることができ、国家著作権主管部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者間の取り決めに不明確な場合は、国家著作権主管部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。

第三十一条 出版者、実演者、録音録画製作者、放送局・テレビ局等が、本法の関係規定に基づいて他人の著作物を使用する場合には、著作者の氏名表示権、改変権、同一性保持権及び報酬を受ける権利を侵害してはならない。

第四章 著作隣接権

第一節 図書、刊行物の出版

第三十二条 図書出版者は図書を出版するにあたって、著作権者と出版契約を締結しなければならないが、かつ、報酬を支払わなければならない。

第三十三条 図書出版者は、著作権者から出版用に渡された著作物について、契約により享有が取り決められた専用出版権に基づき本法による保護を受ける。その他の者は、当該著作物を出版してはならない。

第三十四条 著作権者は契約に取り決めた期限に従って著作物を引き渡さなければならない。図書出版者は契約に取り決めた出版の品質、期限に従い、図書を出版しなければならない。

図書出版者が契約に取り決めた期限内に出版しない場合、本法第六十一条の規定に基づき民事責任を負わなければならない。

図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならないが、かつ、報酬を支払わなければならない。図書が完売した後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合に、著作権者は当該契約を終了させる権利を有する。

第三十五条 著作権者は、新聞社・定期刊行物出版社に投稿する際に、原稿発送日から 15 日以内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかった場合、又は原稿発送日から 30 日以内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかった場合、同一の著作物を他の新聞社・定期刊行物出版社に投稿することができる。ただし、当事者双方に別段の取り決めがある場合はこの限りでない。

著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。ただし、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。

第三十六条 図書出版者は、著作権者の許諾を受けて、著作物を改変又は要約することができる。

新聞社・定期刊行物出版社は、著作物に対し文字上の改変及び要約を行うことができる。内容の改変については、著作者の許諾を得なければならない。

第三十七条 出版者は、その出版した図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用することを他人に許諾する、又は禁止する権利を有する。

前項に定める権利の保護期間は 10 年とし、当該レイアウトデザインを使用する図書・定期刊行物が最初に出版された日から起算して 10 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。

第二節 実演

第三十八条 他人の著作物を利用して実演する場合、実演者は著作権者の許諾を得なければならない、かつ、報酬を支払わなければならない。演出を行う事業者が演出を行う場合、当該事業者は著作権者の許諾を得なければならない、かつ、報酬を支払わなければならない。

第三十九条 実演者はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。

(一) 実演者の身分を表示する権利

(二) 実演イメージが歪曲されないよう保護する権利

(三) 他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開送信することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利

(四) 他人が録音録画することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利

(五) 他人が、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与することを許諾し、かつ、報酬を取得する権利

(六) 他人が情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利

許諾を得た者は、前項第三号乃至第六号に定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならない、かつ、報酬を支払わなければならない。

第四十条 実演者が所属する実演事業者の実演任務遂行のために行う実演は職務実演とし、実演者は身分を表示する権利と演出のイメージが歪曲されないように保護する権利を有し、その他の権利の帰属は、当事者間の取り決めによる。当事者間に取り決めがないか又は取り決めが不明確な場合、職務実演の権利は実演事業者が享有するものとする。

職務実演の権利は実演者が享有する場合、実演事業者はその業務範囲内で当該実演を無償で使うことができる。

第四十一条 本法第三十九条第一項第一号、第二号に定める権利の保護期間は制限を受けない。

本法第三十九条第一項第三号乃至第六号に定める権利の保護期間は 50 年とし、当該実演が発生した日から起算して 50 年が経過した年の 12 月 31 日までとする。

第三節 録音録画

第四十二条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾

を得なければならない、かつ、報酬を支払わなければならない。

録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。

第四十三条 録音録画製作者が録音録画製品を製作する場合は、実演者と契約を締結しなければならない、かつ、報酬を支払わなければならない。

第四十四条 録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、かつ、報酬を受ける権利を享有する。当該権利の保護期間は50年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。

許諾を得た者は、録音録画製品について複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演者の許諾を同時に得なければならない、かつ、報酬を支払わなければならない。許諾を得た者は、録音録画製品を貸与する場合、さらに実演者の許諾を得なければならない、かつ、報酬を支払わなければならない。

第四十五条 録音製品を有線又は無線の公開伝達に使用する場合、又は音声を伝送する技術装置を介して公衆に公開送信する場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない。

第四節 放送局・テレビ局の放送

第四十六条 放送局・テレビ局は公表されていない他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得なければならない、かつ、報酬を支払わなければならない。

放送局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従って報酬を支払わなければならない。

第四十七条 ラジオ局、テレビ局は、その許諾を受けていない次の各号に掲げる行為を禁止する権利を有する。

(一) それが発送したラジオ、テレビ番組を有線又は無線で中継すること

(二) それが発送したラジオ、テレビ番組を録音・録画、複製すること

(三) それが発送したラジオ、テレビ番組を、情報ネットワークを通じて公衆に送信すること

ラジオ局、テレビ局が前項に定める権利を行使するときは、他人による著作権又は著作隣接権の行使に影響を与えたり、それを制限したり侵害したりしてはならない。

本条第一項に定める権利の保護期間は 50 年とし、当該ラジオ、テレビ番組が最初に放送された日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。

第四十八条 テレビ局が他人の視聴覚著作物、録画著作物を放送する場合は、視聴覚著作物の著作権者又は録画製作者の許諾を得なければならず、かつ、報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾も得なければならず、かつ、報酬を支払わなければならない。

第五章 著作権及び著作隣接権の保護

第四十九条 著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措置を採用することができる。

権利者の許諾を得ずに、如何なる組織又は個人も技術的措置を故意に回避又は破壊してはならず、技術的措置の回避又は破壊を目的とする、関連の装置又は部品の製造、輸入、公衆に対する提供を行ってはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために故意に技術サービスを提供してはならない。ただし、法律、行政法規に回避を可能とする規定がある場合は、この限りではない。

本法にいう技術的措置とは、権利者の許諾を得ずに著作物、実演、録音録画製品を閲覧、鑑賞し又は情報ネットワークを通じて著作物、実演、録音録画製品の有効な技術、装置又は部品を公衆に提供することを防止、制限するために使用されるものを指す。

第五十条 次の各号に掲げる状況においては、技術的措置を回避することができる。ただし、他人に対し技術的措置を回避する技術、装置又は部品を提供してはならず、著作権者が法により享受するその他の権利を侵害してはならない。

(一) 学校の教室における授業又は科学研究のために、少量の既に公表された著作物を提供し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合で、当該著作物を正常なルートを通じて取得できない場合。

(二) 営利目的ではなく、読字障害者が知覚可能な無障害方法で、当該障害者に対して既に公表された著作物を提供する場合であって、当該著作物が正常なルートを通じて取得できないとき。

(三) 国家機関が行政・監察・司法手続きに基づいて公務を執行する場合。

(四) コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能に対して測定を行う場合。

(五) 暗号化又はコンピュータソフトウェアのリバース・エンジニアリングに関する研究を行う場合。

前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。

第五十一条 権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(一) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報を故意に削除又は変更すること。ただし、技術的理由により削除又は変更を回避できない場合は、この限りではない。

(二) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音・録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供すること。

第五十二条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に応じて侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。

(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合。

(二) 共同著作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合。

(三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合。

(四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合。

(五) 他人の著作物を盗用した場合。

(六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、視聴覚著作物の撮影製作方法により著作物を使用した、又は翻案、翻訳、注釈等により著作物を使用した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(七) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わなければならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合。

(八) 視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、実演者又は録音録画製作者の許諾を得ずに、その著作物若しくは録音録画製品の原本、又は複製品を貸与した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書、定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合。

(十) 実演者の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開伝達した場合、又はその実演を収録した場合。

(十一) その他著作権及び著作隣接権の侵害行為。

第五十三条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に応じて本法第五十二条に規定する民事責任を負わなければならない。権利侵害行為が同時に公共利益を損害した場合には、著作権を主管する部門が権利侵害行為の停止を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品及び主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収、無害化破棄処理し、違法経営額が5万元以上

の場合、違法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる。違法経営額がない場合、違法経営額の算出が困難である場合、又は違法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追究する。

(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。

(三) 実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(五) 許諾を得ずにラジオ、テレビ番組を放送し、複製し、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。ただし、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、技術的措置を故意に回避又は破壊した場合、主に技術的措置の回避若しくは破壊に用いる装置若しくは部品を故意に製造、輸入、若しくは他人に供給した場合、又は技術的措置を回避若しくは破壊するための技術サービスを故意に他人に提供した場合。ただし、法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報を故意に削除又は変更した場合、著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供した場合。ただし、法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。

第五十四条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合、権利侵害者は権利者がこれにより受けた実質的損失又は権利侵害者の違法所得に基づいて損害賠償しなければならない。権利者の実質的損失や権利侵害者の違法所得の算出が困難であるときは、当該権利の使用料に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の1倍以上5倍以下の損害賠償を行うことができる。

権利者の実質的損失、権利侵害者の違法所得、権利の使用料の算出が困難であるときは、人民法院は、侵害行為の情状により500元以上500万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。

賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

人民法院は賠償額を認定するにあたり、権利者が必要な立証責任を果たしたものの、権利侵害に関わる帳簿、資料等を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害の行為に関わる帳簿、資料等の提出を命ずることができる。権利侵害者が提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料等を提出した場合、人民法院は権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる。

人民法院は著作権紛争事件を審理するにあたり、権利者の請求に応じて、特殊な事情がある場合を除き、侵害複製品の廃棄を命じる。また、主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等について廃棄を命じ、かつ、補償を与えない。特殊な事情がある場合には、前記材料、工具、設備等の商業ルートへの参入を禁止し、かつ、補償を与えない。

第五十五条 著作権を主管する部門は、著作権及び著作隣接権の侵害疑義行為を調査・処分するとき、関係当事者に聞き取り調査し、違法疑義行為に関わる状況を取り調べること、当事者が違法疑義行為を行った場所又は物品について立入検査を実施すること、違法疑義行為に関わる契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製することができ、また、違法疑義行為を行った場所と物品を差押え又は押収することができる。

著作権を主管する部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者は助力・協力をしなければならず、これを拒み、又は妨害してはならない。

第五十六条 著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利の侵害行為、その権利実現の妨害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に補填しがたい損害を被らせるおそれがある場合は、訴えを提起する前に、法に基づき、人民法院に財産保全、特定行為実施命令、特定行為禁止命令等の措置をとるよう請求することができる。

第五十七条 侵害行為を制止するために、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は訴えを提起する前に法により、人民法院に証拠保全を請求することができる。

第五十八条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して、違法所得、権利侵害にかかる複製品及び違法活動に用いられた財物を没収することができる。

第五十九条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授權されたものであることを証明できない場合、又は複製品の発行者或いは視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合には、法的責任を負わなければならない。

訴訟手続において、被疑侵害者が権利侵害責任を負わないと主張する場合には、既に権利者の許諾を得ているか、又は、本法に定める権利者の許諾を得ずに使用できる状況を有することを証明するための証拠を提出しなければならない。

第六十条 著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で合意した仲裁協議書又は著作権契約中の仲裁条項に基づき、仲裁機構に仲裁を請求することもできる。

当事者が仲裁協議書を締結しておらず、著作権契約中に仲裁条項を定めていない場合は、直接人民法院に訴えを提起することができる。

第六十一条 当事者が契約義務を履行しない、又は契約義務の履行が取り決め条件に適合しないことにより民事責任を負う場合、及び当事者が訴訟権利を行使し、保全を請求する場合は、関連法律の規定を適用する。

第六章 付則

第六十二条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。

第六十三条 本法第二条にいう出版とは、著作物の複製及び発行を指す。

第六十四条 コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法については国务院により別途規定される。

第六十五条 撮影著作物の公表権は、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間が2021年6月1日前にすでに満了しているものの、本法第二十三条第一項の規定により、保護期間内にある場合、保護を受けない。

第六十六条 本法に定める著作権者、出版者、実演者、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法に定める保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。

本法施行前に発生した権利侵害又は違約行為は、権利侵害時又は違反行為の発生時の関連規定によって処理される。

第六十七条 本法は、1991年6月1日より施行する。

不正競争防止法⁶³

(1993年9月2日第8期全国人民代表大会常務委員会第3回会議にて採択2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議第一回改正、2019年4月23日第13期全国人民代表大会常務委員会第10回会議第二回改正)

第一章 総則

第1条 社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公平な競争を奨励し、保護し、不正競争行為を制止し、かつ事業者及び消費者の適法な権益を保護するため、本法を制定する。

第2条 事業者は、生産経営活動において、自由意思、平等、公平、誠実信用の原則に従い、法律及び商業道徳を遵守しなければならない。本法において不正競争行為とは、事業者が生産経営活動において、本法の規定に違反し、市場競争秩序を攪乱し、他の事業者又は消費者の適法な権益を損なう行為をいう。本法において事業者とは、商品の生産、経営又はサービスの提供（以下にいう商品には、サービスが含まれる。）に従事する自然人、法人、不法人組織をいう。

第3条 各級人民政府は、措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のため良好な環境及び条件を作りあげなければならない。国務院は、不正競争防止業務の調整の仕組みを確立し、不正競争防止に関する重大政策を検討、決定し、市場の競争秩序の維持に関する重大な問題を調整、処理する。

第4条 県級以上の人民政府で工商行政管理の職責を履行する部門は、不正競争行為に対し調査・処分を行う。法律、行政法規に対しその他の部門が調査・処分を行うという規定がある場合、当該規定に従う。

第5条 国はいかなる組織及び個人が不正競争行為に対し社会的監督を行うことを奨励、支持しまた保護する。国家機関及びその公務員は不正競争行為を助長し、庇護してはならない。業界組織は、業界の自主規制を強化し、会員が法に基づいて競争するよう導き、適正化して、市場の競争秩序を維持しなければならない。

第二章 不正競争行為

第6条 事業者は、次の各号に掲げる混同行為を実施し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を関連公衆に生じさせてはならない。

(1) 他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似した標識を無断で使用する。

⁶³出所：2017年11月4日及び2019年4月23日付け中国人大網ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031432.htm

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201904/b38134b1951e483796fef5933f1edd00.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

(2) 他人の一定の影響のある企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する。

(3) 他人の一定の影響のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等を無断で使用する。

(4) 他人の商品である、又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせるその他の混同行為。

第7条 事業者は財産物品又はその他の手段を用いて次の各号に掲げる組織又は個人に賄賂を贈り、取引機会又は競争優位を得ようとしてはならない。

(1) 取引相手方の従業員。

(2) 取引相手方の委託を受けて関連の事務手続を行う組織又は個人。

(3) 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人。

事業者は、取引活動において、明示の方法により取引相手方に値引きを行い、又は仲介人にコミッションを支払うことができる。

事業者は、取引相手方に値引きを行った、仲介人にコミッションを支払った場合、事実通りに記帳しなければならない。割り引き又はコミッションを受けた事業者も事実通りに記帳しなければならない。

事業者の従業員が賄賂を贈った場合、事業者の行為と認定しなければならない。ただし、事業者に当該従業員の行為が事業者の取引機会又は競争優位の獲得と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。

第8条 事業者は、その商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴等を偽り、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行い、消費者を欺き、誤った方向に導いてはならない。

事業者は、偽の取引を企てる等の方法により、その他の事業者が虚偽の、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行うことを幫助してはならない。

第9条 事業者は、次の各号に掲げる、営業秘密を侵害する行為を実施してはならない。

(1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。

(2) 前項に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。

(3) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して具有している営業秘密を開示し使用し、或いは他人に使用を許諾すること。

(4) 他人を教唆、誘導又は幫助して秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反させるこ

とで、権利者の営業秘密を獲得、開示、使用又は他人に使用を許諾すること。

事業者以外の他の自然人、法人又は不法人組織が前項に挙げた違法行為を実施した場合、営業秘密を侵害すると見なされる。

第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が本条第1項に当該する違法行為であつたことを知りながら或いは知り得るにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害するとみなされる。

本法において営業秘密とは公知になっていない、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保持措置を取つた技術情報及び経営情報などのビジネス情報をいう。

第10条 事業者は、懸賞景品付販売を行うとき、次の各号に掲げる行為を実施してはならない。

(1) 設定した懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額又は賞品など懸賞付販売の情報が不明確で、景品交換に影響を及ぼす。

(2) 懸賞があることを偽る、或いは意図的に内定者に懸賞を得させる詐欺方式を用いて懸賞景品付販売をすること。

(3) 抽選方式による懸賞景品付販売の場合、一等賞の金額は5万円を超えること。

第11条 事業者は虚偽情報又は誤導的情報を捏造、流布し、競争相手の名誉或いは商品信用を侵害してはならない。

第12条 事業者は、ネットワークを利用して生産・経営活動に従事するにあたり、本法の各条項を遵守しなければならない。事業者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を与え、又はその他の方法により、次の各号に掲げる、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨げたり、破壊したりする行為を実施してはならない。

(1) 他の事業者の同意を得ずに、当該事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に特定のページに遷移させる。

(2) 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを修正、クローズ、アンインストールするようユーザーを誤った方向に導き、欺き、強迫する。

(3) 悪意をもって他の事業者の合法的に提供するネットワーク製品又はサービスが互換性を持たないようにする。

(4) 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊するその他の行為。

第3章 不正競争が疑われる行為の調査

第13条 監督検査部門は、不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 不正競争行為が疑われる営業所に対して立入検査を行う。

(2) 調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関係組織、個人に質問し、当該者に関連の状況の説明又は被調査行為に係るその他資料を提供するように要求する。

(3) 不正競争行為が疑われる契約書、帳簿、票憑、文書、記録、業務書簡、電報及びその他の資料を検査、訊問、コピーする。

(4) 不正競争行為が疑われる財物に対して差押、押収を行う。

(5) 不正競争行為が疑われる事業者の銀行口座を照会する。前項に定める措置を講じるにあたっては、監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。

前項第(4)号、第(5)号に定める措置を講じるにあたっては、市轄区を設置している市級以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。監督検査部門は不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、「中華人民共和国行政強制法」及びその他関連の法律、行政法規の規定を遵守しなければならない、かつ調査・処分の結果を速やかに社会に公開しなければならない。

第14条 監督検査部門は不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関連の組織、個人は、関連資料又は関係状況をありのままに提供しなければならない。

第15条 監督検査部門及びその職員は、調査過程で知り得た営業秘密について守秘義務を負う。

第16条 不正競争が疑われる行為に対して、いずれの組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は、通報を受けた後、法により速やかに処理しなければならない。監督検査部門は、通報を受理する電話、住所又は電子メールアドレスを社会に公開するとともに、通報者の秘密を保持しなければならない。実名で通報しかつ関連の事実及び証拠を提供した場合、監督検査部門は、処理結果を通報者に告知しなければならない。

第4章 法律責任

第17条 事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法により民事責任を負わなければならない。事業者は、その合法的な權益が不正競争行為により損失を受けた場合、人民法院に訴えを提起することができる。不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定する。実際の損失を計算することが困難な場合には、権利侵害者が権

利侵害により獲得した利益に応じて確定する。事業者が悪意で営業秘密を侵害する行為を実施し、情状が深刻な場合、上述の方法で確定した金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定できる。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

事業者が本法第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状に基づき500万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。

第18条 事業者が本法第6条の規定に違反して混同行為を実施した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額がない又は違法経営額が5万元に満たない場合、25万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。事業者が登記した企業名称が本法第6条の規定に違反する場合、速やかに名称変更登記を申請しなければならない。名称変更手続が完了するまで、原企業登記機関が統一社会信用コードでその名称を代替しなければならない。

第19条 事業者が本法第7条の規定に違反して他人に賄賂を贈った場合、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上300万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合、営業許可証を取り消すことができる。

第20条 事業者が本法第8条の規定に違反してその商品について偽り、若しくは誤解を生じさせる商業宣伝を行い、又は虚偽取引を通じる等の方法により、他の事業者が虚偽の、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行うことを幫助した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、20万元以上100万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合、100万元以上200万元以下料金を科し、営業許可証を取り消すことができる。事業者が本法第8条の規定に違反し、虚偽広告の掲載に該当する場合、「中華人民共和国広告法」の規定に従い処罰する。

第21条 事業者又はその他の自然人、法人又は不法人組織が本法第9条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、50万元以上500万元以下の罰金を科すことができる。

第22条 事業者が本法第10条の規定に違反して懸賞景品付販売をした場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5万元以上50万元以下の罰金を科すことができる。

第23条 事業者が本法第11条の規定に違反して競争相手の商業上の信用、商品の評判を損なった場合、監督検査部門が違法行為の停止、影響の除去を命じ、10万元以上50万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合、50万元以上300万元以下の罰金を科すことができる。

第24条 事業者が本法第12条の規定に違反して他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、10万元以上50万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大である場合、50万元以上300万元以下の罰金を科すことができる。

第25条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、違法行為の危害の影響を自発的に消去し、又は軽減した場合、法に基づき行政処罰を軽くし、又は減輕する。違法行為が軽微でありかつ速やかに是正し、危害の影響をもたらさなかった場合、行政処罰を科さない。

第26条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合、監督検査部門が信用記録に記入するとともに、関連の法律、行政法規の規定に従い公示する。

第27条 事業者は、本法の規定に違反した場合、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならないが、その財産で弁済が足りない場合、民事責任を負うことを優先する。

第28条 監督検査部門が本法に従って職責を履行することを妨害し、調査を拒否、阻害した場合、監督検査部門が是正を命じ、個人に対しては、5,000元以下の罰金を科すことができ、組織に対しては5万元以下の罰金を科すことができ、かつ公安機関が法により治安管理处罰を与えることができる。

第29条 当事者は監督検査部門の下した決定に不服がある場合、法により行政不服審査を請求し、又は行政訴訟を提起することができる。

第30条 監督検査部門の公務員に職権乱用、職務怠慢、私利による不正行為又は調査過程で知り得た営業秘密の漏えい行為があった場合、法により処分を行う。

第31条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第32条 営業秘密侵害に関わる民事裁判に、営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示して主張する営業秘密に対し、既に秘密保持措置を講じて、かつ合理的に営業秘密が侵害されたことを表明した場合、被疑侵害者より権利者が主張する営業秘密は本法にいう営業秘密でないと証明しなければならない。

営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提示して合理的に営業秘密が侵害されたことを表明し、かつ以下に挙げた証拠の一つを提供した場合、被疑侵害者より営業秘密侵害行為を有しないことを証明しなければならない。

(1) 被疑侵害者が営業秘密を獲得するルート又はチャンスを有し、かつ使用される情報と当該営業秘密は実質上同一なものであることを表明できる証拠。

(2) 営業秘密が被疑侵害者より既に開示、使用された又は開示、使用されるリスクがあることを表明

できる証拠。

(3) 他に営業秘密が被疑侵害者に侵害された証拠。

第5章 付則

第33条 本法は2018年1月1日から施行する。

中華人民共和國民事訴訟法

(1991年4月9日第7期全國人民代表大會第4回會議において採択、2007年10月28日第10期全國人民代表大會常務委員會第30回會議の『「中華人民共和國民事訴訟法」の改正に関する決定』による1回目の改正、2012年8月31日第11期全國人民代表大會常務委員會第28回會議の『「中華人民共和國民事訴訟法」の改正に関する決定』による2回目の改正、2017年6月27日第12期全國人民代表大會常務委員會第28回會議の『「中華人民共和國民事訴訟法」と「中華人民共和國行政訴訟法」の改正に関する決定』による3回目の改正が採択された。)

2017年6月29日

目次

第一編 総則

第一章 任務、適用範囲及び基本原則

第二章 管轄

第一節 審級管轄

第二節 土地管轄

第三節 移送管轄及び指定管轄

第三章 裁判組織

第四章 忌避

第五章 訴訟参加人

第一節 当事者

第二節 訴訟代理人

第六章 証拠

第七章 期間及び送達

第一節 期間

第二節 送達

第八章 調解

第九章 保全及び先行執行

第十章 民事訴訟の妨害に対する強制措置

第十一章 訴訟費用

第二編 裁判手続

第十二章 第一審の通常手続

第一節 訴えの提起及び受理

第二節 審理前の準備

第三節 開廷審理

第四節 訴訟の中止及び終結

第五節 判決及び裁定

第十三章 簡易手続

第十四章 第二審の手続

第十五章 特別手続

第一節 一般規定

第二節 選挙人資格事件

第三節 失踪宣告及び死亡宣告事件

第四節 公民の民事行為無能力及び制限民事行為能力認定事件

第五節 無主財産認定事件

第六節 調解合意確認事件

第七節 担保物権実行事件

第十六章 裁判監督手続

第十七章 督促手続

第十八章 公示催告手続

第三編 執行手続

第十九章 一般規定

第二十章 執行の申立て及び移送

第二十一章 執行措置

第二十二章 執行の中止及び終結

第四編 涉外民事訴訟手続の特別規定

第二十三章 一般原則

第二十四章 管轄

第二十五章 送達及び期間

第二十六章 仲裁

第二十七章 司法共助

第一編 総則

第一章 任務、適用範囲及び基本原則

第一条 中華人民共和国民事訴訟法は、憲法を根拠とし、我が国の民事裁判の経験及び実情を結合して制定する。

第二条 中華人民共和国民事訴訟法の任務は、当事者が訴訟上の権利を行使することを保護し、人民法院が事実を調査の上明らかにし、是非を明らかにし、法律を正確に適用し、速やかに民事事件を審理し、民事上の権利・義務関係を確認し、民事上の不法行為を制裁し、当事者の適法な権利・利益を保護し、公民が自覚をもって法律を遵守するよう教育し、社会秩序及び経済秩序を維持・保護し、社会主義建設事業の順調な進行を保障することである。

第三条 人民法院は、公民相互間、法人相互間、その他の組織相互間及びこれらの者互間の財産関係及び人格・身分関係により提起される民事訴訟を受理し、この法律の規定を適用する。

第四条 中華人民共和国の領域内で民事訴訟をする場合には、この法律を遵守しなければならない。

第五条 外国人、無国籍者並びに外国の企業及び組織は、人民法院に対して訴えを提起し、又は訴えに応ずる場合には、中華人民共和国の公民、法人又はその他の組織と同等の訴訟上の権利・義務を有する。

外国の裁判所が中華人民共和国の公民、法人とその他の組織の民事訴訟上の権利に対して制限を加える場合には、中華人民共和国の人民法院は、当該国の公民、企業及び組織の民事訴訟上の権利について対等の原則を実行する。

第六条 民事事件の裁判権は、人民法院が行使する。

人民法院は、法律の規定により、民事事件について独立して裁判を行い、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない。

第七条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、事実を根拠とし、法律を準則としなければならない。

第八条 民事訴訟の当事者は、平等な訴訟上の権利を有する。人民法院は、民事事件を審理する場合には、

当事者による訴訟上の権利の行使を保障し、及びこれに便宜を与え、かつ、当事者に対する法律の適用において、一律に平等でなければならない。

第九条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、自由意思により、及び適法であるという原則に基づき調解を行わなければならない。調解が成立しなかった場合には、遅滞なく判決しなければならない。

第十条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、法律の規定により合議、忌避、公開裁判及び二審終審制度を実行する。

第十一条 各民族の公民は、いずれも当該民族の言語及び文字を用いて民事訴訟を行う権利を有する。

少数民族が集合して居住し、又は多民族が共同して居住する地区においては、人民法院は、当該地区の民族に通用する言語及び文字を用いて審理し、及び法律文書を発布しなければならない。

人民法院は、当該地の民族に通用する言語及び文字に通じていない訴訟参加人に対して、通訳及び翻訳を提供しなければならない。

第十二条 人民法院が民事事件を審理する場合には、当事者は、弁論をする権利を有する。

第十三条 民事訴訟では信義誠実の原則を遵守しなければならない。

当事者は、法律に定める範囲内において、自らの民事上の権利及び訴訟上の権利を処分する権利を有する。

第十四条 人民検察院は、民事訴訟に対して法的監督を行う権限を有する。

第十五条 機関、社会团体及び企業・事業単位は、国、集団又は個人の民事上の権利・利益を損なう行為について、損害を受けた組織又は個人が、人民法院に対して訴えを提起するのを支持することができる。

第十六条 民族自治地方の人民代表大会は、憲法及びこの法律の原則に基づき、当該地方の民族の具体的状況を考慮し、変更又は補充の規定を制定することができる。自治区の規定は、全国人民代表大会常務委員会に報告して、承認を求めるとする。自治州及び自治県の規定は、省又は自治区の人民代表大会常務委員会に報告して承認を求め、かつ、全国人民代表大会常務委員会に届け出て記録にとどめる。

第二章 管轄

第一節 審級管轄

第十七条 基層人民法院は、第一審の民事事件を管轄する。ただし、この法律に別段の定めがあるものを除く。

第十八条 中級人民法院は、次に掲げる第一審の民事事件を管轄する。

(一) 重大な涉外事件

(二) 当該管轄区内において重大な影響を及ぼす事件

(三) 最高人民法院が、中級人民法院が管轄する旨を確定した事件

第十九条 高級人民法院は、当該管轄区内において重大な影響を及ぼす第一審の民事事件を管轄する。

第二十条 最高人民法院は、次の各号に掲げる第一審の民事事件を管轄する。

(一) 全国において重大な影響を及ぼす事件

(二) 本院が審理すべきであると認める事件

第二節 地域管轄

第二十一条 公民に対して提起される民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。被告の住所地が経常的居住地と一致しない場合には、経常的居住地の人民法院が管轄する。

法人又はその他の組織に対して提起される民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。

同一の訴訟の複数の被告の住所地又は経常的居住地が二以上の人民法院の管轄区にある場合には、当該各人民法院は、いずれも管轄権を有する。

第二十二条 次の各号に掲げる民事訴訟は、原告の住所地の人民法院が管轄する。原告の住所地が経常的居住地と一致しない場合には、原告の経常的居住地の人民法院が管轄する。

(一) 中華人民共和国の領域内に居住していない者に対して提起される身分関係に関する訴訟

(二) 行方が不明であり、又は失踪を宣告された者に対して提起される身分関係に関する訴訟

(三) 強制的教育措置を受けている者に対する訴訟

(四) 拘禁されている者に対し提起される訴訟

第二十三条 契約紛争について提起される訴訟は、被告の住所地又は契約履行地の人民法院が管轄する。

第二十四条 保険契約に係る紛争について提起される訴訟は、被告の住所地又は保険の目的物の所在地の人民法院が管轄する。

第二十五条 手形に係る紛争について提起される訴訟は、手形の支払地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第二十六条 会社設立、株主資格確認、利益分配、解散等の紛争について提起される訴訟は、会社所在地の人民法院が管轄する。

第二十七条 鉄道運送、道路運送、水上運送、航空運送及び複合運送契約に係る紛争について提起される訴訟は、運送の開始地若しくは目的地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第二十八条 権利侵害行為について提起される訴訟は、権利侵害行為の実施地又は被告の住所地の人民法院

が管轄する。

第二十九条 鉄道事故、道路事故、水上事故及び航空事故に基づく損害賠償請求について提起される訴訟は、事故発生地、車両若しくは船舶が最初に到達した地、航空機が最初に着陸した地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第三十条 船舶の衝突又はその他の海上の事故に基づく損害賠償請求について提起される訴訟は、衝突発生地、衝突船舶が最初に到達した地、加害船舶が差し押さえられた地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。

第三十一条 海難救助費用について提起される訴訟は、救助地又は被救助船舶が最初に到達した地の人民法院が管轄する。

第三十二条 共同海損について提起される訴訟は、船舶が最初に到達した地、共同海損精算地又は航程終了地の人民法院が管轄する。

第三十三条 次の各号に掲げる事件は、この条に定める人民法院が専属的に管轄する。

- (一) 不動産に係る紛争について提起される訴訟は、不動産所在地の人民法院が管轄する
- (二) 港湾作業中に発生した紛争について提起される訴訟は、港湾所在地の人民法院が管轄する
- (三) 遺産相続に係る紛争について提起される訴訟は、被相続人の死亡時の住所地又は主たる遺産の所在地の人民法院が管轄する

第三十四条 契約又はその他の財産権利・利益紛争の当事者は書面による合意において被告の住所地、契約の履行地、契約の締結地、原告の住所地、目的物の所在地等、紛争と実際に関係する場所を管轄する人民法院を選択することができる。ただし、この法律の審級管轄及び専属管轄についての規定に違反してはならない。

第三十五条 二以上の人民法院がともに管轄権を有する訴訟については、原告は、そのうちの一の人民法院に対して訴えを提起することができる。原告が二以上の管轄権を有する人民法院に対して訴えを提起した場合には、最初に立件した人民法院が管轄する。

第三節 移送管轄及び指定管轄

第三十六条 人民法院は、受理した事件が当該法院の管轄に属するものでないことを発見した場合には、管轄権を有する法院に移送しなければならない。移送を受けた人民法院は受理しなければならない。移送を受けた人民法院は、移送を受けた事件が規定により当該人民法院の管轄に属するものでないと認めた場合には、上級の人民法院に報告して管轄の指定を求めなければならない。自ら重ねて移送してはならない。

第三十七条 管轄権を有する人民法院が、特別な事由によって、管轄権を行使することができない場合には、

上級の人民法院が管轄を指定する。

人民法院相互間において、管轄権に起因して紛争が発生した場合には、紛争に係る当事者双方が協議により解決する。協議により解決することができない場合には、それらに共通する上級の人民法院に報告して管轄の指定を求める。

第三十八条 上級人民法院は、下級の人民法院が管轄する第一審の民事事件を審理する権限を有する。当該法院が管轄する第一審の民事事件を下級の人民法院に委ねて審理させる明らかな必要がある場合には、その上級の人民法院に報告して承認を得なければならない。

下級の人民法院は、自らが管轄する第一審の民事事件について、上級の人民法院が審理する必要があると認める場合には、上級の人民法院に報告して審理を求めることができる。

第三章 裁判組織

第三十九条 人民法院が第一審の民事事件を審理する場合には、裁判官及び陪審員が共同で合議体を構成し、又は裁判官が合議体を構成する。合議体の構成員数は、奇数でなければならない。

簡易手続による審理が適用される民事事件は、一名の裁判官が単独で審理を担当する。

陪審員は、陪審の職務を執行するときは、裁判官と同等の権利及び義務を有する。

第四十条 人民法院が第二審の民事事件を審理する場合には、裁判官が合議体を構成する。合議体の構成員数は、奇数でなければならない。

差し戻されて再度審理する事件については、原審の人民法院は、第一審の手続に従い、別に合議体を構成しなければならない。

再審事件を審理する場合において、もともとが第一審であったときは、第一審の手続に従い、別途合議体を構成する。もともとが第二審であったとき、又は上級の人民法院が自ら再審するときは、第二審の手続に従い、別途合議体を構成する。

第四十一条 合議体の裁判長は、院長又は延長が一名の裁判官を指名して担当させる。院長又は延長が裁判に参加する場合には、院長又は延長がこれを担当する。

第四十二条 合議体は、事件を評議する場合には、少数が多数に従うという原則を実行する。評議については、記録を作成し、合議体の構成員が署名しなければならない。評議における異なった意見についても、そのまま記録に残さなければならない。

第四十三条 裁判人員は、法に基づき、公平に事件を取り扱わなければならない。

裁判人員は、当事者及びその訴訟代理人の接待又は贈与を受けてはならない。

裁判人員が汚職・収賄行為、私情にとらわれて不正をする行為又は法を枉げて裁判をする行為を行った場合には、法的責任を追及しなければならない。犯罪を構成する場合には、法に基づき、刑事責任を追及する。

第四章 忌避

第四十四条 裁判人員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、自ら回避しなければならず、当事者は口頭又は書面によって該当者の忌避を申し立てる権利を有する。

- (一) 当該事件の当事者であり、又は当事者若しくは訴訟代理人の近親者であるとき
- (二) 当該事件と利害関係を有する者であるとき
- (三) 当該事件の当事者、訴訟代理人とその他の関係を有し、事件の公正な審理に影響を及ぼすおそれのあるとき

裁判人員が当事者、訴訟代理人の接待、贈り物を受け、又は規定に違反して当事者、訴訟代理人と面会した場合、当事者は該当者の忌避を請求する権利を有する。

裁判人員に前項規定の行為がある場合、法に基づき法的責任を追及しなければならない。

前三項の規定は書記官、通訳・翻訳者、鑑定人及び検証人に適用する。

第四十五条 当事者は、忌避の申立てを提出する場合には、理由を説明し、事件につき審理が開始される時に提出しなければならない。事件の審理が開始された後に忌避事由を知った場合には、法廷における弁論が終結する前に提出することもできる。

忌避を申し立てられた者は、人民法院が忌避するか否かを決定する前に、当該事件に係る業務への関与を暫定的に停止しなければならない。ただし、当該事件が緊急措置を講ずる必要があるものである場合を除く。

第四十六条 院長が裁判長を担当する場合における忌避は、裁判委員会が決定する。裁判人員の忌避は、院長が決定する。その他の人員の忌避は、裁判長が決定する。

第四十七条 人民法院は、当事者の提出した忌避の申立てについて、申立ての提出後、三日以内に、口頭又は書面により決定しなければならない。申立人は、決定に対して不服がある場合には、決定を受領するときに、不服審査を一回申し立てることができる。不服審査期間において忌避を申し立てられた者は、当該事件に係る業務への関与を停止しない。人民法院は、不服審査の申立てについて、三日以内に不服審査決定をし、かつ、不服審査申立人に通知しなければならない。

第五章 訴訟参加人

第一節 当事者

第四十八条 公民、法人又はその他の組織は、民事訴訟の当事者となることができる。

法人は、その法定代表者が訴訟をする。その他の組織は、その主たる責任者が訴訟を行う。

第四十九条 当事者は、代理人に委任して、忌避の申立てを提出し、証拠を収集し、及び提供し、弁論を行い、調解を請求し、上訴を提起し、執行を申し立てる権利を有する。

当事者は、当該事件に関する資料を閲覧することができ、かつ、当該事件に関する資料及び法律文書を複製することができる。当該事件に関する資料を閲覧し、及び複製する範囲と規則は、最高人民法院が定める。

当事者は、法に基づき訴訟上の権利を行使し、訴訟に係る秩序を遵守し、法的効力が生じた判決書、裁定書及び調解書を履行しなければならない。

第五十条 当事者双方は、自ら和解することができる。

第五十一条 原告は、訴訟上の請求を放棄し、又は変更することができる。被告は、訴訟上の請求を認諾し、又は反駁することができ、反訴を提起する権利を有する。

第五十二条 当事者の一方又は双方が二名以上である場合において、その訴訟の目的物が共同であり、又は訴訟の目的物が同一の種類であり、人民法院が併合して審理することができることと認め、かつ、当事者の同意を経たときは、共同訴訟とする。

共同訴訟の一方の当事者が訴訟の目的物について共通の権利・義務を有する場合には、そのうちの一名の訴訟行為は、他の共同訴訟人の承認を経て、当該他の共同訴訟人に対して効力が生じる。訴訟の目的物について共通の権利・義務を有しない場合には、そのうちの一名の訴訟行為は、他の共同訴訟人に対しての効力を生じない。

第五十三条 当事者の一方の人数が多い共同訴訟については、当事者が代表者を選任して訴訟を行うことができる。代表者の訴訟行為は、その者が代表する当事者に対しての効力を生じる。ただし、代表者が訴訟上の請求を変更し、若しくは放棄し、相手方当事者の訴訟上の請求を認諾し、又は和解をする場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。

第五十四条 訴訟の目的物が同一の種類であり、当事者の一方の人数が多く、訴えを提起するときに、人数がなお確定されていない場合には、人民法院は、公告を発し、事件の状況及び訴訟上の請求を説明し、権利者に一定の期間内に人民法院に登録するよう通知することができる。

人民法院に登録する権利者は、代表者を選任して訴訟をすることができる。代表者を選任することができ

ない場合には、人民法院は、登記に参加した権利者と協議して代表者を確定することができる。

代表者の訴訟行為は、その者が代表する当事者に対して効力が生じる。ただし、代表者は、訴訟上の請求を変更し、若しくは放棄する場合、又は相手方当事者の訴訟上の請求を認諾し、和解をする場合には、代表される当事者の同意を得なければならない。

人民法院が下す判決又は裁定は、登記に参加した権利者全員に対して効力が生じる。登記に参加していない権利者が訴訟時効期間内に訴えを提起した場合には、当該判決又は裁定を適用する。

第五十五条 環境汚染、多数の消費者の適法な権利・利益の侵害等の公共の利益を損なう行為に対しては、法律が規定する機関及び関係組織は人民法院に訴訟を提起することができる。

人民検察院は、責務の履行中に生態環境及び資源保護の破壊、食品・医薬品の安全に関する分野における多数の消費者の適法的権利・利益の侵害等公共の利益を害する行為を発見した場合であって、前項規定の機関及び組織がないとき、又は前項規定の機関及び組織が訴訟を提起しないときは、人民法院に訴訟を提起することができる。前項にいう機関及び組織が訴訟を提起する場合、人民検察院は、当該訴えの提起について支持することができる。

第五十六条 第三者は、当事者双方の訴訟の目的物について、独立請求権を有すると認める場合には、訴えを提起する権利を有する。

第三者は、当事者双方の訴訟の目的物について、独立請求権を有しないものの、事件の処理結果が自己と法律上の利害関係を有する場合には、訴訟参加を申し立てることができ、又は人民法院がその者に訴訟に参加するよう通知する。人民法院が民事責任を負う旨を判決する第三者は、当事者としての訴訟上の権利・義務を有する。

前二項規定の第三者が本人の責に帰さない事由のために訴訟に参加しなかった場合であって、法的効力が生じた判決、裁定、調解書の一部又は全部の内容に誤りがあり、その民事上の権利・利益が侵害されることを証明する証拠があるときは、その民事上の権利・利益侵害を受けたことを知り、又は知ることができた日から六か月以内に、その判決、裁定、調解書を下した人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院の審理を経て、訴訟請求が成立する場合、原判決、原裁定、原調解書の変更又は取消を行わなければならない。訴訟請求が成立しない場合、訴訟請求は却下される。

第二節 訴訟代理人

第五十七条 訴訟行為無能力者については、その後見人が法定代理人として訴訟を代理する。法定代理人が

相互間で代理責任を転嫁する場合には、人民法院がそのうちの一名を指定して訴訟を代理させる。

第五十八条 当事者及び法定代理人は、一名又は二名を訴訟代理人として委任することができる。

以下の者は訴訟代理人として委任されることができる。

- (一) 弁護士、基層法律サービス従事者
- (二) 当事者の近親者又は従業員
- (三) 当事者所在の社区、組織及び関係社会团体が推薦する公民

第五十九条 他人に委任して訴訟を代理させる場合には、人民法院に対し、委任者が署名し、又は押印した授權委任状を提出しなければならない。

授權委任状には、委任事項及び権限を記載しなければならない。訴訟代理人が訴訟上の請求の認諾、放棄若しくは変更、和解の実施又は反訴若しくは上訴の提起を代理する場合には、委任者の特別の授權を有しなければならない。

国外に居住する中華人民共和国の公民が国外から送付し、又は委託して交付する授權委任状は、当該国に駐在する中華人民共和国の大使館又は領事館の証明を得なければならない。大使館及び領事館がない場合には、当該国に駐在する中華人民共和国と外交関係を有する第三国の大使館又は領事館が証明し、更に当該第三国に駐在する中華人民共和国の大使館若しくは領事館に転送して証明を受け、又は当該地の愛国華僑団体が証明する。

第六十条 訴訟代理人の権限が変更され、又は解除された場合には、当事者は、書面により人民法院に告知し、かつ、人民法院が相手方当事者に通知しなければならない。

第六十一条 訴訟を代理する弁護士又はその他の訴訟代理人は、証拠を調査・収集する権利を有し、かつ、当該事件に関する資料を閲覧することができる。当該事件に関する資料を閲覧する範囲及び規則については、最高人民法院が定める。

第六十二条 離婚事件において訴訟代理人がいる場合には、本人は、意思を表示することができないときを除き、出廷しなければならない。明らかに別段の事由により出廷できない場合には、人民法院に対して書面による意見を提出しなければならない。

第六章 証拠

第六十三条 証拠には、次の各号に掲げるものが含まれる。

- (一) 当事者の陳述

- (二) 書証
- (三) 物証
- (四) 視聴覚資料
- (五) 電子データ
- (六) 証人の証言
- (七) 鑑定意見
- (八) 検証記録

証拠は、証拠調べを経て真実であることを確かめたものに限りに、事実認定の根拠とすることができる。

第六十四条 当事者は自らが行った主張について、証拠を提供する責任を負う。

当事者及びその訴訟代理人が客観的事由により自ら収集することができない証拠又は人民法院が事件の審理に必要であると認める証拠については、人民法院は、調査・収集しなければならない。

人民法院は、法の定める手続に従い、証拠を全面的かつ客観的に審査し、事実と照合しなければならない。

第六十五条 当事者は自らが行った主張については適時に証拠を提供しなければならない。

人民法院は当事者の主張と事件審理の状況に基づき、当事者が提供すべき証拠及びその期間を確定する。当事者は、当該期間までの証拠提出が明らかに困難な場合、人民法院に期間の延長を申請することができ、人民法院は当事者の申請に基づき相応に延長する。当事者が期間までに証拠を提出しない場合、人民法院はその理由を説明するように命令しなければならない。理由の説明を拒否し、又は理由が成立しない場合、人民法院は状況に応じてその証拠を不採用とする、又はその証拠を採用した上で訓戒、過料に処することができる。

第六十六条 人民法院は当事者が提出した証拠資料を受け取った後、受領書を発行する。当該受領証には証拠名、ページ数、部数、原本又は写し、及び受領日時等を明記し、且つ、その取扱者が署名又は押印しなければならない。

第六十七条 人民法院は、関係組織及び個人に対して、調査し、証拠を取得する権限を有する。関係組織及び個人は、これを拒絶してはならない。

人民法院は、関係組織及び個人が提出した証明文書について、真偽を判別し、当該文書の効力を審査・確定しなければならない。

第六十八条 証拠は、法廷において提示し、かつ、当事者が相互に検証しなければならない。国家機密、営業秘密及びプライバシーに関わる証拠については、機密を保持しなければならない。法廷において提示する必要がある場合には、公開の法廷で提示してはならない。

第六十九条 法の定める手続を経て公証証明された法律事実及び文書については、人民法院は、事実を認定する証拠として認めなければならない。ただし、公証証明を覆すに足りる反証がある場合は、この限りでない。

第七十条 書証は、原本を提出しなければならない。物証は、原物を提出しなければならない。原本又は原物を提出することが明らかに困難である場合には、複製品、写真、副本又は抄本を提出することができる。

外国語による書証を提出するときは、中国語の訳文を添付しなければならない。

第七十一条 人民法院は、視聴覚資料について、真偽を判別し、かつ、当該事件のその他の証拠と結びつけて、事実認定の根拠とすることができるか否かを審査し、確定しなければならない。

第七十二条 事件の状況を知る組織及び個人は、いずれも出廷して証言する義務を有する。関係組織の責任者は、証人が証言することを支持しなければならない。

意思を正確に伝えない者は、証言することができない。

第七十三条 人民法院の通知を受けた場合、証人は出廷して証言しなければならない。次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときには、人民法院の許可を得て、書面による証言、視聴覚情報伝達技術又は視聴覚資料等の方法をもって証言することができる。

- (一) 健康上の理由により出廷できない場合
- (二) 遠隔地にあって交通が不便なため出廷できない場合
- (三) 自然災害等の不可抗力により出廷できない場合
- (四) その他正当な理由により出廷できない場合

第七十四条 証人が出廷・証言義務を履行するために支出した交通費、宿泊費、食費等必要な経費、及び休業補償は、敗訴当事者が負担しなければならない。当事者が証人による証言を申請した場合には、当該当事者が先に立替え払いをし、当事者の申請ではなく人民法院の通知を受けて証人が証言する場合には、人民法院が先に立替え払いする。

第七十五条 人民法院は、当事者の陳述について、当該事件のその他の証拠と結びつけて、事実認定の根拠とすることができるか否かを審査し、確定しなければならない。

当事者の陳述の拒絶は、人民法院が証拠に基づいて事件に係る事実を認定することに影響を及ぼすことはない。

第七十六条 当事者は、事実調べにおける専門的な問題について、人民法院に鑑定を申請することができる。当事者が鑑定を申請する場合、当事者双方が協議のうえ、資格を有する鑑定人を確定する。協議が成立しない場合には、人民法院が指定する。

当事者が鑑定を申請していない場合であっても人民法院が専門的な問題について鑑定が必要であると認めた場合には、資格を有する鑑定人に鑑定を委託しなければならない。

第七十七条 鑑定人は、鑑定をするのに必要なすべての事件資料を調査する権限を有し、必要に応じて、当事者、証人を尋問することができる。

鑑定人は書面による鑑定意見を提出し、鑑定書に署名又は押印しなければならない。

第七十八条 当事者が鑑定意見に対して異議を申立て、又は人民法院が鑑定人の出廷が必要と認めた場合には、鑑定人は出廷して証言しなければならない。人民法院の通知があるにもかかわらず鑑定人が出廷・証言を拒む場合には、当該鑑定意見を事実認定の根拠にしてはならない。鑑定費用を支払った当事者は鑑定費用の返還を請求することができる。

第七十九条 当事者は、人民法院に対し、専門知識のある者に出廷を通知し、鑑定人が提出した鑑定意見又は専門的問題について意見を提出するように申し立てることができる。

第八十条 物証又は現場を検証する場合には、検証人は、人民法院の証明書を提示し、かつ、現地の基層組織又は当事者が所在する組織に対して人員を派遣して参加するよう招請しなければならない。当事者又は当事者の成人の家族は、現場に立ち会わなければならない。立会うことを拒絶した場合も、検証の進行に影響を及ぼすことはない。

関係組織及び個人は、人民法院の通知に基づき、現場を保護し、検証作業に協力する義務を負う。

検証人は、検証の状況及び結果につき記録を作成しなければならない。検証人、当事者及び招請された参加者が署名し、又は押印する。

第八十一条 証拠が滅失、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある場合には、当事者は訴訟手続中に人民法院に対して証拠保全の申立てを行うことができ、人民法院も自発的に保全措置を講ずることができる。

緊急の状況により、証拠が滅失、又はその後において取得するのが困難となるおそれのある場合には、利害関係人は訴えを提起するか又は仲裁を申し立てる前に、証拠所在地、被申請人住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して証拠保全の申立てをすることができる。

証拠保全のその他の手続については、第九章保全の関連規定を参照適用する。

第七章 期間、送達

第一節 期間

第八十二条 期間には、法定期間及び人民法院が指定する期間が含まれる。

期間は、時、日、月及び年をもって計算する。期間が開始する時及び日は、期間に算入しない。

期間が満了する最終日が祝祭日・休日である場合には、祝祭日・休日後の最初の日を期間満了の日とする。

期間には、送付途中の時間を含まない。訴訟文書が期間満了前に郵送に付された場合には、期間徒過とはみなさない。

第八十三条 当事者は、不可抗力事由又はその他の正当な理由により期間を徒過した場合には、障害が解消した後の十日内に、期間の順延を申し立てることができる。許可するか否かは、人民法院が決定する。

第二節 送達

第八十四条 訴訟文書を送達する場合には、送達を受けるべき者が送達受領証に受領日を記載し、署名し、又は押印しなければならない。

送達を受けるべき者が送達受領証に受領の署名をした日を送達日とする。

第八十五条 訴訟文書の送達は、送達を受けるべき者に直接に到達しなければならない。送達を受けるべき者が公民である場合において、本人が不在であるときは、その者と同居する成人の家族に交付して署名・受領させる。送達を受けるべき者が法人又はその他の組織である場合には、法人の法定代表者、その他の組織の主たる責任者又は当該法人若しくは組織において書類受領の責任を負う者が署名・受領しなければならない。送達を受けるべき者が訴訟代理人を有する場合には、当該代理人に送付して署名・受領させることができる。送達を受けるべき者が既に人民法院に対して代理受領者を指定している場合には、代理受領者に送付して署名・受領させる。

送達を受けるべき者と同居する成人の家族、法人又はその他の組織において書類受領の責任を負う者、訴訟代理人又は代理受領者が送達受領証に受領の署名をした日を送達日とする。

第八十六条 送達を受けるべき者又はその者と同居する成人の家族が訴訟文書の受領を拒絶した場合において、送達人は関係基層組織又は所属する組織の代表者に現場に立ち会うように要請し、状況を説明し、送達受領証に受領拒絶事由と日付を明記し、送達人及び証人が署名又は押印し、訴訟文書を送達を受けるべき者の住所に差し置くことができる。訴訟文書を送達を受けるべき者の住所に差し置き、写真（画像）、ビデオ撮影（映像）の方法で送達の過程を記録することができ、この場合送達されたものとみなす。

第八十七条 人民法院は、送達を受けるべき者の同意を経て、ファクシミリ、電子メール等、送達を受けるべき者の受領が確認できる方式によって、訴訟文書の送達を行うことができる。ただし、判決書、裁定書、調解書は除く。

前項の方法によって送達する場合においては、ファクシミリ、電子メール等、送達を受けるべき者の特定システムへの到達日を送達日とする。

第八十八条 訴訟文書の直接送達が困難な場合には、他の人民法院に委託して代理送達させ、又は郵便に付して送達することができる。郵便に付して送達する場合には、配達証明書に記載された書類受領日を送達日とする。

第八十九条 送達を受けるべき者が軍人である場合には、その者の所属する部隊の連隊以上の組織の政治機関を通じて交付する。

第九十条 送達を受けるべき者が拘禁されている場合には、その者の所在する拘禁場所を通じて交付する。

送達を受けるべき者が強制的教育措置を受けている場合には、その者の所在する強制教育機関を通じて交付する。

第九十一条 代理して交付を受けた機関又は組織は、訴訟文書を受領した後に、直ちに送達を受けるべき者に交付し、受領署名させなければならない。送達受領証における受領署名の日をもって、送達日とする。

第九十二条 送達を受けるべき者の行方が不明であり、又はこの節に定めるその他の方式によっても送達する手段がない場合には、公示送達をする。公示を発した日から六十日を経過したときに、送達されたものとみなす。

公示送達については、事件記録に理由及び経過を記載しなければならない。

第八章 調解

第九十三条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、当事者の自由意思によるという原則に基づき、事実を明らかにした上で、是非を見極め、調解を行う。

第九十四条 人民法院が調解を行う場合には、裁判官一名により主宰することができ、また合議体が主宰することもでき、かつ、できる限り現地において行う。

人民法院は、調解を行う場合において、簡便な方式を用いて当事者及び証人に出廷通知をすることができる。

第九十五条 人民法院は、調解を行う場合において、関係組織及び個人を招請して協力させることができる。招請された組織及び個人は、人民法院が調解を行うのに協力しなければならない。

第九十六条 調解により達成した合意は、双方の自由意思によらなければならない。強要してはならない。調解合意の内容は、法律の規定に違反してはならない。

第九十七条 調解により合意に達した場合は、人民法院は、調解書を作成しなければならない。調解書には、訴訟上の請求、事件に係る事実及び調解結果を記載しなければならない。

調解書は、裁判人員及び書記官が署名し、人民法院の印章を押印し、当事者双方に送達する。

調解書は、当事者双方による受領署名を経た後に、直ちに法的効力を有する。

第九十八条 次の各号に掲げる事件につき、調解が合意に達成した場合には、人民法院は、調解書を作成しないことができる。

- (一) 調解により和解した離婚事件。
- (二) 調解により養親子関係を維持する事件。
- (三) 即時に履行することができる事件。
- (四) 調解書を作成する必要がないその他の事件。

調解書を作成する必要がない合意については、記録に記入しなければならない。当事者双方、裁判人員及び書記官が署名し、又は押印した後に、直ちに法的効力を有する。

第九十九条 調解において合意に達成せず、又は調解書の送達前に当事者の一方が意思を翻した場合には、人民法院は、遅滞なく判決しなければならない。

第九章 保全及び先行執行

第一百条 人民法院は、当事者の一方の行為又はその他の事由により、判決の執行が困難となる、又は当事者にその他の損害を生じさせるおそれのある事件については、相手方当事者の申立てに基づき、財産に対する保全を行うこと、又は一定行為を行うこと若しくは一定の行為を禁止することを命令する旨を裁定することができる。当事者が申立てを提出していない場合において、人民法院は必要に応じて保全措置を講じる旨を裁定することができる。

人民法院が保全措置を講じる場合には、申立人に担保の提供を命ずることができる。申立人が担保を提供しない場合には、申立ての却下を裁定することができる。

人民法院は申立ての受理後、緊急の状況にあるものについては、四十八時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講ずる旨を裁定した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。

第一百一条 利害関係人は、緊急の状況により直ちに保全の申立てをしなければ、その者の適法な権利・利益につき補填することが困難な損害を受けるおそれがある場合には、訴訟の提起又は仲裁の申立て前に、被保全財産の所在地、被申立人住所地又は事件の管轄権を有する人民法院に対して保全措置の採用を申し立てる

ことができる。申立人は担保を提供しなければならず、担保を提供しない場合には、申立ての却下を裁定する。

人民法院が申立てを受けた後、四十八時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講ずる旨を裁定した場合には、直ちに執行を開始しなければならない。

人民法院が保全措置を講じてから三十日以内に、申立人が法律に基づいて訴訟提起又は仲裁申立てをしない場合には、人民法院は保全を解除しなければならない。

第二百条 保全は、請求の範囲内又は当該事件に関係する財物に限る。

第二百三条 財産保全においては、封印、差押え、凍結又は法律の定めるその他の方法を講ずる。人民法院は財産を保全した後、財産を保全された者に直ちに通知しなければならない。

財産が既に封印され、又は凍結されている場合には、重複して封印し、又は凍結してはならない。

第二百四条 財産紛争事件につき、被申立人が担保を提供した場合には、人民法院は、保全解除を裁定しなければならない。

第二百五条 申立てに誤りがあった場合には、申立人は、被申立人が財産保全により受けた損害を賠償しなければならない。

第二百六条 人民法院は、次の各号に掲げる事件については、当事者の申立てに基づき、先行執行する旨を裁定することができる。

- (一) 尊属扶養費、配偶者扶養費、卑属扶養費、救済金又は医療費用の請求
- (二) 労働報酬の請求
- (三) 状況が緊急であり、先行執行を必要とするもの

第二百七条 人民法院が先行執行を裁定する場合には、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (一) 当事者相互間の権利・義務関係が明確であり、先行執行しなければ、申立人の生活又は生産・経営に重大な影響を及ぼすこと
- (二) 被申立人に履行能力があること

人民法院は、申立人に対して担保の提供を命ずることができ、申立人が担保を提供しない場合には、申立てを却下する。申立人が敗訴した場合、先行執行に起因して被申立人が受けた財産的損害を賠償しなければならない。

第二百八条 当事者は、財産保全又は先行執行の裁定に対して不服がある場合には、不服審査を一回申し立てることができる。不服審査期間においては、裁定の執行は停止しない。

第十章 民事訴訟の妨害に対する強制措置

第九十九条 人民法院は、出廷しなければならない被告が、二回の召喚状により召喚したにもかかわらず、正当な理由なく出廷を拒絶した場合には、拘引することができる。

第一百条 訴訟参加人及びその他の者は、法廷規則を遵守しなければならない。

人民法院は、法廷規則に違反した者に対し、訓戒を与え、法廷から退出するよう命じ、又は過料、拘留に処することができる。

人民法院は、法廷において騒ぎ、又は法廷を攻撃し、裁判人員を侮辱し、誹謗し、脅迫し、又は殴打し、法廷の秩序を著しく乱した者に対し、法に基づき刑事責任を追及する。情状が比較的軽微である場合には、過料又は拘留に処する。

第一百一条 訴訟参加人又はその他の者に次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合には、人民法院は、情状の軽重に応じて過料又は拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

- (一) 重要な証拠を偽造し、又は隠滅し、人民法院による事件の審理を妨害する行為
- (二) 暴力、脅迫若しくは賄賂の方法に基づき、証人が証言するのを阻止し、又は他人を指図し、賄賂し、若しくは脅迫して偽証をさせる行為
- (三) 既に封印され、若しくは差し押えられている財産若しくは既に点検され、かつその保管を命じられている財産を隠匿し、移転し、換価し、若しくは毀損し、又は既に凍結されている財産を移転する行為
- (四) 司法職員、訴訟参加人、証人、通訳・翻訳者、鑑定人、検証人又は執行協力者に対し、侮辱、誹謗、誣告、殴打又は攻撃・報復をする行為
- (五) 暴力、脅迫又はその他の方法に基づき司法職員による職務の執行を妨害する行為
- (六) 既に法的効力が生じた人民法院の判決又は裁定の履行を拒絶する行為

人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある組織について、当該組織の主たる責任者又は直接の責任者に対して過料又は拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第一百十二条 当事者が悪意によって結託し、訴訟、調解等の方式によって、他人の合法的権利・利益の侵害を図る場合には、人民法院はその請求を却下し、かつその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及しなければならない。

第一百十三条 被執行者が他者と悪意により結託し、訴訟、仲裁、調解等の方式によって、法律文書で確定した履行義務を免れようとする場合、人民法院はその情状の軽重に基づき過料、拘留を科さなければならない。

犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及しなければならない。

第一百四條 調査又は執行に協力する義務を負う組織が次に掲げる行為のいずれかをした場合は、人民法院は、当該組織に対して協力義務を履行するよう命ずるほか、過料を併科することができる。

- (一) 人民法院が調査して証拠を取得することを関係組織が拒絶し、又は妨害する行為
- (二) 関係組織が人民法院による執行協力通知書を受領後、財産に関する調査・照会への協力、差押、凍結、振替、換価を拒絶する行為
- (三) 人民法院の執行協力通知書を受領した後に、関係組織が被執行人の収入の差押え、関係する財産権証書の移転手続の実施又は関係する証票、証書又はその他の財産の転送・交付に係る協力を拒絶する行為
- (四) 執行協力を拒絶するその他の行為

人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある組織について、その主たる責任者又は直接の責任者を過料に処することができる。なおも協力義務を履行しない者に対しては、拘留に処することができ、かつ、監察機関又は関係機関に対して規律処分を行う旨の司法提案を提出することができる。

第一百五條 個人に対する過料の金額は、十万人民币元以下とする。組織に対する過料の金額は、五万人民币元以上百万人民币元以下とする。

拘留の期間は、十五日以下とする。

被拘留者は、人民法院が公安機関に引き渡して拘禁する。拘留期間において、被拘留者が過ちを認め、かつ、改めた場合には、人民法院は、期間満了前に拘留を解除する旨を決定することができる。

第十六條 拘引、過料及び拘留については、院長の承認を経なければならない。

拘引については、拘引状を発しなければならない。

過料及び拘留については、決定書を用いなければならない。決定に対する不服がある場合には、直近の上級の人民法院に対して不服審査を一回申し立てることができる。不服審査期間においては、執行は停止しない。

第十七條 民事訴訟の妨害に対する強制措置は、人民法院が決定しなければならない。いかなる組織及び個人が不法に他人を拘禁し、又は不法、かつ、密かに他人の財産を差し押さえ、債務の弁済を請求した場合には、法に基づき刑事責任を追及し、又は拘留若しくは過料に処さなければならない。

第十一章 訴訟費用

第一百八条 当事者は、民事訴訟を行う場合には、規定に従い、事件受理费を納付しなければならない。財産上の事件については、事件受理费を納付するほか、規定に従い、その他の訴訟費用を納付する。

当事者は、訴訟費用を納付するのが明らかに困難な場合には、規定に従い、人民法院に、納付の猶予、軽減又は免除を申し立てることができる。

訴訟費用の収受に係る規則は、別に制定する。

第二編 裁判手続

第十二章 第一審の通常手続

第一節 訴えの提起及び受理

第一百九条 訴えの提起は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (一) 原告が当該事件と直接に利害関係を有する公民、法人又はその他の組織であること
- (二) 明確な被告がいること
- (三) 具体的な訴訟上の請求並びに事実及び理由があること
- (四) 人民法院が民事訴訟を受理する範囲及び受訴人民法院の管轄に属すること

第二十条 訴えの提起については、人民法院に対して訴状を提出し、かつ、被告の人数に応じて副本を提出しなければならない。

訴状を作成するのが明らかに困難な場合には、口頭で訴えを提起することができ、人民法院が記録に記入した上で、相手方当事者に告知する。

第二十一条 訴状には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 原告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法、法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主たる責任者の氏名、役職、連絡方法
- (二) 被告の氏名、性別、勤務先、住所等の情報、法人又はその他の組織の名称、住所等の情報
- (三) 訴訟上の請求並びに根拠とする事実及び理由
- (四) 証拠及び証拠の出所並びに証人の氏名及び住所

第二十二条 当事者が人民法院に対して訴えを提起した民事紛争について、調解に適する場合には、先に調解を行うものとする。ただし、当事者が調解を拒んだ場合はこの限りでない。

第二十三条 人民法院は、当事者に対して、法律の規定に基づき訴えを提起する権利を保障しなければな

らない。第百十九条に適合する訴えの提起については、受理しなければならない。訴えの提起に係わる要件に適合する場合には、七日以内に立件し、かつ当事者に通知しなければならない。訴えの提起に係る要件に適合しない場合には、七日以内に裁定書を作成し、これを受理しない。原告は、裁定に不服がある場合には、上訴を提起することができる。

第二百二十四条 人民法院は次の各号に掲げる訴えの提起については、それぞれ状況に応じて処理する。

- (一) 行政訴訟法の規定に基づき、行政訴訟の事件受理範囲に属する場合には、原告に行政訴訟を提起するよう告知する。
- (二) 法律の規定に基づき、当事者双方が書面仲裁で仲裁申立てに合意し、人民法院に訴えを提起してはならない場合、仲裁機関に仲裁を申し立てるよう原告に告知する。
- (三) 法律の規定に基づき、その他の機関が処理すべき紛争については、関係機関に対して解決を申し立てるよう原告に告知する。
- (四) 当該法院の管轄に属しない事件については、管轄権を有する人民法院に訴えを提起するよう原告に告知する。
- (五) 判決、裁定、調解書が既に法的効力が生じている事件について、当事者が再度訴えを提起した場合、再審を申し立てるよう原告に告知する。ただし、人民法院が訴えの取下げを許可した裁定を除く。
- (六) 法律の規定に基づき、一定の期間内に訴えを提起してはならない事件のうち、訴えを提起してはならない期間内に訴えを提起したものについては、これを受理しない。
- (七) 判決により離婚を許可せず、及び調解により和解した離婚事件並びに判決又は調解により養親子関係を維持する事件において、新たな事情又は新たな理由なくして、原告が六か月以内に更に訴えを提起したものについては、これを受理しない。

第二節 審理前の準備

第二百五条 人民法院は立件の日から五日以内に訴状の副本を被告に送付しなければならない。被告は受領した日から十五日以内に答弁書を提出しなければならない。答弁書には被告の氏名、性別、年齢、民族、職業、勤務先、住所、連絡方法、法人又はその他の組織の名称、住所及び代表者又は主たる責任者の氏名、役職、連絡方法を明記しなければならない。人民法院は答弁書を受領した日から五日以内に答弁書の副本を原告に送付しなければならない。

被告が答弁書を提出しない場合であっても、人民法院の審理に影響を及ぼすことはない。

第二十六条 人民法院が受理を決定した事件については、事件受理通知書及び応訴通知書において、又は

口頭により、当事者に対して関係する訴訟上の権利・義務を告知しなければならない。

第二百二十七条 人民法院が事件を受理した後において、当事者が、管轄権に対する異議がある場合には、答弁書を提出する期間内に異議を提出しなければならない。人民法院は、当事者が提出した異議について、審査しなければならない。異議が成立する場合、管轄権を有する人民法院に事件を移送する旨を裁定し、異議が成立しない場合には却下する旨を裁定する。

当事者が管轄異議を提出せずに応訴答弁をしている場合、訴訟を受けた人民法院に管轄権を有するものとみなす。ただし、審級管轄と専属管轄の規定に違反する場合を除く。

第二百二十八条 合議体の構成員が確定した後、三日以内に当事者にこれを告知しなければならない。

第二百二十九条 裁判人員は、訴訟資料を確実に照合審査し、かつ、必要な証拠を調査・収集しなければならない。

第二百三十条 人民法院は、人員を派遣して調査をさせる場合には、被調査人に対して、証明書を提示させなければならない。

調査記録は、被調査人による校閲を経た後に、被調査人及び調査人が署名し、又は押印する。

第二百三十一条 人民法院は、必要に応じて、他の地方の人民法院に調査を委託することができる。

調査を委託する場合には、明確な項目及び要求を提出しなければならない。受託した人民法院は、自発的に調査を補充することができる。

受託した人民法院は、委託書を受領した後、三十日以内に調査を完了しなければならない。事情により完了することができない場合には、当該期間内に書簡により委託した人民法院に告知しなければならない。

第二百三十二条 共同して訴訟を行うべき当事者が訴訟に参加していない場合には、人民法院は、当該当事者に通知して、訴訟に参加させなければならない。

第二百三十三条 人民法院は、受理した事件につき、状況に応じて次の処理を行う。

- (一) 当事者に争いがなく、督促手続規定の要件に適合する場合には、督促手続に入ることができる。
- (二) 開廷前に調解できる場合、調解方式を採用して速やかに紛争を解決する。
- (三) 事件の状況に基づき、簡易手続又は通常手続の適用を確定する。
- (四) 開廷審理が必要な場合、当事者への証拠交換等の要求を通じて争点を明確にする。

第三節 開廷審理

第二百三十四条 人民法院は、民事事件を審理する際には、国家機密若しくはプライバシーに関わる事件又は法律に別段の定めがある事件を除き、公開して行われなければならない。

離婚事件及び営業秘密に関わる事件で、当事者が非公開審理を申し立てたものについては、公開しないで審理することができる。

第三百三十五条 人民法院は、民事事件を審理する場合において、必要に基づき、巡回して審理を行うときは、現地において事件を取り扱う。

第三百三十六条 人民法院は、民事事件を審理する場合には、開廷の三日前までに当事者とその他の訴訟参加人に通知しなければならない。公開して審理する場合には、当事者の氏名、事件名並びに開廷の期日及び場所を公告しなければならない。

第三百三十七条 開廷審理の前に、書記官は、当事者とその他の訴訟参加人が出廷するか否かを調査して明らかにし、法廷の規律を宣告しなければならない。

開廷審理する際には、裁判長が当事者を照合し、事件名を宣告し、裁判人員及び書記官の名簿を宣告し、当事者に関する訴訟上の権利・義務を告知し、かつ、当事者に忌避の申立てを提出するか否かを尋ねる。

第三百三十八条 法廷における調査は、次に掲げる順序に従って行う。

- (一) 当事者の陳述
- (二) 証人の権利・義務の告知、証人の証言並びに出廷していない証人の証言の朗読
- (三) 書証、物証、視聴覚資料及び電子データの提示
- (四) 鑑定意見の朗読
- (五) 検証記録の朗読

第三百三十九条 当事者は、法廷において新しい証拠を提出することができる。

当事者は、法廷の許可を経て、証人、鑑定人及び検証人に質問することができる。

当事者が新たに調査、鑑定、又は検証を行うことを要求した場合、許可するか否かは、人民法院が決定する。

第三百四十条 原告が訴訟上の請求を追加し、被告が反訴を提起し、又は第三者が当該事件に関連する訴訟上の請求を提起した場合には、併合して審理することができる。

第三百四十一条 法廷弁論は、次に掲げる順序により行う。

- (一) 原告及びその訴訟代理人の発言
- (二) 被告及びその訴訟代理人の答弁
- (三) 第三者及びその訴訟代理人の発言又は答弁
- (四) 相互弁論

法廷弁論が終結した場合には、裁判長が原告、被告及び第三者という順序に従い各者の最終意見を聴取す

る。

第四百二十二条 法廷弁論が終結した場合には、法に基づき判決を下さなければならない。判決前に調解することができる場合には、さらに調解することができる。調解が成立しない場合には、速やかに判決を下さなければならない。

第四百二十三条 原告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶し、又は法廷の許可を得ないで中途退廷した場合には、訴えの取下げとして処理することができる。被告が反訴した場合には、欠席判決を下すことができる。

第四百二十四条 被告が召喚状により召喚され、正当な理由なく出廷を拒絶し、又は法廷の許可を得ないで中途退廷した場合には、欠席判決を下すことができる。

第四百四十五条 判決を言い渡す前に、原告が訴えの取下げを申し立てた場合には、許可するか否かは、人民法院が裁定する。

人民法院が訴えの取下げを許可しない旨を裁定した場合において、原告が召喚状により召喚され、正当な理由なくして出廷を拒絶したときは、欠席判決をすることができる。

第四百四十六条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、開廷審理を延期することができる。

- (一) 出廷すべき当事者とその他の訴訟参加人が正当な理由があつて出廷しないとき。
- (二) 当事者が臨時に忌避の申立てを提出したとき
- (三) 新たな証人に出廷するよう通知し、新たな証拠を収集調査し、改めて鑑定し、若しくは検証する必要があり、又は補充調査をする必要があるとき
- (四) その他の延期すべき事由があるとき

第四百四十七条 書記官は、法廷審理に係るすべての活動を記録に記入し、裁判人員及び書記官がこれに署名しなければならない。

法廷記録は、当該法廷において朗読しなければならず、当事者とその他の訴訟参加人に、当該法廷において、又は五日以内に閲覧するよう告知することもできる。当事者又はその他の訴訟参加人は、自らの陳述記録に遺漏又は誤りがあると認める場合には、補正するよう申し立てる権利を有する。補正をしない場合には、当該申立てを記録しなければならない。

法廷記録は、当事者又はその他の訴訟参加人が署名し、又は押印する。署名及び押印を拒絶した場合には、事情を記載した上で、記録に付けなければならない。

第四百四十八条 人民法院は、公開で審理し、又は非公開で審理する事件について、一律に公開して判決を言い渡す。

当該法廷において直ちに判決を言い渡す場合には、十日以内に判決書を発送しなければならない。期日を定めて判決を言い渡す場合には、判決の言い渡し後に、直ちに判決書を交付する。

判決を言い渡す場合には、当事者に上訴の権利、上訴の期限及び上訴する法院を告知しなければならない。

離婚判決を言い渡す場合には、判決の法的効力が生じる前に他の者と婚姻してはならない旨を当事者に告知しなければならない。

第四百九十九条 人民法院が通常手続を適用して審理する事件は、立件日から六か月以内に審理を終結しなければならない。特別な事由により延長する必要がある場合には、当該法院の院長が承認して、六か月延長することができる。さらに延長する必要がある場合には、上級の人民法院に報告して承認を求める。

第四節 訴訟の中止及び終結

第五百十条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、訴訟を中止する。

- (一) 当事者の一方が死亡し、相続人が訴訟に参加するか否かを表明するのを待つ必要があるとき
- (二) 当事者の一方が訴訟行為能力を喪失し、法定代理人が確定されていないとき
- (三) 当事者の一方である法人又はその他の組織が終了し、権利・義務の継承者が確定されていないとき
- (四) 当事者の一方が不可抗力事由により、訴訟に参加することができなくなったとき
- (五) 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないものであって、当該別の事件の審理がなお終結していないとき
- (六) 訴訟を中止すべきその他の事由があるとき

訴訟を中止すべき事由が解消した後に、訴訟を再開する。

第五百十一条 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、訴訟を終結する。

- (一) 原告が死亡し、相続人がいないとき又は相続人が訴訟上の権利を放棄したとき
- (二) 被告が死亡し、遺産がなく、かつ義務を負うべき者がいないとき
- (三) 離婚事件の当事者の一方が死亡したとき
- (四) 尊属扶養費、配偶者扶養費又は卑属扶養費を請求する事件及び養親子関係を解除する事件の当事者の一方が死亡したとき

第五節 判決及び裁定

第五百十二条 判決書には判決結果と当該判決の理由を明記しなければならない。判決書には次の各号に掲げる事項が含まれる。

- (一) 事件名、訴訟上の請求並びに係争に係る事実及び理由
- (二) 判決で認定した事実及びその理由、適用した法律及びその理由
- (三) 判決結果及び訴訟費用の負担
- (四) 上訴期間及び上訴する法院

判決書は、裁判人員及び書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。

第一百五十三条 人民法院は、事件を審理する場合において、そのうちの一部の事実が既に明らかとなったときは、当該部分について先行して判決することができる。

第一百五十四条 裁定は次の各号に掲げる範囲に適用する。

- (一) 受理しないとき
- (二) 管轄権に対して異議のあるとき
- (三) 訴えの提起を却下するとき
- (四) 保全及び先行執行
- (五) 訴えの取下げを許可し、又は許可しないとき
- (六) 訴訟を中止し、又は終結するとき
- (七) 判決書の記載上の誤りを補正するとき
- (八) 執行を中止し、又は終結するとき
- (九) 仲裁判断を取り消し、又は執行しないとき
- (十) 公証機関が強制執行の効力を賦与した債権文書を執行しないとき
- (十一) 裁定により解決することを必要とするその他の事項

前項第一号から第三号までの定めに係る裁定については、上訴することができる。

裁定書には裁定結果とその裁定の理由を明記しなければならない。裁定書は、裁判人員と書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。口頭による裁定の場合には、記録に記入する。

第一百五十五条 最高人民法院の判決及び裁定並びに法に基づき上訴が許可されず、又は上訴期間が経過しても上訴していない判決及び裁定は、法的効力が生じた判決及び裁定となる。

第一百五十六条 公衆は法的効力が生じた判決書、裁定書を閲覧することができる。ただし、国家機密、営業秘密及びプライバシーに関する内容はこの限りでない。

第十三章 簡易手続

第二百五十七条 基層人民法院及びその派出法廷は、事実が明らかであり、権利・義務関係が明確であり、係争が大きくない簡単な民事事件を審理する場合には、この章の規定を適用する。

基層人民法院及びその派出法廷が前項規定外の民事事件を審理する場合は、当事者双方の合意によっても、簡易手続を適用できる。

第二百五十八条 簡単な民事事件については、原告は、口頭により訴えを提起することができる。

当事者双方は、同時に基層人民法院又はその派出法廷に行き、紛争の解決を請求することができる。基層人民法院又はその派出法廷は、即時に審理することができ、別に期日を定めて審理することもできる。

第二百五十九条 基層人民法院及びその派出法廷は、簡単な民事事件を審理する場合には、簡便な方法をもって、当事者と証人を召喚し、訴訟文書を送達し、事件を審理することができる。ただし、当事者に意見陳述の権利を保障しなければならない。

第二百六十条 簡単な民事事件は、裁判官一名が単独で審理を担当し、かつ、第三百六条、第三百八条及び第四十一条に定める制限を受けない。

第二百六十一条 人民法院は、簡易手続を適用して事件を審理する場合には、立件日から三か月以内に審理を終結しなければならない。

第二百六十二条 基層人民法院及びその派出法廷による審理が、第二百五十七条第一項所定の簡単な民事事件に適合し、訴訟価額が各省、自治区、直轄市前年度の就業者年平均賃金の百分の三十以下の場合、一審終審で行う。

第二百六十三条 人民法院の審理過程において、事件が簡易手続適用に相応しくないことが判明した場合、通常手続への変更を裁定する。

第十四章 第二審の手続

第二百六十四条 当事者は、地方人民法院の第一審判決に対して不服のある場合には、判決書の送達の日から十五日以内に、直近の上級の人民法院に対して上訴を提起する権利を有する。

当事者は、地方人民法院の第一審裁定に対して不服のある場合には、裁定書の送達の日から十日以内に、直近の上級の人民法院に対して上訴を提起する権利を有する。

第二百六十五条 上訴する場合には、上訴状を提出しなければならない。上訴状には当事者の氏名、法人の名称及び法定代表者の氏名又はその他の組織の名称及び主たる責任者の氏名、原審の人民法院の名称、事件の番号及び事件名、上訴の請求及び理由が含まなければならない。

第百六十六条 上訴状は、原審の人民法院を通じて提出し、かつ、相手方当事者又は代表者の人数に応じて副本を提出しなければならない。

当事者が第二審の人民法院に対して直接上訴する場合には、第二審の人民法院は、五日以内に上訴状を原審の人民法院に移送・交付しなければならない。

第百六十七条 原審の人民法院は、上訴状を受領した後、五日以内に上訴状の副本を相手方当事者に送達しなければならない。相手方当事者は受領した日から十五日以内に答弁書を提出しなければならない。また、人民法院は、答弁書を受領した日から五日以内に副本を上訴人に送達しなければならない。相手方当事者が答弁書を提出しない場合であっても、人民法院の審理に影響を及ぼすことはない。

原審の人民法院は、上訴状及び答弁書を受領した後、五日以内にすべての事件記録・ファイル及び証拠とともに、第二審の人民法院に報告・送付しなければならない。

第百六十八条 第二審の人民法院は、上訴に係る請求に関する事実及び適用された法律について審査を行わなければならない。

第百六十九条 第二審の人民法院は、上訴事件については、合議体を構成し、開廷審理を行われなければならない。記録の閲覧及び調査並びに当事者への尋問を経て、新たな事実、証拠又は理由が提出されず、合議体が、開廷審理を行う必要がないと認めるときは、開廷審理を行わなくてもよい。

第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合には、当該法院において行うことができ、事件発生地又は原審の人民法院の所在地において行うこともできる。

第百七十条 第二審の人民法院は上訴事件について、審理の上、次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ処理する。

- (一) 原判決、原裁定の事実の認定が明らかであり、法律の適用が正確である場合には、判決、裁定をもって上訴を棄却し、原判決、原裁定を維持する。
- (二) 原判決、原裁定の事実の認定に誤りがある、又は法律の適用に誤りがある場合には、判決、裁定をもって、法に基づいて改めて判決し、変更又は取消を行う。
- (三) 原判決の認定した基本事実が明らかでない場合、原判決の取消を裁定し、原審の人民法院に差し戻して審理させ、又は事実を調査して明らかにした後原判決を変更する。
- (四) 原判決が、当事者の遺漏があり、又は不法な欠席判決等、法定手続に著しく違反しているものである場合には、原判決の取消を裁定し、原審の人民法院に差し戻して審理させる。

原審の人民法院が差戻審理の事件に対して判決を下した後、当事者が上訴した場合、第二審の人民法院は再び差戻審理としてはならない。

第七十一条 第二審の人民法院は、第一審の人民法院の裁定に対して不服のある上訴事件の処理については、一律に裁定を用いる。

第七十二条 第二審の人民法院は、上訴事件を審理する場合、調解を行うことができる。調解により合意に達した場合には、調解書を作成しなければならないが、裁判人員及び書記官が署名し、人民法院の印章を押印する。調解書が送達された後には、原審の人民法院の判決は、取り消されたものとみなす。

第七十三条 第二審の人民法院の判決宣告前に、上訴人が上訴の取下げを申し立てた場合、これを許可するか否かは、第二審の人民法院が裁定する。

第七十四条 第二審の人民法院は、上訴事件を審理する際において、この章の規定によるほか、第一審の通常手続を適用する。

第七十五条 第二審の人民法院の判決及び裁定は、終審の判決及び裁定である。

第七十六条 人民法院は、判決に対する上訴事件を審理する場合には、第二審の立件日から三か月以内に審理を終結しなければならない。特別な事由により延長する必要がある場合には、当該法院の院長が承認する。

人民法院は、裁定に対する上訴事件を審理する場合、第二審の立件日から三十日以内に終審の裁定をしなければならない。

第十五章 特別手続

第一節 一般規定

第七十七条 人民法院が、選挙人資格事件、失踪宣告又は死亡宣告事件、公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力認定事件、無主財産認定事件、調解合意確認事件、担保権実行事件を審理する場合には、この章の規定を適用する。この章に規定していないものについては、この法律又はその他の法律の関係規定を適用する。

第七十八条 この章に定める手続により審理する事件については、一審終審を実行する。選挙人資格事件又は重大若しくは判断が困難な事件は、裁判官が合議体を構成して審理する。その他の事件は、裁判官一名が単独で審理を担当する。

第七十九条 人民法院は、この章に定める手続により事件を審理する過程において、当該事件が民事上の権利・利益に係る係争に属することを発見した場合には、特別手続の終結を裁定し、かつ、利害関係人に別に訴えを提起することができる旨を告知しなければならない。

第一百八十条 人民法院が特別手続を適用して審理する事件は、立件日から三十日以内に、又は公告期間満了後三十日以内に審理を終結しなければならない。特別な事由により延長する必要がある場合には、当該法院の院長が承認する。ただし、選挙人資格事件を審理する場合を除く。

第二節 選挙人資格事件

第一百八十一条 公民は、選挙委員会の選挙人資格に係る異議申立てについてなされた処理の決定に対して不服がある場合には、選挙日の五日前までに、選挙区所在地の基層人民法院に対して訴えを提起することができる。

第一百八十二条 人民法院は、選挙人資格事件を受理した後は、選挙日前に審理を終結しなければならない。

審理する場合には、訴えを提起した者、選挙委員会の代表及び関係する公民は参加しなければならない。

人民法院の判決書は、選挙日前に、選挙委員会及び訴えを提起した者に送達し、かつ、関係する公民に通知しなければならない。

第三節 失踪宣告及び死亡宣告事件

第一百八十三条 公民の行方が不明になり満二年が経過した場合であって、利害関係人が当該者の失踪宣告を申し立てるときは、行方不明者の住所地の基層人民法院に対して提出する。

申立書には、失踪の事実、期間及び請求を記載し、かつ、当該公民の行方不明に関する公安機関又はその他の関係機関の書面による証明を添付しなければならない。

第一百八十四条 公民の行方が不明になり満四年が経過した場合、又は不慮の事故により行方が不明になり満二年が経過した場合、又は不慮の事故により行方が不明になり、当該公民に生存の可能性がないことに関する関係機関の証明を得た場合において、利害関係人が当該公民の死亡宣告を申し立てるときは、行方不明者の住所地の基層人民法院に対して提出する。

申立書には、行方不明の事実、時間及び請求を記載し、かつ、当該公民の行方不明に関する公安機関又はその他の関係機関の書面による証明を添付しなければならない。

第一百八十五条 人民法院は、失踪宣告又は死亡宣告事件を受理した後に、行方不明者を搜索する公告を発しなければならない。失踪宣告の公告期間は三か月とし、死亡宣告の公告期間は一年とする。不慮の事故により行方が不明になり、当該公民に生存の可能性がないことに関する関係機関の証明を得た場合には、死亡宣告の公告期間は、三か月とする。

公告期間が満了した場合、人民法院は、失踪又は死亡を宣告された事実が確認されたか否かに基づき、失

踪宣告若しくは死亡宣告の判決又は申立て棄却の判決を下さなければならない。

第八十六条 失踪又は死亡を宣告された公民が再び出現し、本人又は利害関係人の申立てを経た場合には、人民法院は、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。

第四節 公民の民事行為無能力及び制限民事行為能力認定事件

第八十七条 公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定を申し立てる場合には、その近親者又はその他の利害関係人が、当該公民の住所地の基層人民法院に対して提出する。

申立書には、当該公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の事実及び根拠を記載しなければならない。

第八十八条 人民法院は、申立てを受理した後において、必要に応じて、民事行為無能力又は制限民事行為能力の認定を請求された公民に対し、鑑定を行わなければならない。申立人が既に鑑定意見を提供している場合には、鑑定意見について審査を行わなければならない。

第八十九条 人民法院が公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力認定事件を審理する場合には、近親者が申立人である場合を除いて、当該公民の近親者が代理人にならなければならない。近親者が相互に責任を転嫁する場合には、人民法院がそのうちの一名を指定し、代理人とする。当該公民の健康状況が許す場合には、更に本人の意見を聴取しなければならない。

人民法院は、審理を経て申立てに係る事実に根拠があると認定する場合、当該公民が民事行為無能力者又は制限民事行為能力者である旨を判決する。申立てに係る事実に根拠がないと認定する場合には、棄却の判決を下さなければならない。

第九十条 民事行為無能力者若しくは制限民事行為能力者であると認定された者又はその者の後見人の申立てに基づき、当該公民の民事行為無能力又は制限民事行為能力の事由が既に解消していることが実証された場合には、人民法院は、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。

第五節 無主財産認定事件

第九十一条 無主財産の認定を申し立てる場合には、公民、法人又はその他の組織が財産の所在地の基層人民法院に提出する。

申立書には、財産の種類、数量及び無主財産認定を請求する根拠を記載しなければならない。

第九十二条 人民法院は、申立てを受理した後、審査及び事実確認を経て、財産確認・受領公告を発しなければならない。公告が一年満了した後においても受領者がいない場合、無主財産認定の判決を下し、国家又は集団の所有に帰する。

第九百九十三条 無主財産認定の判決を下した後に、原財産所有者又は相続人が出現した場合であつて、民法通則に定める訴訟時効期間内であるときは、その者は、財産について請求を提出することができる。審査の結果、事実であることが判明した場合には、人民法院は、新たな判決を下し、原判決を取り消さなければならない。

第六節 調解合意確認事件

第九百九十四条 調解合意の司法確認を申し立てる場合において、双方当事者は、人民調解法等の法律に基づき、調解合意の効力が生じた日から三十日以内に、共同で調解組織所在地の基層人民法院に提出する。

第九百九十五条 人民法院は、申立ての受理後に審査を行い、法律の規定に適合する場合には、調解合意が有効である旨を裁定する。一方当事者が履行を拒否し又はすべて履行を行わない場合、相手方当事者は人民法院に対して執行の申立てができる。法律の規定に適合していない場合には、申立ての却下を裁定し、当事者は調解の方法に基づき、調解合意の変更又は新たな調解合意を締結することができ、人民法院に訴えを提起することもできる。

第七節 担保物権実行事件

第九百九十六条 担保物権実行の申立ては、担保物権者その他担保物権実行を請求する権利者が物権法等の法律に基づき、担保財産の所在地又は担保物権登記地の基層人民法院に提出する。

第九百九十七条 人民法院は、申立てを受理した後に審査を行い、法律の規定に適合している場合には、担保財産の競売、換価を裁定する。当事者はその裁定に基づいて人民法院に執行を申し立てることができる。法律の規定に適合しない場合には、申立ての却下を裁定し、当事者は人民法院に訴えを提起することができる。

第十六章 裁判監督手続

第九百九十八条 各級の人民法院の院長は、既に法的効力が生じた当該法院の判決、裁定、調解書について、明らかな誤りがあり、再審の必要があると認めた場合には、裁判委員会に提出し、討論の上で決定しなければならない。

最高人民法院は、既に法的効力が生じた地方の各級人民法院の判決、裁定、調解書について、また上級の人民法院は、既に法的効力を生じた下級の人民法院の判決、裁定、調解書について、明らかな誤りのあることを発見した場合には、自ら再審を行い、又は下級の人民法院に再審を命ずる権限を有する。

第百九十九条 当事者は、既に法的効力が生じた判決、裁定について誤りがあると認める場合、直近の上級の人民法院に再審を申し立てることができる。一方当事者の人数が多い事件又は当事者双方が公民である事件については、原審の人民法院に再審を申し立てることもできる。当事者が再審を申し立てた場合であっても、判決、裁定の執行は停止しない。

第二百条 当事者の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は再審をしなければならない。

- (一) 新たな証拠があり、原判決又は裁定を覆すに足りる場合
- (二) 原判決、裁定で認定された基本事実が証拠による証明を欠く場合
- (三) 原判決、裁定の事実認定における主たる証拠が偽造されたものであった場合
- (四) 原判決、裁定の事実認定における主たる証拠が質疑を経ていない場合
- (五) 事件の審理に必要な主たる証拠につき、当事者が客観的な理由により自ら収集することができず、書面により人民法院に調査・収集するよう申し立てた場合であって、人民法院が調査・収集を行わなかったとき
- (六) 原判決、裁定の法律適用に明らかな誤りがある場合
- (七) 裁判組織の構成が適法的でないとき、又は法に基づき回避すべき裁判人員が回避をしなかった場合
- (八) 訴訟行為無能力者が法定代理人による訴訟代理を経ず、又は訴訟に参加すべき当事者が本人若しくはその訴訟代理人の責めに帰さない事由により訴訟に参加できなかった場合
- (九) 法律の規定に違反して、当事者の弁論権を剥奪した場合
- (十) 召喚状による召喚を経ずに、欠席判決を行った場合
- (十一) 原判決又は裁定に訴訟請求の遺漏があった場合、又は原判決、裁定が訴訟請求を越えた場合
- (十二) 原判決又は裁定の基礎となる法律文書が取り消され、又は変更された場合
- (十三) 裁判人員が当該事件を審理した際に、汚職・収賄行為、私利を図る行為、法律を曲げて裁判する行為があった場合

第二百一条 当事者は、既に法的効力が生じた調解書について、調解が自由意思によるという原則に違反し、又は調解合意の内容が法律に違反することを証拠をもって証明した場合には、再審を申し立てることができる。人民法院が審査した結果、事実であった場合には、再審しなければならない。

第二百二条 当事者は、既に法的効力が生じた婚姻関係解除の判決、調解書については、再審を申し立ててはならない。

第二百三条 当事者は、再審を申し立てる場合、再審申立書等の資料を提出しなければならない。人民法院

は、再審申立書を受領日から五日以内に再審申立書の副本を相手方当事者に発送しなければならない。相手方当事者は、再審申立書の副本を受領した日から十五日以内に書面による意見を提出しなければならない。書面による意見を提出しない場合であっても、人民法院の審査に影響を及ぼすことはない。人民法院は、申立人及び相手方当事者に関係資料の補充を要請し、関係事項を質問することができる。

第二百四条 人民法院が再審の申立書を受け取った日から三か月以内に審査し、この法律の規定に適合した場合、当該人民法院は、再審の裁定を下さなければならない。この法律の規定に適合していない場合、申立て棄却の裁定を下す。特別な事情により延長する必要がある場合には、当該人民法院の院長がこれを許可する。

当事者の申立てにより再審の裁定が下された事件については、中級人民法院以上の人民法院が審理する。ただし、当事者が第九十九条の規定に基づいて基層人民法院を選択して再審を申し立てる場合はこの限りでない。最高人民法院又は高級人民法院が再審の裁定を下した事件については、当該人民法院が自ら再審を行い、又はその他の人民法院に引渡して再審を行わせることができ、また原審の人民法院に差し戻して再審を行わせることもできる。

第二百五条 当事者は、再審を申し立てる場合、判決、裁定の法的効力が生じた後、六か月以内に提出しなければならない。第二百条第一号、第三号、第十二号、第十三号に規定する状況に該当する場合には、それを知り又は知ることができた日から六か月以内に提出しなければならない。

第二百六条 裁判監督手続に基づいて再審を決定した事件については、原判決、原裁定、原調解書の執行を中止する旨の裁定をする。ただし、尊属扶養費、配偶者扶養費、卑属扶養費、補償金、医療費用、労働報酬等の支払い督促の事件については、執行を中止しないことができる。

第二百七条 人民法院が裁判監督手続に従い再審する事件に関して、法的効力が生じた判決又は裁定が第一審の人民法院により下されたものである場合には、第一審の手続に従い審理する。下された判決又は裁定について、当事者は、上訴することができる。法的効力が生じた判決又は裁定が第二審の人民法院により下されたものである場合には、第二審の手続に従い審理する。下された判決又は裁定は、法的効力が生じた判決又は裁定とする。上級の人民法院が裁判監督手続に従い自ら再審する場合には、第二審の手続に従い審理する。下された判決又は裁定は、法的効力が生じた判決又は裁定とする。

人民法院は、再審事件を審理する場合には、別に合議体を構成しなければならない。

第二百八条 最高人民検察院については既に法的効力を生じた各級人民法院の判決、裁定に関して、上級の人民検察院については既に法的効力を生じた下級の人民法院の判決、裁定に関して、第二百条に規定する事由のいずれかに該当すること、又は調解書が国益、公共の利益を害することを発見した場合には、抗訴を提

起しなければならない。

地方の各級人民検察院が、既に法的効力が生じた同級の人民法院の判決、裁定について、第二百条に規定する事由のいずれかに該当すること、又は調解書が国益、公共の利益を害することを発見した場合には、同級の人民法院に検察の提案を提出し、かつ上級人民検察院に報告することができる。また上級の人民検察院に同級の人民法院に対して抗訴を提起するように促すこともできる。

各級の人民検察院は、裁判監督手続以外のその他の裁判手続の中での裁判人員の不法行為について、同級の人民法院に検察の提案を提出する権限を有する。

第二百九条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当事者は、人民検察院に対して検察の提案又は抗訴の申立てを行うことができる。

- (一) 人民法院が再審の申立てを却下した場合
- (二) 人民法院が期間を徒過しても再審の申立てに対する裁定を下さない場合
- (三) 再審の判決、裁定に明らかな誤りがある場合

人民検察院は、当事者の申立てについて三か月以内に審査し、検察の提案又は抗訴を提起するか否かの決定を行わなければならない。当事者は、再び人民検察院に対する検察の提案又は抗訴の提起を行ってはならない。

第二百十条 人民検察院は、法律監督の職責履行のために検察の提案又は抗訴を提起する必要がある場合には、当事者又はその他の者に対して関係状況の調査、事実確認をすることができる。

第二百十一条 人民検察院が抗訴を提起した事件について、抗訴を受けた人民法院は、抗訴状の受領日から三十日以内に再審の裁定を下さなければならない。第二百条第一号から第五号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、直近の下級の人民法院に引き渡し再審を行わせることができる。ただし、当該下級人民法院が再審を行う場合を除く。

第二百十二条 人民検察院が、人民法院の判決、裁定、調解書に対して抗訴の提起を決定した場合には、抗訴状を作成しなければならない。

第二百十三条 人民法院は、人民検察院が抗訴を提起した事件について再審するとき、人民検察院に対し、人員を派遣して法廷に出席させるよう通知しなければならない。

第十七章 督促手続

第二百十四条 債権者が債務者に金銭又は有価証券の給付を請求する場合において、次の各号に掲げる要件

に適合するときは、管轄権を有する基層人民法院に支払命令を申し立てることができる。

(一) 債権者と債務者にその他の債務紛争がないこと

(二) 支払命令を債務者に送達することができること

申立書には、金銭又は有価証券の給付を請求する数量並びに根拠とする事実及び証拠を記載しなければならない。

第二百十五条 人民法院は、債権者が申立てを提出した後、五日以内に債権者に受理するか否かを通知しなければならない。

第二百十六条 人民法院は、申立てを受理した後、債権者が提出した事実及び証拠を審査し、債権・債務関係が明確であり、かつ適法である場合には、受理した日から十五日以内に債務者に支払命令を発しなければならない。申立てが成立しない場合には、却下する旨を裁定する。

債務者は、支払命令を受領した日から十五日以内に債務を全額弁済し、又は人民法院に書面による異議を提出しなければならない。

債務者が前項に定める期間内に異議を提出せず、かつ、支払命令を履行しない場合には、債権者は、人民法院に執行を申し立てることができる。

第二百十七条 人民法院は、債務者が提出した書面による異議を受領した後、審査を行い、異議が成立する場合には、督促手続を終結する旨を裁定しなければならない。支払命令は自動的に効力を失う。

支払命令が効力を失った場合、訴訟手続に移行する。ただし、支払命令の申立てを行った当事者が訴訟の提起に同意しない場合を除く。

第十八章 公示催告手続

第二百十八条 規定に従って裏書譲渡が可能な手形の所持人は、手形が盗まれ、紛失し、又は滅失した場合には、手形の支払地の基層人民法院に公示催告を申し立てることができる。法律の規定により公示催告を申し立てることができるその他の事項には、この章の規定を適用する。

申立人は、人民法院に申立書を提出し、券面額、振出人、所持人及び裏書人等の手形の主たる内容並びに申立ての理由及び事実を記載しなければならない。

第二百十九条 人民法院は、申立てを受理する旨を決定した場合、同時に支払人に支払いを停止するよう通知し、かつ、三日以内に公告を発して、利害関係人に権利を届け出るよう催告しなければならない。公示催告の期間は、人民法院が、状況に応じて決定する。ただし、六十日を下回ってはならない。

第二百二十条 支払人は、人民法院の支払停止に係る通知を受領した場合、公示催告手続が終結するまでの間、支払いを停止しなければならない。

公示催告期間においては、手形上の権利の譲渡行為は、無効とする。

第二百二十一条 利害関係人は、公示催告期間内に、人民法院に届け出なければならない。

人民法院は、利害関係人の届出を受領した後に、公示催告手続を終結する旨を裁定し、かつ、申立人及び支払人に通知しなければならない。

申立人又は届出人は、人民法院に対して訴えを提起することができる。

第二百二十二条 人民法院は、届出をする者がいない場合、申立人の申立てに基づき、判決をし、手形の無効を宣告しなければならない。判決については、公告し、かつ、支払人に通知しなければならない。判決の公告の日から、申立人は、支払人に対して支払いを請求する権利を有する。

第二百二十三条 利害関係人は、正当な理由により判決前に人民法院に届け出ることができなかった場合には、判決の公告を知った日、又は知ることができた日から一年以内に、判決をした人民法院に訴えを提起することができる。

第三編 執行手続

第十九章 一般規定

第二百二十四条 法的効力が生じた民事判決及び民事裁定並びに刑事判決及び刑事裁定における財産部分については、第一審の人民法院又は第一審の人民法院と同級の執行される財産の所在地の人民法院が執行する。

法律の規定により、人民法院が執行するその他の法律文書は、被執行人の住所地又は執行される財産の所在地の人民法院が執行する。

第二百二十五条 当事者又は利害関係人は、執行行為が法律の規定に違反すると考える場合には、執行につき責任を負う人民法院に書面による異議を提出することができる。当事者又は利害関係人が書面による異議を提出した場合には、人民法院は、書面による異議を受領した日から十五日以内に審査しなければならない。理由が成立する場合には取り消し、又は是正する旨を裁定し、理由が成立しない場合には棄却する旨を裁定する。当事者又は利害関係人は、裁定に対して不服がある場合には、裁定の送達日から十日以内に直近の上級の人民法院に対して不服審査を申し立てることができる。

第二百二十六条 執行申立書を受領した日から六か月を過ぎても人民法院が執行していない場合には、執行申立人は、直近の上級の人民法院に執行を申し立てることができる。直近の上級の人民法院は、審査を経て、原審の人民法院に一定の期間内に執行するよう命ずることができるほか、当該法院が自ら執行する旨を決定し、又はその他の人民法院に執行を命ずることもできる。

第二百二十七条 執行の過程において、事件外の者が執行の目的物について書面による異議を提出した場合には、人民法院は、書面による異議を受領した日から十五日以内に審査しなければならない。理由が成立する場合には、当該目的物に対する執行を中止する旨を裁定し、理由が成立しない場合には、棄却する旨を裁定する。事件外の者又は当事者は、裁定に対して不服があり、原判決又は裁定に誤りがあると認める場合には、裁判監督手続により処理する。原判決又は裁定と関係がない場合には、裁定の送達日から十五日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第二百二十八条 執行業務は、執行員がする。

強制執行措置を講ずる場合には、執行員は、証明書を提示しなければならない。執行を完了した後は、執行の状況について記録を作成し、立ち会った関係者が署名し、又は押印しなければならない。

人民法院は、必要に応じて執行機構を設立することができる。

第二百二十九条 被執行人又は執行される財産が管轄外に所在する場合には、当該地の人民法院に委託して執行を代行させることができる。受託した人民法院は、委託書を受領した後十五日以内に、執行を開始しなければならない。執行が完了した後は、遅滞なく執行結果を委託した人民法院に書面により回答しなければならない。三十日以内になお執行が完了していない場合にも、執行状況を委託した人民法院に書面により報告しなければならない。

受託した人民法院が委託書を受領した日から十五日以内に執行しない場合には、委託した人民法院は、受託した人民法院の上級の人民法院に対し、受託した人民法院による執行を指令するよう請求することができる。

第二百三十条 執行において、当事者双方が自ら和解し、合意に達した場合には、執行員は、合意内容を記録に記入しなければならない。当事者双方が署名し、又は押印する。

執行申立人が詐欺、脅迫を受けて被執行人と和解合意をした場合、又は当事者が和解合意を履行しない場合には、人民法院は当事者の申立てに基づき、それ以前に効力の生じた法律文書の執行を回復することができる。

第二百三十一条 執行において、被執行人が人民法院に対して担保を提供し、かつ、執行申立人の同意を得た場合には、人民法院は、執行を暫定的に猶予し、及び執行の期間を暫定的に延長することができる。被執

行人が期間を徒過しても、なお履行しない場合には、人民法院は、被執行人の担保財産又は担保人の財産を執行する権限を有する。

第二百三十二条 被執行人である公民が死亡した場合には、その者の遺産をもって債務を弁済する。被執行人である法人又はその他の組織が消滅した場合には、その権利・義務の継承者が義務を履行する。

第二百三十三条 執行が完了した後に、執行の根拠である判決、裁定又はその他の法律文書に明らかに誤りがあり、人民法院により取り消された場合には、既に執行された財産について、人民法院は、裁定を下し、財産を取得した者に返還するよう命じ、返還を拒絶した場合には、強制執行をしなければならない。

第二百三十四条 人民法院が作成する調解書の執行には、この編の規定を適用する。

第二百三十五条 人民検察院は、民事執行活動に対して法律監督を行う権限を有する。

第二十章 執行の申立て及び移送

第二百三十六条 法的効力が生じた民事判決及び民事裁定については、当事者は、必ず履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒絶した場合、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができ、裁判官が執行員に移送して執行させることもできる。

調解書とその他の人民法院が執行すべき法律文書については、当事者は、必ず履行しなければならない。当事者の一方が履行を拒絶した場合には、相手方当事者は、人民法院に執行を申し立てることができる。

第二百三十七条 法に基づき設立された仲裁機構の判断について、当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に対して執行を申し立てることができる。申立てを受けた人民法院は、執行しなければならない。

被申立人が証拠を提出して、仲裁判断が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証明した場合には、人民法院が合議体を構成し審査して事実と照合し、執行しない旨を裁定する。

- (一) 当事者が契約において仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意に達しなかった場合
- (二) 判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構が仲裁する権限を有しなかった場合
- (三) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が法の定める手続に違反した場合
- (四) 仲裁判断の根拠である証拠が偽造である場合
- (五) 相手方当事者が仲裁機関に対して公正な判断に十分な影響を与える証拠を隠蔽した場合
- (六) 当該事件を仲裁した際に、仲裁員が汚職・収賄行為、私情にとらわれて不正をする行為又は法を枉

げて判断する行為を行った場合

人民法院は、当該判断の執行が社会公共利益に反すると認定した場合には、執行しない旨を裁定する。

裁定書は、当事者双方及び仲裁機構に送達しなければならない。

仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意した書面による仲裁合意に基づき、改めて仲裁を申し立てることができ、また人民法院に対して訴えを提起することもできる。

第二百三十八条 公証機関が法に基づき強制執行の効力を賦与した債権文書について、当事者の一方が履行しない場合には、相手方当事者は、管轄権を有する人民法院に執行を申し立てることができる。申立てを受けた人民法院は、執行しなければならない。

公証債権文書に明らかに誤りがある場合、人民法院は、執行しない旨を裁定し、かつ、裁定書を当事者双方及び公証機関に送達する。

第二百三十九条 執行を申し立てる期間は、二年とする。執行申立時効の停止及び中断には、訴訟時効の停止及び中断に関する法律の規定を適用する。

前項に定める期間は、法律文書が定める履行期間の最終日から起算する。法律文書が分割した履行期間を定めている場合には、所定の各履行期間の最終日から起算する。法律文書が履行期間を定めていない場合には、法律文書の効力発生日から起算する。

第二百四十条 執行員が執行申立書を受け取り、又は執行書を送付し、交付する場合には、被執行者に対して執行通知を発しなければならない、かつ直ちに強制執行措置を採ることができる。

第二十一章 執行措置

第二百四十一条 被執行人は、執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合、その時点及び執行通知書の受領日より前の一年間の財産状況を報告しなければならない。被執行人が報告を拒否し、又は偽った場合には、人民法院は、情状の軽重に応じ、被執行人若しくはその法定代理人又は関係組織の主たる責任者若しくは直接の責任者を過料又は拘留に処することができる。

第二百四十二条 被執行人が執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合には、人民法院は、関係機関に対して被執行人の預金、債券、株券、ファンド持分等の財産に関する状況を調査・照会する権利を有する。人民法院は、状況に応じて被執行者の財産に対して差押、凍結、振替、換価を行う権利を有する。人民法院が調査・照会、差押、凍結、振替、換価を行う財産については、被執行人が履行すべき義務の範囲を超えてはならない。

人民法院が財産の差押、凍結、振替、換価を決定した場合には、裁定を下さなければならず、かつ執行協力通知書を発行し、関係機関はこれを処理しなければならない。

第二百四十三条 被執行人が執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合、人民法院は、被執行人が義務を履行すべき部分の収入を差し押え、又は引き出す権限を有する。ただし、被執行人及びその扶養家族の生活必需費用は、保留しなければならない。

人民法院が収入を差し押え、引き出す場合には、裁定を下し、かつ、執行協力通知書を発ししなければならない。被執行人が所属する組織及び銀行、信用合作社又はその他の貯蓄業務を有する組織は、これを処理しなければならない。

第二百四十四条 被執行人が執行通知書に従って法律文書により確定された義務を履行しない場合、人民法院は、被執行人が義務を履行すべき部分の財産を封印し、差し押え、凍結し、競売し、及び換価する権限を有する。ただし、被執行人及びその扶養家族の生活必需品は、保留しなければならない。

前項に定める措置を講ずる場合には、人民法院は、裁定を下さなければならない。

第二百四十五条 人民法院が財産を封印し、又は差し押える場合において、被執行人が公民であるときは、被執行人又はその成人の家族に立ち会うよう通知しなければならない。被執行人が法人又はその他の組織であるときは、その法定代表者又は主たる責任者に立ち会うよう通知しなければならない。立会いを拒絶した場合においても、執行に影響を及ぼすことはない。被執行人が公民であるときは、その勤務先又は財産所在地の基層組織は、人員を派遣して参加させなければならない。

封印され、差し押えられた財産について、執行員は、台帳を作成し、立会人が署名し、又は押印した後に、被執行人にコピーを交付しなければならない。被執行人が公民であるときは、その成人の家族にコピーを交付することもできる。

第二百四十六条 封印された財産については、執行員は、被執行人を指定し、保管につき責任を負わせることができる。被執行人の過失により生じた損害は、被執行人が負担する。

第二百四十七条 財産が封印、差押された後に、執行員は、被執行人に対して、指定の期間内に法律文書で確定された義務を履行するよう命じなければならない。被執行人が期間を徒過しても履行していない場合、人民法院は封印、差し押さえられた財産を競売しなければならない。競売に適さない又は当事者双方が競売を行わないことに同意した場合には、人民法院は関係機関に換価を委託するか又は自ら換価を行わせることができる。国が自由売買を禁止している物品については、国の定める価格により関係機関に買い上げさせる。

第二百四十八条 被執行人が法律文書に定める義務を履行せず、かつ、財産を隠匿した場合、人民法院は、捜査令状を発し、被執行人及びその住所又は財産の隠匿地に対して捜査をする権限を有する。

前項に定める措置を講ずる場合には、院長が捜査令状を発行する。

第二百四十九条 法律文書により引渡を指定されている財産、物品又は証票は、執行員が当事者双方を召喚して直接引き渡させ、又は執行員が転送して引き渡し、かつ、引き渡された者が署名の上、受領する。

関係組織が当該財産、物品又は証票を保有する場合には、人民法院の執行協力通知書に基づき転送して引き渡し、かつ、引き渡された者が署名の上、受領しなければならない。

関係する公民が当該財産、物品又は証票を保有する場合、人民法院は、当該公民に通知して提出させなければならない。提出を拒絶した場合には、強制執行をする。

第二百五十条 家屋の強制明渡又は土地の強制退去は、院長が公告を署名して発行し、被執行人に指定の期間内に履行するよう命ずる。被執行人が期間を徒過しても履行しない場合には、執行員が強制執行する。

強制執行する場合において、被執行人が公民であるときは、被執行人又はその成人の家族が立ち会うよう通知しなければならない。被執行人が法人又はその他の組織であるときは、その法定代表者又は主たる責任者に立ち会うよう通知しなければならない。立会いを拒絶した場合にも、執行に影響を及ぼすことはない。被執行人が公民であるときは、その勤務先又は家屋若しくは土地の所在地の基層組織が人員を派遣して参加させなければならない。執行員は、強制執行の状況を記録に記入しなければならない。立会人が署名し、又は押印する。

家屋の強制明渡により搬出される財産、物品は、人民法院が人員を派遣して指定の場所に運送して被執行人に引き渡す。被執行人が公民であるときは、その成人の家族に引き渡すこともできる。受領を拒絶することによって生じた損害は、被執行人が負担する。

第二百五十一条 執行中において、関係する財産権証書の移転手続をする必要がある場合、人民法院は、関係組織に対して執行協力通知書を発することができ、関係組織はこれを処理しなければならない。

第二百五十二条 判決、裁定又はその他の法律文書が指定する行為について、被執行人が執行通知書に従って履行しない場合、人民法院は、強制執行し、又は関係組織若しくはその他の者に委託して完了させることができる。費用は、被執行人が負担する。

第二百五十三条 被執行人が判決、裁定又はその他の法律文書が指定する期間内に金銭給付の義務を履行しない場合には、履行遅延期間の債務利息の倍額を支払わなければならない。被執行人が判決、裁定又はその他の法律文書が指定する期間内にその他の義務を履行しない場合には、履行遅延金を支払わなければならない。

第二百五十四条 人民法院が第二百四十二条、第二百四十三条、第二百四十四条に定める執行措置を講じた後において、被執行人がなお債務を弁済することができないときは、継続して義務を履行しなければならない。

い。債権者は、被執行人がその他の財産を有することを発見した場合には、随時に人民法院に執行を請求することができる。

第二百五十五条 被執行人が法律文書により確定された義務を履行しない場合、人民法院は、当該被執行人に対して、出国制限、信用情報調査システム記録及びメディアを通じた義務不履行情状の公表並びに法律に定めるその他の措置を自ら行い、又は関係組織に協力を求めてこれらの措置を行うことができる。

第二十二章 執行の中止及び終結

第二百五十六条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、執行を中止する旨を裁定しなければならない。

- (一) 申立人が執行を延期してもよい旨を表示した場合
- (二) 事件外の者が執行の目的物について、明らかに理由のある異議を提出した場合
- (三) 当事者の一方の公民が死亡し、相続人が権利を承継し、又は義務を負うのを待つ必要のある場合
- (四) 当事者の一方の法人若しくはその他の組織が消滅し、権利・義務の継承者が確定していない場合
- (五) 人民法院が執行を中止すべきであると認めるその他の事由がある場合

中止の事由が消失した後には、執行を再開する。

第二百五十七条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、執行を終結する旨を裁定する。

- (一) 申立人が申立てを取り下げた場合
- (二) 執行の根拠となる法律文書が取り消された場合
- (三) 被執行人である公民が死亡し、執行に供することができる資産がなく、かつ、義務を負う者がいない場合
- (四) 尊属扶養費扶助費、配偶者扶養費又は卑属扶養費の請求事件の権利者が死亡した場合
- (五) 被執行人である公民が生活困難により、借入金を弁済する能力がなく、収入源がなく、かつ、労働能力を喪失した場合
- (六) 人民法院が執行を終結させるべきであると認めるその他の事由がある場合

第二百五十八条 執行の中止及び終結に係る裁定は、当事者に送達された後に、直ちに効力を生ずる。

第四編 涉外民事訴訟手続の特別規定

第二十三章 一般原則

第二百五十九条 中華人民共和国の領域内において涉外民事訴訟を行う場合には、この編の規定を適用する。この編に規定がない場合には、この法律のその他の関係規定を適用する。

第二百六十条 中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約にこの法律と異なる規定がある場合には、当該国際条約の規定を適用する。ただし、中華人民共和国が保留する旨を声明した条項については、この限りでない。

第二百六十一条 外交上の特権及び免除権を有する外国人、外国組織又は国際機関に対して提起された民事訴訟は、中華人民共和国の関係法律及び中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約の規定に基づいて処理しなければならない。

第二百六十二条 人民法院は、涉外民事事件を審理する場合には、中華人民共和国において通用する言語及び文字を使用しなければならない。当事者が通訳及び翻訳の提供を請求する場合には、提供することができる。費用は、当事者が負担する。

第二百六十三条 外国人、無国籍者又は外国の企業若しくは組織は、人民法院に訴えを提起し、又は応訴し、弁護士に訴訟代理を委任する必要がある場合には、中華人民共和国の弁護士に委任しなければならない。

第二百六十四条 中華人民共和国の領域内に住所を有しない外国人、無国籍者又は外国の企業若しくは組織が中華人民共和国の弁護士又はその他の人員に訴訟代理を委任し、中華人民共和国の領域外から送付し、又は委託交付する授權委任状については、所在する国の公証機関の証明を得て、かつ、当該国に駐在する中華人民共和国の大使館若しくは領事館の認証を得た場合、又は中華人民共和国と当該所在国とが締結した関係条約に定める証明手続を履行した場合に限り、効力を有する。

第二十四章 管轄

第二百六十五条 契約紛争又はその他の財産権利・利益に係る紛争により、中華人民共和国の領域内に住所を有しない被告に対して提起された訴訟については、当該契約が中華人民共和国の領域内において締結又は履行され、又は訴訟の目的物が中華人民共和国の領域内にあり、被告が中華人民共和国の領域内に差押えに供することができる財産を有し、又は被告が中華人民共和国の領域内に代表機構を設置している場合には、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することができる財産の所在地、権利侵害行

為の実施地又は代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる。

第二百六十六条 中華人民共和国において中外合弁企業契約、中外合作経営企業契約又は中外合作自然資源探査・開発契約の履行に起因して発生した紛争について提起される訴訟は、中華人民共和国の人民法院が管轄する。

第二十五章 送達及び期間

第二百六十七条 人民法院は、中華人民共和国の領域内に住所を有しない当事者に対して訴訟文書を送達する場合には、次の各号に掲げる方式を採用することができる。

- (一) 送達を受けるべき者の所在国と中華人民共和国とが締結する、又は共同に参加している国際条約中に定める方式に従って送達する
- (二) 外交ルートを通じて送達する
- (三) 送達を受けるべき者が中華人民共和国の国籍を有する場合には、その所在国の中華人民共和国の大使館又は領事館に委託して送達させる
- (四) 送達を受けるべき者が委託した、代理して送達を受ける権利を有する訴訟代理人に送達する
- (五) 送達を受けるべき者が中華人民共和国の領域内に設立した代表機構、又は送達を受ける権利を有する支店（中国語は「分支機構」——訳注）若しくは業務代行者に送達する
- (六) 送達を受けるべき者の所在国の法律が郵便による送達を認めている場合には、郵便による送達をすることができる。郵送日から三月が経過し、送達受領証が返送されない場合であって、各種の状況に基づき、既に送達されたものと認定するに足りるときは、期間満了の日を送達されたものとみなす
- (七) ファクシミリ、電子メール等、送達を受けるべき者の受取が確認できる方法によって送達する
- (八) 前各号に定める方式により送達することができない場合には、公示送達を行い、公示の日より満三月を経過した場合には、送達されたものとみなす

第二百六十八条 被告が中華人民共和国の領域内に住所を有しない場合、人民法院は、訴状の副本を被告に送達し、かつ、被告に対し、訴状の副本を受領した後三十日以内に答弁書を提出するよう通知しなければならない。被告が期間の延長を申し立てる場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。

第二百六十九条 中華人民共和国の領域内に住所を有しない当事者は、第一審の人民法院の判決又は裁定に対して不服がある場合には、判決書又は裁定書の送達の日から三十日以内に上訴を提起する権利を有する。被上訴人は、上訴状の副本を受領した後三十日以内に答弁書を提出しなければならない。当事者が法の定め

る期間において上訴を提起し、又は答弁書を提出することができず、期間の延長を申し立てる場合には、許可するか否かは、人民法院が決定する。

第二百七十条 人民法院が涉外民事事件を審理する期間は、第四百四十九条及び第一百七十六条が定める制限を受けない。

第二十六章 仲裁

第二百七十一条 涉外経済貿易、運送及び海事において発生した紛争で、当事者が契約に仲裁条項を定め、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意に達し、中華人民共和国の涉外仲裁機構又はその他の仲裁機構に仲裁を申し立てたものについては、当事者は、人民法院に対して訴えを提起してはならない。

当事者は、契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意に達しない場合には、人民法院に対して訴えを提起することができる。

第二百七十二条 当事者が保全を申し立てた場合、中華人民共和国の涉外仲裁機構は、当事者の申立てを被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に提出し、裁定を付さなければならない。

第二百七十三条 中華人民共和国の涉外仲裁機構の判断を得た場合には、当事者は、人民法院に対して訴えを提起することができない。当事者の一方が仲裁判断を履行しない場合には、相手方当事者は、被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に対して執行を申し立てることができる。

第二百七十四条 中華人民共和国の涉外仲裁機構が下した判断について、被申立人が証拠を提出し、仲裁判断に次に掲げる事由のいずれかに該当することを証明した場合には、人民法院は、合議体を構成し、審査・確認した上、執行を行わない旨を裁定する。

- (一) 当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁に付する旨の合意に達していない場合
- (二) 被申立人が仲裁員の指定若しくは仲裁手続の進行の通知を得ておらず、又は被申立人の責めに帰さない又はその他の理由により意見を陳述することができなかった場合
- (三) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が仲裁規則に適合しなかった場合
- (四) 判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構がこれを仲裁する権限を有しなかった場合

人民法院は、当該判断の執行が公共の利益に反すると認定する場合には、執行を行わない旨を裁定する。

第二百七十五条 仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が合意に

達成した書面による仲裁合意に基づき、改めて仲裁を申し立てることができ、また人民法院に対して訴えを提起することもできる。

第二十七章 司法共助

第二百七十六条 中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、人民法院は、外国の裁判所と、文書の送達、証拠の調査・取得又はその他の訴訟行為の実施を相互に請求し、及び代行することができる。

外国の裁判所が共助を請求する事項が中華人民共和国の主権、安全又は公共の利益を損なう場合には、人民法院は、これを執行しない。

第二百七十七条 司法共助の請求及び提供は、中華人民共和国が締結し、又は参加している国際条約が定めるルートにより行わなければならない。条約関係がない場合には、外交ルートを通じて行う。

中華人民共和国に駐在する外国の大使館又は領事館は、当該国の公民に対して文書を送達し、及び調査して証拠を取得することができる。ただし、中華人民共和国の法律に違反してはならず、かつ、強制措置を講じてはならない。

前項に定める事由を除き、中華人民共和国の主管機関の許可を得ずに、いかなる外国の機関及び個人も、中華人民共和国の領域内において文書を送達し、又は調査して証拠を取得してはならない。

第二百七十八条 外国の裁判所が人民法院に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその附属書には、中国語の訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければならない。

人民法院が外国の裁判所に司法共助の提供を請求する旨の請求書及びその附属書については、当該国の文字による訳文又は国際条約に定めるその他の文字による文書を添付しなければならない。

第二百七十九条 人民法院は、司法共助を提供する場合には、中華人民共和国の法律の定める手続により行う。外国の裁判所が特段の方式の採用を請求する場合には、その請求に係る特段の方式により行うこともできる。ただし、採用が請求される特段の方式は、中華人民共和国の法律に違反してはならない。

第二百八十条 人民法院が下した法的効力が生じた判決又は裁定について、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内に所在しない場合において、当事者が執行を請求するときは、当事者が直接に管轄権を有する外国の裁判所に対して承認及び執行を申し立てることができ、また人民法院は、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約の規定により、又は互惠の原則に従い、外国の裁判所に承認及び執行を請求することもできる。

中華人民共和国の涉外仲裁機構が下した法的効力が生じた仲裁判断について、当事者が執行を請求する場合であって、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内に所在しないときは、当事者が直接に管轄権を有する外国の裁判所に対して承認及び執行を申し立てなければならない。

第二百八十一条 外国の裁判所が下した法的効力が生じた判決又は裁定について、中華人民共和国の人民法院の承認及び執行を必要とする場合には、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に対して承認及び執行を申し立てることができ、また外国の裁判所が当該国と中華人民共和国とが締結し、若しくは参加している国際条約の規定により、又は互惠の原則に従い、人民法院の承認及び執行を請求することもできる。

第二百八十二条 人民法院は、承認及び執行が申し立てられ、又は請求される外国の裁判所が下した法的効力が生じた判決又は裁定について、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従い審査をした後、中華人民共和国の法律の基本原則又は国の主権、安全若しくは公共の利益に違反していないと認められるときは、その効力を承認する旨を裁定し、執行する必要がある場合には、執行命令を発し、この法律の関係規定により執行する。中華人民共和国の法律の基本原則又は国の主権、安全若しくは公共の利益に違反する場合には、承認及び執行を行わない。

第二百八十三条 国外の仲裁機構の判断に関して、中華人民共和国の人民法院の承認及び執行を必要とするものについては、当事者が直接に被執行人の住所地又はその財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならない。人民法院は、中華人民共和国が締結し、若しくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従い処理しなければならない。

第二百八十四条 この法律は、公布の日から施行する。『中華人民共和国民事訴訟法（試行）』は、同時に廃止する。

刑法⁶⁴

中華人民共和国主席令

第六十六号

「中華人民共和国刑法改正案（十一）」は中華人民共和国第13回全国人民代表大会常務委員会第24回會議によって2020年12月26日に採択され、ここにて公布、2021年3月1日より実施する。

中華人民共和国主席 習近平

2020年12月26日

(前略)

十七、刑法第二百十三条を次のように改正した。

「登録商標権者の許諾を得ずに、同一種類の商品、役務にその登録商標と同一の商標を使用し、情状が重大な場合には、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」

十八、刑法第二百十四条を次のように改正した。

「登録商標を詐称した商品であることを明らかに知りながら販売し、違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」

十九、刑法第二百十五条を次のように改正した。

「他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造或いは偽造し、又は無断で製造された登録商標の標識を販売した場合であって、情状が重大なときは、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」

二十、刑法第二百十七条を次のように改正した。

「営利を目的とし、次の各号に掲げる著作権侵害事由又は著作隣接権侵害事由のいずれかに該当し、違法所得額が比較的大きい又はその他重大な情状がある場合には、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。違法所得額が巨大である又はその他極めて重大な情状がある場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」

⁶⁴出所：2020年12月26日付け全国人民代表大会ウェブサイトより一部抜粋（JETRO北京事務所日本語仮訳を作成）

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/850abff47854495e9871997bf64803b6.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

(一) 著作権者の許諾を得ずに、その文字による著作物、音楽、美術、視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア及び法律、行政法規に規定されるその他の著作物を複製、発行し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。

(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。

(三) 録音・録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音・録画を複製、発行し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。

(四) 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音・録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信した場合。

(五) 他人の氏名表示を詐称した美術著作物を製作、販売した場合。

(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物、録音・録画製品等のために講じた著作権又は著作隣接権保護の技術的措置を故意に回避又は破壊した場合。」

二十一、刑法第二百十八条を次のように改正した。

「営利を目的とし、本法第二百七条に規定する権利侵害複製品であることを明らかに知りながら販売し、違法所得額が巨大である又はその他重大な情状がある場合には、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。」

二十二、刑法第二百九条を次のように改正した。

「次の各号に掲げる営業秘密侵害行為のいずれかに該当し、情状が重大な場合には、3年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。情状が極めて重大な場合には、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入又はその他の不正手段で権利者の営業秘密を取得した場合。

(二) 前項手段により取得した権利者の営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合。

(三) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して、その把握している営業秘密を開示、使用又は他人に使用を許諾した場合。前項に掲げる行為を明らかに知っているにもかかわらず、当該営業秘密を取得、開示、使用又は他人に使用を許諾した場合には、営業秘密の侵害とみなされる。

本条にいう権利者とは、営業秘密の所有者及び営業秘密所有者の許諾を得た営業秘密の使用者を指す。」

二十三、刑法第二百九条の後に、刑法第二百九条の一として次の内容を追加した。

「国外の機構、組織、人員のために営業秘密の盗取、偵察、買収、不法提供を行った場合には、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重大な場合には、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。」

二十四、刑法第二百二十条を次のように改正した。

「単位が本節第二百十三条から第二百十九条の一までに規定する罪を犯した場合には、単位に対して罰金を科するとともに、その直接の責任を負うべき主管者及びその他の直接責任者を本節各条の規定により処罰する。」

(中略)

四十八、本改正法案は、2021年3月1日より施行する。

2.主要司法解釈

最高人民法院による民事訴訟における証拠に関する若干の規定⁶⁵

中華人民共和国最高人民法院

公告

『「民事訴訟における証拠に関する若干の規定」の改正に関する最高人民法院の決定』は2019年10月14日付けで最高人民法院審判委員会の第1777回会議にて可決されたので、ここに公布する。同規定は、2020年5月1日より施行する。

最高人民法院

2019年12月25日

法積〔2019〕19号

最高人民法院による

民事訴訟における証拠に関する若干の規定

(2001年12月6日付けの最高人民法院審判委員会の第1201回会議にて可決された。2019年10月14日付けの最高人民法院審判委員会の第1777回会議『「民事訴訟における証拠に関する若干の規定」の改正に関する決定』に従って改正を行った)

人民法院による事件事実の正確な認定、民事事件への公正、適時な審理を保証し、当事者の法による訴訟権利の行使を保障かつ円滑化するために、『中華人民共和國民事訴訟法』(以下、「民事訴訟法」という)等の関連法律の規定により、民事裁判の経験及び現状を踏まえて、本規定を制定する。

⁶⁵ 出所：最高人民法院 2019年12月25日

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-212721.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

一、当事者による挙証

第一条 原告が人民法院に提訴し又は被告が反訴を提起する場合、起訴条件を満たす相応の証拠資料を添えなければならない。

第二条 人民法院は、当事者が合理的な期間内に挙証を積極的、全面的、正確かつ誠実に完成させるよう促すために、挙証の要求及び法的結果を当事者に説明しなければならない。

当事者は客観的な事由により自ら収集できない証拠について、人民法院に調査・収集を申し立てることができる。

第三条 訴訟過程において一方当事者が自己に不利な事実を陳述し、又は自己に不利な事実を明確に肯定した場合、他方当事者は挙証して証明する必要がない。

証拠交換、尋問、調査過程において、又は起訴状、答弁書、代理書等の書面資料において、当事者が自己に不利な事実を明確に肯定した場合、前項の規定を適用する。

第四条 他方当事者の主張した自己に不利な事実について、一方当事者が肯定も否定もせず、裁判官から説明、尋問された後にも、依然として認否を明確にしなかった場合、当該事実を認めたものとみなされる。

第五条 当事者が訴訟代理人に訴訟への参加を委託した場合、授權委託書に明確に排除された事項を除き、訴訟代理人の自認は当事者の自認とみなされる。

当事者がその場で訴訟代理人の自認を明確に否定した場合、自認とみなされない。

第六条 通常共同訴訟において、共同訴訟人のうちの一人又は複数人が自認した場合、自認した当事者に対して効力が生じる。

必要的共同訴訟において、共同訴訟人のうちの一人又は複数人が自認したが、その他の共同訴訟人が否定した場合、自認の効力が生じない。その他の共同訴訟人が肯定も否定もせず、裁判官から説明、尋問された後にも依然として意見を明確にしなかった場合、共同訴訟人全員の自認とみなされる。

第七条 他方当事者の主張した自己に不利な事実について、一方当事者が制限又は追加条件付きで肯定した場合、人民法院は事件の状況を総合して自認を構成するか否かを決定する。

第八条 『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第九十六条第一項に規定する事実には、自認に関する規定を適用しない。

自認した事実が既に究明された事実と合致しない場合、人民法院はこれを確認しない。

第九条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、当事者が法廷での弁論終結前に自認を取り下げた場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

(一) 相手方当事者の同意を得た場合。

(二) 脅迫されて又は重大な誤解があつて自認した場合。

人民法院は当事者による自認の取下げを許可した場合、口頭又は書面による裁定を下さなければならない。

第十条 次の各号に掲げる事実について、当事者は挙証して証明する必要がない。

(一) 自然法則及び定理、定律。

(二) 周知の事実。

(三) 法律規定により推定された事実。

(四) 既知の事実及び日常生活の経験法則に基づいて推定された事実。

(五) 仲裁機構の発効した裁決により確認された事実。

(六) 人民法院の法的効力が発生した裁判により確認された事実。

(七) 有効な公証文書により証明された事実。

前項第二号から第五号までの事実について、当事者がそれを反駁するのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。第六号、第七号の事実について、当事者がそれを覆すのに足りる反対証拠を持っている場合は、この限りではない。

第十一条 当事者は、人民法院に証拠を提出するにあたって、原本又は原物を提出しなければならない。自ら原本・原物を保存する必要があり、又は原本・原物の提出が確かに困難な場合、人民法院によって相違がないと確認された複製物や複製品を提出してもよい。

第十二条 動産を証拠とする場合、原物を人民法院に提出しなければならない。当該原物が移動又は保存に向かない場合、当事者はその複製品、映像資料又はその他の代替品を提供することができる。

人民法院は、当事者から提出された動産又は代替品を受け取った後に、人民法院又は保存現場で検査するよう速やかに当事者双方に通知しなければならない。

第十三条 当事者は不動産を証拠とする場合、当該不動産の映像資料を人民法院に提出しなければならない。

人民法院は必要があると認めた場合、現場で検査するよう当事者双方に通知しなければならない。

第十四条 電子データには次の各号に掲げる情報、電子文書が含まれる。

(一) ウェブページ、ブログ、マイクロブログ等のネットワークプラットフォームによって発表された情報。

(二) 携帯電話ショートメッセージ、電子メール、インスタントメッセージ、通信グループ等のネットワークアプリケーションサービスの通信情報。

(三) ユーザー登録情報、身元認証情報、電子取引記録、通信記録、ログインログ等の情報。

(四) ドキュメント、画像、オーディオ、ビデオ、デジタル証書、コンピュータープログラム等の電子文書。

(五) デジタル形式で保存、処理、伝送されている、事件の事実を証明できるその他の情報。

第十五条 当事者は視聴覚資料を証拠とする場合、当該視聴覚資料が記憶されたオリジナルの媒体を提供しなければならない。

当事者は電子データを証拠とする場合、原本を提供しなければならない。電子データの作成者によって作成された原本に一致する副本、又は電子データから直接派生した印刷物若しくは表示、識別可能なその他の出力媒体は、電子データの原本とみなされる。

第十六条 当事者が提出する公文書書証は、中華人民共和国域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公認機関による証明を得るか、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。

中華人民共和国域外で形成された身分関係に係る証拠は、所在国の公認機関による証明を経て、かつ当該国における中華人民共和国大使館・領事館の認証を得て、又は中華人民共和国と当該所在国との間に締結された関係条約に定めた証明手続を履行しなければならない。

当事者が人民法院に提出する証拠は、香港、マカオ、台湾地区で形成されたものである場合、関連証明手続を履行しなければならない。

第十七条 当事者は人民法院に外国語の書証又は外国語の説明資料を提出する場合、中国語の訳文を添えなければならない。

第十八条 当事者双方間で争議がない事実が『「中華人民共和国民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第九十六条第一項に規定する状況に該当する場合、人民法院は当事者に関連証拠の提供を命じることができる。

第十九条 当事者は、それが提出する証拠資料を逐一分類して番号を付け、証拠材料の出所、証明対象及び内容を簡単に説明し、署名・捺印し、提出日付を明記し、かつ相手方当事者の人数分の副本を提出しなければならない。

人民法院は、当事者が提出した証拠資料を受領した場合、受領書を発行し、証拠の名称、部数、頁数及び受領した時間を明記し、担当者が署名又は捺印しなければならない。

二、証拠の調査・収集及び保全

第二十条 当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に証拠の調査・収集を申し立てる場合、挙証期間の満

了前に書面による申立書を提出しなければならない。

申立書には、被調査人の氏名又は単位名称、住所等の基本的状況、調査・収集しようとする証拠の名称又は内容、人民法院による証拠の調査・収集が必要とされる事由及びその証明しようとする事実並びに明確な手掛かりを明記しなければならない。

第二十一条 人民法院が調査・収集する書証は、原本であっても、相違がないと確認された副本又は複製物であってもよい。副本又は複製物である場合、調査記録に出所及び証拠取得状況を記載しなければならない。

第二十二条 人民法院が調査・収集する物証は、原物でなければならない。被調査人は、原物の提出が確かに困難な場合、複製品又は映像資料を提出してもよい。複製品又は映像資料を提出する場合、調査記録に証拠取得状況を記載しなければならない。

第二十三条 人民法院は視聴覚資料、電子データを調査・収集するにあたって、被調査人に原始担体の提出を求めなければならない。

オリジナルの媒体の提出が確かに困難な場合、複製物を提出してもよい。複製物を提出する場合、人民法院は調査記録にその出所及び作成の経緯を記載しなければならない。

人民法院が視聴覚資料、電子データについて証拠保全措置を講じる場合、前項の規定を適用する。

第二十四条 人民法院は鑑定を必要とする可能性がある証拠を調査・収集するにあたって、関連技術規範を遵守し、証拠が汚染されないように確保しなければならない。

第二十五条 当事者又は利害関係者が『民事訴訟法』第八十一条の規定により証拠保全を申し立てる場合、申立書には保全する必要がある証拠の基本的状況、保全を申し立てる理由及び講じようとする保全措置等の内容を明記しなければならない。

当事者は『民事訴訟法』第八十一条第一項の規定により証拠保全を申し立てる場合、挙証期間満了前に人民法院に申し立てなければならない。

法律、司法解釈において訴訟前の証拠保全に関する規定がある場合、その規定に従う。

第二十六条 当事者又は利害関係者が保全対象物の使用、流通を制限する差押、押収等の保全措置を申し立てるか、又は保全により証拠保有者に損失を与える可能性がある場合、人民法院は申立人に相応の担保の提供を命じなければならない。

担保方式又は金額は、人民法院が保全措置の証拠保有者に対する影響、保全対象物の価値、当事者又は利害関係者の争議にかかる訴訟物の金額等の要素に応じて総合的に確定する。

第二十七条 人民法院は証拠保全にあたって、当事者又は訴訟代理人の立ち会いを求めることができる。

人民法院は当事者の申立及び具体的な状況に応じて、差押、押収、録音、録画、複製、鑑定、検証等の方法で証拠保全を行い、かつ記録を作成することができる。

証拠保全の目的に合致する状況下で、人民法院は証拠保有者の利益への影響が最も小さい保全措置を選択しなければならない。

第二十八条 誤った証拠保全の申立により財産損失をもたらし、当事者が賠償責任の負担を申立人に請求した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二十九条 人民法院が訴訟前の証拠保全措置を講じた後に、当事者がその他の管轄権のある人民法院に訴訟を提起した場合、保全措置を講じた人民法院は、当事者の申立により、保全した証拠を事件を受理した人民法院に速やかに移管しなければならない。

第三十条 人民法院は、事件の審理過程において、鑑定意見によって要証事実を証明する必要があると認められた場合には、当事者に説明し、鑑定申立期間を指定しなければならない。

『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第九十六条第一項に規定する状況に該当する場合、人民法院は職権により鑑定を委託しなければならない。

第三十一条 当事者は鑑定の申立にあたって、人民法院から指定された期間内に提出するとともに、鑑定費用を前納しなければならない。期限を過ぎても申し立てをしなかった場合又は鑑定費用を前納しなかった場合、申立を放棄したものとみなされる。

鑑定を必要とする要証事実について挙証責任を負う当事者は、人民法院から指定された期間内に正当な理由なく鑑定を申し立てず、或いは鑑定費用を前納せず、又は関連資料の提出を拒否したことで、要証事実を究明できなかった場合、挙証不能の法的結果を負担しなければならない。

第三十二条 人民法院は鑑定申立を許可した場合、当事者双方が協議の上、相応の資格を有する鑑定人を決定するよう組織しなければならない。当事者の協議が成立しない場合、人民法院が指定する。

人民法院は職権により鑑定を委託する場合、当事者の意見を聴取した後に、相応の資格を有する鑑定人を指定することができる。

人民法院は、鑑定人を決定した後に委託書を発行しなければならない。委託書には、鑑定事項、鑑定範囲、鑑定目的及び鑑定期間を明記しなければならない。

第三十三条 人民法院は、鑑定開始の前に、鑑定人に対して承諾書への署名を求めなければならない。承諾書には、鑑定人が鑑定の客観的、公正、誠実な実施を保証し、出廷・証言を保証し、虚偽の鑑定をした場合に法的責任を負担しなければならない等の内容を明記しなければならない。

鑑定人が故意に虚偽の鑑定をした場合、人民法院は鑑定費用の払戻しを命じるとともに、情状に応じて、

『民事訴訟法』第百十一条の規定に従って処罰しなければならない。

第三十四条 人民法院は、当事者が鑑定資料について証拠質疑を行うよう組織しなければならない。証拠質疑を受けていない資料は、鑑定の根拠としてはならない。

人民法院の許可を経て、鑑定人は証拠の取り寄せ、物証と現場の検証及び当事者又は証人への尋問を行うことができる。

第三十五条 鑑定人は人民法院の確定した期間内に鑑定を完了し、かつ鑑定書を提出しなければならない。鑑定人が正当な理由なく時間通りに鑑定書を提出しなかった場合、当事者は別の鑑定人に鑑定を委託するよう人民法院に申し立てることができる。人民法院が許可した場合、原鑑定人は既に受領した鑑定費用を払い戻さなければならない。払戻しを拒否した場合、本規定第八十一条第二項の規定に従って処分する。

第三十六条 人民法院は、鑑定人から提示された鑑定書について、次の各号に掲げる内容を有するか否かを審査しなければならない。

- (一) 委託法院の名称。
- (二) 鑑定委託の内容。
- (三) 鑑定資料。
- (四) 鑑定の根拠とされる原理、方法。
- (五) 鑑定過程に対する説明。
- (六) 鑑定意見。
- (七) 承諾書。

鑑定書には、鑑定人が署名又は捺印するとともに、鑑定人の相応の資格証明を添えなければならない。機構に鑑定を委託した場合、鑑定書に鑑定機構が捺印するとともに、鑑定担当者が署名しなければならない。

第三十七条 人民法院は鑑定書を受領した後に、速やかに副本を当事者に送付しなければならない。

当事者は鑑定書の内容について異議がある場合、人民法院から指定された期間内に書面で申し立てなければならない。

当事者の異議について、人民法院は解釈、説明又は補足を行うよう鑑定人に求めなければならない。人民法院は必要があると認めた場合、当事者から異議が申し立てられなかった内容について解釈、説明又は補足を行うよう鑑定人に求めることができる。

第三十八条 当事者が鑑定人の書面による回答を受領した後にも異議がある場合、人民法院は『訴訟費用納付弁法』第十一条の規定に従い、鑑定人の出廷費用を前納するよう異議のある当事者に通知するとともに、鑑定人に出廷を通知しなければならない。異議のある当事者が鑑定人の出廷費用を前納しなかった場合、異

議を放棄したものとみなされる。

当事者双方は鑑定意見についていずれも異議がある場合、鑑定人の出廷費用を分担して前納するものとする。

第三十九条 鑑定人の出廷費用は、証人の出廷・証言費用の基準に従って計算され、敗訴した当事者が負担するものとする。鑑定意見に不明なところ又は欠陥があることで鑑定人の出廷が必要となる場合、出廷費用は鑑定人の自己負担とする。

人民法院は鑑定を委託した時に鑑定人の出廷費用が鑑定費用に含まれていると既に確定した場合、改めて当事者に前納を通知しない。

第四十条 当事者が再鑑定を申し立てるにあたって、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

- (一) 鑑定人が相応の資格を有しない場合。
- (二) 鑑定手続に重大な違法がある場合。
- (三) 鑑定意見の根拠が明らかに不十分である場合。
- (三) 鑑定意見が証拠として使用できないその他の状況。

前項第一号から第三号までの状況が存在する場合、鑑定人は既に受領した鑑定費用を払い戻さなければならない。払戻しを拒否した場合、本規定第八十一条第二項の規定に従って処分する。

鑑定意見の欠陥について、補正、補足鑑定又は補足の証拠質疑、再証拠質疑等の方法で解決できる場合、人民法院は再鑑定の申立を許可しない。

再鑑定する場合、原鑑定意見は事件の事実を認定するための根拠としてはならない。

第四十一条 一方当事者が専門的な問題について関連機構又は人員に自ら委託して提示させた意見について、他方当事者がこれを反駁するのに足りる証拠又は理由を持っており、かつ、鑑定を申し立てた場合には、人民法院はこれを許可しなければならない。

第四十二条 鑑定意見が採用された後に、鑑定人が正当な理由なく鑑定意見を取り消した場合、人民法院は鑑定費用の払戻しを命じなければならない。さらに情状に応じて、『民事訴訟法』第百十一条の規定に従って鑑定人に処罰を与えることができる。当事者は、鑑定人がこれにより増加した合理的費用を負担すべきと主張した場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

人民法院は、鑑定意見を採用した後に鑑定人による取消しを許可した場合、鑑定費用の払戻しを鑑定人に命じなければならない。

第四十三条 人民法院は、検証前に検証の時間と場所を当事者に通知しなければならない。当事者が参加

しないことは、検証の実施に影響を与えない。

当事者は、検証事項について人民法院に解釈及び説明を行うことができ、検証過程における重要事項に注意を払うよう、人民法院に請求することができる。

人民法院は、物証又は現場の検証にあたって、記録を作成し、検証の時間、場所、検証人、立会人、検証の経緯・結果を記録し、検証人、立会人による署名又は捺印を得なければならない。作成された現場見取図について、作成の時間、方位、作成者の氏名、身分等の内容を明記しなければならない。

第四十四条 関連単位が作成した、事件の事実に関連する書類、資料を抜粋するにあたっては、出所を明記し、かつ作成単位又は保管単位の捺印を受けなければならない。抜粋人及び他の調査官が抜粋文書に署名又は捺印しなければならない。

抜粋した文書や資料は、内容の相応の完全性を維持しなければならない。

第四十五条 当事者が『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第百十二条の規定に従って相手方当事者に書証の提出を命じるよう人民法院に申し立てる場合、申立書には提出が申し立てられた書証の名称又は内容、当該書証で証明する必要がある事実及び当該事実の重要性、相手方当事者が当該書証を管理しているとする根拠及び当該書証を提出すべき理由を明記しなければならない。

相手方当事者が書証を管理していることを否定した場合、人民法院は法律規定、習慣等の要素に基づき、事件の事実、証拠を踏まえて、書証が相手方当事者の管理下にあるか否かの事実を総合的に判断しなければならない。

第四十六条 人民法院は当事者による書証提出の申立を審査するにあたって、相手方当事者の意見を聴取しなければならない。必要に応じて、当事者双方に証拠の提供、弁論を求めることができる。

当事者から提出が申し立てられた書証が不明確で、書証が要証事実の証明に必要ではなく、要証事実が裁判結果に実質的な影響を与えず、書証が相手方当事者に管理されておらず又は本規定第四十七条の状況に該当しない場合、人民法院はこれを許可しない。

当事者の申立理由が成立する場合、人民法院は、相手方当事者に書証の提出を命じる裁定を下さなければならない。理由が成立しない場合、申立人に通知する。

第四十七条 次の各号に掲げる状況において、書証を管理する当事者は書証を提出しなければならない。

- (一) 書証を管理する当事者が訴訟において引用した書証。
- (二) 相手方当事者の利益のために作成された書証。
- (三) 相手方当事者が法律の規定に従って閲覧、取得する権利がある書証。
- (四) 帳簿、記帳の原始証憑。

(五) 人民法院が書証を提出すべきと認めたその他の状況。

前項に掲げる書証は国家秘密、営業秘密、当事者又は第三者のプライバシーに関わるか、又は法律に規定された守秘すべき状況が存在する場合、提出後に証拠質疑を公開して実行してはならない。

第四十八条 書証を管理する当事者が正当な理由なく書証の提出を拒否した場合、人民法院は、相手方当事者の主張する書証内容が真実であると認定することができる。

書証を管理する当事者が『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第百十三条に規定する状況に該当する場合、人民法院は、相手方当事者が主張する、当該書証によって証明しようとする事実が真実であると認定することができる。

三、挙証期間及び証拠交換

第四十九条 被告は、答弁期間満了前に書面にて答弁を提出し、原告の訴訟上の請求並びにその根拠となる事実及び理由について意見を述べなければならない。

第五十条 人民法院は、審理前の準備段階において、挙証通知書を当事者に送達しなければならない。

挙証通知書には、挙証責任の配分原則と要求、人民法院に調査・証拠収集を申し立てることができる状況、人民法院が事件の状況に応じて指定した挙証期間及び期間が過ぎた後に証拠を提出する場合の法的結果等の内容を明記しなければならない。

第五十一条 挙証期間は、当事者で協議し、人民法院の許可を受けることができる。

人民法院が挙証期間を指定する場合、第一審通常手続を適用して審理された事件については15日以上でなければならない、当事者が新たな証拠を提出した第二審事件については10日以上でなければならない。簡易手続を適用して審理された事件については15日を上回ってはならず、小額訴訟事件の挙証期間は一般的に7日を上回ってはならない。

挙証期間が満了した後に、当事者が反対証拠を提出した場合又は既に提出した証拠の出所、形式等における欠陥を補正した場合、人民法院は情状酌量の上、挙証期間を改めて確定することができる。当該期間は前項に規定する期間の制限を受けない。

第五十二条 当事者が挙証期間内に証拠を提出するのに客観的な障害が存在することは、『民事訴訟法』第六十五条第二項に規定する「当事者は当該挙証期間内における証拠資料の提出が確かに困難である」状況に該当する。

前項の状況について、人民法院は当事者の挙証能力、挙証期間内に証拠を提出できない事由等の要素に応じて総合的に判断しなければならない。必要に応じて、相手方当事者の意見を聴取することができる。

第五十三条 訴訟過程において、当事者が主張している法律関係の性質又は民事行為の効力が人民法院が事実に基づいて行った認定に一致しない場合、人民法院は、法律関係の性質又は民事行為の効力を焦点を当てるべき問題として審理しなければならない。但し、法律関係の性質が裁判理由及び結果に影響を与えず、又は関連問題について当事者が既に十分に論議している場合、この限りではない。

前項の状況が存在し、当事者が法廷の審理状況に応じて訴訟上の請求を変更する場合、人民法院はこれを許可し、かつ事件の具体的な状況に応じて挙証期間を新たに指定しなければならない。

第五十四条 当事者は、挙証期間の延長を申し立てる場合には、挙証期間満了前に人民法院に書面にて申し立てなければならない。

申立理由が成立する場合、人民法院はこれを許可し、挙証期間を適宜延長し、かつ他の当事者に通知しなければならない。延長された挙証期間は他の当事者に適用される。

申立理由が成立しない場合、人民法院はこれを許可せず、かつ申立人に通知する。

第五十五条 次の各号に掲げる状況が存在する場合、挙証期間は以下の方式で確定される。

(一) 当事者が『民事訴訟法』第二百二十七条の規定に従って管轄権異議を申し立てた場合、挙証期間が中断し、管轄権異議を却下する旨の裁定が発効した日から計算を再開する。

(二) 当事者を追加するか、独立した請求権のある第三者が訴訟に参加するか、又は独立した請求権のない第三者が人民法院からの通知を受けて訴訟に参加する場合、人民法院は本規定第五十一条の規定に従って新たに訴訟に参加する当事者のために挙証期間を確定しなければならないが、当該挙証期間は他の当事者に適用される。

(三) 差戻し・再審事件について、第一審人民法院は事件の具体的な状況と差戻し・再審の事由を踏まえて、情状酌量の上、挙証期間を確定することができる。

(四) 当事者が訴訟上の請求を追加、変更し、又は反訴を提起した場合、人民法院は事件の具体的な状況に応じて挙証期間を改めて確定しなければならない。

(五) 公告送達の場合、挙証期間は広告期間が満了した翌日から起算する。

第五十六条 人民法院が『民事訴訟法』第三百三十三条第四号の規定に従い、証拠交換を組織することによって審理前の準備を行う場合、証拠交換の日を挙証期間満了の日とする。

証拠交換の時間は、当事者の協議により合意し、かつ人民法院の認可を受けてもよければ、人民法院が指定してもよい。当事者が挙証期間の延期を申し立てかつ人民法院の許可を得た場合、証拠交換日はそれに従って順延する。

第五十七条 証拠交換は、裁判官の主宰の下で行われなければならない。

証拠交換過程において、裁判官は、当事者から異議が申し立てられなかった事実や証拠について記録に編綴しなければならない。異議が申し立てられた証拠について、証明の必要がある事実に応じて分類して記録に編綴し、かつ異議申立の理由を記載しなければならない。証拠交換により、当事者双方の争議の主要問題を確定する。

第五十八条 当事者は相手方の証拠を受領した後に反対証拠があつて提出する必要がある場合、人民法院は証拠交換を改めて組織しなければならない。

第五十九条 人民法院は、期限を過ぎて証拠を提出した当事者に対して罰金を科する場合、当事者が期限を過ぎて証拠を提出した際の主観的過失の程度、訴訟遅延の状況、訴訟対象物の金額等の要素を踏まえて、罰金額を確定することができる。

四、証拠質疑

第六十条 当事者が審理前の準備段階又は人民法院の調査、尋問過程において質疑意見を述べた証拠は、質疑を経た証拠とみなされる。

人民法院は、当事者が書面による質疑意見の表明を求め、相手方当事者の意見を聴取した上で必要があると認めた場合、これを許可してもよい。人民法院は、書面による質疑意見を速やかに相手方当事者に送付しなければならない。

第六十一条 書証、物証、視聴覚資料について証拠質疑を行うにあたって、当事者は証拠の原本又は原物を提示しなければならない。但し、次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、この限りではない。

(一) 原本又は原物の提示が確かに困難で、かつ人民法院が複製物又は複製品の提示を許可した場合。

(二) 原本又は原物が既に存在していないが、複製物や複製品が原本又は原物と一致することを証明する証拠がある場合。

第六十二条 証拠質疑は、一般的に次の各号に掲げる順序で行う。

(一) 原告が証拠を提示し、被告及び第三者が原告に証拠質疑を行う。

(二) 被告が証拠を提示し、原告及び第三者が被告に証拠質疑を行う。

(三) 第三者が証拠を提示し、原告及び被告が第三者に証拠質疑を行う。

人民法院が当事者の申立により調査・収集した証拠については、裁判官が証拠の調査・収集状況を説明した後に、申立をした当事者が相手方当事者、第三者に証拠質疑を行う。

人民法院が職権により調査・収集した証拠については、裁判官が証拠の調査・収集状況を説明した後に、当事者の意見を聴取する。

第六十三条 当事者は事件事実について如実で完全に陳述しなければならない。

当事者の陳述がこれまでの陳述に一致しない場合、人民法院はその理由の説明を命じ、かつ当事者の訴訟能力、証拠及び事件の具体的な状況を踏まえて審査・認定しなければならない。

当事者が故意に虚偽の陳述をして人民法院の審理を妨害した場合、人民法院は情状に応じて、『民事訴訟法』第百十一条の規定に従って処罰しなければならない。

第六十四条 人民法院は必要があると認めた場合、当事者本人が出席し、事件の関連事実について尋問を受けるよう求めることができる。

人民法院は当事者に対して出席して尋問を受けるよう求める場合、尋問の時間、場所、出席拒否の結果等の内容を当事者に通知しなければならない。

第六十五条 人民法院は尋問前に、誓約書に署名するとともに誓約書の内容を読み上げるよう当事者に命じなければならない。

誓約書には、「事実を陳述することを保証する」、「隠蔽、歪曲、増減が全くない」、「虚偽の陳述をした場合に処罰を受けなければならない」等の内容を明記しなければならない。当事者は誓約書に署名、捺印しなければならない。

当事者が誓約書を読み上げられない正当な理由がある場合、書記官がこれを読み上げかつ説明する。

第六十六条 当事者が正当な理由なく出席、署名又は誓約書の読み上げを拒否した場合又は尋問を受けないとした場合、人民法院は事件の状況を総合して、要証事実の真偽を判断しなければならない。要証事実を証明できる他の証拠がない場合、人民法院は当該当事者に不利な認定をしなければならない。

第六十七条 意思を正確に伝達できない者は、証人とすることができない。

要証事実がその年齢、知力又は精神的健康状態に適合する民事行為無能力者及び制限民事行為能力者は、証人とすることができる。

第六十八条 人民法院は証人に対し、出廷・証言し、裁判官及び当事者の尋問を受けるよう求めなければならない。証人は、審理前の準備段階において又は人民法院の調査、尋問等で当事者双方が出席した時に証言を陳述した場合、出廷・証言したものとみなされる。

証人の他の方式による証言について、当事者双方が同意しかつ人民法院の許可を得た場合、証人は出廷・証言しなくてもよい。

正当な理由なく出廷しなかった証人が書面等の方式で提供した証言は、事件事実を認定するための根拠としてはならない。

第六十九条 当事者は証人の出廷・証言を申し立てる場合、挙証期間満了前に人民法院に申立書を提出し

なければならない。

申立書には、証人の氏名、職業、住所、連絡先、証言の主要内容、証言と要証事実との関連性及び証人による出廷・証言の必要性を明記しなければならない。

『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第九十六条第一項に規定する状況に該当する場合、人民法院は職権により証人に出廷・証言するよう通知しなければならない。

第七十条 人民法院は証人による出廷・証言の申立を許可した場合、通知書を証人に送達するとともに当事者双方に告知しなければならない。通知書には、証人による証言の時間、場所、証言の事項、要求及び偽証の法的結果等の内容を明記しなければならない。

当事者から申し立てられた証人による出廷・証言の事項が要証事実と無関係である場合又は証人に出廷・証言するよう通知する必要がない場合、人民法院は当事者の申立を許可しない。

第七十一条 人民法院は証人に対し、証言の前に誓約書に署名するとともに法廷で誓約書の内容を読み上げるよう求めなければならない。但し、民事行為無能力者及び制限民事行為能力者を証人とする場合を除く。

証人が確かに誓約書を読み上げられない正当な理由がある場合、書記官が代わりに読み上げかつ説明する。

証人は誓約書への署名又は読み上げを拒否した場合、証言をしてはならず、かつ自ら関連費用を負担するものとする。

証人の誓約書の内容には、当事者の誓約書の関連規定を適用する。

第七十二条 証人は身を持って感知した事実を客観的に陳述しなければならない。証言にあたって推測、推断又は評論的な言葉を使用してはならない。

証人は証言前に法廷審理を傍聴してはならず、証言にあたって、事前に準備した書面資料を読み上げる方法で証言を陳述してはならない。

証人は言語表現の障害がある場合、他の表現方法で証言することができる。

第七十三条 証人はその証言する事項について連続して陳述しなければならない。

当事者及びその法廷代理人、訴訟代理人又は傍聴者が証人の陳述を妨害した場合、人民法院はこれを速やかに阻止し、必要な場合、『民事訴訟法』第一百条の規定に従って処罰することができる。

第七十四条 裁判官は証人を尋問することができる。当事者及びその訴訟代理人は、裁判官の許可を得た上で証人を尋問することができる。

証人を尋問する際に、他の証人は立ち会ってはならない。

人民法院は必要と認めた場合、証人間の対質を求めることができる。

第七十五条 証人は出廷・証言した後に、人民法院に証人の出廷・証言費用の支払を申し立てることができる。

きる。証人は困難があつて出廷・証言費用を事前に領収する必要がある場合、人民法院は証人の申立により出廷・証言の前に支払うことができる。

第七十六条 証人は確かに困難があつて出廷・証言できず、書面による証言、視聴覚伝送技術又は視聴覚資料等の方式で証言することを申し立てる場合、人民法院に申立書を提出しなければならない。申立書には、出廷できない具体的な事由を明記しなければならない。

『民事訴訟法』第七十三条に規定する状況に該当する場合、人民法院はこれを許可しなければならない。

第七十七条 証人は人民法院の許可を得て、書面による証言方式で証言する場合、誓約書に署名しなければならない。視聴覚伝送技術又は視聴覚資料の方式で証言する場合、誓約書に署名するとともに誓約書の内容を読み上げなければならない。

第七十八条 当事者及びその訴訟代理人による証人への尋問は要証事実と無関係であるか、又は証人への脅迫、侮辱又は不当な誘引等の状況がある場合、裁判官はこれを速やかに阻止しなければならない。必要な場合、『民事訴訟法』第一百条、第一百一十一条の規定に従って処罰することができる。

証人が故意に虚偽の陳述をし、訴訟参加者又は他人が暴力、脅迫、賄賂等の方法で証人の証言を妨害し、又は証人の証言後に侮辱、誹謗、中傷、恐喝、殴打等の方法で証人に攻撃をかけて報復した場合、人民法院は情状に応じて、『民事訴訟法』第一百一十一条の規定に従って、行為者を処罰しなければならない。

第七十九条 鑑定人が『民事訴訟法』第七十八条の規定に従って出廷・証言する場合、人民法院は開廷審理の3日前に出廷の時間、場所及び要求を鑑定人に通知しなければならない。

機構に鑑定を委託した場合、鑑定担当者が機構を代表して出廷しなければならない。

第八十条 鑑定人は鑑定事項について当事者の異議と裁判官の尋問に誠実に回答しなければならない。法廷での回答が確かに困難な場合、人民法院の許可を得て、法廷審理の終了後に書面にて回答することができる。

人民法院は書面による回答書を速やかに当事者に送付し、かつ当事者の意見を聴取しなければならない。必要な場合、証拠質疑を改めて組織してもよい。

第八十一条 鑑定人が出廷・証言を拒否した場合、鑑定意見は事件の事実を認定するための根拠としてはならない。人民法院は関係主管部門又は組織に対し、出廷・証言を拒否した鑑定人を処罰するよう提案しなければならない。

当事者が鑑定費用の払戻しを求めた場合、人民法院は3日以内に裁定し、鑑定人に払戻しを命じなければならない。払戻しを拒否した場合、人民法院が法により執行するものとする。

当事者が鑑定人による出廷・証言の拒否により再鑑定を申し立てた場合、人民法院はこれを許可しなけれ

ばならない。

第八十二条 法廷の許可を得た場合、当事者は鑑定人、検証人に尋問することができる。

鑑定人、検証人に尋問するにあたって、脅迫、侮辱等不適切な言葉や方法を使用してはならない。

第八十三条 当事者が『民事訴訟法』第七十九条及び『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第二百二十二条の規定に従い、専門知識のある者の出廷を申し立てる場合、申立書には、専門知識のある者の基本的状況及び申立の目的を明記しなければならない。

人民法院は当事者の申立を許可した場合、当事者双方に通知しなければならない。

第八十四条 裁判官は専門知識のある者を尋問することができる。法廷の許可を得た場合、当事者は専門知識のある者を尋問することができ、当事者が各自申し立てた専門知識のある者は事件における関連問題について対質することができる。

専門知識のある者は、鑑定意見に対する質疑又は専門的問題について意見陳述以外の法廷審理活動に参加してはならない。

五、証拠の審査認定

第八十五条 人民法院は、証拠により証明できる事件事実を根拠とし、法により裁判しなければならない。

裁判官は、法定手続に従って証拠を全面的かつ客観的に審査し、法律の規定を踏まえて、裁判官の職業道徳に従い、論理的推理と日常生活の経験を活用して、証拠の証明力の有無及び証明力の程度について独自の判断を行い、かつ判断の理由及び結果を公開しなければならない。

第八十六条 当事者による詐欺、脅迫、悪意ある共謀事実の証明、及び口頭遺言又は贈与事実の証明について、人民法院は当該要証事実の存在の可能性を確信し、合理的な疑いを排除できる場合、当該事実が存在すると認定しなければならない。

訴訟保全、忌避等の手続事項に関する事実について、人民法院は当事者の説明及び関連証拠を踏まえて、関連事実が存在する可能性が大きいと認めた場合、当該事実の存在を認定することができる。

第八十七条 裁判官は、単一証拠について次の面から審査・認定することができる。

- (一) 証拠が原本・原物であるか否か、複製物・複製品が原本・原物に合致するか否か。
- (二) 証拠が本件の事実に関連しているか否か。
- (三) 証拠の形式、出所が法律の規定に合致するか否か。
- (四) 証拠の内容が真実であるか否か。
- (五) 証人又は証拠を提供した者が、当事者と利害関係を有するか否か。

第八十八条 裁判官は、事件の全ての証拠について、各証拠と事件事実との関連性、各証拠間の関係等から総合的に審査・判断しなければならない。

第八十九条 当事者が訴訟過程において認可した証拠について、人民法院はこれを確認しなければならない。但し、法律、司法解釈に別途規定がある場合を除く。

当事者が認可した証拠を取り下げた場合、『「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に関する最高人民法院の解釈』第二百二十九条の規定に従って処理する。

第九十条 次に掲げる証拠は、単独で事件事実を認定するための根拠としてはならない。

(一) 当事者の陳述。

(二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者によるその年齢、知力又は精神的健康状況に相応しくない証言。

(三) 一方当事者又はその代理人と利害関係を有する証人が陳述した証言。

(四) 疑問点のある視聴覚資料、電子データ。

(五) 原本・原物と照合できない複製物・複製品。

第九十一条 公文書書証の作成者が文書の原本に基づいて作成した、内容の一部又は全部が記載された副本は、正本と同一の証明力を有する。

国家機関にファイリングされた文書の複製物、副本、抜粋の内容が原本と一致するとファイリング部門又は原本作成機関によって証明された場合、当該複製物、副本、抜粋は原本と同一の証明力を有する。

第九十二条 私文書書証の真実性についての挙証責任は、私文書書証で事件事実を証明すると主張した当事者が負担する。

私文書書証に作成者又はその代理人が署名、押印又は捺印した場合、真実なものと推定される。

私文書書証に削除、訂正、追加又はその他の形式の欠陥がある場合、人民法院は事件の具体的な状況を総合して、その証明力を判断しなければならない。

第九十三条 人民法院は電子データの真実性について、次の各号に掲げる要素を踏まえて総合的に判断しなければならない。

(一) 電子データの生成、保存、伝送が依存するコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境が完全、確実であるか。

(二) 電子データの生成、保存、伝送が依存するコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境が正常に動作しているか、又は正常に動作していない場合に電子データの生成、保存、伝送に影響を与えるか。

(三) 電子データの生成、保存、伝送が依存するコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェア環境がエラー防止のための有効な監視、検証手段を備えるか。

(四) 電子データが完全に保存、伝送、抽出されているか、保存、伝送、抽出の方法が確実であるか。

(五) 電子データが正常な往来活動において形成・保存されているか。

(六) 電子データを保存、伝送、抽出する主体が適切であるか。

(七) 電子データの完全性と信頼性に影響を与えるその他の要素。

人民法院は必要があると認めた場合、鑑定又は検証等の方法で電子データの真実性を審査・判断することができる。

第九十四条 電子データに次の各号に掲げる状況がある場合、人民法院はその真実性を確認することができる。但し、反駁するのに足りる反対証拠がある場合を除く。

(一) 当事者から提出又は保管された自己に不利な電子データ。

(二) 電子データの記録・保存を行う中立の第三者プラットフォームから提供又は確認されたもの。

(三) 正常な業務活動において形成されたもの。

(四) ファイル管理方式で保管されたもの。

(五) 当事者の約定した方式で保存、伝送、抽出されたもの。

電子データの内容が公証機関によって公証された場合、人民法院はその真実性を確認しなければならない。但し、それを覆すのに足りる反対証拠がある場合を除く。

第九十五条 一方当事者が証拠を管理しているにもかかわらず正当な理由なくその提出を拒否し、かつ要証事実について挙証責任を負う当事者が、当該証拠の内容が管理者に不利であると主張した場合、人民法院は当該主張が成立すると認定することができる。

第九十六条 人民法院は、証人の証言の認定にあたって、証人の知力、品格、知識、経験、法意識及び専門的スキル等に対する総合的な分析によって判断することができる。

第九十七条 人民法院は、裁判文書において、証拠を採用する又はしない旨の理由を述べなければならない。

当事者に争議がない証拠について、採用する又はしない旨の理由は、裁判文書に記載しなくてもよい。

六、その他

第九十八条 証人、鑑定人、検証人の合法的権益を、法により保護する。

当事者又はその他の訴訟参加者は、証拠を偽造、毀滅し、虚偽の証拠を提出し、証人による証言を妨害し、

他人を指図し、買収し、脅迫して偽証させ、又は証人、鑑定人、検証人に攻撃をかけて報復した場合、『民事訴訟法』第百十条、第百十一条の規定に従って処分する。

第九十九条 本規定において証拠保全に関する規定がない場合、法律、司法解釈の財産保全に関する規定を準用する。

法律、司法解釈に別段の規定がある場合を除き、当事者、鑑定人、専門知識のある者に対する尋問は、本規定における証人尋問に対する規定を準用する。書証に関する規定は視聴覚資料、電子データに適用される。電子コンピューター等の電子媒体に記憶される視聴覚資料には、電子データの規定を適用する。

第一百条 本規定は2020年5月1日より施行される。

本規定の公布・施行後に、最高人民法院が以前に公布した、本規定と一致しない司法解釈は適用されなくなる。

最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定⁶⁶

2015年1月29日

(2001年6月19日最高人民法院審判委員會第1180回會議可決、2013年2月25日最高人民法院審判委員會第1570回會議可決「最高人民法院による『最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』改正の決定」による第一次改正、2015年1月19日最高人民法院審判委員會第1641回會議可決「最高院民法院による『最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定』改正の決定」による第二次改正、2015年2月1日当該改正施行)

専利紛争案件の正確な審理のため、「中華人民共和國民法通則」(以下「民法通則」という。)、
「中華人民共和國専利法」(以下「専利法」という。)、
「中華人民共和國民事訴訟法」及び「中華人民共和國行政訴訟法」等の法律規定に基づき、以下のとおり規定する。

第1条 人民法院は次に掲げる専利紛争案件を受理する。

1. 専利出願権に係る紛争案件
2. 専利権の帰属に係る紛争案件
3. 専利権、専利出願権譲渡契約に係る紛争案件
4. 特許権の侵害に係る紛争案件
5. 他人の専利の詐称に係る紛争案件
6. 特許の出願が公開された後、専利権が与えられる前の使用料に係る紛争案件
7. 職務発明創造の発明者又は考案者の奨励、報酬に係る紛争案件
8. 訴訟前に権利侵害の停止及び財産保全を申し立てる案件
9. 発明者又は考案者の資格に係る紛争案件
10. 専利復審委員会による出願拒絶を維持する復審決定を不服とする案件
11. 専利復審委員会による専利権無効宣告請求の決定を不服とする案件
12. 国務院専利行政部門による強制実施許諾の決定を不服とする案件
13. 国務院専利行政部門による強制実施許諾使用料の裁定を不服とする案件
14. 国務院専利行政部門による行政不服申立の決定を不服とする案件

⁶⁶出所：2015年1月29日付け中国最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-13244.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

15. 専利業務管理部門の行政決定を不服とする案件

16. その他の専利紛争案件

第 2 条 専利紛争に係る第一審の案件は、各省、自治区、直轄市人民政府所在地の中級人民法院及び最高人民法院の指定する中級人民法院が管轄する。

第 3 条 当事者が、専利復審委員会により 2001 年 7 月 1 日以降に下された実用新案権、意匠権の取消請求についての復審決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起するとき、人民法院は、これを受理しない。

第 4 条 当事者が、専利復審委員会により 2001 年 7 月 1 日以降に下された実用新案権、意匠権の出願拒絶を維持する復審決定、若しくは実用新案権、意匠権の無効宣告請求についての決定を不服とし、人民法院に訴訟を提起するとき、人民法院は、これを受理しなければならない。

第 5 条 専利権侵害行為による訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所所在地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地には、特許権、実用新案権の侵害を訴えられる製品の製造、使用、販売の申し出、販売、輸入等の行為の実施地、専利方法使用行為の実施地、当該専利方法により直接得られた製品の使用、販売の申し出、販売、輸入等の行為の実施地、意匠製品の製造、販売の申し出、販売、輸入等の行為の実施地、他人の専利の詐称行為の実施地、上記権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地が含まれる。

第 6 条 原告が、権利侵害製品の製造者のみに対して訴訟を提起し、販売者を提訴せず、権利侵害製品の製造地と販売地とが一致しないとき、製造地の人民法院が管轄権を有する。

製造者と販売者を共同被告として提訴するとき、販売地の人民法院が管轄権を有する。

販売者が製造者の支店等（注：原文は「分支機構」）であり、原告が、販売地で権利侵害製品の製造者の製造、販売行為を提訴するとき、販売地の人民法院が管轄権を有する。

第 7 条 原告が、1993 年 1 月 1 日以前に提出した専利出願及び当該出願により与えられた方法発明専利権により提起する権利侵害訴訟は、本規定第 5 条、第 6 条の規定を参照して管轄を確定する。

人民法院は、上記案件の実体審理において、法に従い、方法発明専利権が製品に及ばないとの規定を適用する。

第 8 条 出願日が 2009 年 10 月 1 日以前（当該日は含まない）の実用新案により専利権侵害訴訟を提起するとき、原告は、国务院専利行政部門が作成した検索報告を提出することができる。出願日が 2009 年 10 月 1 日以降の実用新案又は意匠により専利権侵害訴訟を提起するとき、原告は、国务院専利行政部門が作成した専利権評価報告を提出することができる。案件審理における必要性に基づいて、人民法院は、検索報告又は専利権評価報告の提示を原告に要求することができる。原告が正当な理由なく提示しないとき、人民法院は、訴訟中止の裁定をするか、若しくは生じ得る不利な結果の責任を原告に負担

させる判決を下すことができる。

実用新案権、意匠権侵害紛争案件の被告が訴訟の中止を請求するとき、答弁期間内に原告の権利に対する無効宣告請求をしなければならない。

第 9 条 人民法院が受理する実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告請求をしたとき、人民法院は、訴訟を中止しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、訴訟を中止しないこともできる。

(一) 原告が提出した検索報告又は専利権評価報告において、実用新案権又は意匠権を無効とする事由を見出せないとき。

(二) 被告が提供した証拠により、その使用する技術がすでに公知であることを十分に証明しているとき。

(三) 被告が当該専利権の無効宣告請求をするときに提供した証拠又はその根拠とする理由が明らかに不十分であるとき。

(四) 人民法院が訴訟を中止してはならないと認めるその他の事由。

第 10 条 人民法院が受理した実用新案権、意匠権侵害案件において、被告が答弁期間満了後に当該権利の無効宣告請求をするとき、人民法院は、訴訟を中止してはならない。ただし、審査により訴訟を中止する必要があると認める場合を除く。

第 11 条 人民法院が受理した特許権侵害紛争案件又は専利復審委員会の審査を経て権利を維持した実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告請求をしたとき、人民法院は、訴訟を中止しないことができる。

第 12 条 人民法院が訴訟の中止を決定するとき、専利権者又は利害関係者が被告による関連行為の停止又は権利侵害による損失の継続的拡大を制止するその他の措置を講じることを請求し、かつそれに対する担保を提供するとき、人民法院は、関連法規定に適合するとの審査を経て、訴訟を中止する裁定を下すと同時に、一括して関連裁定を下すことができる。

第 13 条 人民法院が専利権に対して財産保全措置を行うとき、国務院専利行政部門に執行協力通知書を送付し、執行協力事項及び専利権の保全期間を明記し、かつそれに人民法院による裁定書を添付しなければならない。

専利権の保全期間は、1 回につき 6 ヶ月を超えてはならず、国務院専利行政部門が執行協力通知書を受領した日から起算する。さらに引き続いて当該専利権の保全措置を講じる必要があるとき、人民法院は、保全期間満了前に、国務院専利行政部門に対して、保全措置を継続するための執行協

力通知書を別途送達しなければならない。保全期間満了前に送達されないとき、当該専利権に対する財産保全は、自動的に解除されたものとみなす。

人民法院は、質権が設定されている専利権に対して財産保全措置を講じることができる。

質権者の優先弁済権は、保全措置の影響を受けない。専利権者と被許諾者の間で締結された独占実施許諾契約は、当該専利権に対して人民法院が講じる財産保全措置に影響を及ぼさない。

人民法院は、既に保全を行った専利権に対して、重複して保全してはならない。

第 14 条 2001 年 7 月 1 日以前に、所属する単位の物質的、技術的条件を利用して完成させた発明創造について、当該単位と発明者又は考案者が契約を締結し、専利出願権及び専利権の帰属について約定しているときは、その約定に従う。

第 15 条 人民法院が受理した専利権侵害紛争案件が権利抵触に係るとき、法により先に権利を享有する当事者の合法的権益を保護しなければならない。

第 16 条 特許法第 23 条における以前に取得した合法的権利とは、商標権、著作権、企業名称権、肖像権、知名商品特有の包装又は装飾の使用権等を含む。

第 17 条 専利法第 59 条第 1 項における「特許権又は実用新案権の保護範囲は、その権利請求の内容を基準とし、説明書及び図面は、権利請求の内容の解釈に用いることができる」とは、専利権の保護範囲は、権利請求に記載されたすべての技術特徴により確定される範囲を基準としなければならない、それには当該技術特徴と互いに均等な特徴により確定される範囲も含むことをいう。

均等な特徴とは、記載された技術特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらす、かつ権利侵害で訴えられた行為の発生時に、当該領域における通常の技術者が、創造的な労働をすることなく想到できる特徴をいう。

第 18 条 専利権侵害行為の発生が 2001 年 7 月 1 日以前であるときは、改正前の専利法の規定を適用して民事責任を確定する。発生が 2001 年 7 月 1 日以降であるときは、改正後の専利法の規定を適用して民事責任を確定する。

第 19 条 他人の専利を詐称したとき、人民法院は、専利法第 63 条の規定に基づいて民事責任を確定することができる。専利業務管理部門が行政処罰を科さなかったとき、人民法院は、民法通則第 134 条第 2 項の規定に基づいて民事制裁を科することができる。民事罰金を適用するとき、その金額は、専利法第 63 条の規定を参照して確定することができる。

第 20 条 専利法第 65 条に規定される権利者が権利侵害によって被った実際の損失は、権利侵害によって、専利権者による専利製品の販売量が減少した総数に、専利製品の単位ごとの合理的

利益を乗じて得た額に基づいて計算することができる。専利権者による販売量が減少した総数確定が困難であるときは、権利侵害製品の市場販売総数に、専利製品の単位ごとの合理的利益を乗じて得た額について、権利者が権利侵害によって被った実際の損失とみなすことができる。

特許法第 65 条に規定された侵害者が侵害によって獲得した利益は、当該侵害製品の市場上での販売の総数に、侵害製品ごとの合理的利益を乗じて得た額に基づいて計算することができる。侵害者が権利侵害によって獲得した利益は一般的に権利侵害者の営業利益に基づき計算し、完全に権利侵害を業とする侵害者については、販売利益に基づき計算することができる。

第 21 条 権利者の損失又は権利侵害者が獲得した利益は確定しにくく、特許許諾使用料が参照できる場合、人民法院は特許権の種類、侵害行為の性質と情状、特許許諾の性質、範囲、時間などの要素に基づいて、当該特許許諾使用料の倍数を参照して合理的に賠償額を決定することができる。参照用の専利許諾使用料がなく又は専利許諾使用料が明らかに不合理である場合、人民法院は、特許権の種類、侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、特許法第 65 条第 2 項の規定に従って賠償額を確定することができる。

第 22 条 権利者が権利侵害行為を制止するために合理的な支出を支払うと主張する場合、人民法院は特許法第 65 条で確定した賠償額以外に別途計算することができる。

第 23 条 特許権侵害の訴訟時効は二年となり、特許権者又は利害関係者が権利侵害行為を知っているか又は知るべき日から計算する。権利者が二年を経て起訴した場合、侵害行為が起訴時に引き続き継続している場合、当該特許権の有効期間内に、人民法院は被告が権利侵害行為を停止するという判決を下さなければならない。侵害損害賠償額は権利者が人民法院に提訴する日から 2 年前に計算しなければならない。

第 24 条 特許法第 11 条、第 69 条にいう販売の申し出とは、広告をしたり、ショーウィンドーに陳列したり、展示即売会に出品したりして商品を販売するという意味表示である。

第 25 条 人民法院が受理した専利権侵害紛争事件は、すでに特許業務を管理している部門が侵害又は不侵害認定をした場合、人民法院は依然として当事者の訴訟請求について全面的に審査しなければならない。

第 26 条 以前の関連司法解釈が本規定と一致しない場合は、本規定に準ずる。

専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈⁶⁷

(2009年12月21日、最高人民法院審判委員会第1480次会議で採択) 中華人民共和国最高人民法院公告「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」が、2009年12月21日に最高人民法院審判委員会第1480次会議で採決された。ここにて公布し、2010年1月1日から施行する。

2009年12月28日

専利権侵害をめぐる紛争案件の正確な審理のため、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和國民事訴訟法」など関連する法律に基づき、実際の審判状況と結び付けたうえで、本解釈を制定する。

第1条 人民法院は、権利者が主張する請求項を基に、専利法59条1項の規定に従って専利権の保護範囲を確定するものとする。権利者が、第一審の法廷弁論の終結前にその主張する請求項を変更する場合には、人民法院はこれを承認するものとする。

権利者が、従属請求項により専利権の保護範囲の確定を主張した場合には、人民法院は当該従属請求項に記載された付加的な技術的特徴及びその引用した請求項に記載された技術的特徴に基づいて専利権の保護範囲を確定するものとする。

第2条 人民法院は、請求項の記載に基づき、明細書及び図面を読み終えた当該分野の一般的な技術者が持っている請求項に対する理解と結び付けた上で、専利法59条1項に定めた請求項の内容を確定するものとする。

第3条 人民法院は明細書や図面、特許請求の範囲における該当の請求項及び専利審査書類を用いて請求項を解釈することができる。明細書において請求項の用語について特別に定義されている場合には、その特別定義に従う。

請求項の意味は、上述した方法を用いても明確にならない場合、参考書や教科書などの公知文献、及び当該分野の一般的な技術者が持っている一般的な理解と結び付けて解釈することができる。

第4条 請求項において機能若しくは効果を以って記載された技術的特徴について、裁判所は明細書及び図面に記述された当該機能若しくは効果の具体的な実施形態、及びそれと同等の実施形態と結び付

⁶⁷出所:2010年1月29日付け中国最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-1.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

けた上で、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

第5条 明細書若しくは図面のみにおいて記述され、請求項においては記載されていない技術方案について、専利権侵害をめぐる紛争案件の際に権利者がそれを専利権の保護範囲に取り入れる場合、人民法院はこれを支持しない。

第6条 専利権の付与、若しくは無効宣告手続において、専利出願人や専利権者が請求項や明細書の修正、若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案を、権利者が専利権侵害をめぐる紛争案件で改めて専利権の保護範囲に取り入れた場合には、人民法院はこれを支持しない。

第7条 権利侵害で訴えられた技術方案が専利権の保護範囲に入っているかを判断する際に、人民法院は権利者が主張した請求項に記載された全ての技術的特徴を審査しなければならない。

権利侵害で訴えられた技術方案に、請求項に記載された全ての技術的特徴と同一或いは同等なものが含まれている場合、人民法院はそれが専利権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。請求項に記載された全ての技術的特徴と比べて、権利侵害で訴えられた技術方案の技術的特徴に、請求項に記載された技術的特徴が1つ以上不足している、或いは同一でもなく、同等でもない技術的特徴が1つ以上ある場合には、人民法院はそれが専利権の保護範囲に入っていないと認定しなければならない。

第8条 登録意匠に係わる物品の種類と同一又は類似する物品において、登録意匠と同一又は類似する意匠を用いた場合、人民法院は権利侵害で訴えられた設計が、専利法59条2項に定めた意匠権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。

第9条 人民法院は意匠に係わる物品の用途を基に、物品の種類と同一又は類似を認定しなければならない。物品の用途確定にあたって、意匠の簡単な説明、意匠の国際分類表、物品の機能、及び物品の販売や実際の利用状況などの要素を参酌することができる。

第10条 人民法院は、登録意匠に係わる物品の一般消費者の知識水準と認知能力を以って、意匠の同一又は類似の判断を行わなければならない。

第11条 意匠の同一又は類似の認定にあたって、人民法院は、登録意匠、権利侵害で訴えられた設計の設計特徴に基づき、意匠全体の視覚効果を以って総合的に判断しなければならない。主に技術的な機能で決まるような設計特徴、及び全体の視覚効果に影響を与えないような物品の材料や、内部構造などの特徴は考慮しない。

次のような状況は通常、意匠全体の視覚効果に対してより大きな影響を与える。

(一) 他の部分に対して、物品の正常使用時に容易に直接観察できる部分

(二) 登録意匠におけるその他の設計特徴に対して、登録意匠の既存設計と区別される設計特徴
権利侵害で訴えられた設計と登録意匠とが、全体の視覚効果において相違のない場合、人民法院は二
者の同一を認定し、全体の視覚効果において実質的な相違のない場合、二者の類似を認定しなければ
ならない。

第12条 発明又は実用新案専利権を侵害した製品を部品として別の製品を製造する場合、人民法院は
これが専利法11条に定めた使用行為に該当すると認定しなければならない。当該別の製品を販売し
た場合、人民法院はこれが専利法11条に定めた販売行為に該当すると認定しなければならない。
意匠権を侵害した製品を部品として別の製品を製造し販売する場合、人民法院はこれが専利法11条
に定めた販売行為に該当すると認定しなければならない。ただし、意匠権を侵害した製品が当該別の
製品において技術的な機能だけを持っている場合は除外される。

前記2項に定めた状況において、権利侵害で訴えられた者の間で分担・協力関係のある場合には、人
民法院はこれを共同侵害と認定しなければならない。

第13条 専利方法を用いて得られた原始的な製品について、人民法院は、専利法11条に定めた、専
利方法により直接に得られた製品であると認定しなければならない。

上述した原始的な製品をさらに加工・処理した上で後続製品を獲得するような行為について、人民法
院は、専利法11条に定めた、専利方法を用いて直接に得られた製品の使用に該当すると認定しなけ
ればならない。

第14条 専利権の保護範囲に入っていると訴えられた全ての技術的特徴が、ある既存技術方案におけ
る相応した技術的特徴と同一、或いは実質的な相違がない場合、人民法院は、権利侵害で訴えられた
者が実施した技術が、専利法62条に定めた既存技術に該当すると認定しなければならない。

権利侵害で訴えられた設計がある既存設計と同一する、若しくは実質的な相違がない場合、人民法
院は、権利侵害で訴えられた者が実施した設計は、専利法62条に定めた既存設計に該当すると認定し
なければならない。

第15条 権利侵害で訴えられた者が不法獲得した技術若しくは設計をもって、先使用权を主張し抗弁
する場合、人民法院はこれを支持しない。

次のような状況のいずれか一つがある場合、人民法院は、専利法69条(2)号に定めた、既に製造と使
用の必要準備を整えていると認定しなければならない。

(1)発明創造の実施に必要とされる主な技術的図面若しくは工程書類が完成されている(2)発明創造の
実施に必要とされる主な設備若しくは原材料の製造又は購入が実施されている。

専利法69条(2)号に定めた元の範囲は、専利出願日以前にあった生産規模、及び既存の生産設備を利用し、若しくは既存の生産準備状況により達成できるような生産規模が含まれる。

専利出願日以降に、先使用権者が既に実施している若しくは実施の必要準備を済ませている技術又は設計を譲渡する、又は実施を許諾する場合において、当該実施行為が元の範囲内での継続実施であるという権利侵害で訴えられた者の主張を、人民法院は支持しない。ただし、当該技術或いは設計が従来の企業とともに譲渡若しくは継承される場合は除外される。

第16条 人民法院が専利法第65条1項に基づいて、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益を確定する場合、権利侵害者の専利権侵害行為によって取得した利益に限るものとする。他の権利により生じた利益は、合理的に差し引かなければならない。

発明や実用新案専利権を侵害する製品が別の製品の部品である場合、人民法院は、当該部品自体の価額、及び完成品の利益実現における役割などの要素により賠償額を合理的に確定しなければならない。

意匠権を侵害する製品が包装物である場合、人民法院は、包装物自体の価額、及び被包装製品の利益実現における役割などの要素により賠償額を合理的に確定しなければならない。

第17条 製品若しくは製品の製造に関する技術方案が、専利出願日以前から国内外で公衆に知られている場合、人民法院は、当該製品が専利法61条1項に定めた新製品に該当しないと認定しなければならない。

第18条 権利者が他者に対して専利権侵害の警告を発信しながら、被警告人若しくは利害関係者が書面で権利者に訴権の行使を催告したにも拘わらず、権利者は当該書面催告の受領日から1ヶ月以内、又は書面催告の発信日から2ヶ月以内に、警告の撤回をせず、訴訟も提起しなかったため、被警告人若しくは利害関係者がその行為について専利権非侵害確認請求訴訟を提起する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第19条 専利権侵害で訴えられた行為が2009年10月1日以前に発生した場合、人民法院は改正前の専利法を適用する。2009年10月1日以降に発生した場合、人民法院は改正後の専利法を適用する。

専利権侵害で訴えられた行為が2009年10月1日以前に発生し、かつ2009年10月1日以降にも継続しており、改正前および改正後いずれの専利法に基づいても権利侵害者が賠償責任を負うものについては、人民法院は改正後の専利法を適用して賠償額を確定する。

第20条 これまでに当法院の公布した関連する司法解釈が本解釈と一致しない場合は、本解釈に準じ

る。

最高人民法院による専利紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定⁶⁸

(2001年6月19日最高人民法院審判委員会第1180回会議にて可決、2013年2月25日最高人民法院審判委員会第1570回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院 専利紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」による第1回改正、2015年1月19日最高人民法院審判委員会第1641回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院 専利紛争案件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定』の改正に関する決定」による第2回改正、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院 専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権関連司法解釈に関する決定」による第3回改正)

専利紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国民事訴訟法」及び「中華人民共和国行政訴訟法」等法律の規定に基づき、次のとおり規定する。

第一条 人民法院は次に掲げる専利紛争案件を受理する。

1. 専利出願権の帰属に係る紛争案件
2. 専利権の帰属に係る紛争案件
3. 専利契約に係る紛争案件
4. 専利権の侵害に係る紛争案件
5. 他人の専利の詐称に係る紛争案件
6. 特許臨時保護期間の実施料に係る紛争案件
7. 職務発明創造の発明者、考案者の奨励、報酬に係る紛争案件
8. 訴訟前の行為保全申立てに係る紛争案件
9. 訴訟前の財産保全申立てに係る紛争案件
10. 行為保全の申立てによる損害責任に係る紛争案件

⁶⁸ 出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

11. 財産保全の申立てによる損害責任に係る紛争案件
12. 発明創造の発明者、考案者の署名権に係る紛争案件
13. 専利権非侵害の確認に係る紛争案件
14. 専利権無効決定後の返還費用に係る紛争案件
15. 悪意の専利権訴訟提起による損害責任に係る紛争案件
16. 標準必須専利の実施料に係る紛争案件
17. 国務院専利行政部門による出願拒絶査定維持の不服審判決定を不服とする案件
18. 国務院専利行政部門による専利権無効審判請求の決定を不服とする案件
19. 国務院専利行政部門による強制実施許諾の決定を不服とする案件
20. 国務院専利行政部門による強制実施許諾の実施料の裁定を不服とする案件
21. 国務院専利行政部門による行政不服審査の決定を不服とする案件
22. 国務院専利行政部門が下すその他行政決定を不服とする案件
23. 専利業務管理部門による行政決定を不服とする案件
24. 専利権の保護範囲への該当有無の確認に係る紛争案件
25. その他の専利紛争案件

第二条 専利権侵害行為により提起される訴訟は、権利侵害行為地又は被告住所地の人民法院が管轄する。

権利侵害行為地には、専利権、実用新案権侵害の被疑製品の製造、使用、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、専利に係る方法の使用行為の実施地、当該専利に係る方法により直接取得した製品の使用、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、登録意匠製品の製造、販売の申出、販売、輸入等の行為の実施地、他人の専利の詐称行為の実施地、上述の権利侵害行為の権利侵害による結果の発生地を含む。

第三条 原告が侵害製品の製造者のみに対して訴訟を提起し、販売者を提訴せず、侵害製品の製造地と販売地が一致しない場合は、製造地の人民法院が管轄権を有する。製造者と販売者を共同被告として提訴する場合は、販売地の人民法院が管轄権を有する。

販売者が製造者の子会社・支店であり、原告が販売地で侵害製品製造者の製造、販売行為を提訴する場合は、販売地の人民法院が管轄権を有する。

第四条 出願日が2009年10月1日より前（当該日は含まない）の登録実用新案に対して専利権侵害訴訟を提起するにあたり、原告は国務院専利行政部門が作成した検索報告書を提出することができる。出願日が2009年10月1日以降の登録実用新案又は登録意匠に対して専利権侵害訴訟を提起するにあたり、原告は国務院専利行政部門が作成した専利権評価報告書を提出することができる。案件審理の必要に応じて、人民法

院は原告に検索報告書又は専利権評価報告書を提出するよう要求することができる。原告が正当な理由なく提出しない場合、人民法院は訴訟中止の裁定を下し、又は生じ得る不利な結果の責任を原告に負担させる判決を下すことができる。

実用新案権、意匠権侵害紛争案件の被告は、訴訟の中止を請求する場合には、答弁期間内に原告の専利権に対し無効審判を請求しなければならない。

第五条 人民法院が受理する実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該専利権の無効審判を請求する場合には、人民法院は訴訟を中止しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、訴訟を中止しないことができる。

(一) 原告が提出した検索報告書又は専利権評価報告書において、実用新案権又は意匠権を無効とする事由を見出せないとき

(二) 被告が提供した証拠が、その使用する技術がすでに公知であることを証明するに足るとき

(三) 被告が当該専利権の無効審判を請求するにあたって提供した証拠又は根拠とする理由が明らかに不十分であるとき

(四) 人民法院が訴訟を中止してはならないと考えるその他の事由

第六条 人民法院が受理した実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間満了後に当該専利の無効宣告を請求する場合には、人民法院は訴訟を中止してはならない。ただし、審査を経て訴訟を中止する必要があると考える場合は、この限りでない。

第七条 人民法院が受理した専利権侵害紛争案件又は国務院専利行政部門の審理を経て専利権が維持された実用新案権、意匠権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該専利権の無効審判を請求する場合、人民法院は訴訟を中止しないことができる。

第八条 人民法院が訴訟の中止を決定し、専利権者又は利害関係者が、被告に対して関連行為の差止め又は権利侵害による損失の継続的拡大を制止するその他の措置の実施を命じるよう請求し、かつ担保を提供し、人民法院が審査を経て関連法の規定に適合すると判断する場合は、訴訟を中止する裁定を下し、併せて関連裁定を下すことができる。

第九条 人民法院は専利権に対して財産保全を行うにあたり、国務院専利行政部門に執行協力通知書を送付し、執行協力を求める事項及び専利権の保全期間を明記し、かつ人民法院が作成した裁定書を添付しなければならない。

専利権の保全期間は、1回につき6か月を超えてはならず、国務院専利行政部門が執行協力通知書を受領した日から起算する。さらに引き続き当該専利権に対して保全措置を講じる必要がある場合には、人民法院

は、保全期間満了前に国務院専利行政部門に対して、保全の継続に関する執行協力通知書を別途送達しなければならない。保全期間満了前に送達されない場合には、当該専利権に対する財産保全は自動解除されたものとみなす。

人民法院は、質権が設定されている専利権に対して財産保全措置を講じることができ、質権者の優先弁済権は保全措置の影響を受けない。専利権者と被許諾者の間ですでに締結された専用実施権許諾契約は、人民法院が当該専利権に対して行う財産保全に影響しない。

人民法院は、すでに保全を行った専利権に対して重複して保全してはならない。

第十条 2001年7月1日以前に所属組織の物的技術的条件を利用して完成した発明創造について、組織と発明者又は考案者が契約を締結し、専利出願の権利及び専利権の帰属について取決めをしている場合は、その取決めに従う。

第十一条 人民法院が受理した専利権侵害紛争案件が権利抵触に係る場合は、先に法により権利を享有する当事者の合法的な権益を保護しなければならない。

第十二条 専利法第二十三条第三項でいう合法的権利には、作品、商標、地理的表示、氏名、企業名称、肖像、及び一定の影響のある商品名称、包装、装飾等について享有する合法的権利又は権益をいう。

第十三条 専利法第五十九条第一項でいう「発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その権利要求の内容を基準とし、明細書及び付属図面は権利要求の解釈に用いることができる。」とは、専利権の保護範囲が、請求項に記載の全部の技術的特徴により確定される範囲を基準とし、当該技術的特徴と同等な特徴により確定される範囲も含まなければならないことをいう。

同等な特徴とは、記載の技術的特徴と基本的に同一の手段をもって、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果を達成し、かつ当業者が被疑侵害行為の発生時に創造的労働を経ることなく想到できる特徴をいう。

第十四条 専利法第六十五条に定める、権利者が侵害行為によって受けた実際の損失は、専利権者の専利に係る製品について権利侵害により販売量が減少した総数に、専利に係る製品の単位当たりの合理的利益を乗じた積に基づいて計算することができる。専利権者が販売量の減少総数を確定することが困難である場合は、侵害製品が市場で販売された総数に専利に係る製品の単位当たりの合理的利益を乗じた積を、権利者が権利侵害により被った実質的損失とみなすことができる。

専利法第六十五条に定める、侵害者が権利侵害によって得た利益は、当該侵害製品が市場で販売された総数に侵害製品の単位当たりの合理的利益を乗じた積に基づいて計算することができる。侵害者が権利侵害により得た利益は、一般に侵害者の営業利益に照らして計算し、完全に権利侵害を業とする侵害者については、

販売利益に照らして計算することができる。

第十五条 権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難で、参照できる専利実施料がある場合には、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状、専利許諾の性質、範囲、時間等の要素に基づき、当該専利実施料の倍数を参照して、合理的に賠償額を決定することができる。参照できる専利実施料がない場合、又は専利実施料が明らかに合理的でない場合には、人民法院は、専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、専利法第六十五条第二項の規定に従って賠償額を決定することができる。

第十六条 権利者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的支出であると主張する場合には、人民法院は専利法第六十五条で決定する賠償額以外に別途計算することができる。

第十七条 専利権侵害の訴訟時効は 3 年とし、専利権者又は利害関係者が権利の被害及び義務者を知った又は知るべきであった日から起算する。権利者が 3 年を過ぎてから提訴する場合において、権利侵害行為が提訴時も依然として継続しており、当該専利権が有効期間内にあるときは、人民法院は被告の権利侵害行為を差し止める判決を下さなければならず、権利侵害に対する損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から 3 年間遡って推算しなければならない。

第十八条 専利法第十一条、第六十九条でいう販売の申出とは、広告、店舗のショーウィンドウにおける陳列又は展示会における出展等の方式を通じて商品販売の意思表示をすることをいう。

第十九条 人民法院が受理した専利権侵害紛争案件が、すでに専利業務管理部門により権利侵害又は権利非侵害と認定されている場合においても、人民法院は依然として当事者の訴訟請求に対して全面的な審査を行わなければならない。

第二十条 以前の関連司法解釈と本規定が一致しない場合は、本規定に準ずることとする。

最高人民法院による商標案件の審理における関連管轄及び法律適用範囲の問題に関する解釈⁶⁹

(2001年12月25日最高人民法院審判委員會第1203回會議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員會第1823回會議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院における専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等の18件の知的財産権関連司法解釈の改正に関する決定」による改正)

「全国人民代表大会常務委員會『中華人民共和國商標法』の改正に関する決定」(以下、「商標法改正決定」という。)は第9回全国人民代表大会常務委員會第24回會議にて可決され、2001年12月1日より施行する。商標案件を正しく審理するために、「中華人民共和國商標法」(以下、「商標法」という。)、
「中華人民共和國民事訴訟法」及び「中華人民共和國行政訴訟法」(以下、「行政訴訟法」という。)の規定に基づき、ここに人民法院による商標案件審理に関する管轄及び法律適用範囲等の問題について、次のとおり解釈する。

第一条 人民法院は次の商標案件を受理する。

1. 国家知識産権局が下す不服審判の決定又は裁定を不服とする案件
2. 国家知識産権局による商標に関するその他の行政行為を不服とする案件
3. 商標権の帰属に係る紛争案件
4. 商標権の侵害に係る紛争案件
5. 商標権非侵害の確認に係る紛争案件
6. 商標権譲渡契約に係る紛争案件
7. 商標使用許諾契約に係る紛争案件
8. 商標代理契約に係る紛争案件
9. 訴訟前の商標権侵害差止めを申し立てる案件
10. 商標権侵害差止め申立てによる損害責任に係る案件
11. 訴訟前財産保全の申立ての案件
12. 訴訟前証拠保全の申立ての案件

⁶⁹ 出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

13. その他の商標案件

第二条 本解釈第一条に挙げた第一号の一審案件は、北京市高級人民法院が最高人民法院の授権に基づき、その管轄区内の関連する中級人民法院による管轄を確定する。

本解釈第一条に挙げた第二号の第一審案件は、行政訴訟法の関連規定に基づいて管轄を確定する。

商標民事紛争の第一審案件は、中級以上の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は自管轄区の実際の状況に基づき、最高人民法院による承認を経て、比較的大都市で1～2か所の基層人民法院が第一審商標民事紛争案件を受理すると確定することができる。

第三条 商標登録者又は利害関係者が国家知識産権局に商標権侵害行為について処理を請求し、また人民法院に商標権侵害訴訟を提起して損害賠償を請求する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第四条 国家知識産権局が商標法改正決定の施行前に受理した案件について、当該決定の施行後に不服審判の決定又は裁定を下し、当事者が不服審判の決定又は裁定を不服として人民法院に提訴する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第五条 本解釈に別段の規定がある場合を除き、商標法改正決定の施行前に発生し、改正後の商標法第四条、第五条、第八条、第九条第一項、第十条第一項第（二）、（三）、（四）号、第十条第二項、第十一条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十四条、第二十五条、第三十一条に挙げた状況に該当し、国家知識産権局が商標法改正決定の施行後に不服審判の決定又は裁定を下し、当事者が不服として人民法院に提訴する行政案件には、改正後の商標法の相応の規定を適用して審査する。その他の状況に該当する場合は、改正前の商標法の相応の規定を適用して審査する。

第六条 当事者が商標法改正決定の施行時にすでに満1年であった登録商標について争議を発生させ、国家知識産権局が下す裁定を不服として人民法院に提訴する場合は、改正前の商標法第二十七条第二項に定める申立ての期間を適用して処理する。商標法改正決定の施行時に商標登録が1年に満たない場合は、改正後の商標法第四十一条第二項、第三項に定める申立ての期間を適用して処理する。

第七条 商標法改正決定の施行前に発生した商標権侵害行為について、商標登録者又は利害関係者が当該決定の施行後、訴訟前に人民法院に権利侵害行為差止め命令又は証拠保全の措置を講じるよう申し立てる場合は、改正後の商標法第五十七条、第五十八条の規定を適用する。

第八条 商標法改正決定の施行前に発生した商標権侵害行為を提訴する案件について、人民法院が当該決定の施行後もなお発効判決を下していない場合は、改正後の商標法第五十六条の規定を参照して処理する。

第九条 本解釈に別段の規定がある場合を除き、商標法改正決定の施行後に人民法院が受理する商標民事紛争案件が、当該決定の施行前に発生した民事行為に係る場合、改正前の商標法の規定を適用する。当該決定の施行後に発生した民事行為に係る場合、改正後の商標法の規定を適用する。当該決定の施行前に発生し、当該決定の施行後も継続する民事行為に係る場合、改正前、改正後の商標法の規定を分けて適用する。

第十条 人民法院が受理する商標権侵害紛争案件が、すでに行政管理部門により処理されている場合においても、人民法院は依然として当事者の民事争議の事実について審査しなければならない。

最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈⁷⁰

(2002年10月12日最高人民法院審判委員會第1246回會議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員會第1823回會議にて可決され「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』等の18件の知的財産権関連司法解釈の改正に関する決定」による改正)

商標紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の規定に基づき、法律適用の若干の問題について次のとおり解釈する。

第一条 次の各号に掲げる行為は、商標法第五十七條第一項第(七)号に定める、他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為に該当する。

(一) 他人の登録商標と同一又は類似の文字を企業の屋号として同一又は類似の商品に強調して使用し、容易に関連する公衆に誤認を生じさせるもの

(二) 他人が登録した馳名商標又はその要部を複製、模倣、翻訳して同一でない又は類似でない商品に商標として使用し、公衆を誤った方向に導くことにより、当該馳名商標登録者の利益が損なわれる可能性があるもの

(三) 他人の登録商標と同一又は類似の文字をドメイン名として登録し、かつ当該ドメイン名を通じて関連商品取引の電子商取引を行い、容易に関連する公衆に誤認を生じさせるもの

第二条 商標法第十三條第二項の規定に基づき、他人が中国で登録していない馳名商標又はその要部を複製、模倣、翻訳し、同一又は類似の商品で商標として使用し、容易に混同を招く場合は、侵害停止の民事上の責任を負わなければならない。

第三条 商標法第四十三條に定める商標使用許諾には、次の各号に掲げる3種類を含む。

(一) 専用使用権許諾とは、商標登録者が取決めた期間・地域において、取決めの方式をもって、当該登録商標の使用を1人の被許諾者のみに許諾し、商標登録者は取決めに より 当該登録商標を使用してはならないことをいう。

⁷⁰ 出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

(二) 独占的通常使用権許諾とは、商標登録者が取決めた期間・地域において、取決めの方式をもって、当該登録商標の使用を1人の被許諾者のみに許諾し、商標登録者は取決めにより当該登録商標を使用できるが、別途他人に当該商標の使用を許諾してはならないことをいう。

(三) 通常使用権許諾とは、商標登録者が取決めた期間・地域において、及び取決めの方式をもって、他人にその登録商標の使用を許諾し、かつ当該登録商標の自己使用及び他人へのその登録商標の使用許諾ができることをいう。

第四条 商標法第六十条第一項に定める利害関係者には、登録商標使用許諾契約の被許諾者、登録商標財産権利の合法的相続人等を含む。

商標権の侵害発生時、独占的使用許諾契約の被許諾者は人民法院に訴訟を提起することができる。排他的使用許諾契約の被許諾者は商標登録者と共同で提訴することができ、商標登録者が提訴しない状況下では、自ら訴訟を提起することもできる。通常使用許諾契約の被許諾者は商標権者による明確な授権を経て、訴訟を提起することができる。

第五条 商標登録者又は利害関係者が登録商標更新の猶予期間内に更新を申請し、承認を受ける前に、他人によるその商標権の侵害をもって訴訟を提起する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第六条 商標権の侵害行為により提起する民事訴訟は、商標法第十三条、第五十七条に定める権利侵害行為の実施地、侵害商品の貯蔵地又は差押・押収地、被告住所地の人民法院が管轄する。

前項に定める侵害商品の貯蔵地とは、大量又は経常的に侵害商品を貯蔵、隠匿する所在地をいう。差押・押収地とは、税関等の行政機関が法により侵害商品を差し押さえ、押収する所在地をいう。

第七条 異なる権利侵害行為実施地に係る複数の被告に対して提起する共同訴訟について、原告はそのうち1人の被告の権利侵害行為実施地の人民法院を管轄法院として選択することができる。そのうち1人の被告のみに対して提起する訴訟については、当該被告の権利侵害行為実施地の人民法院が管轄権を有する。

第八条 商標法において関連する公衆とは、商標に表記されたある種の商品又は役務に関連する消費者及び前述の商品又は役務の営業販売と密接な関係を有するその他の事業者をいう。

第九条 商標法第五十七条第一号、第二号に定める商標の同一とは、被疑侵害商標と原告の登録商標を比較し、二者に基本的に視覚的差異がないことをいう。

商標法第五十七条第二号に定める商標の類似とは、被疑侵害商標と原告の登録商標を比較し、その文字の字形、発音、意味又は図形の構造及び色彩、又はその各要素を組み合わせた後の全体構造が類似であり、又はその立体形状、色彩の組合せが類似であり、容易に関連する公衆に商品の出所の誤認を生じさせ、又はその出所と原告の登録商標の商品に特定のあると認識させることをいう。

第十条 人民法院は商標法第五十七条第一号、第二号の規定に基づき、商標の同一又は類似の認定を次の各号に掲げる原則に照らして行う。

(一) 関連する公衆の一般的な注意力を基準とする

(二) 商標の全体を比較しなければならず、また商標の要部も比較しなければならず、比較は比較対象を隔離した状態で個別に行わなければならない

(三) 商標が類似か否かの判断は、保護を請求する登録商標の識別性及び知名度を考慮しなければならない

第十一条 商標法第五十七条第二号に定める類似の商品とは、機能、用途、生産部門、販売経路、消費対象等の面で同一であり、又は関連する公衆により特定の関係があると一般に認識され、容易に混同を招く商品をいう。

類似の役務とは、役務の目的、内容、方式、対象等の面で同一であり、又は関連する公衆により特定の関係があると一般に考えられ、容易に混同を招く役務をいう。

商品と役務の類似とは、商品と役務との間に特定の関係が存し、容易に関連する公衆に混同を生じさせることをいう。

第十二条 人民法院は商標法第五十七条第二号の規定に基づき、商品又は役務が類似か否かを認定するにあたり、関連する公衆の商品又は役務に対する一般的認識をもって総合的に判断しなければならない。「商標登録に用いる商品及び役務の国際分類表」、「類似商品及び役務区分表」は、類似の商品又は役務の判断の参考とすることができる。

第十三条 人民法院は、商標法第六十三条第一項の規定に基づき侵害者の賠償責任を確定するとき、権利者が選択する計算方法に基づき賠償額を計算することができる。

第十四条 商標法第六十三条第一項に定める、侵害により得た利益は、侵害商品の販売量に当該商品の単位当たりの利益を乗じた積に基づき計算することができる。当該商品の単位当たりの利益を明らかにできない場合は、登録商標商品の単位当たりの利益に照らして計算する。

第十五条 商標法第六十三条第一項に定める、侵害により受けた損失は、権利侵害により生じた権利者の商品の販売減少量又は侵害商品の販売量に当該登録商標商品の単位当たりの利益を乗じた積に基づき計算することができる。

第十六条 権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、商標使用料を確定することがいずれも困難である場合には、人民法院は当事者の請求に基づき、又は職権により商標法第六十三条第三項の規定を適用して賠償額を決定することができる。

人民法院は商標法第六十三条第三項の規定を適用して賠償額を決定するとき、権利侵害行為の性質、期間、結果、侵害者の主観的な過失の程度、商標の名誉及び権利侵害行為を制止するための合理的支出等の要素を考慮して総合的に決定しなければならない。

当事者が本条第一項の規定に照らして賠償額について合意に達する場合は、これを許可しなければならない。

第十七条 商標法第六十三条第一項に定める、侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出には、権利者又は委託代理人が権利侵害行為に対して行う調査、証拠取得の合理的費用を含む。

人民法院は当事者の訴訟請求及び案件の具体的状況に基づき、国の関係部門の規定に適合する弁護士費用を賠償範囲に算入することができる。

第十八条 商標権侵害の訴訟時効は3年とし、商標登録者又は利害権利者が権利の被害及び義務者を知り又は知るべきであった日から起算する。商標登録者又は利害権利者が3年を過ぎてから提訴する場合において、権利侵害行為が依然として継続し、当該商標権が有効期間内にあるときは、人民法院は被告の権利侵害行為を差し止める判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から3年間遡って推算しなければならない。

第十九条 商標使用許諾契約の届け出をしていない場合は、当該許諾契約の効力を妨げない。ただし、当事者に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

第二十条 登録商標の譲渡は、譲渡前にすでに発効した商標使用許諾契約の効力を妨げない。ただし、商標使用許諾契約に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

第二十一条 人民法院は商標権紛争案件の審理において、民法典第七十九条、商標法第六十条の規定及び案件の具体的状況に基づき、侵害者に侵害停止、妨害排除、危険除去、損失賠償、影響除去等の民事責任を負わせる判決を下すことができ、さらに罰金を科し、侵害商品、偽造した商標標章及び侵害商品の生産に主に使用した材料、器具、設備等の財物を没収する民事制裁の決定を下すことができる。罰金額は商標法第六十条第二項の関連規定を参照して決定することができる。

行政管理部門が同一の商標権侵害行為に対してすでに行政処分を科している場合には、人民法院は新たに民事制裁を加えない。

第二十二条 人民法院は商標紛争案件の審理において、当事者の請求及び案件の具体的状況に基づき、係る登録商標が馳名であるか否かを法により認定することができる。

馳名商標の認定は、商標法第十四条の規定に基づき行わなければならない。

当事者がかつて行政主管機関又は人民法院が認定した馳名商標に対して保護を請求する場合において、相手方当事者が係る商標が馳名であることに異議を申し立てないときには、人民法院は新たに審査しない。異議を申し立てた場合には、人民法院は商標法第十四条の規定に基づき審査する。

第二十三条 本解釈の商品商標に関連する規定は、役務商標に適用する。

第二十四条 以前の関連規定と本解釈が一致しない場合は、本解釈に準ずることとする。

最高人民法院による馳名商標保護に関連する民事紛争案件の審理における法律応用の若干問題 に関する解釈⁷¹

(2009年4月22日最高人民法院審判委員会第1467回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」による改正)

商標権侵害等の民事紛争案件の審理において法により馳名商標を保護するために、「中華人民共和国商標法」、「中華人民共和国反不正競争法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連法律の規定に基づき、裁判の実情を踏まえ、本解釈を制定する。

第一条 本解釈でいう馳名商標とは、中国国内で関連する公衆が熟知している商標をいう。

第二条 次の各号に掲げる民事紛争案件において、当事者が、商標が馳名であることを事実上の根拠とし、人民法院が案件の具体的状況に基づき確かに必要性があると考えられる場合は、係る商標が馳名か否かを認定する。

(一) 商標法第十三条の規定に違反していることを理由に提起される商標権侵害訴訟

(二) 企業名称とその馳名商標が同一又は類似であることを理由に提起される商標権侵害又は不正競争訴訟

(三) 本解釈第六条の規定に適合する抗弁又は反訴の訴訟

第三条 次の各号に掲げる民事紛争案件において、人民法院は係る商標が馳名か否かを審査しない。

(一) 訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為の成立が、商標が馳名であることを事実上の根拠としないとき

(二) 訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為が、法律に定めるその他の要件を具備せず成立しないとき
被告が登録、使用するドメイン名とその登録商標が同一又は類似であり、かつ当該ドメイン名を通じて関連する商品取引の電子商取引が、関連する公衆に誤認を生じさせるに足ることを理由として、原告が提起する権利侵害訴訟については、前項第(一)号の規定に照らして処理する。

⁷¹ 出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

第四条 人民法院は、商標が馳名か否かを認定するにあたって、それが馳名であると証明する事実を根拠に、商標法第十四条第一項に定める各種要素を総合的に考慮しなければならない。ただし、案件の具体的状況に基づき、当該条項に定める全ての要素を考慮せずとも商標が馳名であると認定するに足る場合は、この限りでない。

第五条 当事者は、商標が馳名であると主張する場合には、案件の具体的状況に基づき、次の各号に掲げる証拠を提供し、訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為の発生時にその商標がすでに馳名であった旨を証明しなければならない。

- (一) 当該商標を使用する商品の市場占有率、販売地域、粗利益等
- (二) 当該商標の継続使用期間
- (三) 当該商標の宣伝又は販売促進活動の方式、継続期間、程度、資金投入及び地域範囲
- (四) 当該商標がかつて馳名商標として保護を受けた記録
- (五) 当該商標が享有する市場における名声
- (六) 当該商標がすでに馳名であった旨を証明するその他の事実

前項の関連する商標の使用の期間、範囲、方式等は、その登録許可前の継続使用の状況を含む。

商標の使用期間の長短、業界順位、市場調査報告、市場価値評価報告、過去の著名商標認定の有無等の証拠について、人民法院は、商標が馳名であると認定するその他の証拠を踏まえ、客観的、全面的に審査しなければならない。

第六条 原告が訴訟対象の商標の使用がその商標権を侵害していることを理由に民事訴訟を提起し、被告が原告の登録商標がその先に使用している未登録馳名商標を複製、模倣若しくは翻訳していることを理由に抗弁を提出し、又は反訴を提起する場合は、その先に使用している未登録商標が馳名である事実に対して立証責任を負わなければならない。

第七条 訴訟対象の商標権侵害又は不正競争行為の発生以前に、人民法院又は行政管理部門により馳名な商標であると認定されたことがあり、被告が、当該商標が馳名である事実に対して異議を持たない場合には、人民法院はこれを認定しなければならない。被告が異議を申し立てる場合も、原告は依然として当該商標が馳名である事実に対して立証責任を負わなければならない。

本解釈に別段の規定がある場合を除き、人民法院は商標が馳名である事実に対して、民事訴訟証拠の自認の規則を適用しない。

第八条 中国国内で社会・公衆が熟知している商標について、原告がすでにその商標が馳名であるとする基本的な証拠を提供し、又は被告が異議を持たない場合には、人民法院は当該商標が馳名である事実を認定する。

第九条 関連する公衆に馳名商標及び被疑商標を使用した商品の出所の誤認を生じさせるに足り、又は関連する公衆に馳名商標及び被疑商標を使用した事業者との間に使用許諾、関連企業の関係等の特定の繋がりがあると認識させるに足る場合は、商標法第十三条第二項に定める「容易に混同を生じさせる」に該当する。

関連する公衆に被疑商標と馳名商標に相当程度の繋がりがあると認識させるに足り、これにより馳名商標の識別性を弱め、馳名商標の市場名誉を貶め、又は馳名商標の市場名誉を不正に利用する場合は、商標法第十三条第三項に定める「公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得る」に該当する。

第十条 原告が、被告が類似しない商品に原告の馳名な登録商標と同一又は類似の商標又は企業名称を使用することを禁止するよう請求する場合は、人民法院は案件の具体的状況に基づき、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮してから裁定を下さなければならない。

- (一) 当該馳名商標の識別性の程度
- (二) 関連する公衆における被疑の商標又は企業名称を使用した商品での当該馳名商標の認知度
- (三) 馳名商標を使用した商品と被疑の商標又は企業名称を使用した商品との関連の程度
- (四) その他の関連要素

第十一条 被告が使用する登録商標が商標法第十三条の規定に違反し、原告の馳名商標を複製、模倣又は翻訳し、商標権の侵害を構成する場合には、人民法院は原告の請求に基づき、被告による当該商標の使用を禁止する判決を法により下さなければならない。ただし、被告の登録商標が次の各号のいずれかに該当する場合には、人民法院は原告の請求を支持しない。

- (一) 商標法第四十五条第一項に定める無効審判の請求期限をすでに過ぎているとき
- (二) 被告が登録出願をした時点で、原告の商標が馳名でないとき

第十二条 当事者が保護を求める未登録の馳名商標が、商標法第十条、第十一条、第十二条に定める、商標として使用または登録してはならない状況に該当する場合には、人民法院はこれを支持しない。

第十三条 馳名商標の保護に係る民事紛争案件において、人民法院は商標が馳名であるとする認定を、案件事実及び判決理由のみとし、判決主文に書き入れない。調停により結審する場合は、調停調書において商標が馳名である事実を認定しない。

第十四条 当法院の以前の関連司法解釈と本解釈が一致しない場合は、本解釈に準ずる。

最高人民法院による著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈⁷²

(2002年10月12日最高人民法院審判委員會第1246回會議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員會第1823回會議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院 専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

著作権紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國著作権法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の規定に基づき、法律適用の若干問題について次のとおり解釈する。

第一条 人民法院は次の各号に掲げる著作権民事紛争案件を受理する。

- (一) 著作権及び著作権に関する権益の帰属、権利侵害、契約紛争に係る案件
- (二) 訴訟前に著作権、著作権の関連権益の侵害行為の停止を申し立てる案件、訴訟前財産保全、訴訟前証拠保全を申し立てる案件
- (三) 著作権、著作権の関連権益に係るその他の紛争案件

第二条 著作権民事紛争案件は、中級以上の人民法院が管轄する。各高級人民法院は管轄区の実情に応じて、最高人民法院に報告して承認を求め、若干の基層人民法院に第一審の著作権民事紛争案件を管轄させることができる。

第三条 著作権行政管理部門が調査、処分した著作権侵害行為について、当事者が人民法院に訴訟を提起して当該行為者の民事責任を追及する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

人民法院は、すでに著作権行政管理部門が処理した著作権侵害行為に係る民事紛争案件を審理するにあたり、案件の事実を全面的に審査しなければならない。

第四条 著作権侵害行為により提起する民事訴訟は、著作権法第四十七条、第四十八条に定める権利侵害行為の実施地、侵害複製品の保管地又は差押・押収地、被告住所地の人民法院が管轄する。

前項に定める侵害複製品の保管地とは、大量又は経常的に侵害複製品を保管、隠匿している場所の所在地をいう。差押・押収地とは、税関、版權等の行政機関が法により侵害複製品を差押・押収した場所の所在地をいう。

⁷² 出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成 <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

第五条 異なる権利侵害行為実施地に係る複数の被告に対して提起する共同訴訟について、原告は当該複数の被告のうちの1人の被告が権利侵害行為を実施した場所を所管する人民法院を選択して、訴訟を提起することができる。特定の被告のみに対して提起する訴訟については、当該被告が権利侵害行為を実施した場所を管轄する人民法院が管轄権を有する。

第六条 法により成立した著作権集団管理組織が、著作権者の書面による授権に基づき、自己の名義で訴訟を提起する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第七条 当事者が提供する著作権に係る下書き、原稿、合法出版物、著作権登記証書、認証機関発行の証明、権利取得の契約等は、証拠とすることができる。

著作物又は製品に署名した自然人、法人又は非法人組織は、著作権者、著作権の関連権益の権利者と見なす。ただし、反対の証明がある場合は、この限りでない。

第八条 当事者が自ら又は他人に委託して、発注、現場取引等の方式をもって侵害複製品を購入して取得した実物、請求書等は、証拠とすることができる。

公証人が、被疑侵害の一方の当事者に対して身元を明らかにしていない状況下で、もう一方の当事者が前項に定める方式で取得した証拠及び証拠取得過程について事実通りに発行した公正証書は、証拠として使用しなければならない。ただし、反対の証拠がある場合は、この限りでない。

第九条 著作権法第十条第一号に定める「公表」とは、著作権者が自ら又は著作権者の許諾を得て著作物を不特定の人に公開することをいう。ただし、公衆の認識を成立条件としない。

第十条 著作権法第十五条第二項でいう著作物は、著作権者が自然人の場合、その保護期間は著作権法第二十一条第一項の規定を適用する。著作権者が法人又は非法人組織の場合、その保護期間は著作権法第二十一条第二項の規定を適用する。

第十一条 著作物の署名の順序により生じた紛争は、人民法院が次に掲げる原則に照らして処理する。取り決めをしている場合は、取り決めに従って署名の順序を確定する。取り決めをしていない場合は、著作物の創作に払った努力、著作物の配列・配置、作者の名字の字画等に照らして署名の順序を決定することができる。

第十二条 著作権法第十七条の規定に照らして委託著作物の著作権が受託者に帰属する場合には、委託者は取り決めの使用範囲内において著作物を使用する権利を享有する。双方が著作物の使用範囲を取り決めていない場合、委託者は創作を委託する特定の目的範囲内において無償で当該著作物を使用することができる。

第十三条 著作権法第十一条第三項に定める状況を除き、他人が執筆し、本人が査読して定稿にし、かつ本人名義で発表した報告、演説等の著作物について、著作権は報告者又は演説者に帰属する。著作権者は執筆者に適切な報酬を支払うことができる。

第十四条 当事者が合意して特定人物の経歴を題材として完成させる自叙伝著作物は、当事者が著作権の帰属について取り決めをしている場合、その取り決めに従う。取り決めをしていない場合には、著作権は当該特定人物に帰属し、執筆者又は整理した者が著作物の完成に対して努力を払った場合には、著作権者は適切な報酬を支払うことができる。

第十五条 異なる作者が同一の題材から創作した著作物は、著作物の表現が独立して完成されかつ創作性を有する場合は、作者各々が独立した著作権を享有すると認定しなければならない。

第十六条 マスメディアを通じて伝播される単純な事実情報は、著作権法第五条第二号に定める時事ニュースに該当する。他人が取材編集した時事ニュースの伝播、報道は、出所を明示しなければならない。

第十七条 著作権法第三十三条第二項に定める転載とは、新聞、定期刊行物にその他の新聞、定期刊行物がすでに発表した著作物を掲載する行為をいう。転載にあたり被転載著作物の作者及び最初に掲載された新聞、定期刊行物の出所を明示しない場合は、影響の除去、謝罪等の民事責任を負わなければならない。

第十八条 著作権法第二十二条第十号に定める屋外の公共場所の美術の著作物とは、屋外の社会公衆活動場所に設置又は陣列されている彫刻、絵画、書道等の著作物をいう。

前項に定める美術の著作物を模写、写生、撮影、録画する者は、その成果を合理的な方式及び範囲で別途使用することができ、権利侵害にはあたらない。

第十九条 出版者、製作者はその出版、製作が合法的授權を有することに対して立証責任を負わなければならない。発行者、賃貸人はその発行又は賃貸する複製品が合法的出所を有することに対して立証責任を負わなければならない。拳証できない場合には、著作権法第四十七条、第四十八条の規定に基づき相応の法的責任を負う。

第二十条 出版物が他人の著作権を侵害する場合には、出版者はその過失、侵害の程度及び損害結果等に基づき損害賠償の責任を負わなければならない。

出版者が、その出版行為の授權、原稿の出所及び署名、編集する出版物の内容等に対して合理的な注意義務を果たさない場合は、著作権法第四十九条の規定に基づき、損害賠償の責任を負う。

出版者はすでに合理的注意義務を果たしていることについて、拳証責任を負わなければならない。

第二十一条 コンピュータ・ソフトウェアの利用者が許諾を得ず又は許諾範囲を超えてコンピュータ・ソフトウェアを商業利用する場合、著作権法第四十八条第一号、「コンピュータ・ソフトウェア保護条例」第二十四条第一号の規定に基づき民事責任を負う。

第二十二条 著作権譲渡契約が書面形式を取っていない場合には、人民法院は民法典第四百九十条の規定に基づき契約が成立しているか否かを審査する。

第二十三条 出版者が、著作権者が納品した著作物を紛失、毀損したことにより、出版契約の履行が不可能になった場合には、著作権者は民法典第八十六条、第二百三十八条、第一千八百四十四条等の規定に基づき出版者に相応の民事責任を負うよう要求する権利を有する。

第二十四条 権利者の実質的損失は、権利侵害による複製品の発行減少量又は侵害複製品の販売量に権利者の当該複製品発行の単位利益を乗じた積に基づき計算することができる。発行減少量を確定することが困難である場合は、侵害複製品の市場販売量に照らして確定する。

第二十五条 権利者の実質的損失又は侵害者の違法所得を確定することができない場合には、人民法院は当事者の請求に基づき、又は職権により著作権法第四十九条第二項の規定を適用して賠償額を確定する。

人民法院は賠償額を確定するとき、著作物の種類、合理的使用料、権利侵害行為の性質、結果等の情状を考慮して総合的に確定しなければならない。

当事者が本条第一項の規定に照らして賠償額について合意に達した場合は、これを許可しなければならない。

第二十六条 著作権法第四十九条第一項に定める、権利侵害行為を制止するために支払う合理的支出には、権利者又は委託代理人が権利侵害行為に対して行う調査、証拠取得の合理的費用を含む。

人民法院は当事者の訴訟請求及び案件の具体的状況に基づき、国の関係部門の規定に適合する弁護士費用を賠償範囲に算入することができる。

第二十七条 著作権侵害の訴訟時効は3年とし、著作権者が権利の被害及び義務者を知り又は知るべきであった日から起算する。権利者が3年を過ぎてから提訴する場合において、権利侵害行為が提訴時も依然として持続し、当該著作権の保護期間内にある場合には、人民法院は被告に対して、権利侵害行為を差し止める判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から3年間遡って推算しなければならない。

第二十八条 人民法院は保全措置を講じる場合は、民事訴訟法及び「最高人民法院による知的財産権紛争の行為保全案件の審査における法律適用の若干問題に関する規定」の関連規定に基づき処理する。

第二十九条 本解釈に別段の定めがある場合を除き、人民法院が受理する著作権民事紛争案件が、著作権法改正より前に発生した民事行為に係る場合は、改正前の著作権法の規定を適用する。著作権法改正後に発生した民事行為に係る場合は、改正後の著作権法の規定を適用する。著作権法改正より前に発生し、著作権法改正後も継続している民事行為に係る場合は、改正後の著作権法の規定を適用する。

第三十条 以前の関連規定と本解釈が一致しない場合は、本解釈に準ずる。

最高人民法院による不正競争民事案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈⁷³

(2006年12月30日最高人民法院裁判委員会第1412回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

不正競争民事案件を正しく審理し、事業者の合法的な権益を法により保護し、市場競争の秩序を維持するために、「中華人民共和国民法典」、「中華人民共和國反不正競争法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の関連規定に基づき、裁判実務及び実情を踏まえ、本解釈を制定する。

第一条 中国国内において一定の市場知名度を有し、関連する公衆に知られている商品である場合は、反不正競争法第五条第一項第二号に定める「知名商品」として認定しなければならない。

人民法院が認定する知名商品は、当該商品の販売期間、販売地域、販売額と販売対象、宣伝の継続時間、程度及び地域の範囲、知名商品が保護を受ける状況等の要素を考慮し、総合的に判断しなければならない。原告は、その商品の市場における知名度について拳証責任を負わなければならない。

異なる地域の範囲において、知名商品特有の名称、包装、装飾と同一又は類似の名称、包装、装飾を使用した場合であっても、後使用者がその善意の使用を証明できるときは、反不正競争法第五条第二号に定める不正競争行為を構成しない。その後の事業活動が同一地域の範囲に入ることにより、その商品の出所に対して混同を生じさせ、後使用者に商品の出所を区別するに足るその他の標章を加えることを命じるよう先使用者が請求した場合には、人民法院はこれを支持しなければならない。

第二条 商品の出所を区別する顕著な特徴を有する商品の名称、包装、装飾は、反不正競争法第五条第一項第二号に定める「特有の名称、包装、装飾」と認定しなければならない。

次の各号のいずれかに該当する場合には、人民法院は知名商品特有の名称、包装、装飾とは認定しない。

- (一) 商品に共通する名称、図形、型番。
- (二) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表示するのみの商品の名称。

⁷³ 出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

(三) 商品自体の性質によってのみ構成される形状、技術的な効果を得るために必要な商品形状及び商品の実質的な価値を持たせるための形状。

(四) その他顕著な特徴に欠ける商品の名称、包装、装飾。

前項一号、二号、四号に定める事由が使用を経て顕著な特徴を得る場合は、特有の名称、包装、装飾と認定することができる。

知名商品特有の名称、包装、装飾の中に当該商品の一般名称、図形、型番を含み、又は商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に表示し、又は地名を含む場合には、他人が客観的に商品を叙述するための正当な使用となり、不正競争行為を構成しない。

第三条 事業者の営業場所の装飾、営業道具のデザイン、営業人員の服装等から構成される独特の風格を備えた全体的な事業イメージは、反不正競争法第五条第一項二号に定める「装飾」と認定することができる。

第四条 知名商品について事業者から使用許可を得ている又は関連企業としての関係性を有するとの誤認を生じさせる場合を含め、商品の出所について特定の関連性を有すると公衆の誤認を生じさせるに足るときには、反不正競争法第五条第一項二号に定める「他人の知名商品との混同を生じ、購買者に当該知名商品であると誤認させる」と認定しなければならない。

同一の商品に同一又は視覚上基本的に違いのない商品の名称、包装、装飾を使用した場合、他人の知名商品と十分に混同を生じさせるに足るとみなさなければならない。

知名商品特有の名称、包装、装飾と同一又は類似を認定するにあたり、商標の同一又は類似の判断の原則及び方法を参照することができる。

第五条 商品の名称、包装、装飾が商標法第十条第一項に定める商標として使用してはならない標章に該当し、当事者が反不正競争法第五条第一項二号の規定に基づき保護を求める場合には、人民法院はこれを支持しない。

第六条 企業登記主管機関が法に基づき登記する企業名称、及び中国国内で商業的に使用する外国（地域）企業の名称は、反不正競争法第五条第一項三号に定める「企業名称」と認定しなければならない。市場における一定の知名度を有し、関連する公衆に知られている企業名称における字号は、反不正競争法第五条第一項三号に定める「企業名称」と認定することができる。

商品の取扱いにおいて使用する自然人の氏名は、反不正競争法第五条第一項三号に定める「氏名」と認定しなければならない。市場における一定の知名度を有し、関連する公衆に知られている自然人のペンネーム、芸名等は、反不正競争法第五条第一項三号に定める「氏名」と認定することができる。

第七条 知名商品特有の名称、包装、装飾若しくは企業の名称、氏名を商品や商品の包装及び商品取引における文書において使用し、又は、中国国内で商業的に使用する場合（広告宣伝、展覧及びその他の商業活動に用いる場合を含む）は、反不正競争法第五条第一項第二号、第三号に定める「使用」と認定しなければならない。

第八条 事業者の行為が次の各号のいずれかに該当し、関連する公衆の誤解を招くに足る場合には、反不正競争法第九条第一項に定める「人に誤解を生じさせる虚偽の宣伝行為」と認定することができる。

- (一) 商品について一方的な宣伝又は対比を行うとき。
- (二) 科学的な定説がない観点、現象等を定説の事実として宣伝広告に用いるとき。
- (三) 多義的な文言又はその他人に誤解を招く方法で商品の宣伝を行うとき。

明らかに誇張した方法で商品を宣伝しているが、関連する公衆の誤解を生じさせるまでに至らない場合については、人に誤解を招く虚偽の宣伝行為には該当しない。

人民法院は、日常生活の経験、関連する公衆の通常の注意力、誤解を生じる事実及び被宣伝対象の実情等の要素に基づき、人に誤解を招く虚偽の宣伝行為について認定しなければならない。

第九条 関連情報とその所属分野の関連公衆に知られておらず、簡単に得ることができないものである場合は、反不正競争法第十条第三項に定める「公衆に知られていない」と認定しなければならない。

次の状況の1つに該当する場合、関連情報は「公衆に知られていない」に該当しない。

- (一) 当該情報がその所属する技術又は経済分野の事業者の一般常識又は業界の慣習であるとき。
- (二) 当該情報が商品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組み合わせ等の内容に関係するのみで、市場に出回った後に関連する公衆が商品の観察を通じて直接得ることができるとき。
- (三) 当該情報がすでに出版物又はその他の媒体で公然と公開されているとき。
- (四) 当該情報がすでに報告会、展示等の方法で公開されているとき。
- (五) 当該情報がその他の公開されたルートを通じて得ることができるとき。
- (六) 当該情報が一定の代価を支払わずとも容易に得ることができるとき。

第十条 関連情報が現実的又は潜在的な商業価値を有し、権利者に競争優位をもたらし得る場合は、反不正競争法第十条第三項に定める「権利者に経済利益をもたらす、実用性を有する」と認定しなければならない。

第十一条 権利者が情報の漏えいを防止するために講じるその商業価値等の具体的な状況に適応する合理的な保護措置は、反不正競争法第十条第三項に定める「機密保持措置」と認定しなければならない。

人民法院は、情報の媒体の特徴、権利者の機密保持の要望、機密保持措置の識別の程度、他人が正当な方法を通じて得る難易度等の要素に基づき、権利者が機密保持措置を講じているか否かを認定しなければならない。

次の各号のいずれかに該当し、正常な状況下で機密に関わる情報の漏えいを防止するに足りる場合は、権利者が機密保持措置を講じていると認定しなければならない。

- (一) 機密に関わる情報を知る範囲を限定し、知る必要のある関係者についてのみ、その内容を告知する。
- (二) 機密情報に関わる媒体に鍵を掛ける等の防犯措置を採る。
- (三) 機密情報に関わる媒体に機密保持の表示を付す。
- (四) 機密に関わる情報にパスワードやコードを使用する。
- (五) 秘密保持契約を締結する。
- (六) 機密に関わる機械、工業、生産現場等の場所への来訪者を制限し、又は秘密保持を要求する。
- (七) 情報の秘密を確保するその他の合理的な措置。

第十二条 自主研究開発又はリバースエンジニアリング等の方法を通じて得た営業秘密は、反不正競争法第十条第一項第一号、第二号に定める営業秘密を侵害する行為に認定しない。

前項でいう「リバースエンジニアリング」とは、技術的な手段を通じて公開されたルートから得た製品について解体、測量・製図、分析等を行い、当該製品の関連技術情報を得ることをいう。当事者が不正な手段を用いて他人の営業秘密を知った後、さらにリバースエンジニアリングを理由に取得行為の合法性を主張する場合は、これを支持しない。

第十三条 営業秘密における取引先名簿とは、一般的に取引先の名称、住所、連絡先及び取引の慣例、意向、内容等で構成され、関連する公開情報とは区別された特殊な取引先の情報をいい、多くの取引先又は長期的に安定した取引関係にある特定の取引先の情報を取引先名簿としてまとめたものを含む。

取引先が、従業員個人の信頼に基づき従業員が所属する単位と市場取引を行い、当該従業員が離職後、取引先が自主的に個人又はその新しい組織と市場取引を行うことを選択したことを証明することができる場合は、不正な手段を用いていないと認定しなければならない。ただし、従業員と元の組織に別段の取決めがある場合は、この限りでない。

第十四条 当事者が、他人がその営業秘密を侵害したと主張する場合、その保有する営業秘密が法定条件に適合し、相手方当事者の情報がその営業秘密と同一又は実質的に同一で、相手方当事者が不正な手段を用いた事実についての拳証責任を負わなければならない。そのうち、営業秘密が法定条件に適合する証拠には、

営業秘密の媒体、具体的な内容、商業価値及び当該営業秘密に対して講じる具体的な秘密保持の措置等を含む。

第十五条 営業秘密を侵害する行為について、営業秘密の独占的实施許諾契約（専用実施権許諾契約に相当）の被許諾者が提訴した場合には、人民法院は法により受理しなければならない。

排他的実施許諾契約（独占的通常実施権許諾契約に相当）の被許諾者と権利者が共同で訴訟を提起し、又は権利者が提訴しない状況において自主的に提訴する場合には、人民法院は法により受理しなければならない。

通常使用許諾契約の被許諾者と権利者が共同で訴訟を提起し、又は権利者の書面による授権を経て、単独で提訴する場合には、人民法院は法に基づき、これを受理しなければならない。

第十六条 人民法院が営業秘密の侵害行為に対して侵害停止の民事責任の判決を下したとき、侵害の停止期間は、一般に当該営業秘密がすでに公衆に知られていた時まで継続する。

前項の規定に基づき判決された侵害の停止期間が明らかに不合理である場合は、法に基づき、権利者の当該営業秘密の競争優位を保護する状況の下で、権利侵害者に一定期間又は一定の範囲内で当該営業秘密の使用を停止する判決を下すことができる。

第十七条 反不正競争法第十条に定める営業秘密の侵害行為に対する損害賠償額を確定するにあたり、特許権侵害に対する損害賠償額の確定方法を参考にすることができる。反不正競争法第五条、第九条、第十四条に定める不正競争行為の損害賠償額を確定するにあたり、登録商標の専用権の侵害に対する損害賠償額の確定方法を参考にすることができる。

権利侵害行為により営業秘密が既に公衆に開示されている場合には、当該営業秘密の商業価値に基づき損害賠償額を確定する。営業秘密の商業価値とは、その研究開発コスト、当該営業秘密を実施した際の収益、取得可能な利益、競争優位を保持することができる期間等の要素に基づき確定する。

第十八条 反不正競争法第五条、第九条、第十条、第十四条に定める不正競争の民事の第一審案件は、通常、中級人民法院が管轄する。

各高級人民法院は、本管轄地域の実情に基づき、最高人民法院の承認を経て、若干の基層人民法院が不正競争民事事件の第一審案件を受理する旨を確定することができ、すでに知的財産権の民事案件の審理が承認された基層人民法院は、引き続き受理することができる。

第十九条 本解釈は2007年2月1日から施行する。

営業秘密侵害紛争をめぐる民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定⁷⁴

(2020年8月24日最高人民法院審判委員会第1810回会議で採択、2020年9月12日から施行。)

営業秘密を侵害する民事事件を正確に審理するために、「中華人民共和国不正競争防止法」「中華人民共和国国民訴訟法」等の関連法律規定に基づき、裁判の実際と結びつけ、本規定を制定する。

第1条 技術に関する構造、原料、成分、調合、材料、見本、様式、植物新品種繁殖材料、工芸、方法又はそのステップ、アルゴリズム、データ、コンピュータプログラム及び関連文書などの情報については、人民法院が不正競争防止法第九条第四項にいう技術情報を構成すると認定することができる。経営活動に関する創意、管理、販売、財務、計画、見本、入札資料、取引先情報、データなどの情報については、人民法院が不正競争防止法第九条第四項にいう経営情報を構成すると認定することができる。

前項にいう顧客情報は、顧客の名称、住所、連絡先及び取引習慣、意向、内容などの情報を含む。

第2条 当事者は特定の取引先と長期的安定した取引関係を維持するだけで、当該特定の取引先が営業秘密に属すると主張する場合、人民法院は支持しない。

取引先は従業員個人への信頼に基づいて当該従業員の所在単位と取引を行い、当該従業員が退職した後、取引先が自らその従業員又は当該従業員の所在する新しい会社と取引を行うことを証明できる場合、人民法院は当該従業員が不正な手段を用いて権利者の営業秘密を取得していないと認定しなければならない。

第3条 権利者が保護を請求する情報は、被疑侵害行為が発生した時に、所属分野の関係者に広く知られず、容易に取得されていない場合、人民法院は、不正競争防止法第九条第四項にいう公知になっていないと認定しなければならない。

第4条 次の各号に掲げる状況のいずれかを有する場合、人民法院は、関連情報が公衆に知られていると認定することができる。

(一) 当該情報は所属分野において一般常識又は業界慣例に属する場合。

(二) 当該情報は製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組み合わせなどの内容にのみ関連し、所属分野の関係者は上場商品を観察することによって直接に取得できる場合。

⁷⁴出所:2020年9月11日付け中国最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254751.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

- (三) 当該情報はすでに公開出版物又は他のメディアに公開されている場合。
- (四) 当該情報はすでに公開された報告会、展覧などを通じて公開されている場合。
- (五) 所属分野の関係者は他の公開ルートから当該情報を入手できる場合。

周知の情報を整理、改善、加工した後に形成される新しい情報は、本規定の第三条の規定に適合する場合、当該新情報は公知になっていないと認定しなければならない。

第5条 権利者は営業秘密の漏えいを防止するために、被疑侵害行為が発生する前に講じた合理的な秘密保持措置について、人民法院は不正競争防止法第九条第四項にいう相応の秘密保持措置に認定しなければならない。

人民法院は、営業秘密及びそのキャリアの性質、営業秘密の商業的価値、秘密保持措置の識別可能程度、秘密保護措置と営業秘密の対応程度及び権利者の秘密保持願望等の要素に基づき、権利者が相応の秘密保護措置を取ったか否かを認定しなければならない。

第6条 次の各号に掲げる状況の一つを有し、通常の場合において営業秘密の漏洩を十分防止するために十分である場合、人民法院は権利者が相応の秘密保護措置を取ったと認定しなければならない。

- (一) 秘密保持契約を締結し、又は契約の中で秘密保持義務を約定した場合。
- (二) 定款、研修、規則制度、書面による告知などの方式を通じて、営業秘密を接触、獲得できる従業員、元従業員、サプライヤー、取引先、来訪者等に対して秘密保持要求を提出する場合。
- (三) 機密のある工場、職場などの生産経営場所に来訪者を制限し、或いは区分管理を行う場合。
- (四) 標識、分類、隔離、暗号化、封鎖、接触又は取得できる人員範囲の限定などの方式で、営業秘密とそのキャリアを区分し管理する場合。
- (五) 営業秘密を接触、取得できるコンピュータ設備、電子機器、ネットワーク設備、記憶装置、ソフトウェア等に対して、使用、アクセス、記憶、複製等の禁止又は制限措置をとる場合。
- (六) 退職社員に、その接触又は入手した営業秘密及びそのキャリアを登録、返還、除去、廃棄し、引き続き秘密保持義務を負うことを要求する場合。
- (七) その他の合理的な秘密保持措置を取った場合。

第7条 権利者が保護を請求する情報が公知になっていないために現実的又は潜在的な商業的価値を有する場合、人民法院は審査を経て不正競争防止法第九条第四項にいう商業的価値を有するものと認定することができる。

生産経営活動に形成された段階的成果が前項の規定に適合する場合、人民法院は審査を経て当該成果が商業的価値を有すると認定することができる。

第8条 被疑侵害者が法律の規定に違反し、又は公認された商業道徳に違反して権利者の営業秘密を取得する場合、人民法院は不正競争防止法第九条第一項にいうその他の不正手段により権利者の営業秘密を取得すると認定しなければならない。

第9条 被疑侵害者は生産経営活動において直接に営業秘密を使用し、又は営業秘密を修正し、改善して使用し、又は営業秘密に基づき関連生産経営活動を調整、最適化、改善する場合、人民法院は不正競争防止法第九条にいう営業秘密を使用することに属すると認定しなければならない。

第10条 当事者は法律の規定又は契約の約定により引き受けた秘密保持義務について、人民法院は不正競争防止法第九条第一項にいう秘密保持義務に属すると認定しなければならない。

当事者が契約において秘密保持義務を約定していないが、信義誠実の原則及び契約の性質、目的、締約過程、取引習慣等に基づき、被疑侵害者はその取得した情報が権利者の営業秘密に属することを知っているか、又は知るべきである場合、人民法院は被疑侵害者がその取得した営業秘密に対して秘密保持義務を負うと認定しなければならない。

第11条 法人、不法人組織の経営、管理者及び労働関係を有するその他の人員について、人民法院は、不正競争防止法第九条第三項にいう従業員、元従業員と認定することができる。

第12条 人民法院は、従業員、元従業員がルート又は機会を持って権利者の営業秘密を取得しているかどうかを認定する場合、これに関連する以下の要素を考慮することができる。

- (一) 職務、職責、権限；
- (二) 担当した本職又は単位の割り当ての任務。
- (三) 営業秘密に関する生産経営活動に参加する具体的な状況。
- (四) 営業秘密及びそのキャリアを保管、使用、記憶、複製、制御又はその他の方法で接触、取得しているか。
- (五) 考慮すべきその他の要因。

第13条 被疑侵害情報と営業秘密に実質的な区別がない場合、人民法院は被疑侵害情報と営業秘密が不正競争防止法第三十二条第二項にいう実質的に同じであると認定することができる。

人民法院は、前項の実質的に同じであると構成するか否かを認定する場合、次の要素を考慮することができる。

- (一) 被疑侵害情報と営業秘密の相違程度。
- (二) 所属分野の関係者は被疑侵害行為が発生した時、被疑侵害情報と営業秘密の区別を容易に思い付くか。

(三) 被疑侵害情報と営業秘密の用途、使用方式、目的、効果などは実質的な差異があるか。

(四) 公有分野における営業秘密に関する情報の状況。

(五) 考慮すべきその他の要因。

第14条 自ら開発し、又はリバースエンジニアリングを通じて被疑侵害情報を取得した場合、人民法院は不正競争防止法第9条に規定された営業秘密侵害行為に該当しないと認定しなければならない。

前項でいうリバースエンジニアリングとは、技術手段を通じて公開ルートから取得した製品を解体、測量、分析することにより当該製品に関する技術情報を得ることをいう。

被疑侵害者が不正な手段で権利者の営業秘密を取得した後、リバースエンジニアリングを理由に営業秘密を侵害していないと主張した場合、人民法院は支持しない。

第15条 被申立人が不当な手段で権利者の主張した営業秘密を取得、開示、使用又は他人に使用を許諾しようとした場合又はすでにした場合、行為保全措置を取らないと判決が執行しにくくなり、又は当事者のその他の損害をもたらし、又は権利者の合法的な権益が補填しにくい損害を受けることになる場合、人民法院は法により行為保全措置を講じることを裁定することができる。

前項に規定の状況が民事訴訟法第百条、第一〇一条にいう緊急事態の場合に該当する場合、人民法院は48時間以内に裁定をしなければならない。

第16条 経営者以外のその他の自然人、法人及び不法人組織が営業秘密を侵害し、権利者が不正競争防止法第十七条の規定に基づいて侵害者が負うべき民事責任を主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

第17条 人民法院は、営業秘密の侵害行為について、侵害を停止した民事責任との判決を下した場合、侵害を停止する時間は通常、当該営業秘密がすでに公衆に知られている時まで継続しなければならない。

前項の規定により判決を下された侵害停止の時間が明らかに不合理である場合、人民法院は、法により権利者の営業秘密の競争優位を保護する場合には、侵害者に一定の期限又は範囲内において当該営業秘密の使用を停止すると判決を下すことができる。

第18条 権利者は、権利侵害者が営業秘密媒体を返還又は廃棄し、その支配する営業秘密情報を除去すると判決を下すよう請求する場合、人民法院は通常支持しなければならない。

第19条 侵害行為により営業秘密を公衆に知り得た場合、人民法院は法により賠償額を確定する場合、営業秘密の商業的価値を考慮することができる。

人民法院は、前項でいう商業的価値を認定するには、研究開発コスト、当該営業秘密を実施する収

益、取得見込み利益、競争優位を維持可能な時間などの要素を考慮しなければならない。

第20条 権利者が営業秘密許諾使用料を参照して侵害による実際損失を確定するよう請求した場合、人民法院は許諾の性質、内容、実際の履行状況及び侵害行為の性質、情状、結果などの要素に基づいて確定することができる。

人民法院が不正競争防止法第十七条第四項に基づいて賠償額を確定した場合、営業秘密の性質、商業的価値、研究開発コスト、革新程度、もたらすことができる競争優位及び権利侵害者の主観的過失、権利侵害行為の性質、情状、結果などの要素を考慮することができる。

第21条 当事者又は事件外者の営業秘密に関する証拠、資料について、当事者又は事件外者は書面により人民法院に秘密保護措置を講じるよう申し立てる場合、人民法院は保全、証拠交換、証拠調べ、委託鑑定、尋問、裁判等の訴訟活動において必要な秘密保護措置を講じなければならない。

前項でいう秘密保持措置の要求に違反し、営業秘密を無断で開示し、又は訴訟活動以外で使用又は訴訟において接触、取得した営業秘密を他人に使用を許可する場合、法により民事責任を負わなければならない。民事訴訟法第一百一十一条に規定の状況を構成する場合、人民法院は法により強制措置を講じることができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を迫及する。

第22条 人民法院が営業秘密侵害民事事件を審理する時、営業秘密侵害犯罪の刑事訴訟手続に形成された証拠については、法定手続に従い、全面的かつ客観的に審査しなければならない。

公安機関、検察機関又は人民法院が保有する被疑侵害行為と関連性のある証拠について、営業秘密侵害民事事件の当事者及びその訴訟代理人は、客観的な原因により自ら収集できず、調査収集を申し立てる場合、人民法院は許可しなければならないが、進行中の刑事訴訟手続に影響を与える可能性がある場合を除く。

第23条 当事者が発効した刑事裁判で認定された実際の損失又は違法所得に基づいて同一の営業秘密侵害行為に係る民事事件の賠償額を確定すると主張する場合、人民法院は支持しなければならない。

第24条 権利者は既に権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益の初期証拠を提供しているが、営業秘密侵害行為に関する帳簿、資料は権利侵害者が掌握している場合、人民法院は権利者の申立に基づき、権利侵害者に当該帳簿、資料を提供するよう命じることができる。権利侵害者が正当な理由なく提供を拒否し、又は事実どおりに提供しない場合、人民法院は権利者の主張と提供の証拠に基づいて侵害者が侵害によって獲得した利益を認定することができる。

第25条 当事者は、同一の営業秘密侵害行為に係る刑事事件がまだ結審されていないという理由で、営業秘密侵害民事事件の審理を中止するよう請求し、人民法院は当事者の意見を聴取した後、当該刑事

事件の審理結果を根拠としなければならないと認める場合、それを支持しなければならない。

第26条 営業秘密侵害行について、営業秘密独占使用許諾契約における被許諾者は訴訟を提起する場合、人民法院は法により受理しなければならない。

排他使用許諾契約における被許諾者と権利者が共に訴訟を提起し、又は権利者が提訴しない場合に自ら訴訟を提起する場合、人民法院は法により受理しなければならない。

普通使用許諾契約における被許諾者と権利者が共に訴訟を提起し、又は権利者の書面授権を経て単独で訴訟を提起する場合、人民法院は法により受理しなければならない。

第27条 権利者は、第一審の法廷弁論が終結する前に、主張した営業秘密の具体的内容を明確にしなければならない。一部しか明確にすることができない場合、人民法院は当該明確な部分に対して審理する。

権利者は、第二審の手續において、別途にその第一審で明確にされない営業秘密の具体的内容を主張する場合、第二審人民法院は、当事者の自発的原則に基づいて当該営業秘密の具体的内容に関する訴訟請求について調停を行うことができる。調停が成功しない場合、当事者に別途訴訟を提起するよう告知する。双方の当事者は、第二審の人民法院により合わせて審理することに同意した場合、第二審の人民法院は合わせて裁判することができる。

第28条 人民法院は営業秘密侵害民事事件を審理し、被疑侵害行為が発生した時の法律を適用する。被疑侵害行為は法律の改正前にすでに発生し、かつ法律の改正後まで継続された場合、改正後の法律を適用する。

第29条 本規定は2020年9月12日から施行する。最高人民法院が以前発表した関連司法解釈と本規定が一致しない場合は、本規定に準ずる。

本規定の施行後、人民法院が審理している一審、二審事件は本規定を適用する。施行前に既に発効した裁判の案件は、再審は本規定を適用しない。

電子商取引プラットフォームに関わる知的財産権民事事件の審理に関する指導意見⁷⁵

電子商取引プラットフォーム関連の知的財産権紛争事件を適正に審理し、電子商取引に係る各主体の合法的権益を法により保護するために、電子商取引プラットフォームの経営活動の規範的、秩序正しく、健康的な発展を促進し、知的財産権の審判の実際を結び付けて、本指導意見を制定する。

1. 人民法院は電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件の審理に当たって、知的財産権保護の厳格化の原則を堅持し、電子商取引プラットフォームを介する模倣、海賊版等の権利侵害商品の提供行為を法により制止し、当事者が信義誠実の原則に従って、法により権利を正当に行使するよう積極的に導き、知的財産権者、電子商取引プラットフォーム運営事業者、プラットフォーム内事業者の間の関係を適正に処理する。

2. 人民法院は、電子商取引プラットフォームに関わる知的財産権紛争事件を審理するに当たって、「中華人民共和国電子商取引法」（以下、電子商取引法という）第9条の定めに基づいて、関係当事者が電子商取引プラットフォーム運営事業者又はプラットフォーム内事業者に属するか否かを認定しなければならない。

人民法院は、電子商取引プラットフォーム内事業者の行為が自社事業の実施であるかを認定するに当たって、商品の販売画面に表示された「自営（自社経営）」情報、商品そのものに表示してある販売主体の情報、領収書等の取引伝票に表示してある販売主体の情報等の要素を考慮することができる。

3. 電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者が知的財産権を侵害したことを知った場合又は知るはずであった場合、侵害された権利の性質、具体的な侵害の状況と技術条件、及び権利侵害になる初歩的証拠、サービス種類に応じ、必要な措置を速やかに講じなければならない。講じる必要な措置は合理性・慎重性の原則に従うものとし、リンク削除、ブロック、解除等の削除措置を含むが、これらに限らない。プラットフォーム内事業者が複数回にわたって意図的に知的財産権を侵害した場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は取引とサービス提供を終了させる措置を講じる権利を有する。

4. 電子商取引プラットフォーム運営事業者は、電子商取引法第四十一条、第四十二条、第四十三条の定めに基づき、知的財産権の種類、商品又はサービスの特徴等の要素に応じ、プラットフォーム内の通知・声明の

⁷⁵出所: 2020年9月13日付け中国最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254931.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

仕組みの具体的な実行措置を制定することができる。ただし、関連措置は、法により知的財産権を維持する権利者の行為に対して不合理な条件や障害を設けるものであってはならない。

5. 知的財産権利者が電子商取引法第四十二条の定めに基づいて電子商取引プラットフォーム運営事業者に出す通知には、一般的に、知的財産の権利証明及び有効な権利者情報、正確に特定できる侵害被疑商品又はサービスの情報、権利侵害に当たる初歩的な証拠、通知の真実性に関する保証等が含まれる。通知は、文書によるものでなければならない。

通知が専利権に係る場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、知的財産権利者に対し、技術的特徴又は設計的特徴の対比の説明、実用新案又は意匠専利権評価報告書等の資料の提出を要請することができる。

6. 人民法院は、通知者に電子商取引法第四十二条第三項に言う「悪意」が有るか否かを認定するに当たって、偽造、変造の権利証明の提出、虚偽の侵害対比に関する鑑定意見や専門家意見の提出、権利状態が不安定であると知りながら依然として通知を送ること、間違った通知であると知った後にも速やかに撤回や変更しなかったこと、間違った通知を繰り返し提出する等の要素を考慮することができる。

電子商取引プラットフォーム運営事業者、プラットフォーム内事業者が、間違った通知、悪意で間違った通知を送ることにより損害をもたらしたことを理由に、人民法院に訴訟を提起した場合、それを電子商取引プラットフォーム関連知的財産権紛争事件と併合して審理することができる。

7. プラットフォーム内事業者が電子商取引法第四十三条の定めに基づいて電子商取引プラットフォーム運営事業者に提出する侵害行為が存在しない旨の声明には、一般的に、プラットフォーム内事業者の真実の身分に関する情報、正確に特定できる必要な措置の終止を要請する商品又はサービスの情報、権利所属証明、授權証明など侵害行為が存在しないことの初歩的な証拠、声明の真実性に関する書面保証等が含まれる。声明は、文書によるものでなければならない。

声明が専利権に係る場合、電子商取引プラットフォーム運営事業者は、プラットフォーム内事業者に対し、技術的特徴又は設計的特徴の対比説明等に関する資料の提出を要請することができる。

8. 人民法院は、プラットフォーム内事業者による侵害が存在しない旨の声明文に悪意が有るか否かを認定するに当たって、偽造や無効の権利証明、授權証明を提出すること、声明に虚偽情報や明らかに誤解させること、通知に権利侵害を認定した旨の有効な判決文や行政処理決定が添付されているにもかかわらず侵害が存在しない旨の声明を送ったこと、声明の内容に誤りがあることを知った後にも速やかに撤回又は訂正しないこと等の要素を考慮することができる。

9. 知的財産権利者が緊急の状況にあり、電子商取引プラットフォーム運営事業者が直ちに商品撤去等の措置

をしなければ、その適法な権益につき補填し難い損害を受けるおそれがある場合、『中華人民共和国民事訴訟法』第百条、百一条の定めに基づいて、人民法院に保全措置を申し立てることができる。

プラットフォーム内事業者が緊急の状況にあり、電子商取引プラットフォーム運営事業者が直ちに商品リンクの回復等の措置を講じなく、通知人が直ちに通知を撤回又は送付を停止しなければ、その適法な利益につき補填し難い損害を受けるおそれがある場合においては、前項の法律の定めに基づいて、人民法院に保全措置を申し立てることができる。

知的財産権利者、プラットフォーム内事業者の申立てが法律の定めに基づいて適合する場合、人民法院は法によりこれを支持しなければならない。

10. 人民法院は、電子商取引プラットフォーム運営事業者が合理的な措置を講じたか否かを判断するに当たって、権利侵害になる初歩的証拠、侵害成立の可能性、権利侵害行為の影響範囲、悪意ある侵害、繰り返し侵害の有無を含む侵害行為の具体的な情状、損害の拡大防止の有効性、プラットフォーム内事業者の利益に与え得る影響、電子商取引プラットフォームのサービス種類と技術条件等の要素について考慮することができる。

プラットフォーム内事業者は証拠をもって、通知に係る専利権が国家知識産権局により無効宣告されたことを証明し、電子商取引プラットフォーム運営事業者はこれに基づいて必要な措置を一時停止した場合であって、知的財産権利者は電子商取引プラットフォーム運営事業者が必要な措置を速やかに講じなかったと認定するよう請求したときは、人民法院はこれを支持しない。

11. 電子商取引プラットフォーム運営事業者が下記の事由のいずれかに該当する場合、人民法院は、同事業者が侵害行為の存在を「知るはずであった」と認定することができる。

(1) 知的財産権保護に関する規則の制定、プラットフォーム内事業者の経営資格に関する審査等の法定義務を履行していない場合；

(2) プラットフォーム内の「旗艦店（フラッグシップショップ）」「品牌店（ブランドショップ）」などの文字を表示する事業者の権利証明を審査していない場合；

(3) 有効な技術的手段をとって「高倣（高精度なブランドコピー）」、「偽貨（模倣品）」等の文字を含む侵害商品へのリンク、苦情成立後にも再び陳列された侵害商品へのリンクについてフィルタリングやブロック等を行っていない場合；(4) その他の合理的な審査及び注意義務を履行していない場合。

最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事紛争案件の審理における若干問題に関する規定⁷⁶

(2008年2月18日最高人民法院審判委員会第1444回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院による専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」による改正)

登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事紛争案件を正しく審理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國反不正競争法」及び「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の規定に基づき、裁判実務を踏まえ、本規定を制定する。

第一条 原告が、他人の登録商標に使用された文字、図形等がその著作権、意匠権、企業名称権等の先行権利を侵害していることを理由として訴訟を提起し、民事訴訟法第百十九条の規定に適合する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

原告が、他人が指定商品上に使用した登録商標とその先行する登録商標が同一又は類似であることを理由として訴訟を提起する場合には、人民法院は民事訴訟法第二百二十四条第三号の規定に基づき、原告に対して関連行政主管機関に解決を申し立てるよう告知しなければならない。ただし、他人が指定商品の範囲を超え、又は顕著な特徴を変更、分解、組み合わせる等の方式で使用した登録商標と、その登録商標が同一又は類似であることを理由として、原告が訴訟を提起する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

第二条 原告が、他人の企業名称とその先行する企業名称が同一又は類似であり、関連する公衆にその商品の出所の混同を生じさせるに足り、反不正競争法第六条第二号の規定に違反することを理由として訴訟を提起し、これが民事訴訟法第百十九条の規定に適合する場合には、人民法院はこれを受理しなければならない。

⁷⁶ 出所：2020年12月31日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成 <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

第三条 人民法院は、原告の訴訟請求及び争議の民事法律関係の性質に基づき、民事案件請求原因規定に照らして、登録商標又は企業名称と先行権利が衝突する民事紛争案件の請求原因を確定し、かつ相応の法律を適用しなければならない。

第四条 被疑企業名称が商標権を侵害し、又は不正競争を構成する場合には、人民法院は原告の訴訟請求及び案件の具体的状況に基づき、被告に使用差止め、使用是正等の民事責任を負わせると確定することができる。

知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見⁷⁷

2011年1月11日

ここ数年、知的財産権侵害刑事事件の処理に取り組む公安機関や人民検察院、人民法院が臨む新たな事情や課題を解決し、知的財産権侵害の犯罪活動を法に基づいて処罰し、社会主義市場経済の秩序を維持するために、刑法、刑事訴訟法及び関連の司法解釈の規定に準拠し、捜査・起訴・審判の実践と結びつけ、本意見を制定する。

一、知的財産権侵害犯罪事件の管轄について

知的財産権侵害犯罪事件は、犯罪地の公安機関で立件、捜査される。必要な場合、犯罪容疑者の居住地の公安機関で立件、捜査することができる。知的財産権侵害犯罪事件の犯罪地には、侵害製品の製造地、貯蔵地、輸送地、販売地、そして権利侵害作品の発信や販売を行うウェブサイトのサーバーの所在地、ネットワーク接続地、ウェブサイト設立者又は管理者の所在地、権利侵害作品をアップロードする者の所在地、権利者が実際に侵害を受けた犯罪の結果の発生地が含まれる。知的財産権侵害犯罪地が複数ある場合は、最初に受理した公安機関又は主要な犯罪地の公安機関の管轄とする。複数ある知的財産権侵害犯罪地の公安機関で管轄について争議がある場合、共通の上級公安機関が管轄を指定する。逮捕許可の要請、送検・起訴、公訴の提起が必要な場合は、当該公安機関の所在地の同級の人民検察院、人民法院が受理する。

異なる犯罪容疑者や犯罪グループが地域横断で実施する同一ロットの権利侵害製品に関わる製造、貯蔵、輸送、販売など知的財産権侵害犯罪行為に対して、併合処理の要件に合致している場合は、関係のある公安機関はこれを合わせて立件、捜査することができる。逮捕許可の要請、審査起訴への移送、公訴の提起が必要な場合は、当該公安機関の所在地の同級の人民検察院、人民法院が受理する。

二、知的財産権侵害刑事事件の処理における行政法執行部門による収集、取得した証拠の効力について

行政法執行部門が法に基づいて収集、取得、製作している物証や書証、視聴資料、検査報告書、鑑定の結果、鑑識の記録、現場調書は、公安機関や人民検察院の審査を受け、人民法院で法廷審理における反対尋問を受けて確認された場合は、刑事証拠として使用することができる。

行政法執行部門で製作された証人の証言、当事者の陳述などの取調記録は、公安機関が刑事証拠として使用する必要があると判断した場合、法に基づいて改めて収集、製作するものとする。

⁷⁷出所：2011年1月12日付け中国公安部ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

<https://www.mps.gov.cn/n6557558/c3619057/content.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

三、知的財産権侵害刑事事件における抜き取り証拠収集及び鑑定依頼の処理について

知的財産権侵害刑事事件を処理する公安機関は、業務上の必要性に応じて抜き取り証拠収集を実施するか、又は同級の行政法執行部門や、該当の検査機構に抜き取り証拠収集の協力を要請することができる。法律や法規において、抜き取り実施機構又は抜き取り方法について定められている場合、所定の機構に依頼し、所定の方法に沿うサンプル抜き取りを行うものとする。

知的財産権侵害刑事事件を処理する公安機関、人民検察院、人民法院は、鑑定が必要な事項については、国で認められている鑑定資格を有する鑑定機構に鑑定を依頼するものとする。

公安機関、人民検察院、人民法院は鑑定の結論を審査し、権利者や犯罪容疑者、被告人から鑑定の結論に対する意見を聴取するものとし、鑑定機構に対して相応の説明を要請することができる。

四、知的財産権侵害犯罪の自訴事件における証拠収集について

人民法院では、知的財産権侵害刑事事件の自訴事件を法に基づいて受理し、当事者が物理的な原因で入手できない証拠については、当事者が自訴提起時に関連する手掛かりを提供でき、人民法院に対して取得するよう申請した場合、人民法院は法に基づいて取得するものとする。

五、刑法213条に定められた「同一種類の商品」の認定について

同一名称の商品、そして同一でなくても、同じ物を指す名称の商品は、「同一種類の商品」と認定することができる。「名称」とは、国家工商行政管理総局商標局が商標登録業務において商品に使用する名称を言う。通常、「ニース協定に基づく標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」に定められている商品名となる。「同一でなくても、同じ物を指す名称の商品」とは、機能や目的、主な原料、消費対象、販売経路などが同一又はほぼ同一のもので、関連公衆には同一種類の物と一般的に認められている商品を言う。

「同一種類の商品」の認定には、権利者の登録商標の指定商品と行為者が実際に生産販売している商品とを比較するものとする。

六、刑法213条に定められた「その登録商標と同一の商標」の認定について

次に掲げる項目の何れかに該当した場合、「その登録商標と同一の商標」と認定することができる。

(一) 登録商標の字体やアルファベットの大文字と小文字又は文字の横・縦配列を改変し、登録商標と軽微な相違しかない場合。

(二) 登録商標の文字、アルファベット、数字などの間隔を改変しており、登録商標の顕著な特徴を表現するには影響を及ぼさない場合。

(三) 登録商標の色を改変している場合。

(四) その他登録商標とは視覚上でほぼ差異がなく、公衆をミスリードするのに十分な商標である場合。

七、登録商標虚偽表示が付加されていない、又は完全には付加されていない侵害製品の金額の不法経営額への計上について

製造、貯蔵、輸送されている及び販売されていない登録商標虚偽表示に当たる侵害製品の金額算定の際、製作は完了しているが、登録商標虚偽表示が付加（貼り付けも含む）されていない、又は完全には付加（貼り付けも含む）されていない製品については、当該製品は他者の登録商標を虚偽表示しようとするのが確実に十分な証拠により証明されれば、その金額を不法経営額に計上する。

八、虚偽登録商標の商品を販売する犯罪事件における未販売又は一部販売済みの場合の罪判定と量刑について

虚偽登録商標の商品であることを明らかに知りながら販売するもので、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、刑法214条の規定に準拠して虚偽登録商標の商品販売罪（未遂）と判定して処罰を与える。

- （一）虚偽登録商標の商品がまだ販売されておらず、商品金額が15万元以上である場合。
- （二）虚偽登録商標の商品の一部が販売されており、販売された分の金額が5万元未満だが、まだ販売していない虚偽登録商標の商品金額との合計額が15万元以上である場合。

虚偽登録商標の商品がまだ販売されておらず、商品金額がそれぞれ15万元以上25万元未満、25万元以上である場合は、各々刑法214条に定められている各法定刑の幅に準拠して罪を判定し処罰を与える。

販売額と未販売分商品金額がそれぞれ異なる法定刑の幅、若しくはいずれも同一法定刑の幅に達した場合は、より重い処罰の法定刑又は同一の法定刑の幅に準拠し、事情を斟酌して重罰を加える。

九、他者による偽造、無断製造した登録商標標識の販売に当たる犯罪事件における未販売又は一部販売済みの場合の罪の判定について

他者が偽造、無断製造した登録商標標識を販売するときは、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、刑法215条の規定に準拠して、登録商標標識の不法製造、不法販売罪（未遂）と判定して処罰を与える。

- （一）まだ販売していない他者による偽造や無断製造の登録商標標識数が6万点以上である場合。
- （二）まだ販売していない他者による偽造や無断製造の2種類以上の登録商標標識数が3万点以上である場合。
- （三）他者が偽造、無断製造した登録商標標識を一部販売したもので、販売された分の標識の数は2万点未満だが、まだ販売されていない分の表示との合計数が6万点以上である場合。
- （四）他者が偽造、無断製造した2種類以上の登録商標標識を一部販売し、販売された分の標識数は1万点未満だが、まだ販売されていない分の標識との合計数が3万点以上である場合。

十、著作権侵害犯罪事件における「営利を目的とする」の認定について

販売のほか、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、「営利を目的とする」として認定することができる。

(一) 他者の作品における有料の広告掲載、第三者の作品との抱き合わせなどで直接又は間接的に費用を徴収している場合。

(二) 情報ネットワークを介して他者の作品を発信するか、又は他者がアップロードした権利侵害作品を利用し、ウェブサイト又はウェブページ上で有料広告サービスを提供することにより、直接又は間接的に費用を徴収している場合。

(三) 会員制でネットワークを介し他者の作品を発信することにより、会員登録費又は他の費用を徴収している場合。

(四) 他者の作品を利用して利益を図るその他の場合。

十一、著作権犯罪侵害事件における「著作権者による許諾を得ていない」の認定について

「著作権者による許諾を得ていない」とは、通常は著作権者又はそれが授権した代理人や著作権の集団管理組織、国の著作権行政管理部門から指定された著作権認証機構が発行する係争作品の著作権認証書類、若しくは出版者、複製発行者がライセンス許諾書類を偽造、改ざんしていること、又はライセンス許諾の範囲を超えていることを証明している証拠に基づき、他の証拠と合わせて総合的に認定するものとする。

係争作品の種類が多くあり、権利者も分かれている事件では、前述のような証拠を個々に取得するのは確かに難しいが、係争複製物は不法出版物、不法複製発行物であることを証明する証拠があり、そして出版者や複製発行者も著作権者から許諾を得ている旨の証明資料を提供できない場合、「著作権者による許諾を得ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄したり、係争作品の著作権はわが国の著作権法から保護を受けないこと、又は著作権の保護期間を満了していることを証明する証拠がある場合は除外される。

十二、刑法217条に定められた「発行」の認定及び関連問題について

「発行」には、総発行、卸売、小売、情報ネットワークを介した発信及び賃貸、展示販売などの活動が含まれる。

他者の作品の不法出版や複製、発行で、著作権を侵害し犯罪となる場合は、著作権侵害罪と判定して処罰を与える。不法経営罪などその他の犯罪として認定しない。

十三、情報ネットワークを介した権利侵害作品発信行為の罪の判定と処罰の基準について

営利を目的とし、著作権者による許諾を得ずに、情報ネットワークを介し他者の文字作品、音楽、映画、テレビ、美術、撮影、録画作品、録音録画製品、コンピュータソフトウェア及び他の作品を公衆向けに発信す

るもので、次に掲げる項目の何れかに該当する場合、刑法217条に定められた「その他重大な情状」に該当する。

(一) 不法経営額が5万元以上である場合。

(二) 他者の作品を発信した数が合計ベースで500点（部）以上である場合。

(三) 発信した他者の作品への実際のクリック数が5万回以上である場合。

(四) 会員制で他者の作品を発信しており、登録会員が1000人以上である場合。

(五) 金額又は数量は（一）号から（四）号に定めた基準に達していないが、うちの二つ以上の号の基準の半分以上にそれぞれ達した場合。

(六) その他重大な情状の場合。

前項に定めた行為を実施し、金額や数量は前項（一）号から（五）号に定めた基準の5倍以上に達した場合、刑法217条に定められた「その他極めて重大な情状」に該当する。

十四、知的財産権侵害行為の複数実施時の累計額の計算について

「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」12条2項により、数回にわたり知的財産権侵害行為を実施しており、行政処分又は刑事処罰を受けていない場合の不法経営額や違法所得額又は売上額は、累計ベースで計算する。

2年以内に、知的財産権侵害の違法行為を数回にわたって実施しており、行政処分を受けておらず、累計額で犯罪を構成した場合は、法に基づいて罪を判定して処罰を与えるものとする。知的財産権侵害行為の実施者に対する訴追期間は、刑法の関連規定を適用し、前述した2年の制限を受けない。

十五、他者による知的財産権侵害の犯罪実施に対する原材料や機械設備などの提供行為の性質決定について

他者の知的財産権侵害の犯罪の実施を明らかに知りながら、権利侵害製品の生産や製造のための主な原材料、副資材、半製品、パッケージ用材料、機械設備、ラベル標識、生産技術、調合指図書などについて幫助するか、又はインターネット接続、サーバー預託、ネットワーク上の保存スペース、通信伝送用チャンネル、集金代理、費用決済などのサービスを提供している場合は、知的財産権侵害罪の共犯者として処罰を与える。

十六、知的財産権侵害における1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合等の処理について

行為者が知的財産権侵害罪を犯すと同時に、模倣品・粗悪品の生産・販売という犯罪を構成している場合、知的財産権侵害の犯罪と模倣品・粗悪品の生産・販売の犯罪の中でより重い処罰の規定に準拠して罪を判定し処罰を与える。

知的財産権侵害の刑事事件処理の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈⁷⁸

(2004年11月2日最高人民法院審判委員会第1331回会議、2004年11月11日最高人民検察院第10期検察委員会28回会議で通過、2004年12月8日最高人民法院、最高人民検察院公布2004年12月22日より施行) 法積 [2004] 19号

法律に基づき知的財産権侵害の犯罪活動を処罰し、社会主義の市場経済秩序を維持し保護するため、刑法の関係規定に基づき、ここに知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈を下記の通りとする：

第一条 登録商標所有者の許諾を得ず、同一商品上にその登録商標と同一商標を使用し、以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第213条規定の「情状がひどいもの」に属し、登録商標虚偽表示罪で3年以下の有期懲役又は拘留し、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

(一) 不法経営金額が5万元以上又は違法所得金額が3万元以上の場合

(二) 二種類以上の登録商標を虚偽表示し、不法経営金額が3万元以上又は不法所得金額が2万元以上の場合

(三) その他の情状がひどい場合

以下に掲げる情状がある場合には、刑法第213条規定の「情状がひどい」場合に属し、登録商標虚偽表示罪で3年以上、7年以下の有期懲役、かつ、罰金を処する。

(一) 不法経営金額が25万元以上又は違法所得金額が15万元以上の場合

(二) 二種類以上の登録商標を虚偽表示し、不法経営金額が15万元以上又は違法所得金額が10万元以上の場合

(三) その他の情状がひどい場合

第二条 虚偽登録商標と知りながら販売し、販売金額が5万元以上の場合は、刑法214条規定の「金額が比較的大きい」場合に属し、虚偽登録商標の商品販売罪で3年以下の有期懲役又は拘留、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

販売金額が25万元以上の場合は、刑法第214条規定の「金額がきわめて大きい」場合に属し、虚偽登録商標の商品販売罪で3以上、7年以下の有期懲役、かつ、罰金を処する。

第三条 他人の登録商標標識を偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標標識を販売し、以下に掲げ

⁷⁸本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

る情状の一つがある場合には、刑法 215 条規定の「情状がひどい」場合に属し、登録商標標識の不法製造、不法販売罪で 3 年以下の有期徒刑、拘留又は管制、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

- (一) 偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が 2 万件以上、若しくは不法経営金額が 5 万元以上、又は違法所得金額が 3 万元以上の場合
- (二) 偽造、無断製造又は二種類以上の偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が 1 万件以上、若しくは不法経営金額が 3 万元以上、又は不法所得金額が 2 万元以上の場合
- (三) その他の情状がひどい場合

以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第 215 条規定の「情状が特にひどい」場合に属し、不法製造、不法製造の登録商標標識の販売罪で 3 年以上、7 年以下の有期徒刑、かつ、罰金を処する：

- (一) 偽造、無断製造又は偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が 10 万件以上、若しくは不法経営金額が 25 万元以上、又は違法所得金額が 15 万元以上の場合
- (二) 偽造、無断製造又は二種類以上の偽造、無断製造した登録商標標識の販売数が 5 万件以上、又は不法経営金額が 15 万元以上、若しくは違法所得金額が 10 万元以上の場合
- (三) その他の情状が特にひどい場合

第四条 他人の特許を虚偽表示し、下記の状況の一つがある場合、刑法第 216 条規定の「情状がひどい」場合に属し、特許虚偽表示罪で 3 年以下の有期徒刑又は拘留、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

- (一) 不法経営金額が 20 万元以上又は違法所得金額が 10 万元以上の場合
- (二) 特許権者に 50 万元以上の直接的な経済損失をもたらした場合
- (三) 二つ以上の他人の特許を偽造し、不法経営金額が 10 万元以上又は違法所得金額が 5 万元以上の場合
- (四) その他の情状がひどい場合

第五条 営利を目的とし、刑法第 217 条で掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が 3 万元以上の場合には、「違法所得金額が比較的大きい」場合に属す；以下に掲げる情状の一つがある場合には、「その他の重大な情状を有する」場合に属し、著作権侵害罪で 3 年以下の有期徒刑又は拘留、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

- (一) 不法経営金額が 5 万元以上の場合
- (二) 著作権者の許諾を得ず、その文字作品、音楽を複製し、発行する場合映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品、複製品の数量の合計が 1,000 枚（部）以上の場合
- (三) その他の情状がひどい場合

営利を目的とし、刑法第 217 条で掲げる著作権侵害行為の一つを実施し、違法所得金額が 15 万元以上の場合は、「違法所得金額がきわめて大きい」場合に属す；以下に掲げる情状の一つがある場合には、「その他の特にひどい情状を有する」場合に属し、著作権侵害罪で 3 年以上、7 年以下の有期懲役、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

(一) 不法経営金額が 25 万元以上の場合

(二) 著作権者の許諾を得ず、その文字作品、音楽を複製し、発行する場合映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品、複製品の数量の合計が 5,000 枚（部）以上の場合

(三) その他の特に情状がひどい場合

第六条 営利を目的とし、刑法第 218 条規定の行為を実施し、違法所得金額が 10 万元以上の場合は、「違法所得金額がきわめて大きいもの」に属し、権利侵害複製品の販売罪で 3 年以下の有期懲役又は拘留、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

第七条 刑法第 219 条規定の行為の一つを実施し、商業秘密の権利者に 50 万元以上の損失額をもたらす場合、「権利者に重大な損失をもたらす」場合に属し、商業秘密侵害罪で 3 年以下の有期懲役又は拘留、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。商業秘密の権利者に 250 万元以上の損失をもたらす場合は、刑法第 219 条規定の「特に重大な結果をもたらす」場合に属し、商業秘密侵害の罪で 3 年以上、7 年以下の有期懲役、かつ、単独に若しくは合わせて罰金を処する。

第八条 刑法第 213 条規定の「同一商標」とは、被虚偽登録商標と完全に同一するか、又は被虚偽登録商標と視覚上、根本的に区別がなく、公衆に商標の誤認を生じさせるのに十分である商標をいう。

刑法第 213 条規定の「使用」とは、登録商標又は虚偽登録商標を商品、商品の包装又は容器、ならびに製品説明書、商品取引文書に使用するか、若しくは登録商標又は虚偽登録商標を公告宣伝、展覧、ならびにその他の商業活動等の行為に使用することをいう。

第九条 刑法第 214 条規定の「販売金額」とは、虚偽登録商標の商品を販売後に取得及び得られるべきすべての違法収入をいう。

以下に掲げる情状の一つがある場合には、刑法第 214 条規定の「知りながら」の場合に属すと認定しなければならない。

(一) 自己で販売する商品上の登録商標が改ざん、交換されるか又はカバーされていることを知っている場合

(二) 虚偽登録商標の商品を販売することにより行政処罰を受けたことがあるか、又は民事責任を負わせたことがあり、再び同一の虚偽登録商標の商品を販売する場合

(三) 商標登録者の授権文書を偽造し、改さんするか、又は当該文書が偽造され、改ざんされたものであることを知る場合

(四) その他に虚偽登録商標の商品状況を知るか、又は知るべき場合

第十条 下記の行為の一つを実施する場合、刑法第 216 条規定の「他人の特許を虚偽表示」の行為に属す：

(一) 許諾を得ず、その製造又は販売する製品、製品の包装上に、他人の特許番号を付す場合。

(二) 許諾を得ず、広告又はその他の宣伝資料に、他人の特許番号を使用し、かかる技術が、他人の特許技術だと誤認させる場合

(三) 許諾を得ず、契約書に他人の特許番号を使用し、かかる契約書に関連する技術が、他人の特許技術だと誤認させる場合。

(四) 他人の特許証書、特許文書又は特許出願文書を偽造又は変造する場合

第十一条 有料広告等の掲載により直接的又は間接的に費用を受領する状況は、刑法第 217 条規定の「営利を目的とする」場合に属す。

刑法第 217 条規定の「著作権者の許諾を得ず」とは、著作権者の授権を得ていないか、又は著作権者の授権許諾文書を偽造し、改さんするか、若しくは授権許諾範囲を超えることをいう。インターネット情報を通じ、公衆に他人の文字作品、音楽、映画、テレビ、ビデオ作品、コンピュータソフトウェア及びその他の作品を発布する行為は、刑法第 217 条規定の「複製発行」とみなさなければならない。

第十二条 本解釈にいう「不法経営金額」とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程に、権利侵害製品の製造、貯蔵、運輸及び販売の価値をいう。販売した権利侵害製品の価値は実際に販売した価格に依って計算する。製造、貯蔵、運輸及び販売されていない権利侵害製品の価値は表示価格又は精査した権利侵害製品の実際に販売の平均価格に依って計算する。権利侵害製品には表示価格なく、又は実際販売価格を精査できない場合、権利侵害される製品の市場の中間価格に依って計算する。

数回にわたり知的財産権を侵害し、かつ、行政処罰又は刑事処罰されていない行為について、不法経営金額、違法所得金額又は販売金額の累計に依って計算する。

本解釈の第三条に規定される「件」とは、完全な商標図案を有する一部の標識をいう。

第十三条 刑法第 213 条の規定される登録商標を虚偽表示し、かつ、当該虚偽登録商標の商品を販売し、犯罪を構成する場合には、刑法第 213 条の規定により、登録商標の虚偽表示罪として処罰する。

刑法第 213 条に規定される虚偽登録商標の犯罪を実施し、且つ、他人の虚偽登録商標の商品を知っていながら販売し、犯罪をなした場合には、数罪併科を処する。

第十四条 刑法第 217 条に規定される著作権侵害犯罪を実施し、且つ、当該権利侵害複製品を販売し、犯罪

をなした場合には、刑法第 217 条の規定により、著作権侵害犯罪として処罰する。

刑法第 217 条に規定される著作権侵害犯罪を実施し、且つ、他人の権利侵害複製品を知っていながら販売し、犯罪をなした場合に、数罪併科を処する。

第十五条 事業者が刑法第 213 条から第 219 条に規定される行為を実施する場合には、本解釈に規定される相応的な個人犯罪の三倍を基準として、罪を定め、刑を決める。

第十六条 他人が知的財産権侵害の犯罪を実施していることを知りながら、貸付金、資金、口座、領収書、証明、許可証明書、又は生産、経営場所、もしくは運輸、貯蔵、輸出入代理等の便利条件、協力を提供する場合は、知的財産権侵害犯罪の共犯として、処罰する。

第十七条 以前に公布した知的財産権侵害の犯罪に関する司法解釈は、本解釈と抵触する場合、本解釈の施行後に、適用されないこととする。

知的財産権侵害の刑事案件の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（二）⁷⁹

（最高人民法院、最高人民検察院 2007 年 4 月 5 日公布、公布日より施行する。）

社会主義市場経済の秩序を守り、知的財産権を侵害する犯罪活動を、法に基づき処罰するために、刑法、刑事訴訟法の関連規定により、知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題について、次のように説明する。

第 1 条 営利を目的とし、著作権者の許可を経ず、その文字作品、音楽、映画、テレビ、録画映像作品、コンピュータソフトウェア及びその他作品を複製発行し、その複製品の合計数量が 500 枚（部）以上の場合、刑法第 217 条に規定する「その他の情状がひどい場合」に該当する。複製品の合計数量が 2,500 枚（部）以上の場合、刑法第 217 条に規定する「その他の特にひどい情状を有する」に該当する。

第 2 条 刑法第 217 条の著作権侵害罪の「複製発行」とは、複製、発行若しくは複製し発行する行為を含む。

権利を侵害する製品の所有者が、広告、予約販売などの方法で権利侵害品を売り込んだ場合、刑法第 217 条に定める“発行”に該当する。

他人の作品を違法に出版、複製、発行し、犯罪をなした場合には、著作権侵害罪として処罰する。

第 3 条 知的財産権侵害罪が、刑法に定める執行猶予の条件に符合する場合、法に従い執行猶予を適用する。次の情状の一つに該当する場合は、通常、執行猶予を適用しない。

（1）知的財産権侵害により刑事処罰や行政処罰を受けた後、再度、知的財産権侵害による犯罪をなした場合。

（2）反省の念がみられない場合。

（3）違法所得の引渡しを拒絶した場合。

（4）その他執行猶予を適用すべきではない状況にある場合。

第 4 条 知的財産権侵害罪に対して、人民法院は、犯罪の違法所得、不法経営額、権利者にもたらした損失、社会へ与える損害などの情状を総合的に考慮し、法に基づき罰金を課さなければならない。罰金額は通常、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下、若しくは不法経営額の 50% 以上 1 倍以下に基づき確定する。

第 5 条 被害者が知的財産権の侵害を証明する証拠を有する刑事事件を、人民法院へ直接起訴する場合、人

⁷⁹本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

民法院は法に従い受理しなければならない。社会秩序と国家利益に深刻な損害を与えるような知的財産権侵害による刑事事件は、人民検察院が法に基づき公訴を提起する。

第 6 条 単位が刑法第 213 条から第 219 条に規定する行為を行った場合は、『知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的に使用する法律の若干の問題に関する最高人民法院最高人民検察院の解釈』と本解釈に定める個人犯罪に相応する量刑基準に基づき、罪状を決定し処罰する。

第 7 条 以前に公布した司法解釈と本解釈が一致しない場合は、本解釈を基準とする。

知的財産権侵害の刑事案件の法律の具体的応用の若干の問題に関する解釈（三）⁸⁰

（2020年8月31日最高人民法院裁判委員会第1811回会議、2020年8月21日最高人民検察院第13回検察委員会第48回会議が採択され、2020年9月14日から施行される）

法に基づいて知的財産権侵害犯罪を処罰し、社会主義市場経済秩序を維持するために、「中華人民共和国刑法」「中華人民共和国刑事訴訟法」などの関連規定に基づき、知的財産権侵害刑事事件の取り扱いにおける具体的な法律適用に関する若干問題について以下の通り説明する。

第一条 次のいずれかを有する場合、刑法第二百一十三条に規定されている「登録商標と同じ商標」と認定することができる。

（一）登録商標の字体、ローマ字の大小文字や文字の縦横排列を変更し、登録商標との間にほぼ違いがない場合。

（二）登録商標の文字、ローマ字、数字などの間隔を変えて、登録商標との間にほぼ違いがない場合。

（三）登録商標の色を変えて、登録商標の著しい特徴を表すことに影響しない場合。

（四）登録商標に商品の共通名称、型番などの著しい特徴に欠ける要素のみ追加し、登録商標の著しい特徴を表すことに影響しない場合。

（五）立体登録商標の三次元表示及び平面要素とほぼ違いがない場合。

（六）その他の登録商標と基本的に区別がなく、公衆に十分誤解させる商標。

第二条 刑法第二百一十七条に規定する作品、録音製品に通常の方式で署名した自然人、法人又は不法人組織は、著作権者又は録音制作者と推定するものとし、かつ当該作品、録音製品に相応の権利があるが、相反の証明がある場合を除く。

事件に関わる作品、録音製品の種類が多く、権利者が分散している事件では、事件に関わる複製品系が違法に出版、複製発行され、出版者、複製発行者が著作権者、録音制作者の許可を得た関連証拠資料を提供できない場合、刑法第217条に規定されている「著作権者の許可を得ていない」「録音制作者の許可を経ていない」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄すること、事件に関わる作品の著作権又は録音製品の関連権利は我が国の著作権法に保護されない、権利保護期限が満了になるこ

⁸⁰出所：2020年9月13日付け中国最高人民検察院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

https://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/202009/t20200913_479686.shtml#2

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

とを証明する証拠がある場合を除く。

第三条 違法複製、授権なし又は授権範囲を超えてコンピュータ情報システムを使用するなどにより営業秘密を盗み取る場合は、刑法第二百十九条第一項第一号に規定する「盗み取る」と認定しなければならない。

賄賂、詐欺、電子侵入などで権利者の営業秘密を取得する場合は、刑法第二百十九条第一項第一号に規定する「その他の不正手段」と認定しなければならない。

第四条 刑法第二百十九条に規定する行為を実施する場合、以下のいずれかを有する場合、「営業秘密の権利者に重大な損失をもたらす」と認定しなければならない。

- (一) 営業秘密の権利者に与えた損失額又は営業秘密の侵害による違法所得額が三十万元以上の場合。
- (二) 営業秘密の権利者が重大な経営困難により破産・倒産したことを直接生じさせる場合。
- (三) 営業秘密の権利者にその他の重大な損失をもたらした場合。

営業秘密の権利者にもたらした損失額又は営業秘密侵害による違法所得額が二百五十万元以上の場合、刑法第二百十九条に規定された「特別重大な結果をもたらした」と認定しなければならない。

第五条 刑法第二百十九条に規定された行為を実施することによりもたらした損失額又は違法所得額は、次のように認定することができる。

- (一) 不当な手段で権利者の営業秘密を取得し、まだ開示しなく、使用又は他人の使用を許可した場合、損失額は当該営業秘密の合理的な許諾使用料に基づいて確定することができる。
- (二) 不正な手段で権利者の営業秘密を取得した後、開示、使用又は他人の使用を許可した場合、損失額は権利者が権利侵害による販売利益の損失によって確定することができるが、当該損失額は営業秘密の合理的な許諾使用料を下回る場合、合理的な許諾使用料に基づいて確定する。
- (三) 約定、権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、把握した営業秘密を開示、使用又は他人の使用を許可した場合、損失額は権利者が権利侵害による販売利益の損失に基づいて確定することができる。
- (四) 営業秘密が不正な手段で取得されること又は約定、権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、開示、使用、使用を許可されることを明らかに知っているが、依然として取得、使用又は開示している場合、損失額は権利者が権利侵害による販売利益の損失に基づいて確定することができる。
- (五) 営業秘密侵害行為によって、営業秘密がすでに公衆に知られ、又は損失された場合、損失額は当該営業秘密の商業的価値によって確定することができる。営業秘密の商業的価値は、当該営業秘密の研究開発コスト、当該営業秘密を実施する収益に基づいて総合的に確定することができる。

(六) 営業秘密を開示又は他人の使用を許可することにより得た財物又はその他の財産的利益は、違法所得と認定しなければならない。

前項の第二項、第三項、第四項に規定する権利者が権利侵害による販売利益の損失は、権利者が権利侵害による販売量の減少の総数かける権利者の製品ごとの合理的利益をもって確定することができる。販売量の減少の総数が確定できない場合、侵害製品の販売量かける権利者の製品ごとの合理的な利益をもって確定することができる。権利者が権利侵害による販売量の減少の総数及び製品ごとの合理的利益はいずれも確定できない場合、侵害製品の販売量かける侵害製品ごとの合理的な利益をもって確定することができる。営業秘密はサービス等の他の経営活動に使用される場合、損害額は権利者の権利侵害によって減少する合理的な利益によって確定することができる。

営業秘密の権利者は、商業運営、商業計画に対する損失を軽減し、又はコンピュータ情報システムの安全、他のシステム安全を再回復するために支出した救済費用を、営業秘密の権利者にもたらす損失に計上しなければならない。

第六条 刑事訴訟手続において、当事者、弁護士、訴訟代理人又は事件外部者は書面にて関連する営業秘密又はその他の秘密保持が必要な商業情報の証拠、資料に対して秘密保持措置を取るよう申請する場合、事件の状況に応じて、訴訟参加者を組織して秘密保持誓約書に署名するなど必要な秘密保持措置を講じなければならない。

前項の秘密保持措置に関する要求又は法律法規に規定された秘密保持義務に違反した場合、法により相応の責任を負う。刑事訴訟手続において他人が接触、取得した営業秘密を無断で開示、使用又は他人の使用を許諾する場合、刑法第 219 条の規定に適合する場合、法により刑事責任を追及する。

第七条 特殊な状況を除き、偽登録商標の商品、違法に製造された登録商標の表示、著作権を侵害した複製品、主に偽登録商標、登録商標の表示又は侵害複製品を製造するための材料と工具は、法により回収と廃棄をしなければならない。

上記の物品は民事、行政事件の証拠として使用する必要がある場合、権利者の申請を経て、民事、行政事件の終結後、又はサンプリング、撮影等の方式で証拠を固定した後廃棄することができる。

第八条 次のいずれかを有する場合、情状を酌量して重い処罰をすることができ、通常は執行猶予を適用しない。

- (一) 主に知的財産権の侵害を業としている場合
- (二) 知的財産権を侵害して行政に処罰された後、再度知的財産権を侵害して犯罪を構成する場合。
- (三) 重大自然災害、事故災害、公共衛生事件の間に、災害救援、防疫物資などの商品の登録商標を偽

造した場合

(四) 違法所得を出さない場合。

第九条 次のいずれかを有する場合、情状を酌量して軽く処罰することができる。

(一) 罪と処罰を認める場合。

(二) 権利者の了解を得た場合。

(三) 罪を悔悟する態度を持つ場合。

(四) 権利者の営業秘密を不正な手段で取得した後、まだ開示、使用しない又は他人の使用を許可しない場合。

第十条 知的財産権を侵害する犯罪については、犯罪違法所得額、不法経営額、権利者にもたらした損失額、侵害模倣品数量及び社会的危害性などの情状を総合的に考慮し、法により罰金を科さなければならない。

罰金額は通常、違法所得額の倍以上の 5 倍以下で確定する。違法所得額が調べられない場合、罰金額は通常不法経営額の 50%以上倍以下で確定する。違法所得額と不法経営額はいずれも調べられない場合、3 年以下の有期懲役、拘役、管制又は単に罰金を科すと言い渡した場合、通常 3 万元以上 100 万元以下で罰金額を確定する。3 年以上の有期懲役を言い渡した場合、通常 15 万元以上 5 百万元以下で罰金額を確定する。

第十一条 本解釈が施行された後、以前に発表された司法解釈と規範性文書は本解釈と一致しない場合、本解釈を基準とする。

第 12 条 本解釈は 2020 年 9 月 14 日から施行する。

公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（一）（抜粋）⁸¹

（公通字[2008]36号）

最高人民法院

公安部

2008年6月25日

第二十六条〔著作権侵害事件（刑法第二百十七条）〕

営利を目的とし、著作権者の許諾を得ずにその文字による著作物、音楽、映画、テレビ、録画物、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、又は他人が専用出版権を享有する図書を出版し、又は録音録画製作者の許諾を得ずにその製作した録音録画を複製・発行し、又は他人の氏名表示を詐称した美術著作物を製作、販売し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

（一）違法所得額が3万元以上であった場合。

（二）不法経営額が5万元以上であった場合。

（三）著作権者の許諾を得ずにその文字による著作物、音楽、映画、テレビ、録画物、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、その複製品が計500枚（部）以上であった場合。

（四）録音録画製作者の許諾を得ずにその製作した録音録画製品を複製・発行し、その複製品が計500枚（部）以上であった場合。

（五）その他情状が深刻な場合。

有料広告の掲載等の方式で費用を直接的又は間接的に徴収する状況は、本条に規定する「営利を目的とする」ことに該当する。

本条に規定する「著作権者の許諾を得ずに」とは、著作権者の授権を得ていない状況、又は著作権者の授権・許諾文書を偽造、改竄した状況、又は授権・許諾範囲を超えた状況を指す。

本条に規定する「複製・発行」には、複製行為、発行行為、又は複製&発行行為が含まれる。

情報ネットワークを通じて他人の文字による著作物、音楽、テレビ、録画物、コンピュータソフトウェア及びその他の著作物を公衆に送信する行為、又は情報ネットワークを通じて他人が製作した録音録

⁸¹出所：下記ウェブサイトを基にジェットロ北京事務所日本語訳を作成

<https://www.cmu.edu.cn/gac/info/1726/3389.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

画製品を送信する行為は、本条に規定する「複製・発行」と見なさなければならない。

侵害製品の所持者が広告、購読募集等の方式で侵害製品を売り込む行為は、本条に規定する「発行」に該当する。

本条に規定する「不法経営額」とは、行為者が知的財産権侵害行為の実施過程において製造、在庫、輸送、販売を行った侵害製品の価値を指す。販売された侵害製品の価値は、実際の販売価格で計算される。製造、在庫、輸送中及び未販売の侵害製品の価値は、表示価格又は判明した侵害製品の実際の平均販売価格で計算される。侵害製品に価格が表示されていない又はその実際の販売価格が判明できない場合は、被侵害製品の市場中間価格で計算される。

第二十七条 [侵害複製品販売事件（刑法第二百十八条）]

営利を目的とし、刑法第二百七条に規定する侵害複製品であることを明らかに知っていながら販売し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

（一）違法所得額が 10 万元以上であった場合。

（二）違法所得額が上記金額基準に達していないが、販売されていない侵害複製品の価値額が 30 万元以上に達した場合。

公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する
最高人民検察院、公安部の規定（二）（抜粋）⁸²

2010年5月7日

第六十九条 [登録商標詐称事件（刑法第二百十三條）]

登録商標の所有者の許諾を得ずに、同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

- （一）不法経営額が5万元以上、又は違法所得額が3万元以上であった場合。
- （二）2種類以上の登録商標を詐称し、不法経営額が3万元以上、又は違法所得額が2万元以上であった場合。
- （三）その他情状が深刻な場合。

第七十条 [登録商標を詐称した商品販売事件（刑法第二百十四條）]

登録商標を詐称した商品であることを明らかに知っていながら販売し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

- （一）販売額が5万元以上であった場合。
- （二）販売されていないが、貨物の価値額が15万元以上であった場合。
- （三）販売額が5万元未満であったが、販売額と販売されていない貨物の価値額の合計が15万元以上であった場合。

第七十一条 [登録商標の標識の不法製造、不法製造された登録商標の標識の販売事件（刑法第二百十五條）]

他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造し又は偽造、無断で製造された登録商標の標識を販売し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

- （一）登録商標の標識の偽造、無断製造数又は偽造、無断で製造された登録商標の標識の販売数が2万点以上、又は不法経営額が5万元以上、又は違法所得額が3万元以上であった場合。
- （二）2種類以上の登録商標の標識の偽造、無断製造数又は偽造、無断で製造された2種類以上の登録商標の標識の販売数が1万点以上、又は不法経営額が3万元以上、又は違法所得額が2万元以上であ

⁸²出所：華律ウェブサイト：
<https://www.66law.cn/laws/101220.aspx>

った場合。

(三) その他情状が深刻な場合。

第七十二条 [専利詐称事件 (刑法第二百十六条)]

他人の専利を詐称し、次の各号に係る状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

(一) 不法経営額が 20 万元以上、又は違法所得額が 10 万元以上であった場合。

(二) 専利権者に与えた直接経済損失が 50 万元以上であった場合。

(三) 2 つ以上の他人の専利を詐称し、不法経営額が 10 万元以上、又は違法所得額が 5 万元以上であった場合。

(四) その他情状が深刻な場合。

第七十三条 [営業秘密侵害事件 (刑法第二百十九条)]

営業秘密を侵害し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

(一) 営業秘密の権利者に与えた損失額が 50 万元以上であった場合。

(二) 営業秘密侵害による違法所得額が 50 万元以上であった場合。

(三) それにより営業秘密の権利者が破産した場合。

(四) その他営業秘密の権利者に重大な損失をもたらした場合。

第七十四条 [営業上の信用、商品の名誉毀損事件 (刑法第二百二十一条)]

虚偽事実を捏造しかつ流布させ、他人の営業上の信用、商品の名誉を毀損し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、立件・訴追しなければならない。

(一) 他人に与えた直接経済損失額が 50 万円以上であった場合。

(二) 上記金額基準に達していないが、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合。

1. インターネット又はその他のメディアを利用して他人の営業上の信用、商品の名誉を公に毀損した場合。

2. それにより会社、企業等の機構が 6 ヶ月以上も営業停止、生産停止し、又は破産した場合。

(三) その他他人に重大な損失を与えた又はその他の深刻な情状があった場合。

知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定⁸³

『最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定』は2020年11月9日付けで最高人民法院審判委員会の第1815回会議にて可決されたので、ここに公布する。同規定は、2020年11月18日から施行する。

最高人民法院
2020年11月16日

法積〔2020〕12号

最高人民法院による知的財産権に係る民事訴訟の証拠に関する若干の規定
(2020年11月9日に最高人民法院審判委員会の第1815回会議において可決された。同規定は、2020年11月18日から施行する。)

当事者が法により訴訟権利を行使することを保障し、利便性を与え、人民法院が知的財産権に係る民事事件を公正かつ適時に審理することを保証するために、『中華人民共和國民事訴訟法』等の関連法律の規定に基づき、知的財産権に係る民事審判の現状に合わせて、本規定を制定した。

第一条 知的財産権に係る民事訴訟の当事者は、信義誠実の原則を遵守し、法律及び司法解釈の規定に従い、積極的、全面的、正確かつ誠実に証拠を提出しなければならない。

第二条 当事者は、自らの主張について、証拠を提出して証明しなければならない。事件の審理状況に応じて、人民法院は民事訴訟法第六十五条第二項の規定を適用し、当事者の主張及び要証事実、当事者の証拠保有状況、挙証能力等に基づき、当事者に対して関連証拠を提出するよう要求することができる。

第三条 専利方法で製造された製品が新製品ではない場合、専利権侵害紛争の原告は以下の事実を挙証により証明しなければならない。

- (一) 被告が製造した製品と専利方法で製造された製品とが同一製品に該当すること。
- (二) 被告が製造した製品は専利方法により製造された可能性が高いこと。
- (三) 被告が専利方法を使用したことを証明するため、原告が合理的な努力を尽くしたこと。

原告が前項の挙証を完了した後、人民法院は被告に対しその製品の製造方法が専利方法と異なることを挙証により証明するよう要求することができる。

⁸³出所：2020年11月16日付け中国最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-272241.html>

第四条 被告は法により合法的出所の抗弁を主張する場合、合法的な購入ルート、合理的な価格及び直接的なサプライヤー等を含む、被疑侵害製品、複製品が合法的に取得されたという事実を挙証により証明しなければならない。

被告から提出された被疑侵害商品、複製品の出所に係る証拠が、その合理的な注意義務の程度に相当するものである場合、前項にいう挙証が完了されたと認定するとともに、被疑侵害製品、複製品が知的財産権を侵害していることを知らなかったと推定することができる。被告の経営規模、専門性程度、市場取引習慣等は、その合理的な注意義務を確定するための証拠とすることができる。

第五条 知的財産権非侵害確認訴訟を提起する原告は、以下の事実を挙証により証明しなければならない。

- (一) 被告が原告に対して侵害警告を出したか又は原告に対して侵害苦情を申し立てたこと。
- (二) 原告が被告に対して訴権の行使を催告したこと及び催告時間、送達時間。
- (三) 被告が合理的な期限内において訴訟を提起しなかったこと。

第六条 法定期限内において行政訴訟が提起されなかった行政行為によって認定された基本事実、又は行政行為によって認定された基本事実の、既に発効した判決によって確認された部分に関しては、これを覆すに十分な反対証拠がない限り、当事者は知的財産権に係る民事訴訟においてこれを再証明する必要がない。

第七条 権利者が知的財産権侵害行為を発見又は証明するために、自ら又は他人に委託して、普通の購入者の名義で被疑侵害者から権利侵害物品を購入することで取得した実物、書類等は、被疑侵害者の権利侵害を起訴するための証拠とすることができる。

被疑侵害者が他人の行動に基づいて知的財産権侵害行為を実施することで形成された証拠は、権利者がその権利侵害を起訴するための証拠とすることができる。ただし、被疑侵害者が権利者の証拠取得行為のみに起因して、知的財産権侵害行為を実施した場合は、この限りではない。

第八条 中華人民共和国の域外で形成された以下の証拠について、当事者が、当該証拠が公認、認証等の証明手続を経ていないものであることのみを理由として異議を申し立てた場合、人民法院はこれを支持しない。

- (一) 法的効力が生じた人民法院の判決により確認されたもの。
- (二) 仲裁機構による発効した裁決により確認されたもの。
- (三) 公的に、又は公的なルートから取得できる公開されている出版物、專利文献等。
- (四) 他の証拠で真実性を証明できるもの。

第九条 中華人民共和国の域外で形成された証拠が次のいずれかの状況に該当する場合であつて、当事者が、当該証拠が認証手続を経ていないものであることのみを理由として異議を申し立てたときは、人民法院はこれを支持しない。

(一) 異議を申し立てた当事者が証拠の真実性を明確に認めた場合。

(二) 他方当事者が証人の証言を提出して証拠の真実性を確認し、かつ、証人が虚偽の証言をした場合には処罰を受ける覚悟があると明確に表明した場合。

前項第二号にいう証人による虚偽の証言が、民事訴訟法第百十一条に規定する事由にあたる場合、人民法院は法により処理する。

第十条 民事訴訟法第五十九条、第二百六十四条の規定に従い、第一審の手続において委任状の公証、認証又はその他証明手続きが完了した場合、その後の訴訟手続において、人民法院は当該委任状の上記証明手続を不要とすることができる。

第十一条 人民法院は、当事者又は利害関係者による証拠保全の申立に対して、以下の要素を考慮して審査しなければならない。

(一) 申立人がその主張に関する初歩的証拠を提出したかどうか。

(二) 申立人が自ら証拠を収集することができるかどうか。

(三) 証拠滅失又は以後取得困難の可能性及びその要証事実の証明への影響。

(四) 講じ得る保全措置による証拠保有者への影響。

第十二条 人民法院が証拠保全を行うにあたっては、証拠の効果的な固定を目的として、保全対象物の価値の損害及び証拠保有者の通常の生産経営への影響を最小限に抑えなければならない。

証拠保全が技術方案に関わる場合、現地調査の書面記録、作図、撮影、録音、録画、設計と製造図面の複製等の保全措置を講じることができる。

第十三条 当事者が正当な理由なく証拠保全への協力を拒否するか又は証拠保全を妨害し、証拠の保全ができなくなった場合、人民法院は、その当事者が不利な結果を負うと確定することができる。民事訴訟法第百十一条に規定する事由にあたる場合、人民法院は法により処理する。

第十四条 人民法院が保全措置を講じた証拠について、当事者が勝手に証拠の実物の解体・取替え、証拠資料の改ざん又はその他の証拠破壊の行為を実施することにより、証拠が使用できなくなった場合、人民法院は、その当事者が不利な結果を負担すると確定することができる。民事訴訟法第百十一条に規定する事由にあたる場合、人民法院は法により処理する。

第十五条 人民法院は、証拠保全を行うにあたって、当事者又は訴訟代理人の立ち会いを要求するこ

とができ、必要な場合、当事者の申立により専門知識のある者の立ち会いを通知するか、又は技術調査官を指定して証拠保全に参加させることができる。

証拠を訴外者が保有している場合、人民法院は、その保有している証拠に対して保全措置を講じることができる。

第十六条 人民法院は、証拠保全を行うにあたって、記録、保全証拠リストを作成し、保全の時間、場所、実施者、立会人、保全の経緯、保全対象物の状態を記録し、実施者、立会人に署名又は押印させなければならない。関係者が署名又は押印を拒否した場合は、保全の効力に影響を及ぼさない。人民法院は書面記録に明記しかつ撮影、録画することができる。

第十七条 被申立人が証拠保全の範囲、措置、必要性等について異議を申し立て、かつ関連する証拠を提出した場合であって、人民法院が審査により異議申立の理由が成立すると判断したときは、証拠保全を変更、終了、解除することができる。

第十八条 申立人が保全された証拠の使用を放棄したが、保全された証拠が事件の基本事実の判明又はその他の当事者の主張のための使用に関わる場合、人民法院は当該証拠を審査・認定することができる。

第十九条 人民法院は以下の要証事実に係る専門的問題について鑑定を委託することができる。

(一) 被疑侵害技術方案と専利に係る技術方案、従来技術の対応する技術特徴の、手段、機能、効果等の面における類似点及び相違点。

(二) 被疑侵害作品と、権利を主張する作品の類似点及び相違点。

(三) 当事者の主張する営業秘密と所属分野において既に公知となっている情報の類似点及び相違点、被疑侵害情報と営業秘密の類似点及び相違点。

(四) 被疑侵害物と登録品種の特徴、特性における類似点及び相違点、その相違点が非遺伝的変動によるものかどうか。

(五) 被疑侵害集積回路配置図設計と保護を求める集積回路配置図設計の類似点及び相違点。

(六) 契約に係る技術に欠陥があるかどうか。

(七) 電子データの真実性、完全性。

(八) 鑑定を委託すべきその他の専門的問題。

第二十条 人民法院の許可又は双方当事者の同意を得て、鑑定人は鑑定に係る検査事項の一部を他の検査機構に委託して検査させることができ、鑑定人は検査結果に基づいて発行した鑑定意見について法的責任を負うものとする。

第二十一条 鑑定業務分野において、鑑定人と鑑定機構の統一登記管理制度が実施されていない場合、人民法院は、『最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干の規定』第三十二条に定める鑑定人の選任手続に従い、相応する技術水準のある専門機構、専門家を確定し、鑑定を行わせることができる。

第二十二条 人民法院は、各当事者の意見を聴取し、当事者が提供した証拠に基づいて鑑定の範囲を確定しなければならない。鑑定中に一方の当事者が鑑定範囲の変更を申し立て、他方の当事者に異議がなかった場合、人民法院はこれを許可することができる。

第二十三条 人民法院は以下の要素を踏まえて鑑定意見を審査しなければならない。

- (一) 鑑定人が相応の資格を有するかどうか。
- (二) 鑑定人が関連の専門的問題を解決するために持つべき知識、経験及びスキルを有するかどうか。
- (三) 鑑定方法及び鑑定手続が規範に合っているかどうか、技術手段が信頼できるかどうか。
- (四) 送検資料が当事者の証拠質疑を受けておりかつ鑑定条件を満たしているかどうか。
- (五) 鑑定意見の根拠が十分であるかどうか。
- (六) 鑑定人に忌避すべき法定事由があるかどうか。
- (七) 鑑定人が鑑定中において私情で法を曲げ不正を働くか又は公正な鑑定に影響を与えるその他の状況があるかどうか。

第二十四条 挙証責任を負う当事者が人民法院に対し、証拠を支配している他方当事者による証拠提出を命じるよう書面にて申し立て、申立理由が成立する場合、人民法院は裁定を下し、その提出を命じなければならない。

第二十五条 人民法院が法により当事者に関連証拠の提出を要求したが、その当事者が正当な理由なく提出を拒否し、虚偽の証拠を提出し、又は証拠の使用不可をもたらすその他の行為を実施した場合、人民法院は、当該証拠に係る証明事項に関する他方当事者の主張が成立すると推定することができる。

当事者が前項に掲げる行為を実施し、民事訴訟法第百十一条に規定する事由にあたる場合、人民法院は法により処理する。

第二十六条 証拠が営業秘密又は秘密として保持すべきその他の商業情報に関わる場合、人民法院は、関連訴訟参加者が当該証拠に接触する前に、その訴訟参加者に対し、秘密保持契約の締結、秘密保持承諾書への署名を要求するか、又は裁定等の法律文書で本件訴訟以外のいかなる目的で訴訟手続中に接触した秘密情報を開示、使用又は他人の使用を許可してはならないよう命じなければならない。

当事者が前項にいう証拠に接触する人員の範囲を制限するよう申し立てた場合、人民法院は審査を経て確かに必要があると認めた場合、これを許可しなければならない。

第二十七条 証人は、出廷・証言し、裁判官の質問を受けなければならない。

双方当事者の同意及び人民法院の許可を得て、証人が出廷しない場合、人民法院は当該証人の証言に対する当事者の証拠質疑を組織しなければならない。

第二十八条 当事者は、専門知識のある者を出廷させ、専門的な問題について意見を提出するよう申し立てることができる。当事者は法廷の許可を経て専門知識のある者に質問することができる。

第二十九条 人民法院が技術調査官を指名して開廷前会議、開廷審理に参加させた場合、技術調査官は、事件に係る技術問題について、当事者、訴訟代理人、専門知識のある者、証人、鑑定人、実地調査人等に質問することができる。

第三十条 当事者が公文書に対して異議を申し立て、かつそれを覆すに十分な反対証拠を提出した場合、人民法院は当該公文書を採用しないものとする。

公文書に対する当事者の異議申立の理由が成立した場合、人民法院は、公証機構に書面による説明の発行又は公文書の補正を要求するとともに、その他の関連証拠を踏まえて当該公証文書を審査・認定することができる。

第三十一条 当事者から提出された財務帳簿、会計証憑、販売契約書、入出荷書類、上場企業の年次報告書、株式募集目論見書、ウェブサイト又はパンフレット等の関連記載、機器システムに記憶されている取引データ、第三者プラットフォームで統計された商品流通データ、評価報告書、知的財産権ライセンス契約及び市場監督管理、税務、金融部門の記録等は、当事者の主張する知的財産権侵害に係る賠償額を証明するための証拠として使用することができる。

第三十二条 当事者が知的財産権ライセンス料の合理的な倍数を参照して賠償額を確定すると主張した場合、人民法院は以下の要素を考慮し、ライセンス料の証拠を審査・認定することができる。

(一) ライセンス料が実際に支払われたかどうか及び支払方法、ライセンス契約が実際に履行されたかどうか又は届出されたかどうか。

(二) ライセンスの権利内容、方式、範囲、期間

(三) ライセンシーとライセンサーに利害関係があるかどうか。

(四) 業界におけるライセンスの通常基準。

第三十三条 本規定は2020年11月18日から施行する。これまでに当院から発表された関連司法解釈が本規定と一致しない場合、本規定に準じる。

最高人民法院

知的財産権紛争行為保全事件の審査における法律適用の若干の問題に関する規定⁸⁴

(2018年11月26日に最高人民法院裁判委員会第1755回会議で可決。2019年1月1日から施行)

知的財産紛争の行為保全事件の正確な審査を図り、当事者の適法な權益を有効に保護するため、「中華人民共和國民事訴訟法」「中華人民共和國特許法」「中華人民共和國商標法」「中華人民共和國著作權法」等の法律の規定に基づき、裁判、執行活動の實際を考慮して本規定を定める。

第1条 本規定における知的財産紛争とは、「民事事件の事由規定」における知的財産及び競争の紛争をいう。

第2条 知的財産紛争の当事者が、判決、裁定又は仲裁裁定の確定前に、民事訴訟法第100条、第101条の規定に基づいて行為保全を申請した場合、裁判所は受理しなければならない。

知的財産許諾契約の被許諾者が知的財産権侵害行為の提訴前の仮差止を申し立てる場合、独占的許諾契約の被許諾者は単独で裁判所に申し立てることができ、排他的許諾契約の被許諾者は、権利者が申し立てないときに、単独で申し立てることができ、通常許諾契約の被許諾者は、権利者から自分の名義での提訴に関する明確な承認を得たときに、単独で申し立てることができる。

第3条 提訴前の行為保全を申請する場合、被申請者の所在地の、かかる知的財産紛争の管轄権を有する裁判所、又は、事件に関して管轄権を有する裁判所に申請しなければならない。

当事者が仲裁を約定した場合、前項に掲げる裁判所に行為保全を申請しなければならない。

第4条 裁判所に行為保全を申請する場合、申請書及びその証拠を提出しなければならない。申請書に以下の事項を明記する必要がある。

- (1) 申請者及び被申請者の身分、郵送住所、連絡先。
- (2) 申請する行為保全措置の内容及び期間。
- (3) 被申請者の行為によって、申請者の適法な權益が回復し難い損害を蒙るか、又は事件の裁決が困難になる見込みなど、損害に関する詳細な説明を含む、申請の根拠となる事実、理由。
- (4) 行為保全の担保提供に係る財産情報又は資本信用証明、又は担保不要の理由。
- (5) その他の記載すべき事項。

第5条 裁判所は行為保全措置の實施を裁定する前に、申請者及び被申請者への事情聴取を行わな

⁸⁴出所：2018年12月13日付け中国最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-135341.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

ればならないが、緊急事態の場合、又は、事情聴取が保全措置の執行に影響し得る場合などは除く。

裁判所は、行為保全措置の実施又は申請却下の裁定をしたとき、申請者、被申請者に裁定書を送らなければならない。被申請者に裁定書を送ると、保全措置の実施に影響し得る場合、裁判所は保全措置の実施後に適時に、遅くとも5日以内に被申請者に裁定書を送らなければならない。

当事者が仲裁中に行為保全を申請する場合、仲裁機関を通じて裁判所に申請書、仲裁事件受理通知書等の関係資料を提出しなければならない。裁判所は、行為保全措置の実施又は申請却下を裁定したとき、裁定書を当事者に送るとともに、仲裁機関に通知しなければならない。

第6条 下記のいずれか1つに該当し、行為保全措置を直ちに実施しないと、申請者の利益が損なわれる場合、民事訴訟法第100条、第101条に掲げる「緊急事態」に該当すると認定できる。

- (1) 申請者の営業秘密が不法に開示される見込みの場合。
- (2) 申請者の公開権、プライバシー権等の人格権が侵害される見込みの場合。
- (3) 係争知的財産権が不法に処分される見込みの場合。
- (4) 申請者の知的財産権が見本市等の時効性の強い場面において侵害されているか、又は侵害される見込みの場合。
- (5) 時効性の強い人気番組が侵害されているか、又は侵害される見込みの場合。
- (6) 行為保全措置を直ちに実施すべきその他の場合。

第7条 裁判所は、行為保全申請を審査するとき、下記のことを総合的に勘案しなければならない。

- (1) 申請者の請求が、事実上の裏付け及び法律上の根拠を有するか。保護を求める知的財産権の効力が安定であるか。
- (2) 行為保全措置を実施しない場合、申請者の適法な権益が回復し難い損害を蒙るか、又は事件の裁決が困難になるなどの損害が発生するか。
- (3) 行為保全措置の不実施による申請者の損害が、行為保全措置の実施による被申請者の損害を超えるか。
- (4) 行為保全措置の実施が社会公共利益を損なうか。
- (5) 勘案すべきその他のこと。

第8条 裁判所は、申請者の保護を求める知的財産権の効力が安定であるかを審査、判断するとき、下記のことを総合的に勘案しなければならない。

- (一) かかる権利のカテゴリー又は属性。
- (二) かかる権利が実体審査を受けたか。

(三) かかる権利が無効審判中又は異議申立中であるか。無効になる可能性又は取消される可能性。

(四) かかる権利に帰属問題があるか。

(五) かかる権利の効力が不安定になり得るその他のこと。

第9条 申請者が実用新案権又は意匠権をもって行為保全を申請する場合、国務院特許行政部門による調査報告書、権利評価報告書又は特許審判委員会による当該権利の有効審決を提出しなければならない。申請者が正当な理由なく提出しない場合、裁判所はその申請を却下すると裁定しなければならない。

第10条 知的財産及び不正競争紛争の行為保全事件において、下記のいずれか1つの事情がある場合、民事訴訟法第101条に掲げる「回復し難い損害」に該当すると認定できる。

(1) 被申請者の行為が、申請者の享受しているのれん又は公開権、プライバシー権等の人格的な権利への侵害になり、かつ取り戻しのつかない損害をもたらす見込みの場合。

(2) 被申請者の行為によって、侵害行為の深刻化及び申請者の損害の顕著な増大が起こる見込みの場合。

(3) 被申請者の侵害行為によって、申請者のかかる市場シェアの顕著な減少が発生する見込みの場合。

(4) 申請者にその他の回復し難い損害をもたらす場合。

第11条 申請者は、行為保全を申請するとき、法律に照らして担保を提供しなければならない。

申請者が提供する担保額は、侵害行為の差し止めに係る製品の販売利益、保管費用等の合理的な損失を含む、行為保全措置の執行により被申請者が蒙り得る損失に相当するものでなければならない。

行為保全措置の執行中において、被申請者のこれにより蒙り得る損失が申請者の担保額を超えた場合、裁判所は申請者にその分の担保追加を求めることができる。申請者が追加しない場合、保全措置の解除又は一部解除を裁定することができる。

第12条 裁判所が実施する行為保全措置は通常、被申請者の担保提供により解除されるものではないが、申請者が同意する場合は除く。

第13条 裁判所は、行為保全措置の実施を裁定したとき、申請者の請求又は事件の具体的な状況等に応じて、保全措置の期間を合理的に決定しなければならない。

知的財産権侵害行為への差し止め命令の効力は通常、事件の裁判が確定する時点まで維持しなければならない。

裁判所は申請者の請求、担保の追加等に応じて、保全措置の継続実施を裁定することができる。申請者が保全措置の継続実施を請求する場合、期間満了日の7日前までに申し立てなければならない。

第14条 当事者が行為保全の裁定を不服として異議申立てを行った場合、裁判所は異議申立ての受領から10日以内に審査して裁定しなければならない。

第15条 裁判所が行為保全を実施する方法及び措置は、執行手続きに関する規定に基づいて扱う。

第16条 下記のいずれか1つの事情がある場合、民事訴訟法第105条に掲げる「申請不当」に該当すると認定できる。

(1) 申請者が行為保全措置の実施から30日以内に提訴又は仲裁申請を法律に照らして行わなかった場合。

(2) 行為保全措置が、保護を求める知的財産権が無効になったなどの理由により最初から不当なものであった場合。

(3) 被申請者の知的財産権侵害又は不正競争の差し止めを申請したが、確定した裁判では侵害又は不正競争の不成立が認定された場合。

(4) 申請不当に該当するその他の場合。

第17条 当事者が行為保全措置の解除を申請し、裁判所が申請を受領した後、審査を経て「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する最高人民法院の解釈」第166条に規定する事由に適合すると判断する場合、5日以内に解除を裁定しなければならない。

民事訴訟法第105条に掲げる賠償責任は、申請者が行為保全申請を取り下げるか又は行為保全措置の解除を申請することによって免除されるものではない。

第18条 被申請者が民事訴訟法第105条の規定に基づいて提起する賠償訴訟は、申請者が提訴前の行為保全を申請した後に提訴しなかったか又は当事者が仲裁を約定した場合には、保全措置を実施した裁判所により管轄されるが、申請者が提訴した場合には、その提訴を受理した裁判所により管轄される。

第19条 申請者が行為保全、財産保全又は証拠保全をともに申請した場合、裁判所は法律に照らして各保全申請が条件を満足するかをそれぞれ審査して裁定しなければならない。

被申請者の財産移転、証拠隠滅等の行為により保全の目的が達成できなくなることを防ぐため、裁判所は事件の具体的な状況に応じて、各保全措置の執行順序を決めることができる。

第20条 申請者は、行為保全を申請するとき、行為保全措置の実施申請に関する「訴訟費用支払方法」の規定に基づいて申請費を支払わなければならない。

第21条 本規定は2019年1月1日から施行される。最高人民法院が以前に発表した関係司法解釈と本規定に不一致がある場合、本規定に準じる。

3. 主要行政法規

專利行政法執行弁法（2015年改正）⁸⁵

（2010年12月29日国家知識産権局令第60号により発布 2015年5月29日発布した国家知識産権局第71号『国家知識産権局の「專利行政法執行弁法」の改正に関する決定』）により改正）

局長 田力普

2015年5月29日

第一章 総則

第一条 法により行政を深く推進し、專利行政法執行行為の規範化を図り、專利権者及び社会公衆の合法的權益を保護し、社会主義市場經濟秩序を守るため、「中華人民共和國專利法」、「中華人民共和國專利法實施細則」及びその他の関連法律法規に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 專利業務管理部門が專利権侵害紛争の処理、專利紛争の調停及び專利詐称行為の取締りといった專利行政法執行を行う場合に、本弁法を適用する。

第三条 專利業務管理部門は專利権侵害紛争を処理するとき、事実に依拠し、法律に基準として、「公正、適時」という原則に従わなければならない。

專利業務管理部門は專利紛争を調停するとき、「自由意志、合法的」という原則に従い、事実及び是非を明らかにする上、当事者が相互理解し、調停協議に合意するように仕向けなければならない。

專利業務管理部門は專利詐称行為を取締るとき、事実に依拠し、法律に基準として、「公正、公開」という原則に従わなければならない。与える行政処罰は違法行為の事実、性質、経緯及び社会への危害に相当するものでなければならない。

第四条 專利業務を管理する部門は、專利行政の法執行力の整備を強化し、執行者の資格管理を厳格に行い、行政法執行責任制を実施し、專利的行政法執行を規範化させなければならない。

專利行政法執行官（以下「法執行官」という）は国家知識産権局又は省、自治区、直轄市人民政府により発行した專利行政法執行証書を持っていなければならない。法執行官は公務を執行する時に、きちんとした服装をしなければならない。

第五条 重大な影響を及ぼす專利権侵害紛争案件、專利詐称案件については、国家知識産権局は必要

⁸⁵出所：2015年5月29日付け国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で作成

https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/5/29/art_526_145932.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

な場合に、関連する専利業務管理部門を組織して処理、取締りをさせることができる。行為発生地が2つ以上の省、自治区、直轄市に跨る重大案件については、関連する省、自治区、直轄市の専利業務管理部門は、国家知識産権局に報告してその処理又は取締りを申請することができる。

専利業務管理部門が専利行政法執行の展開において処理しにくい問題に遭った場合、国家知識産権局は必要な指導と支持を与えなければならない。

第六条 専利業務管理部門は当地の実情に基づいて、市、県クラスの人民政府が設立した実際の処理能力をもつ専利業務管理部門に、専利詐称行為の取締り、専利紛争の調停を委託することができる。

委託者は受託者による専利詐称の取締り及び専利紛争の調停を監督、指導し、かつ法的責任を負わなければならない。

第七条 専利業務管理部門が任命し派遣した法執行官は当事者と直接的な利害関係がある場合、忌避すべきである、当事者は当該法執行官の忌避を申立てることができる。当事者が忌避申立を提出する場合、その理由を説明しなければならない。

法執行官の忌避については、専利業務管理部門の責任者が決定する。忌避するかどうかが決まるまでは、忌避を申立てられた法執行官が本事案への関与を一時中止しなければならない。

第八条 特許業務を管理する部門は、展覧会と電子商取引分野の行政法執行を強化し、展覧会期間と電子商取引プラットフォーム上の特許侵害紛争を迅速に調停し、処理し、適時に特許模造行為を摘発しなければならない。第九条 専利業務を管理する部門は、行政法執行の情報化建設と情報共有を強化しなければならない。

第二章 専利権侵害紛争の処理

第十条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、以下の条件に合致しなければならない。

- (一) 請求者は専利権者又は利害関係者であること。
- (二) 明確な被請求者があること。
- (三) 明確な請求内容と具体的な事実、理由があること。
- (四) 案件を受理する専利業務管理部門の案件受理及び管轄の範囲に属すること。
- (五) 当事者が当該専利権侵害紛争について人民法院に提訴していないこと。

第(一)項でいう利害関係者は専利実施許諾契約における被許諾者、専利権者の合法的継承者を含む。専利実施許諾契約における被許諾者の中に、独占実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出ことができ、排他的実施許諾契約における被許諾者は、専利権者が請求しない前提で、独自

で請求を提出することができる。契約に格別な規定がない限り、通常実施許諾契約における被許諾者は独自で請求を提出することができない。

第十一条 専利業務管理部門に専利権侵害紛争の処理を請求する場合、請求書及び下記の証明資料を提出しなければならない。

(一) 主体資格証明。即ち個人の場合は、住民身分証明書又はその他の有効身分証明書を、団体の場合は、有効な営業許可証又はその他の主体資格証明書の副本及び法定代表者又は主要責任者の身分証明書を提出しなければならない。

(二) 専利権有効証明。即ち専利原簿の副本、又は専利証書とその年の専利料納付領収書。専利権侵害紛争が実用新案又は意匠に係わる場合、専利業務管理部門は請求者に対して国家知識産権局が発行した専利権評価報告（実用新案検索報告）の提出を求めることができる。

請求者は被請求者の人数に応じて請求書の副本及び関連証拠を提出しなければならない。

第十二条 請求書には下記の内容を記載しなければならない。

(一) 請求者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務、代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。

(二) 被請求者の氏名又は名称、住所。

(三) 処理請求の内容及び事実と理由。

関連の証拠と証明資料は請求書の添付書類として提出することができる。

請求書は請求者により署名又は押印されなければならない。

第十三条 請求が本弁法第十条の規定に適用する場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5業務日内に立案し、そして請求者に通知する上、当専利権侵害紛争を処理するために3名又は3名以上の奇数の法執行官を指定する。請求が本弁法第十条の規定に適用しない場合、専利業務管理部門は請求書を受取った日から5業務日内に、請求者に受理しない旨を通知し、かつその理由を説明する。

第十四条 専利業務管理部門は立案日から5業務日内に請求書及びその添付書類の副本を被請求者に送達しなければならない。被請求者が受取った日から15日以内に答弁書を提出し、かつ請求者の人数に応じて答弁書の副本を提供するよう要求する。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、専利業務管理部門の処理には影響しない。

被請求者が答弁書を提出した場合、専利業務管理部門は受取った日から5業務日内に答弁書の副本を請求者に送達する。

第十五条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、当事者の意志に基いて調停を行うこ

とができる。当事者双方が合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらおう。調停が成立しない場合、適時に処理決定を下さなければならない。

第十六条 専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、案件状況により口頭審理を行なうかどうかを決定することができる。専利業務管理部門は口頭審理を行なうと決定した場合、口頭審理より少なくとも3業務日前に、口頭審理の時間と場所を当事者に知らせなければならない。当事者は正当な理由なく出席を拒否した場合、又は許可を得ずに途中で退席した場合、請求者なら請求の取り下げ、被請求者なら欠席と見なす。

第十七条 専利業務管理部門は口頭審理を行なう場合、口頭審理の参加者と審理要点を記録書に記載しなければならない。間違いないと確認した後、法執行官と参加者が署名又は押印する。

第十八条 専利法第五十九条第一項に定めた「発明又は実用新案の専利権の保護範囲はその権利要求の内容を基準とする」とは、専利権の保護範囲はその権利要求に記載された技術特徴が確定した範囲を基準とすることをいい、記載された技術特徴と同等な特徴が確定した範囲をも含む。同等な特徴とは、記載された技術特徴と基本的に同等な手段で、基本的に同等な機能を実現し、基本的に同等な効果を達成し、かつ所属分野の当業者なら創造的な活動をせずに思いつくことができる特徴のことを指す。

第十九条 調停協議に合意し、又は請求者が請求を取り下げた場合を除き、専利業務管理部門は専利権侵害紛争を処理するとき、以下の内容を明記した処理決定書を作成しなければならない。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所。
- (二) 当事者の陳述した事実と理由。
- (三) 権利侵害行為が成立するかどうかを認定する理由と根拠。
- (四) 処理決定で侵害行為が成立し、即時に侵害行為を停止することを権利侵害者に命じる必要があると認定した場合、被請求者に即時停止を命じる侵害行為の種類、対象と範囲を明記しなければならない。侵害行為が成立しないと認定する場合、請求者の請求を却下しなければならない。
- (五) 処理決定を不服として行政訴訟を提起するルートと期限。

処理決定書には専利業務管理部門の公印を押さなければならない。

第二十条 専利業務管理部門又は人民法院が、権利侵害が成立していると認定する上侵害行為の即時停止を権利侵害者に命じる処理決定又は判決を出した後、被請求者が同一専利権に対して再度同一種類の侵害行為を行い、専利権者又は利害関係者が処理を請求する場合、専利業務管理部門は侵害行為

の即時停止を命じる処理決定を直接的に出すことができる。

第二十一条 専利業務管理部門が専利権侵害紛争を処理するとき、立案した日から3ヶ月以内に案件に結末をつけなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、1ヶ月を超えないものとする。案件の処理過程における公告、鑑定、中止等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入しない。

第三章 専利紛争の調停

第二十二条 専利業務管理部門に専利紛争の調停を請求する場合、請求書を提出しなければならない。

請求書には以下の内容を記載しなければならない。

- (一) 請求者の氏名又は名称、住所、法定代表者又は主要責任者の氏名、職務。代理人に委託する場合、代理人の氏名と代理機構の名称、住所。
- (二) 被請求者の氏名又は名称、住所。
- (三) 調停請求の具体的な内容と理由。

専利権侵害の損害賠償金額のみについて調停を請求する場合、関係の専利業務管理部門が下した、権利侵害行為の成立を認定した処理決定書の副本を提出しなければならない。

第二十三条 専利業務管理部門は調停請求書を受取った後、請求書の副本を郵送、直接送り届け又はその他の方式で被請求者に送達しなければならない。被請求者が受取った日から15日以内に意見陳述書を提出するよう命じる。

第二十四条 被請求者が意見陳述書を提出し、調停に同意する場合、専利業務管理部門は意見陳述書を受け取った日から5営業日以内に立件し、かつ請求者と被請求者に調停の時間と場所を通知しなければならない。

被請求者が期限を超えても意見陳述書を提出せず、又は意見陳述書に調停を受入れないと表明した場合、専利業務管理部門は立件しないものとし、かつ請求者に通知する。

第二十五条 専利業務管理部門は専利紛争を調停するとき、関連組織又は個人に協力を頼むことができる。頼まれた組織又は個人は調停に協力しなければならない。

第二十六条 当事者が調停により合意した場合、専利業務管理部門は調停協議書を作成し、その公印を押す上、当事者双方に署名又は押印してもらう。合意しなかった場合、専利業務管理部門は案件を取消す方式で案件を終了させ、当事者双方に通知する。

第二十七条 専利出願権又は専利権の帰属による紛争について調停を請求する場合、当事者は専利業務管理部門の受理通知書を持って、国家知識産権局に当該専利の出願又は専利権の関連手続の中止を請求することができる。

調停により合意した場合、当事者は調停協議書を持って国家知識産権局に回復手続を申請しなければならない。合意しなかった場合、当事者は専利業務管理部門が発行した案件取消通知書をもって国家知識産権局に回復手続を申請しなければならない。中止を請求した日より満1年になって中止の延長を請求しない場合、国家知識産権局では自動的に関連手続を回復する。

第四章 専利詐称行為の取締り

第二十八条 専利業務管理部門は専利詐称嫌疑のある行為を発見、又は通報、苦情申立により発見した場合、発見した日から5営業日以内又は通報、苦情申立を受けた日から10営業日以内に立案しなければならない。2名又は2名以上の法執行官を指定して調査を行わせなければならない。

第二十九条 専利詐称行為の取締りは行為発生地専利業務管理部門が管轄する。

専利業務管理部門が管轄権について紛争が発生する場合、それら共通の上級人民政府の専利業務管理部門で管轄を決定する。共通の上級人民政府の専利業務管理部門がない場合、国家知識産権局で管轄を決定する。

第三十条 専利業務管理部門は専利詐称嫌疑のある製品を封印、押収する場合、その責任者の許可を得なければならない。封印、押収を実施するとき、当事者に関連の通知書を提示しなければならない。

専利業務管理部門が専利詐称嫌疑のある製品を封印、押収するとき、その場で在庫品を調べて、記録書とリストを作成して、当事者と案件法執行官により署名、又は押印されなければならない。当事者が署名又は押印を拒否した場合、案件法執行官は記録書にその状況を明記する。リストは当事者に1部渡さなければならない。

第三十一条 案件の調査が終了した後、専利業務管理部門の責任者の許可を得る上、案件の状況によりそれぞれ以下のように処理される。

- (一) 専利詐称行為が成立し、処罰を与えるべき場合、法により行政処罰を与える。
- (二) 専利詐称行為が軽微で、かつ直ちに是正した場合、処罰を免ずる。
- (三) 専利詐称行為が成立しない場合、法により案件を撤回する。
- (四) 犯罪嫌疑に係わる場合、法により公安機関に移送する。

第三十二条 専利業務管理部門は行政処罰決定を出す前に、当事者に処罰決定を出す事実、理由と根

拠を告知し、かつ法により享有できる権利を告知しなければならない。

専利業務管理部門はより高額の罰金を処する決定を出す前に、公聴会の開催を要求する権利があることを当事者に告知しなければならない。当事者が公聴会開催を要求する場合、法により公聴会を組織しなければならない。

第三十三条 当事者は陳述と弁明の権利を有する。専利業務管理部門は当事者が弁明したことによりその行政処罰を重くしてはならない。

専利業務管理部門は当事者が提出した事実、理由と証拠を確認しなければならない。当事者が提出した事実や理由が成立する場合、専利業務管理部門はそれを採用しなければならない。

第三十四条 情状複雑、又は重大な違法行為に対してより厳しい行政処罰を与える場合、専利業務管理部門の責任者達が集団で検討した上、決定しなければならない。

第三十五条 調査により専利詐称行為が成立し、処罰を与えるべき場合、専利業務管理部門は以下の内容を記載した処罰決定書を作成しなければならない。

- (一) 当事者の氏名又は名称、住所。
- (二) 専利詐称行為の成立を認定する証拠、理由と根拠。
- (三) 処罰の内容及び履行方式。
- (四) 処理決定を不服として行政複議申請と行政訴訟提起のルートと期限。

処理決定書には専利業務管理部門の公印を押さなければならない。

第三十六条 専利業務管理部門が専利詐称案件を取り締まるとき、立案日より1ヶ月以内に、案件に結末をつけなければならない。案件が特に複雑で期間を延長する必要がある場合、専利業務管理部門の責任者の承認を得なければならない。承認を経て延長された期間は、15日間を超えないものとする。案件の処理過程における公聴、公告等の時間は前項に記載された案件の処理期間に算入しない。

第五章 調査・証拠収集

第三十七条 専利権侵害紛争の処理に当たって、当事者は客観的な原因により自らの力で一部の証拠を収集できない場合、書面により専利業務管理部門に調査・証拠を集めることを請求することができる。専利業務管理部門は実情に基づいて関連証拠を調査、収集するかどうかを決定する。

専利権侵害紛争の処理と専利詐称行為の取締りに当たって、専利業務管理部門は必要に応じて職権により関連証拠を調査、収集することができる。

法執行官は関連証拠を調査、収集する時、当事者又は関係者に行政法執行証書を提示しなければならない。当事者と関係者は法執行官に協力して、事実通りに事情を報告しなければならない、拒否や妨害

をしてはならない。

第三十八条 専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、案件と関連のある契約や帳簿等の関連文書を閲覧、複製することができる。当事者と証人に事情をヒヤリングできる。測量や写真撮影、映像撮影等の方法で実地調査を行うことができる。製造方法に関する専利権侵害嫌疑がある場合、専利業務管理部門は被調査者に現場実演を命じることができる。

専利業務管理部門は証拠を調査、収集するとき、記録書を作成しなければならない。記録書は法執行官、被調査組織又は個人により署名又は調印されなければならない。被調査組織又は個人は署名又は調印を拒否した場合、法執行官が記録書にその状況を明記する。

第三十九条 専利業務管理部門が証拠を調査、収集するとき、サンプリング法を採用することができる。

製品の専利に係わる場合、権利侵害の嫌疑がある製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。方法の専利に係わる場合、当該方法に基づいて直接に獲得した嫌疑のある製品から一部を抽出してサンプルとすることができる。抽出されたサンプル数は事実を証明できる量を限度とする。

専利業務管理部門はサンプリングにより調査・証拠を集めるとき、抽出されたサンプルの名称、特徴、数量及び保管場所を記載した記録書とリストを作成しなければならない。かつ法執行官、被調査組織又は個人により署名又は押印されなければならない。被調査組織又は個人が署名又は押印を拒否した場合、法執行官が記録書にその状況を明記する。リストは被調査者に1部渡すものとする。

第四十条 証拠が消滅する可能性があり、又は今後取得するのが難しくなり、かつサンプリング法により調査・証拠を集めることができない場合、専利業務管理部門は登記・保存し、かつ7日以内に決定を出すようにすることができる。

登記・保存された証拠については、被調査組織又は個人は廃棄又は転移してはならない。

専利業務管理部門が登記・保存するとき、登記・保存された証拠の名称、特徴、数量及び保存場所を記載した記録書とリストを作成しなければならない。かつ法執行官、被調査組織又は個人により署名又は調印されなければならない。被調査組織又は個人が署名又は調印を拒否した場合、法執行官が記録書にその状況を明記する。リストは被調査者に1部渡すものとする。

第四十一条 専利業務管理部門が他の専利業務管理部門に証拠の調査、収集の協力を委託する必要がある場合、明確な要求を提出しなければならない。委託を受けた部門は速やかに、真剣に証拠の調査、収集に協力し、かつなるべく早く回答しなければならない。

第四十二条 税関が差押えられた権利侵害の嫌疑がある貨物に対し調査を行い、専利業務管理部門に

協力を求める場合、専利業務管理部門は法により協力しなければならない。

専利業務管理部門は輸出入貨物の専利に係わる案件を処理するとき、税関に協力を求めることができる。

第六章 法的責任

第四十三条 専利業務管理部門は専利権侵害行為が成立すると認定し、処理決定を下し、権利侵害者に侵害行為の即時停止を命じた場合、侵害行為を制止するため以下の措置を取らなければならない。

(一) 権利侵害者が専利権侵害製品を製造した場合、それに対して即時に製造行為を停止し、権利侵害製品の製造に使用された専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる上、まだ売り出されていない権利侵害製品の販売、使用、又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(二) 権利侵害者が専利権者の許諾を得ずに専利方法を使用した場合、権利侵害者に対して即時に使用行為を停止し、専利方法を実施した専用設備、鋳型を廃棄するよう命じる上、専利方法に基づいて直接に獲得した、まだ売り出されていない権利侵害製品の販売、使用又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(三) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した侵害製品を販売した場合、それに対して即時に販売行為を停止するよう命じる上、まだ売り出されていない権利侵害製品の使用、又は如何なるその他の形式による市場への投入を一切禁止する。まだ売り出されていない権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。

(四) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した権利侵害製品の販売を許諾している場合、それに対して即時に販売許諾行為を停止し、影響を取り除くよう命じる上、如何なる実際の販売行為の実施を禁止する。

(五) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法に基づいて直接に獲得した権利侵害製品を輸入した場合、権利侵害者に対して即時に輸入行為を停止するよう命じる。権利侵害製品が既に入国した場合、当該侵害製品の販売、使用又は如何なるその他の形式による市場への投入を禁止する。権利侵害製品の保存が難しい場合、権利侵害者に当該製品の廃棄を命じる。権利侵害製品がまだ入国していない場合、処理決定を関連の税関に通知することができる。

(六) 権利侵害の出展者に対して、展示会から侵害の展示品を撤去し、相応の宣伝材料を廃棄又は封印し、相応の展示板を変更又は覆い隠すなどの撤去措置をとるよう命じる。。

(七) 権利侵害行為を停止するためのその他の必要な措置。

特許業務を管理する部門は、電子商取引プラットフォーム上の特許侵害行為が成立したと認定し、処理決定をした場合、電子商取引プラットフォーム運営者に、速やかに特許侵害製品又は特許方法に基づいて直接取得した侵害製品に関連するウェブページに対して削除、ブロック又はリンクの切断などの措置をとるよう通知しなければならない。

第四十四条 専利業務管理部門は、専利権侵害行為の成立を認定する上権利侵害者に即時に権利侵害行為を停止することを命じる処理決定を出した後、被請求者が人民法院に行政訴訟を提起した場合、訴訟係属中には決定の執行は中止しない。

権利侵害者が、専利業務管理部門の出した権利侵害行為の成立を認定した処理決定に対して、期限を超えても提訴せずに、なお権利侵害行為を停止しない場合、専利業務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第四十五条 専利業務管理部門は専利詐称行為が成立すると認定した場合、行為者に以下の是正措置をとるよう命じなければならない。

(一) 専利権を取得していない製品又はその包装に専利マークを表示する、専利権が無効と宣告された後又は専利権終了後にもかかわらず引き続き製品又はその包装に専利マークを表示する、又は許諾を得ずに製品又は製品包装に他人の専利番号を表示する場合、即時に表示行為を停止し、まだ売り出されていない製品又はその包装にある専利マークを取除く。製品上の専利マークを取除くことが難しい場合、当該製品又は包装を廃棄すること。

(二) 第(一)号に記載された製品を販売する場合、即時に販売行為を停止すること。

(三) 製品取扱書等の資料に専利権を取得していない技術又は設計を専利技術又は専利設計と、専利出願を専利と称し、又は許諾を得ずに他人の専利番号を使用して、係わる技術又は設計を他人の専利技術又は専利設計だと公衆に誤認させる場合、当該資料の配りを即時に停止、まだ外部に出していない資料を廃棄し、かつ影響を取除くこと。

(四) 専利証書、専利文書又は専利出願文書を偽造又は変造する場合、即時に偽造又は変造行為を停止し、偽造又は変造した専利証書、専利文書又は専利出願文書を廃棄し、かつ影響を取除くこと。

(五) 特許詐称の出展者に、展示会から特許詐称の展示品を撤去したり、対応する宣伝材料を廃棄や封印したり、対応する展示板を交換又は遮断するなどの撤去措置を命じること。

(六) その他の必要な是正措置。

特許業務管理部門は、電子商取引プラットフォーム上の特許詐称行為が成立したと認定した場合、電

子商取引プラットフォームの提供者に速やかに特許詐称製品関連のウェブページを削除、遮断又はリンクを切断するなどの措置をとるよう通知しなければならない。

第四十六条 専利業務管理部門は、専利侵害行為の成立を認定し、侵害者に直ちに権利侵害行為を停止させる決定を下し、又は専利詐称行為の成立を認定し、処罰決定を下す場合、決定した日から20営業日以内に公開し、政府ウェブサイト等を通じて適時に法執行情報を発布しなければならない。

第四十七条 専利業務管理部門が専利詐称行為を成立すると認定した場合、以下の方法により行為者の違法所得を算定することができる。

(一) 他人の専利を詐称する製品を販売する場合、製品の販売価格に販売数量を乗じて算定した金額を違法所得とする。

(二) 他人の専利を詐称した契約を締結する場合、取得した費用を違法所得とする。

第四十八条 専利業務管理部門が処罰決定を出した後、当事者が行政複議を申立て、又は人民法院に行政訴訟を提起する場合、行政複議中又は訴訟係属中には決定の執行は停止しない。

第四十九条 専利詐称行為の行為者は処罰決定書を受取った日から15日以内に、指定された銀行へ処罰決定書に明記された罰金を納付しなければならない。期限を超えても納付しない場合、1日に当たって罰金の3%を増やす。

第五十条 専利業務管理部門が法により公務を執行することを拒絶、妨害する場合、公安機関より「中華人民共和国治安管理処罰法」の規定に基づいて処罰を与える。情状が深刻で犯罪を構成している場合、司法機関より法により刑事責任を追及する。

第七章 附 則

第五十一条 専利業務管理部門は郵送、直接送り届け、留置送達、公告送達又はその他の方式により関連の法律文書と資料を送達することができる。

第五十二条 本弁法は国家知識産権局により解釈される。

第五十三条 本弁法は2011年2月1日より施行する。2001年12月17日に国家知識産権局令第19号にて発布した「専利行政法執行弁法」は同時に廃止する。

知的財産権税関保護条例⁸⁶

(2003年12月2日付けの中華人民共和国国務院令第395号にて公布され、2010年3月24日)付けの「『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の改正に関する国務院の決定」に従って第1回の改正を行い、2018年3月19日付けの『国務院による一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定』に従って第2回の改正を行った)

第一章 総則

第一条 税関による知的財産権保護を実施し、対外経済貿易及び科学技術・文化の交流を促進し、公共利益を維持するために、『中華人民共和国税関法』に従い、本条例を制定する。

第二条 本条例にいう税関による知的財産権保護とは、税関が輸出入貨物に関連しかつ中華人民共和国の法律、行政法規の保護を受ける商標専用権、著作権及び著作隣接権、専利権（以下、「知的財産権」と総称する）に対して実施する保護をいう。

第三条 国家は知的財産権を侵害した貨物の輸出入を禁じる。

税関は関連法律及び本条例の規定に従って知的財産権保護を実施し、『中華人民共和国税関法』に規定する関連権力を行使する。

第四条 知的財産権の権利者は税関に知的財産権保護の実施を請求する場合、税関に保護措置を講じるよう申し立てなければならない。

第五条 輸入貨物の荷受人又はその代理人、輸出貨物の荷送人又はその代理人は国家の規定に従い、輸出入貨物に関する知的財産権状況を税関に報告するとともに、関連証明書類を提出しなければならない。

第六条 税関は知的財産権保護を実施するにあたって、関係当事者の営業秘密を守らなければならない。

第二章 知的財産権の届出

⁸⁶出所：2019年1月国務院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5468830.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

第七条 知的財産権の権利者は本条例の規定に従い、その知的財産権の届出を税関総署に申請することができる。届出を申請する場合は、申請書を提出しなければならない。申請書には次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (一) 知的財産権の権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等
- (二) 知的財産権の名称、内容及びその関連情報
- (三) 知的財産権許諾の行使状況
- (四) 知的財産権の権利者が知的財産権を合法的に行使する貨物の名称、産地、輸出入先の税関、輸出入業者、主な特徴、価格等
- (五) 既知の知的財産権侵害貨物の製造業者、輸出入業者、輸出入先の税関、主な特徴、価格等前項に規定する申請書の内容に証明書類がある場合、知的財産権の権利者は証明書類を添付しなければならない。

第八条 税関総署は全ての申請書類を受領した日から30営業日以内に届出を許可するか否かの決定を下し、かつ書面にて申請者に通知しなければならない。届出を許可しない場合は、その理由を説明しなければならない。

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、税関総署は届出を許可しない。

- (一) 申請書類が完全ではないか又は無効である場合。
- (二) 申請者が知的財産権の権利者ではない場合。
- (三) 知的財産権が法律、行政法規の保護を受けなくなった場合。

第九条 税関は知的財産権の権利者が知的財産権の届出申請において関連状況又は書類を如実に提出していないことを発見した場合、税関総署はその届出を取り消すことができる。

第十条 税関による知的財産権保護の届出は、税関総署が届出を許可した日から発効し、有効期間は10年とする。

知的財産権が有効である場合、知的財産権の権利者は税関による知的財産権保護の届出の有効期間の満了日前6ヶ月以内に、税関総署に更新届出を申請することができる。毎回の更新届出の有効期間は10年とする。

税関による知的財産権保護の届出の有効期間が満了しても更新を申請しなかった場合、又は知的財産権が法律、行政法規の保護を受けなくなった場合には、税関による知的財産権保護の届出は直ちに失効する。

第十一条 知的財産権の届出状況に変更が生じた場合、知的財産権の権利者は変更が生じた日から30

営業日以内に、税関総署に届出変更又は抹消手続を行わなければならない。

知的財産権の権利者が前項の規定に従って変更又は抹消の手続を行わず、他人の合法的な輸出入又は税関の法による監督管理職責の履行に深刻な影響を与えた場合、税関総署は関連利害関係者の申立に基づいて関連届出を取り消すこともできれば、自発的に関連届出を取り消すこともできる。

第三章 侵害被疑貨物の差押申立及びその処理

第十二条 知的財産権の権利者は侵害被疑貨物が輸出入されようとしていることを発見した場合、貨物の輸出入先の税関に侵害被疑貨物の差押を申し立てることができる。

第十三条 知的財産権の権利者は税関に侵害被疑貨物の差押を請求する場合、申立書及び関連証明書類を提出するとともに、侵害事実が明らかに存在することを証明するのに十分な証拠を提供しなければならない。

申立書には次の各号に掲げる主な内容を含まなければならない。

- (一) 知的財産権の権利者の名称又は氏名、登録地又は国籍等
- (二) 知的財産権の名称、内容及びその関連情報
- (三) 侵害被疑貨物の荷受人と荷送人の名称
- (四) 侵害被疑貨物の名称、規格等
- (五) 侵害被疑貨物が輸出入され得る貿易港、時間、輸送手段等

侵害被疑貨物が届出された知的財産権を侵害する疑いがある場合、申立書にはさらに税関の届出番号を記載しなければならない。

第十四条 知的財産権の権利者は税関に侵害被疑貨物の差押を請求する場合、不当な申立により荷受人、荷送人が受けた損失を賠償し、貨物が税関によって差し押さえられた後の貯蔵、保管及び処分等の費用を支払うために、税関に貨物の価額を上回らない担保を提供しなければならない。知的財産権の権利者が貯蔵、保管費用を倉庫業者に直接支払う場合は、担保から控除する。具体的な規則は、税関総署が制定する。

第十五条 知的財産権の権利者が侵害被疑貨物の差押を申し立てるにあたって、本条例第十三条の規定に合致し、かつ本条例第十四条の規定に従って担保を提供した場合、税関は侵害被疑貨物を差し押さえ、書面にて知的財産権の権利者に通知するとともに、税関差押証書を荷受人又は荷送人に送達しなければならない。

知的財産権の権利者が侵害被疑貨物の差押を申し立てるにあたって、本条例第十三条の規定に合致しない、又は本条例第十四条の規定に従って担保を提供しなかった場合、税関は申立を却下するとともに、書面にて知的財産権の権利者に通知しなければならない。

第十六条 税関は、輸出入貨物が届出された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見した場合、直ちに書面にて知的財産権の権利者に通知しなければならない。知的財産権の権利者が通知の送達日から3営業日以内に本条例第十三条の規定に従って申し立て、かつ本条例第十四条の規定に従って担保を提供した場合、税関は侵害被疑貨物を差し押さえ、書面にて知的財産権の権利者に通知するとともに、税関差押証書を荷受人又は荷送人に送達しなければならない。知的財産権の権利者が期限を過ぎても申し立てなかった又は担保を提供しなかった場合、税関は貨物を差し押さえてはならない。

第十七条 税関の同意を得て、知的財産権の権利者及び荷受人又は荷送人は関連貨物を確認することができる。

第十八条 荷受人又は荷送人は、その貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していないと認める場合、書面による説明を税関に提出するとともに関連証拠を添付しなければならない。

第十九条 専利権侵害被疑貨物の荷受人又は荷送人は、その輸出入貨物が専利権を侵害していないと認める場合、税関に貨物の価額に相当する担保金を提供した後、税関にその貨物の通過を請求することができる。知的財産権の権利者が合理的な期限内に人民法院に訴訟を提起しなかった場合、税関は担保金を払い戻さなければならない。

第二十条 税関は、輸出入貨物が届出された知的財産権を侵害する疑いがあることを発見しかつ知的財産権の権利者に通知した後、知的財産権の権利者が税関に侵害被疑貨物の差押を請求した場合、税関は差し押さえた日から30営業日以内に差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権を侵害しているか否かを調査・認定しなければならない。認定できない場合は、直ちに書面にて知的財産権の権利者に通知しなければならない。

第二十一条 税関が差し押さえられた侵害被疑貨物の調査において知的財産権主管部門に協力を要請した場合、関係する知的財産権主管部門はこれに協力しなければならない。

知的財産権主管部門が輸出入貨物に関わる侵害事件の処理において税関に協力を要請した場合、税関はこれに協力しなければならない。

第二十二条 税関が差し押さえられた侵害被疑貨物及び関連状況を調査する場合、知的財産権の権利者及び荷受人又は荷送人はこれに協力しなければならない。

第二十三条 知的財産権の権利者は税関に対し保護措置を講じるよう申し立てた後、『中華人民共和

国商標法』、『中華人民共和国著作権法』、『中華人民共和国専利法』又はその他の関連法律の規定に従い、差し押さえられた侵害被疑貨物について人民法院に侵害行為差止命令又は財産保全の措置を講じるよう申し立てることができる。

税関は人民法院による侵害行為差止命令又は財産保全に関する執行協力通知を受け取った場合、これに協力しなければならない。

第二十四条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、税関は差し押さえられた侵害被疑貨物を通過させなければならない。

(一) 税関は本条例第十五条の規定に従って侵害被疑貨物を差し押さえた場合であって、差し押さえた日から20営業日以内に人民法院から執行協力通知を受け取らなかった場合。

(二) 税関は本条例第十六条の規定に従って侵害被疑貨物を差し押さえた場合であって、差し押さえた日から50営業日以内に人民法院から執行協力通知を受け取っておらず、かつ調査を経ても差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権を侵害していると認定できなかった場合。

(三) 専利権侵害被疑貨物の荷受人又は荷送人は税関に貨物の価額に相当する担保金を提供した後、税関にその貨物の通過を請求した場合。

(四) 荷受人又は荷送人はその貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していないことを証明するのに十分な証拠を有すると、税関が認めた場合。

(五) 税関が差し押さえられた侵害被疑貨物を侵害貨物として認定する前に、知的財産権の権利者が侵害被疑貨物の差押申立を取り下げた場合。

第二十五条 税関が本条例の規定に従って侵害被疑貨物を差し押さえた場合、知的財産権の権利者は貯蔵、保管及び処分等の関連費用を支払わなければならない。知的財産権の権利者が関連費用を支払わなかった場合、税関はその税関に提供された担保金から控除するか、又は担保人に関連担保責任の履行を要求することができる。

侵害被疑貨物が知的財産権を侵害していると認定された場合、知的財産権の権利者はその支払った貯蔵、保管及び処分等の関連費用を、その侵害行為を制止するために支払った合理的な支出に計上することができる。

第二十六条 税関は知的財産権保護の実施において犯罪被疑事件を発見した場合、事件を法により公安機関に移送して処理させなければならない。

第四章 法的責任

第二十七条 税関の調査を経て、差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権を侵害していると認定された場合は、税関がこれを没収する。

税関は知的財産権侵害貨物を没収した後、知的財産権侵害貨物の関連状況を書面にて知的財産権の権利者に通知しなければならない。

没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができる場合、税関はこれを関連公益機構に渡して社会公益事業に用いなければならない。知的財産権の権利者に購入意思がある場合、税関はこれを知的財産権の権利者に有償で譲渡することができる。没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いることができずかつ知的財産権の権利者に購入意思がない場合、税関は侵害特徴を除去した後法により競売に付することができる。ただし、商標を詐称した輸入貨物については、特殊な場合を除き、貨物にある商標標識を除去するだけではその商業ルートへの導入を認めてはならない。侵害特徴が除去できない場合、税関はこれを廃棄しなければならない。

第二十八条 税関が知的財産権保護の届出及び知的財産権保護措置を講じる旨の申立を受理した後、知的財産権の権利者が確実な状況を提供しなかったことにより侵害貨物を発見できなかった、速やかに保護措置を講じることができなかった、又は講じた保護措置が十分ではなかった場合、知的財産権の権利者は自ら責任を負う。

知的財産権の権利者が税関に侵害被疑貨物の差押を申し立てた後、税関は差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していると認定できなかった、又は人民法院は差し押さえられた侵害被疑貨物が知的財産権の権利者の知的財産権を侵害していないと判定した場合、知的財産権の権利者は法により賠償責任を負わなければならない。

第二十九条 知的財産権侵害貨物を輸入又は輸出して、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第三十条 税関の職員が知的財産権保護の実施において職務を怠ったり、職権を濫用したり、私情で法を曲げ不正を働いたりして、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。

第五章 付則

第三十一条 個人持ち込み又は郵送で出入国した物品が、自己使用の合理的な数量を超え、かつ本条

例第二条に規定する知的財産権を侵害した場合は、侵害貨物とみなして処理する。

第三十二条 本条例は2004年3月1日より施行される。1995年7月5日付けで国务院が公布した『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』は同時に廃止される

技術輸出入管理条例⁸⁷

(2001年12月10日中華人民共和国国務院令第331号公布、2011年1月8日「国務院による一部の行政法規の廃止と改正に関する決定」に基づく改正、2019年3月2日「国務院による一部の行政法規の改正に関する決定」に基づく改正)

第一章 総則

第一条 技術の輸出入管理を規範化し、技術輸出入の秩序を維持し、国民経済と社会の発展を促進することを目的に、「中華人民共和国対外貿易法」(以下、対外貿易法と略称する)及びその他の関連法律の関連規定に従い、本条例を制定する。

第二条 本条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和国外から国内に、又は中華人民共和国国内から国外に、貿易、投資又は経済技術協力を通じ、技術を移転する行為のことをいう。

前項に規定した行為とは特許権の移転、特許出願権の移転、特許実施許諾、ノウハウの移転、技術サービス及びその他の方式の技術移転を含む。

第三条 国は技術輸出入について統一的な管理制度を施行し、法により、公平、自由な技術輸出入秩序を維持する。

第四条 技術輸出入は国家の産業政策、科学技術政策及び社会発展政策に合致し、わが国の科学技術の進歩及び対外経済技術協力の発展に利し、わが国の経済技術の権益維持に利しなければならない。

第五条 国家は自由な技術輸出入を認める。ただし、法律、行政法規の別途に規定がある場合はこの限りではない。

第六条 国務院対外経済貿易主管部門(以下、国務院外経貿主管部門と略称する)は対外貿易法及び本条例の規定に従い、全国の技術輸出入管理事務に責任を負う。

省、自治区、直轄市人民政府の外経貿主管部門は国務院外経貿主管部門の授権に基づいて、同行政区域内の技術輸出管理事務に責任を負う。

国務院関連部門は国務院の規定に従い、技術輸出入項目の関連管理職責を履行する。

第二章 技術輸入管理

⁸⁷出所：国務院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/26/content_5574449.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

第七条 国は先進的、かつ実用的である技術の輸入を奨励する。

第八条 対外貿易法第 16 条に規定している条項の一つがある技術は、その輸入を禁止し又は制限する。

国務院外経貿主管部門は国務院関連部門と共同で輸入を禁止又は制限する技術目録を制定、調整又は公布する。

第九条 輸入禁止技術を輸入してはならない。

第十条 輸入制限のある技術については許可証管理を実施する。許可証を得ず、輸入してはならない。

第十一条 輸入制限のある技術を輸入する場合には、国務院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出し、かつ関連書類を添付しなければならない。

技術輸入項目は関連部門の許可を得る必要がある場合には、関連部門に許可書類を提出しなければならない。

第十二条 国務院外経貿主管部門は技術輸入申請を受領してから、国務院関連主管部門と共同で審査をし、かつ申請日より 30 の労働日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十三条 技術輸入申請が許可された場合には、国務院外経貿主管部門は技術輸入許可意向書を付与する。輸入経営者は技術輸入許可意向書を取得してから、対外の技術輸入契約を締結することができる。

第十四条 輸入経営者は技術輸入契約を締結してから、国務院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関連書類を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。

国務院外経貿主管部門は技術輸入契約の真実性について審査をし、かつ前項規定の書類を受領した日より 10 の労働日以内に技術輸入について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第十五条 申請人は本条例第十一条の規定に従い、国務院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する場合には、締結した技術輸入契約の副本を合わせて提出することができる。国務院外経貿主管部門は本条例第十二条及び第十四条の規定に従い、申請及び技術輸入契約の真実性について合わせて審査する。かつ前項に規定する書類を受領した日より 40

労働日以内に、技術輸入について許可又は不許可の決定をする。

第十六条 技術輸入が許可された場合には、国務院外経貿主管部門が技術輸入許可証を付与する。技術輸入契約は技術輸入許可証の付与日より発効する。

第十七条 自由に輸入することのできる技術については契約登録管理を実施する。自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、契約は法により成立する時に発効し、登録を契約発効の要件としない。

第十八条 自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、国務院外経貿主管部門で登録をし、かつ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸入契約登録申請書
- (2) 技術輸入契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第十九条 国務院外経貿主管部門は本条例第十八条に規定する書類を受領した日より3労働日以内に技術輸入契約について登録をし、技術輸入契約登録証を付与する。

第二十条 申請人は技術輸入許可証又は技術輸入契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第二十一条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約について、その契約の主要内容に変更がある場合には、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録された技術輸入契約を終了した場合には、速やかに国務院外経貿主管部門に登録をしなければならない。

第二十二条 外商投資企業を設立する場合であって、かつ外国側は技術で投資する場合に、同技術の輸入は外商投資企業の設立審査許可手続に従い、審査又は登録をしなければならない。

第二十三条 国務院外経貿主管部門と関連部門及びその職員は、技術輸入管理職責の履行中に知った営業秘密について守秘義務を負う。

第二十四条 技術輸入契約の譲渡人は、自分が提供した技術の適法な所有者であり、又は譲渡、使用許諾をする権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人の技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちに譲渡人に通知しなければならない。譲渡人は通知を受けた後、譲受人と協力し、譲受人が受ける不利益を排除しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的權益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う。

第二十五条 技術輸入契約の譲渡人は、提供した技術が完全で、誤りなく、かつ有効的であり、契約した技術的目標を達成することができることを保証しなければならない。

第二十六条 技術輸入契約の譲受人、譲渡人は契約に定めた秘密保持範囲、秘密保持期限内に譲渡人が提供した技術の未公開の部分について、守秘義務を負わなければならない。

秘密保持期間内に、秘密技術が守秘義務を負うべき側以外の原因で公開された場合には、同守秘義務は消滅する。

第二十七条 技術輸入契約期間の満了後、技術譲渡人と譲受人は公平合理の原則に従い、技術の継続使用に

ついて協議することができる。

第三章 技術輸出管理

第二十八条 国は成熟した産業化技術の輸出を奨励する。

第二十九条 対外貿易法第十六条に規定した条項の一つがある場合、その輸出を禁止又は制限する。

国務院外経貿主管部門は、国務院関連部門と共同で輸出禁止又は制限する技術の目録を制定、調整又は公布する。

第三十条 輸出禁止のある技術は輸出してはならない。

第三十一条 輸出制限のある技術は許可証管理を実施する。許可なしには輸出してはならない。

第三十二条 輸出制限のある技術を輸出する場合、国務院外経貿主管部門に申請書を提出しなければならない。

第三十三条 国務院外経貿主管部門は技術輸出申請を受領した後、国務院科学技術管理部門と共同で輸出申請技術について審査をしかつ申請書を受領した日より 30 労働日以内に、許可又は不許可の決定をしなければならない。

輸出制限のある技術は関連部門で秘密保持審査をする必要がある場合、国の関連規定に従い、実施する。

第三十四条 技術輸出申請が許可された場合には、国務院外経貿主管部門は技術輸出許可意向書を付与する。申請人は技術輸出許可意向書を取得すれば、外国側と実質的交渉をし、技術輸出契約を締結することができる。

第三十五条 申請人は技術輸出契約を締結した後、国務院外経貿主管部門に対し、以下に掲げる書類を提出し、技術輸出許可証を申請しなければならない。

- (1) 技術輸出許可意向書
 - (2) 技術輸出契約の副本
 - (3) 技術資料の輸出リスト
 - (4) 契約締結双方の法的地位を証明する書類
- 国務院外経貿主管部門は技術輸出契約の真実性について審査をし、かつ前項に規定した

書類を受領した日より 15 労働日以内に、技術輸出について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第三十六条 技術輸出が許可された場合には、国務院外経貿主管部門は輸出許可証を付与する。技術輸出契約は技術輸出許可証の付与日より発効する。

第三十七条 自由に輸出することのできる技術については、契約登録管理を実施する。自由輸出技術を輸出

する場合には、契約が法により成立する時に発効する。登録を契約が発効する条件としない。

第三十八条 自由輸出技術を輸出する場合には、国务院外経貿主管部門に登録申請し、かつ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸出契約登録申請書
- (2) 技術輸出契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第三十九条 国务院外経貿主管部門は本条例第三十八条に規定した書類を受領した日より 3 労働日以内に、技術輸出契約について登録をし、技術輸出契約登録証を付与しなければならない。

第四十条 申請人は技術輸出許可証又は技術輸出契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第四十一条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約についてその契約の主要内容に変更がある場合、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録した技術輸出契約が終了した場合には、速やかに国务院外経貿主管部門に登録しなければならない。

第四十二条 国务院外経貿主管部門と関連部門及びその職員は、技術輸出管理職責の履行中に知った国家秘密及び営業秘密について守秘義務を負う。

第四十三条 核技術、核の軍民両用品関連技術、管理化学品生産技術、軍事技術などの輸出管制技術を輸出する場合、関連行政法規の規定に従い、処理する。

第四章 法律責任

第四十四条 輸出入禁止の技術を輸入又は輸出した場合、若しくは許可なしに無断で輸出入制限技術を輸出又は輸入した場合には、刑法の密輸罪、非法経営罪、国家秘密漏洩罪又はその他の罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。二、刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況に基づいて、税関法の関連規定に従い処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金に処する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第四十五条 無断で許可範囲外の輸出入制限技術を輸入又は輸出した場合、刑法の非法経営罪又はその他の罪の規定に従い、刑事的責任を法により追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況によって、税関法の関連規定に従い、処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 3 倍以下の罰金に処する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を中止し又は取

り消すことができる。

第四十六条 技術輸出入許可証又は技術輸出入契約登録証を偽造、変造又は売買した場合、刑法の非法経営罪又は国家機関の公文書、証書、印鑑の偽造、変造、売買罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、税関法の関連規定に従い、処罰する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第四十七条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入許可を取得した場合には、国务院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第四十八条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入契約登録を取得した場合、国务院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第四十九条 技術輸出入管理職員は、本条例の規定に違反し、国家秘密又は営業秘密を漏洩した場合には、刑法の国家秘密漏洩罪又は営業秘密侵害罪の規定に従い法により刑事的責任を追及する。刑事処罰をするに及ばない場合、法により行政処分に処する。

第五十条 技術輸出入管理職員は、職権を乱用し、職務を怠慢し、又は職務上の地位を利用して他人から金銭を受け取り、又は要求した場合には、刑法の職権乱用罪、職務怠慢罪、収賄罪、又はその他の罪の規定により刑事責任を追及する。刑事処分するに及ばない場合には、法により行政処分に処する。

第五章 附則

第五十一条 国务院外経貿主管部門が下した技術輸出入関連の批准、許可、登録又は行政処罰に不服がある場合、法により行政不服を申し立てることができ、法により裁判所に提訴することができる。

第五十二条 本条例の公布前に国务院が制定した技術輸出入管理関連の規定が本条例の規定に一致していない場合、本条例を基準とする。

第五十三条 本条例は2002年1月1日より施行する。1985年5月24日国务院が、発布した「中華人民共和國技術導入契約管理条例」と1987年12月30日国务院が許可し、1988年1月20日對外經濟貿易が発布した「中華人民共和國技術導入契約管理條例施行細則」は同時に廃止する。

専利法実施細則⁸⁸

(2001年6月15日中華人民共和國國務院令第306号で公布、2002年12月28日「國務院による『中華人民共和國専利法実施細則』の改正に関する決定」に基づき第1回改正、2010年1月9日「國務院による『中華人民共和國専利法実施細則』の改正に関する決定」に基づき第2回改正)

第一章 総則

第一条 「中華人民共和國専利法」(以下専利法と略称)に基づき、本細則を制定する。

第二条 専利法と本細則に規定する各種の手続きは、書面又は國務院特許行政部門が規定するその他の形式によって行うものとする。

第三条 専利法及び本細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国に統一的に規定された科学技術用語がある場合には、規範用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語であって、統一的な中国語訳が無いものについては、その原文を注記しなければならない。専利法及び本細則に基づいて提出される各種の証明書及び証明書類が外国語によるものであって、國務院特許行政部門は必要と認める場合、指定の期限内に中国語訳文を追加添付するよう当事者に要求することが出来る。期限が過ぎても追加添付されなかった場合には、当該証明書と証明書類が提出されていないとみなす。

第四条 國務院特許行政部門に郵送される各種書類は、差出の消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、國務院特許行政部門が受け取った日付を提出日とする。國務院特許行政部門による各種の書類は、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することが出来る。当事者が特許代理機関に委任している場合は、書類を特許代理機関宛てに送付する。特許代理機関に委任していない場合は、書類は願書に指定された連絡人宛てに送付する。國務院特許行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より起算して満15日を以って、当事者の書類受領日と推定する。國務院特許行政部門の規定によって直接に交付しなければならない書類については、交付日を送達日とする。書類の送達住所が不明で郵送できないものについては、公告によって当事者に送達することが出来る。公告の日より起算して満1ヶ月を以って当該文献が既に送達されたものと見なす。

第五条 専利法及び本細則に規定する各種の期限の1日目は期限内に算入しない。期限は年又は月を以って計算する場合は、その最終月の相応する日を期限の満了日とする。その月に相応する日がない場合はその月

⁸⁸出所：國務院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/26/content_5574514.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

の最後の日を期限の満了日とする。期限の満了日が法定休日である場合は、休日後の最初の業務日を期限の満了日とする。

第六条 当事者が不可抗力の事由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合は、障害が取り除かれた日より起算して 2 ヶ月以内に、遅くとも期限の満了日より起算して 2 年以内に、国務院特許行政部門に権利の回復を請求することが出来る。前項に規定される状況を除き、当事者がその他の正当な理由により、専利法又は本細則に規定する期限或いは国務院特許行政部門が指定した期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合、国務院特許行政部門の通知を受け取った日より起算して 2 ヶ月以内に国務院特許行政部門に権利の回復を請求することが出来る。当事者が本条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消滅前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。本条第二項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費を納めなければならない。

当事者より国務院特許行政部門が指定した期限の延長を申請する場合は、期限の満了日までに国務院特許行政部門に理由を説明し、かつ関係手続きを取らなければならない。本条第 1 項及び第 2 項の規定は、専利法第二十四条、第二十九条、第四十二条、第六十八条に規定する期限には適用しない。

第七条 特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならない。国防特許機関の審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。国務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要があると考える場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持特許出願の審査、再審及び機密保持特許権の無効宣告にかかわる特別手続きについては、国務院特許行政部門が規定する。

第八条 専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明又は実用新案を言う。いかなる単位又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによって国務院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。

(一) 直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、事前に国務院特許行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。

(二) 国務院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に国務院特許行政部門に請求を申し立てなければならない。国務院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したとみなされる。

第九条 国務院特許行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認めた場合、適時に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日から4ヵ月以内に機密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。国務院特許行政部門は前項の規定により機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて適時に決定を下した上で、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から6ヵ月以内に機密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。

第十条 専利法第五条に言う国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが法律に禁止される発明創造を含まない。

第十一条 専利法第二十八条及び第四十二条に規定する状況を除き、専利法に言う出願日とは、優先権を有するものについては優先権日を指す。本細則に言う出願日とは、他に規定がある場合を除き、専利法第二十八条に規定する出願日を指す。

第十二条 専利法第六条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは

- (1) 本来の職務の中で行った発明創造。
- (2) 所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造。
- (3) 定年退職、元の所属機関から転職した後又は労働や人事関係終止後の1年以内に行った、元の所属機関で担当していた本来の職務又は元の所属機関から与えられた任務と関係のある発明創造。専利法第六条に言う所属機関には、一時的な勤め先を含む。専利法第六条に言う所属機関の物質的技術条件とは、所属機関の資金、設備、部品、原材料、又は一般的に開示されていない技術資料などを指す。

第十三条 専利法に言う発明者又は考案者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程に於いて単にその仕事を組織した者、物質的・技術的条件の利用のために便宜を図った者、又はその他の補助的な作業に従事したものは発明者又は考案者ではない。

第十四条 専利法第十条の規定に基づいて特許権を譲渡する場合を除き、特許権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係証明書類又は法律文書をもって、国務院特許行政部門で特許権移転手続きを取らなければならない。特許権者が他者と締結した特許実施許諾契約は契約発効の日より起算して3ヶ月以内に、国務院特許行政部門に届け出なければならない。

特許権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国務院特許行政部門で抵当登記手続きを取らなければならない。

第二章 特許の出願

第十五条 書面によって特許を出願する場合は、国務院特許行政部門に出願書類1式2部を提出しなければならない。国務院特許行政部門が規定するその他の形式で特許を出願する場合は、規定の要求に合致しなければならない。申請人が特許代理機関に委任して国務院特許行政部門に特許を出願し又はその他の特許事務を行う場合は、同時に委任の権限を明記した委任状を提出しなければならない。出願人が2人以上でかつ特許代理機関に委任していない場合は、願書に別途言明されている場合を除き、願書に明記されている第一出願人を代表人とする。

第十六条 発明、実用新案又は意匠の特許出願の願書に以下の事項を明記しなければならない。

- (1) 発明、実用新案又は意匠の名称
- (2) 出願人が中国の単位又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構コード或いは住民身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍或いは登録した国又は地域。
- (3) 発明者又は考案者の氏名
- (4) 出願人が代理機構に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する特許代理人の氏名、執業免許番号、連絡先電話番号
- (5) 優先権を主張する場合、出願人が初回提出した特許出願（以下「先願」と略称）の出願日、出願番号及び元の受理機関の名称
- (6) 出願人又は特許代理機構の署名又は捺印
- (7) 申請書類目録
- (8) 添付書類目録
- (9) その他、明記すべき関係事項

第十七条 発明又は実用新案特許出願の明細書は発明又は実用新案の名称を明記しなければならない。同名

称は願書中の名称と一致しなければならない。明細書には以下の内容が含まれていなければならない。

- (1) 技術分野：保護を求める技術の属する技術分野を明記する。
- (2) 背景技術：発明、実用新案に対する理解、検索、審査に有用な背景技術を明記する。可能な場合には、さらにこれらの背景技術を反映する文章を引用して証明する。
- (3) 発明の内容：発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題及びその技術的課題を解決するために採用した技術方案を明記し、さらに既存技術と対比して、発明又は実用新案がもたらす有益な効果を明記する。
- (4) 図面の説明：明細書に添付図面がある場合は、各添付図面について簡単に説明する。
- (5) 具体的な実施形態：発明又は実用新案の実施に当たって最良と出願人が考える形態を詳細に明記する。必要に応じて実施例を挙げて説明する。添付図面がある場合は、添付図面を参照する。発明又は実用新案の出願人は、その発明又は実用新案の性質がその他の方式又は順序によって明細書を作成した方が明細書の紙幅を節約できかつ他人にその発明又は実用新案を正確に理解させることが出来るものである場合を除き、前項に規定する方式と順序に基づいて明細書を作成し、かつ明細書の各部分の最初に表題を明記しなければならない。発明又は実用新案の明細書は、用語が規範的で、文章が明瞭でなければならない。また「請求項...に記載する...であって」のような引用文や、商業的な宣伝用語を用いてはならない。発明特許出願に一つ又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列を含む場合、明細書に国务院特許行政部門が規定する配列表を含めなければならない。出願人は配列表を明細書の一つ単独した部分として提出しなければならない。かつ国务院特許行政部門の規定に基づいて、コンピューター読み取り可能な形式による当該配列表の副本を提出しなければならない。実用新案特許出願の明細書には、保護を請求する製品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。

第十八条 発明又は実用新案の一枚以上の添付図面は「図 1、図 2、・・・・・・」の順に番号を振って並べなければならない。発明又は実用新案の明細書の文字部分に言及されていない記号は添付図面中に出現してはならない。添付図面中に出現していない記号は明細書の文字部分で言及してはならない。出願書類の中で同一構成部分を表す添付図面の記号は一致しなければならない。添付図面に、必要な字句を除き、その他の注釈を有してはならない。

第十九条 特許請求の範囲には発明又は実用新案の技術的特徴を記載しなければならない。特許請求の範囲に複数のクレームがある場合は、アラビア数字で番号を振らなければならない。特許請求の範囲中で使用する科学技術用語は明細書中に使用する科学技術用語と一致しなければならない。化学式又は数式が有ってもよいが、挿絵が有ってはならない。絶対に必要な場合を除き、「明細書・・・の部分に記載されたように」或いは「図面・・・に示すように」などの表現を使用してはならない。クレーム中の技術的特徴

は明細書添付図面中の対応する記号を引用することができ、当該記号は、クレームの理解に資する為に対応する技術的特徴の後の括弧に置かなければならない。添付図面の記号はクレームへの制限と解してはならない。

第二十条 特許請求の範囲は独立クレームを有しなければならず、従属クレームを有し- 7 -

てもよい。独立クレームは発明又は実用新案の技術方案を全体的に反映し、技術的課題を解決する必要な技術的特徴を記載しなければならない。従属クレームは付加的な技術的特徴を用い、引用するクレームをさらに限定しなければならない。

第二十一条 発明又は実用新案の独立クレームは前提部分と特徴部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。

(1) 前提部分：保護を請求する発明又は実用新案技術案のテーマの名称及び発明又は実用新案主題が最も近い既存技術と共有する必要な技術的特徴を明記する。

(2) 特徴部分：「・・・を特徴とする」又はこれに類似する用語を用い、発明又は実用新案が最も近い既存技術と異なる技術的特徴を明記する。これらの特徴は前提部分に明記する特徴と合わせて、発明又は実用新案が保護を求める範囲を限定する。発明又は実用新案の性質が前項の方式によって表現するには適さない場合、独立クレームはその他の方式で作成することが出来る。一つの発明又は実用新案には一つの独立クレームしかなければならず、かつ同一する発明又は実用新案の従属クレームの前に記載するものとする。

第二十二条 発明又は実用新案の従属クレームは引用部分と限定部分を備え、以下の規定に基づいて作成しなければならない。

(1) 引用部分：引用するクレームの番号とテーマの名称を明記する。

(2) 限定部分：発明又は実用新案の付加的な技術的特徴を明記する。従属クレームはその前のクレームしか引用できない。2 つ以上のクレームを引用する多項従属クレームは、択一的にその前のクレームを引用し、かつ他の多項従属クレームの基礎としてはならない。

第二十三条 要約書には発明又は実用新案特許出願が公開する内容の概要、即ち、発明又は実用新案の名称とその属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術課題、同課題を解決するための技術方案の要点及び主な用途を明確に反映しなければならない。要約書に発明を最も説明できる化学式を備えることが出来る。添付図面のある特許出願は、さらに当該発明又は実用新案の技術的特徴を最も説明出来る添付図面を提出しなければならない。添付図面の大きさと明晰度は、当該図面が 4 c m×6 c m に縮小された時にもなお、図面の中のディテールがはっきりと識別できるほどでなければならない。要約書の文字部分は 300 字を超えてはならない。要約書中には商業的宣伝用語を使用してはならない。

第二十四条 特許を出願する発明が新しい生物材料に関わり、当該生物材料が一般に入手できないものであり、かつ当該生物材料に対する説明は当該分野の技術者にその発明を実施させるには充分でない場合は、専利法と本細則の関連規定に合致する他に、出願人は以下の手続きも取らなければならない。

(1) 出願日までに又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先権日を指す）に、当該生物材料のサンプルを国務院特許行政部門に認可された寄託機関に寄託し、かつ出願時又は出願日より起算して4ヶ月以内に寄託機関が発行する寄託証明書と生存証明書を提出しなければならない。期限が満了になっても証明書を提出しない場合は、当該サンプルは寄託されていないものと見なす。

(2) 出願書類の中で、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する。

(3) 生物材料サンプルの寄託に関わる特許出願は、願書及び明細書中に当該生物材料の分類名称（ラテン語名を注記する）、当該生物材料を寄託した機関の名称、所在地、寄託日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記されていない場合は、出願日より起算して4ヶ月以内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、寄託されていないものとみなす。

第二十五条 発明特許出願人が本細則第二十四条の規定に基づいて生物材料のサンプルを寄託した場合、発明特許出願が公開された後、如何なる単位又は個人が当該特許出願に関わる生物材料を実験目的で使用する必要がある場合、国務院特許行政部門に申請を提出し、以下の事項を明記しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称と住所

(2) 他の如何なる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証

(3) 特許権が付与されるまでに、実験目的でのみ使用する旨の保証。

第二十六条 専利法で言う遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物に由来し、遺伝の功能的な単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材を指す。専利法で言う遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成された発明創造を言う。遺伝資源に依存して完成した発明創造について特許を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。

第二十七条 出願人は色彩の保護を求める場合、カラーの図面又は写真を提出しなければならない。

出願人は各意匠製品において保護を求める内容について関係する図面又は写真を提出しなければならない。

第二十八条 意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を一枚指定しなければならない。正投影図の省略や色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨を明記する。同一の製品における複数項の類似意匠を一つの意匠として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。簡単な説明に

商業的な宣伝用語を使用したり、それを製品の性能の説明に使ったりしてはならない。

第二十九条 国務院特許行政部門は必要に応じて、意匠を使用する製品のサンプル又は模型を提出するよう意匠特許出願人に要求することが出来る。サンプル又は模型の体積は 30cm×30cm×30cm 以下、重量は 15kg 以下とする。腐りやすいもの、壊れやすいもの、又は危険物はサンプル又は模型として提出してはならない。

第三十条 特許第二十四条第（一）号に言う中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した或いはそれに認められた国際博覧会を指す。専利法第二十四条第（二）号に言う学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部

門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議を指す。特許を出願する発明創造に専利法第二十四条第（一）号又は第（二）号に挙げた事情がある場合、出願人は特許出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して 2 ヶ月以内に、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行した、関係発明創造が既に展示され又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。

特許を出願する発明創造に専利法第二十四条第（三）号に挙げた事情がある場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、指定期限内での証明書類の提出を出願人に要求することが出来る。出願人が本条第 3 項の規定に基づいて声明と証明書類を提出せず、或いは本条第 4 項の規定に基づいて指定期限内に証明書類を提出しなかった場合、その出願は専利法第二十四条の規定を適用しない。

第三十一条 出願人が専利法第三十条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先願の書類副本は元の受理機構の証明を受けなければならない。国務院特許行政部門が当該受理機構と結んだ協議に基づいて、国務院特許行政部門は電子交換等のルートで先願の書類副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先願の書類副本を提出したものとみなす。国内優先権を主張し、出願人は願書において先願の出願日と出願番号を明記した場合、先願の書類副本を提出したと見なされる。優先権を主張するが、願書において先願の出願日、出願番号と元の受理機構の名称のうち的一项又は二項の内容について記載漏れ又は記載ミスがあった場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知する。期限満了で補正しなかった場合、優先権を主張していないものとみなす。優先権を主張する出願人の氏名又は名称が先願の書類副本に記載される出願人の氏名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。当該証明材料を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、その先願には意匠の簡単な説明を備えないが、出願人は本細則第二十八条の規定に基づいて提出した簡単な説明が先願書類における図面又は写真に示めされる範囲を超えていない場合、その優先権の主張には影響しない。

第三十二条 出願人は一つの特許出願において一つ又は複数の優先権を主張することが出来る。複数の優先

権を主張する場合は、同出願の優先権の期限は最も早い優先権日より起算する。出願人が国内優先権を主張し、先願が発明特許の出願である場合は、同じ主題について発明又は実用新案の特許を出願することが出来る。先願が実用新案特許の出願である場合は、同じ主題について実用新案又は発明の特許を出願することができる。ただし、後の出願の提出に当たり、先願の主題が以下に挙げる状況の一つにあたる場合、国内優先権を主張する基礎としてはならない。

(1) 既に外国優先権又は国内優先権を主張している場合

(2) 既に特許権が付与されている場合

(3) 規定によって提出した分割出願に属する場合出願人が国内優先権を主張する場合、その先願は後の出願が提出された日より取り下げられたものと見なす。

第三十三条 中国に恒常的居所又は営業所を有さない出願人が特許を出願し又は外国優先権を主張する場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、以下の書類の提出を要求することが出来る。

(1) 出願人が個人の場合、その国籍の証明

(2) 出願人が企業又はその他の組織である場合は、その登録した国又は地域の証明書類

(3) 中国の機関及び個人が当該国国民と同等の条件で、同国において特許権、優先権及び特許に関わるその他の権利を享有することを出願人所属国が承認する旨の証明書類

第三十四条 専利法第三十一条第 1 項の規定に基づいて、一つの特許出願として提出出来る、一つの全体的発明構想に属する二つ以上の発明又は実用新案は、技術的に相互に関連し、一つ又は複数の同一又は相応する特定の技術的特徴を備えなければならない。ここに言う特定の技術的特徴とは各発明又は実用新案が全体として既存技術に貢献した技術的特徴を指す。

第三十五条 専利法第三十一条第 2 項の規定に基づき、同一製品における複数の類似意匠を一件の出願として提出する場合、当該製品における他の設計は簡単な説明で指定された基本設計と類似しなければならない。一件の意匠特許出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。専利法第三十一条第 2 項にいう同一類別でかつセットで販売又は使用される製品の二つ以上の意匠とは、それぞれの製品が分類表の中の同一大分類に属し、慣習上同時に販売又は同時に使用し、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつことを指す。二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれの意匠製品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。

第三十六条 出願人が出願を取り下げの場合、国務院特許行政部門に声明を提出し、発明創造の名称、出願番号と出願日を明記しなければならない。特許出願の取り下げ声明は、国務院特許行政部門が特許出願書類公開の印刷準備作業を完了した後になされた場合、出願書類は依然として公開する。ただし、特許出願の取り

下げ声明はその後に出版される特許公報に公告しなければならない。

第三章 特許出願の審査と認可

第三十七条 予備審査、実体審査、再審及び無効宣告手続きにおいて、審査と審理を行う者に以下に挙げる状況の一つに該当する場合、自ら忌避しなければならない、当事者又はその他の利害関係者はその忌避を要求することができる。

- (1) 当事者又はその代理人の近い親族である場合
- (2) 特許出願又は特許権と利害関係がある場合
- (3) 当事者又はその代理人と、公正な審査と審理に影響する可能性があるその他の関係が有る場合
- (4) 専利複審委員会の構成員がかつて元の出願の審査に参加していた場合

第三十八条 国務院特許行政部門は、発明又は実用新案特許出願の願書、明細書（実用新案は添付図面を付さなければならない）及び特許請求の範囲、又は意匠特許出願の願書、意匠の図面又は写真と簡単な説明を受領した後、出願日を明確にし、出願番号を付し、出願人に通知しなければならない。

第三十九条 特許出願書類が以下に挙げる状況の一つに該当する場合、国務院特許行政部門は受理せず、出願人に通知する。

- (1) 発明又は実用新案特許の出願に願書、明細書（実用新案に添付図面がない）又は特許請求の範囲が欠けているか、若しくは意匠特許の出願に願書、図面又は写真、簡単な説明が欠けている場合
- (2) 中国語を使用していない場合
- (3) 本細則第二百二十一条第1項の規定に合致しない場合
- (4) 願書中に出願者の氏名又は名称が欠けている、或いは住所が欠落している場合
- (5) 明らかに専利法第十八条又は第十九条第1項の規定に合致していない場合
- (6) 特許出願の類別（発明、実用新案又は意匠）が明確でないか又は確定しがたい場合

第四十条 明細書において添付図面についての説明が記載されているにもかかわらず、添付図面がないか又は添付図面の一部が不足している場合、出願人は国務院特許行政部門が指定する期限内に添付図面を補足提出するか又は添付図面についての説明の取り消しを申し立てなければならない。出願人が添付図面を補足提出する場合、添付図面を国務院特許行政部門に提出又は郵送した日を出願日とする。添付図面についての説明を取り消す場合は、元の出願日を維持する。

第四十一条 二人以上の出願人は同日（出願日を指す。優先権を主張する場合は優先権日を指す）に、それぞ

れ同様の発明創造について特許を出願した場合、国務院特許行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人を確定しなければならない。同一出願人は同日に(出願日を指す)に同様の発明創造について実用新案特許と発明特許の両方を出願する場合、出願時に同様の発明創造についてすでに他方の特許を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合、専利法第九条第1項における同様の発明創造について一つの特許権しか付与できないという規定に基づいて処理する。国務院特許行政部門は実用新案特許権の付与を公告する際に、出願人が本条第2項の規定に基づいて発明特許も同時に出願している旨の説明を公告しなければならない。発明特許出願は審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は出願人に規定期限内に実用新案特許権の放棄を声明するよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院特許行政部門は発明特許権の付与決定を行い、かつ発明特許権の付与を公告する際に出願人による実用新案特許権の放棄声明を合わせて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院特許行政部門は当該発明特許出願を却下するものとする。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該発明特許出願が取り下げられたものと見なす。

実用新案特許権は発明特許権の付与公告日を持って終了する。

第四十二条 一つの特許出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第五十四条第1項に規定する期限が満了するまでに、国務院特許行政部門に分割出願を申し出ることが出来る。ただし、特許出願が既に却下され、取り下げられ又は見なし取り下げとされた場合、分割出願を申し出ることが出来ない。国務院特許行政部門は、一つの特許出願が専利法第三十一条と本細則第三十四条又は第三十五条の規定に合致しないと考える場合、指定期限内にその出願について補正を行なうよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該出願が取り下げられたものと見なす。分割出願は元の出願の類別を変更してはならない。

第四十三条 本細則第四十二条の規定に基づいて提出される分割出願は、元の出願日を維持することができ、優先権を有するものについては、優先権日を維持することが出来るが、元の出願に記載された範囲を超えてはならない。分割出願は専利法及び本細則の規定に基づいて関係手続きを取らなければならない。分割出願の願書には元の出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。分割出願の提出に当たって、出願人は元の出願書類の副本を提出しなければならない。元の出願が優先権を有する場合、合わせて元の出願の優先権書類の副本を提出しなければならない。

第四十四条 専利法第三十四条と第四十条に言う予備審査とは、特許出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致しているかを指し、さらに以下の各項を審査する。(1) 発明特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明

らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項、第二十条第1項又は本細則第十六条、第二十六条第2項の規定に合致していないではないか、専利法第二条第2項、第二十六条第5項、第三十一条第1項、第三十三条又は本細則第十七条～第二十一条の規定に明らかに合致していないではないか。

(2) 実用新案特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項、第二十条第1項又は本細則第十六条～第十九条、第二十一条～第二十三条の規定に合致していないではないか、専利法第二条第3項、第二十二条第2項、第4項、第二十六条第3項、第4項、第三十一条第1項、第三十三条又は本細則第二十条、第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないではないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないではないか

(3) 意匠特許出願が専利法第五条、第二十五条第1項第(6)号に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第1項又は本細則第十六条、第二十七条、第二十八条の規定に合致しないではないか、専利法第二条第4項、第二十三条第1項、第二十七条第2項、第三十一条第2項、第三十三条或いは本細則第四十三条第1項の規定に明らかに合致していないではないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないではないか。

(4) 出願書類が本細則第二条、第三条第1項の規定に合致するか。国务院特許行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定の期限内に意見の陳述又は補正をするよう要求しなければならない。期限が満了になっても出願人が補正しない場合は、その出願を取り下げられたものと見なす。出願人が意見を陳述し又は補正した後、国务院特許行政部門がなお前項の各規定に合致していないと考える場合、却下しなければならない。

第四十五条 特許出願書類以外に、出願人が国务院特許行政部門に提出する特許出願に関わるその他の書類は以下に挙げる状況の一つに該当する場合、提出されていないものと見なす。

(1) 規定された書式を使用せず又は記入が規定に合致しない場合

(2) 規定に基づいて証明材料を提出していない場合国务院特許行政部門は提出されていないと見なすという審査意見を出願人に通知しなければならない。

第四十六条 出願人がその特許出願の早期公開を請求する場合は、国务院特許行政部門に申し出なければならない。国务院特許行政部門は当該出願について予備審査を行った後、拒絶するものを除き、直ちに公開しなければならない。

第四十七条 出願人は意匠を使用する製品及びその属する類別を明記する場合、国务院特許行政部門が公表した意匠製品分類表を使用しなければならない。意匠を使用する製品の属する類別が明記されていないか又は記載された類別が適切でない場合、国务院特許行政部門は補充又は訂正することが出来る。

第四十八条 発明特許出願の公開日から特許権付与の公告日まで、如何なる人でも専利法の規定に合致しな

い特許出願について国務院特許行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することが出来る。

第四十九条 発明特許の出願人は正当な理由があつて専利法第三十六条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出できない場合は、国務院特許行政部門に申し出て、かつ関係資料を入手した後に補充として提出しなければならない。

第五十条 国務院特許行政部門は専利法第三十五条第 2 項の規定に基づいて特許出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。

第五十一条 発明特許出願人は、実体審査を請求する時及び国務院特許行政部門が発行する発明特許出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より起算して 3 ヶ月以内に、発明特許出願を自発的に補正することが出来る。実用新案又は意匠特許の出願人は、出願日より 2 ヶ月以内に、実用新案又は意匠特許出願を自発的に補正することが出来る。出願人は国務院特許行政部門が発行する審査意見通知書を受領した後特許出願書類を補正する場合は、通知書に指摘された欠陥のみに対して、補正を行わなければならない。国務院特許行政部門は特許出願書類中の文字と記号における明らかな誤りを自発的に補正することが出来る。国務院特許行政部門が自発的に補正する場合は、出願人に通知しなければならない。

第五十二条 発明又は実用新案特許出願の明細書又は特許請求の範囲の補正部分については、個々の文字上の補正又は増減を除き、規定の書式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠特許出願の図面又は写真の補正は、規定に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。

第五十三条 専利法第三十八条の規定に基づき、発明特許出願は実体審査を経て拒絶しなければならない状況とは、以下のものを指す。

(1) 出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に属し、或いは専利法第九条の規定によって特許権を付与できない場合

(2) 出願が専利法第二条第 2 項、第二十条第 1 項、第二十二条、第二十六条第 3 項、第 4 項、第 5 項、第三十一条第 1 項或いは本細則第二十条第 2 項の規定に合致しない場合、

(3) 出願の補正が専利法第三十三条の規定に合致せず、或いは分割出願が本細則第四十三条第 1 項の規定に合致しない場合

第五十四条 国務院特許行政部門が特許権を付与する旨の通知を出した後、出願人は通知を受領した日より起算して 2 ヶ月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期限内に登録手続きを取った場合、国務院特許行政部門は特許権を付与し、特許証を交付し、公告しなければならない。期限が満了になっても登録手続きを取らない場合、特許権を取得する権利を放棄したものと見なす。

第五十五条 機密保持特許出願は審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は機密

保持特許権の付与決定を行い、機密保持特許証書を発行し、機密保持特許権の関連事項について登記しなければならない。

第五十六条 実用新案又は意匠特許権の付与決定が公告された後、専利法第六十条に規定される特許権者又は利害関係者は特許権評価報告書の作成を国務院特許行政部門に請求することができる。特許権評価報告書の作成を請求する場合は、特許権評価報告請求書を提出し、特許番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの特許権に限るものとする。特許権評価報告請求書が規定に合致しない場合、国務院特許行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものと見なす。

第五十七条 国務院特許行政部門が特許権評価報告請求書を受け取ってから 2 ヶ月以内に、特許権評価報告を作成しなければならない。同一する実用新案或いは意匠特許権に対して、複数の請求人が特許権評価報告を請求する場合、国務院特許行政部門は評価報告を 1 式だけ作成する。いかなる単位又は個人でも当該特許権評価報告を閲覧又は複製することができる。

第五十八条 国務院特許行政部門は、特許公告、特許単行本中に存在する誤りについて、発見したら、適時に訂正し、かつ行なった訂正について公告しなければならない。

第四章 特許出願の再審と特許権の無効宣告

第五十九条 専利複審委員会は国務院特許行政部門が指定する技術専門家と法律専門家から構成され、主任委員は国務院特許行政部門の責任者が兼任する。

第六十条 専利法第四十一条の規定に基づいて専利複審委員会に再審を請求する場合は、再審請求書を提出して、理由を説明し、必要に応じてさらに関係する証拠を添付しなければならない。再審請求が専利法第十九条第 1 項又は第四十一条第 1 項の規定に合致しない場合、専利複審委員会は受理せず、書面をもって再審請求者に通知すると同時に理由を説明する。再審請求書が規定の書式に合致しない場合、再審請求人は専利複審委員会の指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合、当該再審請求が提出されなかったものと見なす。

第六十一条 請求人は再審を請求し又は専利複審委員会の再審通知書に回答する時に、特許出願書類を補正することが出来る。ただし、補正は拒絶決定又は再審通知書に指摘された欠陥の除去に限るものとする。補正された特許出願書類は一式二部提出しなければならない。

第六十二条 専利複審委員会は受理した再審請求書を国務院特許行政部門の元の審査部門に回して審査させなければならない。元の審査部門が再審請求人の請求に基づいて元の決定の取り消しに同意する場合、専利

複審委員会はこれに基づいて再審の決定を行い、再審請求人に通知しなければならない。

第六十三条 専利複審委員会は再審を行った後、再審請求が専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、再審請求人に通知し、指定の期限内に意見を陳述するよう要求しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、当該再審請求が取り下げられたものと見なす。意見を陳述し又は補正した後、専利複審委員会は依然として専利法と本細則の規定に合致していないと考える場合、元の拒絶決定を維持する旨の再審決定を行わなければならない。専利複審委員会は再審を行った後、元の拒絶決定が専利法と本細則の関係規定に合致していないと考える場合、又は補正を行った特許出願書類が元の拒絶決定に指摘された欠陥を取り除いたと考える場合、元の拒絶決定を取り消し、元の審査部門で引き続き審査手続きを行わなければならない。

第六十四条 専利複審委員会が決定を下すまでに、再審請求人はその再審請求を取り下げることが出来る。専利複審委員会が決定を下すまでに再審請求人がその再審請求を取り下げた場合、再審手続きは終了する。

第六十五条 専利法第四十五条の規定に基づいて、特許権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、専利複審委員会に特許権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣告請求書は提出する全ての証拠に合わせて、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また各理由の根拠となる証拠を指摘しなければならない。前項に言う無効宣告請求の理由とは、特許が付与された発明創造が専利法第二条、第二十条第1項、第二十二條、第二十三條、第二十六條第3項、第4項、第二十七條第2項、第三十三條、又は本細則第二十条第2項、第四十三條第1項の規定に合致しないか、若しくは専利法第五条、第二十五條の規定に該当するか、或いは専利法第九條の規定に基づいて特許権を付与できないことを指す。

第六十六条 特許権無効宣告請求書が専利法第十九條第1項又は第六十五条の規定に合致しない場合、専利複審委員会は受理しない。専利複審委員会が無効宣告請求について決定を行った後に、また同様の理由と証拠によって無効宣告を請求した場合、専利複審委員会は受理しない。専利法第二十三條第3項の規定に合致しないことを理由に意匠特許権の無効宣告を請求したが、権利の衝突を証明する証拠を提出しない場合は、専利複審委員会は受理しない。特許権無効宣告請求書が規定の書式に合致しない場合、無効宣告請求人は専利複審委員会が指定する期限内に補正しなければならない。期限が満了になっても補正しない場合は、当該無効宣告請求が提出されなかったものと見なす。

第六十七条 専利複審委員会が無効宣告請求を受理した後、請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して1ヶ月以内に理由の追加又は証拠の補充をすることが出来る。期限を過ぎて理由の追加又は証拠の補充をする場合、専利複審委員会は考慮しないことができる。

第六十八条 専利複審委員会は特許権無効宣告請求書と関係書類の副本を特許権者に送付し、指定の期限内

に意見を陳述するよう要求しなければならない。特許権者と無効宣告請求人は指定の期限内に専利複審委員会が発行した書類転送通知書又は無効宣告請求審査通知書に回答しなければならない。期限が満了になっても回答しなくても、専利複審委員会の審理に影響しない。

第六十九条 無効宣告請求の審査過程において、発明又は実用新案の特許権者はその特許請求の範囲を修正することが出来るが、元の特許の保護範囲を拡大してはならない。発明又は実用新案特許の特許権者は特許明細書と図面を修正してはならない。意匠特許の特許権者は図面、写真と簡単な説明を修正してはならない。

第七十条 専利複審委員会は当事者の請求又は事案内容上の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定をすることが出来る。専利複審委員会が無効宣告請求について口頭審理を行う旨の決定をした場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書の指定する期限内に回答しなければならない。無効宣告請求人が専利複審委員会の発行する口頭審理通知書に対し指定の期限内に回答せず、しかも口頭審理に参加しない場合は、その無効宣告請求が取り下げられたものと見なす。特許権者が口頭審理に参加しない場合は、欠席審理を行うことが出来る。

第七十一条 無効宣告請求の審理手続きにおいて、専利複審委員会が指定した期限は延長してはならない。

第七十二条 専利複審委員会が無効宣告請求について決定を下す前に、無効宣告請求人はその請求を取り下げることが出来る。専利複審委員会が決定を下す前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げ、或いはその無効宣告請求が取り下げられたと見なされる場合は、無効宣告請求審査手続きは終了する。ただし、専利複審委員会はすでに行った審査で特許権の無効又は一部無効を宣告する決定を下すことができると考える場合は、審査手続きを終了しない。

第五章 特許実施の強制許諾

第七十三条 専利法第四十八条第(1)号に言うその特許を十分に実施していないとは、特許権者及びその被許諾者がその特許を実施する方法又は規模が特許製品又は特許方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。専利法第五十条に言う特許権を取得した薬品とは、公衆健康問題の解決に必要な医薬品分野の如何なる特許製品或いは特許方法により直接に獲得した製品を指し、特許権を取得した、当該製品の製造に必要な活性成分及び当該製品の使用に必要な診断用品を含む。

第七十四条 強制実施許諾を請求する場合は、国務院特許行政部門に強制実施許諾請求書を提出して、理由を説明すると同時に関係証明書類を添付しなければならない。国務院特許行政部門は強制実施許諾請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述し

なければならない。期限が満了になっても回答しない場合、国務院特許行政部門が決定を下すのに影響しない。国務院特許行政部門は、強制実施許諾請求を拒絶する決定又は強制実施許諾を付与する決定を下す前に、その下す決定及びその理由について請求人と特許権者に通知しなければならない。国務院特許行政部門が専利法第五十条の規定に基づいて下した強制実施許諾の決定は、中国が保留にしたものを除き、中国が締結又は参加した関連国際条約における、公衆健康問題の解決のための強制実施許諾を付与することに係わる規定に同時に合致しなければならない。

第七十五条 専利法第五十七条の規定に基づき、国務院特許行政部門に使用費の金額についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議で合意できないことの証明文書を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より3ヵ月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。

第六章 職務発明創造の発明者又は考案者に対する奨励と報酬

第七十六条 特許権が付与された単位は専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定するか、若しくは法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。企業、事業団体が発明者又は考案者に与える奨励、報酬は国の相関財務、会計制度の規定に基づいて処理する。

第七十七条 特許権が付与された機関は、発明者又は考案者と専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権公告日より3ヵ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。発明特許一件あたりの報奨は3,000元を下回ってはならず、実用新案特許又は意匠特許一件あたりの報奨は1,000元を下回ってはならない。発明者又は考案者の意見が所属単位に採用されたことにより完成された発明創造については、特許権が付与された単位は、優遇して報奨を支給しなければならない。

第七十八条 特許権が付与された単位は、専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権の有効期限内において、発明創造の特許が実施された後、毎年、同発明又は実用新案特許の実施により得られた営業利益の中から2%を下回らない金額、若しくは、当該意匠特許の実施により得られた営業利益の中から0.2%を下回らない金額を、報酬として発明者又は考案者に与え、或いは、上述の比率を参照して、一括で発明者又は考案者に報酬を与えなければならない。特許権が付与された機関が、その他の機関又は個人にその特許の実施を許諾した場合、取得した使用許諾料の10%を下回らない金額を報酬として発明者又は考案者に与えなければならない。

第七章 特許権の保護

第七十九条 専利法と本細則にいう特許業務を管理する部門とは、省、自治区、直轄市人民政府及び特許管理作業の量が多く、処理能力を有する、区が設けられる市の人民政府が設立した特許業務を管理する部門を指す。

第八十条 國務院特許行政部門は、特許権侵害紛争の処理、特許詐称行為への取締り、特許紛争の調停について特許業務を管理する部門に対し業務指導を行わなければならない。

第八十一条 当事者が特許権侵害紛争の処理又は特許紛争の調停を求める場合、被請求人の所在地又は権利侵害行為発生地の特許業務を管理する部門が管轄する。二つ以上の特許業務を管理する部門が特許紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうち一つの特許業務を管理する部門に請求することができる。当事者が二つ以上の管轄権を有する特許業務を管理する部門に請求した場合、最も早く受理した特許業務を管理する部門が管轄する。特許業務を管理する部門で管轄権について争議が発生した場合、その共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門が管轄を指定する。共通の上級人民政府の特許業務を管理する部門がない場合は、國務院特許行政部門が管轄を指定する。

第八十二条 特許侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告請求を提出し、かつ専利複審委員会に受理された場合、特許業務を管理する部門に処理の中止を求めることができる。特許業務を管理する部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと考える場合は、処理を中止しなくてもよい。

第八十三条 特許権者は専利法第十七条の規定に基づき、その特許製品又は同製品の包装上に特許標識を表示する場合、國務院特許行政部門が定めた方式に従って表示しなければならない。特許標識が前項の規定に合致しない場合、特許業務を管理する部門より改正を命

じる。

第八十四条 次に当てはまる行為は、専利法第六十三条に規定される特許詐称行為となる。

(一) 特許権が付与されていない製品又はその包装上に特許標識を表記するか、特許権が無効と宣告された後或いは終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に特許標識を表記するか、若しくは許可を得ずに、製品又は製品の包装上に他人の特許番号を表記する

(二) 第(一)号に記述される製品の販売

(三) カタログなどの資料において、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計とし、

特許出願を特許として、或いは許可を得ずに他人の特許番号を使用することで、係わる技術又は設計を特許技術又は特許設計であると公衆に誤解させる。

(四) 特許証書、特許文書又は特許出願書類の偽造又は変造

(五) その他公衆を混同させ、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計であると誤認させる行為特許権が終了する前に法に基づいて特許製品、特許方法により直接取得した製品又はその包装上に特許標識を表記し、特許権終了後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、特許詐称行為に属しない。特許詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、特許業務を管理する部門より販売停止を命じるが、罰金の処罰が免除される。

第八十五条 専利法第六十条に規定される場合を除き、特許業務を管理する部門は当事者の請求に応じて、次に列挙した特許紛争について調停を行うことができる。

(一) 特許出願権と特許権の帰属をめぐる紛争

(二) 発明者、考案者の資格をめぐる紛争

(三) 職務発明創造の発明者、考案者の奨励と報酬をめぐる紛争

(四) 発明特許出願が公開後、特許権付与前に、発明を使用したが必要な費用の未払いで発生した紛争

(五) その他の特許紛争前項第(四)号に挙げる紛争について、当事者が特許業務を管理する部門に調停を求める場合は、特許権が付与された後に提出しなければならない。

第八十六条 当事者は、特許出願権又は特許権の帰属で紛争が発生し、既に特許業務を管理する部門に調停を求め、或いは人民法院に起訴している場合、国務院特許行政部門に関連手続きの中止を請求することができる。前項規定に基づき関連手続きの中止を請求する場合、国務院特許行政部門に請求書を提出し、特許業務を管理する部門又は人民法院による特許出願番号又は特許番号が明記された関連受理文書の副本を添付しなければならない。特許業務を管理する部門が下した調停書又は人民法院が下した判決が効力を生じた後、当事者は国務院特許行政部門に関連手続きの再開に関わる手続きを行わなければならない。中止請求日より1年以内に、関連特許出願権又は特許権の帰属をめぐる紛争が解決されておらず、引き続き関連手続きの中止が必要な場合は、請求人は当該期限内に中止の延長を請求しなければならない。期限が満了になっても延長請求をしていない場合は、国務院特許行政部門は自ら関連手続きを再開する。

第八十七条 人民法院が民事案件の審理において特許出願権又は特許権に対し保全措置を取る裁決を下した場合、国務院特許行政部門は特許出願番号又は特許番号が明記された裁定書と執行協力通知書を受領した日に、保全される特許出願権又は特許権の関連手続きを中止するものとする。保全期間満了後、人民法院が引

き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国務院特許行政部門は関連手続きを自ら再開する。

第八十八条 国務院特許行政部門が本細則第八十六条と第八十七条の規定に基づき関連手続きを中止するとは、特許出願の予備審査、実体審査、再審手続き、特許権の付与手続きと特許権の無効宣告手続きの一時停止、特許権又は特許出願権の放棄、変更、譲渡手続き、特許権抵当手続き及び特許権期限満了前の終了手続きなどの一時停止のことを指す。

第八章 特許の登記と特許公報

第八十九条 国務院特許行政部門は特許登記簿を設置し、特許出願と特許権に関わる下記事項を登記する。

- (一) 特許権の付与
- (二) 特許出願権、特許権の譲渡
- (三) 特許権の抵当、保全及びその解除
- (四) 特許実施許諾契約の登記登録
- (五) 特許権の無効宣告
- (六) 特許権の終了
- (七) 特許権の回復
- (八) 特許実施の強制許諾
- (九) 特許権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更

第九十条 国務院特許行政部門は特許公報を定期的に出版し、下記の内容を公布又は公告する：

- (一) 発明特許出願の書誌事項と要約書
- (二) 発明特許出願の実体審査請求と国務院特許行政部門が発明特許出願に対し自発的に実体審査を行うこととの決定
- (三) 発明特許出願公開後の拒絶、取り下げ、見なし取り下げ、見なし放棄、回復と移転
- (四) 特許権の付与及び特許権の書誌事項
- (五) 発明又は実用新案特許の要約書、意匠特許の図面又は写真一枚
- (六) 国防特許、機密保持特許の機密保持の解除
- (七) 特許権の無効宣告
- (八) 特許権の終了、回復
- (九) 特許権の移転
- (十) 特許実施許諾契約の登記登録

- (十一) 特許権の抵当、保全及びその解除
- (十二) 特許実施強制許諾の付与
- (十三) 特許権者の氏名又は名称、住所の変更
- (十四) 公告による文書の送達
- (十五) 国務院特許行政部門がなした訂正
- (十六) その他の関連事項

第九十一条 国務院特許行政部門は特許公報、発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を提供し、無料で公衆の閲覧に供するものとする。

第九十二条 国務院特許行政部門は互恵の原則に基づき、他の国、地域の特許機関又は地域的な特許組織との特許文献の交換に責任を負う。

第九章 費用

第九十三条 国務院特許行政部門で特許出願とその他の手続きを行う際に、下記の費用を納めなければならない：

- (一) 出願費、出願付加費、公布印刷費、優先権主張費
- (二) 発明特許出願実体審査費、再審査費
- (三) 特許登録費、公告印刷費、年金
- (四) 権利回復請求費、期限延長請求費
- (五) 書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費前項に列挙された各費用の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門と国務院特許行政部門によって共同で定めるものとする。

第九十四条 専利法と本細則で規定した各費用は、国務院特許行政部門に直接納付してもよく、郵便振込又は銀行振込、若しくは国務院特許行政部門が規定したその他の方式により納付することもできる。郵便振込又は銀行振込で納付する場合は、国務院特許行政部門宛ての振込手続き記入書に出願番号又は特許番号及び納付する費用の名称を正確に明記しなければならない。本項規定に符合しない場合は、納付手続きを行っていないものとみなされる。国務院特許行政部門に費用を直接納付する場合は、納付した当日を納付日とする。郵便振込方式により費用を納付する場合は、郵便局が振込処理を行った消印日を納付日とする。銀行振込方式により費用を納付する場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。特許費用の過払い、二重払い、納付間違いの場合、当事者は納付日より3年以内で、国務院特許行政部門に返還請求を提出することができ、国務院特許行政部門はそれを返還しなければならない。

第九十五条 出願人は出願日より 2 か月以内或いは受理通知書を受け取った日より 15 日以内に、出願費、公布印刷費と必要な出願付加費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものとみなす。出願人が優先権を主張する場合、出願費の納付と同時に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、優先権を主張しなかったと見なす。

第九十六条 当事者が実体審査又は再審を請求する場合、専利法及び本細則で規定された関連期限内に費用を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。

第九十七条 出願人は登録手続きを行う際、特許登録費、公告印刷費と特許権付与年の年金を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、登録手続きを行わなかったと見なす。

第九十八条 特許権付与年以後の年金は、前年度の期限満了前に納付しなければならない。特許権者が未納付又は納付不足の場合、国務院特許行政部門は年金納付期限の満了日より 6 ヶ月以内に追納すると同時に滞納金を支払うよう特許権者に通知しなければならない。滞納金の金額は、規定の納付期限を 1 ヶ月過ぎる毎に、その年の年金全額の 5%を加算する基準で計算する。期限が満了になっても未納付の場合は、特許権は年金納付期限満了日をもって終了するものとする。

第九十九条 権利回復請求費は本細則に規定される関連期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求を提出しなかったと見なす。期限延長請求費は相応する期限満了日前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より 1 ヶ月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。

第一百条 出願人又は特許権者が本細則で規定された各費用の納付が困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額又は延期納付の請求を提出することができる。減額又は延期納付の方法については、国務院財政部門と国務院価格管理部門、国務院特許行政部門と共同で定めるものとする。

第十章 国際出願に関する特別規定

第一百一条 国務院特許行政部門は専利法第二十条の規定に基づき、特許協力条約に基づく特許の国際出願の提出を受理する。特許協力条約に基づいて提出しかつ中国を指定した特許の国際出願（以下、国際出願と略す）が国務院特許行政部門による処理の段階への移行（以下、中国国内移行と略す）に係わる条件と手続きは本章の規定を適用するものとする。本章に規定のないものについては、専利法及び本細則のその他各章の

関連規定を適用するものとする。

第二百条 特許協力条約に基づいてすでに国際出願日が確定され、かつ中国を指定した国際出願は、国务院特許行政部門に提出された特許出願とみなされ、当該国際出願日は専利法第二十八条にいう出願日とみなされる。

第二百三条 国際出願の出願人は、特許協力条約第二条にいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より30ヶ月以内に、国务院特許行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に同手続きを行わなかった場合、期限延長費を支払うことによって、優先権日より32ヶ月以内に中国国内移行手続きを行うことができる。

第二百四条 出願人は本細則第二百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行う場合、下記の要求に合致しなければならない。

- (一) 中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい特許の種類を明記する。
- (二) 本細則第九十三条第1項に規定する出願費、公布印刷費を納付し、必要に応じて本細則第二百三条に規定した期限延長費を納付する。
- (三) 国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と特許請求の範囲の中国語訳を提出する。
- (四) 中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、前記内容が世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」と略称）での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記しなかった場合、前記声明において発明者の氏名を明記する。
- (五) 国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出し、図面と要約図がある場合、図面の副本と要約図の副本を提出、図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、国際出願が中国語で提出された場合、国際公布書類の中の要約と要約図の副本を提出する。
- (六) 国際段階においてすでに国際事務局で出願人変更手続きをした場合は、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出する。
- (七) 必要に応じて本細則第九十三条第1項に規定される出願付加費を納付する。本条第1項第(一)号～第(三)号の要求に合致する場合、国务院特許行政部門は出願番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付（以下「移行日」と略称）を明確にし、かつ出願人にその国際出願がすでに中国国内に移行した旨を通知しなければならない。国際出願がすでに中国国内に移行したが、本条第1項第(四)号～第(七)号の要求に合致しない場合、国务院特許行政部門は指定期限内での補正を出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正しなかった場合、その出願が取り下げられたものと見なす。

第二百五条 国際出願は次に掲げる事項の一つに該当する場合、その中国における効力は終了するものとする。

(一) 国際段階において、国際出願が取り下げられ又は見なし取り下げとされ、若しくは国際出願の中国指定が取り下げられた。

(二) 出願人は優先権日より32ヵ月以内に、本細則第三百条の規定によって中国国内移行手続きを行わなかった。

(三) 出願人が中国国内移行手続きを行っているが、優先権日より32ヵ月の期限が満了になってもなお本細則第四百条第(一)号～第(三)号の要求に合致しない。前項第(一)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条の規定を適用しない。前項第(二)号、第(三)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条第2項の規定を適用しない。

第二百六条 国際出願が国際段階において修正が行われ、出願人は修正された出願書類を基に審査を行うよう求める場合、移行日より2ヵ月以内に修正部分の中国語訳を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文を提出しない場合は、出願人が国際段階において提出した修正について、国务院特許行政部門は考慮しない。

第二百七条 国際出願に関わる発明創造が、専利法第二十四条第(一)号又は第(二)号に挙げられた状況のいずれか一つに該当し、国際出願を提出時に声明をしている場合、出願人は中国国内移行書面声明の中でそれを説明し、かつ移行日より2ヵ月以内に本細則第三十条第三項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。説明しない或いは期限が満了しても証明文書を提出しなかった場合、その出願が専利法第二十四条の規定を適用しない。

第二百八条 出願人が特許協力条約に基づき生物学的材料サンプルの寄託について説明を行った場合、本細則第二十四条第(三)号の要求を満たしているものとみなす。出願人は中国国内移行声明の中に、生物学的材料サンプルの寄託事項を記載した文書及び当該文書における具体的な記載位置を明記しなければならない。出願人は、最初に提出した国際出願の明細書の中に生物学的材料サンプルの寄託事項についてすでに記載しているが、中国国内移行声明の中に明記しなかった場合、移行日より4ヵ月以内に補正を行わなければならない。期限が満了になっても補正をしなかった場合、当該生物学的材料について寄託が提出されていないものとみなす。出願人が移行日より4ヵ月以内に国务院特許行政部門に生物学的材料サンプルの寄託証明書と生存証明書を提出した場合、本細則第二十四条第(一)号に規定された期限内に提出したものとみなす。

第二百九条 国際出願に係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国国内移行書面声明の中にそれを説明し、かつ国务院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。

第三百条 出願人が国際段階においてすでに一項又は複数項の優先権を主張していて、中国国内に移行する

際に当該優先権主張が依然として有効である場合、すでに専利法第三十条の規定に基づき書面声明を提出したものとみなす。出願人は移行日から2ヵ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合、同優先権を主張していないものと見なす。出願人は国際段階において特許協力条約の規定に基づきすでに先願書類の副本を提出している場合、中国国内移行手続きを行う際に国务院特許行政部門に先願書類の副本を提出する必要がない。出願人が国際段階において先願書類の副本を提出しなかった場合、国务院特許行政部門は必要に応じて、出願人に指定期限内での追加提出を通知することができる。期限満了になっても出願人が提出しない場合、その優先権主張が提出されていないものとみなす。

第百十一条 優先権日より30ヵ月の期限が満了前に、国务院特許行政部門に国際出願の早期処理と審査を請求する場合、出願人は中国国内移行手続きの他に、特許協力条約第二十三条第二項の規定に基づいて請求を提出しなければならない。国際事務局がまだ国务院特許行政部門に国際出願を伝送していない場合、出願人は確認済みの国際出願の副本を提出しなければならない。

第百十二条 実用新案特許の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より2ヵ月以内に自発的に特許出願書類を修正することができる。発明特許権の取得を求める国際出願は、本細則第五十一条第一項の規定を適用するものとする。

第百十三条 出願人は、提出した明細書、特許請求の範囲又は図面中文字の中国語訳文にミスがあることを発見した場合、次に規定される期限内で最初の国際出願書類に基づいて訂正することができる。

(一) 国务院特許行政部門が発明特許出願の公開或いは実用新案特許権の公告に関する準備作業を完了する前

(二) 国务院特許行政部門が発行した発明特許出願が実体審査プロセスに入ったという通知書の受領日より3ヵ月以内出願人は訳文のミスを訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ規定された訳文訂正費を納めなければならない。出願人は国务院特許行政部門よりの通知書の要求に基づいて訳文を訂正する場合、指定期限内で本条第二項に規定された手続きを行わなければならない。期限が満了になっても規定手続きを行っていない場合、同出願が取り下げられたものとみなす。

第百十四条 発明特許権の取得を求める国際出願について、国务院特許行政部門は予備審査を経て専利法と本細則の関連規定に符合していると認めた場合、特許公報上で公布し、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語訳を公布する。発明特許権の取得を求める国際出願は、国際事務局が中国語で国際公布を行った場合、国際公布日から専利法第十三条の規定を適用する。国際局により中国語以外の言語で国際公布を行った場合、国务院特許行政部門による公布の日から専利法第十三条の規定を適用する。国際出願において、専利法第二十一条と第二十二条における公布とは、本条第一項に規定された公布を指す。

第百十五条 国際出願に二項以上の発明又は実用新案が含まれる場合、出願人は移行日より、本細則第四十二条第一項の規定に基づき分割出願を提出することができる。国際段階において、国際調査機関又は国際予備審査機関は国際出願が特許協力条約に規定する単一性の要件に合致していないと認めた時、出願人が規定通りに付加費を納付しなかったことによって、国際出願の一部が国際調査を受けず或いは国際予備審査を経ておらず、中国国内段階に移行する時に、出願人が前述する部分を審査の基礎とするよう要求し、国務院特許行政部門は国際調査機関又は国際予備審査機関の発明の単一性についての判断が正しいものであると認めた場合、指定期限内に単一性回復費を納付するよう出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合、国際出願において調査を受けていないか又は国際予備審査を経ていない部分が取り下げられたものと見なす。

第百十六条 国際出願が、国際段階において関連国際機関に国際出願日の付与を拒絶され、又は見なし取り下げと宣告された場合、出願人は通知を受領した日より2ヵ月以内に、国際出願保存書類の中の如何なる書類の副本を国務院特許行政部門へ転送するよう国際事務局に請求し、かつ同期限内に国務院特許行政部門で本細則第百三条に規定される手続をとることができる。国務院特許行政部門は国際事務局から転送された書類を受領した後、国際機関が行った決定が正しいか否かについて再審査しなければならない。

第百十七条 国際出願に基づいて付与された特許権において、訳文の誤りによって、専利法第五十九条の規定に基づいて確定した保護範囲が国際出願の原文が示す範囲を超えた場合、原文によって制限された後の保護範囲に準じる。保護範囲が国際出願の原文が示す範囲より狭くなった場合は、権利付与時の保護範囲に準じる。

第十一章 附則

第百十八条 国務院特許行政部門の同意を経て、如何なる人でも既に公開又は公告された特許出願書類及び特許登記簿を閲覧又は複製することができ、さらに国務院特許行政部門に特許登記簿の副本の発行を請求することができる。見なし取下げ、却下又は自発的に取下げられた特許出願の書類は、当該特許出願が失効した日より満2年以降は保管しない。既に放棄され、全部無効と宣告され、又は消滅した特許権の書類は、当該特許権が失効した日より満3年以降は保管しない。

第百十九条 国務院特許行政部門に出願書類を提出し又は各種手続を取る場合は、出願人、特許権者、その他の利害関係者又は其の代表者が署名又は捺印するものとする。特許代理機構に委任した場合は、特許代理機構が捺印する。発明者の氏名、特許出願人と特許権者の氏名又は名称、国籍及び住所、特許代理機構の名称、住所及び代理人の氏名を変更する場合は、変更理由の証明材料を添えて、国務院特許行政部門で書誌的事項

の変更手続を取らなければならない。

第一百二十条 国務院特許行政部門に出願又は特許権に関する書類を郵送する場合、書留書状を使用するものとし、小包を使用してはならない。初めて出願書類を提出する場合を除き、国務院特許行政部門に各種書類を提出する時及び各種手続を取る時は、出願番号又は特許番号、発明創造の名称及び出願人又は特許権者の氏名又は名称を明記しなければならない。

一通の書状中には同一出願の書類だけが入るものとする。

第一百二十一条 各種出願書類はタイピング又は印刷し、文字は黒色を呈し、整っていて鮮明でなければならない。かつ元の字を消して変更してはならない。添付図面は製図道具及び黒色インクを用いて作成し、線は均一かつ鮮明でなければならない。かつ元のものを消して変更してはならない。願書、明細書、特許請求の範囲、添付図面及び要約書は各々アラビア数字を用いて通し番号を振らなければならない。出願書類の文字部分は横書きでなければならない。紙は片面使用に限る。

第一百二十二条 国務院特許行政部門は専利法及び本細則に基づいて特許審査基準を作成する。

第一百二十三条 本細則は 2001 年 7 月 1 日より実施する。1992 年 12 月 12 日に国務院が修正を同意し、1992 年 12 月 21 日に中国専利局が發布した「中華人民共和国専利法実施細則」は同時に廃止する。国務院による「中華人民共和国専利法実施細則」の改正の関する決定国務院は「中華人民共和国専利法実施細則」を以下のように改正すると決定する。

一、第二条を削除する。

二、第七条を第六条に改め、一項を増加し、第三項とする。「当事者が本条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付した上、権利消滅前に行うべき関連手続きを完了しなければならない。本条第二項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合、さらに権利回復請求費を納めなければならない。」

三、第八条を第七条に改め、以下のとおりに修正する。「特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。国務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならない。

国防特許機関の審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。国務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わり、機密保持の必要があると考える場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人に通知しなければならない。機密保持特許出願の審査、再審及び機密保持特許権の無効宣告にかかわる特別手続きについては、国務院特許行政部門が規定する。」

四、一条を増加し、第八条とする。「専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明又は実用新案を言う。いかなる単位又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによって国務院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。

(一) 直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、事前に国務院特許行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。

(二) 国務院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に国務院特許行政部門に請求を申し立てなければならない。国務院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したとみなされる。」

五、一条を増加し、第九条とする。「国務院特許行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認めた場合、適時に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日から4ヵ月以内に機密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。国務院特許行政部門は前項の規定により機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて適時に決定を下した上で、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から6ヵ月以内に機密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。」

六、第十一条を第十二条に改め、第一項第(三)号を以下のとおりに修正する。「定年退職、元の所属機関から転職した後又は労働や人事関係終止後の1年以内に行った、元の所属機関で担当していた本来の職務又は元の所属機関から与えられた任務と関係のある発明創造。」

七、第十三条を第四十一条に改め、以下のとおりに修正する。「二人以上の出願人は同日(出願日を指す。優先権を主張する場合は優先権日を指す)に、それぞれ同様の発明創造について特許を出願した場合、国務院特許行政部門の通知を受領した後自ら協議し、出願人を確定しなければならない。同一出願人は同日に(出願日を指す)に同様の発明創造について実用新案特許と発明特許の両方を出願する場合、出願時に同様の発明創造についてすでに他方の特許を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合、専利法第九条第1項における同様の発明創造について一つの特許権しか付与できないという規定に基づいて処理する。国務院特許行政部門は実用新案特許権の付与を公告する際に、出願人が本条第2項の規定に

基づいて発明特許も同時に出願している旨の説明を公告しなければならない。発明特許出願は審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は出願人に規定期限内に実用新案特許権の放棄を声明するよう通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院特許行政部門は発明特許権の付与決定を行い、かつ発明特許権の付与を公告する際に出願人による実用新案特許権の放棄声明を合わせて公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院特許行政部門は当該発明特許出願を却下するものとする。期限が満了になっても出願人が回答しない場合、当該発明特許出願が取り下げられたものと見なす。実用新案特許権は発明特許権の付与公告日を持って終了する。」

八、第十四条を削除する。

九、第十五条を第十四条に改め、一項を増加し、第三項とする。「特許権をもって抵当する場合、質入れ人と抵当権者は共同で、国務院特許行政部門で抵当登記手続きを取らなければならない。」

十、第十七条を第十六条に改め、以下のとおりに修正する。「発明、実用新案又は意匠の特許出願の願書に以下の事項を明記しなければならない。

(1) 発明、実用新案又は意匠の名称

(2) 出願人が中国の単位又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構コード或いは住民身分証明書番号。出願人が外国人、外国企業或いは外国のその他の組織の場合、その氏名又は名称、国籍或いは登録した国又は地域。

(3) 発明者又は考案者の氏名

(4) 出願人が代理機構に委任している場合は、受任した機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する特許代理人の氏名、執業免許番号、連絡先電話番号

(5) 優先権を主張する場合、出願人が初回提出した特許出願（以下「先願」と略称）の出願日、出願番号及び元の受理機関の名称

(6) 出願人又は特許代理機構の署名又は捺印

(7) 申請書類目録

(8) 添付書類目録

(9) その他、明記すべき関係事項。」

十一、第十八条を第十七条に改め、一項を増加し、第五項とする。「実用新案特許出願の明細書には、保護を請求する製品の形状、構造又はその組み合わせを示す添付図面を備えなければならない。」

十二、一条を増加し第二十六条とする。「専利法で言う遺伝資源とは、人体、動物、植物、又は微生物に由来し、遺伝の功能的な単位を有し、かつ現実又は潜在的な価値を備える素材を指す。専利法で言う遺伝資源に

依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝機能を利用して完成された発明創造を言う。遺伝資源に依存して完成した発明創造について特許を出願する場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。」

十三、第二十七条第一項を削除する。

十四、第二十八条を以下のとおりに修正する。「意匠の簡単な説明において、意匠製品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点が最も明瞭に示されている図面或いは写真を一枚指定しなければならない。正投影図の省略や色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨を明記する。同一の製品における複数項の類似意匠を一つの意匠として出願する場合、簡単な説明の中で、そのうちの一つを基本設計に指定しなければならない。簡単な説明に商業的な宣伝用語を使用したり、それを製品の性能の説明に使ったりしてはならない。」

十五、第三十条を削除する。

十六、第三十一条を第三十条に改め、一項を増加し、第一項とする。「専利法第二十四条第（一）号に言う中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した或いはそれに認められた国際博覧会を指す。」

十七、第三十二条を第三十一条に改め、以下のとおりに修正する。「出願人が専利法第三十条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先願の書類副本は元の受理機構の証明を受けなければならない。国務院特許行政部門が当該受理機構と結んだ協議に基づいて、国務院特許行政部門は電子交換等のルートで先願の書類副本を取得した場合、出願人が当該受理機構による証明を受けた先願の書類副本を提出したものとみなす。国内優先権を主張し、出願人は願書において先願の出願日と出願番号を明記した場合、先願の書類副本を提出したと見なされる。優先権を主張するが、願書において先願の出願日、出願番号と元の受理機構の名称のうちの一項目又は二項の内容について記載漏れ又は記載ミスがあった場合、国務院特許行政部門は出願人に指定期限内に補正するよう通知する。期限満了で補正しなかった場合、優先権を主張していないものとみなす。優先権を主張する出願人の氏名又は名称が先願の書類副本に記載される出願人の氏名又は名称と一致しない場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。当該証明材料を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。意匠特許出願の出願人が外国優先権を主張し、その先願には意匠の簡単な説明を備えないが、出願人は本細則第二十八条の規定に基づいて提出した簡単な説明が先願書類における図面又は写真に示めされる範囲を超えていない場合、その優先権の主張には影響しない。」

十八、第三十六条を第三十五条に改め、以下のとおりに修正する。「専利法第三十一条第2項の規定に基づき、同一製品における複数の類似意匠を一件の出願として提出する場合、当該製品における他の設計は簡単な説

明で指定された基本設計と類似しなければならない。一件の意匠特許出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。専利法第三十一条第 2 項にいう同一類別でかつセットで販売又は使用される製品の二つ以上の意匠とは、それぞれの製品が分類表の中の同一大分類に属し、慣習上同時に販売又は同時に使用し、かつ各製品の意匠に同じ設計思想をもつことを指す。二つ以上の意匠を一つの出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれの意匠製品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。」

十九、第四十四条第一項を以下のとおりに修正する。「専利法第三十四条と第四十条に言う予備審査とは、特許出願が専利法第二十六条又は第二十七条に規定する書類とその他の必要な書類を具備しているか、これらの書類が規定の書式に合致しているかを指し、さらに以下の各項を審査する。

(1) 発明特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第 1 項、第二十条第 1 項又は本細則第十六条、第二十六条第 2 項の規定に合致していないではないか、専利法第二条第 2 項、第二十六条第 5 項、第三十一条第 1 項、第三十三条又は本細則第十七条～第二十一条の規定に明らかに合致していないではないか。

(2) 実用新案特許出願が専利法第五条、第二十五条に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第 1 項、第二十条第 1 項又は本細則第十六条～第十九条、第二十一条～第二十三条の規定に合致していないではないか、専利法第二条第 3 項、第二十二条第 2 項、第 4 項、第二十六条第 3 項、第 4 項、第三十一条第 1 項、第三十三条又は本細則第二十条、第四十三条第 1 項の規定に明らかに合致していないではないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないではないか

(3) 意匠特許出願が専利法第五条、第二十五条第 1 項第 (6) 号に規定される状況に明らかに属しているか、専利法第十八条、第十九条第 1 項又は本細則第十六条、第二十七条、第二十八条の規定に合致しないではないか、専利法第二条第 4 項、第二十三条第 1 項、第二十七条第 2 項、第三十一条第 2 項、第三十三条或いは本細則第四十三条第 1 項の規定に明らかに合致していないではないか、専利法第九条の規定に基づいて特許権を取得できないではないか。

(4) 出願書類が本細則第二条、第三条第 1 項の規定に合致するか。」二十、一条を増加し、第五十五条とする。「機密保持特許出願は審査を経て拒絶理由が見つからなかった場合、国務院特許行政部門は機密保持特許権の付与決定を行い、機密保持特許証書を発行し、機密保持特許権の関連事項について登記しなければならない。」

二十一、第五十五条を第五十六条に改め、以下のとおりに修正する。「実用新案又は意匠特許権の付与決定が公告された後、専利法第六十条に規定される特許権者又は利害関係者は特許権評価報告書の作成を国務院特許行政部門に請求することができる。特許権評価報告書の作成を請求する場合は、特許権評価報告請求書を

提出し、特許番号を明記しなければならない。一つの請求は一つの特許権に限るものとする。特許権評価報告請求書が規定に合致しない場合、国務院特許行政部門は指定の期限内に補正するよう請求人に通知しなければならない。期限が満了になっても請求人が補正を行わない場合、請求が提出されなかったものと見なす。」

二十二、第五十六条を第五十七条に改め、以下のとおりに修正する。「国務院特許行政部門が特許権評価報告請求書を受け取ってから2ヶ月以内に、特許権評価報告を作成しなければならない。同一する実用新案或いは意匠特許権に対して、複数の請求人が特許権評価報告を請求する場合、国務院特許行政部門は評価報告を1式だけ作成する。いかなる機関又は個人でも当該特許権評価報告を閲覧又は複製することができる。」

二十三、第五十九条を第六十条に改め、一項を増加し、第二項とする。「再審請求が専利法第十九条第1項又は第四十一条第1項の規定に合致しない場合、専利複審委員会は受理せず、書面をもって再審請求者に通知すると同時に理由を説明する。」

二十四、第七十一条を第七十二条に改め、第二項を以下のとおりに修正する。「専利複審委員会が決定を下す前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げ、或いはその無効宣告請求が取り下げられたと見なされる場合は、無効宣告請求審査手続きは終了する。ただし、専利複審委員会はすでに行った審査で特許権の無効又は一部無効を宣告する決定を下すことができると考える場合は、審査手続きを終了しない。」

二十五、一条を増加し、第七十三条とする。「専利法第四十八条第(1)号に言うその特許を十分に実施していないとは、特許権者及びその被許諾者がその特許を実施する方法又は規模が特許製品又は特許方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。専利法第五十条に言う特許権を取得した薬品とは、公衆健康問題の解決に必要な医薬品分野の如何なる特許製品或いは特許方法により直接に獲得した製品を指し、特許権を取得した、当該製品の製造に必要な活性成分及び当該製品の使用に必要な診断用品を含む。」

二十六、第七十二条を第七十四条に改め、以下のとおりに修正する。「強制実施許諾を請求する場合は、国務院特許行政部門に強制実施許諾請求書を提出して、理由を説明すると同時に関係証明書類を添付しなければならない。国務院特許行政部門は強制実施許諾請求書の副本を特許権者に送達しなければならない。特許権者は国務院特許行政部門の指定する期限内に意見を陳述しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、国務院特許行政部門が決定を下すのに影響しない。国務院特許行政部門は、強制実施許諾請求を拒絶する決定又は強制実施許諾を付与する決定を下す前に、その下す決定及びその理由について請求人と特許権者に通知しなければならない。国務院特許行政部門が専利法第五十条の規定に基づいて下した強制実施許諾の決定は、中国が保留にしたものを除き、中国が締結又は参加した関連国際条約における、公衆健康問題の解決のための強制実施許諾を付与することに係わる規定に同時に合致しなければならない。」

二十七、一条を増加し、第七十六条とする。「特許権が付与された機関は専利法第十六条に規定する奨励、報

酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定するか、若しくは法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。企業、事業単位が発明者又は創作者に与える奨励、報酬は国の関連財務、会計制度の規定に基づいて処理する。」

二十八、第七十四条を第七十七条に改め、以下のとおりに修正する。「特許権が付与された機関は、発明者又は考案者と専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権公告日より3ヵ月以内に発明者又は考案者に報奨を支給しなければならない。発明特許一件あたりの報奨は3,000元を下回ってはならず、実用新案特許又は意匠特許一件あたりの報奨は1,000元を下回ってはならない。発明者又は考案者の意見が所属機関に採用されたことにより完成された発明創造については、特許権が付与された機関は、優遇して報奨を支給しなければならない。」

二十九、第七十五条と第七十六条を併合し、第七十八条として、以下のとおりに修正する。「特許権が付与された機関は、専利法第十六条に規定する奨励、報酬の方式と金額について発明者又は考案者と約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許権の有効期限内において、発明創造の特許が実施された後、毎年、同発明又は実用新案特許の実施により得られた営業利益の中から2%を下回らない金額、若しくは、当該意匠特許の実施により得られた営業利益の中から0.2%を下回らない金額を、報酬として発明者又は考案者に与え、或いは、上述の比率を参照して、一括で発明者又は創作者に報酬を与えなければならない。特許権が付与された機関が、その他の機関又は個人にその特許の実施を許諾した場合、取得した使用許諾料の10%を下回らない金額を報酬として発明者又は考案者に与えなければならない。」

三十、第七十七条を削除する。

三十一、第八十三条に一項を増加し、第二項とする。「特許標識が前項の規定に合致しない場合、特許業務を管理する部門より改正を命じる。」

三十二、第八十四条と第八十五条を併合し、第八十四条として、以下のとおりに修正する。「次に当てはまる行為は、専利法第六十三条に規定される特許詐称行為となる。

(一) 特許権が付与されていない製品又はその包装上に特許標識を表記するか、特許権が無効と宣告された後或いは終了した後でもなお、引き続き製品又はその包装上に特許標識を表記するか、若しくは許可を得ずに、製品又は製品の包装上に他人の特許番号を表記する

(二) 第(一)号に記述される製品の販売

(三) カタログなどの資料において、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計とし、特許出願を特許として、或いは許可を得ずに他人の特許番号を使用することで、係わる技術又は設計を特許

技術又は特許設計であると公衆に誤解させる。

(四) 特許証書、特許文書又は特許出願書類の偽造又は変造

(五) その他公衆を混同させ、特許権が付与されていない技術又は設計を特許技術又は特許設計であると誤認させる行為特許権が終了する前に法に基づいて特許製品、特許方法により直接取得した製品又はその包装上に特許標識を表記し、特許権終了後に当該製品の販売の申し出、販売をするものについては、特許詐称行為に属しない。特許詐称製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な由来を証明できる場合は、特許業務を管理する部門より販売停止を命じるが、罰金の処罰が免除される。」

三十三、第八十七条を以下のとおりに修正する。「人民法院が民事案件の審理において特許出願権又は特許権に対し保全措置を取る裁決を下した場合、国务院特許行政部門は特許出願番号又は特許番号が明記された裁定書と執行協力通知書を受領した日に、保全される特許出願権又は特許権の関連手続きを中止するものとする。保全期間満了後、人民法院が引き続き保全措置を取る裁定を下していない場合、国务院特許行政部門は関連手続きを自ら再開する。」

三十四、一条を増加し、第八十八条とする。「国务院特許行政部門が本細則第八十六条と第八十七条の規定に基づき関連手続きを中止するとは、特許出願の予備審査、実体審査、再審査手続き、特許権の付与手続きと特許権の無効宣告手続きの一時停止、特許権又は特許出願権の放棄、変更、譲渡手続き、特許権抵当手続き及び特許権期限満了前の終了手続きなどの一時停止のことを指す。」

三十五、第八十九条第一項を第九十条に改め、以下のとおりに修正する。「国务院特許行政部門は特許公報を定期的に出版し、下記の内容を公布又は公告する：

(一) 発明特許出願の書誌事項と要約書

(二) 発明特許出願の実体審査請求と国务院特許行政部門が発明特許出願に対し自発的に実体審査を行うこととの決定

(三) 発明特許出願公開後の拒絶、取り下げ、見なし取り下げ、見なし放棄、回復と移転

(四) 特許権の付与及び特許権の書誌事項

(五) 発明又は実用新案特許の要約書、意匠特許の図面又は写真一枚

(六) 国防特許、機密保持特許の機密保持の解除

(七) 特許権の無効宣告

(八) 特許権の終了、回復

(九) 特許権の移転

(十) 特許実施許諾契約の登記登録

- (十一) 特許権の抵当、保全及びその解除
- (十二) 特許実施強制許諾の付与
- (十三) 特許権者の氏名又は名称、住所の変更
- (十四) 公告による文書の送達
- (十五) 国務院特許行政部門がなした訂正
- (十六) その他の関連事項。」

三十六、第八十九条第二項を第九十一条に改め、以下のとおりに修正する。「国務院特許行政部門は特許公報、発明特許出願の単行本及び発明特許、実用新案特許、意匠特許の単行本を提供し、無料で公衆の閲覧に供するものとする。」

三十七、一条を増加し、第九十二条とする。「国務院特許行政部門は互惠の原則に基づき、他の国、地域の特許機関又は地域的な特許組織との特許文献の交換に責任を負う。」

三十八、第九十条を第九十三条に改め、以下のとおりに修正する。「国務院特許行政部門で特許出願とその他の手続きを行う際に、下記の費用を納めなければならない：

- (一) 出願費、出願付加費、公布印刷費、優先権主張費
- (二) 発明特許出願実体審査費、再審査費
- (三) 特許登録費、公告印刷費、年金
- (四) 権利回復請求費、期限延長請求費
- (五) 書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費前項に列挙された各費用の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門と国務院特許行政部門によって共同で定めるものとする。」

三十九、第九十二条を第九十五条に改め、第一項を以下のとおりに修正する。「出願人は出願日より2か月以内或いは受理通知書を受け取った日より15日以内に、出願費、公布印刷費と必要な出願付加費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、その出願が取り下げられたものとみなす。」

四十、第九十四条を削除する。

四十一、第九十七条を第九十九条に改め、以下のとおりに修正する。「権利回復請求費は本細則に規定される関連期限内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合、請求を提出しなかったと見なす。期限延長請求費は相応する期限満了日前に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。書誌事項変更費、特許権評価報告請求費、無効宣告請求費は、請求提出日より1ヵ月以内に納付しなければならない。期限が満了になっても未納付又

は納付不足の場合は、請求を提出しなかったと見なす。」

四十二、第九十八条を第百条に改め、以下のとおりに修正する。「出願人又は特許権者が本細則で規定された各費用の納付が困難な場合、規定に基づき国務院特許行政部門に減額又は延期納付の請求を提出することができる。減額又は延期納付の方法については、国務院財政部門と国務院価格管理部門、国務院特許行政部門と共同で定めるものとする。」

四十三、第百一条、第百三条、第百五条第一項の部分を併合し、第百三条として、以下のとおりに修正する。「国際出願の出願人は、特許協力条約第二条にいう優先権日（本章では“優先権日”と略す）より30ヶ月以内に、国務院特許行政部門で中国国内移行手続きをしなければならない。出願人が当該期限内に同手続きを行わなかった場合、期限延長費を支払うことによって、優先権日より32ヶ月以内に中国国内移行手続きを行うことができる。」

四十四、第百一条、第百三条、第百五条第一項の部分を併合し、第百四条として、以下のとおりに修正する。「出願人は本細則第百三条の規定に基づいて中国国内移行手続きを行う場合、下記の要求に合致しなければならない。

- (一) 中国語で中国国内移行の書面声明を提出し、国際出願番号と付与されたい特許の種類を明記する。
- (二) 本細則第九十三条第1項に規定する出願費、公布印刷費を納付し、必要に応じて本細則第百三条に規定した期限延長費を納付する。
- (三) 国際出願が外国語で提出された場合、最初の国際出願の明細書と特許請求の範囲の中国語訳を提出する。
- (四) 中国国内移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、前記内容が世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」と略称）での記録に一致しなければならない。国際出願に発明者を明記しなかった場合、前記声明において発明者の氏名を明記する。
- (五) 国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語訳を提出し、図面と要約図がある場合、図面の副本と要約図の副本を提出、図面の中に文字がある場合、それを該当する中国語に書き換え、国際出願が中国語で提出された場合、国際公布書類の中の要約と要約図の副本を提出する。
- (六) 国際段階においてすでに国際事務局で出願人変更手続きをした場合は、変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出する。
- (七) 必要に応じて本細則第九十三条第1項に規定される出願付加費を納付する。本条第1項第(一)号～第(三)号の要求に合致する場合、国務院特許行政部門は出願番号を付し、国際出願の中国国内移行の日付（以下「移行日」と略称）を明確にし、かつ出願人にその国際出願がすでに中国国内に移行した旨を通知しな

ればならない。国際出願がすでに中国国内に移行したが、本条第1項第(四)号～第(七)号の要求に合致しない場合、国务院特許行政部門は指定期限内での補正を出願人に通知しなければならない。期限が満了になっても補正しなかった場合、その出願が取り下げられたものと見なす。」

四十五、第百条第二項と第百二条を併合し、第百五条として、以下のとおりに修正する。「国際出願は次に掲げる事項の一つに該当する場合、その中国における効力は終了するものとする。

(一) 国際段階において、国際出願が取り下げられ又は見なし取り下げとされ、若しくは国際出願の中国指定が取り下げられた。

(二) 出願人は優先権日より32ヵ月以内に、本細則第百三条の規定によって中国国内移行手続きを行わなかった。

(三) 出願人が中国国内移行手続きを行っているが、優先権日より32ヵ月の期限が満了になってもなお本細則第百四条第(一)号～第(三)号の要求に合致しない。前項第(一)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条の規定を適用しない。前項第(二)号、第(三)号の規定に基づいて国際出願は中国における効力が終了した場合、本細則第六条第2項の規定を適用しない。」

四十六、第百四条を第百六条に改め、以下のとおりに修正する。「国際出願が国際段階において修正が行われ、出願人は修正された出願書類を基に審査を行うよう求める場合、移行日より2ヵ月以内に修正部分の中国語訳を提出しなければならない。当該期間内に中国語訳文を提出していない場合は、出願人が国際段階において提出した修正について、国务院特許行政部門は考慮しないものとする。」

四十七、第百五条を第百七条に改め、以下のとおりに修正する。「国際出願に関わる発明創造が、専利法第二十四条第(一)号又は第(二)号に挙げられた状況のいずれか一つに該当し、国際出願を提出時に声明をしている場合、出願人は中国国内移行書面声明の中でそれを説明し、かつ移行日より2ヵ月以内に本細則第三十条第三項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。説明しない或いは期限が満了しても証明文書を提出しなかった場合、その出願が専利法第二十四条の規定を適用しない。」

四十八、一条を増加し、第百九条とする。「国際出願に係わる発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国国内移行書面声明の中にそれを説明し、かつ国务院特許行政部門が制定した書式に記入しなければならない。」

四十九、第百七条を第百十条に改め、第二項を以下のとおりに修正する。「出願人は移行日から2ヵ月以内に優先権主張費を納付しなければならない。期限が満了になっても未納又は納付不足の場合、当該優先権を主張していないものと見なす。」第四項を削除する。

五十、第百九条を第百十二条に改め、第一項を以下のとおりに修正する。「実用新案特許の取得を求める国際

出願について、出願人は移行日より 2 ヶ月以内に自発的に特許出願書類を修正することができる。」

五十一、第百十三条と第百十四条を削除する。この他、2008 年 12 月 27 日に審議採択した「全国人民代表
大会常務委員会『中華人民共和国専利法』の改正に関する決定」に基づき、「中華人民共和国専利法実施細則」
の引用した「中華人民共和国専利法」の条文を相応的に改正して、又は部分条項順序と文字も相応的に調整
した。

本決定は 2010 年 2 月 1 日から実施する。

「中華人民共和国専利法実施細則」を本決定に基づき、相応的に改正して、改めて公布する。

商標法実施条例⁸⁹

(2002年8月3日中華人民共和國國務院令第358号公布、2014年4月29日中華人民共和國國務院令第651号改正)

目次

第一章 総則

第二章 商標登録の出願

第三章 商標登録出願の審査

第四章 登録商標の変更、譲渡、更新

第五章 マドリッド商標国際登録

第六章 商標審判

第七章 商標使用の管理

第八章 商標権の保護

第九章 商標代理

第十章 附則

第一章 総則

第一条 「中華人民共和國商標法」(以下「商標法」と略称。)に基づき、本条例を制定する。

第二条 本条例における商品商標に関する規定は、役務商標にも適用する。

第三条 商標権保有者が商標法第十三条の規定に基づいて馳名商標の保護を請求する場合には、その商標が馳名商標に該当する証拠を提出しなければならない。商標局及び商標評審委員会は、商標法第十四条の規定に基づいて、審査処理する案件の必要及び当事者の提出した証拠資料をもとに、その商標の馳名状況について認定する。

第四条 商標法第十六条に定める地理的表示は、商標法及び本条例の規定に基づき、証明商標又は団体商標として登録出願することができる。地理的表示が証明商標として登録される場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当

⁸⁹2014年4月30日付け國務院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/zhengce/2014-04/30/content_2670953.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

該証明商標を管理する組織はそれを承認しなければならない。地理的表示が団体商標として登録される場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求することができ、当該団体、協会又はその他の組織はその定款により会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求しない場合であっても、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会又はその他の組織はそれを禁止する権利を有しない。

第五条 当事者が商標代理機構に、商標登録出願又はその他の商標関連手続を委託する場合には、代理委託書を提出しなければならない。代理委託書には、代理内容及びその権限を明記しなければならない。外国人又は外国企業の代理委託書には、委託人の国籍を明記しなければならない。外国人又は外国企業の代理委託書及びその関連証明書類の公証、認証手続は、対等の原則に基づき行わなければならない。商標登録出願又は商標権の譲渡にあたり、商標登録出願人又は商標権譲渡の譲受人が外国人又は外国企業である場合には、願書において、商標局、商標評審委員会の後続の商標業務に関する法律文書を受け取る中国国内の受取人を指定しなければならない。商標局、商標評審委員会の後続の商標業務に関する法律文書は、中国国内の受取人に送達する。商標法第十八条にいう外国人又は外国企業とは、中国に恒常的居所又は営業所を有していない外国人又は外国企業をいう。

第六条 商標登録出願又はその他の商標関連手続を行う場合には、中国語を使用しなければならない。商標法及び本条例の規定に従って提出する各種の証書、証明書類及び証拠資料が外国語のものである場合には、中国語訳文を添付しなければならない。それを添付していない場合には、当該証書、証明書類又は証拠資料を提出しなかったものとみなす。

第七条 商標局、商標評審委員会の職員が以下に掲げるいずれかに該当する場合には、忌避しなければならない。当事者又は利害関係人は、その忌避を請求することができる。

- (1) 当事者若しくは当事者又は代理人の近親者である場合
- (2) 当事者又は代理人とその他の関係を有し、公正を妨げるおそれがある場合
- (3) 商標登録出願又はその他の商標関連手続について利害関係を有する場合

第八条 商標法第二十二条に定める電子文書方式により商標登録出願等の関連書類を提出する場合には、商標局又は商標評審委員会の規定に基づきインターネットを通じて提出しなければならない。

第九条 本条例第十八条に定める場合を除き、当事者が商標局又は商標評審委員会に提出する書類又は資料の提出日について、手交する場合には、手交日を提出日とし、郵送する場合には、差出しの消印日を提出日とし、消印が明らかでない又はない場合には、商標局又は商標評審委員会が実際に受取った日を提出日とす

る。ただし、当事者が実際の消印日の証拠を提出する場合を除く。郵政企業以外の宅配業者を通じて提出した場合には、宅配業者が実際に集荷発送した日を提出日とする。集荷発送日が不明である場合には、商標局又は商標審査委員会が実際に受取った日を提出日とする。ただし、当事者が実際の集荷発送日の証拠を提出する場合は除く。電子文書方式で提出した場合には、商標局又は商標審査委員会の電子システムに入った日を提出日とする。当事者は、商標局又は商標審査委員会に書類を郵送する場合には、受取証が付く郵便を利用しなければならない。当事者が商標局又は商標審査委員会に提出する書類について、書面により提出した場合には、商標局又は商標審査委員会の保存するファイルの記録に準ずる。電子文書方式で提出した場合には、商標局又は商標審査委員会のデータベースの記録に準ずる。ただし、当事者が商標局又は商標審査委員会のファイル、データベースの記録に誤りがあることを確かに証明できる場合を除く。

第十条 商標局又は商標審査委員会は、各種書類を郵送、手交、電子的方式又はその他の方式によって当事者に送達することができる。電子的方式により当事者に送達する場合、当事者の同意を得なければならない。当事者が商標代理機構に委託する場合には、書類を当該代理機構に送達したことにより、当事者に送達したものとみなす。商標局又は商標審査委員会が当事者に各種書類を送達する送達日について、郵送した場合には、当事者受取りの消印日を提出日とし、消印が明らかではない若しくはない場合、書類を発送した日から15日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。ただし、当事者が実際の受取日を証明する場合を除く。手交した場合には、手交日を提出日とする。電子文書により送達した場合には、書類を発送した日から15日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。ただし、書類がその電子システムに入った日を証明できる場合を除く。上記方式により書類を送達することができない場合には、公告をもって当事者に送達したものとすることができ、公告を公布した日から30日の満了をもって当事者に送達したものとみなす。

第十一条 下記の期間は、商標審査及び審理の期間に計上しない。

- (一) 商標局又は商標審査委員会の書類が公告により送達される期間
- (二) 当事者が証拠の補足又は書類の補正を必要とする期間、及び当事者変更により再答弁が必要とされる期間
- (三) 同日出願について、使用証拠提出及び協議、抽選が必要とされる期間
- (四) 優先権の確定を待つ期間
- (五) 審査及び審理中に、事件の申請人の請求により、先行権利事件の審理結果を待つ期間

第十二条 本条第二項の規定以外に、商標法及び本条例に定める各種期間の初日は期間内に計上しない。年又は月で期間を計算する場合、期間の最後の月の対応日を期間満了日とする。その月に対応日がない場合、そ

の月の最後の日を期間満了日とする。期間満了日が休祭日である場合、休祭日後の最初の営業日を期間満了日とする。商標法第三十九条、第四十条に定める登録商標の有効期間は、法定日より起算し、期間の最終の月の対応日の前日を期間満了日とし、その月に対応日がない場合には、その月の最後の日を期間満了日とする。

第二章 商標登録の出願

第十三条 商標登録出願する場合、公布された商品及び役務分類表に基づいて、記入、出願しなければならない。商標登録出願一件毎に、「商標登録願書」1通、商標見本1部を提出しなければならない。色彩の組合せ又は着色見本を商標登録出願する場合には、着色見本の他に、白黒見本を1部提出しなければならない。色彩を指定しない場合、白黒見本を提出しなければならない。商標見本は、明瞭で、貼付しやすく、光沢のある丈夫な紙に印刷されたものとし、又は代用写真を用いることとしなければならない。縦及び横が、10cmを超えず、5cmを下回らない大きさのものでなければならない。立体的形状を商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、商標の使用方式を説明するとともに、立体的形状を確定できる見本を提出しなければならない。提出する商標見本は少なくとも三面図を含まなければならない。色彩の組合せを商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、商標の使用方式を説明しなければならない。音声標識を商標登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、要件に適合する音声見本を提出するとともに、登録出願する音声商標、商標の使用方式を説明しなければならない。音声商標を説明する場合には、五線譜又は略譜により商標として出願する音声について説明すると共に、文字説明を添付しなければならない。五線譜又は略譜により説明できない場合には、文字により説明しなければならない。商標に対する説明は音声見本と一致しなければならない。団体商標、証明商標を登録出願する場合には、その旨を願書に声明し、主体資格証明書類と使用管理規則を提出しなければならない。商標が外国語文字である又は外国語文字を含む場合には、その意味を説明しなければならない。

第十四条 商標登録出願する場合、出願人は身分証明書を提出しなければならない。商標登録出願人の名義はその提出した証明書類と一致しなければならない。前項の出願人がその身分証明書を提出することに関する規定は、商標局に提出する変更、譲渡、更新、異議、取消等その他の商標出願関連事項にも適用する。

第十五条 商品又は役務に関する項目の名称は、商品・役務分類表に記載された分類番号及び名称に基づき記入されなければならない。商品又は役務に関する項目の名称が商品・役務分類表に記載されていない場合には、当該商品又は役務の説明を添付しなければならない。

商標登録出願等の関係書類は、紙文書で提出する場合には、タイプ又は印刷されたものでなければならない。

本条第二項の規定は、その他の商標出願関連事項にも適用する。

第十六条 同一の商標を共同で商標登録出願する又はその他の共同商標関連手続きを行う場合には、願書において代表者を一名指定しなければならない。代表者の指定がない場合には、願書の一番目に記載された者を代表者とする。商標局及び商標評審委員会の文書は代表者に送達しなければならない。

第十七条 出願人がその名義、住所、代理人、書類受取人を変更し、又は指定商品を減縮する場合には、商標局に変更手続を行わなければならない。出願人がその商標登録出願を譲渡する場合には、商標局に譲渡手続を行わなければならない。

第十八条 商標登録の出願日は、商標局が出願書類を受け取った日とする。商標登録出願手続が完備され、出願書類が規定のとおりに入力され、費用が支払われた場合には、商標局はこれを受理し、出願人に通知する。出願手続に不備があり、出願書類が規定のとおりに入力されていない又は費用が支払われていない場合には、商標局はこれを受理せず、書面により出願人に通知し、理由を説明する。出願手続が基本的に完備され又は出願書類が基本的に規定を満たしているが、補正を必要とする場合には、商標局は出願人に補正するよう通知し、通知を受け取った日から 30 日以内に指定した内容に基づき補正し、商標局に再提出するよう求める。規定の期間内に補正し商標局に再提出した場合には、出願日を維持する。期間内に補正しなかった又は求めのとおりに入力しなかった場合には、商標局はこれを受理せず、出願人に書面で通知する。本条第二項に定める受理の条件に関する規定は、その他の商標事項にも適用する。

第十九条 二又は二以上の出願人が、同一又は類似する商品について、同一又は類似する商標をそれぞれ同日に登録出願した場合、各出願人は商標局の通知を受け取った日から 30 日以内に、その登録出願前に当該商標を使用した証拠を提出しなければならない。同日に使用し又はいずれも使用していなかった場合、各出願人は、商標局の通知を受け取った日から 30 日以内に、自発的に協議することができ、かつ、協議書を商標局に送付しなければならない。協議に応じられない又は協議が整わなかった場合、商標局は、各出願人に、抽選で出願人一名確定するよう通知し、その他の出願人による登録出願を拒絶する。商標局が通知したにもかかわらず出願人が抽選に参加しなかった場合、出願を放棄したものとみなす。商標局はその旨を書面により抽選に参加しなかった出願人に通知しなければならない。

第二十条 商標法第二十五条の規定に基づき優先権を主張する場合には、出願人が第一国に提出した商標登録出願書類の副本は、当該出願を受理した商標主管機関により証明されたものであり、かつ、出願日と出願番号が明記されたものでなければならない。

第三章 商標登録出願の審査

第二十一条 商標局は、受理した商標登録出願について、商標法及び本条例の関連規定に基づき審査し、その登録出願が規定を満たした場合又は一部の指定商品について登録要件を満たした場合には、これを初歩査定し、公告する。商標登録出願が規定を満たさなかった又は一部の指定商品について登録要件を満たさなかった場合には、これを拒絶し又はその一部の指定商品について商標を使用することを拒絶し、かつ、書面により出願人に通知し、その理由を説明する。

第二十二条 商標局が一部の指定商品について商標登録出願を拒絶する場合、出願人は、当該出願の初歩査定された一部の出願を別の出願に分割することができ、分割後の出願は、ものと出願の出願日を維持する。分割する必要がある場合には、出願人は商標局の「商標登録出願一部拒絶通知書」を受け取った日から 15 日以内に、商標局に分割出願を提出しなければならない。商標局は分割出願を受け取った後、もとの出願を二件に分割し、分割された初歩査定出願に新しい出願番号を与え、公告しなければならない。

第二十三条 商標法第二十九条の規定により、商標局が商標登録出願の内容について説明又は補正する必要があると判断した場合には、出願人は商標局の通知を受け取った日から 15 日以内に説明又は補正しなければならない。

第二十四条 商標局に初歩査定され、かつ、公告された商標について異議を申し立てる場合には、異議申立人は、商標局に下記の異議申立資料を一式二部提出し、正本、副本と明記しなければならない。

(一) 商標異議申立書

(二) 異議申立人の身分証明書

(三) 商標法第十三条第二項と第三項、第十五条、第十六条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条の規定に違反したとして異議を申し立てる場合、異議申立人は先行権利者又は利害関係人である証明を提出しなければならない。商標異議申立書に明確な請求と事実根拠を記入し、関連証拠資料を添付しなければならない。

第二十五条 商標局は異議申立書を受け取った後、審査を経て受理条件を満たすと判断した場合には、それを受理し、申立人に受理通知書を送付する。

第二十六条 商標異議申立てが下記のいずれかに該当する場合には、商標局はそれを受理せず、書面により申立人にその旨を通知し、理由を説明する。

(一) 法定期間内に提出しなかった場合

(二) 申立人の主体資格、異議理由が商標法第三十三条の規定を満たさなかった場合

(三) 明確な異議理由、事実と法的根拠がない場合

(四) 同一異議申立人が同一理由、事実及び法的根拠をもって、同一商標について再度異議申立書を提出し

た場合

第二十七条 商標局は、商標異議申立資料の副本を適時に被異議申立人に送付し、商標異議申立資料の副本を受け取った日から 30 日以内に答弁させなければならない。被申立人が答弁しなくとも商標局による決定は妨げられない。

当事者は、異議申立書を提出した又は答弁した後、関連証拠資料を補充する必要がある場合には、商標異議申立書又は答弁書にその旨を声明し、かつ、商標異議申立書又は答弁書を提出した日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合には、当事者は関連証拠資料の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に発生した証拠、又は当事者がその他の正当な理由をもって期間満了前に提出できない証拠を期間満了後に提出した場合には、商標局は当該証拠を相手方当事者に提示し、かつ、反対尋問を経てそれを採用することができる。

第二十八条 商標法第三十五条第三項及び第三十六条第一項にいう不登録決定は、一部の指定商品についての不登録決定を含む。異議を申し立てられた商標は、商標局が登録を決定するか、又は登録をしない決定をする前に、登録公告が発行された場合には、その登録公告を取り消す。審査により異議が成立せず登録を認められた場合には、登録を認める決定が発効した後、改めて登録公告を掲載する。

第二十九条 商標登録出願人又は商標登録人が、商標法第三十八条の規定に基づき訂正申請を提出する場合には、商標局に訂正申請書を提出しなければならない。訂正条件を満たした場合には、商標局はそれを承認した後に関連内容を訂正する。訂正条件を満たさなかった場合には、商標局はそれを承認せず、申請人にその旨を通知し、理由を説明する。既に初歩査定公告又は登録公告を掲載された商標は、訂正後に、訂正公告を掲載する。

第四章 登録商標の変更、譲渡、更新

第三十条 商標登録人の名義、住所又はその他の登録事項を変更する場合には、商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標登録人の名義を変更する場合には、さらに関係登録機関が発行した変更証明書類を提出しなければならない。商標局は、承認した後、商標登録人に相応の証明を付与し、かつ、公告する。承認しなかった場合には、書面により申請人に通知し、その理由を説明しなければならない。商標登録人の名義又は住所を変更する場合には、商標登録人はその登録商標の全部を一括して変更しなければならない。一括して変更しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正しなかった場合には、変更申請を放棄したものとみなし、商標局はその旨を書面により申請人に通知しなければならない。

第三十一条 登録商標を当事者間の協議により譲渡する場合には、譲渡人と譲受人は商標局に「登録商標譲渡

申請書」を提出しなければならない。登録商標譲渡申請の手続きは譲渡人と譲受人が共同で行う。商標局は登録商標譲渡申請を承認した後、譲受人に相応の証明書を交付し、かつ、公告する。登録商標を譲渡する際、商標登録人がその同一又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を一括して譲渡しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正されなかった場合には、当該登録商標の譲渡申請を放棄したものとみなし、商標局はその旨を書面により申請人に通知しなければならない。

第三十二条 譲渡以外の継承等その他の理由により、商標権の移転が発生する場合には、当該商標権を受ける当事者は、関係証明書類又は法律文書をもって、商標局に商標権の移転手続きをしなければならない。商標権を移転する場合には、商標権者は、同一又は類似する商品について登録した同一又は類似する商標を一括して移転しなければならない。一括して移転しなかった場合には、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正しなかった場合には、当該登録商標移転申請を放棄したものとみなし、商標局は書面により申請人にその旨を通知しなければならない。商標移転申請を承認した後、それを公告する。当該商標権の移転を受ける当事者は、公告日から商標専用権を有することになる。

第三十三条 登録商標の更新登録をする必要がある場合には、商標局に商標更新登録申請書を提出しなければならない。商標局はそれを承認し、相応の証明書を発行し、かつ、公告する。

第五章 マドリッド商標国際登録

第三十四条 商標法第二十一条に定める商標国際登録とは、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」（以下「マドリッド協定」という。）、「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」（以下「マドリッド議定書」という。）及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定及びその協定議定書の共同実施細則」の規定に基づいて出願するマドリッド商標国際登録をいう。マドリッド商標国際登録出願は、中国を第一国とする商標の国際登録出願、中国を指定する領域指定出願及びその他関連出願を含む。

第三十五条 中国を第一国として商標国際登録を出願する場合、中国において真実で有効な営業場所を設けているか、中国において住所を有するか、又は中国国籍を有しなければならない。

第三十六条 本条例第三十五条の規定を満たす出願人は、その商標が既に商標局に登録されている場合、マドリッド協定に基づいて当該商標の国際登録を出願することができる。本条例第三十五条の規定を満たす出願人は、その商標が既に商標局に登録され、又は商標局に商標登録出願を提出し受理された場合、マドリッド議定書に基づいて同商標の国際登録を出願することができる。

第三十七条 中国を第一国として商標国際登録を出願する場合、商標局経由で世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」という。）に出願しなければならない。中国を第一国とする場合、マドリッド協定に

関連する商標国際登録の事後指定、放棄、取消は、商標局経由で国際事務局に出願しなければならない。マドリッド協定に関連する商標国際登録の譲渡、削減、変更、更新は、商標局経由で国際事務局に出願することもできれば、直接に国際事務局に出願することもできる。中国を第一国とする場合、マドリッド議定書に関連する商標国際登録の事後指定、譲渡、削減、放棄、取消、変更、更新は、商標局経由で国際事務局に出願することもできれば、直接に国際事務局に出願することもできる。

第三十八条 商標局経由で国際事務局に商標国際登録出願及びその他関連出願事項を行う場合、国際事務局と商標局の要求を満たす願書及び関連書類を提出しなければならない。

第三十九条 商標国際登録出願の指定商品又は役務は、国内の基礎出願又は基礎登録の商品又は役務の範囲を超えてはならない。

第四十条 商標国際登録出願の手續に不備があり、又は出願書類が規定のとおりに入力されていない場合、商標局はこれを受理せず、出願日を維持しない。出願手續が基本的に完備し又は出願書類が基本的に規定を満たしているが、補正を必要とする場合、出願人は補正通知書を受け取った日から 30 日以内に補正しなければならない。期間内に補正しなかった場合、商標局はこれを受理せず、その旨を書面により出願人に通知する。

第四十一条 商標局経由で国際事務局に商標国際登録出願及びその他関連出願事項を行う場合、規定に従って費用を納付しなければならない。出願人は商標局の費用納付通知書を受け取った日から 15 日以内に、商標局に費用を納付しなければならない。期間内にも納付しなかった場合、商標局はその出願を受理せず、その旨を書面により出願人に通知する。

第四十二条 商標局はマドリッド協定又はマドリッド議定書に規定される拒絶期間（以下「拒絶期間」という。）内に、商標法及び本条例の関連規定に従って中国を指定する領域指定出願を審査し、決定を下し、国際事務局に通知する。商標局が拒絶期間内に拒絶又は一部を拒絶する旨の通知を送付しなかった場合、当該領域指定出願は承認されたものとみなす。

第四十三条 中国を指定する領域指定出願人は、立体的図形、色彩の組合せ、音声標識を商標として保護するか、又は団体商標、証明商標として保護を要求する場合、同商標が国際事務局の国際登録簿に登録された日から 3 ヶ月以内に、法に従って設立した商標代理機構を通じて、商標局に本条例第十三条に規定される関連資料を提出しなければならない。上記期間内に関連資料を提出しなかった場合、商標局は当該領域指定出願を拒絶する。

第四十四条 世界知的所有権機関は、商標国際登録の関連事項を公告する。商標局は、別途公告しない。

第四十五条 中国を指定する領域指定出願に対し、世界知的所有権機関の「国際商標公報」が出版された翌月

の1日から3ヶ月以内に、商標法第三十三条に規定される条件を満たす異議申立人は、商標局に異議申立てを提出することができる。商標局は、拒絶期間内に、異議申立ての関連状況を拒絶決定の形で国際事務局に通知する。被異議申立人は、国際事務局から転送された拒絶通知書を受け取った日から30日以内に答弁することができる。答弁書及び関連証拠資料は、法に従って設立した商標代理機構を通じて提出しなければならない。

第四十六条 中国で保護を取得した国際登録商標の有効期間は、国際登録日又は後に指定する日から起算する。有効期間が満了する前に、登録人は、国際局に更新を請求することができ、有効期間内に更新を請求しない場合、6ヶ月の猶予期間を与えることができる。商標局は、国際局の更新通知を受け取った後、法に基づいて審査を行う。国際局が更新しない旨通知した場合、当該国際登録商標を抹消する。

第四十七条 中国を指定する領域指定出願の譲渡手続を行う場合、譲受人は締約国に真実で有効な営業所を有するか、締約国に住所を有するか、又は締約国の国民でなければならない。

譲渡人は、その同一又は類似する商品若しくは役務について登録した同一又は類似する商標を一括して譲渡しなかった場合、商標局は国際商標登録人に、通知を出した日から3ヶ月以内に補正するよう通知する。期間満了しても補正しておらず、又は譲渡により混同又はその他の悪い影響をきたすおそれがある場合、商標局は、当該譲渡が中国において無効である旨の決定を出し、国際事務局に声明する。

第四十八条 中国を指定する領域指定出願の減縮を行う際、減縮した後の商品又は役務が、中国の商品若しくは役務の分類に関する要件を満たさず、又はもとの指定商品若しくは役務の範囲を超えている場合には、商標局は、当該減縮が中国において無効である旨の決定を出し、国際事務局に声明する。

第四十九条 商標法第四十九条第二項に基づき、国際登録商標の取消しを請求する場合、当該商標国際登録出願の拒絶期間満了日から3年満了後に、商標局に請求しなければならない。拒絶期間の満了時においても、再審又は異議に関係する手続期間中である場合、商標局又は商標評審委員会による登録を認める決定の発効日より3年満了後に、商標局に申請しなければならない。商標法第四十四条第一項の規定に基づき、国際登録商標の無効宣告を請求する場合、同商標国際登録出願の拒絶期間の満了後に、商標評審委員会に請求しなければならない。拒絶期間満了時に、再審又は異議に関係する手続が拒絶された場合、商標局又は商標評審委員会による登録を認める決定が発効した後、商標評審委員会に請求しなければならない。商標法第四十五条第一項の規定に基づき、国際登録商標の無効宣告を請求する場合、同商標国際登録出願の拒絶期間が満了した日から5年以内に、商標評審委員会に請求しなければならない。拒絶期間満了時に、再審又は異議に関係する手続が拒絶された場合、商標局又は商標評審委員会による、登録を認める決定の発効日から5年以内に、商標評審委員会に請求しなければならない。悪意による登録については、馳名商標の所有者は、5年

の時間制限を受けない。

第五十条 商標法及び本条例の以下の条項の規定は、商標国際登録に関する手続きに適用されない。

- (一) 商標法第二十八条、第三十五条第一項に定める審査及び審理期間に関する規定
- (二) 本条例第二十二条、第三十条第二項
- (三) 商標法第四十二条及び本条例第三十一条に定める、商標譲渡は、譲渡人及び受譲人が共同で申請し、手続きを行うことに関する規定

第六章 商標審判

第五十一条 商標審判とは、商標評審委員会が商標法第三十四条、第三十五条、第四十四条、第四十五条、第五十四条の規定に基づき、商標紛争事項を審理することをいう。当事者が商標評審委員会に商標審判を請求するにあたって、明確な請求、事実、理由及び法的根拠がなければならず、関連証拠を提出しなければならない。商標評審委員会は、事実に基づき、法に従って審判を行う。

第五十二条 商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局の拒絶決定及び出願人が再審を請求した事実、理由、請求及び審判時の事実状態等を踏まえて審理を行わなければならない。商標評審委員会は、商標局の商標登録出願拒絶決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、出願商標が商標法第十条、第十一条、第十二条と第十六条第一項に規定する場合に該当し、商標局が上記条項に基づいて拒絶決定をしていない場合、上記条項に基づいて再審を求める請求を拒絶する決定を下すことができる。商標評審委員会は、再審決定を下す前に、出願人の意見を聴取しなければならない。

第五十三条 商標評審委員会は、商標局の不登録決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、登録を認めない商標局の決定及び出願人が再審を申立てた事実、理由及び異議申立人が提出した意見について審理を行わなければならない。商標評審委員会は、商標局の不登録決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、異議申立人に参加し、意見を提出するよう通知しなければならない。異議申立人の意見が事件の審理結果に実質的に影響する場合、審判の理由とすることができる。異議申立人が参加せず、又は意見を提出しなかった場合、事件の審理に影響しない。

第五十四条 商標評審委員会は、商標法第四十四条、第四十五条に基づいて登録商標の無効宣告を請求する事件を審理するにあたって、当事者の請求と答弁した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

第五十五条 商標評審委員会は、商標局が商標法第四十四条第一項の規定に基づき下した登録商標無効宣告

決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局の決定及び申立人が再審を請求した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

第五十六条 商標評審委員会は、商標局が商標法第四十九条の規定に基づき下した登録商標取消決定又は維持決定に不服がある再審事件を審理するにあたって、商標局が登録商標取消決定又は維持決定を下す際、及び当事者が再審を請求した際に依拠した事実、理由及び請求について審理を行わなければならない。

第五十七条 商標審判を請求する場合、商標評審委員会に請求書を提出し、同時に相手側当事者の数に相応する部数の副本を提出しなければならない。商標局の決定書に基づき再審を請求する場合、同時に商標局の決定書副本を提出しなければならない。商標評審委員会は、請求書を受け取った後、審査を経て、受理条件を満たしたものは受理し、受理条件を満たさなかったものは受理せず、書面によりその旨を請求人に通知し、理由を説明する。補正する必要がある場合、請求人に対して、通知書を受け取った日から 30 日以内に補正するよう通知する。補正しても規定を満たさない場合、商標評審委員会はこれを受理せず、書面により請求人にその旨を通知し、理由を説明する。期間内に補正しなかった場合、請求を取り下げたものとみなし、商標評審委員会は書面によりその旨を請求人に通知しなければならない。商標評審委員会は、商標審判の請求を受理した後に、受理条件を満たさないことを発見した場合、これを拒絶し、書面により請求人にその旨を通知し、理由を説明する。

第五十八条 商標評審委員会は、商標審判の請求を受理した後、適時に請求書副本を相手側当事者に送付し、請求書副本を受け取った日から 30 日以内に答弁するよう要求する。期間内に答弁しなかった場合であっても、商標評審委員会の審判は妨げられない。

第五十九条 当事者は審判の請求を提出した後又は答弁した後に、関係証拠を補充する必要がある場合、請求書又は答弁書にその旨を声明し、請求書又は答弁書を提出した日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合、関係証拠の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に発生した証拠、又は当事者に期間満了前に提出できないその他の正当な理由がある証拠については、期間満了後に提出した場合、商標評審委員会は証拠を相手側当事者に提示し、かつ、反対尋問を経てそれを採用することができる。

第六十条 商標評審委員会は当事者の要求に応じて、又は情状により、審判の請求に対して口頭審理を行うことができる。商標評審委員会は、審判の請求について口頭審理を行うことを決定した場合、口頭審理の 15 日前までに書面により当事者に通知し、口頭審理の期日、場所及び審判官を知らせる。当事者は通知書に指定された期間内に回答しなければならない。申立人が回答もせず口頭審理にも参加しなかった場合、審判の請求を取り下げたとみなし、商標評審委員会は書面により請求人にその旨を通知する。被請求人が回答もせず

口頭審理にも参加しなかった場合、商標評審委員会は欠席のまま審判を行うことができる。

第六十一条 請求人は、商標評審委員会が決定、裁定を下す前に、書面により商標評審委員会に請求の取下げを要求し、理由を説明することができる。商標評審委員会が取下げを認めた場合、審判手続は終結する。

第六十二条 請求人が商標審判の請求を取り下げた場合、同じ事実又は理由により再び審判を請求することはできない。商標評審委員会は商標審判の請求に対し、既に裁定又は決定を下した場合、何人も同じ事実又は理由により再び審判を請求することはできない。ただし、不登録再審手続を経て登録を許可された後に、商標評審委員会に登録商標の無効宣告を請求する場合は除く。

第七章 商標使用の管理

第六十三条 登録商標を使用する場合、商品、商品の包装、説明書又はその他の付随するものに「登録商標」又は登録マークを表記することができる。登録マークには®と®が含まれる。登録マークを使用する場合、商標の右上又は右下に表記しなければならない。

第六十四条 「商標登録証」を紛失し又は破損した場合、商標局に「商標登録証」再交付申請書を提出しなければならない。「商標登録証」を紛失した場合、「商標公告」に紛失声明を掲載しなければならない。破損した「商標登録証」は、再交付申請を提出すると同時に、商標局に返却しなければならない。商標登録人は、商標局による商標変更、譲渡、更新証明の再交付、商標登録証明の発行を必要とする場合、又は商標出願人は、優先権証明書類の発行を必要とする場合、商標局に相応の申請書を提出しなければならない。要求を満たした場合、商標局は承認した後に相応の証明を交付する。要求を満たさない場合、商標局は承認せず、その旨を申請人に通知し、理由を知らせる。「商標登録証」又はその他の商標証明書類を偽造又は変造した場合、刑法の国家機関証明文書偽造、変造罪又はその他の罪に対する規定に基づき、法により刑事責任を追及する。

第六十五条 商標法第四十九条における「登録商標がその指定商品の通用名称になっている」という事情がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に該登録商標の取消しを請求することができ、請求する際には、証拠資料を送付しなければならない。商標局は受理した後、商標登録人に通知し、通知を受け取った日から 2 ヶ月以内に答弁を行うよう要求しなければならない。期間内に答弁しなかった場合であっても、商標局の決定は妨げられない。

第六十六条 商標法第四十九条における「正当な理由なく 3 年間連続して登録商標を使用しなかった」行為がある場合、如何なる組織又は個人も商標局に、その登録商標の取消しを請求することができ、請求する際には関連する状況を説明しなければならない。商標局は受理後、商標登録人に対して、通知を受け取った日から 2 ヶ月以内に、当該商標の取消請求が提出される前に使用された証拠資料を提出するか、又は不使用の

正当な理由を説明するよう通知しなければならない。期間内に使用の証拠資料を提出せず、又は証明資料が無効で、かつ、不使用の正当な理由がない場合には、商標局はその登録商標を取り消す。前項にいう商標の使用の証拠資料には、商標登録人が登録商標を使用する場合の証拠資料と商標登録人が他人に登録商標の使用を許諾した場合の証拠資料が含まれる。正当な理由なく3年連続で不使用であることを理由に登録商標の取消しを請求する場合、その登録商標の登録公告の日から満3年後に請求しなければならない。

第六十七条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第四十九条に規定される正当な理由に該当する。

- (一) 不可抗力
- (二) 政府政策による制限
- (三) 破産清算
- (四) 商標登録者に帰責できないその他の正当な事由

第六十八条 商標局、商標評審委員会が取り消した又は無効宣告した登録商標について、取消し又は無効宣告の理由が一部の指定商品に限った場合、当該一部の指定商品に使用する商標登録を取り消す又は無効宣告する。

第六十九条 他人にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者は許諾契約の有効期間内に商標局に届け出、届出資料を送付しなければならない。届出資料は、登録商標使用許諾者、被許諾者、許諾期間、使用許諾商品又は役務の範囲等の事項を説明しなければならない。

第七十条 商標登録専用権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者は書面による質権契約を締結し、共同で商標局に質権登記申請を提出しなければならない。商標局はそれを公告する。

第七十一条 商標法第四十三条第二項の規定に違反した場合、工商行政管理部門は、期限を定め是正を命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、販売を差し止める。販売差し止めを拒絶した場合、10万元以下の罰金を科する。

第七十二条 商標権保有者は、商標法第十三条の規定に基づき、馳名商標の保護を請求する場合、工商行政管理部門に請求することができる。商標局が商標法第十四条の規定に基づいて馳名商標と認定した場合、工商行政管理部門は、商標法第十三条の規定に違反する商標の使用行為を差し止め、商標標識を没収し、廃棄する。商標標識と商品が分割しがたい場合には、一括して没収し、廃棄する。

第七十三条 商標登録人がその登録商標の抹消、又はその登録商標の一部の指定商品における抹消を申請する場合、商標局に商標抹消請求書を提出し、もとの「商標登録証」を返納しなければならない。商標登録人がその登録商標の抹消、又は登録商標における一部の指定商品の抹消を申請する場合、商標局が抹消を許可した後、当該商標権又は当該登録商標の指定商品における効力は、商標局がその抹消申請を受け取った日か

ら失効する。

第七十四条 登録商標が取り消され、又は本条例第七十三条の規定に基づき抹消された場合、もとの「商標登録証」は失効し、それを公告する。一部の指定商品における当該商標の登録を取り消した場合、又は商標登録人が一部の指定商品における登録の抹消を申請した場合、改めて「商標登録証」を発行し、それを公告する。

第八章 商標権の保護

第七十五条 他人の商標専用権を侵害する、貯蔵、運送、郵送、印刷、隠匿、経営場所、インターネット商品取引のプラットフォーム等を提供することは、商標法第五十七条第六号にいう「便宜の提供」に該当する。

第七十六条 同一又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の標章を商品名又は装飾として使用し、公衆の誤解を生じさせることは、「商標法」第五十七条第二号に規定される「商標権に関する侵害行為」に該当する。

第七十七条 商標権の侵害行為について、何人も工商行政管理部門に提訴又は告発することができる。

第七十八条 商標法第六十条に規定される違法経営額を計算するにあたり、以下を考慮することができる。

- (一) 権利侵害商品の販売価格
- (二) 未販売の権利侵害商品の表示価格
- (三) 権利侵害について精査した商品の実際の平均販売価格
- (四) 権利侵害を受けた商品の市場中間価格
- (五) 権利侵害により、権利侵害者が取得した営業収入
- (六) その他権利侵害商品の価値を合理的に計算できる要素

第七十九条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十条に規定する「当該商品を自己が合法的に取得したものであると証明する」ことに該当する。

- (一) 供給者が合法的に署名、押印した品物供給一覧表と代金領収書があり、かつ、調査を経て真実であると確認され、又は提供者が認めた場合
- (二) 売買双方が締結した仕入契約書があり、かつ、調査を経て確実に履行されたと確認された場合
- (三) 合法的な仕入送り状があり、かつ、送り状の記載事項が係争商品と対応している場合
- (四) 係争商品を合法的に取得したと証明できるその他の場合

第八十条 商標権侵害商品であると知らずに販売し、当該商品を自己が合法的に取得したと証明でき、かつ、提供者を説明した場合には、工商行政管理部門は、販売を差し止めるよう命じ、事件の状況を侵害商品提供

者所在地の工商行政管理部門に通知する。

第八十一条 係争登録商標権の帰属が商標局、商標評審委員会による審理中、又は人民法院による訴訟中であり、事件の結果が事件の性質に影響を及ぼし得る場合、商標法

第六十二条第三項における「商標権の帰属に争議がある」ことに該当する。

第八十二条 商標権侵害を摘発するにあたり、工商行政管理部門は、権利者に対して係争商品が権利者により生産された製品か、又は生産を許諾された製品かどうかを鑑定するよう要求することができる。

第九章 商標代理

第八十三条 商標法にいう商標代理とは、委託人の委託を受けて、委託人の名義で商標登録出願、商標審判又はその他商標関連手続を行うことをいう。

第八十四条 商標法にいう商標代理機構には、工商行政管理部門の登記を経て商標代理業務に従事するサービス機構と商標代理業務に従事する弁護士事務所が含まれる。商標代理機構は、商標局、商標評審委員会の所管する商標代理業務に従事する場合、下記の規定に基づいて商標局に届け出を行わなければならない。

(一) 工商行政管理部門の登記証明書類又は司法行政部門が法律事務所の設立を許可した証明書類を提出して認証を受け、その写しを保管すること

(二) 商標代理機構の名称、住所、責任者、連絡先等の基本情報を届け出ること

(三) 商標代理に従事する人員のリスト及び連絡先を届け出ること
工商行政管理部門は、商標代理機構の信用記録を作成しなければならない。商標代理機構が商標法又は本条例の規定に違反した場合には、商標局又は商標評審委員会はそれを公開通達し、その信用記録に記入する。

第八十五条 商標法にいう商標代理従業員とは、商標代理機構で商標代理業務に従事する職員を指す。商標代理従業員は、個人の名義で自ら委託を受けてはならない。

第八十六条 商標代理機構は、商標局、商標評審委員会に関連出願書類を提出するにあたり、当該代理機構の公印を押し、商標代理従業員が署名しなければならない。

第八十七条 商標代理機構がその代理サービス以外のその他の商標に関する登録出願又は譲受申請を行う場合、商標局はそれを受理しない。

第八十八条 下記のいずれかの事情がある場合、商標法第六十八条第一項第(二)号にいう「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を攪乱する」ことに該当する。

(一) 欺瞞、虚偽の宣伝、他人の誤解を招く、又は商業賄賂等の方式により顧客を誘致する場合

(二) 事実を隠し、虚偽の証拠を提供する場合、又は事実を隠し、虚偽の証拠を提供するよう他人を脅迫、

誘導する場合

(三) 同一商標事件において、利益衝突のある双方当事者から委託を受ける場合

第八十九条 商標代理機構が商標法第六十八条に規定される行為を行った場合、行為者所在地又は違法行為発生地を管轄する都道府県の工業行政管理部门はそれを摘発し、摘発状況を商標局に通知する。

第九十条 商標局、商標評審委員会は、商標法第六十八条の規定に基づいて商標代理機構の商標代理業務の受理を停止した場合、当該商標代理機構による商標代理業務の受理を6ヶ月以上ないし永久に停止する旨の決定を下すことができる。商標代理業務の受理を停止する期間が満了した後、商標局、商標評審委員会は受理を回復しなければならない。商標局、商標評審委員会は、商標代理の受理停止又は受理回復を決定した場合、ウェブサイト上に公告しなければならない。

第九十一条 工業行政管理部门は、商標代理業界組織に対する監督と指導を強化しなければならない。

第十章 附則

第九十二条 1993年7月1日まで継続的に使用してきた役務商標は、同一又は類似する役務区分において既に登録された商標と同一又は類似する場合であっても、引き続き使用することを認める。ただし、1993年7月1日以降使用を3年以上中断したものは継続して使用してはならない。商標局が新たに開放した商品又は役務を始めて受理する日まで継続的に使用してきた商標は、新たに開放した商品又は役務が同一又は類似する商品又は役務区分において既に登録された他人の同一又は類似する商標がある場合、引き続き使用することを認める。ただし、初めて受理した日以降使用を3年以上中断したものは継続して使用してはならない。

第九十三条 商標登録用の商品及び役務分類表は、商標局が制定し、公布する。商標登録出願又はその他の商標関連手続の書式は、商標局、商標評審委員会が制定し、公布する。商標評審委員会の評審規則は、国务院工業行政管理部门が制定し、公布する。

第九十四条 商標局は、「商標登録簿」を設け、登録商標及び関係登録事項を記載する。

第九十五条 「商標登録証」及び関連証明は、権利者が商標権を有する証書である。「商標登録証」に記載される登録事項は、「商標登録簿」と一致しなければならない。記載が一致しない場合には、明らかに「商標登録簿」に誤りがあると証明する証拠がある場合を除き、「商標登録簿」に準ずる。

第九十六条 商標局は「商標公告」を公布し、商標登録及びその他の関係事項を掲載する。「商標公告」は、紙媒体又は電子方式により公布する。送達公告を除き、公布日からは、社会公衆が既に公告内容を知っており又は知るべきであったとみなす。

第九十七条 商標登録出願又はその他の商標関連手続を行う場合には、費用を納付しなければならない。費用納付の項目と基準は、国務院財政部門、国務院価格主管部門がそれぞれ制定する。

第九十八条 本条例は、2014年5月1日より施行する。

4.主要部門規定

専利標識表記弁法（第 63 号）⁹⁰

「専利標識表記弁法」が国家知識産権局の局務会議にて採決されたため、ここに公布し、2012年5月1日より施行するものとする。

局長 田力普

2012年3月8日

第1条 専利標識の表記方式を規範化し、正常な市場経済秩序を維持するため、「中華人民共和国専利法」（以下、専利法という）及び「中華人民共和国専利法実施細則」の関係規定に基づいて、本弁法を制定する。

第2条 専利標識を表記するにあたり、本弁法にしたがって表記しなくてはならない。

第3条 専利事務管理部門は、その行政区域における専利標識の表記行為の監督管理を担当する。

第4条 専利権付与後の専利権の存続期間内に、専利権者又はその同意を得て専利標識を表記する権利を享有する被許可者は、専利製品、専利方法によって直接得られた製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に専利標識を表記することができる。

第5条 専利標識を表記するにあたり、次の内容を明記しなくてはならない。

(1) 例えば、中国発明特許、中国実用新案、中国意匠など中国語で表記されている専利権の種類。

(2) 国家知識産権局によって権利付与された専利権の専利番号。

上記内容以外に、その他の文字や図形標識を表記してもよい。ただし、その文字、図形標識及びその表記方法が公衆に誤解をもたらすものであってはならない。

第6条 専利方法によって直接得られた製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に専利標識を表記するにあたり、中国語でその製品が専利方法によって直接得られたものであると明記しなくてはならない。

⁹⁰出所：2012年3月13日付け国務院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

http://www.gov.cn/flfg/2012-03/13/content_2090398.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

第 7 条 専利権付与前に製品、その製品の包装又はその製品の取扱説明書などの上に表記するにあたり、中国語で中国専利出願の種類、専利出願番号を表記し、かつ「専利出願中、未登録」の文字を明記しなくてはならない。

第 8 条 専利標識の表記が本弁法第 5 条、第 6 条又は第 7 条の規定に合致しない場合、専利事務管理部門は是正するよう命じる。

専利標識の表記が適切でなく、専利詐称行為になる場合、専利事務管理部門は専利法第 63 条の規定にしたがって処罰する。

第 9 条 本弁法は、国家知識産権局が解釈について責任を負う。

第 10 条 本弁法は 2012 年 5 月 1 日より施行するものとする。2003 年 5 月 30 日に国家知識産権局令第 29 号により発布した「専利表記及び専利番号表記方法に関する規定」は同時に廃止する。

展示会知的財産権保護弁法⁹¹

(2006年1月10日商務部、国家工商総局、国家版權局、国家知識産権局令第1号公布)

第一章 総則

第一条 展示会期間における知的財産権の保護強化、展示業の秩序維持、展示業の健全な発展の推進のため、『中華人民共和国対外貿易法』、『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国著作権法』及び関係する行政法規等に基づき、この弁法を制定する。

第二条 この弁法は中華人民共和国内で主催される各種経済・技術の貿易展覧会、展示販売会、博覧会、交易会、展示会等の活動において、専利、商標、著作権に関する保護に適用される。

第三条 展示会の管理部門は、展示会期間の知的財産権に対する保護の協調、監督、検査を強化し、展示会の正常な交易秩序を維持しなければならない。

第四条 展示会主催者は、法律に則り知的財産権の権利者の合法權益を維持しなければならない。展示会主催者は出展企業を募集する時、出展者に対する知的財産権に関する保護と、出展項目（展示品、展示パネル及び関係する宣伝資料等）の知的財産権状況に対する審査を行わなければならない。展示会期間中、展示会主催者は知的財産権の行政管理部門による知的財産権の保護に積極的に協力しなければならない。

第五条 出展者は合法的に出展し、他人の知的財産権を侵害してはならず、知的財産権の行政管理部門又は司法部門の調査に協力しなければならない。

第二章 苦情処理

第六条 展示会が3日間以上（3日を含む）にわたる場合又は展示会管理部門が必要と認める場合は、展示会主催者は展示期間中に知的財産権の苦情受付機関を設置しなければならない。苦情受付機関が設置された場合は、展示会開催地の知的財産権行政管理部門は駐在職員を派遣し、法律に則り知的財産権侵害事件を処理しなければならない。苦情受付機関が設立され

⁹¹出所：2006年1月10日付け商務部ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

<http://file.mofcom.gov.cn/article/gkml/200804/20080495212409.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

ない場合は、展示会開催地の知的財産権行政管理部門は展示会の知的財産権保護に対する指導、監督及び関係事件の処理を強化し、展示会主催者は開催地における関係する知的財産権行政管理部門の連絡担当者、連絡方法等を展示会場における目立つ位置で公示しなければならない。

第七条 展示会における知的財産権の苦情受付機関は、展示会主催者、展示会管理部門、専利・商標・著作権等の知的財産権行政管理部門によって構成され、次の職責を負う。

- (一) 知的財産権の権利者からの苦情を受け付け、展示会開催期間において知的財産権侵害の疑いがある展示品の出展を一時中止させる
- (二) 苦情に関する資料を知的財産権行政管理部門に引き渡す
- (三) 苦情の処理を協調し促す
- (四) 展示会の知的財産権保護情報に対して統計・分析を行う
- (五) その他の関係事項

第八条 知的財産権の権利者は展示会の知的財産権苦情受付機関に対して苦情を申し出ることができ、また知的財産権行政管理部門に直接苦情を申し出ることができる。権利者が苦情受付機関に苦情を申し出るときには次の資料を提出しなければならない。

- (一) 合法かつ有効な知的財産権の権利帰属証明：専利に係る場合は、専利証書、専利公告文書、専利権者の身分証明、専利法律状態の証明を提出しなければならない。商標に係る場合は、苦情を申し出た人が署名押印により確認した商標の登録証明文書、商標権者の身分証明を提出しなければならない。著作権に係る場合は、著作権の権利証明、著作権者の身分証明を提出しなければならない。
- (二) 権利侵害が疑われる当事者の基本情報
- (三) 権利侵害が疑われる理由と証拠
- (四) 代理人による苦情申し出の場合は委任書を提出しなければならない。

第九条 この弁法第八条の規定を満たさない場合は、展示会の知的財産権苦情受付機関又は知的財産権行政管理部門は、ただちに苦情を申し出た人又は請求人に関係資料の補充の旨を通知しなければならない。補充されなかった場合は受理しない。

第十条 苦情を申し出た人が虚偽の資料を提出すること又はその他苦情が真実ではないことにより、苦情を受けた者に損失を与えた場合は、相応の法律責任を負わなければならない。

第十一条 展示会の知的財産権苦情受付機関は、この弁法第八条の規定を満たす苦情資料を受け付けた場合、

24 時間以内に関係する知的財産権行政管理部門へ送付しなければならない。

第十二条 地方の知的財産権行政管理部門が苦情又は処理の請求を受理した場合は、展示会主催者に通知し、ただちに苦情を訴えられた人また被請求人に通知しなければならない。

第十三条 知的財産権を侵害する苦情又は請求を処理する過程で、地方の知的財産権行政管理部門は、展示会の会期に基づき、苦情を訴えられた人又は被請求人に答弁期限を指定することができる。

第十四条 苦情を訴えられた人又は被請求人が答弁書を提出した後、地方の知的財産権行政管理部門がさらに調査をする必要を認めた場合を除き、ただちに決定し、双方当事者に送付しなければならない。

苦情を訴えられた人又は被請求人が答弁期限内に答弁書を提出しない場合は、地方知的財産権行政管理部門の決定に影響しない。

第十五条 展示会終了後、関係する知的財産権行政管理部門はただちに処理結果を展示会主催者に通達しなければならない。展示会主催者は、展示会の知的財産権保護の統計分析作業を行い、状況をただちに展示会行政管理部門に報告しなければならない。

第三章 展示会期間における専利保護

第十六条 展示会の苦情受付機関が地方知的財産権局の協力を必要とする場合、地方知的財産権局は積極的に協力して、展示会の知的財産権保護に参加しなければならない。地方知的財産権局が展示会期間において次に掲げる業務を行うことができる。

(一) 展示会苦情受付機関の引き渡した専利権侵害の疑いがある苦情を受理し、専利に係る法律・法規の関係規定に基づき処理する。

(二) 展示項目による専利権侵害に係る専利権侵害紛争の処理請求を受理し、『専利法』第五十七条の規定に基づき処理する。

(三) 展示項目に他人の専利の虚偽表示及び専利偽称の疑いがあるとする通報を受理し、又は職権に基づき展示項目における他人の専利の虚偽表示及び専利の偽称行為を取り締まり、『専利法』第五十八条、第五十九条の規定に基づき処罰する。

第十七条 次の各号の一に該当するときは、地方知的財産権局は専利権侵害の苦情又は処理請求を受理しない。

(一) 苦情を申し出た人又は請求人が人民法院に専利権侵害訴訟を起こしている場合 (二) 専利権が無効宣告請求中の場合

(三) 専利権の帰属紛争で人民法院が審査を行っている又は専利管理部門が和解を進めている場合

(四) 専利権が終了し、専利権利者が権利の回復を手続中の場合

第十八条 地方知的財産権局が苦情を訴えられた人又は被請求人へ通知するとき、その場で即時に調査と証拠の収集を行い、事件に関係する文書を閲覧・複写し、当事者への質問を行い、写真撮影、映像撮影等の方法による現場検証を行うことができるほか、サンプル抽出による証拠の収集を行うこともできる。

地方知的財産権局は証拠収集について必ず記録を作成し、担当者、証拠調査を受けた当事者の署名押印をしなければならない。証拠調査を受けた当事者が署名押印を拒絶した場合、記録に原因を記載しなければならない。その他の者が現場にいた場合は、同時にその者の署名を受けることもできる。

第四章 展示会期間における商標保護

第十九条 展示会の苦情受付機関が地方の工商行政管理部門の協力を必要とする場合、地方の工商行政管理部門は積極的に協力し、展示会の知的財産権保護作業に参加しなければならない。地方の工商行政管理部門が展示会期間において次に掲げる業務を行うことができる。

(一) 展示会苦情受付機関の引き渡した商標権侵害の疑いがある苦情を受け取り、商標に係る法律・法規の関係規定に基づき処理する。

(二) 『商標法』第五十二条の規定に該当する商標専用権侵害の苦情を受理する

(三) 職権に基づき商標違法事件を取り締まる

第二十条 次の各号の一に該当するとき、地方の工商行政管理部門は商標専用権侵害の苦情又は処理請求を受理しない。

(一) 苦情を申し出た人又は請求人が人民法院に商標権侵害訴訟を起こしている場合 (二) 商標権が無効又は抹消されている場合

第二十一条 地方の工商行政管理部門は受理決定後、商標に係る法律法規などの規定に基づき調査・処理を行うことができる。

第五章 展示会期間における著作権保護

第二十二条 展示会の苦情受付機関が地方の著作権行政管理部門の協力を必要とする場合、地方の著作権行政管理部門は積極的に協力して、展示会の知的財産権保護に参加しなければならない。地方の著作権行政管理部門が展示会期間において次に掲げる業務を行うことができる。

(一) 展示会苦情受付機関が引き渡した著作権侵害の疑いがある苦情を受け取り、著作権法に係る法律・法規の関係規定に基づき処置する

(二)『著作権法』第四十七条の規定に該当する著作権侵害の苦情を受理し、『著作権法』の関係規定に基づいて処罰する

第二十三条 地方の著作権行政管理部門が苦情又は請求を受け付けた後に、次の手段による証拠収集をすることができる。

- (一) 権利侵害が疑われる行為に係る文書、帳簿その他書類を閲覧、複写する
- (二) 権利侵害が疑われるコピー製品のサンプリングを行う
- (三) 権利侵害が疑われるコピー製品を登録して保存する

第六章 法律責任

第二十四条 知的財産権侵害が疑われる苦情について、地方の知的財産権行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、展示会管理部門と共同で出展者に対して処理を行わなければならない。

第二十五条 特許権又は実用新案権に対する権利侵害の疑いについての処理請求に対して、地方の知的財産権局が権利侵害の成立を認定した場合は、『専利法』第十一条第一項の許諾販売行為の禁止に関する規定及び『専利法』第五十七条の権利侵害人の権利侵害行為をただちに終了させる規定に基づき、被請求人に展示会場から権利を侵害している展示品の撤収、権利を侵害する製品の宣伝資料の廃棄、権利を侵害している項目を紹介するための展示パネルの交換を命ずる処理決定をしなければならない。

意匠権に対する権利侵害の疑いについての処理請求に対して、被請求人が展示会場でその展示品を販売して、地方の知的財産権局が権利侵害の成立を認定した場合は、『専利法』第十一条第二項の販売行為の禁止に関する規定、及び第五十七条の権利侵害人の権利侵害行為をただちに終了させる規定に基づき、被請求人に展示会場から権利を侵害する展示品の撤収を命ずる処理決定をしなければならない。

第二十六条 展示会期間中における他人の専利の虚偽表示、非専利商品による専利製品の偽称、非専利方法による専利方法の偽称について、地方知的財産権局が『専利法』第五十八条と第五十九条の規定に基づき処罰しなければならない。

第二十七条 商標事件に関する処理請求について、地方の工商行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、『商標法』及び『商標法実施条例』などの関係規定に基づき処罰しなければならない。

第二十八条 著作権及び関係権利の侵害への処理請求について、地方の著作権行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、『著作権法』第四十七条の規定に基づき処罰し、権利侵害の展示品及び権利侵害の展示品を説明する宣伝資料を没収、廃棄処分し、展示項目を紹介する展示パネルを交換しなければならない。

第二十九条 調査によって苦情を訴えられた又は請求された展示項目が、人民法院又は知的財産権行政管理

部門により権利侵害成立の判定又は決定がされ、かつ法的効力が生じた場合、地方の知的財産権行政管理部門は第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条に掲げる処理決定を直接行うことができる。

第三十条 請求人が被請求人の権利侵害展示行為の制止についての請求のほか、同一の被請求人のその他の知的財産権侵害行為の制止を請求した場合は、地方の知的財産権行政管理部門はその管轄地域内の権利侵害が疑われる行為に対して、関係する知的財産権法律法規及び規則に基づき処理を行うことができる。

第三十一条 出展者による権利侵害が成立した場合は、展示会管理部門は法律に則り出展者について公告することができる。出展者が連続 2 回以上権利侵害行為を行った場合には、展示会主催者はその出展者の次回展示会への参加を禁止すべきである。

第三十二条 主催者による展示会の知的財産権保護が十分でない場合は、展示会管理部門が主催者に警告しなければならないが、状況によっては法律に則り当該主催者による次回の関係展示会主催の申請を拒絶する。

第七章 附則

第三十三条 展示会終了後に事件の処理がまだ終了しない場合は、事件の関係事実と証拠を展示会主催者に確認の上で、展示会開催地の知的財産権行政管理部門から 15 労働日以内に管轄権を有する知的財産権行政管理部門へ移し、法律に則り処理することができる。

第三十四条 この弁法における知的財産権行政管理部門は専利、商標、著作権行政管理部門のことをいう。この弁法における展示会管理部門は展示会の許認可部門又は登録部門をいう。

第三十五条 この弁法は 2006 年 3 月 1 日から実施する。

資料 4 主要な地域にある関連公的機関一覧表

名称	公式サイト
〔立法機関〕	
全国人民代表大会	http://www.npc.gov.cn/
〔行政機関〕	
中華人民共和國中央人民政府	http://www.gov.cn/
国家知識産権局	https://www.cnipa.gov.cn/
国家知識産権戦略網	http://www.nipso.cn/
中国特許庁審判部（中国語「专利复审委员会（專利復審委員會）」）	http://www.sipo-reexam.gov.cn/
海関総署	http://www.customs.gov.cn/
中国商務部	http://www.mofcom.gov.cn/
國務院法制弁公室	http://www.chinalaw.gov.cn/
版權局	http://www.ncac.gov.cn/
公安庁	https://www.mps.gov.cn/
北京市公安局	http://gaj.beijing.gov.cn/
上海市公安局	https://gaj.sh.gov.cn/shga/index.html
広州市公安局	http://gaj.gz.gov.cn/
シンセン市公安局	http://ga.sz.gov.cn/
国家市場監督管理総局	http://www.samr.gov.cn/
北京市市場監督管理総局	http://scjgj.beijing.gov.cn/
上海市市場監督管理総局	http://scjgj.sh.gov.cn/
広州市市場監督管理総局	http://scjgj.gz.gov.cn/
シンセン市場監督管理総局	http://amr.sz.gov.cn/
〔司法機関〕	
最高人民法院	http://www.court.gov.cn/
北京知識産権法院	http://bjzcfy.chinacourt.gov.cn/index.shtml

北京法院網	http://bjgy.chinacourt.org/
上海知識産権法院	http://www.shzcfy.gov.cn/
上海法院網	http://shfy.chinacourt.org/index.shtml
広州知識産権法院	http://www.gipc.gov.cn/
〔その他知的財産関係機関〕	
専利情報センター	http://www.cnpat.com.cn/index.aspx
中国知的財産網	http://www.ipph.cn/
中国知的財産権裁判文書網	http://ipr.court.gov.cn/
中国知識産権司法保護	http://www.chinaiprlaw.cn/
JETRO 中国	https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/

資料 5 専利権、植物新品種、集積回路、ノウハウ、コンピュータソフトウェアなどにかかる訴訟の第一審管轄権の有する裁判所のリスト

番号	コード (中国語)	所在 省・自 治区・ 直轄市	裁判所の名称(中国語)	特許 の種 類	管轄地域
1	最高 法	北京	最高人民法院 ⁹²	全部	全国
2	京	北京	北京市高級人民法院	全部	北京市
3	京 73	北京	北京知識産権法院	全部	北京市
4	滬	上海	上海市高級人民法院	全部	上海市
5	滬 73	上海	上海知識産権法院	全部	上海市
6	粵	広東	広東省高級人民法院	全部	広東省
7	粵 73	広東	広州知識産権法院	全部	広東省(深セン市以外)
8	粵 03	広東	深セン市中級人民法院知識 産権法廷	全部	深セン市
9	津	天津	天津市高級人民法院	全部	天津市
10	津 03	天津	天津市第三中級人民法院 知識産権法廷	全部	天津市
11	渝	重慶	重慶市高級人民法院	全部	重慶市
12	渝 01	重慶	重慶市第一中級人民法院	全部	重慶市第一、第三、第四中級人民法院の 管轄区域
13	渝 05	重慶	重慶市第五中級人民法院	全部	重慶市第二、第五中級人民法院の管轄区 域
14	渝 0112	重慶	重慶市両江新区知識産権 法廷 (重慶市渝北区人民法院)	実用 新案、 意匠	重慶市渝北区、江北区、北碚区
15	冀	河北	河北省高級人民法院	全部	河北省
16	冀 01	河北	石家莊市中級人民法院	全部	河北省
17	晋	山西	山西省高級人民法院	全部	山西省
18	晋 01	山西	太原市中級人民法院	全部	山西省
19	陝	陝西	陝西省高級人民法院	全部	陝西省
20	陝 01	陝西	西安市中級人民法院知識 産権法廷	全部	陝西省
21	黔	貴州	貴州省高級人民法院	全部	貴州省
22	黔 01	貴州	貴陽市中級人民法院	全部	貴州省
23	雲	雲南	雲南省高級人民法院	全部	雲南省
24	雲 01	雲南	昆明市中級人民法院	全部	雲南省
25	甘	甘肅	甘肅省高級人民法院	全部	甘肅省

⁹² 訴訟標的額が 50 億元以上の事件について、高級人民法院より第一審を管轄する。全国の範囲内重大、複雑な関連知財事件について、最高人民法院より第一審を管轄する。

26	甘 01	甘肅	蘭州市中級人民法院知識 產權法廷	全部	甘肅省
27	青	青海	青海省高級人民法院	全部	青海省
28	青 01	青海	西寧市中級人民法院	全部	青海省
29	寧	寧夏	寧夏回族自治州高級人民 法院	全部	寧夏回族自治州
30	寧 01	寧夏	銀川市中級人民法院	全部	寧夏回族自治州
31	藏	西藏	西藏自治區高級人民法院	全部	西藏自治區
32	藏 01	西藏	拉薩市中級人民法院	全部	西藏自治區
33	吉	吉林	吉林省高級人民法院	全部	吉林省
34	吉 01	吉林	長春市中級人民法院知識 產權法廷	全部	吉林省
35	瓊	海南	海南省高級人民法院	全部	海南省
36	瓊 01	海南	海口市的中級人民法院知識 產權法廷	全部	海南省
37	皖	安徽	安徽省高級人民法院	全部	安徽省
38	皖 01	安徽	合肥市中級人民法院知識 產權法廷	全部	安徽省
39	豫	河南	河南省高級人民法院	全部	河南省
40	豫 01	河南	鄭州市中級人民法院知識 產權法廷	全部	河南省
41	黑	黑龍江	黑龍江省高級人民法院	全部	黑龍江省
42	黑 01	黑龍江	哈爾濱市中級人民法院	全部	黑龍江省(齊齊哈爾市以外)
43	黑 02	黑龍江	齊齊哈爾市中級人民法院	全部	齊齊哈爾市
44	桂	廣西	廣西チワン族自治区高級 人民法院	全部	廣西チワン族自治区
45	桂 01	廣西	南寧市中級人民法院	全部	廣西チワン族自治区(柳州市、桂林市、來賓市、河池市以外)
46	桂 02	廣西	柳州市中級人民法院	全部	柳州市、桂林市、來賓市、河池市
47	川	四川	四川省高級人民法院	全部	四川省
48	川 01	四川	成都市中級人民法院知識 產權法廷	全部	四川省
49	湘	湖南	湖南省高級人民法院	全部	湖南省
50	湘 01	湖南	長沙市中級人民法院知識 產權法廷	全部	湖南省
51	内	内モン ゴル	内モンゴル自治区高級人 民法院	全部	内モンゴル自治区
52	内 01	内モン ゴル	呼和浩特市中級人民法院	全部	内モンゴル自治区(包頭市以外)
53	内 02	内モン ゴル	包頭市中級人民法院	全部	包頭市
54	贛	江西	江西省高級人民法院	全部	江西省
55	贛 01	江西	南昌市中級人民法院知識 產權法廷	全部	江西省

56	鄂	湖北	湖北省高級人民法院	全部	湖北省
57	鄂 01	湖北	武漢市中級人民法院知識 産権法廷	全部	湖北省
58	遼	遼寧	遼寧省高級人民法院	全部	遼寧省
59	遼 01	遼寧	瀋陽市中級人民法院	全部	遼寧省(大連市以外)
60	遼 02	遼寧	大連市中級人民法院	全部	大連市
61	新	新疆	新疆ウイグル自治区高級 人民法院	全部	新疆ウイグル自治区(兵団裁判所の管轄 地域以外)
62	新 01	新疆	烏魯木齊市中級人民法院 知識産権法廷	全部	新疆ウイグル自治区(兵団裁判所の管轄 地域以外)
63	兵	兵団	新疆ウイグル自治区高級 人民法院生産建設兵団分 院	全部	全ての兵団裁判所の管轄地域
64	兵 08	兵団	第八師中級人民法院	全部	下野地墾区、莫索湾墾区、石河子市
65	兵 11	兵団	第十二師中級人民法院	全部	烏魯木齊墾区、三坪墾区
66	閩	福建	福建省高級人民法院	全部	福建省
67	閩 01	福建	福州市中級人民法院知識 産権法廷	全部	福建省
68	魯	山東	山東省高級人民法院	全部	山東省
69	魯 01	山東	済南市中級人民法院知識 産権法廷	全部	済南市、淄博市、棗庄市、済寧市、泰安 市、萊芜市、濱州市、德州市、聊城 市、臨沂市、荷澤市
70	魯 02	山東	青島市中級人民法院知識 産権法廷	全部	青島市、東營市、煙台市、濰坊市、威海 市、日照市
71	蘇	江蘇	江蘇省高級人民法院	全部	江蘇省
72	蘇 01	江蘇	南京市中級人民法院知識 産権法廷	全部	江蘇省南京市、鎮江市、揚州市、泰州市、 塩城市、淮安市、宿遷市、徐州市、連雲港 市
73	蘇 05	江蘇	蘇州市中級人民法院知識 産権法廷	全部	蘇州市、無錫市、常州市、南通市
74	浙	浙江	浙江省高級人民法院	全部	浙江省
75	浙 01	浙江	杭州市中級人民法院知識 産権法廷	全部	杭州市、金華市、嘉興市、湖州市、衢州 市、麗水市
76	浙 02	浙江	寧波市中級人民法院知識 産権法廷	全部	寧波市、温州市、紹興市、台州市、舟山市
77	滇	海南	海南自由貿易港知識産権 法院	全部	海南省

[特許庁委託事業]
中国模倣対策マニュアル

2021年3月
禁無断転載

[調査受託]
北京魏啓学法律事務所
独立行政法人 日本貿易振興機構
北京事務所 知的財産権部

本報告書は、日本貿易振興機構が2021年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。